令和７年度第１回新潟地方最低賃金審議会

令和7年７月２日（水）
１４時００分～
新潟美咲合同庁舎2号館
４階共用会議室Ａ

議　事　次　第

１　開　　会

２　新潟労働局長挨拶

３　議　　題
（１）会長及び会長代理の選出について
（２）審議会運営規程について
（３）新潟県最低賃金の改正諮問について
（４）実地視察について
（５）その他

４　閉　　会

令和７年度 第１回 新潟地方最低賃金審議会
資　料　目　次

資料№.１・・・[第５７期] 新潟地方最低賃金審議会委員名簿

資料№.２・・・[諮問文案] 新潟県最低賃金の改正決定について

資料№.３・・・令和７年春季賃上げ状況

資料№.４・・・新潟県の経済情勢

資料№.５・・・一般職業紹介状況（令和７年５月分）

資料№.６・・・新潟県の主要指数の推移

資料№.７・・・物価動向

資料№.８・・・毎月勤労統計調査地方調査結果（令和７年３月分）

資料№.９・・・令和６年度新潟地方最低賃金審議会・専門部会開催状況一覧表

資料№.10・・・令和７年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

資料№.11・・・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和７年６月13 日閣議決定）
基礎資料集
経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和７年６月 13 日閣議決定）

資料№.12・・・最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正及び中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明（新潟県弁護士会：令和７年５月 30 日受理）

資料№.13・・・令和７年度労働組合要請書

資料№.14・・・令和７年度市町村要望（要請）書

資料№.15・・・新潟地方最低賃金審議会運営規程

資料№16・・・新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会運営規程

資料№17・・・令和７年度新潟地方最低賃金審議会日程（案）

審議会資料№1

[第57期]新潟地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年5月1日任命
（五十音順）

区　分	氏　名	現　職
公益代表	有元　知史（ありもと　さとし）	新潟大学経済科学部　准教授
	磯部　亘（いそべ　わたる）	弁護士
	小淵　真理子（おぶち　まりこ）	弁護士
	佐々木　桐子（ささき　とうこ）	新潟国際情報大学　経営情報学部 経営学科　准教授
	長谷川　雪子（はせがわ　ゆきこ）	新潟大学経済科学部　准教授
労働者代表	遠藤　大介（えんどう　だいすけ）	連合新潟 副事務局長
	片山　晃（かたやま　あきら）	UAゼンセン 新潟県支部 常任
	櫻井　竜義（さくらい　たつよし）	JAM新潟 常任執行委員
	田辺　綱男（たなべ　つなお）	新潟トヨタグループ労組 中央執行委員長
	永井　研（ながい　けん）	電機連合 新潟地方協議会 議長
使用者代表	竹越　孝行（たけごし　たかゆき）	日本金属ハウスウエア工業組合 副理事長
	田中　郁美（たなか　いくみ）	原信ナルスオペレーションサービス株式会社 人事教育部労務企画室室長
	徳武　裕一（とくたけ　ゆういち）	一般社団法人新潟県経営者協会 専務理事
	廣井　愛子（ひろい　あいこ）	株式会社オカ 常務取締役
	八木　威（やぎ　たけし）	新潟県中小企業団体中央会 専務理事

（案）

審議会資料№.２

新労発基　第　号
令和　年　月　日

新潟地方最低賃金審議会
会長　殿

新潟労働局長　福　岡　洋　志

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１２条の規定に基づく、新潟県最低賃金（昭和５５年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の改正決定に関して、最低賃金法第１０条第１項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和７年６月 13 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）」に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

審議会資料№.３

令和７年春季賃上げ状況

[令和７年６月２０日現在]

[各種賃上げ状況]

○連合　全体集計（６月５日集計）

回答・妥結集計　規模計・加重平均<２，８８６千人>

１６，３９９円　５．２６％[前年比　１，１６３円　０．１８ポイント]

300 人以上集計（６月５日集計）

回答・妥結集計　加重平均<２，５５３千人>

１６，９３２円　５．３３％[前年比　１，１４８円　０．１７ポイント]

300 人未満集計（６月５日集計）

回答・妥結集計　加重平均<３３３千人>

１２，４５３円　４．７０％[前年比　１，０９２円　０．２５ポイント]

○日本経団連　大手企業　（５月２２日集計、500 人以上、回答状況・加重平均）

１９，３４２円　５．３８％[前年比　△４９３円　△０．３７ポイント]

中小企業　（６月２０日集計、500 人未満、回答状況・加重平均）

１１，８２６円　４．３５％[前年比　１，４０６円　０．４３ポイント]

○日商　全体集計（６月４日集計、回答状況・加重平均）

回答・従業員規模構成割合（300 人以下　97.8%、301 人以上　2.2%）

１１，０７４円　４．０３％[前年比　１，４１２円　０．４１ポイント]

○連合新潟　（６月１７日集計)妥結状況　加重平均<５３，９６５人>

１３，７０２円　４．６９％[前年比　１，８７２円　０．４３ポイント]

○新潟商工会議所　(5 月 26 日集計)　加重平均<２９４社>

賃上げ率　５．０８％

（20 人未満 5.82％、20～99 人 5.39％、100～299 人 4.52％、300 人以上 3.16％）

審議会資料№.４

新 潟 県 の 経 済 情 勢

日本銀行新潟支店「新潟県の金融経済動向・基調判断」（2025 年 6 月 3 日）

県内景気は、原材料高の影響などを受けつつも、持ち直している。
輸出は、横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は増加している。
個人消費は、一部で弱い動きとなっているものの、回復している。
公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。
住宅投資は弱めの動きとなっている。
生産は、横ばい圏内の動きとなっている。
企業収益は改善の動きがみられる。
この間、雇用・所得環境は改善の動きがみられる。

新潟財務事務所「新潟県の経済情勢報告」（令和 7 年 4 月 22 日）

個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。
生産活動は、横ばいの状況にある。
雇用情勢は、改善しつつある。
設備投資は、6 年度は増加見込みとなっている。
企業収益は、6 年度は減益見込みとなっている。
企業の景況感は、「下降」超幅が拡大している。
住宅建設は、前年を上回っている。
公共事業は、前年を上回っている。

＜総括判断＞
県内経済は、持ち直している。

前回（7 年 1 月判断）		今回（7 年 4 月判断）
持ち直している。	⇒	持ち直している。

＜総括判断の要点＞
個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。
生産活動は、横ばいの状況にある。雇用情勢は、改善しつつある。
＜先行き＞
先行きについては、雇用・所得環境の改善や、各種政策効果が持ち直しを支えることが期待されるが、 米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

第四北越リサーチ＆コンサルティング（株）

「Monthly マンスリー6月　グラフで見る県内経済」（２０２５年５月31日）

県内経済は、緩やかに持ち直している。

個人消費は持ち直している。一方、生産活動と雇用状況、公共投資は横ばいで推移している。

・生産活動は、横ばいで推移している。
・個人消費は、持ち直している。
・雇用は、横ばいで推移している。
・設備投資は、増勢が鈍化している。
・住宅投資は、下げ止まっている。
・公共投資は、横ばいで推移している。

生産活動の面では、

・2月の鉱工業生産指数(季節調整値)は、 前月比4.1%低下の92.4となった。出荷指数は前月比横ばいの95.7となった。在庫指数は同2.6%低下の94.3となった。
・化学は通信や車載用などの生産が低水準となっているものの、DX関連の需要拡大による好調な動きから、緩やかに持ち直している。
・食料品は量販店向けが堅調に推移しており、高水準での生産が続いている。
・汎用・生産用・業務用機械は国内の大型建設工事向けなどが堅調である一方、中国など海外向けが不調であり、横ばいで推移している。
・金属製品は作業工具や家庭向け調理器具などを中心に、弱い動きとなっている。
・12-2月期の3ヵ月平均値でみた在庫循環図では、「在庫積み上がり局面」にある。
(注)在庫循環図:出荷と在庫の伸び率を比較することによって景気循環を判断する図。循環図では景気循環に応じて、①意図せざる在庫減局面→②在庫積み増し局面→③在庫積み上がり局面→④在庫調整局面、 という動きとなり、理論上は反時計回りで変化する

個人消費の面では、

・3月の小売業販売額は前年比4.1%増となった。百貨店・スーパーやドラッグストアなどの増加により、2カ月ぶりに前年を上回った。
・4月の乗用車(軽含む) 新規登録・届出台数は前年比9.4%増となり、4ヵ月連続で前年を上回った。
・普通乗用車の新規登録・届出台数は前年比 2.2%減の1,915台となった。
・小型乗用車は前年比4.6%増の1,146台となった。
・軽乗用車は前年比21.9%増の2,747台となった。
(注)小売業販売額:経済産業省「商業動態統計」の百貨店・スーパー、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアの全店販売額を合計したもの。

雇用の面では、

・3 月の有効求人倍率（パートタイム含む全数・季節調整済)は 1.44 倍となった。前月比 0.01 ポイント低下し、3 ヵ月連続で前月を下回った。

・3 月の新規求人数(同・実数)は小売業・ 卸売業やサービス業などが減少し、前年比 6.2 %減となった。10 カ月連続で前年を下回ったものの、労働需給の逼迫は続いている。

・雇用保険の受給資格決定件数及び受給者実人数は 2 ヵ月連続で前年を下回った。

設備投資の面では、

・製造業では、機械の更新や生産性の向上や効率化を目的とした情報化投資が続いているものの、生産能力拡大のための投資が減少し、投資額は前年を下回っている。

・非製造業では、小売やサービスで拠点や店舗新設のための投資額が前年を上回っている。一方、建設では前年に土地購入や設備導入など大規模な投資があった反動が出ている。

・3 月の非居住用建築物着工床面積は前年比 24.3%となり、2 ヵ月連続で前年を上回った。

住宅投資の面では、

・3 月の新設住宅着工戸数は前年比 74.8% 増となった。貸家や持家などの増加により、 4 ヵ月連続で前年を上回った。

・持家の着工戸数は前年比 36.9%増の 597 戸となった。

・貸家は前年比 151.5%増の 425 戸となった。

・分譲は前年比 39.7%増の 95 戸となった。

公共投資の面では、

・3 月の公共工事請負金額は前年比 7.5%減となった。県などの発注額が減少し、2 カ月連続で前年を下回った。

・国の機関(国、独立行政法人等)は 2 ヵ月連続で前年を下回った。

・地方の機関(県、市町村)は 5 カ月連続で前年を上回った。

新潟労働局職業安定部「最近の雇用失業情勢判断（令和７年５月分)」(6/27 発表)

県内の雇用情勢は、改善の動きにやや足踏み感がある。引き続き、求人・求職の動きに留意しつつ、物価の高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は、１．４３倍で、前月比０．０７ポイント減少。

新規求人倍率（季節調整値）は、２．０９倍で、前月比０．３８ポイント減少。

正社員の有効求人倍率（原数値）は１．３３倍で、前年同月と同数値。

有効求職者（原数値）は前年同月比２．２％減少、９か月連続減少。

新規求職申込件数（原数値）は前年同月比３．５％減少、２か月連続減少。

雇用保険（基本手当）の受給資格決定件数は、前年同月比３．６％減少し、４か月連続で減少。

受給者実人員は前年同月比３．２％減少し、５か月連続で減少。

審議会資料№５

新潟労働局
Niigata Labour Bureau

Press Release

令和７年６月２７日
【照会先】
新潟労働局職業安定部職業安定課
課　　長　　落　合　直　樹
課長補佐　　小　柳　博　行
労働市場情報官　　徳　橋　和　雄
TEL：025-288-3507

報道関係者　各位

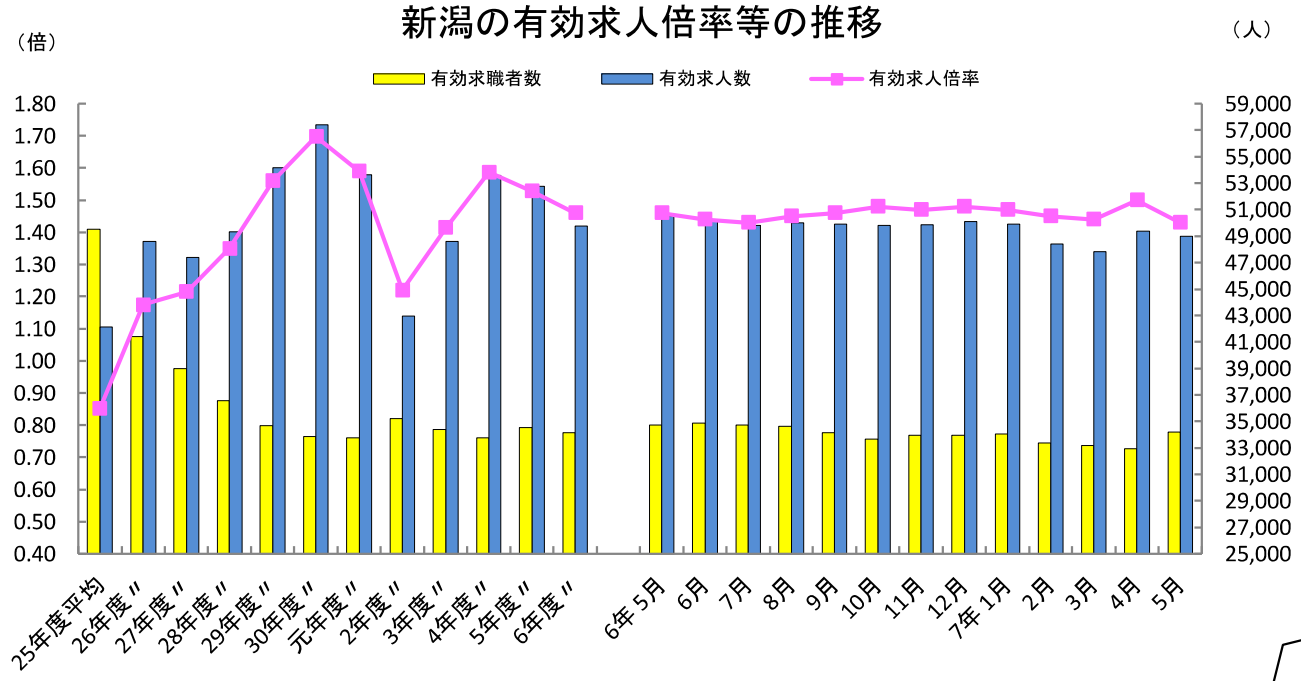
一般職業紹介状況（令和７年５月分）

【雇用情勢判断】

県内の雇用情勢は、改善の動きにやや足踏み感がある。引き続き、求人・求職の動きに留意しつつ、物価の高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.43倍で、前月に比べて0.07ポイント減少 ↘
新規求人倍率（季節調整値）は2.09倍で、前月に比べて0.38ポイント減少 ↘
正社員の有効求人倍率（原数値）は1.33倍で、前年同月と同数値 →

全国の有効求人倍率（季節調整値）は1.24倍で、前月に比べて0.02ポイント減少。



（注）1. 月別の数値は季節調整値。
2. 季節調整値の令和６年12月以前の数値は新季節指数により改訂済。
3. 有効求人倍率（折れ線グラフ）は左目盛。有効求人数及び有効求職者数（棒グラフ）は右目盛。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

１　求人の動き

有効求人数（季節調整値）は２か月ぶりに減少した。

(1)　有効求人数（季節調整値）は 49,005 人　前月比 0.7%減少（2 か月ぶりに減少）
新規求人数（季節調整値）は 16,385 人　前月比 10.3%減少（3 か月ぶりに減少）

有効求人数（原数値）は 47,731 人　前年同月比 3.6%減少（25 か月連続減少）
新規求人数（原数値）は 15,700 人　前年同月比 7.8%減少（2 か月ぶり減少）

(2)　新規求人数（原数値）15,700 人の内訳
パートタイムを除く求人は 10,834 人　前年同月比 7.4%減少(2 か月ぶり減少)
パートタイム求人は 4,866 人　前年同月比 8.6%減少(2 か月ぶり減少)

(3)　産業別新規求人数（原数値）の前年同月比（増減比）をみると、
建設業（1.9%増加)、運輸業，郵便業（1.9%増加）などで増加し、宿泊業，飲食サービス業（20.9%減少)、卸売業，小売業（15.2%減少)、サービス業（10.8%減少)、製造業（10.1%減少）などで減少した。

２　求職者の動き

有効求職者数（季節調整値）は４か月ぶりに増加した。

(1)　有効求職者数(季節調整値）は 34,171 人　前月比 3.7%増加（4 か月ぶり増加）
新規求職申込件数（季節調整値）は 7,840 人　前月比 6.0%増加（2 か月ぶり増加）

有効求職者数（原数値）は 36,953 人　前年同月比 2.2%減少（9 か月連続減少）
新規求職申込件数（原数値）は 7,837 人　前年同月比 3.5%減少（2 か月連続減少）

(2)　新規求職申込件数（パートを除く常用・原数値）を態様別にみると、
在職者は 1,725 人前年同月比 4.2%減少（2 か月連続減少）
離職者は 2,569 人前年同月比 3.0%減少（2 か月連続減少）

３　正社員にかかる有効求人倍率等

正社員の有効求人倍率（原数値）は前年同月と同率となった。

(1)　正社員の有効求人数（原数値）は 28,002 人 前年同月比 2.6%減少（13 か月連続減少）
正社員の有効求職者数(原数値)は 21,066 人 前年同月比 2.6%減少(10 か月連続減少)
(2)　正社員の就職件数（原数値）は 1,030 人　前年同月比 13.7%減少（15 か月連続減少）

※ １１頁に管内ハローワークの有効求人倍率について掲載しています。

なお、有効求人数、有効求職者数が総体的に少ないため、特定企業の求人の動向により大きく変動する場合があること、数値については原数値であり、季節調整は行われていないことにご留意ください。

一般職業紹介状況の推移（季節調整値）

項目 / 年月	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人数		新規求職申込件数		新規求人倍率	
	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値	前月差	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値	前月差
	人	%	人	%	倍	ポイント	人	%	件	%	倍	ポイント
5月	52,892	▲ 0.7	33,698	▲ 0.4	1.57	0.00	18,484	▲ 2.4	7,692	▲ 1.1	2.40	▲ 0.03
6月	53,226	0.6	33,765	0.2	1.58	0.01	19,102	3.3	7,601	▲ 1.2	2.51	0.11
7月	53,555	0.6	34,030	0.8	1.57	▲ 0.01	18,963	▲ 0.7	7,763	2.1	2.44	▲ 0.07
8月	53,581	0.0	34,215	0.5	1.57	0.00	18,798	▲ 0.9	7,963	2.6	2.36	▲ 0.08
9月	53,340	▲ 0.4	34,478	0.8	1.55	▲ 0.02	18,783	▲ 0.1	7,800	▲ 2.0	2.41	0.05
10月	53,360	0.0	34,858	1.1	1.53	▲ 0.02	18,955	0.9	7,971	2.2	2.38	▲ 0.03
11月	52,623	▲ 1.4	35,086	0.7	1.50	▲ 0.03	18,125	▲ 4.4	7,954	▲ 0.2	2.28	▲ 0.10
12月	52,354	▲ 0.5	35,142	0.2	1.49	▲ 0.01	18,518	2.2	7,782	▲ 2.2	2.38	0.10
6年 1月	51,956	▲ 0.8	34,985	▲ 0.4	1.49	0.00	18,036	▲ 2.6	7,755	▲ 0.3	2.33	▲ 0.05
2月	51,628	▲ 0.6	35,382	1.1	1.46	▲ 0.03	18,238	1.1	8,056	3.9	2.26	▲ 0.07
3月	51,132	▲ 1.0	34,778	▲ 1.7	1.47	0.01	18,199	▲ 0.2	7,386	▲ 8.3	2.46	0.20
4月	50,782	▲ 0.7	34,382	▲ 1.1	1.48	0.01	17,593	▲ 3.3	7,609	3.0	2.31	▲ 0.15
5月	50,520	▲ 0.5	34,698	0.9	1.46	▲ 0.02	17,471	▲ 0.7	7,675	0.9	2.28	▲ 0.03
6月	50,167	▲ 0.7	34,847	0.4	1.44	▲ 0.02	17,433	▲ 0.2	7,634	▲ 0.5	2.28	0.00
7月	49,810	▲ 0.7	34,732	▲ 0.3	1.43	▲ 0.01	17,165	▲ 1.5	7,587	▲ 0.6	2.26	▲ 0.02
8月	50,011	0.4	34,605	▲ 0.4	1.45	0.02	18,231	6.2	7,485	▲ 1.3	2.44	0.18
9月	49,924	▲ 0.2	34,145	▲ 1.3	1.46	0.01	17,251	▲ 5.4	7,316	▲ 2.3	2.36	▲ 0.08
10月	49,791	▲ 0.3	33,658	▲ 1.4	1.48	0.02	17,129	▲ 0.7	7,298	▲ 0.2	2.35	▲ 0.01
11月	49,865	0.1	33,963	0.9	1.47	▲ 0.01	17,621	2.9	7,400	1.4	2.38	0.03
12月	50,104	0.5	33,953	0.0	1.48	0.01	17,703	0.5	7,442	0.6	2.38	0.00
7年 1月	49,912	▲ 0.4	34,060	0.3	1.47	▲ 0.01	17,055	▲ 3.7	7,622	2.4	2.24	▲ 0.14
2月	48,400	▲ 3.0	33,357	▲ 2.1	1.45	▲ 0.02	16,599	▲ 2.7	6,805	▲ 10.7	2.44	0.20
3月	47,810	▲ 1.2	33,157	▲ 0.6	1.44	▲ 0.01	17,103	3.0	7,506	10.3	2.28	▲ 0.16
4月	49,360	3.2	32,944	▲ 0.6	1.50	0.06	18,273	6.8	7,393	▲ 1.5	2.47	0.19
5月	49,005	▲ 0.7	34,171	3.7	1.43	▲ 0.07	16,385	▲ 10.3	7,840	6.0	2.09	▲ 0.38

（注）１．新規学卒を除きパートタイムを含む。
２．令和６年１２月以前の数値は、令和７年１月分公表時に新季節指数により改訂済。
３．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。

一般職業紹介状況の推移（原数値）

項目 / 年月	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人数		新規求職申込件数		新規求人倍率	
	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月差	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月差
	人	%	人	%	倍	ポイント	人	%	件	%	倍	ポイント
2年度平均	42,986	▲ 19.6	35,131	4.2	1.22	▲ 0.37	15,734	▲ 17.0	8,149	▲ 5.6	1.93	▲ 0.27
3年度平均	48,629	13.1	34,397	▲ 2.1	1.41	0.19	17,572	11.7	7,920	▲ 2.8	2.22	0.29
4年度平均	53,543	10.1	33,789	▲ 1.8	1.58	0.17	18,953	7.9	7,781	▲ 1.8	2.44	0.22
5年度平均	52,731	▲ 1.5	34,487	2.1	1.53	▲ 0.05	18,532	▲ 2.2	7,761	▲ 0.3	2.39	▲ 0.05
6年度平均	49,759	▲ 5.6	34,133	▲ 1.0	1.46	▲ 0.07	17,377	▲ 6.2	7,467	▲ 3.8	2.33	▲ 0.06
5月	51,346	▲ 1.8	36,774	▲ 1.9	1.40	0.00	16,910	▲ 4.9	8,060	1.6	2.10	▲ 0.14
6月	52,269	▲ 2.2	35,651	▲ 1.8	1.47	0.00	20,222	0.9	7,346	▲ 4.4	2.75	0.14
7月	52,259	▲ 2.4	33,612	▲ 0.3	1.55	▲ 0.04	18,204	▲ 4.8	6,554	▲ 1.9	2.78	▲ 0.08
8月	52,935	▲ 1.0	33,330	0.6	1.59	▲ 0.02	17,714	▲ 0.6	7,121	3.5	2.49	▲ 0.10
9月	52,791	▲ 2.2	33,515	1.3	1.58	▲ 0.05	19,538	▲ 1.3	7,341	▲ 1.6	2.66	0.01
10月	54,315	▲ 0.1	34,349	4.3	1.58	▲ 0.07	19,851	0.7	7,858	9.6	2.53	▲ 0.22
11月	52,899	▲ 1.3	33,443	5.1	1.58	▲ 0.10	16,682	▲ 2.8	6,801	5.8	2.45	▲ 0.22
12月	51,869	▲ 0.0	32,451	8.6	1.60	▲ 0.14	18,228	1.1	6,557	8.8	2.78	▲ 0.21
6年 1月	51,599	▲ 1.6	32,954	6.8	1.57	▲ 0.13	18,996	▲ 3.1	8,563	1.1	2.22	▲ 0.09
2月	53,839	▲ 1.8	34,911	4.6	1.54	▲ 0.10	19,016	▲ 2.9	8,378	▲ 3.2	2.27	0.01
3月	53,493	▲ 4.7	35,862	0.9	1.49	▲ 0.09	18,790	▲ 7.5	8,042	▲ 10.9	2.34	0.09
4月	50,732	▲ 4.6	37,881	2.4	1.34	▲ 0.10	16,991	▲ 6.8	10,922	4.0	1.56	▲ 0.18
5月	49,514	▲ 3.6	37,790	2.8	1.31	▲ 0.09	17,025	0.7	8,125	0.8	2.10	0.00
6月	48,714	▲ 6.8	36,383	2.1	1.34	▲ 0.13	17,470	▲ 13.6	6,772	▲ 7.8	2.58	▲ 0.17
7月	48,775	▲ 6.7	34,797	3.5	1.40	▲ 0.15	17,107	▲ 6.0	7,128	8.8	2.40	▲ 0.38
8月	49,243	▲ 7.0	33,533	0.6	1.47	▲ 0.12	17,238	▲ 2.7	6,346	▲ 10.9	2.72	0.23
9月	49,396	▲ 6.4	33,078	▲ 1.3	1.49	▲ 0.09	17,241	▲ 11.8	6,670	▲ 9.1	2.58	▲ 0.08
10月	50,876	▲ 6.3	33,173	▲ 3.4	1.53	▲ 0.05	18,546	▲ 6.6	7,401	▲ 5.8	2.51	▲ 0.02
11月	49,857	▲ 5.8	32,248	▲ 3.6	1.55	▲ 0.03	16,508	▲ 1.0	6,271	▲ 7.8	2.63	0.18
12月	49,751	▲ 4.1	31,378	▲ 3.3	1.59	▲ 0.01	17,352	▲ 4.8	6,392	▲ 2.5	2.71	▲ 0.07
7年 1月	49,707	▲ 3.7	32,102	▲ 2.6	1.55	▲ 0.02	17,935	▲ 5.6	8,409	▲ 1.8	2.13	▲ 0.09
2月	50,491	▲ 6.2	32,910	▲ 5.7	1.53	▲ 0.01	17,479	▲ 8.1	6,961	▲ 16.9	2.51	0.24
3月	50,047	▲ 6.4	34,324	▲ 4.3	1.46	▲ 0.03	17,630	▲ 6.2	8,212	2.1	2.15	▲ 0.19
4月	49,508	▲ 2.4	36,281	▲ 4.2	1.36	0.02	17,875	5.2	10,422	▲ 4.6	1.72	0.16
5月	47,731	▲ 3.6	36,953	▲ 2.2	1.29	▲ 0.02	15,700	▲ 7.8	7,837	▲ 3.5	2.00	▲ 0.10

（注）１．新規学卒を除きパートタイムを含む。
２．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。

一般職業紹介状況の推移（就業形態別・原数値）

就業形態	パートタイムを除く								パートタイム							
項目 / 年月	有効求人数		有効求職者数		新規求人数		新規求職申込件数		有効求人数		有効求職者数		新規求人数		新規求職申込件数	
	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2年度平均	29,148	▲ 16.7	22,171	3.5	10,399	▲ 15.1	5,294	▲ 7.1	13,839	▲ 25.3	12,960	5.4	5,335	▲ 20.5	2,855	▲ 2.7
3年度平均	33,159	13.8	21,344	▲ 3.7	11,690	12.4	5,109	▲ 3.5	15,470	11.8	13,136	1.4	5,881	10.2	2,811	▲ 1.5
4年度平均	36,271	9.4	20,688	▲ 3.1	12,614	7.9	4,987	▲ 2.4	17,272	11.6	13,079	▲ 0.4	6,339	7.8	2,795	▲ 0.6
5年度平均	36,467	0.5	21,028	1.6	12,628	0.1	4,942	▲ 0.9	16,265	▲ 5.8	13,459	2.9	5,903	▲ 6.9	2,819	0.9
6年度平均	34,938	▲ 4.2	20,457	▲ 2.7	11,991	▲ 5.0	4,689	▲ 5.1	14,821	▲ 8.9	13,676	1.6	5,386	▲ 8.8	2,778	▲ 1.5
5月	35,556	0.8	21,894	▲ 2.4	11,627	▲ 0.6	4,920	0.9	15,790	▲ 7.3	14,880	▲ 1.1	5,283	▲ 13.2	3,140	2.6
6月	36,494	0.6	21,221	▲ 2.2	13,925	2.6	4,791	▲ 3.6	15,775	▲ 7.9	14,430	▲ 1.2	6,297	▲ 2.5	2,555	▲ 5.9
7月	36,838	1.6	20,381	▲ 0.7	12,837	1.5	4,281	▲ 3.2	15,421	▲ 10.7	13,231	0.3	5,367	▲ 17.1	2,273	0.7
8月	37,134	1.6	20,414	0.6	12,112	0.5	4,668	3.5	15,801	▲ 6.5	12,916	0.8	5,602	▲ 3.0	2,453	3.6
9月	36,595	▲ 1.0	20,520	1.4	13,289	▲ 1.7	4,745	▲ 0.8	16,196	▲ 4.9	12,995	1.1	6,249	▲ 0.4	2,596	▲ 3.1
10月	37,687	1.7	21,047	4.4	13,713	5.7	5,072	10.0	16,628	▲ 3.9	13,302	4.2	6,138	▲ 9.0	2,786	9.0
11月	36,578	0.6	20,465	4.8	11,154	▲ 2.7	4,448	6.2	16,321	▲ 5.3	12,978	5.6	5,528	▲ 3.2	2,353	5.1
12月	35,985	1.9	20,197	8.4	12,565	1.7	4,533	7.0	15,884	▲ 4.2	12,254	9.1	5,663	▲ 0.1	2,024	13.2
6年 1月	35,387	▲ 1.0	20,461	5.5	12,727	▲ 1.4	5,564	▲ 0.6	16,212	▲ 2.8	12,493	8.9	6,269	▲ 6.3	2,999	4.3
2月	36,559	0.0	21,622	3.6	12,420	0.1	5,213	▲ 3.4	17,280	▲ 5.4	13,289	6.4	6,596	▲ 8.1	3,165	▲ 2.9
3月	36,479	▲ 2.3	21,941	▲ 0.8	12,709	▲ 5.5	5,055	▲ 13.9	17,014	▲ 9.4	13,921	3.6	6,081	▲ 11.3	2,987	▲ 5.4
4月	35,591	▲ 2.0	22,514	1.6	12,026	▲ 3.5	6,363	5.9	15,141	▲ 10.2	15,367	3.7	4,965	▲ 13.9	4,559	1.4
5月	34,912	▲ 1.8	22,209	1.4	11,702	0.6	4,837	▲ 1.7	14,602	▲ 7.5	15,581	4.7	5,323	0.8	3,288	4.7
6月	34,921	▲ 4.3	21,349	0.6	12,510	▲ 10.2	4,326	▲ 9.7	13,793	▲ 12.6	15,034	4.2	4,960	▲ 21.2	2,446	▲ 4.3
7月	34,962	▲ 5.1	20,692	1.5	12,053	▲ 6.1	4,489	4.9	13,813	▲ 10.4	14,105	6.6	5,054	▲ 5.8	2,639	16.1
8月	35,126	▲ 5.4	20,133	▲ 1.4	11,802	▲ 2.6	4,159	▲ 10.9	14,117	▲ 10.7	13,400	3.7	5,436	▲ 3.0	2,187	▲ 10.8
9月	34,822	▲ 4.8	19,763	▲ 3.7	12,018	▲ 9.6	4,187	▲ 11.8	14,574	▲ 10.0	13,315	2.5	5,223	▲ 16.4	2,483	▲ 4.4
10月	35,560	▲ 5.6	19,803	▲ 5.9	12,761	▲ 6.9	4,622	▲ 8.9	15,316	▲ 7.9	13,370	0.5	5,785	▲ 5.8	2,779	▲ 0.3
11月	35,003	▲ 4.3	19,322	▲ 5.6	11,402	2.2	4,061	▲ 8.7	14,854	▲ 9.0	12,926	▲ 0.4	5,106	▲ 7.6	2,210	▲ 6.1
12月	34,725	▲ 3.5	19,118	▲ 5.3	11,926	▲ 5.1	4,310	▲ 4.9	15,026	▲ 5.4	12,260	0.0	5,426	▲ 4.2	2,082	2.9
7年 1月	34,514	▲ 2.5	19,665	▲ 3.9	12,108	▲ 4.9	5,412	▲ 2.7	15,193	▲ 6.3	12,437	▲ 0.4	5,827	▲ 7.1	2,997	▲ 0.1
2月	34,551	▲ 5.5	20,116	▲ 7.0	11,482	▲ 7.6	4,339	▲ 16.8	15,940	▲ 7.8	12,794	▲ 3.7	5,997	▲ 9.1	2,622	▲ 17.2
3月	34,570	▲ 5.2	20,803	▲ 5.2	12,103	▲ 4.8	5,165	2.2	15,477	▲ 9.0	13,521	▲ 2.9	5,527	▲ 9.1	3,047	2.0
4月	34,763	▲ 2.3	21,250	▲ 5.6	12,501	3.9	5,869	▲ 7.8	14,745	▲ 2.6	15,031	▲ 2.2	5,374	8.2	4,553	▲ 0.1
5月	33,755	▲ 3.3	21,464	▲ 3.4	10,834	▲ 7.4	4,699	▲ 2.9	13,976	▲ 4.3	15,489	▲ 0.6	4,866	▲ 8.6	3,138	▲ 4.6

（注）１．新規学卒を除きパートタイムを含む。
２．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。
３．令和4年度平均及び令和4年12月の「有効求職者数」と「新規求職申込件数」の数値については、再計算により訂正しています。

産業別新規求人数（原数値・新規学卒を除く）

（単位：人）

	全数	A,B. 農,林,漁業	C. 鉱業,採石業,砂利採取業	D. 建設業	E. 製造業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	G. 情報通信業	H. 運輸業,郵便業	I. 卸売業,小売業	J. 金融業,保険業	K. 不動産業,物品賃貸業	L. 学術研究,専門・技術サービス業	M. 宿泊業,飲食サービス業	N. 生活関連サービス業,娯楽業	O. 教育,学習支援業	P. 医療,福祉	Q. 複合サービス事業	R. サービス業	S,T. 公務・その他
2年度計	188,806	1,458	394	26,914	21,323	273	1,990	8,315	36,883	968	1,747	4,759	12,394	6,635	3,334	33,657	1,200	18,959	7,603
3年度計	210,858	1,630	346	30,658	31,717	337	2,359	9,165	36,653	833	2,234	5,584	13,505	7,229	3,391	36,084	1,188	21,721	6,224
4年度計	227,430	1,643	394	31,988	33,582	357	2,504	11,425	37,955	1,031	2,432	5,831	17,303	8,090	3,536	36,872	1,049	24,229	7,209
5年度計	222,378	1,465	361	31,908	30,369	266	3,002	11,663	36,112	1,143	2,488	5,779	15,782	8,271	3,275	37,269	1,230	24,887	7,108
6年度計	208,522	1,615	395	31,120	27,964	274	2,555	11,172	33,156	1,007	1,910	5,431	13,981	6,760	3,242	36,502	1,367	23,093	6,978
5年 4月	18,227	154	30	2,726	2,530	24	221	958	3,039	83	250	432	1,264	760	306	2,911	98	2,032	409
5月	16,910	148	21	2,580	2,448	20	174	832	2,711	129	167	492	1,019	507	180	2,824	119	2,171	368
6月	20,222	160	33	2,952	2,865	19	291	1,039	3,361	69	278	467	1,729	751	312	3,315	94	2,198	289
7月	18,204	110	24	2,552	2,573	32	286	930	2,876	87	233	372	1,107	742	328	2,866	129	2,071	886
8月	17,714	120	27	2,625	2,466	19	243	960	2,716	97	194	657	1,286	557	191	3,121	114	2,038	283
9月	19,538	112	38	2,718	2,725	21	301	1,078	3,424	73	186	462	1,653	753	192	3,330	83	2,125	264
10月	19,851	107	33	2,627	2,908	24	281	1,111	3,142	129	250	403	1,745	872	281	3,021	102	2,334	481
11月	16,682	71	20	2,441	2,209	22	250	865	2,841	87	201	609	1,163	525	256	2,885	116	1,589	532
12月	18,228	65	38	2,568	2,350	12	326	974	2,839	107	160	462	1,277	705	237	3,424	85	1,938	661
6年 1月	18,996	150	43	2,629	2,549	25	160	991	3,097	89	260	422	1,329	842	305	3,068	107	2,026	904
2月	19,016	148	23	2,709	2,275	33	229	851	2,826	120	163	551	1,098	580	429	3,164	84	2,229	1,504
3月	18,790	120	31	2,781	2,471	15	240	1,074	3,240	73	146	450	1,112	677	258	3,340	99	2,136	527
4月	16,991	145	26	2,767	2,441	23	188	975	2,692	63	189	403	1,310	646	256	2,606	149	1,813	299
5月	17,025	117	41	2,494	2,293	32	197	788	2,980	103	156	490	1,105	517	188	2,884	94	2,106	440
6月	17,470	117	24	2,614	2,322	8	221	1,028	2,777	53	232	402	1,058	493	185	3,001	124	1,903	908
7月	17,107	129	30	2,654	2,253	30	244	890	2,564	105	191	389	1,278	722	280	2,842	165	1,874	467
8月	17,238	135	44	2,748	2,466	17	248	938	2,825	122	145	421	1,100	519	168	2,927	115	2,020	280
9月	17,241	146	20	2,511	2,356	14	234	1,051	2,968	50	132	563	1,171	529	205	2,970	97	1,957	267
10月	18,546	124	29	2,653	2,511	17	180	1,030	2,884	116	154	412	1,691	722	624	2,988	124	1,944	343
11月	16,508	100	42	2,496	2,152	16	222	828	2,547	83	139	389	992	513	213	3,145	103	1,887	641
12月	17,352	103	32	2,474	2,056	19	222	906	2,740	80	181	601	1,015	465	258	3,392	80	1,881	847
7年 1月	17,935	144	31	2,578	2,421	33	196	922	2,657	72	109	397	1,240	609	268	3,440	148	1,881	789
2月	17,479	136	38	2,577	2,287	27	223	816	2,635	84	137	457	1,007	524	363	3,086	88	2,006	988
3月	17,630	219	38	2,554	2,406	38	180	1,000	2,887	76	145	507	1,014	501	234	3,221	80	1,821	709
4月	17,875	143	25	2,893	2,493	18	168	909	2,809	102	154	503	1,120	564	272	3,040	137	2,218	307
5月	15,700	125	36	2,542	2,062	32	223	803	2,527	72	147	488	874	500	165	2,735	141	1,879	349

※令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

※令和６年４月以降については令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和６年３月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

産業別新規求人数の前年同月比（原数値・新規学卒を除く）

（単位：%）

	全数	A,B. 農,林,漁業	C. 鉱業,採石業,砂利採取業	D. 建設業	E. 製造業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	G. 情報通信業	H. 運輸業,郵便業	I. 卸売業,小売業	J. 金融業,保険業	K. 不動産業,物品賃貸業	L. 学術研究,専門・技術サービス業	M. 宿泊業,飲食サービス業	N. 生活関連サービス業,娯楽業	O. 教育,学習支援業	P. 医療,福祉	Q. 複合サービス事業	R. サービス業	S,T. 公務・その他
2年度計	▲ 17.0	▲ 0.1	9.4	▲ 2.3	▲ 26.7	▲ 23.5	▲ 26.9	▲ 30.3	▲ 17.6	▲ 19.2	▲ 26.8	▲ 3.9	▲ 34.5	▲ 31.8	▲ 2.9	▲ 12.5	▲ 15.8	▲ 13.2	9.3
3年度計	11.7	11.8	▲ 12.2	13.9	48.7	23.4	18.5	10.2	▲ 0.6	▲ 13.9	27.9	17.3	9.0	9.0	1.7	7.2	▲ 1.0	14.6	▲ 18.1
4年度計	7.9	0.8	13.9	4.3	5.9	5.9	6.1	24.7	3.6	23.8	8.9	4.4	28.1	11.9	4.3	2.2	▲ 11.7	11.5	15.8
5年度計	▲ 2.2	▲ 10.8	▲ 8.4	▲ 0.3	▲ 9.6	▲ 25.5	19.9	2.1	▲ 4.9	10.9	2.3	▲ 0.9	▲ 8.8	2.2	▲ 7.4	1.1	17.3	2.7	▲ 1.4
6年度計	▲ 6.2	10.2	9.4	▲ 2.5	▲ 7.9	3.0	▲ 14.9	▲ 4.2	▲ 8.2	▲ 11.9	▲ 23.2	▲ 6.0	▲ 11.4	▲ 18.3	▲ 1.0	▲ 2.1	11.1	▲ 7.2	▲ 1.8
5月	▲ 4.9	7.2	▲ 12.5	▲ 0.2	▲ 2.6	▲ 9.1	▲ 20.2	4.7	▲ 24.9	87.0	▲ 14.4	0.0	▲ 16.1	6.5	▲ 8.2	7.3	10.2	4.9	▲ 13.2
6月	0.9	▲ 4.8	▲ 15.4	0.3	▲ 4.1	▲ 5.0	20.2	5.6	▲ 0.2	▲ 29.6	23.6	8.1	6.8	14.1	14.7	0.9	▲ 29.9	5.4	▲ 39.2
7月	▲ 4.8	▲ 17.9	▲ 29.4	▲ 6.1	▲ 10.8	10.3	100.0	▲ 6.8	▲ 7.4	14.5	30.9	▲ 28.9	▲ 31.3	▲ 0.4	6.8	▲ 9.0	43.3	▲ 0.0	176.9
8月	▲ 0.6	▲ 16.1	▲ 15.6	3.2	▲ 13.6	▲ 9.5	9.0	▲ 4.0	▲ 10.6	11.5	▲ 12.6	13.5	0.9	10.1	▲ 3.0	9.8	54.1	12.6	▲ 25.7
9月	▲ 1.3	▲ 22.2	5.6	▲ 5.6	▲ 15.7	▲ 36.4	21.4	12.5	2.6	▲ 8.8	10.1	6.5	10.2	▲ 2.6	▲ 17.2	3.9	▲ 34.1	3.1	▲ 23.5
10月	0.7	▲ 16.4	▲ 19.5	▲ 5.5	▲ 2.7	▲ 27.3	19.1	1.8	▲ 1.2	31.6	▲ 18.3	▲ 4.5	1.4	9.4	▲ 9.1	▲ 4.8	54.5	21.6	11.3
11月	▲ 2.8	▲ 13.4	▲ 31.0	8.1	▲ 7.1	▲ 37.1	42.0	▲ 10.2	▲ 5.7	33.8	6.3	12.2	▲ 25.3	▲ 3.3	20.8	0.9	93.3	▲ 2.2	▲ 8.6
12月	1.1	▲ 21.7	▲ 9.5	▲ 2.5	▲ 10.4	▲ 64.7	37.0	4.6	▲ 3.0	17.6	16.8	22.9	10.1	10.2	▲ 15.4	9.0	30.8	3.7	▲ 12.9
6年 1月	▲ 3.1	7.1	87.0	0.3	▲ 14.0	▲ 24.2	▲ 9.6	6.2	▲ 2.8	▲ 21.2	▲ 10.7	▲ 3.9	5.8	5.8	▲ 13.4	▲ 2.9	50.7	▲ 1.7	▲ 7.7
2月	▲ 2.9	14.7	▲ 17.9	12.0	▲ 15.6	▲ 21.4	26.5	▲ 11.3	▲ 5.0	73.9	▲ 5.8	▲ 1.8	▲ 26.7	▲ 16.4	▲ 16.9	▲ 0.8	▲ 20.0	11.1	12.3
3月	▲ 7.5	▲ 33.3	6.9	▲ 4.3	▲ 8.1	▲ 62.5	▲ 11.4	8.0	1.4	▲ 18.9	▲ 6.4	▲ 10.0	▲ 22.8	▲ 2.3	▲ 33.8	3.5	13.8	▲ 20.2	▲ 29.7
4月	▲ 6.8	▲ 5.8	▲ 13.3	1.5	▲ 3.5	(▲ 4.2)	▲ 14.9	(1.8)	(▲ 11.4)	▲ 24.1	▲ 24.4	▲ 6.7	3.6	▲ 15.0	▲ 16.3	(▲ 10.5)	52.0	(▲ 10.8)	▲ 26.9
5月	0.7	▲ 20.9	95.2	▲ 3.3	▲ 6.3	(60.0)	13.2	(▲ 5.3)	(9.9)	▲ 20.2	▲ 6.6	▲ 0.4	8.4	2.0	4.4	(2.1)	▲ 21.0	(▲ 3.0)	19.6
6月	▲ 13.6	▲ 26.9	▲ 27.3	▲ 11.4	▲ 19.0	(▲ 57.9)	▲ 24.1	(▲ 1.1)	(▲ 17.4)	▲ 23.2	▲ 16.5	▲ 13.9	▲ 38.8	▲ 34.4	▲ 40.7	(▲ 9.5)	31.9	(▲ 13.4)	214.2
7月	▲ 6.0	17.3	25.0	4.0	▲ 12.4	(▲ 6.3)	▲ 14.7	(▲ 4.3)	(▲ 10.8)	20.7	▲ 18.0	4.6	15.4	▲ 2.7	▲ 14.6	(▲ 0.8)	27.9	(▲ 9.5)	▲ 47.3
8月	▲ 2.7	12.5	63.0	4.7	0.0	(▲ 10.5)	2.1	(▲ 2.3)	(4.0)	25.8	▲ 25.3	▲ 35.9	▲ 14.5	▲ 6.8	▲ 12.0	(▲ 6.2)	0.9	(▲ 0.9)	▲ 1.1
9月	▲ 11.8	30.4	▲ 47.4	▲ 7.6	▲ 13.5	(▲ 33.3)	▲ 22.3	(▲ 2.5)	(▲ 13.3)	▲ 31.5	▲ 29.0	21.9	▲ 29.2	▲ 29.7	6.8	(▲ 10.8)	16.9	(▲ 7.9)	1.1
10月	▲ 6.6	15.9	▲ 12.1	1.0	▲ 13.7	(▲ 29.2)	▲ 35.9	(▲ 7.3)	(▲ 8.2)	▲ 10.1	▲ 38.4	2.2	▲ 3.1	▲ 17.2	122.1	(▲ 1.1)	21.6	(▲ 16.7)	▲ 28.7
11月	▲ 1.0	40.8	110.0	2.3	▲ 2.6	(▲ 27.3)	▲ 11.2	(▲ 4.3)	(▲ 10.3)	▲ 4.6	▲ 30.8	▲ 36.1	▲ 14.7	▲ 2.3	▲ 16.8	(9.0)	▲ 11.2	(18.8)	20.5
12月	▲ 4.8	58.5	▲ 15.8	▲ 3.7	▲ 12.5	(58.3)	▲ 31.9	(▲ 7.0)	(▲ 3.5)	▲ 25.2	13.1	30.1	▲ 20.5	▲ 34.0	8.9	(▲ 0.9)	▲ 5.9	(▲ 2.9)	28.1
7年 1月	▲ 5.6	▲ 4.0	▲ 27.9	▲ 1.9	▲ 5.0	(32.0)	22.5	(▲ 7.0)	(▲ 14.2)	▲ 19.1	▲ 58.1	▲ 5.9	▲ 6.7	▲ 27.7	▲ 12.1	(12.1)	38.3	(▲ 7.2)	▲ 12.7
2月	▲ 8.1	▲ 8.1	65.2	▲ 4.9	0.5	(▲ 18.2)	▲ 2.6	(▲ 4.1)	(▲ 6.8)	▲ 30.0	▲ 16.0	▲ 17.1	▲ 8.3	▲ 9.7	▲ 15.4	(▲ 2.5)	4.8	(▲ 10.0)	▲ 34.3
3月	▲ 6.2	82.5	22.6	▲ 8.2	▲ 2.6	(153.3)	▲ 25.0	(▲ 6.9)	(▲ 10.9)	4.1	▲ 0.7	12.7	▲ 8.8	▲ 26.0	▲ 9.3	(▲ 3.6)	▲ 19.2	(▲ 14.7)	34.5
4月	5.2	▲ 1.4	▲ 3.8	4.6	2.1	▲ 21.7	▲ 10.6	▲ 6.8	4.3	61.9	▲ 18.5	24.8	▲ 14.5	▲ 12.7	6.3	16.7	▲ 8.1	22.3	2.7
5月	▲ 7.8	6.8	▲ 12.2	1.9	▲ 10.1	0.0	13.2	1.9	▲ 15.2	▲ 30.1	▲ 5.8	▲ 0.4	▲ 20.9	▲ 3.3	▲ 12.2	▲ 5.2	50.0	▲ 10.8	▲ 20.7

※令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

※令和６年４月以降については令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和６年３月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

※令和６年４月から令和７年３月の対前年比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

産業別新規求人数の前年同月差（原数値・新規学卒を除く）

（単位：人）

	全数	A,B. 農,林,漁業	C. 鉱業,採石業,砂利採取業	D. 建設業	E. 製造業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	G. 情報通信業	H. 運輸業,郵便業	I. 卸売業,小売業	J. 金融業,保険業	K. 不動産業,物品賃貸業	L. 学術研究,専門・技術サービス業	M. 宿泊業,飲食サービス業	N. 生活関連サービス業,娯楽業	O. 教育,学習支援業	P. 医療,福祉	Q. 複合サービス事業	R. サービス業	S,T. 公務・その他
2年度計	▲ 38,700	▲ 1	34	▲ 624	▲ 7,756	▲ 84	▲ 731	▲ 3,610	▲ 7,890	▲ 230	▲ 640	▲ 191	▲ 6,538	▲ 3,090	▲ 101	▲ 4,789	▲ 226	▲ 2,882	649
3年度計	22,052	172	▲ 48	3,744	10,394	64	369	850	▲ 230	▲ 135	487	825	1,111	594	57	2,427	▲ 12	2,762	▲ 1,379
4年度計	16,572	13	48	1,330	1,865	20	145	2,260	1,302	198	198	247	3,798	861	145	788	▲ 139	2,508	985
5年度計	▲ 5,052	▲ 178	▲ 33	▲ 80	▲ 3,213	▲ 91	498	238	▲ 1,843	112	56	▲ 52	▲ 1,521	181	▲ 261	397	181	658	▲ 101
6年度計	▲ 13,856	150	34	▲ 788	▲ 2,405	8	▲ 447	▲ 491	▲ 2,956	▲ 136	▲ 578	▲ 348	▲ 1,801	▲ 1,511	▲ 33	▲ 767	137	▲ 1,794	▲ 130
5月	▲ 871	10	▲ 3	▲ 5	▲ 65	▲ 2	▲ 44	37	▲ 899	60	▲ 28	0	▲ 195	31	▲ 16	191	11	102	▲ 56
6月	187	▲ 8	▲ 6	9	▲ 124	▲ 1	49	55	▲ 6	▲ 29	53	35	110	93	40	30	▲ 40	113	▲ 186
7月	▲ 914	▲ 24	▲ 10	▲ 166	▲ 310	3	143	▲ 68	▲ 231	11	55	▲ 151	▲ 504	▲ 3	21	▲ 284	39	▲ 1	566
8月	▲ 115	▲ 23	▲ 5	81	▲ 388	▲ 2	20	▲ 40	▲ 323	10	▲ 28	78	11	51	▲ 6	279	40	228	▲ 98
9月	▲ 257	▲ 32	2	▲ 161	▲ 508	▲ 12	53	120	86	▲ 7	17	28	153	▲ 20	▲ 40	124	▲ 43	64	▲ 81
10月	130	▲ 21	▲ 8	▲ 152	▲ 82	▲ 9	45	20	▲ 39	31	▲ 56	▲ 19	24	75	▲ 28	▲ 151	36	415	49
11月	▲ 487	▲ 11	▲ 9	182	▲ 168	▲ 13	74	▲ 98	▲ 172	22	12	66	▲ 394	▲ 18	44	25	56	▲ 35	▲ 50
12月	202	▲ 18	▲ 4	▲ 65	▲ 272	▲ 22	88	43	▲ 87	16	23	86	117	65	▲ 43	284	20	69	▲ 98
6年 1月	▲ 598	10	20	9	▲ 415	▲ 8	▲ 17	58	▲ 88	▲ 24	▲ 31	▲ 17	73	46	▲ 47	▲ 93	36	▲ 35	▲ 75
2月	▲ 564	19	▲ 5	291	▲ 422	▲ 9	48	▲ 108	▲ 150	51	▲ 10	▲ 10	▲ 400	▲ 114	▲ 87	▲ 24	▲ 21	222	165
3月	▲ 1,521	▲ 60	2	▲ 124	▲ 219	▲ 25	▲ 31	80	46	▲ 17	▲ 10	▲ 50	▲ 328	▲ 16	▲ 132	114	12	▲ 540	▲ 223
4月	▲ 1,236	▲ 9	▲ 4	41	▲ 89	(▲ 1)	▲ 33	(17)	(▲ 347)	▲ 20	▲ 61	▲ 29	46	▲ 114	▲ 50	(▲ 305)	51	(▲ 219)	▲ 110
5月	115	▲ 31	20	▲ 86	▲ 155	(12)	23	(▲ 44)	(269)	▲ 26	▲ 11	▲ 2	86	10	8	(60)	▲ 25	(▲ 65)	72
6月	▲ 2,752	▲ 43	▲ 9	▲ 338	▲ 543	(▲ 11)	▲ 70	(▲ 11)	(▲ 584)	▲ 16	▲ 46	▲ 65	▲ 671	▲ 258	▲ 127	(▲ 314)	30	(▲ 295)	619
7月	▲ 1,097	19	6	102	▲ 320	(▲ 2)	▲ 42	(▲ 40)	(▲ 312)	18	▲ 42	17	171	▲ 20	▲ 48	(▲ 24)	36	(▲ 197)	▲ 419
8月	▲ 476	15	17	123	0	(▲ 2)	5	(▲ 22)	(109)	25	▲ 49	▲ 236	▲ 186	▲ 38	▲ 23	(▲ 194)	1	(▲ 18)	▲ 3
9月	▲ 2,297	34	▲ 18	▲ 207	▲ 369	(▲ 7)	▲ 67	(▲ 27)	(▲ 456)	▲ 23	▲ 54	101	▲ 482	▲ 224	13	(▲ 360)	14	(▲ 168)	3
10月	▲ 1,305	17	▲ 4	26	▲ 397	(▲ 7)	▲ 101	(▲ 81)	(▲ 258)	▲ 13	▲ 96	9	▲ 54	▲ 150	343	(▲ 33)	22	(▲ 390)	▲ 138
11月	▲ 174	29	22	55	▲ 57	(▲ 6)	▲ 28	(▲ 37)	(▲ 294)	▲ 4	▲ 62	▲ 220	▲ 171	▲ 12	▲ 43	(260)	▲ 13	(298)	109
12月	▲ 876	38	▲ 6	▲ 94	▲ 294	(7)	▲ 104	(▲ 68)	(▲ 99)	▲ 27	21	139	▲ 262	▲ 240	21	(▲ 32)	▲ 5	(▲ 57)	186
7年 1月	▲ 1,061	▲ 6	▲ 12	▲ 51	▲ 128	(8)	36	(▲ 69)	(▲ 440)	▲ 17	▲ 151	▲ 25	▲ 89	▲ 233	▲ 37	(372)	41	(▲ 145)	▲ 115
2月	▲ 1,537	▲ 12	15	▲ 132	12	(▲ 6)	▲ 6	(▲ 35)	(▲ 191)	▲ 36	▲ 26	▲ 94	▲ 91	▲ 56	▲ 66	(▲ 78)	4	(▲ 223)	▲ 516
3月	▲ 1,160	99	7	▲ 227	▲ 65	(23)	▲ 60	(▲ 74)	(▲ 353)	3	▲ 1	57	▲ 98	▲ 176	▲ 24	(▲ 119)	▲ 19	(▲ 315)	182
4月	884	▲ 2	▲ 1	126	52	▲ 5	▲ 20	▲ 66	117	39	▲ 35	100	▲ 190	▲ 82	16	434	▲ 12	405	8
5月	▲ 1,325	8	▲ 5	48	▲ 231	0	26	15	▲ 453	▲ 31	▲ 9	▲ 2	▲ 231	▲ 17	▲ 23	▲ 149	47	▲ 227	▲ 91

※令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

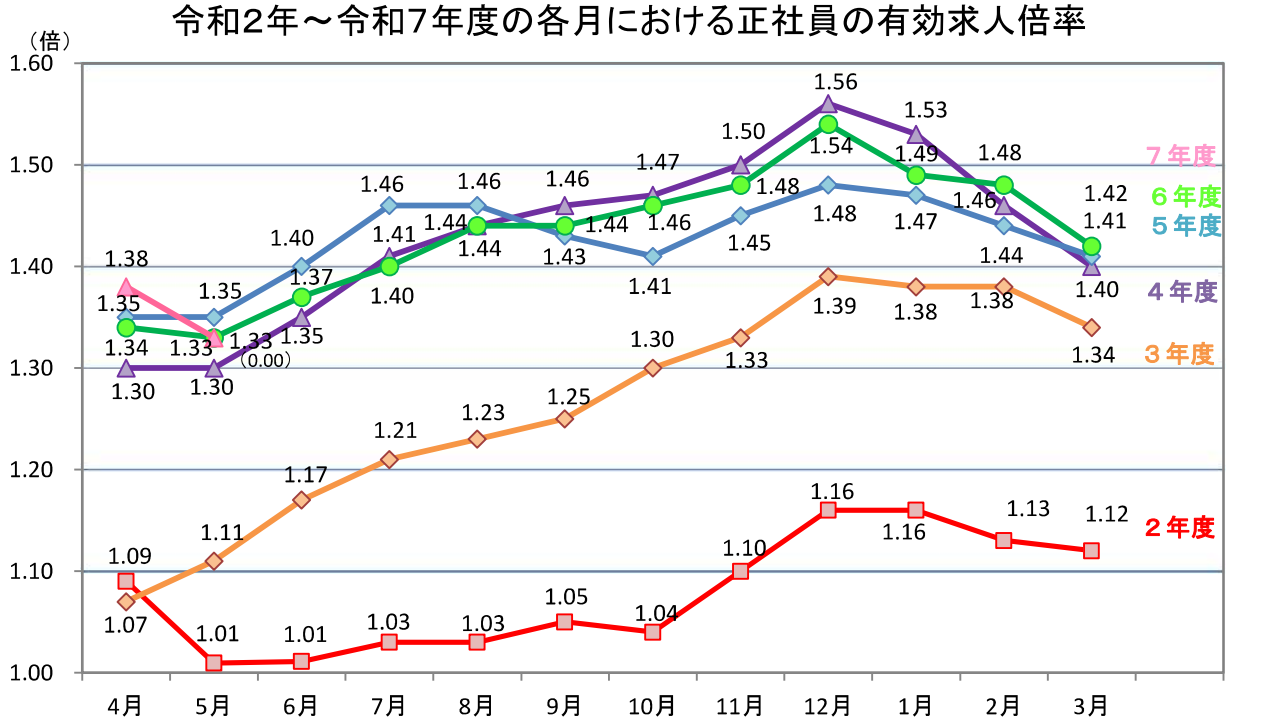
※令和６年４月以降については令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和６年３月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

※令和６年４月から令和７年３月の対前年比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

新潟県内の正社員にかかる有効求人数等（原数値）

	有効求人数	前年同月比	有効求職者数	前年同月比	有効求人倍率	前年同月差	就職件数	前年同月比
	人	%	人	%	倍	ポイント	件	%
R2年度	279,081	▲ 14.0	259,136	3.9	1.08	▲ 0.22	14,367	▲ 20.7
R3年度	313,852	12.5	249,241	▲ 3.8	1.26	0.18	15,255	6.2
R4年度	346,600	10.4	243,234	▲ 2.4	1.42	0.16	14,615	▲ 4.2
R5年度	352,153	1.6	247,084	1.6	1.43	0.01	14,356	▲ 1.8
R6年度	343,069	▲ 2.6	239,893	▲ 2.9	1.43	0.00	12,791	▲ 10.9
5月	28,939	1.5	21,477	▲ 2.2	1.35	0.05	1,277	0.7
6月	29,414	1.8	20,985	▲ 2.1	1.40	0.05	1,288	▲ 9.5
7月	29,663	3.1	20,263	▲ 0.6	1.46	0.05	1,154	▲ 5.9
8月	29,748	2.8	20,341	0.9	1.46	0.02	1,087	▲ 2.8
9月	29,328	▲ 0.2	20,460	1.4	1.43	▲ 0.03	1,205	▲ 1.5
10月	29,589	0.6	20,955	4.7	1.41	▲ 0.06	1,310	8.3
11月	29,188	1.3	20,195	4.8	1.45	▲ 0.05	1,206	4.9
12月	28,722	2.5	19,357	8.0	1.48	▲ 0.08	1,112	10.1
6年 1月	28,760	1.4	19,563	5.3	1.47	▲ 0.06	952	1.3
2月	29,550	2.2	20,564	3.6	1.44	▲ 0.02	1,144	4.2
3月	29,849	▲ 0.1	21,206	▲ 0.9	1.41	0.01	1,298	▲ 14.9
4月	29,409	0.0	21,919	0.9	1.34	▲ 0.01	1,299	▲ 1.8
5月	28,760	▲ 0.6	21,626	0.7	1.33	▲ 0.02	1,194	▲ 6.5
6月	28,649	▲ 2.6	20,901	▲ 0.4	1.37	▲ 0.03	1,039	▲ 19.3
7月	28,622	▲ 3.5	20,450	0.9	1.40	▲ 0.06	1,144	▲ 0.9
8月	28,619	▲ 3.8	19,940	▲ 2.0	1.44	▲ 0.02	983	▲ 9.6
9月	28,427	▲ 3.1	19,707	▲ 3.7	1.44	0.01	1,021	▲ 15.3
10月	28,864	▲ 2.5	19,704	▲ 6.0	1.46	0.05	1,096	▲ 16.3
11月	28,318	▲ 3.0	19,107	▲ 5.4	1.48	0.03	1,002	▲ 16.9
12月	28,227	▲ 1.7	18,280	▲ 5.6	1.54	0.06	986	▲ 11.3
7年 1月	28,091	▲ 2.3	18,871	▲ 3.5	1.49	0.02	822	▲ 13.7
2月	28,441	▲ 3.8	19,175	▲ 6.8	1.48	0.04	971	▲ 15.1
3月	28,642	▲ 4.0	20,213	▲ 4.7	1.42	0.01	1,234	▲ 4.9
4月	28,805	▲ 2.1	20,848	▲ 4.9	1.38	0.04	1,229	▲ 5.4
5月	28,002	▲ 2.6	21,066	▲ 2.6	1.33	0.00	1,030	▲ 13.7

令和2年～令和7年度の各月における正社員の有効求人倍率



（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。

新規常用求職者の態様別状況（パートを除く常用）

前年同月比では、無業者の項目で増加し、在職者、離職者の項目で減少した。
離職者の項目では、事業主都合、自営・その他の項目で増加し、定年、自己都合の項目で減少した。

区分 / 年度・月	常用求職者	在職者	離職者	定年	事業主都合	自己都合	自営・その他	無業者
	人、%	人、%	人、%	人、%	人、%	人、%	人、%	人、%
3年度	59,019	24,183	30,752	1,087	7,227	21,789	649	4,084
4年度	57,885	23,582	30,170	1,024	6,540	21,920	686	4,133
5年度	57,459	23,022	30,279	1,006	6,794	21,829	650	4,078
6年度	54,331	21,403	29,067	943	6,658	20,859	607	3,861
前年同月比								
6年 5月	▲ 2.2	▲ 0.8	▲ 2.8	3.3	▲ 5.4	▲ 2.2	▲ 3.4	▲ 5.5
6月	▲ 9.6	▲ 9.4	▲ 8.7	▲ 2.7	5.6	▲ 12.7	▲ 5.9	▲ 16.5
7月	4.9	1.7	7.1	10.9	13.5	5.6	▲ 9.6	6.1
8月	▲ 11.1	▲ 12.6	▲ 10.1	▲ 8.6	▲ 17.7	▲ 8.0	▲ 11.4	▲ 10.0
9月	▲ 11.6	▲ 13.1	▲ 10.4	▲ 21.0	▲ 7.6	▲ 10.5	▲ 19.7	▲ 13.0
10月	▲ 9.2	▲ 13.2	▲ 5.9	▲ 9.0	▲ 2.6	▲ 6.9	1.8	▲ 11.0
11月	▲ 8.1	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 3.4	▲ 10.5	▲ 5.2	▲ 11.1	▲ 21.2
12月	▲ 5.8	▲ 7.4	▲ 5.1	▲ 4.9	▲ 2.5	▲ 7.5	60.0	▲ 0.8
7年 1月	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 3.5	▲ 6.5	▲ 14.9	0.2	7.7	17.1
2月	▲ 16.5	▲ 18.8	▲ 12.6	▲ 20.3	▲ 8.3	▲ 13.4	▲ 16.1	▲ 26.7
3月	2.9	2.8	1.1	▲ 13.1	5.8	1.1	▲ 15.5	14.4
4月	▲ 7.1	▲ 7.9	▲ 6.1	▲ 1.1	▲ 11.3	▲ 4.7	12.7	▲ 11.4
5月	***◢ 2.8***	***◢ 4.2***	***◢ 3.0***	***◢ 9.7***	***3.2***	***◢ 4.9***	***7.0***	***7.1***
実数値								
5月	***4,626***	***1,725***	***2,569***	***84***	***615***	***1,809***	***61***	***332***

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。

企業整備状況（倒産・廃業、人員整理に伴う離職者数１件５人以上）

件数は17件で前年同月の10件より7件増加した。離職者数は168人で前年同月の177人より9人減少した。
今年度累計の産業別状況では、件数で製造業が11件と最も多く、離職者数では製造業が136人と最も多くなった。

区分 / 年度・月	件数	前年同月比	離職者数	前年同月比
	件	%	人	%
3年度	127	▲ 26.6	1,988	▲ 33.4
4年度	107	▲ 15.7	1,462	▲ 26.5
5年度	135	26.2	1,854	26.8
6年度	148	9.6	2,123	14.5
6年 5月	10	▲ 28.6	177	▲ 2.2
6月	14	55.6	227	72.0
7月	3	▲ 57.1	17	▲ 90.8
8月	7	▲ 46.2	119	▲ 12.5
9月	17	54.5	185	25.9
10月	6	▲ 66.7	62	▲ 72.2
11月	7	▲ 30.0	83	▲ 31.4
12月	10	150.0	158	222.4
7年 1月	12	9.1	84	▲ 40.0
2月	9	50.0	218	263.3
3月	37	94.7	558	63.6
4月	22	37.5	321	36.6
5月	***17***	***70.0***	***168***	***◢ 5.1***

産業別状況（当月）

区分 / 産業	件数	前年同月比	離職者数	前年同月比
建設業	3	50.0	24	60.0
製造業	6	200.0	68	466.7
うち食料品・飲料・飼料	−	−	−	−
うち繊維	3	−	50	−
うちはん用・生産用機器	−	−	−	−
うち電気・通信機器・電子部品・デバイス	−	−	−	−
うちその他	3	50.0	18	50.0
情報通信業	−	−	−	−
運輸業、郵便業	1	−	8	−
卸売業、小売業	6	500.0	56	166.7
宿泊業、飲食サービス業	1	−	12	−
医療、福祉	−	▲ 100.0	−	▲ 100.0
教育、サービス業	−	▲ 100.0	−	▲ 100.0
その他	−	▲ 100.0	−	▲ 100.0
合計	**17**	**70.0**	**168**	**▲ 5.1**

【参考】最近の企業整備状況（50人以上）

年月	産業別	解雇人数（人）
令和3年 9月	製造業	68
12月	医療・福祉	69
令和4年 2月	労働者派遣事業	60
3月	食料品製造業	162
5月	ニット製品製造・販売	62
令和5年 2月	自動車整備業	131
2月	食料品小売業	85
7月	婦人服縫製業	115
令和6年 3月	社会福祉・介護事業	71
5月	老人福祉・介護事業	97
6月	製造業	81
12月	製造業	81
令和7年 2月	製造業	137
3月	サービス業	68
3月	製造業	59
4月	運輸業	86

産業別状況（令和7年度累計）

区分 / 産業	件数	前年同期比	離職者数	前年同期比
建設業	6	50.0	48	92.0
製造業	11	37.5	136	28.3
情報通信業	−	−	−	−
運輸業、郵便業	3	200.0	105	1,650.0
卸売業、小売業	9	200.0	78	136.4
宿泊業、飲食サービス業	2	−	20	−
医療、福祉	4	▲ 33.3	34	▲ 82.1
教育、サービス業	2	0.0	56	36.6
その他	2	0.0	12	9.1
合計	39	50.0	489	18.7

地区、安定所別有効求人・求職の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む全数）

有効求人倍率（原数値）は、前年同月差で2所で上昇、9所で低下、2所で同数値となった。
有効求人倍率の高い安定所は、①糸魚川所(1.76倍)、②南魚沼所（1.54倍）、③新潟所(1.53倍)となった。
有効求人倍率の低い安定所は、佐渡所、柏崎所(1.03倍)、新発田所（1.06倍）、村上所(1.09倍)となった。

有効求人倍率														前年同月	前年同月差
地区・安定所 ＼ 月		6年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	4月	5月	6年 5月	（ポイント）
下越地区	新潟	1.56	1.65	1.78	1.77	1.80	1.83	1.95	1.90	1.89	1.79	1.67	1.53	1.54	▲ 0.01
	新発田	1.10	1.08	1.10	1.15	1.17	1.21	1.14	1.30	1.23	1.22	1.09	1.06	1.06	0.00
	新津	1.26	1.29	1.34	1.37	1.35	1.39	1.34	1.35	1.34	1.26	1.25	1.18	1.21	▲ 0.03
	巻	1.32	1.41	1.57	1.61	1.61	1.57	1.56	1.51	1.50	1.42	1.30	1.22	1.26	▲ 0.04
	佐渡	1.23	1.43	1.46	1.42	1.35	1.16	1.13	1.09	1.21	1.16	1.04	1.03	1.28	▲ 0.25
	村上	1.12	1.14	1.21	1.27	1.34	1.27	1.27	1.24	1.22	1.28	1.15	1.09	1.11	▲ 0.02
中越地区	長岡	1.25	1.27	1.25	1.25	1.33	1.34	1.40	1.29	1.30	1.19	1.16	1.10	1.19	▲ 0.09
	三条	1.26	1.24	1.25	1.36	1.39	1.46	1.46	1.44	1.48	1.46	1.37	1.28	1.35	▲ 0.07
	十日町	1.22	1.31	1.27	1.33	1.28	1.41	1.31	1.18	1.12	1.26	1.13	1.16	1.17	▲ 0.01
	南魚沼	1.44	1.78	1.92	2.23	2.46	2.39	2.30	2.03	1.99	1.90	1.64	1.54	1.32	0.22
上越地区	上越	1.28	1.35	1.39	1.39	1.47	1.43	1.53	1.51	1.47	1.35	1.27	1.29	1.29	0.00
	柏崎	1.04	1.09	1.13	1.16	1.17	1.14	1.19	1.25	1.28	1.18	1.07	1.03	1.05	▲ 0.02
	糸魚川	1.67	1.78	1.84	1.74	1.88	1.91	2.10	1.95	2.02	1.75	1.69	1.76	1.55	0.21
新潟県計		1.34	1.40	1.47	1.49	1.53	1.55	1.59	1.55	1.53	1.46	1.36	1.29	1.31	▲ 0.02

有効求人数														前年同月	前年同月比
地区・安定所 ＼ 月		6年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	4月	5月	6年 5月	（%）
下越地区	新潟	16,488	16,798	17,649	17,179	17,460	17,120	17,501	17,348	17,368	17,039	17,068	16,066	16,674	▲ 3.6
	新発田	3,436	3,208	3,135	3,256	3,297	3,290	3,195	3,537	3,597	3,578	3,436	3,409	3,445	▲ 1.0
	新津	3,614	3,545	3,577	3,596	3,660	3,622	3,377	3,323	3,433	3,397	3,495	3,347	3,610	▲ 7.3
	巻	2,778	2,772	2,902	2,958	2,982	2,839	2,800	2,848	2,923	3,012	2,917	2,817	2,831	▲ 0.5
	佐渡	759	787	766	736	715	645	690	716	818	811	734	708	835	▲ 15.2
	村上	1,138	1,137	1,152	1,206	1,253	1,148	1,092	1,099	1,111	1,243	1,185	1,144	1,187	▲ 3.6
中越地区	長岡	6,424	6,368	6,084	6,088	6,453	6,301	6,318	6,119	6,471	6,153	6,138	5,893	6,282	▲ 6.2
	三条	3,439	3,238	3,144	3,352	3,523	3,508	3,423	3,351	3,529	3,629	3,608	3,534	3,706	▲ 4.6
	十日町	1,014	1,020	942	984	972	998	991	926	886	1,051	1,020	1,038	1,103	▲ 5.9
	南魚沼	2,713	2,968	2,853	2,936	3,206	3,293	3,115	2,860	2,761	2,848	2,881	2,775	2,682	3.5
上越地区	上越	4,590	4,548	4,608	4,671	4,865	4,648	4,787	5,020	4,921	4,710	4,584	4,634	4,796	▲ 3.4
	柏崎	1,521	1,564	1,620	1,623	1,617	1,566	1,583	1,683	1,762	1,704	1,595	1,517	1,568	▲ 3.3
	糸魚川	800	822	811	811	873	879	879	877	911	872	847	849	795	6.8
新潟県計		48,714	48,775	49,243	49,396	50,876	49,857	49,751	49,707	50,491	50,047	49,508	47,731	49,514	▲ 3.6

有効求職者数														前年同月	前年同月比
地区・安定所 ＼ 月		6年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	4月	5月	6年 5月	（%）
下越地区	新潟	10,577	10,199	9,898	9,707	9,716	9,374	8,968	9,110	9,169	9,498	10,197	10,490	10,853	▲ 3.3
	新発田	3,116	2,977	2,843	2,828	2,827	2,716	2,812	2,720	2,923	2,937	3,163	3,209	3,250	▲ 1.3
	新津	2,861	2,750	2,674	2,632	2,702	2,606	2,512	2,462	2,557	2,689	2,789	2,848	2,975	▲ 4.3
	巻	2,102	1,966	1,851	1,841	1,850	1,814	1,792	1,886	1,955	2,127	2,245	2,306	2,254	2.3
	佐渡	616	550	524	520	528	557	613	659	677	697	704	688	654	5.2
	村上	1,014	997	950	949	932	906	858	885	908	969	1,027	1,048	1,068	▲ 1.9
中越地区	長岡	5,145	5,024	4,880	4,861	4,866	4,704	4,502	4,745	4,995	5,155	5,283	5,357	5,284	1.4
	三条	2,721	2,617	2,508	2,464	2,534	2,408	2,342	2,331	2,389	2,492	2,626	2,752	2,752	0.0
	十日町	833	781	741	740	760	707	754	782	789	832	899	895	940	▲ 4.8
	南魚沼	1,880	1,664	1,484	1,319	1,301	1,380	1,357	1,412	1,386	1,501	1,752	1,807	2,037	▲ 11.3
上越地区	上越	3,577	3,377	3,309	3,354	3,307	3,245	3,125	3,317	3,339	3,492	3,599	3,594	3,722	▲ 3.4
	柏崎	1,463	1,434	1,431	1,398	1,385	1,370	1,325	1,343	1,373	1,438	1,497	1,476	1,489	▲ 0.9
	糸魚川	478	461	440	465	465	461	418	450	450	497	500	483	512	▲ 5.7
新潟県計		36,383	34,797	33,533	33,078	33,173	32,248	31,378	32,102	32,910	34,324	36,281	36,953	37,790	▲ 2.2

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。

就職の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む全数）

就職件数：就職件数は、前年同月比11.9%減少し、15か月連続で減少した。

就職率：就職率は、前年同月（34.7%）より3.1ポイント低下した。

区分 / 年度・月	全数			
	就職件数	前年同月比	就職率（対新規求職）	前年同月差
	件	%	%	ポイント
3年度	33,855	0.3	35.6	1.1
4年度	32,348	▲ 4.5	34.7	▲ 0.9
5年度	31,404	▲ 2.9	33.7	▲ 1.0
6年度	28,844	▲ 8.2	32.2	▲ 1.5
6年 5月	2,816	▲ 3.4	34.7	▲ 1.5
6月	2,456	▲ 15.0	36.3	▲ 3.0
7月	2,470	▲ 0.6	34.7	3.2
8月	2,033	▲ 10.0	32.0	0.3
9月	2,309	▲ 8.7	34.6	0.2
10月	2,479	▲ 9.5	33.5	▲ 1.4
11月	2,179	▲ 12.7	34.7	▲ 2.0
12月	2,106	▲ 10.9	32.9	▲ 3.1
7年 1月	1,778	▲ 7.2	21.1	▲ 1.3
2月	2,301	▲ 11.6	33.1	2.0
3月	3,013	▲ 8.0	36.7	▲ 4.0
4月	2,655	▲ 8.6	25.5	▲ 1.1
5月	***2,480***	▲ 11.9	31.6	▲ 3.1

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注4を参照。

雇用保険状況

被保険者数は698,043人で、前年同月差13,458人減少し、49か月連続で減少した。

受給資格決定件数は2,738件で、前年同月比3.6%減少し、4か月連続で減少した。

受給者実人員は7,619人で、前年同月比3.2%減少し、5か月連続で減少した。

区分 / 年度・月	資格取得者数	資格喪失者数	被保険者数	前年同月差	受給資格決定件数	前年同月比	受給者実人員（延べ数）	前年同月比
	人	人	人	人	件	%	人	%
3年度	96,588 （▲4.6）	101,507 （▲1.7）	728,845 （▲0.4）	▲ 2,780	24,018	▲ 9.7	86,831	▲ 8.2
4年度	99,824 （ 3.4）	105,222 （ 3.7）	721,870 （▲1.0）	▲ 6,975	※ 24,003	▲ 0.1	81,355	▲ 6.3
5年度	99,561 （▲0.3）	103,493 （▲1.6）	716,690 （▲0.7）	▲ 5,180	※ 24,616	2.6	86,562	6.4
6年度	93526 （▲6.1）	102341 （▲1.1）	708580 （▲1.1）	▲ 8,110	※ 23,479	▲ 4.6	90,044	4.0
6年 5月	15,828	8,745	711,501	▲ 8,206	※ 2,839	2.5	7,870	16.1
6月	10,164	7,029	714,657	▲ 6,751	※ 1,713	▲ 18.0	8,376	12.2
7月	7,358	7,520	714,454	▲ 6,249	※ 1,877	6.6	8,881	11.3
8月	5,977	7,044	713,372	▲ 6,495	※ 1,629	▲ 15.2	8,360	2.9
9月	6,031	7,158	712,347	▲ 6,720	※ 1,647	▲ 13.1	7,962	2.4
10月	7,649	8,962	710,157	▲ 8,084	※ 1,987	▲ 6.9	7,615	▲ 0.7
11月	6,405	6,648	709,868	▲ 8,108	※ 1,617	▲ 5.9	6,739	▲ 2.2
12月	5,535	7,478	707,949	▲ 7,858	※ 1,354	▲ 8.3	6,795	2.4
7年 1月	5,317	9,102	704,397	▲ 8,140	※ 2,047	4.9	6,797	0.0
2月	5,625	6,282	700,908	▲ 11,055	※ 1,634	▲ 12.9	6,350	▲ 7.8
3月	5,625	7,469	699,001	▲ 12,277	※ 1,762	▲ 0.1	6,776	▲ 6.3
4月	10,799	18,001	691,622	▲ 12,726	※ 3,121	▲ 7.5	6,685	▲ 11.1
5月	***14,631***	***8,544***	***698,043***	***▲ 13,458***	**※ 2,738**	***▲ 3.6***	***7,619***	***▲ 3.2***

※速報値であり、修正があり得る

有効求人倍率（新規学卒を除きパートタイムを含む）

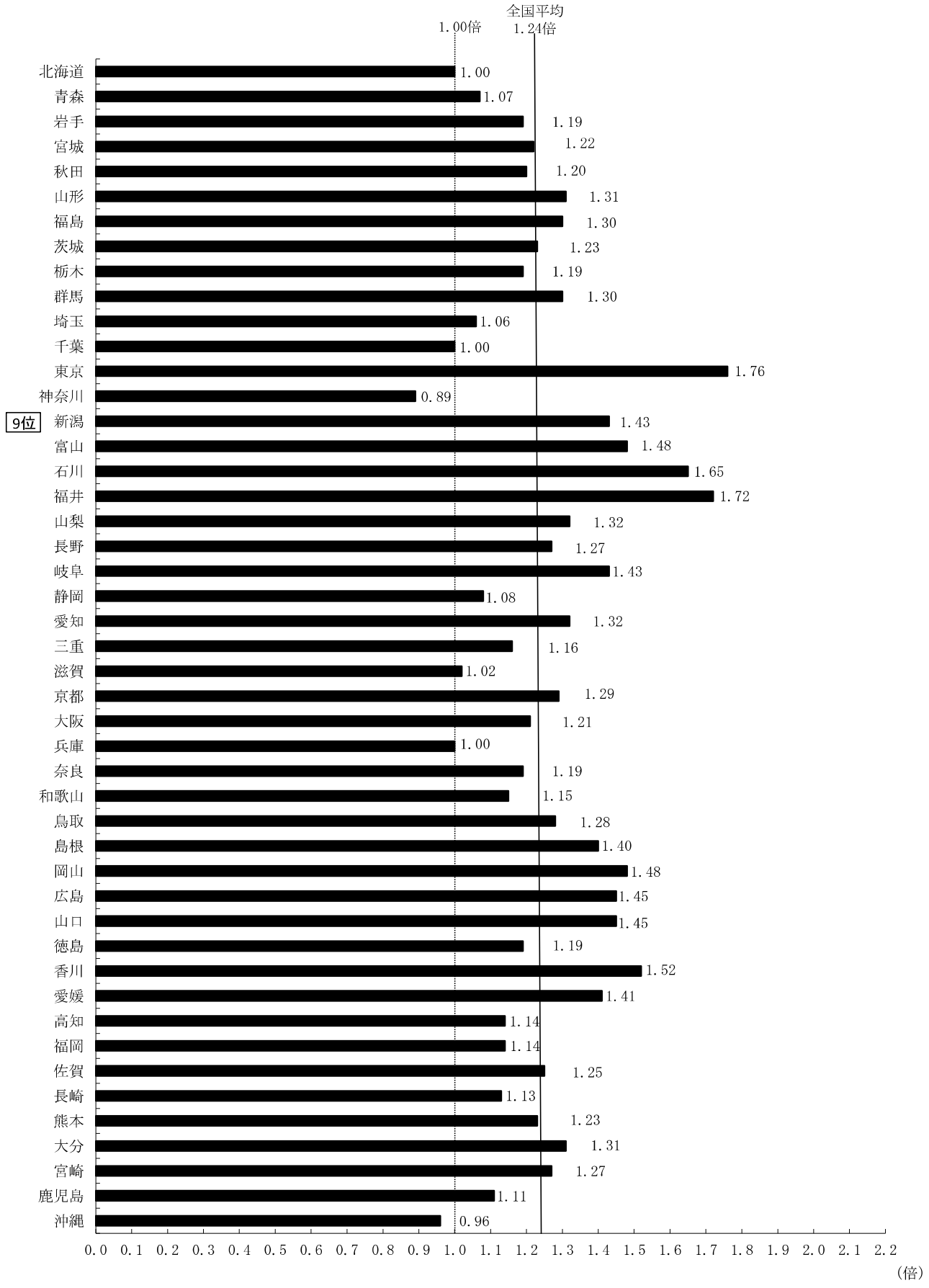
［新潟県］

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計	年度計
昭和40	0.61	0.60	0.62	0.64	0.61	0.58	0.55	0.55	0.55	0.56	0.52	0.47	0.58	0.58
41	0.53	0.61	0.66	0.68	0.66	0.71	0.69	0.67	0.74	0.78	0.71	0.66	0.68	0.71
42	0.74	0.82	0.76	0.75	0.75	0.79	0.86	0.92	0.91	0.90	0.92	1.00	0.83	0.89
43	1.01	0.98	1.03	1.09	1.07	1.15	1.17	1.14	1.17	1.09	1.01	1.26	1.09	1.11
44	1.09	1.17	1.04	1.19	1.26	1.24	1.19	1.17	1.19	1.28	1.13	1.37	1.19	1.24
45	1.49	1.49	1.16	1.19	1.26	1.30	1.25	1.25	1.16	1.12	1.04	1.01	1.22	1.14
46	1.03	0.99	0.95	0.98	0.99	0.91	0.94	0.90	0.85	0.84	0.85	0.75	0.92	0.87
47	0.78	0.80	0.82	0.84	0.90	0.92	0.94	1.02	1.12	1.13	1.21	1.19	0.96	1.10
48	1.36	1.54	1.34	1.42	1.40	1.43	1.58	1.53	1.58	1.53	1.72	1.59	1.51	1.51
49	1.53	1.40	1.30	1.25	1.22	1.17	1.09	1.02	0.94	0.87	0.83	0.77	1.11	0.95
50	0.82	0.76	0.71	0.79	0.75	0.71	0.66	0.72	0.72	0.68	0.70	0.69	0.74	0.73
51	0.73	0.77	0.78	0.81	0.83	0.91	0.94	0.93	0.88	0.90	0.80	0.81	0.84	0.84
52	0.75	0.68	0.77	0.79	0.73	0.71	0.67	0.73	0.73	0.68	0.69	0.68	0.72	0.71
53	0.68	0.63	0.73	0.77	0.76	0.78	0.77	0.80	0.80	0.77	0.81	0.81	0.77	0.81
54	0.87	0.84	0.83	0.89	0.87	0.88	0.92	0.95	0.97	0.96	0.94	0.97	0.91	0.93
55	0.95	0.93	0.92	0.87	0.91	0.92	0.88	0.86	0.84	0.84	0.80	0.81	0.89	0.85
56	0.80	0.80	0.78	0.78	0.77	0.80	0.82	0.80	0.79	0.79	0.79	0.81	0.80	0.78
57	0.75	0.71	0.71	0.63	0.69	0.67	0.64	0.66	0.66	0.66	0.63	0.61	0.67	0.65
58	0.61	0.61	0.62	0.64	0.63	0.64	0.64	0.67	0.68	0.70	0.73	0.74	0.67	0.70
59	0.76	0.78	0.74	0.76	0.80	0.81	0.83	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.80	0.82
60	0.84	0.83	0.82	0.80	0.79	0.80	0.81	0.80	0.80	0.79	0.81	0.82	0.81	0.80
61	0.77	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	0.75	0.79	0.79	0.80	0.78	0.81	0.79	0.77
62	0.72	0.69	0.74	0.74	0.75	0.75	0.76	0.82	0.88	0.89	0.91	0.99	0.80	0.88
63	1.01	1.01	1.05	1.10	1.11	1.13	1.18	1.21	1.28	1.32	1.33	1.32	1.16	1.26
平成元年	1.36	1.41	1.35	1.41	1.47	1.54	1.57	1.60	1.60	1.62	1.67	1.68	1.50	1.62
2	1.74	1.83	1.77	1.74	1.73	1.73	1.67	1.71	1.71	1.74	1.78	1.82	1.74	1.78
3	1.91	1.83	1.86	1.86	1.89	1.90	1.92	1.90	1.86	1.82	1.81	1.76	1.86	1.81
4	1.76	1.63	1.63	1.59	1.59	1.53	1.50	1.45	1.43	1.41	1.37	1.31	1.51	1.43
5	1.33	1.32	1.33	1.30	1.27	1.24	1.22	1.24	1.21	1.18	1.17	1.13	1.24	1.20
6	1.12	1.12	1.14	1.15	1.14	1.14	1.16	1.17	1.20	1.21	1.21	1.22	1.17	1.18
7	1.21	1.18	1.15	1.13	1.11	1.09	1.08	1.08	1.08	1.06	1.07	1.07	1.11	1.08
8	1.07	1.05	1.06	1.08	1.09	1.10	1.12	1.12	1.12	1.15	1.13	1.14	1.10	1.13
9	1.15	1.15	1.15	1.15	1.16	1.16	1.18	1.14	1.08	1.03	1.01	0.99	1.11	1.04
10	0.92	0.87	0.80	0.73	0.70	0.65	0.60	0.57	0.55	0.55	0.54	0.53	0.66	0.58
11	0.53	0.53	0.52	0.52	0.51	0.49	0.50	0.52	0.53	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52
12	0.53	0.54	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.63	0.64	0.64	0.65	0.67	0.60	0.63
13	0.67	0.66	0.65	0.61	0.60	0.58	0.57	0.55	0.53	0.50	0.49	0.46	0.57	0.52
14	0.47	0.47	0.48	0.49	0.50	0.51	0.50	0.52	0.53	0.55	0.55	0.56	0.51	0.54
15	0.58	0.59	0.59	0.59	0.58	0.58	0.59	0.60	0.62	0.66	0.66	0.67	0.61	0.62
16	0.66	0.65	0.65	0.66	0.67	0.72	0.76	0.81	0.82	0.83	0.83	0.84	0.74	0.80
17	0.88	0.91	0.95	0.95	0.95	0.98	0.98	0.99	0.99	1.00	1.02	1.01	0.97	1.01
18	1.10	1.10	1.09	1.11	1.13	1.13	1.13	1.13	1.11	1.08	1.12	1.13	1.11	1.13
19	1.17	1.13	1.15	1.15	1.15	1.13	1.12	1.11	1.11	1.10	1.10	1.06	1.12	1.09
20	1.04	1.00	1.00	0.97	0.95	0.91	0.88	0.85	0.81	0.75	0.72	0.66	0.87	0.75
21	0.61	0.54	0.51	0.46	0.45	0.45	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.44	0.47	0.45
22	0.46	0.48	0.51	0.51	0.52	0.54	0.56	0.57	0.57	0.59	0.61	0.62	0.54	0.59
23	0.65	0.65	0.65	0.64	0.64	0.64	0.66	0.67	0.70	0.70	0.72	0.74	0.67	0.71
24	0.77	0.80	0.81	0.81	0.83	0.84	0.85	0.84	0.84	0.85	0.85	0.85	0.83	0.85
25	0.87	0.89	0.88	0.89	0.89	0.94	0.96	1.00	1.01	1.07	1.10	1.12	0.96	1.02
26	1.11	1.12	1.14	1.15	1.16	1.16	1.16	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.15	1.17
27	1.21	1.23	1.20	1.18	1.19	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.23	1.23	1.20	1.22
28	1.26	1.25	1.26	1.27	1.29	1.31	1.31	1.34	1.36	1.36	1.37	1.37	1.31	1.35
29	1.38	1.43	1.43	1.46	1.48	1.50	1.50	1.52	1.55	1.57	1.57	1.59	1.50	1.56
30	1.65	1.69	1.69	1.69	1.68	1.70	1.72	1.73	1.73	1.72	1.70	1.70	1.70	1.70
31(令和元年)	1.67	1.67	1.66	1.67	1.68	1.66	1.63	1.62	1.59	1.61	1.60	1.62	1.64	1.59
2	1.51	1.49	1.40	1.35	1.22	1.20	1.20	1.17	1.18	1.17	1.19	1.24	1.28	1.22
3	1.26	1.23	1.25	1.27	1.31	1.34	1.35	1.36	1.40	1.43	1.46	1.48	1.34	1.42
4	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.57	1.59
5	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.55	1.53
6	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.46
7	1.47	1.45	1.44	1.50	1.43									

は、景気後退期

（注） 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改訂した。
2. 年平均及び年度平均は原数値
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注４を参照。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
令和7年5月　全国平均1.24倍［原数値1.14倍］



（注）季節調整値計算（季節調整値替え）は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改訂される。

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

新潟県の主要指数の推移

区分	地域別最賃（時間額）	１時間当たり所定内給与額（産業計） ※1	高卒初任給 ※2				標準生計費（一世帯18歳程度） ※3	消費者物価指数対前年上昇率（新潟市）※4	有効求人倍率 ※5
			男	東京格差	女	東京格差			
１９年	657	903	155,400	91.0	144,400	88.0	88,230	-0.5%	1.12
２０年	669	955	156,400	92.0	150,500	89.0	100,750	1.1%	0.87
２１年	669	922	153,700	89.0	146,400	87.0	119,280	-1.6%	0.47
２２年	681	922	160,500	97.0	145,400	89.0	129,500	-0.4%	0.54
２３年	683	916	152,700	93.0	141,100	88.0	117,500	-0.5%	0.67
２４年	689	954	158,200	96.0	152,800	92.0	143,620	0.3%	0.83
２５年	701	908	152,000	92.0	143,900	88.0	126,820	0.1%	0.96
２６年	715	932	157,400	94.0	143,300	85.0	113,380	2.9%	1.15
２７年	731	962(1,002)	163,000	89.0	154,800	90.0	117,350	0.6%	1.20
２８年	753	993(1,180)	161,300	92.0	153,100	90.0	115,170	-0.1%	1.31
２９年	778	969(1,045)	162,500	93.0	151,900	89.0	124,260	0.6%	1.50
３０年	803	1,041(1,146)	168,200	95.9	158,700	91.0	115,100	0.9%	1.70
令和元年	830	1,061(1,103)	167,000	94.4	158,100	87.7	109,910	0.4%	1.64
令和２年	831	1,206	177,700	97.6	170,300	91.2	94,560	-0.3%	1.28
令和３年	859	1,127	182,200	94.7	177,500	83.8	123,710	-0.9%	1.34
令和４年	890	1,194	174,100	87.4	171,000	84.6	117,570	2.9%	1.57
令和５年	931	1,247	180,600	92.2	168,700	92.8	107,420	2.8%	1.55
令和６年	985	1,780	191,400	91.4	187,400	90.7	117,790	2.5%	1.47

※1　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（短時間労働者）都道府県別第1表　男女計の産業計（カッコ内は令和2年調査と同じ推計方法を用いた過去分の数値）

※2　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年まで[参考表 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差]を使用していたが、使用表が廃止となったため、令和2年分から[都道府県別第4表 都道府県別新規学卒者の所定内給与額]を使用している。

※3　新潟県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」

※4　新潟県「新潟市消費者物価指数（年報）」

※5　新潟労働局「新潟県の雇用失業情勢」

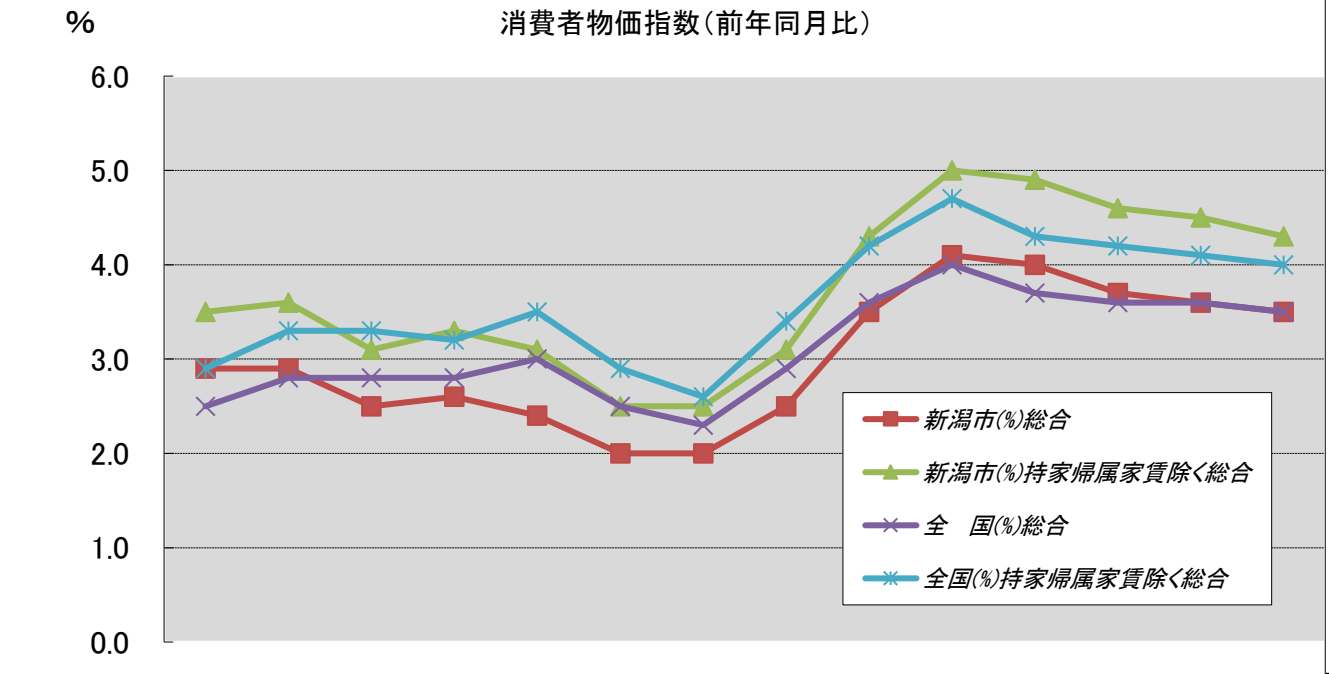
審議会資料No.６

審議会資料No.７

物価動向

消費者物価指数

資料出所・総務省、新潟市

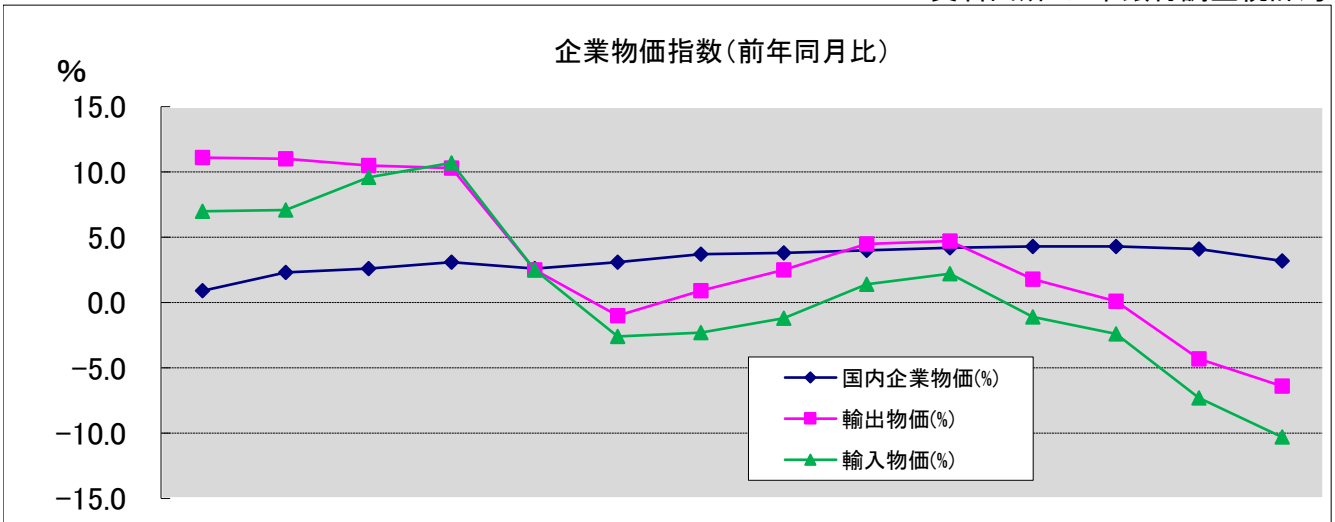


年　月	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
新潟市(%)総合	2.9	2.9	2.5	2.6	2.4	2.0	2.0	2.5	3.5	4.1	4.0	3.7	3.6	3.5
全　国(%)総合	2.5	2.8	2.8	2.8	3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5
新潟市(%)持家帰属家賃除く総合	3.5	3.6	3.1	3.3	3.1	2.5	2.5	3.1	4.3	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3
全国(%)持家帰属家賃除く総合	2.9	3.3	3.3	3.2	3.5	2.9	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0

指数は令和2年平均＝100%

企業物価指数

資料出所・日本銀行調査統計局



年　月	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
国内企業物価(%)	0.9	2.3	2.6	3.1	2.6	3.1	3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1	3.2
輸出物価(%)	11.1	11.0	10.5	10.3	2.5	-1.0	0.9	2.5	4.5	4.7	1.8	0.1	-4.3	-6.4
輸入物価(%)	7.0	7.1	9.6	10.7	2.5	-2.6	-2.3	-1.2	1.4	2.2	-1.1	-2.4	-7.3	-10.3

指数は令和2年平均＝100%

審議会資料№８

新潟県

令和７年５月30日
新潟県総務部統計課

政府統計

毎月勤労統計調査地方調査結果

令和7年3月分

○ みなさまからいただいたデータは、このように活用されています

○ 景気動向の判断資料
○ 失業給付額、労働者災害補償額の改定
○ 国民所得や県民所得の推計
○ 公共料金の改訂の際の資料
○ 交通事故の補償など逸失利益の算出の資料
○ 製品単価の決定や建設工事における契約の際の人件費を決める資料
○ 賃金改定等、企業の労働関係処理の資料
○ 日本の労働事情の海外への紹介、国連への報告など

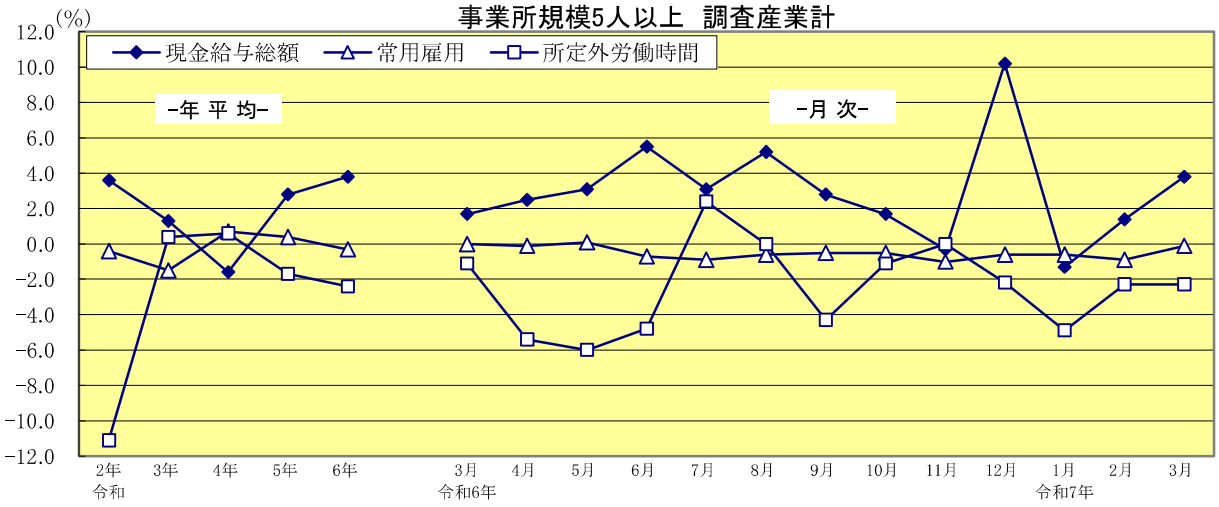


【今月の主な動き［前年同月比・差でみて］】
（事業所規模５人以上、調査産業計）

○ 現金給与総額は ３．８％増加（２か月連続の増加）
○ 所定外労働時間は ２．３％減少（４か月連続の減少）
製造業の所定外労働時間は １０．３％増加（３か月連続の増加）
○ 常用雇用は ０．１％減少（１０か月連続の減少）
うちパートタイム労働者比率は １．３ポイント上昇

※前年同月比は、指数により算出しています。
※令和７年１月に30人以上規模事業所のうち約1/3を入れ替えました。
１月については入替前後の両方の事業所を調査しており、新事業所の調査結果は旧事業所の結果に比べて、現金給与総額は5,780円（2.1%）減少、総実労働時間は1.6時間（1.2%）減少、常用労働者数は602人（0.1%）減少したことで、断層が生じて１月以降の指数に影響を及ぼしています。

対前年比の推移
事業所規模5人以上　調査産業計



本件についてのお問い合わせ先
統計課生活統計班　〔担当〕金子、岡村、山田
（直通）025-280-5119

目　　次

調査結果の概要 …… 1

統計表
指数表（規模５人以上）
第 1 表　現金給与総額指数 …… 4
第 2 表　きまって支給する給与指数 …… 4
第 3 表　実質賃金指数（現金給与総額） …… 4
第 4 表　実質賃金指数（きまって支給する給与） …… 6
第 5 表　所定内給与指数 …… 6
第 6 表　総実労働時間指数 …… 6
第 7 表　所定内労働時間指数 …… 8
第 8 表　所定外労働時間指数 …… 8
第 9 表　常用雇用指数 …… 8
指数表（規模３０人以上）
第１０表　現金給与総額指数 …… １０
第１１表　きまって支給する給与指数 …… １０
第１２表　実質賃金指数（現金給与総額） …… １０
第１３表　実質賃金指数（きまって支給する給与） …… １２
第１４表　所定内給与指数 …… １２
第１５表　総実労働時間指数 …… １２
第１６表　所定内労働時間指数 …… １４
第１７表　所定外労働時間指数 …… １４
第１８表　常用雇用指数 …… １４
実数表（規模５人以上）
第１９表　産業別及び男女別の１人平均月間給与額 …… １６
第２０表　産業別及び男女別の１人平均月間労働時間及び出勤日数 …… １７
第２１表　産業別及び男女別の常用労働者数、パートタイム労働者数・労働者比率 …… １８
実数表（規模３０人以上）
第２２表　産業別及び男女別の１人平均月間給与額 …… １９
第２３表　産業別及び男女別の１人平均月間労働時間及び出勤日数 …… ２０
第２４表　産業別及び男女別の常用労働者数、パートタイム労働者数・労働者比率 …… ２１
実数表（規模５人以上、３０人以上）
第２５表　産業別及び就業形態別月間給与額、労働時間及び労働者数（規模５人以上） …… ２２
第２６表　産業別及び就業形態別月間給与額、労働時間及び労働者数（規模３０人以上） …… ２２
実数表（規模５～２９人、３０～９９人、１００人以上）
第２７表　事業所規模別、性別常用労働者の１人平均月間実数表 …… ２３
第２８表　事業所規模別、就業形態別常用労働者の１人平均月間実数表 …… ２３

【参考資料】共通事業所による前年同月比 …… ２４

毎月勤労統計調査地方調査の説明 …… ２５

―　利用上の注意　―

1　「X」は集計事業所数が少ないため公表しないこと、「－」は調査又は集計が行われていないことを意味します。
2　「調査産業計」は、集計事業所数が少ないため結果を公表していない産業を含んだ集計結果です。
3　前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。
4　令和４年１月分から、指数は、令和２年平均を 100 とする令和２年基準としています。
5　実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、令和２年基準、新潟市分）×100
6　平成 29 年１月分から、平成 25 年 10 月に改定された日本標準産業分類に基づいて結果を公表しています。
7　令和６年１月分から母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を行いました。ベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数（平成 28 年６月分から令和５年 12 月分までの指数、平成 28 年平均から令和５年平均までの指数）及び増減率（平成 28 年６月分から令和４年５月分までの前年同月比、平成 28 年平均から令和４年平均までの前年比）を改訂しています。
　また、令和６年４月分より、基準年（令和２年）の常用雇用指数が 100 となるように、過去に遡って改訂しています。令和６年１月分から令和６年３月分までの前年同月比についても、改訂後の指数で再計算しています。
8　賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和６年の前年同月比等については、令和５年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することにより、ベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しません。

毎月勤労統計調査　新潟県　調査結果の概要

1. 賃金の動き

令和7年3月分

3月分の一人平均現金給与総額は、規模5人以上の事業所で　278,401円、前年同月比　3.8%の増加となりました。
　このうち、きまって支給する給与は　248,376円、前年同月比　0.1%の減少となりました。
　また、規模30人以上の事業所における一人平均現金給与総額は　298,500円、前年同月比　6.3%の増加となりました。

《事業所規模：5人以上》　（指数：令和2年平均=100）

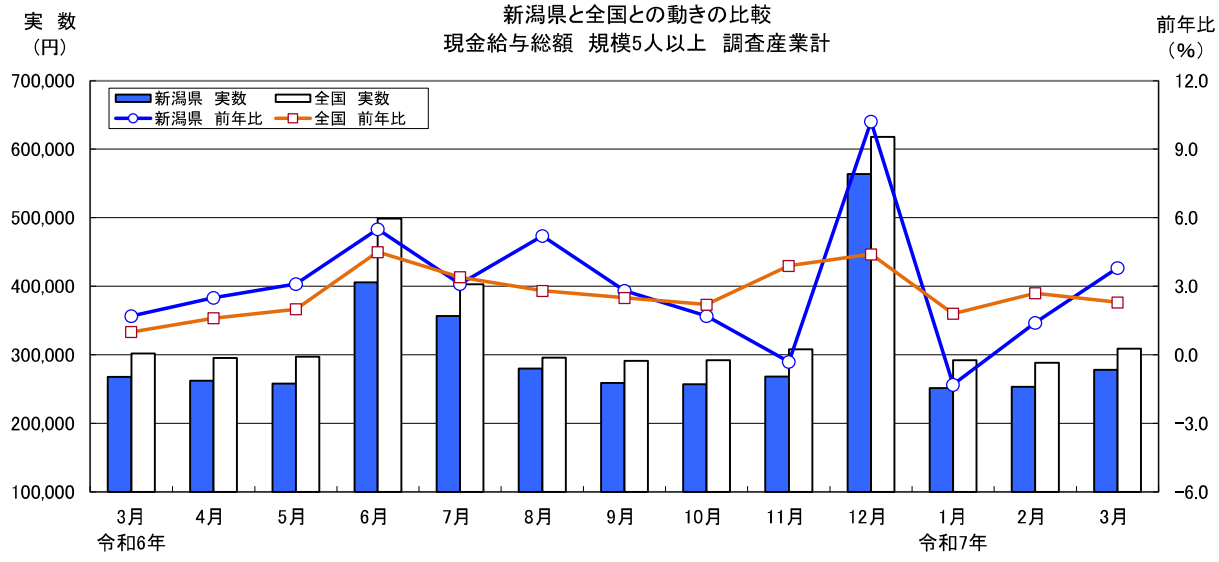
	令和7年3月分	現金給与総額			きまって支給する給与			所定内給与			所定外給与		特別に支払われた給与	
		実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	対前年同月比	実数	対前年同月比
		円		%	円		%	円		%	円	%	円	%
TL	調査産業計	278,401	97.4	3.8	248,376	103.3	−0.1	231,991	103.1	0.0	16,385	−1.1	30,025	53.2
D	建設業	439,264	123.9	13.2	324,533	107.7	0.0	297,190	106.6	−1.9	27,343	27.1	114,731	79.8
E	製造業	328,693	105.2	19.1	281,663	110.0	6.8	257,665	108.9	6.0	23,998	16.9	47,030	285.6
G	情報通信業	344,505	85.4	−20.4	304,750	93.4	−7.0	276,798	89.7	−6.5	27,952	−11.5	39,755	−62.2
H	運輸業，郵便業	301,624	109.7	5.3	292,284	120.1	4.2	255,189	121.7	4.6	37,095	1.8	9,340	57.1
I	卸売業，小売業	213,010	89.7	−3.2	201,402	97.6	−1.1	192,703	97.9	−1.0	8,699	−3.6	11,608	−29.6
J	金融業，保険業	329,784	84.2	4.3	324,640	105.5	9.0	309,985	106.1	7.4	14,655	52.3	5,144	−71.2
K	不動産業，物品賃貸業	275,517	74.9	7.3	267,259	89.8	9.2	253,170	89.3	9.3	14,089	8.9	8,258	−32.5
L	学術研究，専門・技術サービス業	330,972	88.0	−7.3	327,962	110.1	4.1	304,084	110.9	3.7	23,878	9.5	3,010	−92.8
M	宿泊業，飲食サービス業	131,606	118.3	13.3	126,025	118.9	11.1	119,546	118.0	11.2	6,479	9.1	5,581	104.7
N	生活関連サービス業，娯楽業	160,904	78.5	−9.8	153,673	80.2	−13.7	147,692	78.4	−14.0	5,981	−3.0	7,231	2195.6
O	教育，学習支援業	360,812	99.4	4.9	310,380	111.3	−6.1	303,674	110.2	−4.3	6,706	−48.8	50,432	273.8
P	医療，福祉	262,908	83.2	−7.9	242,641	90.4	−7.1	230,830	92.3	−6.4	11,811	−19.5	20,267	−14.8
Q	複合サービス事業	321,397	93.0	X	295,748	107.4	X	288,954	110.5	X	6,794	X	25,649	X
R	サービス業(他に分類されない)	208,248	101.5	5.3	191,728	105.3	0.1	180,233	105.2	2.6	11,495	−28.0	16,520	164.1

注1：対前年同月比は、指数による増減率で算出しています。
注2：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。

《事業所規模：30人以上》　（指数：令和2年平均=100）

	令和7年3月分	現金給与総額			きまって支給する給与			所定内給与			所定外給与		特別に支払われた給与	
		実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	対前年同月比	実数	対前年同月比
		円		%	円		%	円		%	円	%	円	%
TL	調査産業計	298,500	96.7	6.3	269,454	105.1	1.3	249,383	105.1	1.4	20,071	−1.5	29,046	94.5
D	建設業	535,165	134.9	41.1	360,932	109.7	−0.1	323,946	109.5	−1.9	36,986	19.5	174,233	856.9
E	製造業	346,444	103.0	19.8	291,107	107.8	5.3	263,710	106.9	3.9	27,397	21.2	55,337	332.3
G	情報通信業	362,543	82.7	−26.0	304,109	89.5	−10.0	275,717	85.9	−8.6	28,392	−21.3	58,434	−61.7
H	運輸業，郵便業	301,641	106.8	0.7	296,914	120.2	1.7	257,990	120.9	1.2	38,924	4.7	4,727	−38.3
I	卸売業，小売業	223,529	102.6	5.3	217,951	116.3	9.7	204,636	113.3	8.9	13,315	22.9	5,578	−58.8
J	金融業，保険業	302,528	74.5	−1.1	300,241	94.4	1.0	288,795	95.2	1.5	11,446	−12.1	2,287	−71.0
K	不動産業，物品賃貸業	235,640	71.6	3.8	235,640	80.3	3.7	223,792	78.1	2.9	11,848	22.6	0	−
L	学術研究，専門・技術サービス業	360,431	84.8	−14.4	354,970	111.2	4.0	337,196	113.8	7.4	17,774	−34.8	5,461	−93.2
M	宿泊業，飲食サービス業	167,284	128.5	11.8	154,387	125.3	7.4	144,403	122.8	5.8	9,984	36.8	12,897	121.0
N	生活関連サービス業，娯楽業	173,572	110.2	11.4	172,738	116.5	11.3	164,721	114.4	11.0	8,017	19.4	834	42.6
O	教育，学習支援業	361,024	84.8	1.8	355,430	108.6	0.2	347,285	107.4	2.7	8,145	−50.8	5,594	2501.9
P	医療，福祉	275,731	80.4	−11.4	266,680	90.8	−8.3	253,983	94.1	−6.6	12,697	−31.8	9,051	−54.8
Q	複合サービス事業	337,002	94.3	X	321,912	112.5	X	311,776	117.3	X	10,136	X	15,090	X
R	サービス業(他に分類されない)	168,389	91.7	3.0	164,218	98.2	3.0	154,385	98.5	5.0	9,833	−19.8	4,171	0.3

注1：対前年同月比は、指数による増減率で算出しています。
注2：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。



2. 労働時間の動き

令和7年3月分

3月分の一人平均総実労働時間は、規模5人以上の事業所で 134.2時間、前年同月比 4.3%の減少となりました。
このうち、所定内労働時間は 125.6時間、前年同月比 4.4%の減少となりました。所定外労働時間は8.6時間、前年同月比 2.3%の減少となりました。
また、規模30人以上の事業所における一人平均総実労働時間は 138.7時間、前年同月比 3.5%の減少となりました。

《事業所規模：5人以上》 （指数：令和2年平均=100）

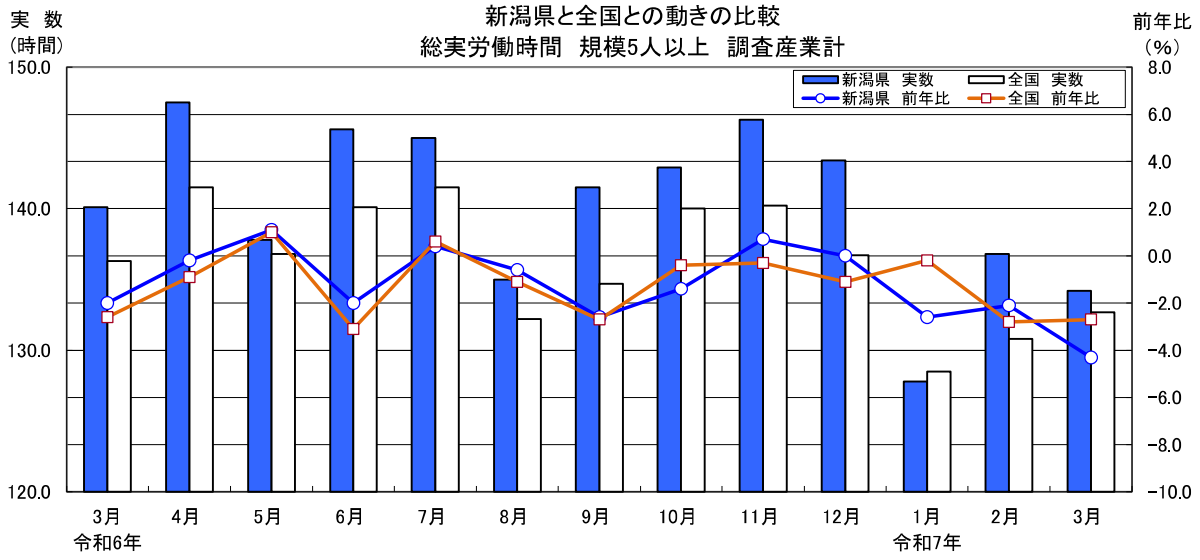
	令和7年3月分	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間			出勤日数	
		実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	対前年同月差
		時間		%	時間		%	時間		%	日	日
TL	調査産業計	134.2	94.3	-4.3	125.6	94.1	-4.4	8.6	97.7	-2.3	17.7	-0.8
D	建設業	155.4	93.7	-0.4	143.0	93.2	-2.5	12.4	100.0	34.8	18.7	-0.7
E	製造業	150.5	98.4	-1.5	138.8	96.9	-2.3	11.7	120.6	10.3	18.3	-0.5
G	情報通信業	156.5	99.2	-2.1	141.5	96.3	-2.0	15.0	137.6	-2.6	18.7	-0.3
H	運輸業，郵便業	162.1	97.7	-2.4	143.9	100.0	-1.9	18.2	82.7	-6.2	20.0	-0.2
I	卸売業，小売業	122.9	88.5	-5.0	117.9	88.7	-4.8	5.0	83.3	-9.2	17.9	-0.6
J	金融業，保険業	135.7	96.2	1.4	127.7	95.5	0.1	8.0	109.6	27.0	17.9	0.3
K	不動産業，物品賃貸業	155.0	97.7	-0.6	140.3	93.8	-2.2	14.7	161.5	16.6	18.7	-0.5
L	学術研究，専門・技術サービス業	148.5	97.3	-2.4	135.2	97.5	-3.6	13.3	95.0	10.0	18.1	-0.7
M	宿泊業，飲食サービス業	97.5	105.2	6.3	92.0	103.7	4.4	5.5	137.5	48.6	15.1	0.4
N	生活関連サービス業，娯楽業	103.1	85.7	-15.3	98.6	83.6	-15.7	4.5	187.5	-6.3	15.9	-1.5
O	教育，学習支援業	134.0	96.5	-11.9	120.9	96.9	-9.7	13.1	92.9	-28.0	16.7	-2.6
P	医療，福祉	125.4	90.1	-9.4	121.5	91.0	-9.4	3.9	68.4	-9.3	17.0	-1.8
Q	複合サービス事業	145.6	98.6	X	141.6	101.5	X	4.0	48.8	X	18.9	X
R	サービス業(他に分類されない)	129.1	97.5	0.1	122.8	97.5	2.6	6.3	98.4	-32.3	17.5	0.1

注1：対前年同月比は、指数による増減率で算出しています。
注2：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。

《事業所規模：30人以上》 （指数：令和2年平均=100）

	令和7年3月分	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間			出勤日数	
		実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	指数	対前年同月比	実数	対前年同月差
		時間		%	時間		%	時間		%	日	日
TL	調査産業計	138.7	95.5	-3.5	128.7	95.3	-3.9	10.0	97.1	0.0	17.8	-0.8
D	建設業	161.4	92.2	4.4	146.1	93.5	2.5	15.3	81.0	24.4	18.8	0.2
E	製造業	152.6	98.0	-1.9	139.9	96.9	-3.1	12.7	111.4	13.4	18.4	-0.5
G	情報通信業	157.8	99.3	-2.5	141.9	96.9	-1.0	15.9	127.2	-14.1	18.7	-0.2
H	運輸業，郵便業	168.9	103.4	-0.3	148.8	105.5	-0.5	20.1	90.1	1.0	20.3	0.0
I	卸売業，小売業	128.5	98.2	0.4	122.0	96.7	-0.3	6.5	141.3	18.1	18.5	0.0
J	金融業，保険業	130.1	89.7	0.8	122.0	89.2	0.6	8.1	97.6	3.8	17.7	0.4
K	不動産業，物品賃貸業	139.9	99.2	-1.7	132.3	98.1	-3.5	7.6	124.6	52.0	18.3	0.2
L	学術研究，専門・技術サービス業	148.1	101.6	-6.7	134.9	99.0	-7.5	13.2	137.5	0.7	17.6	-1.6
M	宿泊業，飲食サービス業	114.3	117.5	0.5	105.0	116.7	-1.8	9.3	127.4	36.7	16.9	0.0
N	生活関連サービス業，娯楽業	112.6	98.7	3.5	106.7	96.6	1.9	5.9	159.5	44.0	16.0	-0.2
O	教育，学習支援業	137.8	95.7	-14.1	122.3	96.1	-11.0	15.5	93.4	-32.3	16.8	-2.8
P	医療，福祉	123.2	84.7	-12.9	119.6	86.1	-12.7	3.6	54.5	-23.5	16.4	-2.4
Q	複合サービス事業	159.0	101.7	X	153.4	106.2	X	5.6	47.5	X	20.1	X
R	サービス業(他に分類されない)	119.7	95.3	3.0	113.9	95.4	4.3	5.8	93.5	-16.0	16.8	0.1

注1：対前年同月比は、指数による増減率で算出しています。
注2：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。



3. 常用雇用の動き

令和7年3月分

3月分の常用労働者は、規模5人以上の事業所で 801,697人、前年同月比 0.1%の減少となりました。パートタイム労働者比率は、 29.9%で前年同月差 1.3ポイントの上昇となりました。
また、規模30人以上の事業所における常用労働者は 457,833人、前年同月比 0.1%の減少となりました。パートタイム労働者比率は、 25.6%で前年同月差 0.6ポイントの低下となりました。

《事業所規模：5人以上》 （指数：令和2年平均=100）

	令和7年3月分	常用労働者			パートタイム		労働異動率				
		実数	指数	対前年同月比	労働者比率	対前年同月差	入職率	対前年同月差	離職率	対前年同月差	超過率
		人		%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	ポイント
TL	調査産業計	801,697	97.4	−0.1	29.9	1.3	1.66	0.14	2.59	−0.64	−0.93
D	建設業	60,864	95.0	−3.4	4.1	0.5	0.27	−0.54	1.82	0.22	−1.55
E	製造業	161,906	94.7	−4.8	8.3	−4.3	0.65	−0.04	0.99	−0.53	−0.34
G	情報通信業	11,391	110.4	5.6	3.4	0.0	0.72	0.27	0.96	0.55	−0.24
H	運輸業，郵便業	44,124	91.0	−2.7	21.2	3.9	0.44	−1.28	2.08	−0.97	−1.64
I	卸売業，小売業	148,711	97.1	0.2	53.2	6.5	2.34	0.54	2.38	−0.77	−0.04
J	金融業，保険業	18,861	96.5	−6.7	17.4	−4.4	4.10	−0.70	3.61	2.44	0.49
K	不動産業，物品賃貸業	7,722	106.5	1.2	18.8	−3.3	0.35	−3.93	0.63	−2.19	−0.28
L	学術研究，専門・技術サービス業	16,300	99.6	−1.6	9.8	−5.5	1.29	0.29	3.07	−0.74	−1.78
M	宿泊業，飲食サービス業	60,445	108.3	10.5	69.4	−5.6	3.06	1.03	5.17	0.09	−2.11
N	生活関連サービス業，娯楽業	21,696	97.3	5.6	64.4	11.8	8.00	4.22	4.45	0.93	3.55
O	教育，学習支援業	44,069	92.3	6.2	22.9	−2.5	0.37	−0.84	4.72	−8.23	−4.35
P	医療，福祉	132,020	97.6	0.9	33.2	5.8	1.32	0.49	2.37	−0.06	−1.05
Q	複合サービス事業	7,655	94.2	X	10.1	X	7.19	X	7.78	X	−0.59
R	サービス業(他に分類されない)	59,314	104.3	2.2	30.2	−5.7	2.17	−1.06	3.45	0.35	−1.28

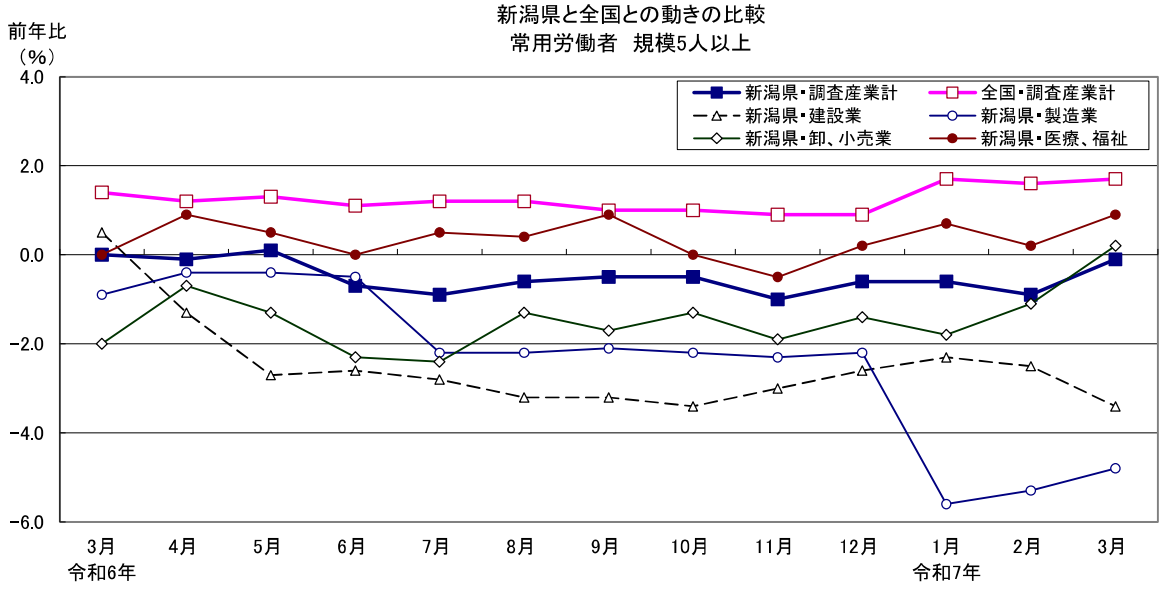
注1：対前年同月比は、指数による増減率で算出しています。
注2：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。

《事業所規模：30人以上》 （指数：令和2年平均=100）

	令和7年3月分	常用労働者			パートタイム		労働異動率				
		実数	指数	対前年同月比	労働者比率	対前年同月差	入職率	対前年同月差	離職率	対前年同月差	超過率
		人		%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	ポイント
TL	調査産業計	457,833	98.0	−0.1	25.6	−0.6	1.60	0.33	2.17	−0.72	−0.57
D	建設業	22,898	99.5	−2.8	0.4	−2.2	0.25	−0.10	1.39	0.65	−1.14
E	製造業	124,614	98.4	−2.4	7.1	−1.6	0.69	−0.04	1.06	−0.17	−0.37
G	情報通信業	7,721	107.7	4.4	2.9	1.1	0.64	−0.02	1.41	0.82	−0.77
H	運輸業，郵便業	31,146	88.4	−2.8	16.6	−0.7	0.52	−0.48	2.84	−0.05	−2.32
I	卸売業，小売業	61,389	95.6	−1.5	57.4	0.0	3.44	2.26	1.63	−0.05	1.81
J	金融業，保険業	8,697	89.2	−5.5	27.7	1.9	2.16	1.38	3.24	2.18	−1.08
K	不動産業，物品賃貸業	1,431	83.3	−2.5	23.8	4.7	1.86	0.63	3.37	2.35	−1.51
L	学術研究，専門・技術サービス業	6,835	102.3	6.1	7.8	−2.1	1.85	0.82	4.69	−3.30	−2.84
M	宿泊業，飲食サービス業	17,216	94.8	10.9	62.8	−0.7	1.68	−0.91	2.40	−0.98	−0.72
N	生活関連サービス業，娯楽業	10,254	117.6	0.5	53.3	−6.7	10.61	3.53	2.87	−0.06	7.74
O	教育，学習支援業	27,290	90.7	6.0	16.3	−8.3	0.59	−0.18	6.47	−9.07	−5.88
P	医療，福祉	85,995	100.0	1.3	30.9	5.9	0.82	0.15	1.58	−0.24	−0.76
Q	複合サービス事業	4,192	82.8	X	5.1	X	10.65	X	2.80	X	7.85
R	サービス業(他に分類されない)	42,985	109.1	2.2	38.7	−6.9	2.50	−0.80	3.58	−0.50	−1.08

注1：対前年同月比は、指数による増減率で算出しています。
注2：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。

新潟県と全国との動きの比較
常用労働者　規模5人以上



時系列指数表

（令和2年平均＝100）

第1表　現金給与総額指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	3.6	100.0	4.4	100.0	0.2	100.0	-2.0	100.0	-13.5	100.0	-12.7	100.0	7.7	100.0	-3.7
	3	101.3	1.3	96.6	-3.3	103.1	3.1	X	X	96.0	-3.9	100.1	0.1	100.4	0.4	98.6	-1.4
	4	99.7	-1.6	98.4	1.9	104.2	1.1	X	X	93.1	-3.0	98.4	-1.7	96.6	-3.8	106.5	8.0
	5	102.5	2.8	106.6	8.3	103.6	-0.6	X	X	101.4	8.9	124.8	26.8	99.9	3.4	93.4	-12.3
	6	107.5	3.8	119.4	10.0	107.9	4.7	X	X	99.0	-3.0	122.1	-3.3	103.0	2.8	107.1	13.9
令和6年	3　月	93.8	1.7	109.5	12.8	88.3	1.0	X	X	107.3	-1.6	104.2	-0.7	92.7	2.3	80.7	-3.2
	4　月	91.8	2.5	96.7	2.7	92.8	4.4	X	X	88.9	13.5	104.7	-1.9	95.2	4.5	75.4	-3.8
	5　月	90.4	3.1	95.3	4.2	94.1	8.0	X	X	79.2	1.9	102.5	-7.7	89.6	-1.5	81.9	6.4
	6　月	142.0	5.5	117.6	0.5	117.6	2.8	X	X	109.2	-8.5	167.4	-5.0	121.1	15.2	191.3	32.9
	7　月	124.9	3.1	148.3	7.1	149.5	9.7	X	X	132.8	-15.7	131.9	-3.5	131.9	2.1	94.1	-4.4
	8　月	98.0	5.2	146.6	34.7	96.3	2.0	X	X	79.5	1.3	106.2	-13.8	93.9	-3.2	87.4	8.2
	9　月	90.7	2.8	98.4	6.3	90.0	2.9	X	X	98.7	2.2	105.5	-3.3	88.4	1.5	88.8	11.6
	10　月	90.1	1.7	100.9	6.2	90.6	3.7	X	X	72.2	-10.2	109.6	-1.9	85.9	-3.0	87.8	12.0
	11　月	93.9	-0.3	107.1	3.1	94.2	2.5	X	X	80.2	-2.9	109.2	-7.3	93.7	-2.7	89.2	15.1
	12　月	197.2	10.2	221.4	29.3	208.7	9.4	X	X	173.8	-10.4	218.4	4.4	171.1	16.3	250.2	41.2
7年	1　月	88.1	-1.3	100.8	2.5	91.9	5.4	X	X	80.9	0.6	102.5	-1.2	82.6	-5.9	81.5	1.4
	2　月	88.7	1.4	97.7	6.0	91.0	6.8	X	X	99.9	17.1	105.0	3.0	81.3	-3.8	80.3	3.7
	3　月	97.4	3.8	123.9	13.2	105.2	19.1	X	X	85.4	-20.4	109.7	5.3	89.7	-3.2	84.2	4.3

注：調査事業所数が少なく公表していない産業は表記を省略していますが、「調査産業計」には含まれています。（以下、第18表まで同様）

第2表　きまって支給する給与指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	3.5	100.0	2.7	100.0	0.2	100.0	-1.3	100.0	-12.9	100.0	-8.5	100.0	7.7	100.0	-3.5
	3	100.5	0.5	97.9	-2.2	103.5	3.5	X	X	93.9	-6.1	98.9	-1.1	99.1	-0.9	100.9	0.9
	4	99.5	-1.0	99.2	1.3	104.0	0.5	X	X	90.9	-3.2	99.9	1.0	95.7	-3.4	113.5	12.5
	5	101.9	2.4	105.6	6.5	104.4	0.4	X	X	95.0	4.5	119.9	20.0	100.1	4.6	97.9	-13.7
	6	104.6	1.7	112.2	4.8	106.2	2.2	X	X	97.5	2.2	117.2	-3.0	99.1	-1.2	103.5	5.2
令和6年	3　月	103.4	1.0	107.7	2.8	103.0	0.3	X	X	100.4	9.0	115.3	-2.2	98.7	0.4	96.8	-0.8
	4　月	105.4	1.5	110.2	2.9	105.8	1.0	X	X	99.9	3.3	117.6	-2.4	102.5	0.9	95.3	-3.5
	5　月	103.6	1.6	110.3	5.2	103.5	1.0	X	X	97.6	1.8	114.0	-6.6	100.8	-0.5	98.5	0.9
	6　月	105.1	2.5	111.8	4.0	106.1	2.3	X	X	99.8	5.4	116.4	-3.3	102.5	5.5	96.4	-2.4
	7　月	105.2	2.8	114.8	7.7	108.3	4.1	X	X	96.0	2.5	116.9	-3.1	97.3	-2.8	106.7	6.4
	8　月	104.4	2.1	112.4	6.0	107.0	4.5	X	X	96.5	0.7	115.7	-4.3	99.2	-1.9	109.7	10.0
	9　月	104.8	1.6	113.8	5.9	107.9	2.4	X	X	97.0	-0.8	119.1	-3.2	97.4	-2.7	109.2	10.0
	10　月	105.7	1.5	116.3	6.3	108.0	3.7	X	X	88.9	-9.5	120.2	-1.6	98.7	-3.0	111.2	12.7
	11　月	106.6	2.1	117.0	8.2	110.9	4.8	X	X	98.7	0.1	120.0	-2.4	97.8	-3.6	112.9	15.0
	12　月	106.7	2.6	116.2	7.4	109.7	3.1	X	X	97.7	-1.0	121.2	-2.1	100.5	0.1	112.1	12.2
7年	1　月	102.4	0.8	109.8	1.9	109.0	8.8	X	X	97.8	-0.5	115.6	0.3	93.8	-3.2	103.0	6.7
	2　月	104.3	1.3	113.1	4.3	110.9	7.1	X	X	98.5	-0.1	117.5	2.2	92.8	-4.2	102.1	5.9
	3　月	103.3	-0.1	107.7	0.0	110.0	6.8	X	X	93.4	-7.0	120.1	4.2	97.6	-1.1	105.5	9.0

第3表　実質賃金指数（現金給与総額）

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	3.7	100.0	4.5	100.0	0.3	100.0	-2.0	100.0	-13.4	100.0	-12.6	100.0	7.9	100.0	-3.5
	3	101.8	1.8	97.1	-2.9	103.6	3.6	X	X	96.5	-3.5	100.6	0.6	100.9	0.9	99.1	-0.9
	4	97.1	-4.6	95.8	-1.3	101.5	-2.0	X	X	90.7	-6.0	95.8	-4.8	94.1	-6.7	103.7	4.6
	5	96.5	-0.6	100.4	4.8	97.6	-3.8	X	X	95.5	5.3	117.5	22.7	94.1	0.0	87.9	-15.2
	6	98.2	0.6	109.0	6.7	98.5	1.4	X	X	90.4	-5.9	111.5	-6.2	94.1	-0.3	97.8	10.5
令和6年	3　月	86.9	-1.1	101.5	9.6	81.8	-1.8	X	X	99.4	-4.3	96.6	-3.4	85.9	-0.5	74.8	-5.9
	4　月	84.5	-0.9	89.0	-0.8	85.4	0.8	X	X	81.8	9.7	96.3	-5.2	87.6	0.9	69.4	-7.0
	5　月	82.9	-0.5	87.4	0.6	86.3	4.4	X	X	72.6	-1.6	94.0	-10.9	82.1	-5.0	75.1	2.7
	6　月	130.0	2.3	107.7	-2.5	107.7	-0.3	X	X	100.0	-11.2	153.3	-7.9	110.9	11.7	175.2	28.9
	7　月	114.0	-0.3	135.3	3.7	136.4	6.1	X	X	121.2	-18.4	120.3	-6.6	120.3	-1.2	85.9	-7.3
	8　月	89.1	1.9	133.3	30.7	87.5	-1.1	X	X	72.3	-1.6	96.5	-16.5	85.4	-6.1	79.5	5.0
	9　月	82.6	0.2	89.6	3.6	82.0	0.4	X	X	89.9	-0.3	96.1	-5.6	80.5	-1.0	80.9	8.9
	10　月	81.2	-0.9	91.0	3.6	81.7	1.1	X	X	65.1	-12.4	98.8	-4.3	77.5	-5.4	79.2	9.4
	11　月	84.6	-3.3	96.5	0.0	84.9	-0.6	X	X	72.3	-5.9	98.4	-10.1	84.4	-5.7	80.4	11.5
	12　月	176.1	5.7	197.7	24.0	186.3	4.8	X	X	155.2	-14.0	195.0	0.1	152.8	11.6	223.4	35.4
7年	1　月	77.9	-6.0	89.1	-2.4	81.3	0.4	X	X	71.5	-4.3	90.6	-5.9	73.0	-10.4	72.1	-3.5
	2　月	78.6	-3.4	86.6	0.9	80.7	1.8	X	X	88.6	11.7	93.1	-1.8	72.1	-8.3	71.2	-1.1
	3　月	86.3	-0.7	109.8	8.2	93.3	14.1	X	X	75.7	-23.8	97.3	0.7	79.5	-7.5	74.6	-0.3

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	-12.2	100.0	1.6	100.0	2.1	100.0	13.3	100.0	18.2	100.0	-0.4	100.0	-8.4	令和	2	年
X	X	108.8	8.7	99.3	-0.7	86.9	-13.2	102.6	2.5	100.4	0.4	98.9	-1.1	106.2	6.2		3		
91.4	X	114.0	4.8	98.8	-0.5	91.4	5.2	106.1	3.4	93.8	-6.6	98.5	-0.4	102.7	-3.3		4		
83.5	-8.6	97.5	-14.5	96.3	-2.5	91.9	0.5	117.3	10.6	98.4	4.9	107.5	9.1	101.7	-1.0		5		
81.6	-1.7	107.3	7.3	111.0	10.1	95.3	3.5	112.9	-4.6	101.2	2.8	109.3	1.6	110.3	10.1		6		
69.8	-22.1	94.9	12.7	104.4	3.7	87.0	2.2	94.8	-4.8	90.3	-2.6	X	X	96.4	5.1	令和6年	3	月	
68.9	-2.3	84.0	5.4	103.1	6.3	91.7	6.3	90.2	-6.5	84.3	-1.3	X	X	101.0	12.0		4	月	
71.8	0.8	79.7	6.0	103.8	6.9	90.4	15.7	86.3	-2.7	84.6	3.2	X	X	96.7	9.6		5	月	
90.6	-15.6	180.3	4.4	118.3	7.8	122.1	39.7	227.2	-3.0	159.9	11.3	X	X	138.7	5.9		6	月	
87.1	-9.6	122.8	1.7	121.6	19.4	105.6	14.9	88.6	-14.9	101.4	-0.8	152.9	27.5	118.9	5.1		7	月	
78.4	9.8	86.0	8.7	108.7	8.3	90.4	-4.4	84.9	-4.1	87.0	4.7	87.7	2.8	103.4	17.4		8	月	
73.7	9.8	83.0	2.3	104.9	15.4	83.5	-0.6	83.1	-6.3	83.1	0.6	86.1	-0.7	112.3	14.1		9	月	
72.9	8.5	85.8	8.9	107.4	12.1	82.8	-5.0	84.6	-5.8	83.9	1.1	92.0	-5.8	98.1	8.8		10	月	
94.8	39.2	94.7	12.5	112.1	9.7	82.7	-15.8	84.7	-7.1	85.5	-5.6	87.5	-2.2	99.9	6.3		11	月	
136.4	-4.5	214.1	10.3	144.9	15.6	130.3	-4.3	243.7	-2.9	186.5	7.5	191.1	-16.5	168.7	15.5		12	月	
75.8	13.0	86.6	6.9	117.0	13.3	75.5	-12.8	81.7	-10.8	78.4	-7.8	82.0	X	96.7	2.1	7年	1	月	
73.7	8.1	85.2	4.8	111.5	12.3	71.5	-20.9	86.2	-9.1	84.4	1.4	84.2	X	93.2	-1.4		2	月	
74.9	7.3	88.0	-7.3	118.3	13.3	78.5	-9.8	99.4	4.9	83.2	-7.9	93.0	X	101.5	5.3		3	月	

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	-9.7	100.0	1.0	100.0	6.5	100.0	9.5	100.0	18.0	100.0	1.1	100.0	-9.5	令和	2	年	
X	X	107.7	7.8	99.5	-0.6	89.9	-10.0	102.4	2.4	96.8	-3.2	99.2	-0.8	104.0	4.0		3		
87.1	X	110.0	2.1	99.4	-0.1	92.7	3.1	109.3	6.7	91.2	-5.8	101.3	2.1	102.1	-1.8		4		
86.2	-1.0	95.6	-13.1	96.4	-3.0	90.2	-2.7	116.8	6.9	96.4	5.7	105.8	4.4	100.4	-1.7		5		
87.1	1.6	103.3	6.7	109.2	8.8	92.2	1.8	111.6	-5.4	98.0	1.8	111.4	5.2	107.5	7.9		6		
82.2	-5.6	105.8	11.5	107.0	2.2	92.9	4.0	118.5	-7.4	97.3	2.3	X	X	105.2	4.3	令和6年	3	月	
84.0	-3.7	103.6	5.7	108.2	6.3	98.1	6.7	117.3	-6.5	98.9	2.6	X	X	108.6	8.0		4	月	
83.1	-5.7	100.3	5.7	108.4	8.1	96.6	15.8	112.3	-2.7	97.9	1.9	X	X	106.4	10.1		5	月	
82.3	-8.2	102.7	6.5	107.1	9.2	95.7	16.3	113.4	-5.5	99.5	3.0	X	X	107.8	4.7		6	月	
90.8	8.2	105.2	8.2	114.6	17.3	92.3	6.2	107.5	-2.5	97.9	0.5	106.5	-1.5	108.2	7.7		7	月	
92.5	9.7	104.2	6.2	108.2	6.5	90.2	-5.4	106.8	-5.5	97.5	0.6	109.6	2.4	106.0	7.6		8	月	
90.4	8.9	104.5	7.5	110.0	15.4	89.3	-0.7	108.1	-6.4	97.0	-0.1	108.0	-0.6	108.8	8.2		9	月	
88.1	6.0	103.6	4.4	112.6	11.9	88.6	-5.0	109.9	-5.9	98.4	0.8	115.0	-2.0	109.2	7.5		10	月	
89.3	5.9	104.0	5.1	112.5	7.0	88.2	-7.5	108.6	-6.7	99.4	3.0	109.8	-2.1	109.5	5.7		11	月	
95.6	19.4	103.1	5.3	111.1	8.4	87.1	-7.1	110.1	-5.8	99.1	2.7	111.8	0.1	110.4	12.2		12	月	
92.6	12.0	106.2	5.8	121.7	14.1	74.6	-19.2	105.7	-5.6	91.7	-5.0	102.9	X	106.6	3.2	7年	1	月	
90.6	7.3	106.0	3.3	116.5	11.9	76.4	-19.5	110.4	-3.9	99.1	2.2	104.3	X	104.4	-1.6		2	月	
89.8	9.2	110.1	4.1	118.9	11.1	80.2	-13.7	111.3	-6.1	90.4	-7.1	107.4	X	105.3	0.1		3	月	

〔参考:消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合・新潟市）　112.8　　前年同月比　4.6　%増〕

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	-12.2	100.0	1.7	100.0	2.2	100.0	13.4	100.0	18.3	100.0	-0.3	100.0	-8.4	令和	2	年	
X	X	109.3	9.3	99.8	-0.2	87.3	-12.7	103.1	3.1	100.9	0.9	99.4	-0.6	106.7	6.7		3		
89.0	X	111.0	1.6	96.2	-3.6	89.0	1.9	103.3	0.2	91.3	-9.5	95.9	-3.5	100.0	-6.3		4		
78.6	-11.7	91.8	-17.3	90.7	-5.7	86.5	-2.8	110.5	7.0	92.7	1.5	101.2	5.5	95.8	-4.2		5		
74.5	-4.7	98.0	4.0	101.4	6.8	87.0	0.3	103.1	-7.5	92.4	-0.3	99.8	-1.5	100.7	6.7		6		
64.7	-24.2	88.0	9.6	96.8	0.8	80.6	-0.6	87.9	-7.5	83.7	-5.3	X	X	89.3	2.2	令和6年	3	月	
63.4	-5.5	77.3	1.8	94.8	2.7	84.4	2.7	83.0	-9.7	77.6	-4.6	X	X	92.9	8.1		4	月	
65.8	-2.7	73.1	2.4	95.1	3.1	82.9	11.7	79.1	-6.2	77.5	-0.5	X	X	88.6	5.9		5	月	
83.0	-18.1	165.1	1.2	108.3	4.5	111.8	35.4	208.1	-5.9	146.4	8.0	X	X	127.0	2.7		6	月	
79.5	-12.3	112.0	-1.6	110.9	15.6	96.4	11.3	80.8	-17.6	92.5	-4.0	139.5	23.5	108.5	1.8		7	月	
71.3	6.6	78.2	5.4	98.8	5.0	82.2	-7.3	77.2	-7.0	79.1	1.5	79.7	-0.3	94.0	13.8		8	月	
67.1	7.0	75.6	-0.1	95.5	12.5	76.0	-3.2	75.7	-8.7	75.7	-1.8	78.4	-3.2	102.3	11.3		9	月	
65.7	5.8	77.4	6.3	96.8	9.3	74.7	-7.3	76.3	-8.1	75.7	-1.3	83.0	-8.1	88.5	6.2		10	月	
85.4	34.9	85.3	9.1	101.0	6.3	74.5	-18.3	76.3	-9.9	77.0	-8.6	78.8	-5.3	90.0	3.0		11	月	
121.8	-8.4	191.2	5.8	129.4	10.9	116.3	-8.4	217.6	-6.8	166.5	3.0	170.6	-19.9	150.6	10.8		12	月	
67.0	7.5	76.6	1.9	103.4	7.8	66.8	-16.9	72.2	-15.2	69.3	-12.2	72.5	X	85.5	-2.7	7年	1	月	
65.3	3.0	75.5	-0.1	98.8	6.9	63.4	-24.6	76.4	-13.4	74.8	-3.4	74.6	X	82.6	-6.0		2	月	
66.4	2.6	78.0	-11.4	104.9	8.4	69.6	-13.6	88.1	0.2	73.8	-11.8	82.4	X	90.0	0.8		3	月	

第4表　実質賃金指数（きまって支給する給与）

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	3.6	100.0	2.8	100.0	0.3	100.0	-1.2	100.0	-12.8	100.0	-8.4	100.0	7.9	100.0	-3.4
	3	101.0	1.0	98.4	-1.6	104.0	4.0	X	X	94.4	-5.6	99.4	-0.6	99.6	-0.4	101.4	1.4
	4	96.9	-4.1	96.6	-1.8	101.3	-2.6	X	X	88.5	-6.3	97.3	-2.1	93.2	-6.4	110.5	9.0
	5	96.0	-0.9	99.4	2.9	98.3	-3.0	X	X	89.5	1.1	112.9	16.0	94.3	1.2	92.2	-16.6
	6	95.5	-1.4	102.5	1.7	97.0	-0.8	X	X	89.0	-0.9	107.0	-5.9	90.5	-4.1	94.5	1.9
令和6年	3　月	95.8	-1.8	99.8	-0.1	95.5	-2.5	X	X	93.0	5.9	106.9	-4.9	91.5	-2.3	89.7	-3.7
	4　月	97.0	-1.9	101.4	-0.6	97.3	-2.5	X	X	91.9	-0.2	108.2	-5.7	94.3	-2.5	87.7	-6.8
	5　月	95.0	-1.9	101.1	1.5	94.9	-2.5	X	X	89.5	-1.8	104.5	-9.8	92.4	-4.0	90.3	-2.6
	6　月	96.2	-0.6	102.4	0.9	97.2	-0.8	X	X	91.4	2.2	106.6	-6.2	93.9	2.3	88.3	-5.4
	7　月	96.0	-0.5	104.7	4.2	98.8	0.7	X	X	87.6	-0.8	106.7	-6.2	88.8	-5.9	97.4	3.0
	8　月	94.9	-1.0	102.2	2.8	97.3	1.4	X	X	87.7	-2.3	105.2	-7.1	90.2	-4.9	99.7	6.6
	9　月	95.4	-1.0	103.6	3.3	98.3	-0.1	X	X	88.3	-3.3	108.5	-5.6	88.7	-5.1	99.5	7.3
	10　月	95.3	-0.9	104.9	3.8	97.4	1.2	X	X	80.2	-11.7	108.4	-4.0	89.0	-5.4	100.3	10.0
	11　月	96.0	-1.1	105.4	4.9	99.9	1.6	X	X	88.9	-2.9	108.1	-5.4	88.1	-6.6	101.7	11.5
	12　月	95.3	-1.5	103.8	3.0	97.9	-1.2	X	X	87.2	-5.1	108.2	-6.1	89.7	-4.1	100.1	7.6
7年	1　月	90.5	-4.0	97.1	-3.0	96.4	3.7	X	X	86.5	-5.3	102.2	-4.5	82.9	-7.9	91.1	1.7
	2　月	92.5	-3.4	100.3	-0.5	98.3	2.1	X	X	87.3	-4.8	104.2	-2.6	82.3	-8.7	90.5	0.9
	3　月	91.6	-4.4	95.5	-4.3	97.5	2.1	X	X	82.8	-11.0	106.5	-0.4	86.5	-5.5	93.5	4.2

第5表　所定内給与指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	4.6	100.0	3.7	100.0	2.1	100.0	-1.7	100.0	-10.7	100.0	-2.0	100.0	7.6	100.0	-2.4
	3	100.5	0.5	98.8	-1.2	102.1	2.0	X	X	92.8	-7.3	100.5	0.5	98.8	-1.2	103.0	3.0
	4	99.5	-1.0	101.9	3.1	102.7	0.6	X	X	87.2	-6.0	101.8	1.3	95.2	-3.6	115.2	11.8
	5	102.1	2.6	106.4	4.4	103.5	0.8	X	X	90.2	3.4	120.1	18.0	100.3	5.4	99.6	-13.5
	6	104.3	1.4	112.6	4.5	105.8	2.6	X	X	93.7	3.7	118.9	-1.7	99.0	-1.4	104.2	4.1
令和6年	3　月	103.1	0.6	108.7	2.8	102.7	0.6	X	X	95.9	9.7	116.4	-2.3	98.9	0.6	98.8	0.0
	4　月	105.3	1.4	112.2	3.3	105.6	1.6	X	X	96.0	3.7	117.8	-2.5	102.1	0.8	96.6	-3.2
	5　月	103.8	1.4	113.1	5.4	104.3	1.9	X	X	94.1	2.5	114.6	-6.4	100.9	-0.3	99.4	0.7
	6　月	105.2	2.3	114.0	4.5	106.5	3.1	X	X	96.1	7.5	117.2	-3.4	103.0	5.4	97.0	-3.0
	7　月	105.0	2.2	115.8	7.0	108.1	4.0	X	X	92.6	3.3	120.6	0.2	97.2	-3.4	105.7	3.3
	8　月	104.1	1.6	113.6	6.3	106.6	4.0	X	X	92.6	3.0	118.8	-1.8	98.5	-2.8	109.4	7.4
	9　月	104.4	1.3	114.2	6.2	107.1	2.8	X	X	94.2	2.4	122.0	0.0	97.1	-3.2	109.8	7.8
	10　月	104.9	1.2	113.7	5.2	107.0	4.0	X	X	86.4	-6.5	122.3	0.3	98.3	-3.3	111.9	11.3
	11　月	105.7	1.7	115.4	6.9	109.5	5.0	X	X	94.2	2.3	122.4	0.6	97.3	-4.1	113.0	13.2
	12　月	106.1	2.6	115.7	7.0	108.9	4.1	X	X	93.9	0.6	123.5	1.5	99.5	-0.9	112.4	10.6
7年	1　月	102.6	1.0	110.3	2.9	109.0	8.1	X	X	95.1	1.0	119.1	2.9	94.3	-3.4	103.9	6.1
	2　月	104.0	1.6	110.3	2.6	109.9	6.9	X	X	95.0	1.3	119.8	3.9	93.3	-4.2	103.5	5.4
	3　月	103.1	0.0	106.6	-1.9	108.9	6.0	X	X	89.7	-6.5	121.7	4.6	97.9	-1.0	106.1	7.4

第6表　総実労働時間指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	0.5	100.0	0.9	100.0	-3.6	100.0	0.8	100.0	-1.0	100.0	-6.0	100.0	4.6	100.0	-3.2
	3	99.7	-0.4	98.1	-1.9	102.8	2.8	X	X	102.9	3.0	96.1	-4.0	97.5	-2.5	104.6	4.6
	4	98.4	-1.3	97.0	-1.1	103.9	1.1	X	X	98.6	-4.2	98.0	2.0	94.4	-3.2	101.7	-2.8
	5	99.3	0.9	98.6	1.6	102.6	-1.3	X	X	100.8	2.2	101.0	3.1	95.3	1.0	98.8	-2.9
	6	99.3	-0.7	98.9	0.4	102.2	-0.3	X	X	101.7	0.7	99.2	-1.5	93.4	-2.3	99.7	0.5
令和6年	3　月	98.5	-2.0	94.1	-3.3	99.9	-1.1	X	X	101.3	0.3	100.1	6.4	93.2	-1.1	94.9	-5.8
	4　月	103.7	-0.2	100.0	-1.8	107.3	-0.9	X	X	110.2	6.4	104.0	1.3	98.8	-0.9	100.7	-2.5
	5　月	96.8	1.1	93.2	4.5	94.5	1.3	X	X	98.2	1.9	97.3	1.0	93.0	-0.3	101.2	3.6
	6　月	102.3	-2.0	103.0	-2.6	107.6	-0.6	X	X	105.2	-1.8	101.0	-0.3	97.7	0.9	99.0	-7.9
	7　月	101.9	0.4	104.6	3.3	104.5	-0.4	X	X	105.4	0.0	99.8	-3.7	92.8	-4.9	108.7	6.0
	8　月	94.9	-0.6	89.7	-1.8	95.6	3.2	X	X	94.8	-5.1	95.2	-4.8	92.4	-1.4	102.3	7.7
	9　月	99.4	-2.6	102.4	-1.7	105.8	-0.9	X	X	100.4	-2.3	97.2	-7.5	92.4	-5.0	97.7	-3.5
	10　月	100.4	-1.4	104.7	1.7	101.2	-2.8	X	X	102.0	-4.0	101.1	-3.5	90.9	-5.2	104.3	6.5
	11　月	102.8	0.7	108.6	6.9	110.3	4.3	X	X	104.9	2.8	100.3	-4.9	94.0	-2.4	103.5	3.7
	12　月	100.8	0.0	103.9	4.1	106.4	-0.5	X	X	103.7	1.9	100.7	-3.1	95.0	-2.8	104.4	5.0
7年	1　月	89.8	-2.6	86.7	0.8	91.2	1.1	X	X	92.5	-0.3	94.0	-2.2	83.9	-5.6	95.4	7.1
	2　月	96.1	-2.1	98.7	2.2	105.2	1.5	X	X	99.3	-2.6	94.9	-2.9	88.0	-4.1	88.2	-2.8
	3　月	94.3	-4.3	93.7	-0.4	98.4	-1.5	X	X	99.2	-2.1	97.7	-2.4	88.5	-5.0	96.2	1.4

〔参考:消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合・新潟市）　112.8　　前年同月比　4.6 %増〕

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	-9.6	100.0	1.2	100.0	6.6	100.0	9.6	100.0	18.2	100.0	1.1	100.0	-9.4	令和	2	年
X	X	108.2	8.2	100.0	0.0	90.4	-9.6	102.9	2.9	97.3	-2.7	99.7	-0.3	104.5	4.5		3	
84.8	X	107.1	-1.0	96.8	-3.2	90.3	-0.1	106.4	3.4	88.8	-8.7	98.6	-1.1	99.4	-4.9		4	
81.2	-4.2	90.0	-16.0	90.8	-6.2	84.9	-6.0	110.0	3.4	90.8	2.3	99.6	1.0	94.5	-4.9		5	
79.5	-1.5	94.3	3.5	99.7	5.5	84.2	-1.3	101.9	-8.3	89.5	-1.3	101.7	2.0	98.2	4.7		6	
76.2	-8.2	98.1	8.5	99.2	-0.6	86.1	1.2	109.8	-10.0	90.2	-0.6	X	X	97.5	1.4	令和6年	3	月
77.3	-6.9	95.3	2.1	99.5	2.7	90.2	3.1	107.9	-9.6	91.0	-0.9	X	X	99.9	4.3		4	月
76.2	-8.9	91.9	2.0	99.4	4.4	88.5	11.7	102.9	-6.1	89.7	-1.8	X	X	97.5	6.3		5	月
75.4	-11.0	94.0	3.3	98.1	5.9	87.6	12.7	103.8	-8.5	91.1	-0.1	X	X	98.7	1.5		6	月
82.8	4.7	96.0	4.8	104.6	13.6	84.2	2.8	98.1	-5.6	89.3	-2.7	97.2	-4.6	98.7	4.2		7	月
84.1	6.5	94.7	2.9	98.4	3.3	82.0	-8.2	97.1	-8.3	88.6	-2.4	99.6	-0.6	96.4	4.4		8	月
82.3	6.2	95.2	4.8	100.2	12.7	81.3	-3.1	98.5	-8.6	88.3	-2.5	98.4	-3.1	99.1	5.4		9	月
79.4	3.4	93.4	1.9	101.5	9.1	79.9	-7.3	99.1	-8.2	88.7	-1.7	103.7	-4.3	98.5	4.9		10	月
80.5	2.8	93.7	1.8	101.4	3.8	79.5	-10.3	97.8	-9.6	89.5	-0.2	98.9	-5.2	98.6	2.4		11	月
85.4	14.5	92.1	1.0	99.2	4.0	77.8	-10.9	98.3	-9.7	88.5	-1.6	99.8	-4.0	98.6	7.6		12	月
81.9	6.6	93.9	0.8	107.6	8.6	66.0	-23.0	93.5	-10.1	81.1	-9.5	91.0	X	94.3	-1.7	7年	1	月
80.3	2.3	94.0	-1.5	103.3	6.7	67.7	-23.3	97.9	-8.4	87.9	-2.5	92.5	X	92.6	-6.2		2	月
79.6	4.5	97.6	-0.5	105.4	6.3	71.1	-17.4	98.7	-10.1	80.1	-11.2	95.2	X	93.4	-4.2		3	月

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	-10.8	100.0	2.8	100.0	9.8	100.0	9.6	100.0	15.7	100.0	1.5	100.0	-7.6	令和	2	年
X	X	110.7	10.7	98.2	-1.8	89.4	-10.5	102.4	2.4	97.7	-2.3	99.8	-0.2	103.5	3.5		3	
86.9	X	112.8	1.9	99.0	0.8	89.1	-0.3	109.0	6.4	92.1	-5.7	101.6	1.8	100.8	-2.6		4	
84.5	-2.8	99.1	-12.1	95.9	-3.1	87.0	-2.4	116.6	7.0	98.8	7.3	105.4	3.7	98.7	-2.1		5	
87.0	3.4	105.3	5.3	108.3	8.8	90.2	3.2	110.1	-6.5	98.9	0.2	112.7	6.8	105.3	8.0		6	
81.7	-6.2	106.9	8.2	106.1	1.5	91.2	6.2	115.2	-9.8	98.6	1.1	X	X	102.5	5.0	令和6年	3	月
83.9	-3.2	106.1	4.3	107.3	6.2	95.2	7.8	115.6	-7.5	100.1	1.3	X	X	106.8	7.4		4	月
83.3	-5.9	103.0	4.7	107.2	8.0	92.4	14.5	111.0	-4.1	98.8	0.4	X	X	104.8	10.3		5	月
82.6	-8.0	105.1	5.6	107.0	10.0	93.7	18.2	112.3	-6.7	100.4	1.4	X	X	105.5	4.4		6	月
91.1	12.9	107.6	6.6	113.0	17.8	90.6	7.6	106.0	-3.4	98.9	-1.5	109.1	-0.3	105.6	7.1		7	月
91.9	13.7	106.6	4.6	106.3	6.8	88.8	-2.5	105.0	-6.8	98.1	-1.2	111.4	2.6	104.3	8.0		8	月
90.1	12.6	107.3	6.7	109.2	15.7	88.1	1.5	106.8	-7.7	97.9	-1.6	109.9	-0.4	106.4	8.4		9	月
87.7	11.0	104.8	2.7	112.0	11.8	86.9	-3.4	108.9	-6.5	99.0	-1.2	114.8	1.7	107.4	8.9		10	月
89.3	11.2	105.2	4.0	111.2	7.2	86.6	-6.0	107.4	-7.6	99.8	0.9	111.2	-0.7	108.2	7.9		11	月
95.2	23.8	105.4	4.8	109.5	8.5	85.9	-5.4	109.0	-6.4	99.6	0.9	113.2	2.4	109.0	13.0		12	月
93.0	12.2	109.4	6.9	120.0	12.5	72.7	-19.1	105.5	-5.0	93.4	-4.4	105.7	X	104.6	3.9	7年	1	月
90.3	7.0	108.1	5.1	115.9	11.5	74.8	-19.4	109.7	-3.3	100.2	2.3	107.2	X	103.8	0.9		2	月
89.3	9.3	110.9	3.7	118.0	11.2	78.4	-14.0	110.2	-4.3	92.3	-6.4	110.5	X	105.2	2.6		3	月

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	0.4	100.0	-10.6	100.0	-8.2	100.0	2.6	100.0	14.8	100.0	1.5	100.0	-8.5	令和	2	年
X	X	102.1	2.1	96.6	-3.4	98.3	-1.7	95.1	-4.9	101.1	1.1	98.5	-1.5	98.7	-1.2		3	
95.7	X	99.2	-2.8	95.8	-0.8	101.0	2.7	96.8	1.8	97.9	-3.2	100.5	2.0	96.7	-2.0		4	
97.6	2.0	96.8	-2.4	93.0	-2.9	98.7	-2.3	103.9	7.3	102.5	4.7	102.8	2.3	97.2	0.5		5	
97.1	-0.1	98.0	0.7	102.1	5.8	99.8	0.7	101.5	-2.1	100.4	-2.1	101.4	-1.5	100.2	2.6		6	
98.3	1.9	99.7	-2.5	99.0	-0.9	101.2	5.2	109.5	-5.0	99.4	-5.8	X	X	97.4	-1.9	令和6年	3	月
96.8	-3.3	100.2	-1.6	101.0	2.7	107.9	2.4	115.3	-1.8	103.2	1.0	X	X	102.7	1.8		4	月
96.9	4.6	94.8	-0.5	101.2	4.0	103.2	7.5	104.0	-0.9	100.8	-1.6	X	X	97.2	5.9		5	月
98.0	-6.8	102.3	-2.1	100.2	5.4	106.9	13.2	103.7	-11.9	100.6	-5.8	X	X	102.7	-1.2		6	月
100.3	0.9	102.2	4.0	109.7	12.7	99.0	0.4	105.3	5.3	102.1	-1.7	105.1	5.1	104.8	5.3		7	月
95.6	6.0	92.2	0.7	101.6	6.1	96.7	-10.1	83.3	1.0	99.6	-4.9	100.7	-3.3	97.3	1.4		8	月
93.2	-5.1	98.0	-0.3	104.0	11.7	95.3	-2.8	99.9	-4.1	98.3	-4.2	94.6	-2.5	101.5	1.4		9	月
95.3	0.2	99.0	-1.9	105.1	9.8	98.4	-2.0	105.8	-1.4	102.6	-1.1	110.8	0.4	103.5	3.9		10	月
100.1	-4.8	103.5	4.9	105.6	5.9	97.8	-3.3	100.5	-2.4	101.4	-1.6	99.2	-1.7	103.7	2.3		11	月
100.2	1.9	97.4	1.1	102.6	3.1	92.6	-4.3	95.4	0.3	100.8	-0.4	104.5	-2.5	101.2	7.9		12	月
93.6	3.4	87.5	-1.7	109.3	10.6	80.5	-17.9	87.8	-6.9	88.3	-9.2	94.8	X	94.7	2.5	7年	1	月
96.0	-3.7	99.9	1.9	104.0	7.4	82.3	-17.9	96.3	-5.0	95.5	-2.7	90.7	X	94.4	-3.4		2	月
97.7	-0.6	97.3	-2.4	105.2	6.3	85.7	-15.3	96.5	-11.9	90.1	-9.4	98.6	X	97.5	0.1		3	月

第7表　所定内労働時間指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和 2 年		100.0	1.3	100.0	1.7	100.0	−2.5	100.0	0.4	100.0	3.7	100.0	−2.1	100.0	4.8	100.0	−2.8
3		99.6	−0.4	98.8	−1.3	101.8	1.8	X	X	101.7	1.7	97.7	−2.3	97.4	−2.6	106.1	6.1
4		98.2	−1.4	99.2	0.4	102.7	0.9	X	X	95.7	−5.9	98.8	1.1	94.1	−3.4	102.5	−3.4
5		99.3	1.1	98.7	−0.5	101.8	−0.9	X	X	98.4	2.8	102.1	3.3	95.2	1.2	99.5	−2.9
6		99.4	−0.6	99.5	0.9	101.8	0.0	X	X	99.5	1.1	101.9	−0.1	93.5	−2.0	99.4	−0.4
令和6年 3 月		98.4	−2.0	95.6	−1.7	99.2	−1.1	X	X	98.3	−0.7	101.9	6.5	93.2	−0.7	95.4	−5.3
4 月		104.0	0.2	102.4	−0.5	107.3	−0.4	X	X	107.1	5.4	106.2	1.5	98.6	−0.6	100.5	−2.5
5 月		97.4	1.7	95.5	5.8	94.7	2.2	X	X	96.1	2.3	99.6	0.6	93.0	0.0	101.2	3.9
6 月		103.0	−1.8	105.3	−1.4	108.3	0.1	X	X	103.1	−1.6	103.8	−0.3	98.1	1.1	99.3	−8.2
7 月		102.2	0.3	106.2	3.9	104.0	−0.9	X	X	103.3	0.9	103.8	−1.2	93.1	−4.8	107.6	3.8
8 月		95.1	−0.6	90.4	−1.0	94.6	2.7	X	X	93.5	−3.8	99.4	−1.5	92.2	−1.4	101.7	5.9
9 月		99.4	−2.5	102.4	−1.3	105.0	−0.8	X	X	98.9	−0.2	100.3	−4.8	92.7	−4.8	97.0	−5.3
10 月		100.1	−1.4	102.8	0.9	100.0	−3.1	X	X	100.8	−1.9	104.2	−1.5	90.9	−4.9	104.0	5.7
11 月		102.6	0.8	107.2	5.9	109.1	4.4	X	X	103.1	4.5	103.8	−2.4	93.9	−2.4	102.9	2.6
12 月		100.7	0.0	103.6	3.8	105.7	−0.2	X	X	101.2	1.8	103.7	0.5	94.7	−2.5	104.0	4.1
7年 1 月		89.9	−2.4	86.3	0.9	90.6	0.6	X	X	89.5	−0.8	97.7	0.5	84.1	−5.4	95.9	7.8
2 月		96.2	−2.0	96.5	−0.2	104.3	1.1	X	X	96.3	−2.3	97.3	−1.9	88.5	−4.0	88.5	−2.3
3 月		94.1	−4.4	93.2	−2.5	96.9	−2.3	X	X	96.3	−2.0	100.0	−1.9	88.7	−4.8	95.5	0.1

第8表　所定外労働時間指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和 2 年		100.0	−11.1	100.0	−7.0	100.0	−16.2	100.0	6.2	100.0	−38.6	100.0	−25.2	100.0	0.0	100.0	−10.3
3		100.4	0.4	89.6	−10.4	117.4	17.4	X	X	118.4	18.3	85.6	−14.3	99.6	−0.4	78.8	−21.1
4		101.0	0.6	69.4	−22.5	122.3	4.2	X	X	138.4	16.9	92.4	7.9	100.7	1.1	87.6	11.2
5		99.3	−1.7	96.2	38.6	113.7	−7.0	X	X	133.0	−3.9	93.5	1.2	97.8	−2.9	86.2	−1.6
6		97.4	−2.4	90.7	−5.8	109.2	−3.2	X	X	131.6	−3.9	81.4	−11.8	92.1	−7.2	104.6	20.0
令和6年 3 月		100.0	−1.1	74.2	−23.3	109.3	−1.8	X	X	141.3	10.8	88.2	4.9	91.7	−9.8	86.3	−12.5
4 月		98.9	−5.4	69.4	−21.0	106.2	−9.6	X	X	151.4	15.4	90.0	0.0	103.3	−7.5	104.1	−1.3
5 月		88.6	−6.0	63.7	−15.1	91.8	−10.1	X	X	126.6	−2.8	82.3	5.2	93.3	−6.7	101.4	−1.3
6 月		92.0	−4.8	73.4	−18.7	97.9	−8.7	X	X	133.0	−3.3	82.7	0.0	88.3	−3.7	93.2	−2.8
7 月		96.6	2.4	83.9	−6.3	112.4	6.8	X	X	133.9	−8.8	73.6	−21.8	86.7	−5.5	127.4	60.3
8 月		90.9	0.0	80.6	−11.5	110.3	10.3	X	X	112.8	−16.9	67.7	−28.1	96.7	−1.6	112.3	49.1
9 月		100.0	−4.3	101.6	−5.3	118.6	−1.7	X	X	120.2	−21.1	77.3	−25.1	85.0	−10.5	111.0	39.6
10 月		104.5	−1.1	127.4	11.3	118.6	1.8	X	X	117.4	−23.8	80.5	−17.6	91.7	−9.8	108.2	25.4
11 月		105.7	0.0	124.2	17.6	126.8	1.7	X	X	129.4	−11.3	77.3	−23.1	95.0	−3.4	113.7	25.8
12 月		101.1	−2.2	105.6	5.6	117.5	−4.2	X	X	137.6	2.8	80.9	−25.2	103.3	−6.1	112.3	26.2
7年 1 月		88.6	−4.9	91.1	0.0	101.0	10.0	X	X	132.1	3.6	70.0	−21.4	78.3	−11.3	86.3	−6.0
2 月		95.5	−2.3	125.0	33.7	118.6	8.5	X	X	139.4	−5.6	79.5	−9.4	76.7	−6.1	82.2	−11.8
3 月		97.7	−2.3	100.0	34.8	120.6	10.3	X	X	137.6	−2.6	82.7	−6.2	83.3	−9.2	109.6	27.0

第9表　常用雇用指数

《規模　5人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和 2 年		100.0	−0.4	100.0	−6.2	100.0	−0.6	100.0	−2.2	100.0	1.2	100.0	4.3	100.0	−1.5	100.0	−4.4
3		98.5	−1.5	98.6	−1.4	98.1	−1.9	X	X	103.1	3.1	100.8	0.8	98.8	−1.2	100.2	0.2
4		99.2	0.7	98.6	0.0	99.0	0.9	X	X	106.3	3.1	99.6	−1.2	99.6	0.7	102.0	1.7
5		99.7	0.4	99.6	1.0	100.9	1.9	X	X	104.0	−2.2	95.2	−4.3	99.5	−0.1	100.7	−1.2
6		99.4	−0.3	97.8	−1.8	99.6	−1.3	X	X	109.5	5.3	93.5	−1.8	98.1	−1.4	99.6	−1.1
令和6年 3 月		97.5	0.0	98.3	0.5	99.5	−0.9	X	X	104.5	3.1	93.5	−1.8	96.9	−2.0	103.4	5.3
4 月		99.7	−0.1	98.6	−1.3	100.5	−0.4	X	X	111.9	7.5	93.8	−1.5	98.1	−0.7	102.1	2.0
5 月		99.8	0.1	97.4	−2.7	100.3	−0.4	X	X	110.9	6.0	93.9	−1.1	98.0	−1.3	100.3	0.5
6 月		99.5	−0.7	97.6	−2.6	100.5	−0.5	X	X	111.3	6.4	93.8	−0.6	97.5	−2.3	99.6	−2.0
7 月		99.5	−0.9	97.6	−2.8	99.1	−2.2	X	X	111.1	6.5	93.8	−0.2	97.5	−2.4	100.0	−1.1
8 月		99.6	−0.6	96.8	−3.2	99.1	−2.2	X	X	110.9	6.5	93.1	−1.0	98.4	−1.3	100.0	−0.5
9 月		99.5	−0.5	96.9	−3.2	99.3	−2.1	X	X	110.9	7.3	92.7	−2.0	98.1	−1.7	98.6	−1.9
10 月		99.5	−0.5	96.8	−3.4	98.7	−2.2	X	X	111.5	7.3	92.6	−3.4	98.6	−1.3	97.1	−5.2
11 月		99.2	−1.0	97.2	−3.0	98.8	−2.3	X	X	111.7	6.9	92.9	−4.0	98.1	−1.9	96.7	−5.8
12 月		99.6	−0.6	97.4	−2.6	98.7	−2.2	X	X	110.8	6.2	92.8	−2.3	98.5	−1.4	96.8	−4.4
7年 1 月		99.0	−0.6	96.9	−2.3	95.3	−5.6	X	X	110.7	5.8	92.6	−1.9	97.9	−1.8	96.4	−3.8
2 月		98.3	−0.9	96.5	−2.5	95.0	−5.3	X	X	110.7	5.9	92.5	−2.3	97.1	−1.1	96.0	−3.8
3 月		97.4	−0.1	95.0	−3.4	94.7	−4.8	X	X	110.4	5.6	91.0	−2.7	97.1	0.2	96.5	−6.7

不動産業，物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業（他に分類されないもの）				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	-2.8	100.0	-9.1	100.0	-5.1	100.0	1.7	100.0	14.3	100.0	1.5	100.0	-6.5	令和	2	年
X	X	103.5	3.5	96.9	-3.0	98.4	-1.7	93.3	-6.7	101.9	1.9	99.2	-0.7	98.0	-2.1		3	
96.3	X	101.1	-2.3	95.5	-1.4	98.8	0.4	94.7	1.5	98.9	-2.9	100.7	1.5	95.4	-2.7		4	
97.2	0.9	101.7	0.6	92.5	-3.1	95.2	-3.6	103.4	9.2	104.2	5.4	102.5	1.8	95.6	0.2		5	
95.5	-1.3	100.9	-0.9	101.9	6.4	98.1	2.6	101.7	-1.6	101.2	-3.0	101.8	-0.7	98.6	2.9		6	
95.9	-2.0	101.1	-6.5	99.3	-0.2	99.2	7.8	107.3	-6.0	100.4	-6.2	X	X	95.0	-1.8	令和6年	3	月
95.1	-5.9	104.0	-3.1	100.8	3.8	105.0	3.9	114.2	-0.3	104.2	0.3	X	X	101.4	1.7		4	月
95.1	1.3	98.3	-1.2	101.1	4.9	101.1	9.3	105.4	3.7	101.9	-2.2	X	X	96.0	6.4		5	月
99.1	-6.7	105.7	-4.5	100.3	6.0	104.9	14.9	103.0	-11.2	101.6	-6.6	X	X	101.0	-1.1		6	月
99.4	1.7	105.6	2.5	109.1	13.4	97.5	3.3	105.6	4.2	103.0	-2.7	106.9	6.4	103.3	5.6		7	月
93.7	7.3	95.0	-0.7	99.8	5.8	95.6	-7.0	85.7	-0.9	100.5	-5.7	103.1	-2.5	96.1	2.1		8	月
91.1	-5.6	101.2	-1.5	103.5	11.7	94.6	-0.2	99.8	-4.5	98.8	-5.3	95.6	-1.4	99.6	1.7		9	月
93.1	1.2	101.5	-2.9	104.8	10.0	97.5	0.1	106.3	-1.2	103.2	-1.9	109.0	3.4	102.5	5.2		10	月
98.7	-4.1	106.0	3.8	105.3	6.5	96.4	-2.1	101.2	-2.5	101.9	-2.9	100.3	0.7	102.7	4.3		11	月
97.9	1.2	100.6	0.6	101.7	3.6	91.4	-3.1	96.8	-0.5	101.3	-1.5	105.3	0.7	100.1	8.2		12	月
91.9	3.1	88.9	-2.6	107.4	8.4	78.6	-17.8	90.8	-4.2	88.9	-9.4	97.8	X	93.1	3.2	7年	1	月
93.0	-5.4	102.0	1.8	102.9	5.5	80.4	-17.8	99.2	-1.4	96.3	-3.0	94.1	X	94.1	-1.4		2	月
93.8	-2.2	97.5	-3.6	103.7	4.4	83.6	-15.7	96.9	-9.7	91.0	-9.4	101.5	X	97.5	2.6		3	月

不動産業，物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業（他に分類されないもの）				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	50.5	100.0	-34.9	100.0	-63.9	100.0	10.8	100.0	29.5	100.0	2.1	100.0	-34.2	令和	2	年
X	X	88.7	-11.2	90.8	-9.3	95.1	-5.0	111.5	11.5	83.5	-16.5	86.2	-13.9	114.2	14.3		3	
85.7	X	79.7	-10.1	103.3	13.8	210.1	120.9	116.2	4.2	74.4	-10.9	96.4	11.8	122.8	7.5		4	
105.6	23.2	48.7	-38.9	104.6	1.3	272.6	29.7	108.3	-6.8	63.3	-14.9	107.6	11.6	128.9	5.0		5	
122.6	18.6	69.8	34.7	107.9	-4.8	185.1	-32.5	99.8	-5.6	80.7	28.9	93.2	-14.7	131.1	-2.7		6	
138.5	91.0	86.4	92.0	92.5	-14.0	200.0	-33.3	129.1	2.9	75.4	10.2	X	X	145.3	-3.1	令和6年	3	月
124.2	50.7	62.1	31.8	105.0	-16.0	250.0	-21.1	124.8	-11.6	80.7	31.4	X	X	128.1	2.5		4	月
126.4	77.0	60.7	13.2	102.5	-12.8	208.3	-23.1	91.5	-31.7	75.4	26.5	X	X	121.9	1.3		5	月
81.3	-6.3	68.6	57.3	97.5	-7.1	204.2	-18.3	109.9	-17.1	77.2	29.5	X	X	135.9	-1.2		6	月
115.4	-8.7	68.6	35.3	122.5	0.0	170.8	-43.9	102.8	15.9	80.7	43.9	75.6	-17.4	134.4	-1.1		7	月
126.4	-7.3	64.3	26.8	142.5	9.6	150.0	-57.1	61.7	29.9	77.2	29.5	59.8	-23.3	120.3	-9.4		8	月
127.5	0.9	65.7	21.0	115.0	12.2	133.3	-47.6	101.4	-0.7	87.7	38.8	78.0	-19.0	139.1	-2.2		9	月
131.9	-10.5	74.3	15.6	110.0	4.8	145.8	-40.7	100.7	-3.5	87.7	31.5	140.2	-28.6	121.9	-15.2		10	月
124.2	-13.8	79.3	22.0	112.5	-4.3	170.8	-24.1	94.3	-1.5	89.5	50.2	80.5	-34.7	123.4	-22.6		11	月
137.4	9.7	65.0	9.6	122.5	-3.9	150.0	-32.1	83.0	9.4	87.7	35.1	91.5	-40.0	123.4	3.9		12	月
122.0	6.7	73.6	10.8	150.0	62.2	170.8	-21.2	61.7	-31.5	73.7	-4.5	43.9	X	126.6	-7.9	7年	1	月
144.0	17.0	79.3	4.8	127.5	59.4	175.0	-20.7	70.9	-34.7	75.4	4.9	34.1	X	100.0	-29.7		2	月
161.5	16.6	95.0	10.0	137.5	48.6	187.5	-6.3	92.9	-28.0	68.4	-9.3	48.8	X	98.4	-32.3		3	月

不動産業，物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業（他に分類されないもの）				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	1.6	100.0	-5.9	100.0	-5.3	100.0	4.4	100.0	3.2	100.0	-1.0	100.0	3.1	令和	2	年
X	X	101.7	1.7	87.7	-12.3	93.0	-7.0	100.2	0.2	101.1	1.1	100.2	0.2	100.5	0.5		3	
107.8	X	102.0	0.3	94.1	7.2	86.4	-7.1	96.8	-3.4	101.0	-0.1	102.2	2.0	102.1	1.6		4	
111.4	3.4	104.5	2.4	101.9	8.4	91.5	5.9	96.7	-0.1	98.7	-2.2	103.1	0.9	104.4	2.3		5	
106.2	-4.7	102.6	-1.8	104.4	2.5	96.0	4.9	96.0	-0.7	98.8	0.1	98.8	-4.2	104.6	0.2		6	
105.2	-5.6	101.2	1.2	98.0	-1.6	92.1	8.9	86.9	5.5	96.7	0.0	X	X	102.1	-1.2	令和6年	3	月
107.2	-2.7	103.1	-2.6	101.5	-2.4	96.9	2.6	96.3	-0.7	99.7	0.9	X	X	104.4	0.2		4	月
106.5	-4.0	102.3	-3.3	107.7	6.5	95.9	-0.6	95.8	-1.7	99.1	0.5	X	X	104.5	0.6		5	月
106.2	-6.6	103.6	-1.8	103.8	-0.5	96.6	2.0	96.0	-1.9	98.8	0.0	X	X	105.2	0.8		6	月
105.8	-4.6	102.4	-2.9	105.4	-1.9	99.5	4.3	96.9	-0.4	99.0	0.5	98.8	-6.2	105.6	0.8		7	月
109.4	-2.0	102.2	-2.2	107.3	1.5	99.6	3.3	95.9	-1.4	99.0	0.4	99.3	-5.8	105.3	0.6		8	月
108.9	-2.4	101.9	-2.1	106.8	4.7	98.9	4.5	94.8	-4.0	99.4	0.9	99.0	-3.4	105.4	0.5		9	月
107.7	-1.9	102.2	-2.9	107.0	7.3	98.8	3.9	96.9	-2.5	99.0	0.0	98.9	-3.5	105.0	0.2		10	月
107.0	-3.9	102.0	-2.8	106.9	6.5	93.9	1.2	97.1	-2.4	98.8	-0.5	98.8	-3.5	104.7	-0.4		11	月
106.3	-6.5	101.3	-3.7	108.0	4.5	97.0	4.8	97.4	-2.0	98.9	0.2	98.6	-4.0	106.6	0.9		12	月
107.0	6.6	101.5	-3.3	112.1	12.3	95.0	5.0	97.1	-2.1	98.8	0.7	98.4	X	108.5	4.5	7年	1	月
106.8	3.0	101.4	-2.6	110.6	9.5	94.0	2.4	96.5	-2.0	98.6	0.2	94.8	X	105.7	3.7		2	月
106.5	1.2	99.6	-1.6	108.3	10.5	97.3	5.6	92.3	6.2	97.6	0.9	94.2	X	104.3	2.2		3	月

時系列指数表

（令和2年平均＝100）

第10表　現金給与総額指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2 年	100.0	2.3	100.0	13.8	100.0	1.0	100.0	−0.8	100.0	−13.6	100.0	−17.2	100.0	−2.7	100.0	−7.0
	3	101.4	1.4	100.2	0.2	101.7	1.7	X	X	93.1	−6.8	95.1	−4.9	97.4	−2.6	92.2	−7.7
	4	100.4	−1.0	99.9	−0.3	103.2	1.5	X	X	90.6	−2.7	91.5	−3.8	102.5	5.2	94.6	2.6
	5	104.9	4.5	114.2	14.3	103.0	−0.2	X	X	99.5	9.8	131.8	44.0	109.9	7.2	101.2	7.0
	6	107.2	1.7	121.1	6.2	105.2	2.7	X	X	95.7	−3.6	123.4	−6.5	111.4	1.4	97.1	−5.1
令和6年	3 月	91.0	−1.9	95.6	−1.5	86.0	−0.8	X	X	111.8	−4.7	106.1	0.2	97.4	−5.1	75.3	−10.9
	4 月	90.7	0.9	94.3	1.6	89.4	1.9	X	X	87.4	16.5	107.6	0.2	99.8	0.7	73.1	−10.7
	5 月	90.7	3.5	94.0	2.5	94.2	9.9	X	X	75.3	4.9	105.2	−7.5	96.6	−0.3	73.3	−8.9
	6 月	150.8	5.1	138.8	9.1	118.9	0.7	X	X	94.5	−20.9	170.7	−14.0	139.3	15.0	205.3	15.4
	7 月	124.3	1.4	170.1	7.7	147.3	6.5	X	X	138.7	−10.6	137.5	−6.2	133.3	−1.7	75.1	−31.9
	8 月	91.6	1.0	115.5	10.3	87.8	−1.9	X	X	74.3	−0.4	105.6	−4.2	100.3	−6.5	76.0	−5.2
	9 月	88.7	1.0	96.8	3.1	86.0	1.8	X	X	100.6	2.0	104.2	−7.6	94.0	−1.3	79.9	−4.2
	10 月	89.2	0.6	99.2	3.7	86.9	2.1	X	X	65.0	−14.0	111.0	−4.5	94.7	−4.8	74.9	−9.1
	11 月	92.8	−2.1	106.0	0.4	89.5	−0.3	X	X	74.5	−2.4	111.3	−11.7	110.8	−1.4	75.5	−6.4
	12 月	202.8	4.7	259.0	19.7	207.6	4.7	X	X	166.9	−7.9	213.3	−10.1	188.0	19.1	211.4	2.7
7年	1 月	87.6	0.1	90.9	−2.6	88.3	2.4	X	X	75.1	−1.1	102.7	−2.7	98.0	4.9	73.2	0.0
	2 月	89.9	4.3	95.2	4.7	86.6	4.7	X	X	102.0	22.6	102.4	−0.3	98.8	10.1	72.5	0.1
	3 月	96.7	6.3	134.9	41.1	103.0	19.8	X	X	82.7	−26.0	106.8	0.7	102.6	5.3	74.5	−1.1

第11表　きまって支給する給与指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2 年	100.0	2.3	100.0	9.3	100.0	0.3	100.0	1.7	100.0	−13.3	100.0	−12.6	100.0	−2.5	100.0	−6.4
	3	100.1	0.1	98.4	−1.5	102.6	2.7	X	X	93.2	−6.8	94.3	−5.7	97.6	−2.3	94.6	−5.4
	4	100.1	0.0	100.3	1.9	103.1	0.5	X	X	90.2	−3.2	94.0	−0.3	101.6	4.1	96.9	2.4
	5	104.0	3.9	112.2	11.9	104.1	1.0	X	X	94.9	5.2	124.9	32.9	109.9	8.2	101.6	4.9
	6	105.1	0.8	115.1	2.7	104.2	0.7	X	X	95.3	0.5	120.1	−3.9	108.1	−1.5	93.5	−8.9
令和6年	3 月	103.8	0.1	109.8	1.5	102.4	−0.6	X	X	99.4	7.0	118.2	−2.2	106.0	−1.2	93.5	−8.8
	4 月	106.0	0.6	113.6	2.0	104.7	0.2	X	X	99.0	2.4	122.0	−0.6	108.6	−4.6	92.1	−10.8
	5 月	104.3	0.8	113.3	3.1	103.5	0.9	X	X	97.0	4.9	117.6	−6.1	109.0	−1.6	92.4	−9.8
	6 月	105.7	1.8	114.9	4.1	105.8	2.3	X	X	94.8	1.0	118.5	−3.5	107.6	2.8	93.1	−10.1
	7 月	105.8	1.6	120.7	7.6	105.3	1.3	X	X	93.0	1.2	121.0	−3.7	109.2	−1.9	94.3	−8.6
	8 月	104.5	0.7	115.2	2.3	102.7	0.3	X	X	94.3	−0.4	118.9	−5.6	111.0	−0.3	95.3	−6.6
	9 月	105.1	0.3	116.7	3.2	104.7	0.0	X	X	95.2	−2.4	119.0	−7.5	108.5	−1.7	94.0	−9.0
	10 月	106.1	0.6	119.5	4.3	105.0	1.4	X	X	83.6	−13.9	124.0	−2.5	109.6	−5.0	94.5	−8.9
	11 月	106.9	1.1	119.7	4.5	107.1	2.2	X	X	95.7	−2.6	122.4	−5.8	108.9	−0.5	95.4	−7.0
	12 月	107.3	1.7	119.2	2.8	106.7	1.1	X	X	95.7	−3.0	124.0	−5.4	113.4	5.0	95.0	−8.2
7年	1 月	104.0	2.3	109.6	0.5	106.8	6.8	X	X	96.4	−0.9	117.2	−1.2	113.7	12.2	92.9	1.5
	2 月	107.0	3.5	114.8	4.7	107.8	5.0	X	X	96.9	−1.1	117.1	−0.3	113.2	9.0	92.4	1.5
	3 月	105.1	1.3	109.7	−0.1	107.8	5.3	X	X	89.5	−10.0	120.2	1.7	116.3	9.7	94.4	1.0

第12表　実質賃金指数（現金給与総額）

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2 年	100.0	2.3	100.0	13.9	100.0	1.1	100.0	−0.6	100.0	−13.5	100.0	−17.1	100.0	−2.5	100.0	−6.9
	3	101.9	1.9	100.7	0.7	102.2	2.2	X	X	93.6	−6.4	95.6	−4.4	97.9	−2.1	92.7	−7.3
	4	97.8	−4.0	97.3	−3.4	100.5	−1.7	X	X	88.2	−5.8	89.1	−6.8	99.8	1.9	92.1	−0.6
	5	98.8	1.0	107.5	10.5	97.0	−3.5	X	X	93.7	6.2	124.1	39.3	103.5	3.7	95.3	3.5
	6	97.9	−1.3	110.6	3.1	96.1	−0.3	X	X	87.4	−6.5	112.7	−9.3	101.7	−1.7	88.7	−7.9
令和6年	3 月	84.3	−4.7	88.6	−4.3	79.7	−3.5	X	X	103.6	−7.3	98.3	−2.6	90.3	−7.7	69.8	−13.3
	4 月	83.4	−2.6	86.8	−1.8	82.2	−1.6	X	X	80.4	12.4	99.0	−3.2	91.8	−2.8	67.2	−13.8
	5 月	83.1	−0.1	86.2	−1.0	86.3	6.0	X	X	69.0	1.3	96.4	−10.7	88.5	−3.8	67.2	−12.0
	6 月	138.1	1.9	127.1	5.7	108.9	−2.3	X	X	86.5	−23.2	156.3	−16.7	127.6	11.5	188.0	11.9
	7 月	113.4	−1.8	155.2	4.2	134.4	3.1	X	X	126.6	−13.3	125.5	−9.1	121.6	−4.9	68.5	−34.1
	8 月	83.3	−2.0	105.0	7.0	79.8	−4.8	X	X	67.5	−3.4	96.0	−7.1	91.2	−9.3	69.1	−8.1
	9 月	80.8	−1.5	88.2	0.6	78.3	−0.8	X	X	91.6	−0.4	94.9	−9.9	85.6	−3.7	72.8	−6.5
	10 月	80.4	−1.8	89.4	1.1	78.4	−0.4	X	X	58.6	−16.2	100.1	−6.8	85.4	−7.2	67.5	−11.3
	11 月	83.6	−5.1	95.5	−2.7	80.6	−3.4	X	X	67.1	−5.4	100.3	−14.4	99.8	−4.4	68.0	−9.3
	12 月	181.1	0.4	231.3	14.8	185.4	0.5	X	X	149.0	−11.7	190.4	−13.8	167.9	14.2	188.8	−1.5
7年	1 月	77.5	−4.6	80.4	−7.2	78.1	−2.4	X	X	66.4	−5.8	90.8	−7.3	86.6	−0.1	64.7	−4.9
	2 月	79.7	−0.6	84.4	−0.2	76.8	−0.1	X	X	90.4	16.8	90.8	−4.9	87.6	5.0	64.3	−4.5
	3 月	85.7	1.7	119.6	35.0	91.3	14.6	X	X	73.3	−29.2	94.7	−3.7	91.0	0.8	66.0	−5.4

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	10.0	100.0	5.1	100.0	-5.1	100.0	13.1	100.0	18.1	100.0	-0.7	100.0	-7.5	令和	2	年
X	X	110.6	10.6	112.4	12.4	98.5	-1.4	103.1	3.1	104.1	4.2	97.9	-2.1	103.0	3.0		3		
67.1	X	106.2	-4.0	108.3	-3.6	120.3	22.1	103.5	0.4	98.8	-5.1	98.0	0.1	98.4	-4.5		4		
68.0	1.3	102.0	-4.0	106.5	-1.7	110.6	-8.1	107.5	3.9	100.8	2.0	X	X	99.1	0.7		5		
81.8	20.3	106.7	3.2	123.2	10.1	116.1	6.4	104.6	-2.7	104.0	3.8	103.5	X	97.8	0.2		6		
69.0	9.7	99.1	3.4	114.9	14.0	98.9	-4.6	83.3	-6.3	90.7	-3.2	X	X	89.0	-1.8	令和6年	3	月	
63.9	2.4	82.9	7.8	114.6	13.2	105.9	1.2	83.8	-5.7	86.8	-1.1	X	X	89.9	-0.2		4	月	
70.7	19.0	75.6	2.7	117.3	10.1	99.9	6.5	78.2	-3.5	87.6	5.2	X	X	86.6	0.0		5	月	
132.9	55.8	218.3	7.7	149.0	3.7	136.1	23.4	215.1	4.4	171.2	13.5	X	X	121.9	-1.4		6	月	
90.4	29.5	104.5	9.9	118.5	14.3	137.1	23.7	78.1	-20.9	102.3	3.4	140.7	X	103.3	-2.4		7	月	
75.2	15.0	81.7	-0.1	122.1	14.1	121.6	4.7	81.7	2.3	87.7	4.8	86.0	X	90.8	2.3		8	月	
70.9	14.7	78.3	2.6	113.1	11.3	109.4	17.0	79.8	-2.2	84.7	2.0	85.2	X	91.5	1.0		9	月	
69.8	14.2	80.1	-0.1	116.4	6.7	102.5	7.1	81.2	-1.2	86.2	3.6	90.6	X	91.8	1.4		10	月	
98.0	54.8	91.6	14.4	131.9	11.6	106.3	-12.1	79.0	-3.1	86.4	-5.0	87.3	X	92.3	-2.1		11	月	
100.8	-0.9	216.8	-5.2	154.2	-0.5	163.8	7.5	235.0	0.0	194.0	5.4	186.3	X	145.4	5.5		12	月	
72.5	2.4	85.7	11.9	116.8	-0.9	111.8	10.8	78.7	-0.5	79.7	-6.8	85.9	X	90.7	8.4	7年	1	月	
72.0	4.3	83.9	12.8	116.2	6.9	105.2	-4.7	83.7	2.8	87.9	4.0	87.7	X	87.2	-0.5		2	月	
71.6	3.8	84.8	-14.4	128.5	11.8	110.2	11.4	84.8	1.8	80.4	-11.4	94.3	X	91.7	3.0		3	月	

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	8.0	100.0	5.2	100.0	-1.1	100.0	9.3	100.0	18.6	100.0	1.2	100.0	-7.0	令和	2	年	
X	X	111.9	12.0	111.3	11.2	98.8	-1.1	102.4	2.4	97.8	-2.2	98.6	-1.5	100.0	0.0		3		
66.4	X	103.8	-7.2	107.4	-3.5	119.5	21.0	107.0	4.5	95.1	-2.8	100.3	1.7	97.1	-2.9		4		
68.6	3.3	102.8	-1.0	105.8	-1.5	106.0	-11.3	107.8	0.7	97.2	2.2	X	X	98.5	1.4		5		
77.7	13.3	104.2	2.4	121.6	10.5	110.7	5.8	104.0	-3.5	99.9	3.5	107.9	X	97.8	0.2		6		
77.4	9.6	106.9	5.6	116.7	9.6	104.7	-3.7	108.4	-5.9	99.0	3.4	X	X	95.3	-3.0	令和6年	3	月	
71.7	2.4	108.6	7.3	121.1	13.3	112.5	2.0	109.0	-5.6	101.0	4.1	X	X	98.5	0.0		4	月	
79.3	18.9	100.5	2.7	122.3	12.2	105.9	6.4	101.6	-3.5	100.3	3.5	X	X	94.7	-0.3		5	月	
79.9	18.5	105.7	5.7	122.9	10.0	110.0	11.2	103.2	-5.1	101.3	3.6	X	X	98.9	-0.2		6	月	
78.3	16.5	106.1	2.3	122.5	12.3	115.8	15.0	101.6	-2.2	99.5	2.9	105.9	X	99.8	1.6		7	月	
79.6	12.3	103.5	-1.2	123.1	8.8	114.4	5.8	101.4	-2.4	99.7	2.8	107.4	X	96.8	-0.1		8	月	
79.6	14.9	104.3	3.2	119.5	11.3	116.0	16.8	103.7	-2.4	98.9	2.1	106.4	X	100.2	0.8		9	月	
78.4	14.5	106.5	0.3	123.0	6.7	108.9	7.2	105.5	-1.1	100.2	3.2	112.6	X	100.1	0.7		10	月	
72.8	2.5	104.3	-1.8	126.8	7.1	112.4	6.7	102.7	-3.0	100.7	4.0	109.0	X	100.7	-1.8		11	月	
79.1	23.2	103.3	-0.7	124.3	5.8	108.1	5.4	104.3	-2.2	100.9	4.6	109.7	X	102.1	6.1		12	月	
81.3	2.4	109.3	7.2	122.9	0.7	103.7	-2.7	102.3	1.3	92.2	-6.7	107.3	X	98.7	8.7	7年	1	月	
80.8	4.4	108.5	9.6	122.7	6.9	111.5	-0.9	106.6	1.1	102.2	3.7	109.6	X	95.4	-0.7		2	月	
80.3	3.7	111.2	4.0	125.3	7.4	116.5	11.3	108.6	0.2	90.8	-8.3	112.5	X	98.2	3.0		3	月	

〔参考:消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合・新潟市）　112.8　前年同月比　4.6 %増〕

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	10.1	100.0	5.2	100.0	-5.0	100.0	13.2	100.0	18.3	100.0	-0.6	100.0	-7.3	令和	2	年	
X	X	111.2	11.2	113.0	13.0	99.0	-1.0	103.6	3.6	104.6	4.6	98.4	-1.6	103.5	3.5		3		
65.3	X	103.4	-7.0	105.5	-6.6	117.1	18.3	100.8	-2.7	96.2	-8.0	95.4	-3.0	95.8	-7.4		4		
64.0	-2.0	96.0	-7.2	100.3	-4.9	104.1	-11.1	101.2	0.4	94.9	-1.4	X	X	93.3	-2.6		5		
74.7	16.7	97.4	0.0	112.5	6.7	106.0	3.2	95.5	-5.6	95.0	0.6	94.5	X	89.3	-2.8		6		
63.9	6.5	91.8	0.5	106.5	10.8	91.7	-7.2	77.2	-9.0	84.1	-5.9	X	X	82.5	-4.5	令和6年	3	月	
58.8	-1.0	76.3	4.2	105.4	9.3	97.4	-2.2	77.1	-8.9	79.9	-4.4	X	X	82.7	-3.6		4	月	
64.8	14.9	69.3	-0.9	107.5	6.2	91.6	2.8	71.7	-6.8	80.3	1.5	X	X	79.4	-3.4		5	月	
121.7	51.0	199.9	4.5	136.4	0.5	124.6	19.7	197.0	1.2	156.8	10.0	X	X	111.6	-4.4		6	月	
82.5	25.6	95.3	6.2	108.1	10.6	125.1	19.8	71.3	-23.4	93.3	0.1	128.4	X	94.3	-5.5		7	月	
68.4	11.6	74.3	-3.1	111.0	10.7	110.5	1.6	74.3	-0.8	79.7	1.7	78.2	X	82.5	-0.8		8	月	
64.6	12.0	71.3	0.0	103.0	8.5	99.6	14.1	72.7	-4.6	77.1	-0.5	77.6	X	83.3	-1.5		9	月	
62.9	11.5	72.2	-2.6	105.0	4.2	92.4	4.5	73.2	-3.6	77.7	1.0	81.7	X	82.8	-1.0		10	月	
88.3	50.2	82.5	10.7	118.8	8.1	95.8	-14.8	71.2	-5.9	77.8	-7.9	78.6	X	83.2	-5.0		11	月	
90.0	-5.0	193.6	-9.1	137.7	-4.5	146.3	3.1	209.8	-4.2	173.2	1.0	166.3	X	129.8	1.2		12	月	
64.1	-2.4	75.8	6.6	103.3	-5.7	98.9	5.5	69.6	-5.2	70.5	-11.2	76.0	X	80.2	3.2	7年	1	月	
63.8	-0.6	74.4	7.5	103.0	1.9	93.3	-9.2	74.2	-2.0	77.9	-0.9	77.7	X	77.3	-5.2		2	月	
63.5	-0.6	75.2	-18.1	113.9	6.9	97.7	6.5	75.2	-2.6	71.3	-15.2	83.6	X	81.3	-1.5		3	月	

第13表　実質賃金指数（きまって支給する給与）

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	2.4	100.0	9.4	100.0	0.4	100.0	1.9	100.0	−13.2	100.0	−12.6	100.0	−2.3	100.0	−6.3
	3	100.6	0.6	98.9	−1.1	103.1	3.1	X	X	93.7	−6.3	94.8	−5.2	98.1	−1.9	95.1	−4.9
	4	97.5	−3.1	97.7	−1.2	100.4	−2.6	X	X	87.8	−6.3	91.5	−3.5	98.9	0.8	94.4	−0.7
	5	97.9	0.4	105.6	8.1	98.0	−2.4	X	X	89.4	1.8	117.6	28.5	103.5	4.7	95.7	1.4
	6	96.0	−2.2	105.1	−0.5	95.2	−2.4	X	X	87.0	−2.6	109.7	−6.8	98.7	−4.5	85.4	−11.6
令和6年	3　月	96.2	−2.6	101.8	−1.4	94.9	−3.4	X	X	92.1	4.0	109.5	−4.9	98.2	−4.0	86.7	−11.3
	4　月	97.5	−2.9	104.5	−1.5	96.3	−3.2	X	X	91.1	−1.1	112.2	−3.9	99.9	−7.8	84.7	−13.8
	5　月	95.6	−2.7	103.8	−0.6	94.9	−2.6	X	X	88.9	1.3	107.8	−9.3	99.9	−5.0	84.7	−12.9
	6　月	96.8	−1.2	105.2	0.9	96.9	−0.7	X	X	86.8	−2.0	108.5	−6.5	98.5	−0.4	85.3	−12.8
	7　月	96.5	−1.6	110.1	4.1	96.1	−1.8	X	X	84.9	−2.0	110.4	−6.8	99.6	−5.1	86.0	−11.6
	8　月	95.0	−2.4	104.7	−0.8	93.4	−2.7	X	X	85.7	−3.5	108.1	−8.4	100.9	−3.3	86.6	−9.4
	9　月	95.7	−2.2	106.3	0.7	95.4	−2.4	X	X	86.7	−4.7	108.4	−9.8	98.8	−4.2	85.6	−11.2
	10　月	95.7	−1.8	107.8	1.8	94.7	−0.9	X	X	75.4	−16.0	111.8	−4.9	98.8	−7.3	85.2	−11.2
	11　月	96.3	−2.0	107.8	1.2	96.5	−0.9	X	X	86.2	−5.7	110.3	−8.7	98.1	−3.5	85.9	−10.0
	12　月	95.8	−2.4	106.4	−1.5	95.3	−3.0	X	X	85.4	−7.1	110.7	−9.3	101.3	0.7	84.8	−11.9
7年	1　月	92.0	−2.5	96.9	−4.3	94.4	1.6	X	X	85.2	−5.6	103.6	−5.9	100.5	6.8	82.1	−3.4
	2　月	94.9	−1.4	101.8	−0.2	95.6	0.1	X	X	85.9	−5.8	103.8	−4.9	100.4	3.8	81.9	−3.3
	3　月	93.2	−3.1	97.3	−4.4	95.6	0.7	X	X	79.3	−13.9	106.6	−2.6	103.1	5.0	83.7	−3.5

第14表　所定内給与指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	3.2	100.0	11.4	100.0	2.1	100.0	1.0	100.0	−10.8	100.0	−9.3	100.0	−2.3	100.0	−5.8
	3	100.2	0.2	100.7	0.7	101.2	1.2	X	X	92.0	−7.9	95.2	−4.8	97.4	−2.6	95.7	−4.3
	4	100.2	0.0	105.4	4.7	102.5	1.3	X	X	86.8	−5.7	95.5	0.3	100.5	3.2	97.3	1.7
	5	104.0	3.8	114.8	8.9	103.7	1.2	X	X	88.6	2.1	125.0	30.9	107.8	7.3	101.1	3.9
	6	104.9	0.6	116.6	1.6	104.6	1.3	X	X	90.4	2.3	120.9	−3.4	106.1	−1.5	93.4	−8.7
令和6年	3　月	103.6	−0.2	111.6	0.0	102.9	0.1	X	X	94.0	8.3	119.5	−1.3	104.0	−1.0	93.8	−8.1
	4　月	105.9	0.5	116.6	2.0	105.1	1.1	X	X	94.2	3.7	122.3	−0.2	106.1	−4.5	91.7	−10.4
	5　月	104.4	0.7	116.5	2.8	104.6	1.7	X	X	91.2	5.8	118.9	−4.6	107.0	−2.0	91.7	−9.4
	6　月	105.7	1.5	116.9	2.2	106.4	2.9	X	X	89.6	2.3	119.8	−2.9	106.1	1.9	92.7	−9.6
	7　月	105.9	1.2	121.2	4.7	106.1	2.1	X	X	88.9	1.9	122.6	−2.9	107.7	−1.5	94.4	−7.9
	8　月	104.3	0.2	116.4	0.8	103.4	0.5	X	X	89.4	1.9	119.9	−4.8	108.7	−0.3	94.9	−6.9
	9　月	104.8	0.1	117.3	1.7	104.5	0.4	X	X	91.4	0.3	120.2	−6.5	106.7	−0.5	94.6	−8.7
	10　月	105.6	0.1	118.1	1.4	105.0	1.9	X	X	80.4	−11.1	123.7	−3.4	107.6	−4.6	94.6	−8.3
	11　月	106.3	0.9	120.3	2.4	106.6	2.3	X	X	90.4	0.0	122.7	−5.0	106.9	−0.4	95.5	−6.4
	12　月	107.0	1.9	120.4	2.4	107.0	2.1	X	X	91.1	−0.9	124.0	−3.9	110.1	4.1	95.5	−7.5
7年	1　月	104.2	2.3	110.0	−1.9	107.0	5.9	X	X	93.4	1.3	118.5	−0.5	110.9	10.8	93.6	3.0
	2　月	106.6	3.5	110.2	−1.1	107.2	4.3	X	X	93.0	1.8	117.7	−0.1	110.7	8.3	93.7	3.0
	3　月	105.1	1.4	109.5	−1.9	106.9	3.9	X	X	85.9	−8.6	120.9	1.2	113.3	8.9	95.2	1.5

第15表　総実労働時間指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	1.2	100.0	2.3	100.0	−3.2	100.0	1.2	100.0	−1.2	100.0	−2.9	100.0	−1.5	100.0	−0.5
	3	100.5	0.5	93.9	−6.1	102.7	2.7	X	X	103.2	3.1	96.0	−4.0	99.6	−0.3	100.1	0.2
	4	99.7	−0.8	92.6	−1.4	102.9	0.2	X	X	101.3	−1.8	100.4	4.6	99.8	0.2	98.1	−2.0
	5	100.4	0.7	92.5	−0.1	102.0	−0.9	X	X	101.2	−0.1	100.0	−0.4	104.0	4.2	97.4	−0.7
	6	99.9	−0.9	93.4	1.0	101.1	−0.9	X	X	101.5	0.2	103.4	3.4	99.1	−4.9	92.6	−5.4
令和6年	3　月	99.0	−2.1	88.3	−6.5	99.9	−1.4	X	X	101.8	−1.2	103.7	11.5	97.8	−3.6	89.0	−11.9
	4　月	104.1	−0.3	92.7	−2.8	106.3	−1.2	X	X	111.1	6.1	107.2	6.3	100.9	−7.3	97.0	−5.2
	5　月	98.2	1.3	88.6	3.4	95.2	2.1	X	X	98.8	2.0	102.4	6.4	99.3	−3.6	98.3	−0.3
	6　月	102.2	−2.4	97.5	−2.0	106.9	−0.6	X	X	103.8	−2.2	102.0	3.2	99.5	−4.1	93.4	−9.9
	7　月	102.3	−0.1	101.7	6.7	102.6	−2.2	X	X	106.9	0.8	106.6	3.6	99.8	−5.6	98.8	−1.3
	8　月	95.8	−1.3	84.1	0.0	93.9	1.0	X	X	96.2	−2.9	100.4	−1.4	100.5	−2.9	92.1	−4.0
	9　月	99.6	−2.4	97.3	0.0	102.8	−2.1	X	X	98.7	−2.6	101.8	−1.8	99.5	−5.1	87.0	−8.6
	10　月	101.4	−1.6	99.1	3.2	100.4	−2.8	X	X	100.4	−5.2	107.4	3.0	97.3	−9.1	96.1	−3.9
	11　月	102.8	0.4	100.5	10.0	107.4	2.4	X	X	103.6	1.0	105.1	−0.6	100.5	−2.5	92.4	−4.9
	12　月	100.9	−0.5	96.4	5.6	103.7	−1.7	X	X	101.6	0.6	105.3	2.1	101.8	−4.9	93.5	−3.8
7年	1　月	91.4	−2.5	83.6	2.0	92.4	1.2	X	X	92.5	−0.5	99.3	−0.5	95.7	0.1	85.7	−2.3
	2　月	97.5	−1.1	97.3	4.7	102.4	−0.9	X	X	98.0	−3.5	98.0	−1.0	97.1	0.2	80.6	−6.2
	3　月	95.5	−3.5	92.2	4.4	98.0	−1.9	X	X	99.3	−2.5	103.4	−0.3	98.2	0.4	89.7	0.8

〔参考:消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合・新潟市）　112.8　　前年同月比　4.6 %増〕

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	8.1	100.0	5.3	100.0	-1.0	100.0	9.4	100.0	18.8	100.0	1.3	100.0	-6.9	令和	2	年
X	X	112.5	12.5	111.9	11.9	99.3	-0.7	102.9	2.9	98.3	-1.7	99.1	-0.9	100.5	0.5		3	
64.7	X	101.1	-10.1	104.6	-6.5	116.4	17.2	104.2	1.3	92.6	-5.8	97.7	-1.4	94.5	-6.0		4	
64.6	-0.2	96.8	-4.3	99.6	-4.8	99.8	-14.3	101.5	-2.6	91.5	-1.2	X	X	92.7	-1.9		5	
71.0	9.9	95.2	-0.7	111.1	7.2	101.1	2.6	95.0	-6.4	91.2	0.3	98.5	X	89.3	-2.8		6	
71.7	6.5	99.1	2.8	108.2	6.6	97.0	-6.4	100.5	-8.6	91.8	0.7	X	X	88.3	-5.7	令和6年	3	月
66.0	-1.0	99.9	3.6	111.4	9.4	103.5	-1.4	100.3	-8.8	92.9	0.5	X	X	90.6	-3.4		4	月
72.7	14.8	92.1	-1.0	112.1	8.3	97.1	2.8	93.1	-6.9	91.9	-0.2	X	X	86.8	-3.8		5	月
73.2	14.9	96.8	2.5	112.5	6.6	100.7	7.8	94.5	-8.0	92.8	0.4	X	X	90.6	-3.1		6	月
71.4	12.8	96.8	-1.0	111.8	8.6	105.7	11.4	92.7	-5.3	90.8	-0.4	96.6	X	91.1	-1.6		7	月
72.4	9.0	94.1	-4.2	111.9	5.6	104.0	2.7	92.2	-5.3	90.6	-0.3	97.6	X	88.0	-3.1		8	月
72.5	12.1	95.0	0.6	108.8	8.6	105.6	13.9	94.4	-4.7	90.1	-0.3	96.9	X	91.3	-1.6		9	月
70.7	11.7	96.0	-2.1	110.9	4.1	98.2	4.6	95.1	-3.5	90.4	0.8	101.5	X	90.3	-1.6		10	月
65.6	-0.6	94.0	-4.8	114.2	3.7	101.3	3.5	92.5	-6.0	90.7	0.8	98.2	X	90.7	-4.8		11	月
70.6	18.1	92.2	-4.8	111.0	1.5	96.5	1.0	93.1	-6.2	90.1	0.2	97.9	X	91.2	1.9		12	月
71.9	-2.4	96.6	2.0	108.7	-4.1	91.7	-7.4	90.5	-3.5	81.5	-11.1	94.9	X	87.3	3.6	7年	1	月
71.6	-0.6	96.2	4.5	108.8	1.9	98.8	-5.6	94.5	-3.6	90.6	-1.2	97.2	X	84.6	-5.4		2	月
71.2	-0.7	98.6	-0.5	111.1	2.7	103.3	6.5	96.3	-4.2	80.5	-12.3	99.7	X	87.1	-1.4		3	月

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	9.9	100.0	8.5	100.0	3.1	100.0	8.8	100.0	15.3	100.0	2.0	100.0	-5.1	令和	2	年
X	X	113.4	13.4	111.1	11.0	99.1	-0.9	102.2	2.1	99.5	-0.5	99.5	-0.5	99.8	-0.2		3	
66.7	X	101.5	-10.5	105.0	-5.5	116.5	17.6	106.7	4.4	96.4	-3.1	99.5	0.0	96.1	-3.7		4	
69.5	4.2	101.5	0.0	104.5	-0.5	103.1	-11.5	107.8	1.0	100.2	3.9	X	X	96.0	-0.1		5	
76.2	9.6	102.9	2.0	120.0	11.0	108.5	6.6	102.4	-5.0	101.6	2.0	109.3	X	96.2	1.5		6	
75.9	6.0	106.0	4.4	116.1	10.4	103.1	-1.4	104.6	-9.1	100.8	2.0	X	X	93.8	-1.4	令和6年	3	月
70.7	-0.4	108.3	6.9	119.2	13.2	109.4	3.8	106.8	-7.2	103.1	3.0	X	X	97.5	1.1		4	月
78.0	15.4	100.2	3.1	120.2	12.2	103.7	7.2	100.2	-4.8	101.8	1.9	X	X	93.7	1.3		5	月
78.8	15.0	104.8	6.2	121.0	10.6	107.3	11.3	102.1	-6.2	102.9	2.4	X	X	96.7	-0.1		6	月
76.5	12.3	105.2	2.9	120.4	12.6	114.5	16.7	100.1	-3.7	101.7	1.2	109.1	X	96.9	1.4		7	月
77.5	7.8	101.9	-1.9	120.6	9.0	112.7	8.0	99.5	-4.3	101.2	1.2	109.7	X	95.2	1.2		8	月
76.9	9.4	103.7	3.0	117.6	12.3	114.2	17.4	102.0	-4.0	100.6	0.5	109.0	X	97.5	1.5		9	月
76.6	10.4	104.0	-0.5	120.5	7.2	106.9	8.1	104.4	-2.1	101.9	1.3	111.7	X	98.8	3.0		10	月
71.5	-0.6	102.1	-0.7	123.8	6.7	110.1	6.5	101.5	-4.2	102.2	2.5	110.2	X	100.1	1.4		11	月
77.2	19.0	102.9	0.9	122.9	6.9	106.0	4.8	103.1	-3.4	102.4	3.0	110.3	X	101.1	8.6		12	月
80.2	2.6	112.2	13.9	120.1	-1.6	102.6	-1.3	101.9	1.5	95.0	-5.4	111.3	X	96.4	7.8	7年	1	月
79.5	4.2	110.8	13.8	120.2	4.2	111.1	0.6	105.4	1.8	104.3	4.2	114.1	X	95.2	1.5		2	月
78.1	2.9	113.8	7.4	122.8	5.8	114.4	11.0	107.4	2.7	94.1	-6.6	117.3	X	98.5	5.0		3	月

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)				
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比			
X	X	100.0	-5.5	100.0	-9.2	100.0	-8.1	100.0	3.8	100.0	24.1	100.0	1.9	100.0	-8.1	令和	2	年
X	X	104.8	4.7	117.2	17.2	94.4	-5.6	100.5	0.5	100.7	0.7	97.3	-2.7	97.3	-2.7		3	
86.4	X	104.9	0.1	114.5	-2.3	107.0	13.3	96.3	-4.2	98.1	-2.6	98.2	0.9	95.2	-2.2		4	
87.2	0.9	107.7	2.7	113.0	-1.3	94.1	-12.1	99.1	2.9	100.6	2.5	X	X	97.4	2.3		5	
100.0	14.7	107.7	0.6	122.1	4.7	100.0	7.8	101.1	2.1	98.0	-2.6	100.4	X	95.6	-2.1		6	
100.9	12.7	108.9	-4.1	116.9	3.2	95.4	5.1	111.4	3.9	97.3	-5.9	X	X	92.5	-6.0	令和6年	3	月
96.2	9.4	115.4	5.0	122.1	6.9	107.1	3.5	114.2	1.7	101.6	1.9	X	X	97.1	-3.0		4	月
98.7	12.7	107.0	3.3	124.2	6.3	101.6	10.1	101.9	2.7	100.4	-1.2	X	X	92.6	-0.2		5	月
105.2	18.3	109.1	-4.2	125.0	5.0	107.2	15.0	100.1	-8.9	98.1	-4.9	X	X	97.8	-5.0		6	月
100.7	15.2	113.6	4.8	124.3	7.2	100.4	8.5	105.8	6.1	98.7	-1.6	104.0	X	99.6	-0.5		7	月
96.7	13.1	102.5	-2.9	125.1	3.6	98.0	-5.3	86.8	8.5	97.4	-6.8	100.8	X	94.2	-2.6		8	月
103.0	22.6	102.3	-2.7	119.7	3.6	100.1	9.0	98.8	-0.7	95.0	-4.7	96.9	X	97.5	-3.1		9	月
99.3	11.3	113.0	0.6	121.8	1.3	102.5	10.6	108.5	4.1	99.7	-2.0	104.5	X	98.4	-0.5		10	月
94.3	7.3	111.2	1.7	127.4	2.5	105.3	12.7	99.7	0.7	97.4	-3.8	100.4	X	98.4	-2.7		11	月
99.9	16.0	105.5	-0.3	122.1	-0.5	94.6	12.6	93.8	1.8	97.9	-1.4	104.7	X	97.5	3.7		12	月
100.5	-0.4	94.9	-4.9	115.4	-5.0	85.4	-6.4	86.7	-6.8	83.8	-14.0	94.8	X	96.7	11.3	7年	1	月
107.4	3.6	112.4	7.8	113.9	-0.8	93.6	-2.7	94.5	-4.8	93.6	-1.3	90.1	X	91.4	-3.2		2	月
99.2	-1.7	101.6	-6.7	117.5	0.5	98.7	3.5	95.7	-14.1	84.7	-12.9	101.7	X	95.3	3.0		3	月

第16表　所定内労働時間指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	2.0	100.0	3.0	100.0	-2.3	100.0	0.9	100.0	3.8	100.0	-0.7	100.0	-1.2	100.0	-1.1
	3	100.5	0.5	96.0	-4.0	101.8	1.9	X	X	102.1	2.1	97.1	-2.9	99.5	-0.4	101.2	1.2
	4	99.9	-0.6	97.5	1.6	102.3	0.5	X	X	99.2	-2.8	100.7	3.7	99.1	-0.4	98.9	-2.3
	5	100.8	0.9	95.7	-1.8	101.7	-0.6	X	X	98.0	-1.2	102.8	2.1	102.5	3.4	96.4	-2.5
	6	100.3	-0.9	95.9	0.1	101.5	-0.2	X	X	98.6	0.6	105.9	3.0	98.4	-4.0	92.4	-4.6
令和6年	3　月	99.2	-2.4	91.2	-6.9	100.0	-0.9	X	X	97.9	-2.6	106.0	11.2	97.0	-2.9	88.7	-10.9
	4　月	104.6	-0.3	97.4	-2.3	106.9	-0.3	X	X	106.9	5.4	109.4	4.7	100.0	-6.5	96.2	-4.5
	5　月	99.0	1.5	92.3	3.7	95.7	3.0	X	X	95.2	1.8	105.8	4.9	98.5	-3.1	97.9	1.1
	6　月	103.0	-2.6	101.2	-3.2	107.8	-0.2	X	X	101.4	-2.1	105.4	2.1	99.4	-3.6	93.0	-9.4
	7　月	102.8	-0.3	103.8	5.0	103.2	-1.7	X	X	104.2	1.5	109.4	2.7	99.5	-4.7	98.5	-0.5
	8　月	96.4	-1.5	86.3	-0.9	94.1	1.4	X	X	93.5	-3.1	103.5	-1.2	99.6	-2.0	92.3	-3.0
	9　月	99.7	-2.6	98.5	-1.8	102.8	-1.7	X	X	97.1	-0.3	103.9	-2.0	99.1	-3.7	87.1	-7.7
	10　月	101.6	-1.6	99.5	0.5	100.2	-2.8	X	X	99.3	-2.6	109.4	2.1	96.8	-7.9	96.6	-2.1
	11　月	103.0	0.3	101.9	7.9	107.4	2.9	X	X	101.7	3.1	107.5	-0.6	100.1	-1.8	92.5	-3.8
	12　月	101.3	-0.3	99.0	5.4	104.1	-1.0	X	X	99.5	1.8	107.2	3.7	100.2	-4.4	93.5	-2.8
7年	1　月	91.6	-2.4	84.8	0.8	92.0	0.3	X	X	89.3	0.3	102.1	0.5	94.3	-0.3	86.2	-1.1
	2　月	97.6	-1.4	96.0	0.1	102.1	-1.5	X	X	95.9	-1.2	100.0	-1.6	96.0	-0.4	80.9	-5.4
	3　月	95.3	-3.9	93.5	2.5	96.9	-3.1	X	X	96.9	-1.0	105.5	-0.5	96.7	-0.3	89.2	0.6

第17表　所定外労働時間指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	-9.1	100.0	-3.6	100.0	-13.6	100.0	3.5	100.0	-37.8	100.0	-14.6	100.0	-6.0	100.0	11.5
	3	100.3	0.4	76.9	-23.2	114.0	14.0	X	X	117.3	17.3	88.6	-11.4	101.4	1.3	82.3	-17.7
	4	98.0	-2.3	52.3	-32.0	109.8	-3.7	X	X	125.8	7.2	99.1	11.9	116.5	14.9	85.8	4.3
	5	94.3	-3.8	66.4	27.0	105.0	-4.4	X	X	139.3	10.7	82.9	-16.3	147.3	26.4	113.8	32.6
	6	94.6	-0.1	72.7	10.8	96.2	-8.1	X	X	135.4	-3.2	87.9	6.0	117.9	-21.1	96.0	-17.0
令和6年	3　月	97.1	3.1	65.1	0.8	98.2	-6.7	X	X	148.0	12.1	89.2	13.1	119.6	-15.4	94.0	-24.3
	4　月	97.1	-1.0	54.0	-8.0	97.4	-11.9	X	X	160.0	13.0	93.3	18.9	126.1	-23.7	109.6	-15.0
	5　月	87.4	-2.1	58.2	0.0	88.6	-8.2	X	X	140.8	2.3	81.2	20.7	121.7	-11.2	106.0	-17.8
	6　月	92.2	2.1	67.2	14.5	93.9	-6.9	X	X	132.0	-2.9	81.2	13.9	104.3	-14.3	100.0	-18.6
	7　月	96.1	3.1	84.1	30.2	93.9	-7.8	X	X	138.4	-4.9	89.7	11.2	106.5	-25.8	103.6	-13.2
	8　月	88.3	1.0	65.6	10.6	90.4	-4.5	X	X	128.0	-1.2	81.6	-2.7	126.1	-19.4	89.2	-17.7
	9　月	98.1	-0.9	86.8	19.7	101.8	-7.1	X	X	117.6	-19.7	88.8	-1.0	108.7	-33.3	86.7	-20.0
	10　月	100.0	1.9	95.8	36.1	102.6	-1.7	X	X	113.6	-24.9	95.5	10.4	113.0	-28.8	89.2	-26.0
	11　月	99.0	0.9	88.4	33.7	106.1	-3.2	X	X	125.6	-16.0	90.1	-0.6	113.0	-17.5	91.6	-20.0
	12　月	96.1	-2.9	74.6	6.9	98.2	-9.7	X	X	127.2	-9.1	93.7	-8.0	143.5	-15.4	92.8	-18.1
7年	1　月	89.3	-1.1	73.5	13.8	95.6	11.2	X	X	129.6	-6.9	82.1	-7.0	134.8	10.8	77.1	-19.0
	2　月	95.1	2.0	107.4	57.2	105.3	8.1	X	X	123.2	-20.2	85.7	3.9	128.3	15.7	74.7	-20.5
	3　月	97.1	0.0	81.0	24.4	111.4	13.4	X	X	127.2	-14.1	90.1	1.0	141.3	18.1	97.6	3.8

第18表　常用雇用指数

《規模　30人以上》

		調査産業計		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業,郵便業		卸売業,小売業		金融業,保険業	
		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
令和	2　年	100.0	1.3	100.0	-10.7	100.0	-0.6	100.0	-2.5	100.0	1.3	100.0	5.7	100.0	1.7	100.0	-3.6
	3	99.8	-0.2	100.7	0.7	98.9	-1.1	X	X	103.3	3.3	98.1	-1.9	100.1	0.1	98.8	-1.2
	4	100.2	0.4	100.4	-0.3	100.7	1.8	X	X	103.2	-0.1	96.9	-1.1	100.3	0.2	97.4	-1.4
	5	101.1	0.9	103.6	3.1	102.1	1.4	X	X	104.3	1.1	92.9	-4.3	100.4	0.1	95.0	-2.4
	6	99.9	-1.2	102.5	-1.1	101.7	-0.4	X	X	108.6	4.1	91.3	-1.7	96.2	-4.2	93.2	-1.9
令和6年	3　月	98.1	-0.5	102.4	2.1	100.8	-0.4	X	X	103.2	1.0	90.9	-2.8	97.1	-2.3	94.4	0.0
	4　月	100.4	-1.0	103.3	-0.5	102.1	-0.5	X	X	111.9	5.9	91.1	-2.0	97.9	-2.4	94.7	-1.1
	5　月	100.4	-1.1	103.1	-0.7	102.1	-0.3	X	X	111.1	4.4	91.6	-1.2	97.4	-3.3	94.3	-0.7
	6　月	100.0	-1.4	102.5	-1.1	101.8	-0.9	X	X	111.1	5.7	91.1	-0.9	94.9	-5.9	94.2	-0.8
	7　月	100.2	-1.3	103.3	-0.9	101.6	-0.9	X	X	110.4	5.3	91.1	-0.4	95.1	-5.9	93.2	-1.7
	8　月	100.1	-1.3	102.2	-1.5	101.8	-0.7	X	X	110.3	5.8	90.6	-0.9	95.5	-5.1	93.2	-1.1
	9　月	99.8	-1.7	101.9	-2.6	101.8	-0.3	X	X	110.3	6.1	90.6	-1.1	94.6	-5.4	92.5	-1.3
	10　月	99.8	-1.7	101.0	-4.3	101.4	-0.8	X	X	109.7	6.0	90.7	-2.5	95.4	-4.9	91.4	-4.4
	11　月	99.7	-1.9	101.4	-2.8	101.6	-0.8	X	X	109.6	5.1	91.3	-2.8	95.3	-5.3	90.7	-4.7
	12　月	99.8	-1.6	101.3	-4.1	101.4	-0.8	X	X	108.9	4.6	90.8	-1.9	95.2	-4.8	91.1	-4.6
7年	1　月	99.6	-1.0	101.1	-3.4	99.6	-2.5	X	X	108.8	4.8	90.6	-1.9	94.8	-4.7	90.2	-4.7
	2　月	98.6	-1.0	100.6	-2.1	98.8	-2.5	X	X	108.5	5.1	90.5	-2.4	93.9	-3.8	90.2	-4.9
	3　月	98.0	-0.1	99.5	-2.8	98.4	-2.4	X	X	107.7	4.4	88.4	-2.8	95.6	-1.5	89.2	-5.5

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	-4.7	100.0	-8.1	100.0	-4.1	100.0	3.4	100.0	23.3	100.0	2.1	100.0	-6.0	令和	2	年
X	X	103.7	3.6	119.1	19.1	95.2	-4.7	97.8	-2.2	101.7	1.7	98.1	-1.9	96.9	-3.1		3		
88.8	X	101.5	-2.1	115.7	-2.9	105.5	10.8	97.0	-0.8	99.1	-2.6	97.1	-1.0	94.1	-2.9		4		
90.3	1.7	105.6	4.0	114.3	-1.2	92.5	-12.3	102.1	5.3	102.5	3.4	X	X	95.6	1.6		5		
100.6	11.4	105.8	0.3	123.2	4.9	99.1	8.4	100.6	-1.5	99.2	-3.2	102.4	X	94.8	-1.0		6		
101.7	9.4	107.0	-5.4	118.8	2.4	94.8	7.4	108.0	-2.3	98.6	-6.4	X	X	91.5	-4.9	令和6年	3	月
97.6	7.1	114.5	4.8	123.1	7.0	105.6	4.5	112.5	-1.4	102.8	1.1	X	X	97.0	-1.6		4	月
99.7	10.0	106.4	4.2	125.0	6.2	100.7	10.8	104.2	4.3	101.7	-1.8	X	X	92.2	1.2		5	月
106.7	15.9	107.6	-4.8	125.2	4.4	106.2	15.2	99.0	-12.3	99.3	-5.5	X	X	96.9	-4.2		6	月
101.4	12.0	112.6	5.5	124.7	7.3	99.8	9.3	104.8	2.1	99.8	-2.4	106.4	X	98.4	0.2		7	月
96.4	8.4	99.9	-3.5	124.6	3.1	97.4	-3.6	88.8	3.4	98.5	-7.6	104.8	X	93.5	-1.3		8	月
102.4	17.6	100.8	-3.0	120.9	4.3	99.4	8.8	96.5	-5.8	96.1	-5.4	99.2	X	96.1	-2.3		9	月
99.7	8.1	110.4	1.0	122.3	2.0	101.7	11.1	108.1	1.0	101.0	-2.5	104.8	X	98.1	1.0		10	月
95.3	5.1	108.7	3.1	128.6	3.5	104.4	12.4	98.7	-3.5	98.6	-4.5	102.3	X	98.2	-0.7		11	月
100.7	13.1	104.6	1.2	123.1	0.6	93.6	12.4	93.7	-2.9	99.0	-2.2	105.7	X	97.2	5.1		12	月
100.3	-1.1	92.3	-3.0	115.2	-7.3	84.6	-5.8	90.3	-3.5	84.7	-13.8	98.5	X	94.6	10.3	7年	1	月
107.4	3.1	110.4	8.1	113.4	-3.8	92.7	-2.7	97.6	-1.5	94.9	-1.2	94.6	X	91.4	-1.7		2	月
98.1	-3.5	99.0	-7.5	116.7	-1.8	96.6	1.9	96.1	-11.0	86.1	-12.7	106.2	X	95.4	4.3		3	月

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	-17.4	100.0	-20.8	100.0	-58.9	100.0	7.9	100.0	43.1	100.0	0.2	100.0	-36.2	令和	2	年
X	X	120.5	20.7	92.6	-7.5	68.5	-31.5	120.9	20.9	79.3	-20.6	86.9	-13.1	105.6	5.7		3		
32.2	X	154.2	28.0	99.7	7.7	151.8	121.6	91.7	-24.2	77.2	-2.6	112.7	29.7	116.1	9.9		4		
18.0	-44.1	137.7	-10.7	96.4	-3.3	139.9	-7.8	76.7	-16.4	61.9	-19.8	X	X	130.8	12.7		5		
86.1	378.3	134.8	3.1	108.0	1.7	126.6	-6.0	105.8	38.8	73.6	21.9	75.1	X	110.1	-17.8		6		
82.0	526.0	136.5	13.0	93.2	17.2	110.8	-32.8	138.0	68.5	71.2	11.9	X	X	111.3	-20.7	令和6年	3	月
65.6	300.0	128.1	7.8	109.6	6.7	151.4	-15.1	128.3	30.7	77.3	34.2	X	X	100.0	-22.5		4	月
77.0	261.5	115.6	-6.8	113.7	7.8	127.0	-4.1	84.9	-10.3	72.7	26.2	X	X	100.0	-20.5		5	月
73.8	350.0	131.3	3.3	121.9	11.2	137.8	13.3	109.6	25.5	72.7	17.1	X	X	114.5	-17.4		6	月
85.2	373.3	129.2	-3.9	119.2	6.1	116.2	-8.5	114.5	47.4	75.8	35.1	73.7	X	122.6	-10.6		7	月
104.9	812.2	138.5	3.1	131.5	11.6	116.2	-34.9	72.3	103.7	74.2	25.5	52.5	X	108.1	-19.3		8	月
118.0	619.5	124.0	0.0	105.5	-5.0	121.6	18.4	116.9	50.5	71.2	20.5	69.5	X	124.2	-12.5		9	月
90.2	292.2	150.0	-2.7	115.1	-7.7	124.3	-4.2	112.0	34.8	72.7	17.1	101.7	X	104.8	-21.7		10	月
70.5	152.7	145.8	-10.8	113.7	-6.7	129.7	20.0	107.8	45.5	72.7	20.0	77.1	X	103.2	-28.1		11	月
83.6	292.5	118.8	-15.5	109.6	-12.1	124.3	21.0	95.2	61.4	75.8	25.1	91.5	X	103.2	-15.8		12	月
104.9	16.3	131.3	-20.2	117.8	36.5	108.1	-20.0	59.0	-33.4	65.2	-17.3	48.3	X	137.1	26.8	7年	1	月
106.6	16.1	141.7	4.7	119.2	55.4	121.6	-2.2	71.7	-29.6	66.7	-2.2	34.7	X	91.9	-24.0		2	月
124.6	52.0	137.5	0.7	127.4	36.7	159.5	44.0	93.4	-32.3	54.5	-23.5	47.5	X	93.5	-16.0		3	月

不動産業,物品賃貸業		学術研究,専門・技術サービス業		宿泊業,飲食サービス業		生活関連サービス業,娯楽業		教育,学習支援業		医療,福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)					
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比				
X	X	100.0	7.4	100.0	13.9	100.0	-6.6	100.0	9.5	100.0	1.8	100.0	-4.6	100.0	4.5	令和	2	年
X	X	104.6	4.6	83.3	-16.7	95.6	-4.4	102.7	2.7	102.5	2.5	95.2	-4.8	102.4	2.4		3		
129.1	X	104.7	0.1	89.0	6.9	94.6	-1.1	97.4	-5.2	102.1	-0.4	88.3	-7.3	105.3	2.9		4		
131.7	1.9	103.6	-1.0	94.9	6.5	113.7	20.1	98.5	1.1	99.6	-2.4	X	X	110.1	4.6		5		
85.2	-35.3	104.2	0.6	86.5	-8.9	122.4	7.7	96.5	-2.0	100.9	1.3	82.5	X	109.6	-0.5		6		
85.4	-34.1	96.4	-0.7	85.5	-11.3	117.0	16.4	85.6	4.3	98.7	1.2	X	X	106.7	-2.0	令和6年	3	月
84.1	-35.1	105.3	1.3	85.4	-10.7	128.3	6.0	97.2	-1.6	101.1	1.3	X	X	108.5	-0.9		4	月
84.8	-34.8	105.2	1.3	86.3	-10.1	128.0	0.9	97.0	-2.6	101.1	1.7	X	X	108.3	-1.1		5	月
82.9	-36.6	105.6	1.7	86.0	-8.7	127.7	4.4	97.3	-2.3	101.5	2.1	X	X	109.1	-0.7		6	月
85.6	-34.7	105.9	2.0	88.0	-11.1	128.3	6.2	97.4	-1.5	101.7	2.4	83.2	X	109.8	-0.9		7	月
86.2	-35.4	105.6	1.7	89.8	-7.9	127.4	2.5	95.8	-2.9	101.1	1.6	84.0	X	110.7	-0.2		8	月
86.0	-35.7	105.1	1.3	88.1	-9.1	125.7	3.3	94.0	-7.5	101.5	1.5	83.5	X	110.9	0.0		9	月
84.5	-37.2	105.1	1.3	85.6	-6.6	127.0	3.8	96.9	-5.2	101.5	1.6	83.3	X	110.6	-0.1		10	月
84.9	-36.9	104.5	1.2	85.3	-6.2	117.9	0.4	97.4	-4.8	101.2	1.1	83.0	X	110.5	-1.0		11	月
85.8	-36.0	104.5	1.3	86.3	-5.4	117.9	2.0	97.1	-4.8	101.2	1.1	82.8	X	113.0	0.9		12	月
84.6	-1.9	105.1	1.6	96.5	12.7	113.5	2.0	97.3	-4.4	101.3	1.0	82.5	X	113.9	3.6	7年	1	月
84.6	-0.8	105.3	1.6	95.5	10.9	109.1	-2.8	96.4	-4.0	100.7	0.8	76.8	X	110.3	2.6		2	月
83.3	-2.5	102.3	6.1	94.8	10.9	117.6	0.5	90.7	6.0	100.0	1.3	82.8	X	109.1	2.2		3	月

－事業所規模5人以上－

第19表　3月分産業別及び男女別の1人平均月間給与額

		計					男			女		
		現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	所定外給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
TL	調査産業計	278,401	248,376	231,991	16,385	30,025	342,783	303,435	39,348	208,011	188,179	19,832
C	鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
D	建設業	439,264	324,533	297,190	27,343	114,731	463,429	341,004	122,425	301,200	230,427	70,773
E	製造業	328,693	281,663	257,665	23,998	47,030	378,082	322,135	55,947	237,523	206,953	30,570
F	電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
G	情報通信業	344,505	304,750	276,798	27,952	39,755	369,043	326,026	43,017	266,999	237,545	29,454
H	運輸業，郵便業	301,624	292,284	255,189	37,095	9,340	328,850	317,787	11,063	195,370	192,755	2,615
I	卸売業，小売業	213,010	201,402	192,703	8,699	11,608	286,285	267,812	18,473	154,376	148,261	6,115
J	金融業，保険業	329,784	324,640	309,985	14,655	5,144	439,616	435,462	4,154	252,718	246,879	5,839
K	不動産業，物品賃貸業	275,517	267,259	253,170	14,089	8,258	319,152	307,671	11,481	197,489	194,995	2,494
L	学術研究，専門・技術サービス業	330,972	327,962	304,084	23,878	3,010	364,091	361,212	2,879	247,384	244,042	3,342
M	宿泊業，飲食サービス業	131,606	126,025	119,546	6,479	5,581	178,006	167,101	10,905	110,553	107,388	3,165
N	生活関連サービス業，娯楽業	160,904	153,673	147,692	5,981	7,231	189,318	181,020	8,298	139,822	133,382	6,440
O	教育，学習支援業	360,812	310,380	303,674	6,706	50,432	391,729	382,740	8,989	337,470	255,750	81,720
P	医療，福祉	262,908	242,641	230,830	11,811	20,267	289,765	273,016	16,749	252,041	230,350	21,691
Q	複合サービス事業	321,397	295,748	288,954	6,794	25,649	368,545	338,617	29,928	271,965	250,803	21,162
R	サービス業（他に分類されないもの）	208,248	191,728	180,233	11,495	16,520	260,257	233,584	26,673	143,854	139,905	3,949
E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	247,485	243,006	221,763	21,243	4,479	301,672	295,772	5,900	201,737	198,458	3,279
E11	繊維工業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13	家具・装備品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E15	印刷・同関連業	278,895	268,352	242,808	25,544	10,543	323,690	311,747	11,943	203,239	195,060	8,179
E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	217,048	217,048	204,410	12,638	0	247,889	247,889	0	168,506	168,506	0
E19	ゴム製品製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E21	窯業・土石製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E22	鉄鋼業	325,371	317,199	285,360	31,839	8,172	347,172	338,622	8,550	231,662	225,113	6,549
E23	非鉄金属製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E24	金属製品製造業	268,405	267,378	255,713	11,665	1,027	301,693	300,489	1,204	201,549	200,879	670
E25	はん用機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E26	生産用機械器具製造業	320,417	320,417	286,692	33,725	0	338,270	338,270	0	260,696	260,696	0
E27	業務用機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E29	電気機械器具製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E30	情報通信機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E31	輸送用機械器具製造業	290,910	290,910	266,465	24,445	0	319,893	319,893	0	199,008	199,008	0
E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ES1	E一括分1	335,907	333,316	314,314	19,002	2,591	367,393	364,115	3,278	226,307	226,107	200
ES2	E一括分2	339,392	311,235	283,521	27,714	28,157	357,061	328,104	28,957	258,885	234,370	24,515
I−1	卸売業	279,885	271,039	258,357	12,682	8,846	329,913	317,151	12,762	189,347	187,588	1,759
I−2	小売業	185,704	172,968	165,896	7,072	12,736	254,678	232,067	22,611	146,397	139,289	7,108
M75	宿泊業	175,884	166,823	151,799	15,024	9,061	228,874	214,056	14,818	135,165	130,528	4,637
MS	M一括分	120,832	116,098	111,698	4,400	4,734	158,955	149,516	9,439	105,834	102,951	2,883
P83	医療業	280,356	278,814	262,946	15,868	1,542	301,135	299,560	1,575	271,292	269,765	1,527
PS	P一括分	251,678	219,358	210,159	9,199	32,320	281,770	254,350	27,420	240,092	205,885	34,207
R91	職業紹介・労働者派遣業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
R92	その他の事業サービス業	160,059	156,820	147,193	9,627	3,239	200,103	195,680	4,423	120,245	118,184	2,061
RS	R一括分	334,828	277,010	262,545	14,465	57,818	374,889	304,289	70,600	212,793	193,912	18,881

（注）E一括分1とは製造業中分類のうち、ゴム製品製造業、非鉄金属製造業を、E一括分2とは同中分類のうち、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を、M一括分とは宿泊業，飲食サービス業中分類のうち、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業を、P一括分とは医療，福祉中分類のうち、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業を、R一括分とはサービス業（他に分類されないもの）中分類のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業を一括表示したものです。（以下同様）

－事業所規模5人以上－

第20表　3月分産業別及び男女別の1人平均月間労働時間及び出勤日数

		計				男				女			
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数
		時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	日
TL	調査産業計	134.2	125.6	8.6	17.7	146.5	134.4	12.1	18.1	120.8	116.0	4.8	17.2
C	鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
D	建設業	155.4	143.0	12.4	18.7	157.5	143.6	13.9	18.7	143.3	139.6	3.7	18.6
E	製造業	150.5	138.8	11.7	18.3	155.4	141.9	13.5	18.5	141.6	133.1	8.5	17.9
F	電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
G	情報通信業	156.5	141.5	15.0	18.7	160.5	143.7	16.8	18.8	143.9	134.6	9.3	18.2
H	運輸業，郵便業	162.1	143.9	18.2	20.0	170.3	148.4	21.9	20.5	130.6	126.4	4.2	18.3
I	卸売業，小売業	122.9	117.9	5.0	17.9	138.7	131.0	7.7	18.4	110.2	107.4	2.8	17.5
J	金融業，保険業	135.7	127.7	8.0	17.9	147.8	136.7	11.1	18.3	127.3	121.4	5.9	17.6
K	不動産業，物品賃貸業	155.0	140.3	14.7	18.7	162.0	146.1	15.9	19.2	142.7	130.1	12.6	17.8
L	学術研究，専門・技術サービス業	148.5	135.2	13.3	18.1	150.0	136.6	13.4	18.0	144.8	131.9	12.9	18.1
M	宿泊業，飲食サービス業	97.5	92.0	5.5	15.1	113.6	104.2	9.4	15.7	90.2	86.5	3.7	14.8
N	生活関連サービス業，娯楽業	103.1	98.6	4.5	15.9	111.8	105.5	6.3	15.9	96.6	93.5	3.1	15.8
O	教育，学習支援業	134.0	120.9	13.1	16.7	149.9	129.8	20.1	17.9	122.1	114.2	7.9	15.8
P	医療，福祉	125.4	121.5	3.9	17.0	115.0	110.8	4.2	15.0	129.6	125.8	3.8	17.8
Q	複合サービス事業	145.6	141.6	4.0	18.9	151.7	147.2	4.5	19.3	139.2	135.8	3.4	18.4
R	サービス業（他に分類されないもの）	129.1	122.8	6.3	17.5	144.3	135.8	8.5	17.9	110.2	106.7	3.5	16.9
E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	145.3	133.2	12.1	18.2	149.6	136.8	12.8	18.2	141.6	130.1	11.5	18.1
E11	繊維工業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13	家具・装備品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E15	印刷・同関連業	159.4	143.8	15.6	19.2	171.5	150.5	21.0	19.8	139.1	132.6	6.5	18.0
E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	153.5	143.2	10.3	19.0	162.3	149.7	12.6	19.3	139.6	133.1	6.5	18.4
E19	ゴム製品製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E21	窯業・土石製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E22	鉄鋼業	160.2	147.2	13.0	19.0	164.1	149.0	15.1	19.2	143.3	139.2	4.1	18.1
E23	非鉄金属製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E24	金属製品製造業	144.2	134.8	9.4	17.1	150.0	138.8	11.2	17.6	132.6	126.8	5.8	16.2
E25	はん用機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E26	生産用機械器具製造業	162.9	149.8	13.1	19.3	165.4	151.5	13.9	19.5	154.9	144.4	10.5	18.7
E27	業務用機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E29	電気機械器具製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E30	情報通信機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E31	輸送用機械器具製造業	147.9	134.4	13.5	18.6	149.9	134.6	15.3	18.7	141.7	133.8	7.9	18.4
E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ES1	E一括分1	146.1	140.4	5.7	18.6	148.1	141.8	6.3	18.8	139.3	135.6	3.7	18.1
ES2	E一括分2	153.8	140.8	13.0	18.6	157.4	143.3	14.1	18.8	137.5	129.7	7.8	17.6
I−1	卸売業	141.8	135.7	6.1	18.6	149.4	141.7	7.7	18.7	127.9	124.7	3.2	18.3
I−2	小売業	115.2	110.7	4.5	17.6	131.1	123.3	7.8	18.1	106.2	103.5	2.7	17.3
M75	宿泊業	122.9	113.7	9.2	17.4	139.4	126.2	13.2	17.9	110.2	104.0	6.2	17.0
MS	M一括分	91.3	86.7	4.6	14.5	103.9	95.9	8.0	14.9	86.3	83.1	3.2	14.3
P83	医療業	109.7	105.3	4.4	15.0	73.3	69.3	4.0	9.4	125.4	120.9	4.5	17.4
PS	P一括分	135.5	131.9	3.6	18.3	144.3	140.0	4.3	19.0	132.2	128.8	3.4	18.1
R91	職業紹介・労働者派遣業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
R92	その他の事業サービス業	113.0	107.6	5.4	16.4	129.9	121.7	8.2	16.2	96.0	93.5	2.5	16.5
RS	R一括分	162.8	155.9	6.9	20.4	167.1	159.6	7.5	20.6	149.6	144.7	4.9	19.7

－事業所規模5人以上－

第21表　3月分産業別及び男女別の常用労働者数 パートタイム労働者数・労働者比率

	計						男						女					
	前調査期間末常用労働者数	増加常用労働者数	減少常用労働者数	本調査期間末常用労働者数	うちパートタイム労働者数	パートタイム労働者比率	前調査期間末常用労働者数	増加常用労働者数	減少常用労働者数	本調査期間末常用労働者数	うちパートタイム労働者数	パートタイム労働者比率	前調査期間末常用労働者数	増加常用労働者数	減少常用労働者数	本調査期間末常用労働者数	うちパートタイム労働者数	パートタイム労働者比率
	人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%
TL 調査産業計	809,178	13,445	20,926	801,697	240,070	29.9	423,159	6,333	11,309	418,183	67,783	16.2	386,019	7,112	9,617	383,514	172,287	44.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
D 建設業	61,821	170	1,127	60,864	2,509	4.1	52,688	161	1,127	51,722	1,301	2.5	9,133	9	0	9,142	1,208	13.2
E 製造業	162,459	1,059	1,612	161,906	13,509	8.3	105,352	735	1,048	105,039	3,881	3.7	57,107	324	564	56,867	9,628	16.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
G 情報通信業	11,419	82	110	11,391	389	3.4	8,682	58	97	8,643	99	1.1	2,737	24	13	2,748	290	10.6
H 運輸業，郵便業	44,858	199	933	44,124	9,374	21.2	35,714	158	754	35,118	4,940	14.1	9,144	41	179	9,006	4,434	49.2
I 卸売業，小売業	148,769	3,478	3,536	148,711	79,155	53.2	66,292	1,548	1,900	65,940	18,837	28.6	82,477	1,930	1,636	82,771	60,318	72.9
J 金融業，保険業	18,770	769	678	18,861	3,283	17.4	7,729	343	284	7,788	211	2.7	11,041	426	394	11,073	3,072	27.7
K 不動産業，物品賃貸業	7,744	27	49	7,722	1,454	18.8	4,973	22	49	4,946	589	11.9	2,771	5	0	2,776	865	31.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	16,596	214	510	16,300	1,594	9.8	11,941	153	474	11,620	774	6.7	4,655	61	36	4,680	820	17.5
M 宿泊業，飲食サービス業	61,753	1,887	3,195	60,445	41,936	69.4	19,376	824	1,436	18,764	9,992	53.3	42,377	1,063	1,759	41,681	31,944	76.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	20,951	1,677	932	21,696	13,966	64.4	9,099	552	585	9,066	4,891	53.9	11,852	1,125	347	12,630	9,075	71.9
O 教育，学習支援業	46,072	172	2,175	44,069	10,102	22.9	19,952	145	1,271	18,826	2,546	13.5	26,120	27	904	25,243	7,556	29.9
P 医療，福祉	133,423	1,756	3,159	132,020	43,889	33.2	38,277	588	677	38,188	13,357	35.0	95,146	1,168	2,482	93,832	30,532	32.5
Q 複合サービス事業	7,700	554	599	7,655	771	10.1	3,914	394	363	3,945	168	4.3	3,786	160	236	3,710	603	16.3
R サービス業（他に分類されないもの）	60,079	1,305	2,070	59,314	17,885	30.2	33,238	579	1,007	32,810	6,088	18.6	26,841	726	1,063	26,504	11,797	44.5
E09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	33,887	253	755	33,385	6,041	18.1	15,557	168	486	15,239	1,478	9.7	18,330	85	269	18,146	4,563	25.1
E11 繊維工業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E12 木材・木製品製造業（家具を除く）	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13 家具・装備品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E15 印刷・同関連業	4,504	14	57	4,461	850	19.1	2,815	14	13	2,816	193	6.9	1,689	0	44	1,645	657	39.9
E16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	4,601	0	8	4,593	450	9.8	2,815	0	8	2,807	91	3.2	1,786	0	0	1,786	359	20.1
E19 ゴム製品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E21 窯業・土石製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E22 鉄鋼業	5,969	78	20	6,027	334	5.5	4,866	20	20	4,866	186	3.8	1,103	58	0	1,161	148	12.7
E23 非鉄金属製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E24 金属製品製造業	21,720	103	85	21,738	1,248	5.7	14,497	103	85	14,515	399	2.7	7,223	0	0	7,223	849	11.8
E25 はん用機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E26 生産用機械器具製造業	16,647	156	79	16,724	833	5.0	12,799	134	41	12,892	470	3.6	3,848	22	38	3,832	363	9.5
E27 業務用機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E29 電気機械器具製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E30 情報通信機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E31 輸送用機械器具製造業	8,675	57	44	8,688	178	2.0	6,594	43	31	6,606	72	1.1	2,081	14	13	2,082	106	5.1
E32, 20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ES1 E一括分1	2,887	15	13	2,889	115	4.0	2,246	6	11	2,241	28	1.2	641	9	2	648	87	13.4
ES2 E一括分2	14,449	98	84	14,463	789	5.5	11,853	83	80	11,856	371	3.1	2,596	15	4	2,607	418	16.0
I−1 卸売業	43,181	427	540	43,068	8,993	20.9	27,873	133	326	27,680	2,358	8.5	15,308	294	214	15,388	6,635	43.1
I−2 小売業	105,588	3,051	2,996	105,643	70,162	66.4	38,419	1,415	1,574	38,260	16,479	43.1	67,169	1,636	1,422	67,383	53,683	79.7
M75 宿泊業	11,975	180	214	11,941	5,609	47.0	5,211	128	158	5,181	1,792	34.6	6,764	52	56	6,760	3,817	56.5
MS M一括分	49,778	1,707	2,981	48,504	36,327	74.9	14,165	696	1,278	13,583	8,200	60.4	35,613	1,011	1,703	34,921	28,127	80.5
P83 医療業	52,195	386	828	51,753	19,324	37.3	15,872	106	279	15,699	9,238	58.8	36,323	280	549	36,054	10,086	28.0
PS P一括分	81,228	1,370	2,331	80,267	24,565	30.6	22,405	482	398	22,489	4,119	18.3	58,823	888	1,933	57,778	20,446	35.4
R91 職業紹介・労働者派遣業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
R92 その他の事業サービス業	30,848	540	904	30,484	14,784	48.5	15,536	213	708	15,041	5,002	33.3	15,312	327	196	15,443	9,782	63.3
RS R一括分	15,015	146	11	15,150	1,459	9.6	11,322	77	11	11,388	514	4.5	3,693	69	0	3,762	945	25.1

第22表　3月分産業別及び男女別の1人平均月間給与額

		計					男			女		
		現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	所定外給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
TL	調査産業計	298,500	269,454	249,383	20,071	29,046	362,763	320,557	42,206	221,930	208,566	13,364
C	鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
D	建設業	535,165	360,932	323,946	36,986	174,233	562,615	377,179	185,436	370,139	263,258	106,881
E	製造業	346,444	291,107	263,710	27,397	55,337	396,533	330,379	66,154	248,617	214,407	34,210
F	電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
G	情報通信業	362,543	304,109	275,717	28,392	58,434	379,312	318,830	60,482	297,971	247,422	50,549
H	運輸業，郵便業	301,641	296,914	257,990	38,924	4,727	325,365	319,745	5,620	196,743	195,965	778
I	卸売業，小売業	223,529	217,951	204,636	13,315	5,578	308,669	302,721	5,948	163,736	158,419	5,317
J	金融業，保険業	302,528	300,241	288,795	11,446	2,287	488,896	486,572	2,324	239,668	237,394	2,274
K	不動産業，物品賃貸業	235,640	235,640	223,792	11,848	0	261,070	261,070	0	197,682	197,682	0
L	学術研究，専門・技術サービス業	360,431	354,970	337,196	17,774	5,461	388,413	383,847	4,566	264,814	256,292	8,522
M	宿泊業，飲食サービス業	167,284	154,387	144,403	9,984	12,897	216,928	195,091	21,837	134,646	127,626	7,020
N	生活関連サービス業，娯楽業	173,572	172,738	164,721	8,017	834	222,417	221,151	1,266	146,288	145,695	593
O	教育，学習支援業	361,024	355,430	347,285	8,145	5,594	414,441	407,106	7,335	302,314	298,633	3,681
P	医療，福祉	275,731	266,680	253,983	12,697	9,051	296,241	286,706	9,535	265,186	256,384	8,802
Q	複合サービス事業	337,002	321,912	311,776	10,136	15,090	367,662	352,532	15,130	285,913	270,890	15,023
R	サービス業（他に分類されないもの）	168,389	164,218	154,385	9,833	4,171	207,326	200,866	6,460	133,360	131,249	2,111
E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	259,585	254,118	231,671	22,447	5,467	319,856	312,696	7,160	208,146	204,123	4,023
E11	繊維工業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13	家具・装備品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E15	印刷・同関連業	289,773	274,250	244,800	29,450	15,523	323,256	306,269	16,987	227,538	214,736	12,802
E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193,994	193,994	178,620	15,374	0	222,017	222,017	0	155,106	155,106	0
E19	ゴム製品製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E21	窯業・土石製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E22	鉄鋼業	331,404	331,404	291,343	40,061	0	352,668	352,668	0	226,019	226,019	0
E23	非鉄金属製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E24	金属製品製造業	261,529	261,387	244,206	17,181	142	288,200	288,049	151	197,893	197,773	120
E25	はん用機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E26	生産用機械器具製造業	336,906	336,906	297,699	39,207	0	359,133	359,133	0	270,200	270,200	0
E27	業務用機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E29	電気機械器具製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E30	情報通信機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E31	輸送用機械器具製造業	293,831	293,831	270,018	23,813	0	323,618	323,618	0	205,760	205,760	0
E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ES1	E一括分1	294,941	294,882	278,413	16,469	59	323,377	323,377	0	216,739	216,517	222
ES2	E一括分2	352,334	317,818	285,686	32,132	34,516	373,679	337,329	36,350	266,539	239,395	27,144
I−1	卸売業	289,360	288,754	263,955	24,799	606	361,105	360,081	1,024	185,123	185,123	0
I−2	小売業	199,181	191,765	182,697	9,068	7,416	275,477	266,411	9,066	158,805	152,262	6,543
M75	宿泊業	221,087	203,921	183,391	20,530	17,166	273,505	247,834	25,671	169,147	160,408	8,739
MS	M一括分	138,540	127,923	123,574	4,349	10,617	173,027	154,164	18,863	120,561	114,243	6,318
P83	医療業	301,969	300,212	282,490	17,722	1,757	304,023	302,410	1,613	300,729	298,885	1,844
PS	P一括分	252,079	236,454	228,286	8,168	15,625	287,612	269,292	18,320	236,399	221,963	14,436
R91	職業紹介・労働者派遣業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
R92	その他の事業サービス業	143,933	140,681	132,881	7,800	3,252	182,380	177,789	4,591	114,472	112,245	2,227
RS	R一括分	283,389	266,157	247,261	18,896	17,232	308,787	288,216	20,571	222,147	212,968	9,179

－事業所規模30人以上－　　第23表　　3月分産業別及び男女別の1人平均月間労働時間及び出勤日数

		計				男				女			
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数
		時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	日
TL	調査産業計	138.7	128.7	10.0	17.8	149.6	135.8	13.8	18.1	125.8	120.2	5.6	17.5
C	鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
D	建設業	161.4	146.1	15.3	18.8	162.6	146.0	16.6	18.8	154.3	146.8	7.5	18.8
E	製造業	152.6	139.9	12.7	18.4	156.7	142.6	14.1	18.6	144.3	134.4	9.9	18.0
F	電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
G	情報通信業	157.8	141.9	15.9	18.7	160.5	143.1	17.4	18.7	147.4	137.6	9.8	18.5
H	運輸業，郵便業	168.9	148.8	20.1	20.3	177.2	153.8	23.4	20.7	132.3	126.7	5.6	18.3
I	卸売業，小売業	128.5	122.0	6.5	18.5	148.5	136.7	11.8	18.8	114.5	111.7	2.8	18.3
J	金融業，保険業	130.1	122.0	8.1	17.7	151.9	139.5	12.4	18.7	122.7	116.1	6.6	17.3
K	不動産業，物品賃貸業	139.9	132.3	7.6	18.3	141.4	131.7	9.7	18.1	137.6	133.2	4.4	18.6
L	学術研究，専門・技術サービス業	148.1	134.9	13.2	17.6	151.5	137.0	14.5	17.8	136.6	127.7	8.9	17.2
M	宿泊業，飲食サービス業	114.3	105.0	9.3	16.9	131.6	118.3	13.3	17.8	102.9	96.3	6.6	16.4
N	生活関連サービス業，娯楽業	112.6	106.7	5.9	16.0	128.1	118.7	9.4	17.2	104.1	100.1	4.0	15.3
O	教育，学習支援業	137.8	122.3	15.5	16.8	150.2	130.7	19.5	17.8	124.1	113.0	11.1	15.8
P	医療，福祉	123.2	119.6	3.6	16.4	108.0	104.1	3.9	14.0	130.9	127.5	3.4	17.6
Q	複合サービス事業	159.0	153.4	5.6	20.1	161.1	155.4	5.7	20.3	155.4	149.9	5.5	19.9
R	サービス業（他に分類されないもの）	119.7	113.9	5.8	16.8	137.0	128.2	8.8	17.0	104.0	101.0	3.0	16.6
E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	149.5	137.2	12.3	18.5	156.3	143.7	12.6	18.9	143.7	131.6	12.1	18.2
E11	繊維工業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13	家具・装備品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E15	印刷・同関連業	166.1	147.4	18.7	19.4	174.6	150.3	24.3	19.7	150.4	142.0	8.4	18.9
E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	156.3	142.5	13.8	19.2	167.7	150.3	17.4	19.6	140.4	131.6	8.8	18.8
E19	ゴム製品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E21	窯業・土石製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E22	鉄鋼業	163.7	147.5	16.2	19.0	167.5	149.1	18.4	19.1	145.5	139.8	5.7	18.1
E23	非鉄金属製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E24	金属製品製造業	145.1	135.0	10.1	17.3	146.9	137.1	9.8	17.6	140.6	129.9	10.7	16.7
E25	はん用機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E26	生産用機械器具製造業	168.4	153.7	14.7	19.6	171.6	156.2	15.4	19.9	158.6	146.0	12.6	18.8
E27	業務用機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E29	電気機械器具製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E30	情報通信機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E31	輸送用機械器具製造業	146.3	133.4	12.9	18.7	146.8	132.4	14.4	18.7	144.9	136.2	8.7	18.9
E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ES1	E一括分1	143.8	137.9	5.9	18.4	146.1	139.3	6.8	18.6	137.5	134.2	3.3	17.9
ES2	E一括分2	155.3	140.1	15.2	18.5	159.5	142.6	16.9	18.7	138.4	129.9	8.5	17.6
I－1	卸売業	143.7	134.4	9.3	18.7	156.9	144.4	12.5	19.1	124.5	120.0	4.5	18.2
I－2	小売業	122.9	117.4	5.5	18.5	143.2	131.8	11.4	18.6	112.1	109.7	2.4	18.4
M75	宿泊業	140.5	126.8	13.7	18.8	155.7	138.9	16.8	19.8	125.5	114.9	10.6	17.9
MS	M一括分	100.3	93.4	6.9	15.9	112.8	102.2	10.6	16.2	93.8	88.8	5.0	15.7
P83	医療業	105.2	101.2	4.0	13.9	72.7	68.6	4.1	9.3	124.8	120.8	4.0	16.7
PS	P一括分	139.4	136.2	3.2	18.6	147.1	143.5	3.6	19.2	136.0	133.0	3.0	18.4
R91	職業紹介・労働者派遣業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
R92	その他の事業サービス業	109.9	105.1	4.8	16.3	130.9	123.0	7.9	16.1	93.9	91.4	2.5	16.5
RS	R一括分	151.7	143.5	8.2	19.7	156.8	147.5	9.3	19.8	139.5	133.9	5.6	19.3

－事業所規模30人以上－

第24表　3月分産業別及び男女別の常用労働者数 パートタイム労働者数・労働者比率

		計						男						女					
		前調査期間末常用労働者数	増加常用労働者数	減少常用労働者数	本調査期間末常用労働者数	うちパートタイム労働者数	パートタイム労働者比率	前調査期間末常用労働者数	増加常用労働者数	減少常用労働者数	本調査期間末常用労働者数	うちパートタイム労働者数	パートタイム労働者比率	前調査期間末常用労働者数	増加常用労働者数	減少常用労働者数	本調査期間末常用労働者数	うちパートタイム労働者数	パートタイム労働者比率
		人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%
TL	調査産業計	460,457	7,348	9,972	457,833	117,156	25.6	250,772	3,493	5,773	248,492	35,850	14.4	209,685	3,855	4,199	209,341	81,306	38.8
C	鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
D	建設業	23,162	58	322	22,898	94	0.4	19,882	49	322	19,609	44	0.2	3,280	9	0	3,289	50	1.5
E	製造業	125,075	866	1,327	124,614	8,797	7.1	82,746	542	898	82,390	2,623	3.2	42,329	324	429	42,224	6,174	14.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
G	情報通信業	7,781	50	110	7,721	222	2.9	6,179	45	97	6,127	86	1.4	1,602	5	13	1,594	136	8.5
H	運輸業，郵便業	31,887	166	907	31,146	5,161	16.6	26,005	125	728	25,402	2,897	11.4	5,882	41	179	5,744	2,264	39.4
I	卸売業，小売業	60,298	2,076	985	61,389	35,225	57.4	24,959	728	444	25,243	6,505	25.8	35,339	1,348	541	36,146	28,720	79.5
J	金融業，保険業	8,792	190	285	8,697	2,407	27.7	2,235	75	134	2,176	75	3.4	6,557	115	151	6,521	2,332	35.8
K	不動産業，物品賃貸業	1,453	27	49	1,431	340	23.8	877	22	49	850	99	11.6	576	5	0	581	241	41.5
L	学術研究，専門・技術サービス業	7,035	130	330	6,835	536	7.8	5,447	130	294	5,283	268	5.1	1,588	0	36	1,552	268	17.3
M	宿泊業，飲食サービス業	17,340	292	416	17,216	10,819	62.8	6,876	90	135	6,831	3,292	48.2	10,464	202	281	10,385	7,527	72.5
N	生活関連サービス業，娯楽業	9,517	1,010	273	10,254	5,464	53.3	3,399	396	108	3,687	1,297	35.2	6,118	614	165	6,567	4,167	63.5
O	教育，学習支援業	28,993	172	1,875	27,290	4,446	16.3	15,298	145	1,271	14,172	1,717	12.1	13,695	27	604	13,118	2,729	20.8
P	医療，福祉	86,649	714	1,368	85,995	26,561	30.9	29,424	320	544	29,200	11,161	38.2	57,225	394	824	56,795	15,400	27.1
Q	複合サービス事業	3,887	414	109	4,192	212	5.1	2,404	324	83	2,645	123	4.7	1,483	90	26	1,547	89	5.8
R	サービス業（他に分類されないもの）	43,454	1,087	1,556	42,985	16,618	38.7	20,558	429	610	20,377	5,554	27.3	22,896	658	946	22,608	11,064	48.9
E09, 10	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業	27,742	162	540	27,364	3,867	14.1	12,830	77	362	12,545	866	6.9	14,912	85	178	14,819	3,001	20.3
E11	繊維工業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13	家具・装備品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E15	印刷・同関連業	3,044	14	13	3,045	448	14.7	1,979	14	13	1,980	107	5.4	1,065	0	0	1,065	341	32.0
E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	2,855	0	8	2,847	399	14.0	1,661	0	8	1,653	40	2.4	1,194	0	0	1,194	359	30.1
E19	ゴム製品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E21	窯業・土石製品製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E22	鉄鋼業	4,593	78	20	4,651	220	4.7	3,846	20	20	3,846	143	3.7	747	58	0	805	77	9.6
E23	非鉄金属製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E24	金属製品製造業	12,715	70	85	12,700	668	5.3	8,962	70	85	8,947	324	3.6	3,753	0	0	3,753	344	9.2
E25	はん用機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E26	生産用機械器具製造業	11,560	117	79	11,598	626	5.4	8,658	95	41	8,712	309	3.5	2,902	22	38	2,886	317	11.0
E27	業務用機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E29	電気機械器具製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E30	情報通信機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E31	輸送用機械器具製造業	7,473	27	44	7,456	178	2.4	5,587	13	31	5,569	72	1.3	1,886	14	13	1,887	106	5.6
E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ES1	E一括分1	2,176	15	13	2,178	115	5.3	1,599	6	11	1,594	28	1.8	577	9	2	584	87	14.9
ES2	E一括分2	11,773	98	58	11,813	590	5.0	9,429	83	54	9,458	307	3.2	2,344	15	4	2,355	283	12.0
I－1	卸売業	16,383	147	59	16,471	3,610	21.9	9,725	17	7	9,735	313	3.2	6,658	130	52	6,736	3,297	48.9
I－2	小売業	43,915	1,929	926	44,918	31,615	70.4	15,234	711	437	15,508	6,192	39.9	28,681	1,218	489	29,410	25,423	86.4
M75	宿泊業	6,042	79	130	5,991	2,013	33.6	3,018	27	74	2,971	630	21.2	3,024	52	56	3,020	1,383	45.8
MS	M一括分	11,298	213	286	11,225	8,806	78.4	3,858	63	61	3,860	2,662	69.0	7,440	150	225	7,365	6,144	83.4
P83	医療業	41,152	271	729	40,694	15,242	37.5	15,499	106	279	15,326	9,005	58.8	25,653	165	450	25,368	6,237	24.6
PS	P一括分	45,497	443	639	45,301	11,319	25.0	13,925	214	265	13,874	2,156	15.5	31,572	229	374	31,427	9,163	29.2
R91	職業紹介・労働者派遣業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
R92	その他の事業サービス業	25,147	454	453	25,148	13,978	55.6	11,002	127	311	10,818	4,468	41.3	14,145	327	142	14,330	9,510	66.4
RS	R一括分	4,851	14	11	4,854	998	20.6	3,429	13	11	3,431	514	15.0	1,422	1	0	1,423	484	34.0

第25表　　3 月分産業別及び就業形態別月間給与額、労働時間及び労働者数

－事業所規模5人以上－

就業形態	産業	現金給与総額	対前年同月比	きまって支給する給与	対前年同月比	うち所定内給与	対前年同月比	うち所定外給与	対前年同月比	特別に支払われた給与	対前年同月比	総実労働時間	対前年同月比	所定内労働時間	対前年同月比	所定外労働時間	対前年同月比	出勤日数	対前年同月差	本調査期間末労働者数	対前年同月比
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	時間	%	時間	%	時間	%	日	日	人	%
	調査産業計	350,410	5.0	310,148	0.8	287,523	0.7	22,625	2.3	40,262	54.5	157.2	-3.0	145.5	-3.2	11.7	0.8	19.1	-0.6	561,627	-2.0
一般	製造業	346,702	16.0	296,151	3.7	270,309	3.0	25,842	11.5	50,551	278.5	154.8	-3.3	142.3	-4.1	12.5	5.9	18.5	-0.5	148,397	-0.2
労働者	卸売業，小売業	320,954	-0.2	303,094	3.4	286,361	3.1	16,733	7.8	17,860	-37.0	158.5	-3.2	149.1	-3.6	9.4	1.1	19.4	-0.6	69,556	-12.1
	医療，福祉	330,565	-2.9	304,356	-2.3	287,212	-1.6	17,144	-11.3	26,209	-10.3	153.6	-1.2	148.0	-1.4	5.6	1.8	19.5	-0.2	88,131	-7.4
	調査産業計	110,933	5.1	104,715	2.8	102,842	3.7	1,873	-32.3	6,218	73.5	81.0	-5.6	79.5	-5.4	1.5	-16.7	14.5	-1.0	240,070	4.5
パートタイム	製造業	131,498	10.2	123,019	7.1	119,214	6.3	3,805	40.8	8,479	93.4	104.5	0.8	101.1	-0.3	3.4	41.7	16.7	-0.3	13,509	-37.2
労働者	卸売業，小売業	119,314	14.2	113,133	11.4	111,409	11.4	1,724	8.1	6,181	108.3	92.1	1.9	90.9	2.0	1.2	0.0	16.6	-0.2	79,155	14.3
	医療，福祉	127,685	-8.0	119,294	-7.9	118,144	-7.0	1,150	-52.0	8,391	-10.9	69.0	-26.0	68.4	-25.6	0.6	-50.0	12.0	-4.3	43,889	22.6

第26表　　3 月分産業別及び就業形態別月間給与額、労働時間及び労働者数

－事業所規模30人以上－

就業形態	産業	現金給与総額	対前年同月比	きまって支給する給与	対前年同月比	うち所定内給与	対前年同月比	うち所定外給与	対前年同月比	特別に支払われた給与	対前年同月比	総実労働時間	対前年同月比	所定内労働時間	対前年同月比	所定外労働時間	対前年同月比	出勤日数	対前年同月差	本調査期間末労働者数	対前年同月比
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	時間	%	時間	%	時間	%	日	日	人	%
	調査産業計	360,273	6.3	322,403	0.8	296,349	0.9	26,054	-0.9	37,870	104.9	157.5	-2.6	144.6	-2.9	12.9	1.6	18.9	-0.5	340,677	1.0
一般	製造業	362,691	19.1	303,638	4.4	274,501	2.9	29,137	19.7	59,053	336.1	156.2	-2.4	142.8	-3.5	13.4	12.6	18.5	-0.5	115,817	-0.4
労働者	卸売業，小売業	344,512	3.7	337,288	9.4	309,108	8.4	28,180	23.0	7,224	-70.3	161.2	-0.1	147.7	-1.7	13.5	22.7	19.1	-0.4	26,164	-1.5
	医療，福祉	341,331	-5.9	330,281	-2.8	312,407	-1.2	17,874	-24.5	11,050	-51.5	152.0	-2.3	147.1	-1.8	4.9	-15.6	19.2	-0.3	59,434	-6.6
	調査産業計	118,294	-0.9	114,991	0.4	112,372	1.5	2,619	-29.9	3,303	-33.2	84.0	-11.2	82.2	-10.7	1.8	-28.0	14.7	-1.6	117,156	-2.5
パートタイム	製造業	131,980	-0.9	125,699	-1.8	121,268	-1.7	4,431	-5.9	6,281	21.4	104.9	-5.5	101.6	-5.4	3.3	-10.8	17.0	-0.5	8,797	-21.1
労働者	卸売業，小売業	133,117	8.0	128,770	9.4	126,564	9.2	2,206	16.3	4,347	-21.9	104.0	0.7	102.7	0.9	1.3	-13.3	18.1	0.3	35,225	-1.6
	医療，福祉	128,411	-17.0	123,849	-13.5	122,776	-12.2	1,073	-67.9	4,562	-60.7	58.4	-41.2	57.8	-41.0	0.6	-57.1	10.2	-6.5	26,561	25.2

第27表　事業所規模別、性別常用労働者の1人平均月間実数表

令和7年3月分	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	特別に支払われた給与	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数
	円	円	円	円	時間	時間	時間	日
事業所規模　5～29人								
男女計	251,752	220,428	208,931	31,324	128.3	121.5	6.8	17.5
男	313,622	278,445	－	35,177	142.1	132.4	9.7	18.2
女	191,370	163,807	－	27,563	114.8	111.0	3.8	16.8
事業所規模　30～99人								
男女計	275,772	259,618	242,201	16,154	143.7	133.4	10.3	18.4
男	332,461	308,962	－	23,499	157.7	143.1	14.6	19.0
女	210,674	202,954	－	7,720	127.7	122.3	5.4	17.8
事業所規模　100人以上								
男女計	323,648	280,338	257,330	43,310	133.1	123.4	9.7	17.1
男	395,125	332,940	－	62,185	140.9	128.0	12.9	17.1
女	234,924	215,044	－	19,880	123.5	117.7	5.8	17.2

第28表　事業所規模別、就業形態別常用労働者の1人平均月間実数表

令和7年3月分	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	特別に支払われた給与	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数
	円	円	円	円	時間	時間	時間	日
事業所規模　5～29人								
一般労働者	335,171	291,214	273,886	43,957	156.6	146.7	9.9	19.3
ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ労働者	104,029	95,077	93,905	8,952	78.2	77.0	1.2	14.3
事業所規模　30～99人								
一般労働者	326,098	305,930	283,744	20,168	161.0	147.9	13.1	19.2
ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ労働者	120,710	116,921	114,196	3,789	90.9	89.0	1.9	16.0
事業所規模　100人以上								
一般労働者	399,202	341,168	310,709	58,034	153.6	141.0	12.6	18.5
ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ労働者	115,839	113,029	110,517	2,810	77.0	75.3	1.7	13.3

【参考資料】

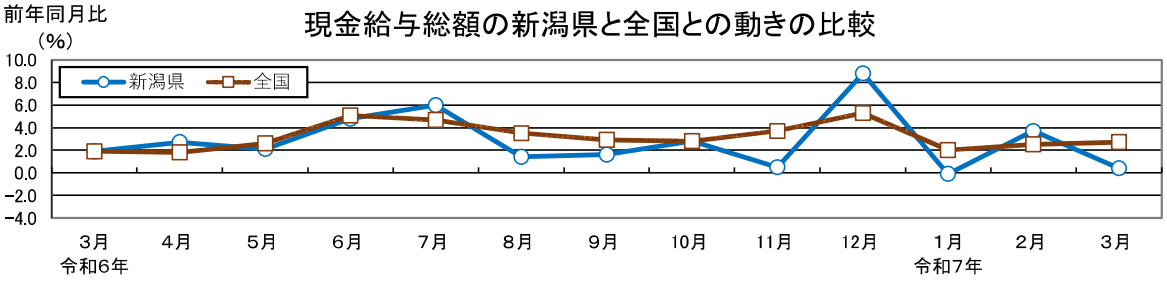
毎月勤労統計調査地方調査における共通事業所による前年同月比の参考提供について

（注１）共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことです。
平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから
共通事業所に限定した集計が可能となりました。地方調査における共通事業所限定の集計結果の公表については
令和２年１月分から可能となりました。
（注２）共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を
除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算しています。
（注３）共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した
集計）に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要です。

（調査産業計、事業所規模５人以上）

年月	就業形態計	一般	パート	就業形態計	一般	パート	就業形態計	一般	パート
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	現金給与総額			きまって支給する給与			所定内給与		
令和６年３月	1.9	2.4	0.5	1.7	2.1	0.3	1.7	2.1	0.0
４月	2.7	3.1	0.6	1.1	1.3	0.6	1.1	1.3	0.6
５月	2.1	2.2	4.8	2.9	3.2	3.5	2.9	3.2	3.3
６月	4.8	4.5	3.7	2.8	2.6	1.6	3.0	2.8	1.5
７月	6.0	6.4	2.7	2.8	2.9	2.9	2.4	2.5	1.9
８月	1.4	2.1	-0.5	1.5	2.2	-0.1	1.2	1.8	0.1
９月	1.6	2.0	0.5	1.6	2.0	0.3	1.7	2.1	-0.1
10月	2.8	2.9	1.2	1.9	2.0	0.8	2.0	2.0	1.1
11月	0.5	-0.5	6.8	2.6	2.1	4.1	2.4	2.0	3.7
12月	8.8	8.8	12.5	2.2	2.3	3.4	2.2	2.2	3.7
令和７年１月	-0.1	-1.0	7.1	2.6	2.3	5.1	3.0	2.7	5.2
２月	3.7	3.7	4.5	2.7	2.6	3.6	3.0	3.0	3.7
３月	0.4	0.2	3.7	2.2	2.3	3.0	1.9	1.9	3.2

年月	就業形態計	一般	パート	就業形態計	一般	パート	就業形態計	一般	パート
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
令和６年３月	-1.8	-1.6	-2.4	-1.6	-1.4	-1.8	-5.3	-4.1	-26.1
４月	-1.1	-0.8	-2.5	-0.4	0.0	-1.7	-11.1	-10.2	-32.0
５月	0.9	1.5	-0.9	1.6	2.4	-0.5	-10.2	-8.8	-19.0
６月	-2.8	-2.7	-4.5	-2.3	-2.2	-4.2	-9.9	-9.2	-20.0
７月	-0.6	-0.2	-2.3	-0.9	-0.4	-2.8	4.5	2.6	25.0
８月	-0.5	0.7	-4.5	-0.6	0.7	-4.6	0.0	0.9	0.0
９月	-3.1	-2.5	-5.0	-3.2	-2.5	-5.5	-2.2	-3.2	17.6
10月	-1.9	-2.0	-2.2	-2.0	-2.0	-2.3	0.0	-1.6	0.0
11月	1.7	2.0	0.0	1.7	2.0	-0.2	2.0	1.5	13.3
12月	0.1	0.4	-0.4	-0.1	0.1	-0.2	2.0	3.1	-5.0
令和７年１月	-1.7	-1.6	-2.2	-1.5	-1.3	-2.1	-4.8	-5.5	-6.3
２月	-2.2	-2.3	-2.1	-2.3	-2.4	-2.0	0.0	-0.9	-7.1
３月	-2.6	-2.5	-2.0	-2.9	-2.8	-2.2	1.1	2.6	5.9



◇　毎月勤労統計調査地方調査の説明　◇

1　調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、新潟県における毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2　調査の対象

本調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属し、常用労働者５人以上の事業所を対象としています。

調査対象事業所は、次の抽出方法により厚生労働大臣が指定する新潟県内の約890事業所について調査を行っています。

- 30人以上事業所　･･･「事業所母集団データベース」を用いた層化無作為抽出
- ５～29人事業所　･･･「経済センサス」の調査区を用いた層化無作為二段抽出

3　用語の定義

(1) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額のことです。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含みません。

◎**「現金給与総額」**とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額です。

◎**「きまって支給する給与」**とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「所定外給与」を含みます。

◎**「所定内給与」**とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」以外のものです。

◎**「所定外給与」（超過労働給与）**とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等です。

◎**「特別に支払われた給与」**とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

①　夏冬の賞与、期末手当等の一時金
②　支給事由の発生が不定期なもの
③　３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
④　いわゆるベースアップの差額追給分

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことです。休憩時間は、給与支給の有無にかかわらず除かれますが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、運輸関係の手待時間は含めます。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めません。

◎**「総実労働時間数」**とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

◎**「所定内労働時間数」**とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことです。

◎**「所定外労働時間数」**とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことです。

(3) 出勤日数

調査期間中に業務のために実際に出勤した日数のことです。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはなりません。午前０時から翌日午前０時までの間に１時間でも就業すれば１出勤日となります。

(4) 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、次のいずれかに該当する者のことです。

①　期間を定めずに雇われている者

②　１か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含めます。

◎**「一般労働者」**とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」以外の者のことです。

◎**「パートタイム労働者」**とは、「常用労働者」のうち、次のいずれかに該当する者のことです。

①　１日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

②　１日の所定労働時間が一般の労働者と同じで１週の所定労働日数が一般の労働者より短い者

◎**「パートタイム労働者比率」**とは、調査期間末のパートタイム労働者数を全労働者数（本月末労働者数）で除した百分比をいい、次の算式によって作成しています。

パートタイム労働者比率＝本月末のパートタイム労働者数÷本月末の全労働者数×100

(5) 労働異動率

事業所における雇用の流動状況を示す指標です。

◎**「入（離）職率」**とは、月間の増加労働者数又は減少労働者数を月初の労働者数（前月末労働者数）で除した百分比をいい、次の算式によって作成しています。

入（離）職率＝月間の増加（減少）労働者数÷前月末労働者数×100

なお、この入（離）職率は事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入（離）職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれています。

４　調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして新潟県の規模５人以上の全ての事業所に対応するよう復元して算定したものです。

毎月勤労統計調査は、こんな調査です。

○　「毎月勤労統計調査（通称“毎勤(まいきん)”）」 は、賃金、労働時間及び雇用について、その月々の動向を明らかにすることを目的とした統計です。全国調査は全国の動向を、地方調査は県の動向を明らかにするもので、この種の統計としては唯一のものです。

○　この調査は大正１２年に始まりました。昭和２２年に統計法が施行され、国が行う重要な統計調査として国勢調査などと共に「指定統計(平成２１年４月１日の全部改正により「基幹統計」に制度変更)」とされました。



◇　お知らせ　◇

○　母集団労働者数の更新(ベンチマーク更新)について

令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ(令和3年経済センサス－活動調査)に基づき更新(ベンチマーク更新)しました。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその前年同月比等は、過去に遡って改訂しています。

また、令和6年4月分より、基準年(令和2年)の常用雇用指数が100となるように、過去に遡って改訂しています。令和6年1月分から令和6年3月分までの前年同月比についても、改訂後の指数で再計算しています。

○ 賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年前年同月比等について

賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しません。

○　30人以上事業所の部分入替え方式の導入について

調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更しました。

○　共通事業所による前年同月比の参考提供について

平成30年の部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査対象事業所が前年も調査対象となっていることを利用し、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所(共通事業所)に限定した集計を行い、前年同月比を算出し、参考指標として提供します。

○　公表産業について

「調査産業計」は、事業所数が僅少となったため掲載していない産業(鉱業，採石業，砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業)も含みます。

NIIGATA PREFECTURE 新潟県総務部統計課　　令和7年5月発行
〒950-8570　新潟市中央区新光町4-1(生活統計班勤労統計担当) /TEL025(280)5119/FAX025(281)3806

毎月の公表結果は県ホームページ内の「にいがた県統計ボックス」でご覧いただけます。
(https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/)

令和６年度新潟地方最低賃金審議会・専門部会開催状況一覧表（令和６年４月～令和７年３月）

審議会資料No.９

令和７年３月１８日作成

	項目 業種別	諮問日 答申日 (本審)	専門部会開催日 第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	答申日	異議申出 締切日	決定 公示日	決定 発効日	最低賃金額 時間額
最低賃金	新潟県最低賃金	改正諮問 7/3 (7/7)	7/30 (8/1)	7/31 (8/2)	8/2 (8/4)	8/5 (8/7)			8/5 (8/7)	8/20 (8/22)	8/30 (9/1)	**＊指定日発効！** 10/1 (10/1)	985円 (931円)
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	必要性答申 8/21 (8/7)	改正なし (10/12)	－ (10/19)	－ (10/26)				－ (10/26)	－ (11/10)	－ (11/27)	－ (12/27)	1,005円 (1,005円)
	各種商品小売業最低賃金	必要性答申 8/21 (8/7)	改正なし (10/31)	－ (／)	－ (／)				－ (10/31)	－ (11/15)	－ (11/30)	－ (12/30)	932円 (932円)
	自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	必要性答申 8/21 (8/7)	10/9 (10/13)	－ (10/20)	－ (／)				10/9 (10/20)	10/24 (11/6)	11/8 (11/20)	**＊法定発効！** 12/8 (12/20)	1,015円 (997円)

		第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	第７回	
本審会議	本年度	7/3 県最賃改正諮問	7/30 目安伝達 基礎調査報告	8/5 県最賃改正答申 特賃必要性諮問	8/21 県最賃異議審 特賃必要性答申 特賃改正諮問	3/18 特賃意向表明			※各回の日付け下の記載は、主な議題（その他含まず） ※令和６年度の目安伝達は7/30第２回本審で実施 ※特賃の必要性答申日・改正諮問日については、審議状況により変更あり。 ※令和６年度特定最低賃金 **自動車のみ改正**あり。電子部品等・各種商品は改正なし。
	前年度	7/7 県最賃改正諮問	8/1 目安伝達 基礎調査報告	8/7 県最賃改正答申 特賃必要性諮問 特賃必要性答申 特賃改正諮問	8/23 県最賃異議審	3/15 特賃意向表明			
	検討小委員会	/ (／)	/ (／)						※令和６年度は開催なし
公益委員会議		5/30 (5/30)	7/3 (7/7)	7/30 (8/1)	8/5 (8/7)	8/21 (8/23)	3/18 (3/15)		※単独開催及び本審(都度)開催時の公益委員会議を表示 ※左記のほか、新潟県最低賃金専門部会の都度開催、各特定最賃専門部会の第１回で開催あり（第２回以降も開催の場合あり）

備考　※下欄の(　)は、前年度の開催日

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
（地域別最低賃金の場合）

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申（要旨公示）	15日 →	異議申出締切	1営業日 →	官総持込	7営業日 →	官報公示	30日 →	発効
8月1日(金)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		8月21日(木)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		8月22日(金)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		8月25日(月)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		8月27日(水)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		8月28日(木)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		8月29日(金)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月1日(月)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月3日(水)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月4日(木)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月5日(金)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月8日(月)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月10日(水)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月11日(木)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月12日(金)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月16日(火)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月18日(木)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
（地域別最低賃金の場合）

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月13日(土)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)

審議会資料№11

・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版
（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

・基礎資料集

・経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版

令和７年６月13日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版
（目次）

Ⅰ．賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現 1
１．成長型経済の起点となる実質賃金１%上昇のノルムの定着 1
２．デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し 1
３．労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上 2

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進 .. 2
１．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化 4
（１）官公需における価格転嫁策の強化 4
（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進 6
（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化 8
２．サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上 8
（１）業種別の「省力化投資促進プラン」 の実行 9
（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実 10
（３）12 業種における省力化投資の具体策 10
（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援 18
（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保 19
３．事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化 20
（１）M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化 21
（２）経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化 22
（３）経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援 22
（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進 23
（５）事業承継税制等の検討 23
（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進 23
４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善 24
（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成 24
（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング 24
（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供 25
（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ 25
５．最低賃金の引上げ 26

Ⅲ．投資立国の実現 27
１．中堅企業の創出・成長加速 27
２．新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し 28
（１）ヘルスケア 29
（２）防災 30
（３）農林水産業・食品産業 30
（４）コンテンツ産業活性化戦略の実行 32
（５）観光 36

（６）対外経済連携・海外ビジネス展開の推進 37
（７）対日直接投資の呼び込みの加速化 38
３．ＧＸ・ＤＸの着実な推進 38
（１）ＧＸ 38
（２）ＤＸ 42
４．経済安全保障等の投資の強化 47
５．ＰＥファンド等への成長投資の強化 47
６．国内投資のボトルネックである産業用地の確保 48
７．指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革 48

Ⅳ．「スタートアップ育成５か年計画」の強化 49
１．地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築 49
２．資金供給の強化と出口戦略の多様化 51
３．オープンイノベーション・調達の推進 53

Ⅴ．科学技術・イノベーション力の強化 55
１．産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 55
２．基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立 55
３．大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現 56
４．デジタル関連サービスの海外展開 57
５．先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓 57
（１）量子技術 57
（２）フュージョンエネルギー 58
（３）マテリアル分野 58
（４）宇宙 58
（５）海洋 59
（６）健康・医療 59
（７）大阪・関西万博 62

Ⅵ．人への投資・多様な人材の活躍推進 62
１．三位一体の労働市場改革の加速 62
（１）リ・スキリングを始めとする能力向上支援 62
（２）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実 63
（３）労働移動の円滑化 63
２．多様な人材の活躍推進 64
（１）副業・兼業の推進 64
（２）同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善 64
（３）働き方改革関連法施行後５年を踏まえた働き方改革の総点検 65
（４）女性の活躍推進 66
（５）外国人材の受入れに関する制度整備 66
（６）留学モビリティの拡大、教育の国際化 66
３．産業人材育成プラン 66

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化 69
１．資産運用立国の更なる推進 69
２．家計の安定的な資産形成 70
３．中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供 71
４．企業価値の向上・コーポレートガバナンス 72
５．資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化 73

Ⅷ. 地方経済の高度化 74
１．地方におけるイノベーション拠点の強化 74
２．企業資金の地方への呼び込み 74
３．地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 75
（１）ワット・ビット連携の推進 75
（２）地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のリ・デザイン 76
（３）光ファイバ・５Ｇ等のデジタルインフラの整備 77
（４）広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速 77
（５）文化芸術・スポーツを通じた地方創生 78
４．福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興 78

Ⅸ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進 79
１．全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し 79
２．フォローアップ等 79
（１）フォローアップ 80
（２）EBPM の推進 80
（３）行政保有データの利用制約の緩和 80
（４）官と民の連携 80

Ⅰ．賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

１．成長型経済の起点となる実質賃金１％上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、２年連続で５％を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ[1]、過去最高水準の設備投資[2]、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手にしている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である[3]。

2029 年度までの５年間で、日本経済全体で、実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

２．デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時

代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

３．労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上

官が先導役となって我が国のデフレ心理を払拭した上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中にあっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更に揺るがされることなく、ＧＸ分野での 150 兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、ＤＸ分野での50兆円超のＡＩ・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、ＰＥファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ・エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点からの「スタートアップ育成５か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーション力の強化に取り組む。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対処しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滞させることのないよう、スピード感を持って取組を進める。

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの５年間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実

現・定着させるため、2029 年度までの５年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの５年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～５年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの５年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承

継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約６割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、ＡＩ等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

１．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である[4]。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている[5]。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方

が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が１%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約７割で未導入となっている[6]。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある[7]。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

２．サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の７割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の７割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの５年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」[8]について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの５年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資

に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」 の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、ⅰ）各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ⅱ）各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている[9]。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「１．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「３．事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

（３）12業種における省力化投資の具体策

①飲食業

ⅰ）目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のＩＴツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

- 規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成

金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

ⅴ）主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の７割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

②宿泊業

ⅰ）目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025年３月通知改正）により省力化を推進する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

ⅴ）主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万ＰＶ、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

③小売業

ⅰ）目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、ＤＸ推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ＩＴ導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

ⅴ）主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に５回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

ⅰ）目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、ＩＴ導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型

支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

ⅴ）主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

ⅰ）目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が８割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続き、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業者やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

ⅴ）主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800回とする。

⑥製造業

ⅰ）目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

ⅴ）主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、ＩＴ導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

ⅰ）目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・舶用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を５%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ⅱ）課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、ＤＸ化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体

による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

ⅴ）主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、ＤＸ等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

ⅰ）目標

建設業の労働生産性を2029年度までに９%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ⅱ）課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

ⅴ）主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（１人当たり）を全産業平均並みまで減少させる

（2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

ⅰ）目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ⅱ）課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療ＤＸ、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

ⅲ）省力化促進策

・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するＩＴ導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療ＤＸ推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

ⅴ）主なKPI

2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

⑩介護・福祉

ⅰ）目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1％、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90％以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ⅱ）課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共

に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

ⅲ）省力化促進策

・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるＡＩ技術の活用を促進する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

ⅴ）主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑪保育

ⅰ）目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ⅱ）課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる４機能）など保育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。

・さらに、ＩＴ導入補助金の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者など

で構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

ⅴ）主なKPI

2026年度までに登降園管理機能を始めとする４機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

ⅰ）目標

農業では１経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を2022年比で５割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者１人当たりの漁業生産量を2020年比で３割向上することを目指す。

ⅱ）課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・ＡＩ・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

- スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動５年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- 林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- 水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

ⅴ）主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出
地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。
これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築
足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及
成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、ＤＸ、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週１副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に１回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組[10]を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化
地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の

３事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記３事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は４割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

３．事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上である[11]。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組

に積極的であるという傾向[12]を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&A に関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&A に関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A 後の不安を解消するスキーム等の M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化、M&A を仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&A を積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和７年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A 時において、労働者の保護に関する法令等にのっとった対応を徹底する。

（１）M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇（ちゅうちょ）する場合が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。また、同センターによる都道府県のエリアを越えたM&Aのマッチングを促進する。

（３）経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点

から、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援
有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進
円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が 2026 年３月に到来、対象となる相続・贈与の期限が 2027 年 12 月に到来））に関し、令和７年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。
「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況[13]に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存

しない融資慣行の確立を進めていく。
　既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

　それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成ＡＩ等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

　社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきている。
　人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。
　Ⅵ．３に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

　生成ＡＩが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。
　保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を

学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のＡＩ・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通した推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ７人に１人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和７年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和６年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

５．最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている[14]。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。
地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。
地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

Ⅲ. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。
経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。
この将来見通しの実現のため、ＧＸ、ＤＸ（ＡＩ・データ）等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、製造業では、ＧＸ・革新技術による差別化や、ＤＸによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高付加価値化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新需要の開拓等を通じ、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業は、省力化設備・サービスを駆使するアドバンスト・エッセンシャルサービス業への変化を図る。
このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。
あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。
これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進める。

１．中堅企業の創出・成長加速

国内に9,000者存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している[15]。賃上げにつながる設備投資の支援に加え、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の輸出や研究開発を大胆に後押しする施策を具体化し、中

小企業は中堅企業に、中堅企業は大企業に成長していける、シームレスで効果的な支援の体系を中堅企業成長ビジョンに基づいて実行する。

①中堅企業の成長のための設備投資の促進

中堅企業が国内に工場を残した上で海外に輸出して稼ぐことを目指す場合には高額の費用負担が生じる。こうした観点も踏まえ、中堅企業等による工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う事業について、引き続き、地方の津々浦々にまで投資と賃上げの好循環を生み出すべく、政策を総動員して着実な支援に取り組む。

これらの点も含め、本年２月に策定した「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業に対する支援策を実施する。

②中堅企業の研究開発・輸出の促進

海外売上高比率が高い中堅企業ほど労働生産性が高い。一方で、ドイツでは自社で店舗や個人向けの最終製品を直接販売するグローバル・ニッチ・トップ企業が多いのに対して、日本のグローバル・ニッチ・トップ企業の８割は製造受託型であり、海外展開までのスピードにも差がある。また、企業による研究開発についても、ドイツでは中堅・中小企業によるものが活発であるのに対し、日本では従業員規模１万人以上の大企業が中心である[16]。

中堅企業が自分で海外に直接営業を行うために必要な人材を確保することを促進するなど、日本の中堅企業が、海外市場を含めて自力で販路開拓ができるように後押しするとともに、中堅企業が我が国の輸出に果たす役割にも着目し、官民の輸出支援体制も強化しながら、中堅企業の輸出促進に取り組む[17]。

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

③中小企業から中堅企業への成長加速

中小100億企業の創出と成長支援に向けた取組の中で、中小企業では輸出を担当する人材が不足している現状を踏まえ、輸出の担い手を多角化し、その裾野を広げる観点から、各地域の中小企業がその地域の強みをいかしてコンソーシアムとして連携し、輸出を行うことを、積極的に促す。

また、中小企業の英語対応能力の向上支援を行うほか、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しする。

一方で、ファミリー企業が多い中で、まずは経営者の意識改革を促すとともに、ガバナンス体制の在り方や、資金、人材、研究開発への支援の在り方について、引き続き検討を進める。

２．新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

世界に先駆けて超高齢化社会[18]を迎え、災害[19]にも直面する、我が国のピンチをチャンスに変えて、グローバルサウス諸国の成長する海外需要を取り込むべく、ヘルスケア・防災などの分野で、社会課題を解決する製品・サービスの開発と輸出の拡大に取り組む。

また、潜在力が高く伸びしろの大きい分野についても、農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化、エンタメ・コンテンツ産業でのクリエイターの育成支援や取引適正化・海外展開支援、地方におけるインバウンドの拡大を通じた観光産業の成長を促す。

（１）ヘルスケア

ヘルスケアは、グローバルでは成長が目覚ましい市場であり、日本国内でも、公的保険外のいわゆるヘルスケア産業（予防、健康増進、検査、食、データインフラ等）で現在約30兆円、公的保険の約45兆円を合計すると、約75兆円の規模に上る。イノベーション促進、規制緩和、投資等の環境整備を通じ、フロンティアを開拓し、継続的な成長を遂げるエコシステムを形成する必要がある。

一方、ヘルスケアには、①国民に質が分かりにくく、消費者トラブル等の防止に向け質の見える化・確保が必要、②イノベーションが公的保険適用される場合、国民の保険料負担等にも配慮する必要等の特性があり、健全な成長促進が求められる。

これらを踏まえ、公的皆保険（約45兆円）の持続可能性を確保しつつ、2050年に向けヘルスケア産業を現在の約30兆円から約80兆円規模に向け成長させることにより「100兆円ヘルスケアマーケット創出」を目指し、ヘルスケア・トランスフォーメーション（HX）として必要な改革を行う。

以下に記載の取組に加え、Ⅳ．３．④に記載の「ヘルスケアスタートアップの育成」及びⅤ．５．（６）に記載の「健康・医療」についても併せて取り組む。

①ヘルスケアへの投資拡大

実用化に向けた研究開発段階や、上市後の社会実装段階、量産化段階における支援の強化に向け、国内ベンチャーキャピタルマーケットの育成、海外ベンチャーキャピタルとスタートアップとのネットワークの促進等を行う。国内アカデミア・スタートアップによる英語ピッチイベントへの海外ベンチャーキャピタル招致や、労働力人口減少を解決する製品の開発、医療機関への導入を進める。これらの支援が結果として大手企業等によるM&Aなどの民間投資につながるよう取り組む。

②テクノロジー活用（予防・健康づくり等）

ⅰ）デジタルヘルスサービスの社会実装の促進

国民の主体的な予防・重症化予防・健康づくり、データヘルスの推進のため、民間PHR（Personal Health Record）を始めとしたデジタルヘルスサービスの社会実装に向け、インセンティブ制度との連携や健康経営の更なる促進等を通じてマネタイズ環境の改善を進める。またアカデミアと共に診療アウトカム等の蓄積を目的とした研究を進める。予防・健康づくりの特色を踏まえたエビデンスの構築・整理を進めるとともに、AMEDにおける研究開発やプライマリヘルスケア・プラットフォームを通じたエビデンスに基づいたヘルスケアサービスの開発・実用化に関する伴走支援等を推進する。

ⅱ）病院の情報システムの刷新

ヘルスケアスタートアップが開発する最新技術の利活用を容易にするべく、電子カルテ等の病院情報システムについて、従来のオンプレ型システムから、いわゆるクラウドネイティブ型システムへの移行を促進する。

ⅲ）医療・介護のＤＸ

医療・介護ＤＸについて、政府を挙げて確実かつ着実に推進する。リアルワールドデータの利活用推進のため、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係の公的データベース、次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベースを用いたユースケースの実証を行う。健康・医療に関する情報やライフログデータ等のPHRを有機的に連結できる環境の整備、疾患解明や創薬等の利活用に貢献するデータドリブンのオールジャパンのバイオバンク機能の強化、適切なオンライン診療を含む遠隔医療の推進や、ウェアラブルデバイス、プログラム医療機器等を用いたヘルスケアにおけるＤＸを推進する。また、効率的かつ質が担保された医療・介護の提供のため、ＡＩ・ICT等を活用した介護テクノロジーやデジタル技術を用いた医療機器などの研究開発及び社会実装を進める。

③国際展開（マーケット分析と支援体制の強化）

グローバルサウス等への我が国の健康・医療・介護関連産業の展開を促進するほか、海外企業の動向や各国市場に対する調査分析を踏まえ、施策を精緻化する。

医療インバウンドも含めた医療の国際展開及び国際貢献の推進に向けては、関係省庁で連携し医療機関の受入れ体制の強化や東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と連携した海外留学生の受入れ等による外国医療人材の育成に取り組むほか、医療機関のプロモーション支援や日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを整備していく。グローバルヘルス分野のインパクト測定・管理手法の整備やインパクト投資促進、MExx構想の推進や医療インバウンド支援、UHCナレッジハブの設立、健康・医療・介護関連産業での国際調達や国際展開促進とUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）達成に取り組む。また、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス（ATACH）の取組を促進する。そして、国内においても、気候変動に強靱な保健医療システム、低炭素で持続可能な保健医療システム、そして保健医療部門におけるネット・ゼロコミットメント（温室効果ガスの排出量をネット・ゼロにすること）に関する取組を実施する。

（２）防災

救助ロボット等が、災害時に多様な環境下で効果的に作業するため、ロボティクスとＡＩの融合によりその開発を進める。そのために必要となるデータが不足していることから、産学の様々な研究者や事業者が参画し、まずは試験環境下でデータを収集し、そのデータを用いてＡＩの開発・利活用を加速化し、更なるデータ収集につなげる仕組みを構築する。また、災害現場でのデータ収集や作業に必要となるセンサーやハードウェアの開発を推進する。あわせて、その実装、調達が円滑に進むよう、想定される需要先の参画の下、開発段階からニーズを把握し、導入側の体制や活用環境を平時から整備するとともに、実需のある具体的な仕様の検討を進める。

（３）農林水産業・食品産業

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの３つの好循環の実現に向けて取り組むとともに、改正食料・農業・農村基本法に基づき、初動５年間で農業の構造転換を集中的・計画的に進める。

①農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの３つの好循環の実現に向けて取り組む。

農林水産物・食品の輸出は、昨年１兆5,000億円を初めて超えた。2030年５兆円に向けて、その内訳となる品目ごとの国・地域別目標、輸出産地数、課題と対応方向を踏まえ、マーケットイン・マーケットメイクの観点から、新市場の開拓等による「海外需要の拡大」と、輸出産地の育成等による「供給力の向上」とを車の両輪で進める。供給力の向上に当たっては、生産・加工・流通・現地販売それぞれの段階のボトルネックを解消するための実証を一気通貫で支援し、新たなサプライチェーンモデルの構築と横展開を強力に進めるとともに、徹底した低コスト化を通じた生産性の向上のための農地の大区画化等を推進し、大規模に輸出に取り組む産地が農畜産物の輸出目標額の過半を輸出することを目指す。また、販路開拓に当たっては、地理的表示（ＧＩ）を活用したブランド保護や魅力発信の推進、日本各地の食や旅に関する番組を海外に配信する新たな日本食チャンネルや、アニメと食の組合せによる日本食・食文化の海外発信を促進することを目的とした顕彰制度の創設・普及といった我が国の強みであるコンテンツとの連携を強化するなど、日本食・食文化を効果的に発信する。あわせて、食料安全保障の確保に向け、育成者権の存続期間を延長するなど、品種保護を徹底しつつ、産官学の連携の下、先端技術も活用した競争力の高い優良な新品種の育成・普及を強化するための法制度の検討を行う。

また、この10年間で３倍以上に増え、世界中で18万店以上の日本食レストラン[20]を支えるのが、質の高い日本産食材である。こうした食品産業の海外展開は、日本産食材の輸出のみならず、現地での日本食・食文化の浸透にもつながる。輸出支援プラットフォームを発展させ、さらに、在外公館も活用して、法務・税務等に通じた海外現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化、食品企業の日本産原材料の安定調達へのサポートといった国内外の事業者への伴走支援の強化、現地のコールドチェーン構築の推進など、輸出と併せて食品産業を海外に更に展開する。

さらに、食を主目的とする訪日外国人観光客が、日本の食をお土産として持ち帰る事例も数多く見られており、こうしたインバウンドを契機とした日本食のファンづくりを加速する。そのため、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーにして、旅マエ、旅ナカ、旅アトの各段階で訪日外国人に効果的にアプローチすることとし、農泊や海業、ガストロノミーツーリズム（その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム）等の取組の連携により、地域資源をいかした地域づくりを推進する。

農林水産物・食品の輸出、海外進出、インバウンドの相乗効果を生み出せるよう、農林水産省を中心に、国税庁、経済産業省、観光庁、外務省、日本貿易振興機構（JETRO）、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）、日本政府観光局（JNTO）などの関係省庁・関係機関が連携する。

また、国内のコールドチェーンについては、民間のロットが集まらないとの課題に対応するため、民間で協業して混載するなど、その改善策に取り組む。あわせて、スタートアップの育成や、新たな技術も実装しながら、生鮮品の輸出先の拡大・多角化を図り、強靱な商流・輸出構造を構築する。加えて、台湾への船便は10日から２週間程度で着くものの、通関で最長２か月程度掛かるケースもあり、賞味期限の

延長等が課題である。このため、賞味期限をより長期に設定できるよう、こん包・包材の改善、早期の収穫、新しい保存方法の活用など、検討を進める。
　こうした施策の強化を通じて国内の供給力を強化し、食料安全保障の確保を図るとともに、地方の所得向上につなげる。

②農林水産業・食品産業を通じた地方の成長
　農林水産業・食品産業は地方の成長の根幹でもあり、食料安全保障の強化のみならず、地方の所得や雇用を生み出す観点からも極めて重要である。
　このため、改正食料・農業・農村基本法に基づく初動５年間（令和７～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、担い手を育成・確保した上で、生産コストの徹底的な削減に向け、農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。
　また、農地の集積・集約化や情報通信環境を含む基盤整備等を通じた食料自給力の向上、生産性向上等に向けた水田政策の見直し、実情に合ったスマート技術開発等の中山間地域対策、大人の食育推進、農林漁業体験機会の拡大、学校給食での地場産物等の活用促進、国産物の消費拡大、動植物検疫の強化、食品アクセスの確保、農山漁村と観光業者やスタートアップ等との「新結合」等を推進する。
　さらに、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農林水産分野におけるGHG（温室効果ガス）排出削減技術及びそれを後押しする施策をまとめた「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ」の海外展開を図ることにより、国際貢献や国際交渉におけるプレゼンスの向上、気候変動に関係する国内産業育成等を進める。
　加えて、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させるため、改正森林経営管理法に基づき、森林の集積・集約化を進めるとともに、森林の循環利用を担う多様な人材・経営体育成、林道等基盤整備や再造林、JAS構造材やCLT（直交集成板）による建築物の低コスト化等による国産材転換・木材利用拡大、担い手の育成、スマート林業、花粉症対策等を進める。
　海洋環境の激変という危機的状況を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善や、新たな操業形態への転換、未来の漁業を担う経営体・人の確保、漁港漁場の整備等の漁業の強靱化を図り、海業の全国展開、漁村環境の保全に向けた漁業者活動の推進、「ぎょしょく」の普及等の海の地方創生を進めるとともに、改正漁業災害補償法に基づく新たな共済方式の実施、スマート水産業、養殖業の成長産業化等を進める。

（４）コンテンツ産業活性化戦略の実行
　アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、世界の人々を魅了して、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産である。実際、コンテンツ産業は、鉄鋼産業や半導体産業より大きな海外売上げを上げており、海外売上げは５兆円を超えて、日本の産業の中でも自動車産業に次ぐ存在になっている。また、コンテンツ産業は地域の中で育まれ、地方創生に寄与するのと同時に、海外の活力を取り込むという観点からも重要である。我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年まで

に20兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。当該明確化を不断に行いつつ、アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といった主要分野ごとに、５か年程度のアクションプランを策定し、支援策の具体化・強化に取り組み、官民連携による国際展開と競争力強化を推進する。この際、官は環境整備を図るが、民のコンテンツ制作には口を出さないという、官民の健全なパートナーシップの構築を改めて確認する。

①クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化

ⅰ）司令塔機能の更なる強化

クリエイター・コンテンツ産業に係る政府の司令塔機能であるコンテンツ産業官民協議会において、官民で進捗状況を共有・確認しながら、PDCAサイクルを回していくとともに、実効性の確保を含め、更なる強化に向けた検討を進める。

その際、世界に通用するクリエイターは、確実に稼げるとは限らない、実験的なところから作品を作り始めて花開いていく人たちが多いことを踏まえ、そのような人たちを痩せ細らせないために、どのような仕組みを官民で作っていけるか、引き続き官民で検討を深める。

ⅱ）コンテンツ関連施策の統合・強化と情報発信・相談窓口の一元化

事業者向けの支援を行う経済産業省とクリエイター個人の支援を行う文部科学省の施策について、クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、その施策を更に抜本強化する。

また、ポータルサイトの構築等による省庁横断的な支援メニュー、相談窓口の一元化、統一的な情報発信に取り組む。

加えて、コンテンツ産業の就業者数、市場規模等の継続的な把握に必要な統計データ等の整備の在り方について検討を行う。

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

ⅰ）海外展開支援の抜本強化（コンテンツ海外展開２．０）

国際映画祭や国際見本市へのジャパンパビリオンの出展支援など、優良なコンテンツや作品の海外での発表機会を増やすべく、取組を強化する。

我が国における主要なイベントの在り方を見直し、我が国のコンテンツの発信だけでなく、世界のコンテンツを評価する枠組みを設け、我が国の市場としての魅力を高めるとともに、音楽・映画のみならず、アニメ分野についても、世界の作品を対象とした顕彰制度の創設を検討する。

海外におけるライブなどのリアルイベントの開催等を通じ、海外のファン層の定着を図るとともに、進出先の規制面等に課題がある場合には、共同制作・相手国との対話等を積極的に進める。

また、我が国の音楽、アーティストの海外展開を一層促進し、アーティスト等への望ましい対価還元を図るため、「レコード演奏・伝達権」の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み、国際的な著作権制度との調和等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

ⅱ）コンテンツ制作の支援

グローバルに通用する質の高いコンテンツ作品の制作の資金の確保のため、映適（日本映画制作適正化機構が行う作品認定制度等の取組）の利用拡大等に配慮しつつ、制作会社が自ら資金調達をする作品の制作支援を行う。その際、他国で実施されているような開発費に関する税制措置なども参考に予算以外のインセンティブや、製作委員会方式に限らない多様な民間の資金調達手法の多様化についても検討するとともに、コンテンツ制作者とデジタルプラットフォームとの契約の透明化や改善に向けた制度整備も含めて検討する。

映画や放送番組等の映像コンテンツについて、映像上の背景や建築物等のデジタルアセットの制作とそのアーカイブ化の促進、不足する撮影スタジオの民間整備、コンテンツ産業におけるＡＩの利活用の在り方の検討、各国に伍（ご）するための高機能かつ先端的な技術（４Ｋ設備・VFX等）の活用支援の強化を行うとともに、多様なＩＰ創出に向けた企画・開発段階での支援、海外に遜色ない水準でのロケ撮影等の誘致の支援に取り組む。

国内映像制作会社等の税負担実態や主要国におけるタックス・インセンティブの現状等について把握し、映像産業の効果的な支援策の在り方を検討する。

我が国のコンテンツ産業の海外売上げの約６割を占めるゲーム産業は、高度化したゲーム機の開発費の高騰や、開発人員が不足していること等が大きな課題であり、その成長を後押しするため、海外市場を見据えた大型タイトルや新規ＩＰ創出に対し、制作費の一部を直接的に支援する補助制度を創設・拡充するとともに、諸外国において導入されているゲーム産業特化の支援策等を参考に、我が国において国際競争力の強化と輸出拡大を図るための方策を検討する。また、世界で通用する高度なクリエイティブ・技術人材の育成と確保を強化するため、学校教育段階からの体系的な人材育成や、民間企業・海外企業との人材競争に対応する施策を戦略的に推進する。ゲーム開発に必要な機能を提供するソフトウェアである「ゲームエンジン」の開発・提供について、独自エンジンを開発している日本のゲーム会社を後押しし、高度な次世代ゲームエンジンの開発を目標に大学院や企業が連携してプログラム開発を行う取組を支援する。

コンテンツ産業のグローバル競争力を強化するため、日本発コンテンツの海外展開を支援し、売上シェアの拡大を図るべく、重点戦略国・地域においては、韓国コンテンツ振興院（KOCCA）のうち海外展開支援を行う組織体制を参考に、現地ニーズを踏まえた支援体制の整備を進め、JETRO等の出先機関の機能強化、迅速な現地対応が可能な海外拠点の設置を含め、マーケティング・広報・ローカライズ支援を総合的に展開する。J-LOX＋等の海外展開促進事業についても、ゲーム分野への適用拡充を図る。

さらに、eスポーツについて、日本eスポーツ連合や自治体を中心に取組の充実を図る。

ⅲ）諸外国に対する日本発コンテンツの更なる展開

JETROの海外事務所について、コンテンツ専門人材の採用・配置を強化し、事業者の海外公演等のサポートを充実させる。

東京国際映画祭における映画人の交流のための交流ラウンジを含め、国際交流基金による支援や在外公館等を活用した日本発コンテンツの魅力発信強化及びネットワーク構築を進める。

我が国の放送番組の海外配信機能強化の取組を加速するとともに、マンガを含む活字コンテンツについて、海外での評価形成基盤の構築を進める。
同時に、二国間・多国間による協力体制を構築し、デジタルコンテンツ・グッズ類等の海賊版対策を進めるとともに、国内権利者の権利行使の実行支援や国際的な海賊版対策のための普及啓発、ＡＩを活用した実効性の高い海賊版対策の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。

ⅳ）将来のクリエイターの育成と次世代のクリエイターのための基盤整備
各地域において、子供たちの体験機会を充実させるとともに、映像リテラシーを学び、映像文化の発信拠点であるミニシアターについて、我が国の映画文化を維持していく観点からも、その設備更新に係る支援を行う。
漫画・アニメ等のメディア芸術におけるメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に基づき、産業界と連携し、漫画・アニメ等のデジタル・アーカイブを含めた保存活用に関する調査研究、人材育成、海外の代表的な美術館等との交流、国際的な情報発信等を行う我が国の「ハブ」となる拠点の更なる整備を推進する。
放送から配信への視聴環境の変化も踏まえ、放送業界のビジネスモデル変革を進めるため、官民が連携した協議会を組成し、アクションプランを定め、グローバルに通用するコンテンツ製作や海外展開等に取り組み、コンテンツビジネスに特化したプロデューサー等の高度な専門人材の育成を図る。
「クリエイター支援基金」を活用し、大学・専門学校等における業界スキルの可視化・標準化のためのカリキュラム作成を進め、グローバルに活躍する高度専門人材を育成・確保するとともに、オープン教材の開発・導入、指導者研修等を全国の大学・専門学校等へと展開し、クリエイター、技術職、スタッフなどの職種における中核的専門人材を育成・確保する。

ⅴ）コンテンツを通じた地域振興
先進的な取組を行う地方自治体による新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用を促進するとともに、「コンテンツと地方創生の好循環プラン」に基づき、地域が一体となった取組を加速する。
そのため、フィルムコミッション、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックについて、英語版パンフレットを作成し、海外にも発信する。また、地方のストーリー・産品を活用した「聖地」づくりを促進し、その優良事例の表彰制度を創設する。あわせて、コスプレイベント等、地方で広がる多様なリアルイベントを海外からの観光客誘致へとつながるよう官民連携して支援する。

③クリエイターが安心して持続的に働ける環境等の整備
現場で働いているスタッフが十分に生活できるという下支えがあって初めてクリエイターが成長する。その生活が安定し、適切な取引関係や労働時間が遵守される環境の整備に取り組む。

ⅰ）優越的地位の濫用防止等と取引適正化
実演家等が働きやすい環境を作るためには、コンテンツ分野においても、価格転嫁の促進に取り組むなど、取引慣行を是正していくことが不可欠である。2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所と

の間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定し、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図る。
　映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を進め、本年秋の結果公表を目指す。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。
　また、昨年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の周知を徹底するとともに、クリエイターが契約・活動に関するトラブルを無料で弁護士に相談できる「文化芸術活動に関する法律相談窓口」等の体制を強化する。

ⅱ）就業環境の整備の促進
　クリエイターが創造性を最大限発揮していくためにも就業環境の整備を官民一体となって強力に推し進める必要がある。
　国内映像制作等に関する事業者向け支援について、映適や労働基準法の準拠等を加点又は要件とするなど、支援事業の在り方を見直し、改善を図ることで、業界における自主的な取組を支援するとともに、クリエイター支援基金を活用した就業環境の改善に向けた取組を進めるほか、制作に係る労働環境の改善に伴う諸課題の解決策について検討する。
　急速に成長するアニメ産業において、質の高いアニメーションが持続的に制作されるよう、映画業界が作成したガイドラインを参考に、クリエイター等の就業環境が適切に提供されている作品を認定する枠組み（アニ適）の創設に向けた取組を支援する。

（５）観光
　2023年３月に閣議決定した観光立国推進基本計画に基づき、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円という目標の達成を目指し、持続可能な観光地域づくり、地方を中心としたインバウンド誘客、国内交流拡大に向けた施策を推進していく[21]。
　特に、観光客の受入れ増加に伴う混雑・マナー違反等の未然防止・抑制等に取り組みつつ、地方を中心としたインバウンド誘客に向け、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり等を推進する。

①地方でのインバウンドの推進
　地方の中堅・中小企業において、特にサービス業などのインバウンドに関わる業種の需要は旺盛であり、地方におけるインバウンドの拡大に取り組む。
　その中で、昨年の訪日外国人旅行者3,687万人のうち81%が羽田空港、成田空港、関西国際空港及び福岡空港の４空港を利用しており、これから更に約2,000万人増えた場合、これらの主要空港に加えて、他の地方空港が受け入れられる体制を整備する必要がある。地方空港からの海外便を増やすため、インバウンドとアウトバウンドのバランスに留意し、主要空港からの訪日外国人旅行者が地方空港から出国するようなインセンティブづくりや、初期の赤字期間を支援する仕組みづくりなど、戦略的に地方空港を活用するための取組を検討する。加えて、クルーズ船の受入環

境整備を行う。
酒蔵で修行を積んだ若者が酒蔵を引き継いで新たに酒造りを始めている例が見られるが、個別の少数の事例にとどまっている。こうした中で、「伝統的酒造り」を次世代に継承していくため、2025年度に実施する予定の調査事業の結果も踏まえ、関係団体と連携して、意欲と能力のある者により酒造りが始められる取組として、まずは新たに酒蔵の事業承継を支援する事業に取り組み、国税庁が進捗をフォローアップしていくことを検討する。

②質の高いDMOを中心とした観光地のマネジメント体制の構築等の推進
観光地経営の司令塔となるべきDMO（Destination Management/Marketing Organization：観光地域づくり法人）について、課題となっている資金と体制と地域経営力の強化を図る。
DMOに対して財源計画の策定等を義務化するとともに、DMOにおける十分な自由度と規模の活動資金を確保するため、宿泊税、入域料等の安定財源の確保等の体制強化を支援する。そのため、観光客数や消費額等をDMOの収入に連動させてDMOにインセンティブが働くことになるよう、先進事例を整理した指針を策定し、地方自治体等に周知する。
DMOが自律的に司令塔機能を発揮するための観光地経営人材を育成・確保するため、観光庁認定の職員研修の受講を義務化するとともに、職員等を指導する人材を派遣する。加えて、経営管理能力を備えた外部人材を相応の待遇で採用し活躍させられる組織体制づくりを支援する。
地域経営力の向上に向け、観光地経営戦略の策定と、地域の関係者が参画した合意形成の仕組みの構築を義務付ける。同戦略策定に活用すべき人流等のデータ分析システムの構築や、同戦略に基づく二次交通確保等の受入環境整備等と、それらの成果を地域住民に説明し地域経営に反映させる取組を支援する。
世界に誇れる持続可能な観光地域づくりに取り組むDMOの形成に向け、「先駆的DMO」の選定を進め、地域が観光収入を最大限に享受できるよう、地域の観光事業者や金融機関等が一体となって行う、消費単価の高い観光客の誘客や観光施設等の高付加価値化投資等を重点的に支援し、先進事例として育成するとともに、そのノウハウや仕組みの全国展開を図る。

（６）対外経済連携・海外ビジネス展開の推進

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け様々な場で提起・推進するとともに具体的な取組を進める。CPTPP、RCEP等の経済連携協定、新規のEPAや投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化する。多国間の枠組みにおいても、WTO体制の強化において中心的な役割を果たす。
プロセスの迅速化や新しい国際協力の推進を含め、様々な形で政府開発援助（ODA）を拡充し、ヘルスケアなど新たな分野も含め、日本の強みを戦略的に提案していく「オファー型協力」に基づく具体的案件の形成を推進することで、開発途上国の課題解決とともに、日本企業による投資や輸出拡大につなげていく。
在外公館の経済広域担当官や外部アドバイザー等を活用したネットワーキングイベントやセミナーの開催を通じ、特に中堅・中小企業の海外展開や食品産業の海外展開などにおいて、現地で頼れる地場のパートナー企業と連携することを促進する。こうした日本企業の投資、輸出拡大、海外展開等を推進するに当たり、開発課題へ

の民間資金動員や日本企業との協力を進める国連開発計画（UNDP）のような国際機関との連携を更に強化する。

「インフラシステム海外展開戦略2030」に基づき、引き続き官民の連携を強化し、2030年における海外でのインフラシステム受注額45兆円の目標達成に向けて同戦略を着実に実施する。

海外においては、JICA法改正による新たな制度等を活用し、各国の社会課題解決に資するインパクト投資を推進するとともに、国際協力銀行の機能を活用した支援を推進する。

（７）対日直接投資の呼び込みの加速化

対日直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを目指し、「対日直接投資促進プログラム2025」を実行する。ＤＸ、ＧＸ、ライフサイエンス等の戦略分野における投資の促進、新しい地方経済・生活環境創生交付金における対日直接投資の誘致を支援する取組の推奨、特区制度の活用・見直し等の取組を進める。在外公館とJETRO事務所の連携によるFDIタスクフォースを通じた活動を拡大し、対日直接投資に関する情報発信を強化するとともに、対日直接投資増に伴い見込まれる英語人材への需要も念頭に、インド等のアジア地域からの高度外国人材を確保する。

３．ＧＸ・ＤＸの着実な推進

エネルギーの安定供給を大前提に、2050年カーボンニュートラル等の国際公約と、経済成長・産業競争力強化を共に実現していくＧＸを着実に推進する。

同時に、ＤＸの着実な推進により、ＡＩ・デジタル技術等がもたらすゲームチェンジ・産業構造転換の主導権を確保する。その際、高い信頼性が求められる分野での我が国のものづくりの強み等をいかした対応を検討する。

（１）ＧＸ

我が国の固有事情を踏まえ、Ｓ＋３Ｅの原則の下、あらゆる選択肢を追求していくことを大前提に、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。特に、ＤＸやＧＸの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況であり、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用していく。こうした考え方の下で本年２月に閣議決定した「ＧＸ2040ビジョン」、「第７次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を一体的に遂行しながら、政策の具体化を進め、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す取組を加速していく。

また、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を産官学で連携して進める。

①2040年を視野に入れたＧＸ・エネルギー政策の展開

ＤＸやＧＸの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携（ワット・

ビット連携）、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討する。

また、ＧＸ投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行った上で、民間事業者の予見性を高め公正な移行の観点を踏まえてＧＸを推進し、10年間で、20兆円規模の先行投資支援策により150兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング構想を実行していく。

あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていく。

上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進する。

・再生可能エネルギーの導入拡大
・洋上風力の導入拡大
・地域と共生した再生可能エネルギーの普及
・系統整備と蓄電池等の促進
・原子力の活用
・水素の活用等
・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保
・事業者間連携の促進
・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化

この中で、地熱発電について、クローズドループ（高温の地熱層に坑井（こうせい）を掘削し、流体を循環させて発電する方式）等の次世代型地熱発電の早期実用化のための対応方針を本年内を目途に取りまとめる。また、中小水力発電の流量調査・自治体主導案件創出に取り組む。SAF（持続可能な航空燃料）については、国際競争力のある価格の実現に向け、研究開発や設備投資を促進する。

②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

ⅰ）ＧＸ経済移行債の活用

ＧＸ経済移行債について、ＧＸ2040ビジョンに定める投資促進策の基本原則に基づき、技術や市場の見通し、事業の効果などの要素を検討するとともに、ＧＸ投資を促進していく。また、世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行したクライメート・トランジション利付国債については、世界のトランジション・ファイナンス市場の拡大に向けて着実な発行を重ねていくとともに、資金充当レポートやインパクトレポートの発行などを通じ、市場からの信頼性を高めていく。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、グリーンイノベーション基金事業における更なる取組を進め、当該事業におけるプロジェクトの成果を最大化していくため、引き続き、グローバルな競争の動向を捉えるとともに、それらの分析や外部有識者の意見等も踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しを行っていく。

ⅱ）成長志向型カーボンプライシングの具体化

ＧＸ2040ビジョン等に基づき、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていく。

ⅲ）地域・くらし、中小・小規模企業を含めたＧＸ推進

脱炭素先行地域を少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現するとともに、地方創生と脱炭素を同時に実現する地域脱炭素の加速化に向けた取組を積極的に支援する。また、水素技術、熱の脱炭素化、VPP等の新技術を地域で面的に導入する新たなモデル（地域ＧＸイノベーションモデル）の構築を検討する。さらに、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用に関するインセンティブ強化や、地域エネルギー会社（日本版シュタットベルケ）による再生可能エネルギーの導入拡大や地産地消を推進する仕組みについて検討する。

家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入、電動車の購入に対する支援、さらにはZEH・ZEBの支援等、「くらしＧＸ」に係る支援を進めるとともに、ZEH・ZEH-Mの定義を見直す。さらに、バリューチェーン全体の脱炭素化や脱炭素に資する製品・サービスの消費者需要喚起のための表示ルールやインセンティブ付与の仕組み等を検討し、本年度内に結論を得る。医療・介護施設の環境負荷の低減についても検討する。

ⅳ）ＧＸ分野のスタートアップ支援とファイナンス支援の強化

ＧＸ分野のスタートアップ育成のため、事業化に向けた一気通貫の支援や、国内のＧＸスタートアップの創出に向けた案件の掘り起こし、脱炭素化支援機構（JICN）によるリスクマネーの供給等の支援を行う。また、昨年設立した脱炭素成長型経済構造移行推進機構（ＧＸ推進機構）において、ＧＸ事業の債務保証、出資等の金融支援を進め、民間金融機関等が真に取り切れないリスクの補完を行う。

ⅴ）AZECの活用等による世界の脱炭素化への貢献

アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）について、昨年10月のAZEC首脳会合で採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、①脱炭素化に資する活動を促進するルール形成等の「AZECソリューション」の推進、②排出量の多い電力・運輸・産業分野の脱炭素化に資するイニシアティブの始動、③個別プロジェクトの更なる組成と実施を図る。このため、国際的な対話の枠組みを通じて、温室効果ガス排出量の可視化や質の高い炭素市場の構築等に関するルール形成を進めていく。

ERIAの「アジア・ゼロエミッションセンター」をプラットフォームとして更に充実させることにより、グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金も活用しながら、LNG、水素、アンモニア、送電網、重要鉱物、CCUS、原子力発電等の二国間案件や官民による具体的なプロジェクト等において積極的かつ着実に成果を創出するとともに、それらの成果も含め、2050年までにアジアにおけるゼロエミッションを実現するには4,000兆円の投資が必要であるとの指摘があることも踏まえ、AZECの意義、AZEC構想に基づくアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、ASEANと連携し、国内外において一層定着・発信することを着実に実施していく。

ERIAをスタートアップのプラットフォームとしても更に充実させるとともに、スタートアップのビジネスマッチングや事業創出を進めていく。加えて、各国の政策の進捗をフォローする仕組みを創設するとともに、イニシアティブの具体化に向け、３分野の各国実務者による政策対話を進める。アジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ（ATFSG）やアジアＧＸコンソーシアム等を通じて、アジ

アのトランジション・ファイナンス推進に向けた国際的な議論や取組を加速する。
　都市間の連携や二国間クレジット制度（JCM）等に基づく協力を拡大し、世界の排出削減・吸収に最大限貢献する。JCMについては、改正温対法に基づいて本年４月に発足した指定実施機関の下で手続の迅速化を図るとともに、JCMプロジェクトのスケールアップ、クレジット発行の加速、分野・領域の拡大に取り組む。JCMの案件形成に当たり、都市間の連携を促進し、地方自治体等のコーディネートの下での地域の中堅・中小企業の海外展開を後押しする。JCMクレジットの創出に必要な手続の簡素化を進めるとともに、衛星技術を活用した排出量算定等も検討する。こうした方向性を、本年夏を目途に「環境インフラ海外展開基本戦略」を改定して位置付ける。

③循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
　循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献しつつ、地域を豊かにし、競争力強化や経済安全保障にも資する。「第５次循環型社会形成推進基本計画」や循環経済に関する関係閣僚会議で決定した「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」に基づき、以下の取組を通じ、政府一体で循環経済への移行を国家戦略として推進する。

ⅰ）地域の循環資源をいかした豊かな暮らしと地域の実現
　サーキュラーパートナーズを活用し、地域循環モデル構築に向けた実証・実装を進めるとともに、国際標準化や国際連携を進めるための枠組みを設置する。
　資源循環自治体フォーラムを活用した自治体・企業・スタートアップ等のマッチングや、これと連携したモデル実証、中核人材育成、技術実証・設備投資の促進、市町村の施設整備等の支援を通じ、資源循環ビジネス創出を支援する。また、官民連携により地域の未利用資源の再資源化等を推進する事業への支援を検討する。
　第２次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、フードテックの促進等を進める。リユース・リペア・シェアリング等の展開支援、繊維・アパレル産業の情報開示や標準化を含めた環境配慮設計の推進等によりサステナブルファッションの取組を進めるとともに、使用済紙おむつの再生利用ガイドラインを改訂する。また、農林漁業循環経済地域を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消を推進するとともに、中高層建築物等への木材利用拡大や改質リグニン等の新素材の技術開発・実証、省力・低コスト造林による再造林の加速化等を通じ、森林資源の循環利用を図る。
　加えて、建設廃棄物の水平リサイクルや需要拡大のための取組を推進するとともに、建設発生土の有効利用や適正利用を進める。保健・医療・介護分野における廃棄物をサーキュラーエコノミーに組み込むための検討を進める。
　持続性・流通性の高い住宅市場の形成及び空家等の適切な管理や活用を図るとともに、インフラ長寿命化のため、予防保全型メンテナンスへの転換を加速化する。
　ＣＥコマースビジネス（シェアリング等の効率的物品利用）を促進する。リユース市場拡大に向け、ビジネスモデル創出、適正業者の発展等の環境整備に取り組む。

ⅱ）国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

再生材の利用拡大を図る計画策定や定期報告の義務付けや、トップランナー認定制度の創設に取り組むとともに、再生材利用や環境配慮設計の促進に必要な技術開発・設備投資を進め、効率的な回収・選別システムの構築と制度見直しを検討する。

使用済太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための制度を検討するとともに、環境整備を進める。製造業等と資源循環業の先進的な連携事業を創出し、再資源化事業の高度化に向けた技術開発・設備投資を促進する。自動車製造業への再生プラスチックの安定供給を実現するための検討を産官学連携により進める。

ウラノス・エコシステムにおける取組の中で、化学物質管理を行うシステムを2025 年度から段階的に社会実装し、ユースケースの拡大に向けた検討を進める。

資源循環業から製造業への再生材供給サプライチェーン強靱化に取り組む。資源循環ネットワーク・拠点の戦略的構築のため、拠点港湾の選定・整備を進めるとともに、立地や物流の合理化・効率化を後押しする制度的措置の検討を進める。金属スクラップ等を不適正に保管・処理するヤードに対する規制を強化する。

ASEAN の電子スクラップ等のリサイクル法令整備等を支援し、我が国でのリサイクル事業の拡大につなげる。同様の協力枠組みを自動車や蓄電池等に拡大することを目指す。

資源循環業界と連携し、資源循環の高度化を進めるための担い手及び高度人材確保に取り組み、同分野を育成就労制度・特定技能制度の対象とする検討を進める。

民間金融機関や、日本政策投資銀行、国際協力銀行、JICN 等と連携し、循環経済への移行に向けた民間投資の促進を図る。

持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によるグローバル循環プロトコル（GCP）の年内の開発に日本企業の強みを適切に反映する観点も踏まえつつ貢献する。翌年以降の改定に向け、セクター別情報開示ガイダンスの草案等の開発を進め、国際標準化戦略を本年度中に策定する。

④ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換

ネイチャーポジティブな経済・社会への転換に向け、自然資本投資による企業価値向上が図られるようロードマップを策定し、自然関連財務情報開示促進、ネイチャーファイナンス拡大を進め、さらに、自然関連領域の国際標準化に取り組み、企業の競争力維持・強化を図る。また、生物多様性価値の取引制度を目指した価値評価手法の検討を開始するとともに、そのデータ基盤を充実させ、地域の自然資本の協働管理を進めることで、企業と地域の価値向上につなげる。

自然を活用した新技術を世界に発信し社会的課題解決に取り組む契機となる 2027 年国際園芸博覧会について、NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）やグリーンインフラの実装とともに、参加招請や機運醸成等の準備を着実に進める。

（２）ＤＸ

ＡＩ等のイノベーションの促進とリスク対応の両立を進めるとともに、デジタル基盤の社会実装を進める。

①ＡＩのイノベーション促進とリスク対応の両立

生成ＡＩは社会経済システムに大きな変革をもたらす一方で、偽・誤情報等や偏見の助長等の様々なリスクも指摘される。今般成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づく戦略本部の設置、基本計画の策定、指

針の整備、調査研究等を円滑に実施しながら、ＡＩのイノベーションやＡＩを活用した様々な分野のイノベーションの促進とリスク対応の両立を進める。

ⅰ）ＡＩの研究開発の推進

AI for Science（科学の成果を得るためにＡＩを活用すること）の加速、2030年頃までのポスト「富岳」の速やかな開発・整備、ＡＩ半導体等の省エネ技術の研究開発・社会実装等を進める。

ＡＩモデルのマルチモーダル化、ＡＩロボット等のいわゆるフィジカルＡＩの研究開発・実証・実装等を進めるとともに、関連スタートアップ等を支援する。ＡＩや先端半導体の実装先となるロボットについて、2025年度中に、実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定する。

ⅱ）計算資源・情報通信基盤等の整備

研究データ基盤や計算基盤等の施設・設備等の整備や共用、ワット・ビット連携、データセンター等の整備を加速する。

質の高い日本語データの整備・拡充や未利用データの活用等に加え、日本の文化・習慣等を踏まえた信頼できるＡＩ開発・評価の推進・活用を進める。

ⅲ）社会実装・活用の推進

重要分野での利用や社会課題解決のためにＡＩ活用を推進するともに、政府や地方自治体等によるＡＩ活用をＡＩの社会実装の起点とするため、デジタル庁は、政府等の行政現場でのＡＩ利用環境（ガバメントＡＩ）の提供や利用を通じたＡＩ機能高度化を推進する。

ⅳ）ＡＩの開発・活用の適正性の確保及び調査研究

不正目的のＡＩ開発実態の分析・対策を含めて、事業者等の研究開発や活用の実態調査等を行うとともに、ＡＩの安全性に関する研究開発等を推進する。

ＡＩセーフティ・インスティテュート（AISI）は、関係省庁・機関等の協力を得て、ＡＩセキュリティの調査・分析、検証ツール開発等を進める。

各府省庁にCAIO（Chief AI Officer：ＡＩ統括責任者）を設置する等、政府全体で適切にリスクを管理する仕組みを整える。

生成ＡＩに起因するものを含むインターネット上の偽・誤情報等への対応について、対策技術の開発支援や情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用、安易な拡散を思いとどまらせる意識啓発等を総合的に進める。

ⅴ）ＡＩ関連人材の確保・育成と教育振興

国民がＡＩのメリットを享受できるよう必要な知識を浸透させる教育の振興や、学生を含め若手研究者・エンジニア人材の育成、大学・研究機関等の緊密な連携やＡＩの透明性・信頼性を確保する産学官ネットワーク構築を支援する。

ⅵ）国際的協調の推進

広島ＡＩプロセスやGPAI（ＡＩに関するグローバル・パートナーシップ）等の活動を推進しつつＧ７を越えて開発途上国との連携を強化し、安全、安心で信頼できるＡＩの実現に向け、国際的なルール形成を主導する。

②半導体投資

半導体は、高性能化・低消費電力化により、高度・高速・省電力での計算が可能となる。2030年度までの７年間で10兆円以上の公的支援を行う「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」も活用しつつ、投資支援を確実に実施する。

我が国のスピード感ある支援策や、充実した半導体関連サプライチェーンは国内外から評価され、我が国への積極的な投資意欲を高めている。先端半導体の安定供給確保のための国内生産拠点整備支援を通じて投資判断を後押しし、支援を行った拠点での生産も進める。

ラピダス株式会社の次世代半導体設計・製造拠点では、パイロットラインの立ち上げが開始された。更なる製造技術の高度化や独自の搬送システム、生産管理システムの開発を進める。また、改正した情報処理の促進に関する法律の規定に基づき、次世代半導体の量産に取り組もうとする事業者に、出資等の金融支援を講じる。

加えて、次世代半導体等の利活用促進に向けた半導体設計開発支援や、次世代半導体の高度化に資する装置・素材などの周辺技術開発支援、それらを担う高度人材育成なども実施する。

従来型半導体・先端電子部品及びその製造装置・部素材等の安定供給確保も、経済安全保障上の重要性は極めて高く、国内生産拠点整備支援を行うことで、半導体製造業者による投資判断を後押しする。

加えて、工業用水や道路等の必要なインフラ整備と製造現場等に必要な半導体人材育成を加速する。

これらを通じて、2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）の15兆円超え、2030年に国内で先端電子部品を生産する企業の合計売上高の３兆円超えを実現させる。

③デジタル基盤の整備

ポスト５Ｇの情報通信システムの開発を進めるとともに、オール光ネットワーク・モバイル等の次世代情報通信基盤（Beyond ５G）や HAPS（高高度プラットフォーム）、我が国事業者が主体的に関わる低軌道衛星通信サービスの実現に向け、研究開発や国際標準化、テストベッド整備を含む中長期的な導入支援等を進める。

また、異なるベンダの機器を自由に組み合わせられる基地局システム（オープンRAN）市場の形成に向け、研究開発や海外展開を後押しする。

我が国の国際通信の 99%が経由する海底ケーブルについて、経済安全保障の観点から、自律的な生産・敷設・保守の体制を確保する。

④サイバーセキュリティ

IoT製品に関する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」を早期に政府機関等における調達の選定基準に含める。模擬プラントの整備、大規模演習環境の構築を通じて、高度化するサイバー攻撃に対応できる人材の育成、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及や見直しを通じた中小企業への支援を進める。

また、政府機関等におけるスタートアップ製品・サービスの積極的な活用や信頼性の高いサービス提供事業者の認定制度の整備、研究開発プロジェクトの拡充に向けた検討等を着実に実施する。あわせて、未知の脅威情報や脆弱（ぜいじゃく）性を検知する国産ソフトを開発し、政府端末等へ順次導入を図るとともに、情報収集や

ＡＩ活用による高度分析の結果の民間活用により、国内ベンダによる製品化を加速させる。

⑤データ利活用の推進

データ駆動社会を実現するため、欧米の制度も踏まえつつ、また、プライバシーや知的財産保護、安全保障といった観点にも留意し、横断的な法制度の在り方、個人情報保護法のアップデートの在り方、デジタル公共財の整備について６月に基本的方針をまとめる。また、横断的な法制度については、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出することを目指す。

医療データについて、創薬等に円滑に利用できる法体系構築に向け検討年限、役割分担等を具体化するとともに、適切な監督やガバナンスの確保、患者本人の関与の在り方（同意の要・不要、患者本人の同意に依存しない在り方を含む。）、二次利用を可能とする情報の範囲等を検討する。金融データについて、個人が自らの家計のストック・フローを容易かつ安全に把握できるよう、利用者起点で取組を推進する。教育データについて、既存の認証基盤を活用し、標準化を進める。産業データを始めとしたデータ連携に必要なトラスト確保等に取り組むとともに、官民協議会を設立し、ユースケースの創出を通じデータ連携エコシステム形成を進める。

デジタル社会形成を担うデジタル庁に、データ政策の司令塔の役割を担わせる。必要な人材の集結など体制を強化し、データ利活用を促進する制度・アーキテクチャ等の検討や各府省庁への規律付け等を通じて、戦略的にデータ政策を推進する。

⑥マイナンバーカードの普及・利活用推進

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、その本人確認・認証機能を活用することにより、行政においては、スマートフォンから一人一人に寄り添う公共サービスをプッシュ型で実現する「オンライン市役所サービス」や安全に持ち歩いて様々なサービスを利用できる「市民カード化」を推進するとともに、民間サービスにおいても、例えば、エンタメ領域においてチケット購入時と会場入場時の本人確認ツールとして利用し、不正転売を防止するといった、なりすましのないサービス、簡単・迅速・安価な手続など、新たなサービスの創出につなげる。

⑦デジタルガバメントの推進

国においては政府情報システム全体の最適化を進めるために、費用対効果の可視化を進める。自治体の窓口業務・行政手続のデジタル化やガバメントクラウドのような国と地方が共通して利用可能なデジタル基盤の整備を進め、2027年度末までに340自治体においてオンライン申請やワンストップ窓口等の改革の取組を実施する。

自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して開発した共通システムを幅広い自治体が利用する仕組みを広げる。基幹20業務に係る情報システムの標準化に取り組むとともに、入札参加資格審査システムなど2025年度決定分の11の業務・システムの共通化、2025年度以降の新たな共通化の対象の選定等を行う。

⑧ウラノス・エコシステムの推進

自動車・蓄電池分野における電池パスポートの実現、自動車１台分のライフサイクル全体でのCO2排出量可視化、サーキュラーエコノミーにおける製品含有化学物質情報管理システムの開発・実証等、ウラノス・エコシステムにおける具体的なユースケースの創出や取組の拡大、グローバルでの連携を進める。

⑨web3

NFT等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を越え、地方に眠る価値のグローバル価格への引き直しの実現を図るため、NFT等web3を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進める。

暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性の向上に寄与する。また、ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、デジタルエコノミーの進展にもつながり得るとともに、暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、オルタナティブ投資（伝統的な投資対象である上場株式、債券等とは異なるリスク・リターン特性を持った代替的な投資手法の総称）の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象となることも期待される。

こうした観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。

⑩建築・都市のＤＸ

BIM（Building Information Modeling：建築物の形状、材質、施工方法に関する３次元データ）による建築確認、PLATEAU（都市空間における建築物や道路の配置に関する３次元モデル）の整備都市の拡大と社会実装の深化、国土数値情報や地籍の整備等から得られる地理空間情報を、位置情報の付与手法の検討を進める不動産ＩＤを介して連携させる建築・都市のＤＸを推進するとともに、その海外展開を図る。また、日本の持続的な成長や災害からの迅速な復旧・復興等に資するデジタル公共インフラとしての国土情報基盤の整備・強化等を推進する。

⑪ＤＸの面的な推進

物流、農林水産、建設分野などの幅広い分野の生産性向上や、防災・災害復旧や海洋政策の高度化といった我が国の社会課題の解決や、それに伴う新ビジネスの創出を通じた新たな経済成長を生み出すためには、ドローン、自動運転、ICT建機・農機、AUV（自律型無人探査機）などの各分野の新技術を支える共通基盤である地理空間情報（Ｇ空間情報）の充実や利活用を進めるとともに、正確なＧ空間情報をもたらす礎となり、我々の多様な社会経済活動を支える電子基準点や電子国土基本図の３次元化などの国土情報基盤の整備・更新を強力に進める。

さらに、これらの共通基盤の上でＤＸを面的に進める観点から、広域・横断的・総合的に、Ｇ空間情報や国土情報基盤を活用した新技術の社会実装を強力に推進する。

⑫スマートフォンアプリ等の競争環境の整備

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する

法律の全面施行に向け、セキュリティ確保等を図りつつ迅速かつ効果的に運用するため、デジタルツールや生成ＡＩの活用を含め、公正取引委員会における執行環境を整備する。

４．経済安全保障等の投資の強化

我が国の産業・技術基盤の維持発展の観点も踏まえ、経済安全保障等の投資を強化する。

①経済安全保障政策の推進

経済・技術面での大国間競争の激化が産業・技術基盤の囲い込みを加速させている状況を踏まえ、我が国の自律性と不可欠性を高める経済安全保障政策を一層推進するために、産業バリューチェーンの強靱化や技術優位性強化と社会実装を通じた課題解決、技術流出対策等の取組を進めるとともに、官民が連携し脅威・リスクを分析する経済インテリジェンス機能の強化を図る。また、国際環境と技術革新の地殻変動を機会と捉え、経済安全保障推進法の抜本的見直しを含めたあらゆる施策を講じていく。

②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進

国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。

③バイオ産業

バイオものづくりについて、商用利用に向けた技術開発・実証を進めるとともに、需要創出のための安全性評価等のルール整備等に取り組む。また、バイオ分野のインキュベーション拠点を整備・拡充し、米国等に進出するスタートアップが現地のエコシステムとネットワークを構築することを支援する。

④蓄電池

蓄電池産業戦略に基づき、2030年に向けた国内外の蓄電池・部素材・製造装置の製造基盤の更なる拡大及び2030年頃の本格実用化に向けた全固体電池の研究開発を進めるとともに、安心・安全で持続可能な蓄電池のサプライチェーン全体の強化並びに有志国間の連携及び海外展開等に取り組む。

５．ＰＥファンド等への成長投資の強化

ＰＥファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）による事業再編を通じて、優れた技術を持った企業が海外展開あるいは事業を拡大することが可能になる。具体的には、ＰＥファンドを通じた企業再編は、総じて従業員数を削減することなく、売上高を増加させる形で従業員１人当たりの付加価値の増加が期待できることが示唆されている。

これを踏まえ、ＰＥファンドへの公的資金供給の拡大策について検討を行う。

①産業革新投資機構（JIC）等を通じた民間ファンドの創出・育成

JIC等の官民ファンドの出資機能を強化し、ＬＰ出資や共同投資に一層取り組むことを通じて、国内の企業・スタートアップへの出資を大規模・積極的に行うＰＥファンド・ベンチャーキャピタル等の民間ファンドを創出・育成する。

また、民間ファンドの公正価値評価の導入を促すことは、機関投資家等からの投資を呼び込み、資金の量的拡大を図る観点からも極めて重要であり、関係団体と共に積極的に取り組み、投資対象としてのファンドの質を高める。

②年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のオルタナティブ投資の着実な推進

GPIFは250兆円の運用資産があるものの、オルタナティブ投資（伝統的な投資対象である上場株式、債券等とは異なるリスク・リターン特性を持った代替的な投資手法の総称）が1.46%しかなく、かつ、その内訳も、海外向けの投資が約９割を占める一方、日本のＰＥファンドやベンチャーキャピタルへの投資は140億円（１%未満）にとどまっている。

このため、GPIFのオルタナティブ投資については、オルタナティブ資産の上限（資産全体の５%）に向けて、以下のような取組を着実に進める。

・ポートフォリオの在り方についての検証
・運用の高度化・多様化のための体制整備
・結果としての日本のＰＥファンドやベンチャーキャピタルへの投資のコミットメント
・他の投資家との連携等を通じた投資手法の高度化
・これらの取組状況に対する毎年度の適切な評価

③大学基金の運用の高度化

海外の大規模な大学基金のように積極的なオルタナティブ投資が促進されるよう、大学独自基金におけるオルタナティブ投資のための指針・運用モデル等の作成やアセットオーナー・プリンシプルの表明促進など、必要な措置を講じる。

あわせて、大学独自基金の運用モデルとなることを目指して、国際卓越研究大学を支援する10兆円規模の大学ファンドについて、着実に運用高度化を進める。

加えて、基金運用の裾野を拡大する観点から、大学基金の造成促進や大学・財団等への寄付拡充の方策について検討する。

６．国内投資のボトルネックである産業用地の確保

産業用地については、近年、立地面積が開発面積を上回って推移し、その供給が需要に追い付いていない[22]。政府内の国内投資・立地支援の体制を明確化し、マッチング事業の創設、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正も含めた検討を行う。また、土壌汚染対策等の環境規制の在り方の検討など、ＧＸ・ＤＸの進展も見据えた必要なインフラの整備にも政府を挙げて取り組む。また、ＧＸの進展も見据えた産業用地の確保等に関する制度的対応の方向性を検討する。

７．指名委員会等設置会社の機関設計等の企業統治改革・資本市場改革

指名委員会等設置会社の機関設計について、「攻めのコーポレートガバナンス」強化のための取締役会の指名機能の強化の重要性の著しい高まりを踏まえて、問題

点を解消する改良案の策定と立法化に向けた検討を早急に進める。
また、Ⅶ．４．に記載の「企業価値の向上・コーポレートガバナンス」に取り組む。

Ⅳ．「スタートアップ育成５か年計画」の強化

2022年に策定した「スタートアップ育成５か年計画」では、当時8,000億円規模であったスタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを目標に掲げ、さらに、将来には、100社のユニコーンの創出、10万社のスタートアップの創出により、我が国をアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地とすることを目指し、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の３本柱の取組を進めてきた。

こうした官民での取組により、我が国のスタートアップの数は2021年の16,100社から現在は25,000社へと1.5倍に増加するなど、その裾野は拡大しつつある。この流れを日本全国へと広げる観点から、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化など、地方におけるスタートアップの創出に大胆に取り組む。

一方で、スタートアップへの投資額は、2021年の8,827億円から2024年は7,793億円と減少している。地政学リスクの高まり等を背景に国際的にベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、海外主要国が大幅に投資額を減少させる中で、我が国の減少幅は相対的に小さいものの、「スタートアップ育成５か年計画」で掲げた目標の実現に向けて、スタートアップの創業後の規模の成長を後押ししていくための施策を抜本強化する。「スタートアップ育成５か年計画」において残された２年は、我が国のスタートアップ創出・育成に向けた勝負の分かれ目となる。スタートアップ、金融機関、大学等とも危機感を共有しつつ、一層の機運醸成を図る。こうした観点から、「スタートアップ育成５か年計画」を強化し、着実に実行する。

加えて、フロンティア領域等の事業化に取り組むスタートアップ発の優れた技術が社会実装に至るまでには、公共調達等の官民連携を進める必要がある。社会課題分野のビジネスでは、「市町村のマーケット規模が小さい」、「公共機関との調整が面倒」、「リターンが小さいと考えられている」等の固有の課題があることを踏まえ、スタートアップの活躍できる環境の整備について更に検討を進める。

スタートアップの海外進出は、新たなビジネス展開とともに、各国が直面する社会課題の解決にも貢献し得る。関係省庁で連携して支援スキームの拡充を図る。

１．地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築

我が国のスタートアップは、数と投資額の両面で、ベンチャーキャピタルや大企業が集まる東京に集中している[23]。地域の課題解決の担い手となり得る全国各地の高等専門学校発のスタートアップの創出・育成に取り組むとともに、地域の大学・産業集積等の特色をいかしたスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化、インパクトスタートアップに対する支援等に取り組む。

①全国での高専発スタートアップ・エコシステムの構築

全国58校の高等専門学校は、地場の企業群と連携して地域課題の解決や地域経済の高度化に貢献してきた。この高等専門学校の潜在力を飛躍的にスケールアップさせ、全国

各地へと起業の裾野を広げるべく、高専におけるアントレプレナーシップ教育の充実や高専発スタートアップの創出・成長支援を強化し、各地の高専発スタートアップ・エコシステムの構築を図る。

具体的には、スタートアップ経験者・支援者や研究者等の外部専門家による高専生向けの講義・セミナーの開催、地元の中小企業等とも密接に連携して地域課題の解決に取り組む社会実装教育や起業家工房の活用等を通じたアントレプレナーの育成、全国高等専門学校ディープラーニングコンテスト(DCON)等や高専機構によるアントレプレナーシップ教育パイロット校での外部専門家による起業希望者への助言・メンタリングなどの取組を全国的に展開する。

さらに、地域の中小企業が抱える課題を、高専生や高専発スタートアップが持つ創造力と技術力で解決する取組は、地域の中小企業にとってはAI等の先端技術の活用による生産性向上やオープンイノベーションの実現につながる一方、高専生にとっての地域課題解決の実践の場や高専発スタートアップにとっての売上機会の確保にもつながることから、関係省庁の連携により、オーダーメイド形式(一般型)の省力化投資補助金等の政府の中小企業支援策等も活用し、こうした取組を促進する。

②グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想について、基本方針に基づき、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、海外大学等との連携により、国際研究、事業化支援、人材育成等の先行的取組を進めるとともに、運営法人の設立に向け必要な法制上の措置を含めた具体化及び世界を魅了するフラッグシップ拠点の整備に向けた取組を着実に進める。

③スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化

グローバルなスタートアップ・エコシステムと地域経済圏との結節点としての広域拠点となり得るスタートアップ・エコシステム拠点都市について、現在の全国８都市から13都市へ拠点数を拡大するとともに、地域の大学・産業集積等の特色をいかした取組の強化、グローバルなネットワークとのつながりの構築・強化、拠点都市自治体によるスタートアップ調達の目標設定、拠点都市の大学におけるインキュベーション施設（創業前後の起業家に実験設備・オフィス・経営支援等を一体的に提供するサポート施設）の充実など、戦略的にスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化に取り組む。

全国の小中高生・大学生・博士課程学生を対象とする起業家（アントレプレナーシップ）教育について、現在2.6万人の対象数の抜本的な拡充を図るとともに、海外派遣の充実など教育の質の向上を図る。また、将来の起業家の裾野を広げる観点から、特に小中高生向けの起業家等の派遣事業を強化する。

大学発スタートアップについて、大学のハブ機能を最大限に活用した事業会社とのオープンイノベーションや大学発スタートアップへの出資の拡大により、創業後の成長支援を強化する。

④インパクトスタートアップ（社会的起業家）に対する支援

社会課題解決の重要な担い手であるインパクトスタートアップについて、インパクト投資（財務的リターンに加え社会課題解決のインパクトを意図する投資）におけるインパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整理、インパクトの創出のための実務

的な投融資手法の確立、自治体との官民連携や調達の促進等を通じてインパクト投資市場の形成を後押しするなど、インパクトスタートアップに対する総合的な支援（支援パッケージ）を着実かつ迅速に実行していく。

また、株式を寄付して運用で収益を上げていくという運用型寄付金制度、いわゆる日本版DAFの導入を検討する。

２．資金供給の強化と出口戦略の多様化

官民ファンドによる民間ベンチャーキャピタルへの出資契約は、５か年計画策定前の4,300億円から、1.4倍となる6,000億円規模へとその規模を拡大しているが、他方で、我が国のユニコーン企業数は現在８社にとどまるなど、我が国のスタートアップの創業後の事業成長には引き続き課題がある。同時に、日本でベンチャーキャピタル、ＰＥファンドに資金が流れ、そこから成長産業に資金が回っていく仕組みを作ることは、日本経済全体にとっても重要な課題である。

これを踏まえ、我が国の技術力の強みをいかして飛躍的な成長が期待できるディープテック・スタートアップ[24]への資金供給の強化、政府調達の拡大等を含め、創業したスタートアップの成長への後押しを抜本強化する。また、各種制度を含めた投資環境のイコールフッティングを図ることで、国内外の投資家により、国内のベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資を呼び込み、大幅な成長を実現する。

①ディープテック・スタートアップ（長期の研究開発と大規模な資金を要するスタートアップ）への資金供給の強化

飛躍的な成長が期待されるディープテック・スタートアップは、量産化の段階で、100億円を超える多額の資金が必要になる可能性がある。

ディープテック・スタートアップへの官民の資金供給を強化するため、創業から事業化・商用化に至るまでの成長資金の供給、民間資金の供給促進に加え、新たに、ベンチャーデット（新株予約権等の発行により融資リスクを補完するなど、資本と負債の両方の性質を有する資金調達手法）による大規模な資金調達を可能とするために、上場後のディープテック・スタートアップも中小企業基盤整備機構の債務保証制度の対象とすることを検討する。

この中で、施設園芸（グリーンハウス農業）と工業の二つを組み合わせた植物工場など、日本の産業的な強み等を踏まえ、戦略的に重要な技術・分野に取り組むスタートアップに対する支援の強化も検討する。

②のれんの会計処理の在り方の検討

スタートアップに係るM&Aを促進する観点から、我が国の会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、短期的な措置として、のれん償却費の計上区分を現状の営業費用から営業外費用へと変更すること、また、中期的な措置として、のれんを非償却とすること等について、様々な手法を視野に入れつつ、企業会計基準設定主体における議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含め、フォローする。

③東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討

東京証券取引所（東証）の「グロース市場」について、東証は、上場企業に対し、

高い成長を目指す上での着眼点・好事例の周知や、機関投資家との対話促進を図る取組など、緊密なコミュニケーションと伴走支援を含めた「高い成長を目指した経営」の働き掛けや、上場後の高い成長を見据えたIPOの推進等のグロース市場の更なる機能向上に向けた取組を早期に進めていく。

こうした取組と併せて、東証は、上場企業が機関投資家の投資対象となり得る規模へと早期に成長することを促すべく、上場維持基準を現行の「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場５年経過後から、時価総額100億円以上」へと早期に見直す。その際には、スタートアップからはエグジットへの影響を懸念する声も寄せられていることから、東証は、上場企業や今後上場を目指すスタートアップ等への影響にも留意しながら、十分な助走期間の確保などの激変緩和や、影響を受け得る企業のスタンダード市場への区分変更を可能とする手当て等の措置を併せて講じる。加えて、スタートアップの育成に支障が生じないよう、クロスオーバー成長資金の供給やM&A・カーブアウト・スピンオフの強力な促進、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるようプラットフォームの創設・活性化を図るとともに、上場後のスタートアップが「時価総額100億円以上」に成長するよう、高い成長に向けた経営改革を進めるためのグロース上場企業向けの東証におけるガイダンス（対応のポイント等）の策定を含めた、未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施する。

④セカンダリー市場拡大に向けた環境整備

セカンダリー取引（一度発行され、ベンチャーキャピタルなどの投資家によって購入された株式等を、更に投資家同士で取引すること）を行う投資家層の拡大を図るため、プロ投資家へ移行することの要件（「特定の知識経験」等）を明確にしたことの周知等を通じて、スタートアップに投資する投資家の裾野を広げることで、米国並みの取引環境を実現する。

⑤スタートアップビザ等の在留資格の課題の検討

日本で起業を検討する外国人に最長２年間の在留資格を付与するスタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）等の活用状況を含め、海外からの起業家・投資家等を我が国に呼び込むための制度面・生活面での課題を改めて調査し、ＤＸを活用して在留審査の迅速化を図るとともに審査体制の抜本強化を図るなど改善が必要な点があれば早急に対応を実施する。

取り分け、起業家向けのスタートアップビザについて更なる活用促進を行うとともに、スタートアップ等のエンジニアビザ（国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業）については、ニーズを踏まえた使い勝手の良い制度とする観点からの見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進める。

⑥スタートアップへの資金供給を担う若手投資家の育成

グローバルに活躍できる日本のベンチャーキャピタルを創出するため、これまで起業家のみを対象としていた海外派遣プログラム（J-StarX）において、投資家を対象とするプログラムを本格的に開設し、世界各国でのネットワーキングや投資スキルの向上に取り組む。

⑦ベンチャーキャピタルの投資実務等におけるグローバル・スタンダードに向けた対応

国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタルに円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すベンチャーキャピタルについて、ガバナンス向上を図るための「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（受託者責任・ＧＰ（General Partner:無限責任組合員）とＬＰ（Limited Partner:有限責任組合員）との利益相反管理・情報提供等について規定）について、ベンチャーキャピタル向けのセミナー等を通じて、その普及を図る。

投資家のグローバル・スタンダードに照らした適正な契約実務が行われるよう、スタートアップと投資家のより適正な契約の実現に向けて、日本と米国等の投資契約実務やガバナンス手法を比較の上、「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」を今夏までに改訂し、公表する。

スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、国内ベンチャーキャピタルへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（ＰＥ（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討する。

また、海外投資家による日本のスタートアップ等への投資の検討・探索・実行までを伴走支援するため、JETRO等による体制の組成を図るとともに、海外投資呼び込みに当たって必要となるインセンティブ等について検討を行う。

３．オープンイノベーション・調達の推進

大企業がスタートアップ等と連携するオープンイノベーションの環境整備を進めるとともに、スタートアップの初期需要を支える政府調達の拡大を図る。

①オープンイノベーション促進税制の活用促進

スタートアップとのM&Aを含めたオープンイノベーションを促進するため、国内の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特にM&Aの促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のためのM&Aや出資を促進する。

②大企業によるスタートアップからの調達・購買の促進

大企業等がスタートアップとのオープンイノベーションを進める手法として、共同研究や出資のみならず、調達・購買を戦略的に活用することを促進していく。

③スタートアップに対する政府調達の拡大

国・独立行政法人等の調達契約において創業10年未満の中小企業からの契約額の規模は、2020年度の777億円から2023年度には1,526億円と２倍程度に拡大している一方で、契約全体の額に対する比率では1.39%にとどまっていることから、各分野でのSBIR等の充実や、SBIR後の社会実装の支援等により、スタートアップからの調達を更に拡大し、官公需法に基づく基本方針における契約比率３%以上の目標達成

に向けて政府調達の規模を早急に拡大する。また、自治体における調達を拡大するため、財政負担の軽減の観点からも、新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用などのインセンティブを強化するほか、官公需法に基づく基本方針における創業10年未満の中小企業を相手方とする国等の契約比率３％以上の目標達成に向けた取組に準じた取組を推進することや自治体のスタートアップ調達の事例を横展開することなどにより、地方自治体によるスタートアップからの調達を拡大する。あわせて、広域・共同での調達の拡大も促進する。

④ヘルスケアスタートアップの育成

ⅰ）「オープンイノベーションエコシステム」の拠点化（ＨＸ拠点の推進）

官民協働の持続的な創薬基盤整備や、医療機器創出のための実証基盤、有望なシーズの実用化支援の仕組みの構築及びイノベーションの加速と産業競争力の強化のための人材確保に向けた検討を行う。ヘルスケアスタートアップ社会実装推進拠点に関する取組を推進するほか、スタートアップとグローバル展開を担う既存企業との連携及び早期から米国市場など国際展開を視野に入れた取組促進や臨床試験への支援拡充等によりイノベーション創出と事業化を促進する。

ⅱ）一元的相談窓口の新設、伴走支援の強化、CARISOの新設

2024年６月に取りまとめた「ヘルスケアスタートアップの振興・支援に関するホワイトペーパー」の25の最終提言を着実に実施する。具体的には、ヘルスケアスタートアップの相談窓口（MEDISO・InnoHub）の伴走支援の取組を推進する。また、将来的な海外展開を視野に入れた早期からの支援に必要な人材の確保や海外ベンチャーキャピタルとの連携など必要な体制を確保する。海外アクセラレーションプログラムへの派遣を継続する。また主要国・地域に、現地の医療・薬事制度やビジネス展開に関する相談に対応できる人材を配置する。

また、介護テックスタートアップを支援する一元的相談窓口として、MEDISOを参考に、CARe Innovation Support Office（CARISO）を早期に立ち上げ、介護テクノロジーの研究開発から上市までの各段階の課題等に対する総合的な支援を実施する。かかる支援機能についてスタートアップ視点でのフィードバックを収集し、更なる機能改善を継続的に行う仕組みを構築する。

ⅲ）起業・インキュベーション機能支援

日本のインキュベーターが海外のインキュベーターからノウハウやネットワークを獲得できる海外展開支援プログラムや海外ベンチャーキャピタルの誘致を推進する。医療・介護分野におけるヘルスケアスタートアップの製品・サービスの導入と海外展開を支援する。スタートアップの製品等の開発・事業化の障害となっている制約の緩和を、ユーザーに新たな選択肢を提供できる観点からも図る。

⑤環境スタートアップの更なる推進

環境スタートアップの振興に当たっては、ネット・ゼロのみならず、循環経済、ネイチャーポジティブや気候変動への適応について、その統合・シナジーを図りつつ、その政策目標を実現するための具体的な社会的・技術的課題（需要）を特定し、環境スタートアップの進むべき方向性を示す。

また、グリーン購入法の活用やリバースピッチを通じた環境スタートアップの需

要創出を図るとともに、米国のARPA-E（エネルギー高等研究計画局）における取組も参考に具体化を進めているグローバル・スタートアップ・キャンパス構想との連携や、SBIR補助金について事業化及び量産化の段階を含めた切れ目ない資金支援を検討する。

Ⅴ．科学技術・イノベーション力の強化

これまで、①先端科学技術の戦略的な推進、②知の基盤（研究力）と人材育成の強化、③イノベーション・エコシステムの形成の３つの柱を軸として、科学技術・イノベーションの強化に取り組んできており、官民の様々な取組が進捗してきている。

他方で、国際的に比較すると、大学等における基礎研究力が低下し、企業も効果的な研究開発を行えていないという課題が存在[25]する。また、基礎研究とビジネスが近接化し、さらに、新技術には、国際的なパワーバランスに影響を与え、産業構造のみならず社会・就業構造までも変化させ得るものが生まれてきているなど、科学技術・イノベーションをめぐる国際的な状況変化も見られる。こうした状況を踏まえ、我が国の基礎研究力からイノベーション力まで更に高めるための取組の強化や、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境の確保が必要である。

第７期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けても、これまでの取組の進捗・評価を踏まえ、経済安全保障との連携も念頭に、基礎研究の充実に加え、我が国が重点的に取り組むべき技術領域の特定及びその支援のほか、官民の研究開発投資の在り方を検討する。その際には、我が国の科学技術・イノベーション力の向上につながるよう、科学技術・イノベーション政策におけるガバナンス強化も検討する。

１．産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。

今年度中に新たな国際標準戦略を推進するため、官民の司令塔を設けて産学官の意識改革・行動変容を図り、戦略的に重要な領域・分野については政府リードの下で、標準化戦略の策定や規格開発・交渉を進めるとともに、国内試験・認証基盤を強化していく。

２．基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立

産業エコシステムについて、欧米では、基礎研究から産業化までのエコシステム

が大きく展開されており、その他の国々を引き付ける吸引力を有している。日本においても、欧米と同様に基礎研究から産業化までの産業エコシステムを育成し、そのサイクルを回転させるべく取り組む。取り分け、海外市場も視野に入れたエコシステムの循環の起点となり得る製造基盤の立ち上げに取り組む。

例えば、創薬分野において、バイオ医薬品のTSMCとも言われる国内CDMO拠点を立ち上げる取組を進める。国内製造につながるインセンティブの創出、あるいは国産奨励を検討する。また、医薬品の安定供給を図るため、バイオ医薬品の国産化や国内サプライチェーンの構築、利用を促進する。加えて、再生・細胞医療・遺伝子治療、感染症危機対応医薬品等の研究開発や生産体制の整備等に取り組む。

また、創薬分野に限らず、例えば量子コンピュータの製造設備等、サプライチェーンや人材等の日本の強みをいかして、幅広い重要産業で、CDMO（受託開発・製造事業者）の受託製造設備を含めたエコシステムの構築を検討する。量子については「量子技術による新産業創出協議会」、フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）については「フュージョンエネルギー産業協議会」といった官民での産業化のための協議会が設立されたことを踏まえ、これらの枠組みを最大限に活用して、重点的に産業エコシステムの形成に取り組む。

その際、国内拠点は拡大しつつ、マーケットは、アジア、東南アジア、インド等のブロックごとで勝ち抜くという、輸入に頼らない国内製造基盤の確立と戦略的なアジア需要の取り込みとを両輪で進めていく。

CDMO拠点を起点とするクラスターについては、立ち上げに10年間程度、クラスターの完成までに15年間程度という時間軸を要する。この点を踏まえ、予算・税制など環境整備の取組を進めるとともに、地方での産業集積を通じた輸出に向けた取組を一体で進める。

加えて、こうした大規模な拠点が整備されると、その分野に関する知識・経験を持つ人材が多く必要になることから、製造拠点の整備に併せて、大学で基礎的な知識を既に学んでいる人材をリ・スキリングしてそうした産業分野の専門人材に育成するための取組も進めていく。

３．大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

Top10%補正論文数の割合の低下[26]など、我が国の大学等の基礎研究力は、Ｇ７、アジア等の国と比較し、相対的に低迷している状況。イノベーションを支える研究力の基盤となる大学、国立研究開発法人等における研究開発の活性化に向けた検討を進める。

①大学ファンドによる支援と地域中核・特色ある研究大学への支援

世界最高水準の研究大学の実現に向けて、10兆円規模の大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の第２期公募における選定を進め、2025年度中の助成開始を目指すとともに、意欲ある多様な大学による、各々の強みや特色を十分に発揮し、地域の経済社会の発展や国内外における課題の解決や研究の多様な国際展開を後押しする。加えて、研究大学や大学共同利用機関法人（個々の大学では整備できない大規模施設・設備等を全国の研究者に提供する機関）等における先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を進めるとともに、技術専門人材の育成・情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

②若手研究者の支援及び育成の強化

若手研究者の支援及び育成の観点から、海外での博士取得や国際学会への送り込み等の海外での研さんの機会を強化するとともに、我が国の研究活動の中核である大学について、若手研究者の育成若しくはポスト確保のための人事給与マネジメント改革及びガバナンス改革等を進める。加えて、若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援の積極的な拡充や、国際共同研究支援の拡充に取り組む。

③国際頭脳循環の確立

Ｇ７を始めとする同志国やASEAN・インドを含むグローバルサウス諸国との戦略的な先端共同研究を加速しつつ、グローバル・スタンダード準拠のポストや研究環境の整備を行い、近年の世界情勢の変化も踏まえ、緊急的な措置も含めた取組により、海外研究機関からの研究者の積極的な呼び込みを通じて、優れた研究者が世界から日本に集う国際的な頭脳循環を確立する。

④経済安全保障政策と科学技術・イノベーション政策との連携強化

量子技術やフュージョンエネルギーなど将来の国際社会のパワーバランスに影響を与え得る新興技術が出現する中、研究セキュリティ・インテグリティの確保、重要技術の研究開発やグローバル戦略の推進など、経済安全保障政策と科学技術・イノベーション政策との連携を強化する。

⑤ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学を始めとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与マネジメント改革等の実施と併せて、近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、科学のフロンティア開拓及び我が国の研究力強化のため、運営費交付金等の基盤的経費を確保する。また、科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。

４．デジタル関連サービスの海外展開

日本のデジタル関連収支（国際収支統計における、専門・経営コンサルティングサービス、コンピュータサービス、著作権等使用料の合計値）は、ここ10年で支払が7.6兆円増加しているのに対し、受取は2.9兆円の増加にとどまる。ＡＩを始めとしたデジタル関連市場が世界的にも拡大していく中、我が国でもＡＩサービスや、デジタル化したコンテンツの分野で海外展開事例が出てきているが、このデジタル関連サービスの海外展開を更に促進する。このため、関係閣僚会議を通じて、政府全体として戦略的・総合的に施策を検討し、具体化する。

ＡＩ/ＤＸ時代に即した産業財産権制度を早期に構築するべく、ＡＩを安心して研究開発やビジネスに活用するための合理的なルールや、国際的なデータ利活用に関する発明の保護、仮想空間におけるデザイン保護等の論点について検討を進める。

５．先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓

（１）量子技術

量子技術は、既存の技術とは異なる原理で、社会に破壊的なイノベーションをも

たらす可能性を秘めており、産業競争力や経済安全保障上の自律性・不可欠性を確保するため、我が国が保有すべき最も重要な先端技術の一つである。現在、国際競争が激化しているが、我が国は、量子コンピュータ・量子暗号通信・量子センシングのいずれにおいても、技術的優位性を有し、早期の社会実装が期待される。技術的優位性があるにもかかわらず、産業化の遅れにより国際的なプラットフォームのスタンダードを握れないということがないよう、政府・産業界・アカデミアの総力を結集させて、量子技術における我が国の技術的優位性を保ちつつ、民間投資の拡大とマーケット創出を加速し、量子産業創出に向けた強固な国内基盤を構築することで、「Quantum-Ready」な日本を目指す。

このため、量子技術イノベーション拠点（QIH）群の総力を集めた、フラッグシップとなるプロジェクトを創設し、量子コンピュータを研究開発段階から社会実装段階へ移行させるほか、産総研G-QuATの活用拡大や情報通信研究機構の東京QKDネットワークの高度化・拡充及びテストベッドの活用による、量子コンピュータ・量子暗号通信に係るユースケース創出やビジネスモデル構築を行うとともに、政府全体で初期需要を喚起させるための検討を加速させる。また、企業からの研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化、サプライチェーン確立に取り組む中堅・中小企業の開発加速、スタートアップ参画・創出の推進及び実証利用の拡大に取り組み、社会実装をけん引するグローバルプレイヤーを創出する。加えて、グローバル・スタンダード獲得に向けた国際標準化活動等の国際戦略を強力に推進するほか、国産量子コンピュータの重要コア技術の確立、革新的な量子通信技術の研究開発推進、量子センシングの拠点連携による研究開発力強化やユースケース開拓等を行い、将来のマーケットを切りひらく先端技術開発を加速させるとともに、量子産業の将来を担う人材の育成・確保等に取り組む。

（２）フュージョンエネルギー

ITER/BA活動の知見や新興技術を最大限活用し、QST等のイノベーション拠点化を推進し、フュージョン産業エコシステムを構築していく。特に、新たな国家戦略に基づき、2030年代の発電実証を目指し、実施主体の在り方やサイト選定の進め方など、社会実装を促進する取組の在り方について検討を進めるとともに、他国に劣らない資金供給量を確保し、工学設計等の原型炉開発と並行し、トカマク型、ヘリカル型、レーザー型等多様な方式の挑戦を促す。

（３）マテリアル分野

マテリアル分野においてアカデミアの優れた知が産業界へとつながる「知のバリューチェーン」の構築を通じて我が国が勝ち続けるための新たな国家戦略に基づき、ＡＩ・ロボティクス等との融合によるマテリアルＤＸや革新的マテリアルの研究開発・社会実装の加速、先端共用設備等の研究基盤整備、人材育成等に強力に取り組む。

大型放射光施設SPring-８（理化学研究所）やNanoTerasu（量子科学技術研究開発機構）の整備・活用・高度化を図る。

（４）宇宙

防災・減災・国土強靱化や安全保障等にも資する地球観測や衛星通信の高付加価

値化に向け、官民連携の下、コンステレーションの構築、次世代技術の開発・実証、衛星データの積極的な調達を進める。また、情報収集衛星や次期静止気象衛星の整備を進める。

国内打ち上げ能力の強化に向け、基幹ロケットの高度化・高頻度化、民間企業のロケット開発を進める。また、次期基幹ロケットを含む新たな宇宙輸送システムに関して開発を進める。加えて、有人やサブオービタル飛行等の民間企業による新たな宇宙輸送を可能とするため、宇宙活動法改正案について、次期通常国会への提出を目指す。

日米宇宙協力に資する地球低軌道活動の充実とともに、アルテミス計画について、日本人宇宙飛行士の月面着陸に向けて、有人与圧ローバの開発を進める。さらに、月や火星以遠への探査、プラネタリーディフェンスに関する研究開発を進める。また、宇宙開発の中核機関として宇宙航空研究開発機構の技術基盤や人的資源の強化を進める。

他国の GPS に頼らず、より精緻な測位を可能とする準天頂衛星システムについて、７機体制を構築し、11 機体制に向けた開発を進める。

民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ等の国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用や産業の集積等を促進するため、宇宙戦略基金について、速やかに１兆円規模を目指す。また、中長期の政府調達を確保し、スタートアップ等の事業展開を促進する。

（５）海洋

海洋開発等重点戦略に基づき、周辺技術と協調等を図った自律型無人探査機の利用実証、産業分野における海洋情報の利活用促進、衛星データ・ＡＩ分析技術を活用した海洋状況把握システムの高度化や海外連携のための調査、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発、北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造と就航後の国際研究プラットフォーム化等の重要ミッションを着実に推進する。

国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の調査・技術開発・実証に取り組む。

海洋生物の調査や海洋資源開発等への活用も見据え、大深度無人探査機の開発を進めるとともに、深海・海溝域の探査・採取プラットフォーム機能を持つ母船の在り方の検討を行う。

経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、日本の造船業を再生し、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠である。このため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、ＧＸ経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の確保等に取り組む。

（６）健康・医療

①バイオ医薬品、再生・細胞医療、遺伝子治療等の研究開発促進

グローバルな研究開発の潮流を踏まえ、我が国発のシーズを絶え間なく創出し、速やかに実用化する国際水準の研究開発環境の実現に取り組む。

具体的には、iPS細胞等を用いた再生・細胞医療、遺伝子治療の研究開発や基盤整備、抗体医薬品や再生医療等製品など微生物や細胞等を用いて製造するバイオ医薬品の生産体制の整備及び製造人材の育成に取り組む。また、革新的な医薬品候補についてヒトに初めて投与する治験であるFIH（First in human）試験を実施できる国際競争力のある体制及び研究施設併設拠点の整備、海外のスタートアップや製薬企業からの国内での治験実施等の相談・支援を行い、国内での治験等の実施を誘致する機能も担うワンストップサービス窓口の運用を行う。さらに、治験薬製造施設の整備、日本主導の国際共同臨床試験・治験の推進、がん・難病の全ゲノム解析等の事業実施組織の2025年度中の設立、全ゲノムデータ・マルチオミックスデータ・臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤の構築を行う。個人識別性のないゲノムデータの利活用を推進する。ただし、厳格な情報管理の上で適正な取扱いを確保することは不可欠である。また、臨床研究法上の特定臨床研究を始め、医学系研究における現場が抱える運用上の負担を軽減するため、現場の意見収集と手続の簡素化を図る。

ⅰ）創薬力の強化

製薬産業を我が国の基幹産業と位置付け、創薬力の強化を図るため、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」の中間取りまとめに沿って、創薬シーズの実用化を支援するインキュベーション機能の充実を図るなど、必要な取組を進める。また、厚生労働省と医療分野の研究開発を推進する内閣府健康・医療戦略推進事務局が官民協議会の運営を通じて、医薬品政策の全体を見る司令塔機能を更に発揮・強化するとともに、そのための体制強化等に必要な措置を講じる。創薬プロセス全体を多数のＡＩで制御し統合する創薬ＡＩプラットフォームの構築を推進する。創薬ＡＩを始めＡＩの活用に向けた環境整備として、ＡＩ利用技術の開発、データベースとその利活用システム、計算資源の整備を進める。

ⅱ）認知症研究等の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、認知症当事者の視点を取り入れた社会実装への研究・開発を推進するほか、認知症等の脳神経疾患の本態解明に資する研究開発や研究基盤の整備、認知症研究プラットフォームの構築、認知症の早期診断に向けたバイオマーカーと効果的な治療法の開発等により認知症施策を推進する。

ⅲ）MCM（感染症危機対応医薬品等）の研究開発

ワクチン・診断薬・治療薬等のMCM開発戦略の策定や見直しを行い、基礎から実用化までの一貫した研究開発の支援を通じて、感染症有事に対して平時からの準備を着実に進める。

②国民の安心・経営の持続可能性－質の確保と選択肢の拡大－

ⅰ）予防・健康づくり領域に係るサービスの質の見える化・向上

国民が安心して予防・健康づくりサービスを選択しやすくなるよう、また品質が向上し健全なマーケット形成に資するよう、「質の見える化」を推進し、学会や民間団体等によるエビデンスの整理や、サービスの質についての第三者による客観的な認証を行う枠組みづくりを促進する。また、こうした枠組みの下、質が確保され

たサービスについて保険者等による積極的な活用を推進する。

ⅱ）多様なサービス提供と経営の持続可能性

公的サービスの安定提供を前提とした上で、一定の条件の下、地域を支える医療法人の業務の在り方の検討や、介護施設等の保険外サービスの運用改善等を進め、多様なサービス提供や経営の持続可能性確保につなげ、結果として医療介護従事者の賃上げを図る。

さらに、小規模事業者ほど収益性・賃金水準・人手確保等が厳しい傾向にあり、近年、事業承継・再編のニーズも増えていることから、関係施策（事業承継税制、産業競争力強化法による税制優遇、事業承継・M&A補助金等の活用）や昨年４月から個人立の医療機関等も参加可能とした地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の積極的な周知・活用・好事例の紹介、福祉医療機構による優遇融資の大幅な拡充による経営支援、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関との連携等による売手・買手の円滑なマッチング支援等を進める。

また、今後の高齢者・介護関連サービスの発展に向けて、自治体と民間事業者が連携して地域づくりを担う先進的モデルを創出・普及するとともに、自治体・専門職・職域といった主体が高齢者・介護関連サービス事業者との連携を深めるためのインセンティブ設計等の仕組みづくりを進める。

ⅲ）保険外併用療養費制度の運用改善（迅速なアクセス）等

有効性評価が十分でない最先端医療等（再生医療等製品、がん遺伝子パネル検査等）について、国民皆保険の堅持とイノベーションの推進を両立させつつ、希望する患者が保険診療の対象となるまで待つことなく利用できるよう、保険診療と保険外診療の併用を認める保険外併用療養費制度の対象範囲を拡大する。

あわせて、一定の質が確保された自由診療を対象とする民間保険が近年誕生しており、一定の評価を得ていることも踏まえ、患者の負担軽減・円滑なアクセス確保の観点から、民間保険会社による多様な商品開発が一層促進されるよう、保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を推進していく。有効性評価が十分に求められる公的保険の手前の段階として民間保険に委ねられる分野に関する共通理解を醸成するため、保険外併用療養費制度等の各種制度に関する基本理解（プリンシプル）について、民間保険会社等と対話を深めることを通じ、民間保険会社等による自主的な商品開発の取組を促していく。

特に、再生医療については、薬事承認と同等の有効性・安全性を前提に、関連する医療技術の成熟度や普及性の評価も含めて先進医療での実施の在り方について、検討を行う。

バイオ後続品について、国民皆保険を堅持しつつ患者の希望に応じて利用できるよう、2024年10月から施行された長期収載品の選定療養を参考にしながら保険給付の在り方について検討を行う。

さらに、多様な患者ニーズを充足するため、選定療養として導入すべき事例等について、幅広く国民や医療関係団体等から意見を募集するとともに、寄せられた意見について令和８年度診療報酬改定に向けた議論の中で検討する。疾病の治療等に当たって、薬事承認された医薬品等の効能・効果のうち一部が保険適用されなかった場合について、製造販売業者からの申請に基づき、速やかに選定療養の対象とす

ることができる仕組みについて検討する。

（７）大阪・関西万博

大阪・関西万博において、社会課題解決につながる技術の実証・発信を行うほか、日本全国の魅力発信、来場者の地方への誘客及び国際交流やビジネスマッチングの機会の提供に取り組み、それらの成果をレガシーとする。

Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推進

国際的には、ＡＩ革命とも呼ばれる生成ＡＩ等のデジタル技術の台頭により、そうしたデジタル技術を駆使する生産性が高い産業・企業において、より高い賃金が実現し、そこに労働者が移動していくという流れが生まれつつある[27]。他方で、我が国においては、企業間の労働市場が未成熟であり、また、企業内でも年功賃金制等の雇用制度が維持されているため、生産性の高い企業、生産性が高い労働者においても、その賃金は据え置かれるという、賃金市場における価格決定シグナルが成立しない、賃金の価格メカニズムの機能不全に陥っている。

同時に、長年のコストカット型の経済によるデフレの悪循環という従来からのボトルネックは解消しつつあるが、人手不足も、生産性向上のための投資のボトルネックとなりつつある。近年、女性と高齢者の就労参加は増加してきたが、それも限界に近づきつつある中、就業構造と産業構造の改革を一体で進め、生産性の高い成長産業・企業への円滑な労働移動を実現しなければ、人手不足により成長産業・企業の成長が阻害されるという課題がある。

働く人の選択肢の拡大と継続的な賃金向上という観点からは言うまでもなく、労働供給制約社会における企業の継続的な成長の観点からも、リ・スキリングによる能力向上支援[28]、ジョブ型人事の導入[29]、労働移動の円滑化から成る三位一体の労働市場改革を加速して実行する。

同時に、労働供給制約社会の中で、働く人が自らの意思に基づき、多様な選択肢を得られるよう、働き方改革の総点検や副業・兼業の一層の推進を行う。

１．三位一体の労働市場改革の加速

構造的に我が国に賃上げを定着させるため、三位一体の労働市場改革を着実に実行する。

（１）リ・スキリングを始めとする能力向上支援

地方の労働者にとっては、対面に加え、オンラインの活用により質の高い多様なキャリアコンサルティングやリ・スキリング講座へのアクセスが可能になることから、教育訓練給付、高齢・障害・求職者雇用支援機構を活用した非正規雇用労働者等向けの職業訓練等のリ・スキリング支援策についても、オンライン対応講座の拡充や、ハローワークでの申請手続・キャリアコンサルティングのオンライン化を図る。

さらに、個人がリ・スキリングにより獲得したスキルをデジタル上で認証する仕組みなど、リ・スキリングに関するあらゆる事項のデジタル化について、関係省庁一丸となって、課題の洗い出しと対応方針の具体化を進める。

労働者のリ・スキリングによる最先端の知識・技能の修得（2029年まで毎年約3,000人以上）や、地方の経営者等の能力構築（2029年までに約5,000人）に向け、大学等が中心となり自治体や産業界等との協働による実践的な教育プログラムの開発を支援する。

（２）個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入と人的資本に関する情報開示の充実

①ジョブ型人事指針の周知・普及

昨年８月に公表した、多様な導入企業の多くの事例を具体的に掲載する「ジョブ型人事指針」について、人的資本経営コンソーシアム（人的資本経営の先進事例の共有や効果的な情報開示について日本企業と投資家が検討を行う場）等の様々な機会を通じて周知・普及に努め、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入を進める。

②人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上

人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であることから、有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討する。

あわせて、人的資本経営を全国に広げ深化させていくため、地方の企業を含めた機運醸成を図るとともに、企業の経営戦略と連動した人材戦略の策定や人的資本への積極的な投資を進める観点から、「人的資本可視化指針」（資本市場に人的資本の情報開示を行う際に参照できる開示事項・手法等のガイドライン）を見直し、ジョブ型人事の導入状況も含め、情報開示の充実を図る。

③労働者のワークエンゲージメントの向上

労働者の仕事へのやりがい・働きがい、いわゆる「ワークエンゲージメント」を高めるため、企業による従業員への経営ビジョンの共有や人事管理の改善等の好事例をまとめた事例集の周知等に取り組む。

（３）労働移動の円滑化

①社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する[30]。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

②労働者が将来のキャリアを見通すためのハローワークの助言機能等の強化

ハローワークの職員に対して、キャリアコンサルタントの資格取得やＩＴ・介護等の分野のリ・スキリングに関する研修を実施することを含め、職員の体制強化を図る。

また、円滑なキャリアコンサルティングのため、厚生労働省の新たな労働市場データプラットフォームの活用と併せて、ハローワークインターネットサービスにおけるＡＩの活用を進め、一人一人に応じた職業選択に資するハローワークの情報提供や助言機能の強化を加速する。

加えて、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含むキャリアプランニングの支援を強化する。

③幹部候補人材の育成の仕組みの構築

CEO（Chief Executive Officer：最高経営責任者）・COO（Chief Operating Officer：最高執行責任者）・CFO（Chief Financial Officer：最高財務責任者）等のいわゆるC職と呼ばれる幹部の候補人材の選抜・育成のための仕組みとして、CEO以下の社内者を中心とする人材育成委員会等を設置し、人事部門・事業部門等と連携しながら幹部候補人材の選抜・育成を担うことについて、企業向けのガイダンスを通じて働き掛けていくとともに、教育訓練給付等により、中堅企業・中小企業・小規模事業者も含めて幅広く、その育成を後押しする。

２．多様な人材の活躍推進

副業・兼業の推進、同一労働・同一賃金制の徹底、働き方改革の総点検、女性の活躍推進等を通じ、多様な人材の活躍を推進する。国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める（この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。）。

（１）副業・兼業の推進

副業・兼業は、労働者にとっては次のキャリア設計や起業につながるものであり、企業にとっても社内に不足する能力・ノウハウを有する人材を受け入れることで中堅・中小企業のイノベーションにつながるといった意義がある[31]。実際に副業・兼業を認める企業は増加しており、副業・兼業を希望する者は多いが、副業・兼業を制度的に認めて積極的に推進する企業を更に広げていくことは課題である[32]。

副業・兼業に関する様々な課題を検討の上、労働者の健康確保を前提としつつ、副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。

あわせて、地方公務員や教員における副業・兼業を推進する観点から、現行制度では、例えば、公立校の常勤教員について、原則禁止で教育委員会の許可を得る必要があるところ、まずは、厚生労働省が企業向けに策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の教員版や地方公務員版を策定することを検討する。

（２）同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁じる同一労働・同一賃金制の施行については、都道府県労働局が原則執行し、労働基準監督署は、取

組の不十分な企業のうち労働局が指導・助言をしていない企業に対して点検要請書の対面交付を行っている。同一労働・同一賃金制の施行強化の観点から、労働基準監督署の一層の活用策を検討する。

不本意非正規雇用労働者は減少傾向にはあるものの、依然として180万人程度存在する。正規雇用を望む人が速やかに正規雇用に転換できるよう、非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指す環境の整備や正規化支援の充実を図る。

（３）働き方改革関連法施行後５年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後５年を踏まえた状況の把握と総点検

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後５年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パートタイム・有期雇用労働法等の在り方について労働政策審議会で検討する。

②建設業における働き方改革

持続可能な建設業の実現に向け、「労務費の基準」を活用した労務費等必要経費の確保と支払、2024年12月に施行された資材高騰分の転嫁対策の新ルール、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大などによる処遇改善を進める。

また、受発注者を実地調査する建設Ｇメンの体制強化を図ることで、処遇の確保や取引適正化を図る。

加えて、時間外労働上限規制内容の普及啓発といった働き方改革の促進、省力化投資促進や他分野連携による地域の建設業者の生産性向上・災害対応力強化、女性・外国人等の多様な人材の活躍に向けた環境整備による担い手の確保・育成を進める。

さらに、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくために、無理な工程管理や長時間労働を是正する必要があることから、公共工事・民間工事問わず週休２日等休日を考慮した工期設定の徹底などを促し、労働環境の改善を図る。特に、週休２日工事等を実施していない市区町村に対しては、速やかに実施するように促す。

③物流業における働き方改革

2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、物流全体の適正化や生産性向上、自動運転等の抜本的なイノベーションに向けて、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モーダルシフトや物流ＤＸ・標準化、外国人材の一層の活用等による物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等を推進する。

適正運賃の収受や多重取引構造の是正等に向けて、改正物流法の執行体制を確保し、物流効率化のための計画作成・報告等の義務付けの事業者への周知の徹底や取組事例の発信に努める。

下請法改正法（中小受託取引適正化法）を契機として、違反原因行為の疑いのある荷主や元請事業者に対してトラック・物流Ｇメンによる一層の是正指導を行う。

また、トラック運送については、貨物自動車運送事業法の改正により、新たに創設される適正原価制度等を活用し、更に強力かつ確実に価格転嫁を徹底する。

（４）女性の活躍推進

我が国の男女間賃金差異は長期的に縮小傾向にあるが、国際的に見れば依然として差異が大きい。男女間賃金差異の情報公表の義務対象を常用労働者数が101人以上300人以下の中小企業にも拡大する改正女性活躍推進法が成立したことを踏まえ、新たに開示義務の対象となる中小企業に対して法改正の周知を行うとともに、常用労働者数が100人以下の企業も含めて、支援を行う。あわせて、男女間賃金差異の要因分析の結果について「説明欄」に記載することを促し、賃金差異の是正につなげていく。

特に地方におけるアンコンシャス・バイアスが女性の職場での活躍への制約や若い女性の流出につながっているとの現状を踏まえ、地域の働き方・職場改革を起点として、地域社会の変革に取り組む自治体を国が支援し、男女ともに「働きがい」と「働きやすさ」が実感でき、活躍できる地域社会を実現していく。その際、地域の中の主要な職場である自治体自身の働き方・職場改革として、会計年度任用職員の処遇改善や能力実証を経た常勤化の推進等に併せて取り組む。

（５）外国人材の受入れに関する制度整備

育成就労制度の運用開始に向け、外国人育成就労機構等の体制整備を含めた準備を着実に進め、特定技能制度の対象分野の設定や業務の実情に応じた日本語能力基準の設定等を通じ、一定の専門性・技能を有する人材の受入れを推進する。また、外国人材のキャリアパスの多様化を目指す。

あわせて、出入国在留管理の適正化・厳格化を進める観点から、電子渡航認証制度（JESTA）の整備を2028年度中に行うとともに、当該システム利用時に外国人から徴収する手数料を、外国人政策のための財源としても活用すること等の検討を進める。

（６）留学モビリティの拡大、教育の国際化

我が国の成長をけん引する人材を育成するため、初等中等教育段階からの国際交流の促進、官民一体となった留学のための奨学金等の戦略的活用や、多様で優秀な外国人留学生の誘致及び国内定着に取り組む。加えて、留学モビリティ（日本人の派遣及び外国人留学生の受入れの一体的な推進）の拡大のため、多文化共修環境の構築や質保証を伴った大学間交流の強化に取り組む。

３．産業人材育成プラン

日本の人材供給の現況を俯瞰（ふかん）すると、例えば、工業高校と高専卒の学生に対する求人倍率は20倍であり、強い労働需要に応えられていない。ドイツなど主要国と比較して大学の理工系学生の割合が少ないまま、四年制大学で文系学生を育

てることに相当の力を割いているなど、我が国の経済・社会のニーズから乖離（かいり）しているとの指摘もある。
　今後、大きな産業構造変化により、就業構造にも大きな変化がもたらされることが想定される。具体的には、①ＤＸによるサービス化等で高付加価値化する「製造業Ｘ（エックス）」化、②情報通信業・専門サービス業の成長産業化、③省力化投資を活用して高付加価値化する「アドバンスト・エッセンシャルサービス」化といった産業構造の変化に応じた就業構造の変化を踏まえた人材育成が求められる。
　こうした転換を国家戦略として捉え、地域の産業構造の特色を踏まえて、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）を含む産業人材のニーズを分析した上で、必要な教育プログラムの整備を進めるとともに、産業界から教育機関への資金提供や共同での教育プログラム作りなどの流れを作り、加速させていくため、ここに「産業人材育成プラン」を策定し、関係省庁が連携して取り組んでいく。

①産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備
　全国で地方ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場を立ち上げる。
　上記の地域における人材需要を踏まえて、都道府県等の地域ごとに、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官金労等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図る。

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実
　初等中等教育段階における、産業人材育成に向けた教育プログラムの充実のため、教育機関側が産業界に求めるリソースや産業界が提供し得るリソースについて、双方のコーディネートを行いながらマッチングを促進する仕組みの構築に向けて、今年度中に検討する。
　社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やＤＸ・ＡＩ・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。
　高専・大学段階では、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」による事業等を活用し、高専の新設等への支援や、寄附講座や共同研究等の実施も含め、企業からの資金提供や人材の派遣・交流等、産業界と連携した取組を促すことにより、成長分野への学部・学科の再編等を進める。半導体等の地域の産業ニーズ等を踏まえた技術領域に対応する産業人材を育成するため、高専教育の高度

化を図るとともに、複数の大学・高専と産業界のネットワークをいかした人材育成を充実する。

専門学校においても、今後の急激な技術変化を踏まえて、教育内容を迅速にアップデートするとともに、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）等を養成するリカレント教育のプログラム開発等を支援する。

科学技術人材の育成については、産学連携の新たな枠組みを構築し、先端技術分野での共同研究を通じた、産業界でも活躍できる優れた研究者や、産業・研究基盤を支える技術者、大学等における研究開発マネジメント人材の育成・確保や、関連制度・システム改革等、人的投資の拡充に向けた取組をパッケージとして一体的に実行する。

労働者のリ・スキリングについては、Ⅵ．１．（１）に記載の「リ・スキリングを始めとする能力向上支援」に取り組む。起業家教育については、Ⅳ．１．③に記載の「スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化」に取り組む。人的資本の情報開示については、Ⅵ．１．（２）②に記載の「人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値の向上」に取り組む。

③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進

地方創生に不可欠な地域での人材育成に対し、産業界からの資金の流れを強化するため、官民連携の重要な手法である企業版ふるさと納税について、地方自治体と企業とのマッチング支援を強化し、企業による利用促進を図るとともに、企業が大学等の教育研究の充実のための基金等に寄附する際の手続の簡素化や、企業による地元の学校の教育活動への貢献を促進する方策の強化を図る等の取組を進める。

産業界と連携した学部・学科の新設等に係る設置認可手続について、実務家教員をより採用しやすくするため、民間企業経験者などを審査体制に加え、教員資格審査の改善を図るなど、設置認可手続における迅速かつ円滑な審査に向けた具体的な方策を検討する。

高専におけるアントレプレナーシップ教育の充実を図るため、スタートアップ経験者・支援者や研究者等の外部専門家による高専生向けの講義・セミナーの開催、地元の中小企業等とも連携して地域課題の解決に取り組む社会実装教育や起業家工房の活用等を通じたアントレプレナーの育成、全国高等専門学校ディープラーニングコンテスト（DCON）等を推進する。また、高専発スタートアップの創出・育成のため、高専機構等によるアントレプレナーシップ教育パイロット校等での外部専門家等による起業希望者への助言・メンタリングなどの取組を推進するとともに、こうした取組の全国的な展開等を行うためのオンラインを活用したプラットフォームを構築する。また、政府の中小企業支援策等の活用も促しつつ、関係省庁の連携により、地域の中小企業が抱える課題を、高専生や高専発スタートアップが持つ創造力とＡＩ等のデジタル技術の活用等により解決する取組を促進する。

エンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、先端分野の海外学生等への日本でのインターンシップの機会の提供や、アジア諸国でのジョブフェアの開催等により、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。

民間企業が博士人材を採用しやすい環境を整備するとともに、企業研究者に対する博士課程進学支援等により、産学官連携を通じた博士人材等の活躍を促進する。産学間の人材交流を促進するための課題整理や事例展開などを行うために産学連携ガイドラインの改訂等を検討する。

このプランの実行においては、地方の大学や高専に企業の資金がより還流するようにするため、企業経営者の目線も取り入れ、大学・高専などに寄附して教育内容は任せきるのではなく、ＪＶのように共同事業として、共同教育や共同研究にとどまらず、学部学科等の運営まで実施するような事例の創出にも取り組む。

加えて、高卒採用におけるいわゆる一人一社制は、高校生が高卒で会社を受ける場合、教員の推薦のある企業を原則一社しか受けられず、当該一社を落ちたら初めて次の企業を受けられるものとなっており、高い就職率を確保する効果がある一方で、多様な選択肢を阻害している面もある。高卒の方の就職活動において、高校生が多様な選択肢の中から就職先を選べるようにするために必要な施策を具体化する。

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

資産運用立国の施策について、これまで取り組んだNISAの抜本的拡充・恒久化、コーポレートガバナンス改革、資産運用業やアセットオーナーシップの改革といった幅広い施策は着実に進展し、「貯蓄から投資へ」の流れも動き始めている。

しかし、資産運用立国を実現するにはいまだ道半ばであり、家計、企業、金融商品の販売会社、資産運用会社、アセットオーナーなど、インベストメント・チェーンを構成する各主体に対する働き掛けをより一層効果的なものとする必要がある。

日本の資本市場を「国内の人々が海外にも投資し、世界からも投資を呼び込む双方向のプラットフォーム」にすべく、資産運用を軸にした経済社会の構造改革を更に推進する。

国内市場は「金利のある世界」へと移行し、国際的にも各国の政治動向や地政学的リスクといった不確実性にマーケットが直面するなど、歴史的な金融・経済環境の転換点にあることを踏まえ、資産運用立国の施策を一層推進し、国民の長期・安定的な資産形成を支援していく。

１．資産運用立国の更なる推進

本年10月のJapan Weeksに向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化等を検討・実施することで、資産運用立国の実現に向けたモメンタムを維持し、更に強化していく。

本年10月のJapan Weeksや資産運用フォーラムの機会を通じ、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させる。資産運用フォーラムでは、国内外の資産運用会社等の知見を踏まえた成果物を取りまとめる。

資産運用立国に向けた改革を実現していくため、引き続き政府の推進体制の強化に取り組む。その際、金融庁の体制について、抜本的な組織拡充を検討する。

また、資産運用立国の推進に当たっては資本市場への信頼が確保されていることが重要である。不公正取引等の違反事案に対し、抑止力をより一層高めていく観点から、違反行為に対する課徴金の在り方等も含め、十分な抑止効果が発揮されるよう検討していく。

２．家計の安定的な資産形成

①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備

家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行うことができるよう、J-FLEC（金融経済教育推進機構）の個別相談等の現場で活用することも念頭に、必要に応じてマイナンバーとの情報のひも付けも検討しつつ、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組みを整えるなど、年金も含めた金融情報の可視化のための環境整備を進める。

職域における金融経済教育の提供を浸透させる観点から、各省庁はJ-FLECと連携しつつ、所管分野の関係企業や経済団体に対する周知広報に取り組むとともに、全企業の範となるよう、本省庁及び地方部局における金融経済教育研修を導入する。J-FLECは、地方における活動の底上げを図るとともに、投資を始めたばかりの方を含め、中小企業や非正規雇用で働く方にも確実に教育機会が提供されるよう、分かりやすく信頼できる情報発信の強化にも取り組む。

確定拠出年金（iDeCo及び企業型ＤＣ）については、令和７年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。

企業型ＤＣについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対してより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう促す。

確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。

企業年金（ＤＢ及び企業型ＤＣ）の運用状況等の情報開示に向け、厚生労働省が情報を集約し公表することとされているが、必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図る。

個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、デジタル技術の進展を踏まえつつ、東証は上場株式の投資単位の更なる引下げに向けた検討を進める。

NISAの更なる利便性向上に向けて、政府は、家計の安定的な資産形成の促進の観点から、NISAについて、効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。

②高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備

長寿化の進展により高齢期に向けた資産形成・管理の重要性が高まっている中で、個々人がライフステージの各段階で適切な金融サービスが選択できるよう、J-FLECにおいては、シニア層をターゲットとしたイベントの積極的な開催を進めるほか、企業・地域コミュニティ等と連携の上、お金の学びを得る機会や個別相談を受ける機会の増加に向けた周知広報など、金融リテラシーの向上に向けた取組を更に工

夫・強化する。また、高齢顧客保護の観点から、詐欺被害対策を含め、金融経済教育を徹底する。

高齢者を含めあらゆる世代がNISAの投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含むNISA制度の充実を検討するなど、政府は退職後の生活の安定にも資する資産運用サービスの充実の具体策について検討する。

高齢顧客の将来的な認知判断能力の低下に備え、親族等の代理取引を可能とする金融サービスである「家族サポート証券口座」の普及促進など、金融業界における高齢顧客の様々な課題やニーズに寄り添った丁寧な対応を業界団体と共に促す。

③若い世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備

子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する。

また、「長期・積立・分散投資」やインフレ時の資産管理の重要性も踏まえ、次期学習指導要領における金融リテラシーの向上に資する記載の一層の拡充について検討する。

３．中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

①スタートアップ投資等の更なる推進

スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、政府は、国内ベンチャーキャピタルへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（ＰＥ（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討する。また、海外投資家からスタートアップへの投資を促進するため、LPS（投資事業有限責任組合）に関する制度を海外投資家にとっても分かりやすいものになるよう、経済産業省は金融庁等の関係省庁と連携して検討を開始する。

顧客ニーズに応じて、業態の垣根を越えて金融グループとして高度で多様な金融サービスを一体的に提供することは、顧客利便に資するものである。この観点から、銀証ファイアーウォール規制の見直しを着実に進める。その前提として、金融機関において、顧客情報管理や、利益相反管理、優越的地位の濫用防止が適切に図られるようモニタリングを行う。

金融グループによる資金供給の円滑化を図る観点から、金融機関の投資専門子会社の投資対象の拡充を検討するとともに、新株予約権付融資における新株予約権の利息制限法等における論点について金融機関等を交えて検討を進める。また、大規模なM&A資金への対応など一時的な巨額の資金需要に対応するため、大口信用供与等規制における一時的な限度額の超過許容を検討する。

プロ投資家（特定投資家）によるスタートアップ企業の株式（非上場株式）への投資の活性化の観点から、米国並みの資金調達環境を整備するために昨年の経済対策で打ち出された「日本版ルール506」について、本年２月にはプロ投資家向け私募制度においてインターネットを含む様々な媒体による勧誘等が可能となり、また３月には個人がプロ投資家になるための要件の更なる明確化などが行われたところである。引き続き、プロ投資家からの資金調達を促進するため、プロ投資家に対して制

度の周知を図るとともに、日本証券業協会における、投資家保護に留意しつつ市場関係者のニーズ等を踏まえた、証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制の見直しについて検討を促す。このほか、発行開示書類の届出免除基準額の見直しを図る。

また、Ⅲ．５．「ＰＥファンド等への成長投資の強化」に記載のGPIFに加え、共済組合等における、受益者等の利益に資する観点から、特定のアセットクラスに偏ることなく、国内のＰＥファンド・ベンチャーキャピタルを含め、オルタナティブ資産への投資の引上げや、Ⅳ．２．②に記載の「のれんの会計処理の在り方の検討」、Ⅳ．２．③に記載の「東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討」及びⅣ．３．①に記載の「オープンイノベーション促進税制の活用促進」に取り組む。

②インパクト投資市場の拡大に向けた取組

社会的課題の解決を通じて企業価値・投資収益の向上を図る観点から、引き続きサステナビリティ投資を推進する。具体的には、インパクト投資の案件創出に向けて、Ⅳ．１．④に記載の「インパクトスタートアップ（社会的起業家）に対する支援」に取り組むほか、インパクトの可視化・ビジネス構築等への支援強化等によるローカル・ゼブラ企業（地域の社会課題解決の担い手となる企業）等の育成を図る。また、国際的な団体等とのネットワークを強化し、我が国の取組に関する対外発信を充実させる。こうした取組により、企業が視点の転換を図り、金銭的リスク・リターンに加え社会面・環境面のインパクトを考える、マルチステークホルダー型企業社会を推進する。

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

４．企業価値の向上・コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス改革を引き続き推し進めることにより、中長期的な企業価値の向上を更に後押しするとともに、企業による積極投資を促進し、価値向上による果実を家計を含めた主体に広く分配することが重要である。このため、企業や投資家の形式的な対応をより実質的なものに変えていくため、独立社外取締役等が取締役会で機能を発揮するために必要な取締役会事務局の取組や、投資家と企業とのエンゲージメントについての好事例や投資家と企業の認識にギャップがある事例を公表し、関係者に周知・浸透させる取組を進める。また、企業の稼ぐ力を更に向上させるため、経営資源の配分先には設備投資・研究開発投資・地方拠点の整備・スタートアップ等を含む成長投資、人的資本や知的財産への投資等を含む多様な投資機会があることを認識することが重要であり、経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化を含むコーポレートガバナンス・コードの見直しを検討する。これらの施策を含むコーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージを取りまとめる。

全上場企業に対する「株主総会前の適切な情報提供に係る要請」を踏まえ、その促進・実態把握をするとともに、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境

整備に向け制度横断的な検討を進める。

中長期的な企業価値の向上に資するサステナビリティをめぐる取組の開示に対する投資家のニーズを踏まえ、規模の大きい上場企業におけるサステナビリティ情報の開示・保証に係る制度整備を図る。

ＰＥ投資において、報酬制度等を活用して投資先の従業員に対して企業のオーナーシップを付与することで、従業員の会社に対するエンゲージメントを高め、ファンドによる投資リターンを従業員へ還元する例が見られるところである。こうした取組を広く日本の企業に普及させることで、従業員の士気向上や中長期的な企業価値の向上につなげる。

５．資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

①資産運用業の高度化

来年４月目途の日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を契機として、新しい協会と連携し、日本に、世界の資産運用会社と質・量ともに伍（ご）していける会社が生まれるよう、以下の取組を通じて業界の変革を進める。

大手金融機関グループにおける資産運用力向上等に関する取組のフォローアップを行い、各社に継続的な深化を求め、業界の変革を後押しする。

新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の施策が更に加速するよう、EMPに係る取組事例のフォローアップを行うなど、大手金融機関に対して新興運用業者の活用への働き掛けを引き続き行うとともに、アセットオーナーとベンチャーキャピタルの間の相互理解の促進に向けて取り組む。

ベンチャー投資を含めアクティブ運用においては、優れた企業の目利きができる人材を質・量ともに充実させることが不可欠である。各産業に通じた人材、特に、ディープテックやバイオの専門人材が育つことは、各産業の成長支援・優良企業への投資促進にもつながっていくことから、バイサイドのアナリストを始めとする資産運用業界の人材の充実に向けた実態把握を進める。

資産運用を支えるバックヤードの業務・システムについて、カストディアン（資産管理信託銀行）・レコードキーパー（確定拠出年金の記録関連運営管理機関）・システムベンダーなどの様々な関係者が存在し、その内容が複雑化・高コスト化しているとの指摘もある中で、資産運用のインフラとなっている業務・システムの合理化に向けた実態把握を進める。また、アセットオーナーを支える金融機関等に対するモニタリングの更なる強化を図る。

生成ＡＩやブロックチェーン等の新たな技術の登場を踏まえ、資産運用業の高度化への将来的な活用に向けて、官民で検討を進める。

金融・資産運用特区については、「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、北海道・東京・大阪・福岡の４地域を対象地域に決定し、国内外の金融・資産運用業者の集積や地域の産業・企業の育成支援に向けた規制改革等に取り組んできた。こうした取組を特区地域への金融・資産運用業者の新規参入につなげるべく、４地域と連携して対外的な発信強化のためのプロモーション施策を実施し、日本市場の魅力の積極的な発信や関係者間の対話を充実させる。あわせて、海外からの新規参入事業者への創業支援の取組を継続する。

また、海外において行われている、銀行・証券・保険・不動産等に関する資産運用や管理を横断的に行う「ウェルスマネジメント」のようなサービスの提供に向けた環境整備について、実態把握の上、検討を行う。

②アセットオーナーシップ改革の更なる推進

アセットオーナーの資産運用の高度化に向けた指針ともなるアセットオーナー・プリンシプルについては、５月末時点で213主体に受け入れられている状況である。関係省庁は引き続き周知を進め、プリンシプルの受入れを更に進めるとともに、各アセットオーナー自身による運用の点検を通じて、資産運用の高度化に向けた取組を後押ししていく。

国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、ポートフォリオを始めとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理する。特に、国際卓越研究大学の認可における体制整備の判断に際しては、今後、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを要件に盛り込む。

確定給付企業年金（ＤＢ）について、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを更に進めていく。また、給付の在り方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、ＤＢの運用の在り方を含め、事例を整理・公表する。

Ⅷ. 地方経済の高度化

官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限に引き出す。企業資金を地方に呼び込み、新技術を徹底的に活用するとともに、新時代のインフラ整備等を進めることで、地方経済の高度化を図る。

１．地方におけるイノベーション拠点の強化

地方におけるイノベーションの促進に向けて、地域中核大学におけるインキュベーション施設の拡大や、キャンパス全体の共創拠点の更なる整備充実、地域の中核大学や企業、自治体等が連携する産総研ブリッジ・イノベーション・ラボラトリやスタートアップ・エコシステム拠点など、地方のイノベーション拠点の強化を図る。

２．企業資金の地方への呼び込み

企業資金の地方への呼び込みや地域金融力の強化等を通じ、全国各地での地方経済の高度化を推進する。

①企業版ふるさと納税等の改善

地方での産業立地とスタートアップの拡大のため、企業版ふるさと納税の制度改善を検討する。

具体的には、まず、例えば、スタジアム等の施設を建設する際に、半分は自社利用で半分は地域利用に開放する際に、企業版ふるさと納税の対象となっているかが曖昧という課題がある。こうした資金提供にも一定の公益性があることを踏まえ、企業版ふるさと納税の対象として明確化することを検討する。

また、企業版ふるさと納税について、企業が自社の地元に寄附をした場合には対象にならないといった制限の在り方について、企業からの期待があることも受け、

制度の趣旨や近年の本制度の適用状況、真に地方創生に資するかなどの点を踏まえて、検討を行う。

②地方への積極投資の大胆なインセンティブの検討

地方に対して東京の大企業やスタートアップが積極的に投資を行うための大胆なインセンティブについても検討を行う。設備投資・研究開発投資の促進だけでなく、例えば、まちづくり等の地域の公共性、正の外部性がある投資について、市町村の認定の下で支援する枠組み等も検討する。あわせて、地域密着型の新規事業の立ち上げを支援するローカル10,000プロジェクトの活用を促進する。

③個人版ふるさと納税の健全な発展

個人版ふるさと納税についても、その返礼品の提供を通じ、地場産業の振興や雇用の創出につながることが期待される。引き続き、個人版ふるさと納税の健全な発展に向け、取り組んでいく。

④コーポレートガバナンス等における対応

地域のまちづくり・スタートアップ等の成長投資をコーポレートガバナンスに位置付けることで企業の投資を促すべきであり、企業の積極的な投資による地方における拠点整備が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにする。

⑤地方への投資への道案内の体制整備

地方への投資の際の「道案内」の体制についても検討を行う。都道府県・市町村の各レベルで、ワンストップで企業のサポートを行う部署・人材に乏しい現状を踏まえ、地域の行政や企業について道案内を行うことを、国による伴走支援も活用し、後押しする。

⑥地域金融力の強化

地域外からの企業の投資の呼び込みも含めて、地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しを監督指針等により促進し、こうした幅広い金融仲介機能の発揮のために地域金融機関自体の経営基盤を強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）していく。そのため、地域金融関連施策をパッケージ化して「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、強力に推進していく。

３．地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保

（１）ワット・ビット連携の推進

経済安全保障や日本の産業力強化の観点から国内でデータセンター等を整備する需要が高まっている。政府においては「ワット・ビット連携」構想を打ち出し、データセンターの地方への分散化を図ることにより、ＧＸとＤＸの両立や地方創生の推進を目指している。こうした動きを踏まえ、国内のデータセンター投資を促進しつつ不動産を含む多様な運用手段の提供を図るため、REIT（不動産投資信託）の保有資産として、データセンター等を組み入れるための環境整備を行う。あわせて、再

生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組む。

（２）地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のリ・デザイン

①100か所以上での自動運転サービスの導入

「モビリティ・ロードマップ2025」に基づき、以下の取組を推進する。

・バスやロボットタクシー等の自動運転の社会実装に向けた全国10か所程度の先行的事業化地域を選定し各地域の課題に応じて関係府省庁の支援策を集中的に適用する。
・満たされない移動需要の掘り起こし及び需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える「交通商社機能」の普及を進めるための、バスやタクシー、自動運転を含む複数の交通手段を考慮して地域における需給をマッチングするための共通基盤の整備等を推進する。
・運輸安全委員会における自動運転車に係る事故原因究明体制の構築について法制度の整備も視野に入れて更なる検討を行う。

また、自動運転をめぐるルールの具体化等必要な制度整備を進め、事業化を加速する。あわせて、2027年度までに、無人自動運転移動サービスを100か所以上で実現する。このように、自動運転の社会実装を進める。

MaaS（Mobility as a Service）等による地域交通ＤＸを推進する。加えて、自動運転の安全な運行等のためのＧ空間情報の整備・活用を進める。全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める（通院・介護、通勤・通学、買物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など）。

②デジタルライフラインの整備

今後10年を見据えたデジタル時代の社会インフラ整備を目的とする「デジタルライフライン全国総合整備計画」及び関連するロードマップやガイドライン等に基づき、自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラＤＸ等の早期実施プロジェクトの結果も踏まえ、ハード・ソフト・ルールの３つの側面からデジタルライフラインの全国展開を加速する。

③自動運転車両の公用車利用といったスタートアップの技術の導入検討

自動運転の社会実装を加速することで地域の移動課題の解決にもつなげるため、政府調達で具体的にどのようなスタートアップの技術を導入することができるのか、自動運転の公用車利用について検討を進める。

④クルマのデジタル化の推進

SDV（Software Defined Vehicle）が競争軸となりつつある自動車市場において、ＡＩ・デジタル技術の変革下においても自動車産業が国際競争に勝ち抜くことができるよう、新たなＡＩ技術を活用した自動運転などクルマのSDV化に必要な技術開発や自動運転の社会実装の早期実現等に向けた更なる施策について、2025年に改定したモビリティＤＸ戦略に基づき着実に実行する。

⑤「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

人口減少・少子高齢化や担い手不足等への対応や観光客の地方誘客に向けて、「地域の足」・「観光の足」の確保に取り組む。

そのため、2025年度から2027年度までの３年間を「交通空白解消・集中対策期間」と位置付け、本年５月に策定した「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、自治体・事業者への伴走支援、パイロットプロジェクトの創出・全国への浸透、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築等これまでを上回る国の総合的支援の下、地方自治体における体制構築を図るとともに、全国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組む。

さらに、病院と連携した配車など交通サービスを高度化する新サービス創出に向けたＡＩ・システム等の技術実証、モビリティデータの活用等により先手先手で地域課題に対応していくための地域公共交通計画等のアップデートに向けたポータルサイトの公開や地方自治体等に対する研修、モビリティデータの標準仕様作成、バス・タクシーの業務改革やデータ活用に向けた標準業務モデル等の作成、キャッシュレス化等の省力化投資の推進に向けた支援、キャッシュレス化と連携したモード横断的な移動データの取得と活用に向けたベストプラクティス開発と横展開、ＩＴ・異業種等も含めた地域の多様な関係者の連携・協働による新結合の取組の支援、レンタカー・施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用に向けた技術開発等を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開する。その際、鉄道については、ローカル鉄道の再構築を推進しつつ、ネットワークの在り方等の議論を深化する。また、旅客運送業における外国人材の一層の活用を推進する。

（３）光ファイバ・５Ｇ等のデジタルインフラの整備

５Ｇ等の整備について、５Ｇならではの高品質サービスの普及を図るとともに、非居住地域を含めたニーズに応じた柔軟な基地局の整備や強靱化を促進する。光ファイバの整備、公設光ファイバの民設移行支援、ＢＢユニバーサルサービスの確保と併せて海底ケーブルの整備を図る。

あわせて、防災、農業、インフラ点検等の地域課題の解決に資するデジタルインフラ活用ソリューションの創出・実装を推進する。

（４）広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速

①広域交通インフラの整備

我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モーダルコネクトの強化、航空ネットワークの維持・活性化を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。

基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生２．０の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める。リニア中央新幹線については、財政投融資による支援を踏まえ、全線開業に係る現行の想定時期の下、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行う。

②防災・減災・国土強靱化の推進

人命・人権最優先の防災立国を実現するため、政府の防災施策を俯瞰し、縦割りを排した徹底的な事前防災の推進及び発災時・復旧復興期の対応の司令塔となる防災庁を2026年度中に設置し、大規模災害の発生時においても、女性・高齢者・子供・障害者・外国人などジェンダーや多様性の視点も踏まえた災害の対応と、避難生活環境の改善、福祉支援の強化、地域の防災力・広域連携の強化、官民連携、防災教育・啓発、人材育成・訓練、防災ＤＸ、防災技術の研究開発・国際展開等の事前防災の推進を並行・継続して実施できる十分な予算、専門人材を含む人員・体制を確保する。防災産業の育成、海外展開を推進する。

防災ＤＸ及び防災科学技術の推進のため、防災デジタルプラットフォームの早期実現を目指すとともに、その中核を担う新総合防災情報システムの更なる機能強化、データ連携基盤、Ｌアラート、D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）の構築・連携・活用、地域の防災関係機関間での情報流通促進を行う。また、大規模災害における被災者支援システムの広域連携のための新たな仕組み構築を推進するとともに、地震・火山噴火・豪雪等の自然災害の予測精度向上のための研究開発や、ＡＩ等の先端技術も活用した災害対応における情報共有・意思決定の高度化等、防災関連技術の開発、実装を進める。

「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のためのフェーズフリーな仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化等を進める。

（５）文化芸術・スポーツを通じた地方創生

文化資源を活用した全国への観光拡大・充実、その前提となる文化財の適切な保存・修理と強靱化、官民連携による高付加価値化、祭り等の伝統行事、伝統芸能、伝統工芸、生活文化等を活用する文化芸術活動の基盤強化を通じて、地域活性化に取り組む。また、国際的なアートフェアの誘致や我が国アートの魅力や作品の発掘強化等のアート市場の活性化を進める。

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組む。さらに、スポーツコミッションへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、2026年度からの全国的な実施を進める。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益（ひえき）するよう取り組む。

４．福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興

浜通り地域等における新産業創出に向けて、エネルギー・ロボット・宇宙等の分野でのイノベーション創出、企業誘致支援を着実に進めつつ、改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた施策を、次の５年間に強力に推進する。

また、福島国際研究教育機構の取組を加速するため、本年度から敷地造成の工事に本格的に着手し、研究開発、産業化、人材育成を着実に進める。

また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、処理水放出に関する安全性確保・風評対策・なりわい継続支援を進める。帰還困難区域の避難指示解除に向け、まずは特定帰還居住区域の除染・インフラ整備等の取組を進める。「ふくしま浜通りサイクルルート」等を活用したホープツーリズム（震災・原子力発電所事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅）や映画など文化芸術を通じたまちづくりを含め、交流人口・関係人口等の拡大を推進する。地方創生との連携も強化しながら、東日本大震災からの復旧・復興に全力を尽くす。

令和６年能登半島地震により、甚大な被害が発生した。奥能登版デジタルライフライン整備への支援や新技術の活用や住宅確保策等により、奥能登の復興が人口減少地域における地方創生のモデルとなることを目指す。

Ⅸ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進

１．全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し

経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。

まず、長きにわたり見直されていない以下の制度については、速やかに見直しを行う。

・交通遺児に給付される育成給付金は、拠出金、民間資金と国庫補助等によって賄われる支給額が40年以上据え置かれており、近年の物価高騰の中、約95%が母子家庭である交通遺児の生活環境は厳しい状況にある。
・生活困窮者自立支援制度のうち、子供の学習・生活支援事業に係る国庫補助基準額が制度創設以来約10年間継続的に横ばいであり、同事業の委託先である社会福祉協議会の人件費や、提供する事業規模の抑制を招いている。
・中小企業を含め、社員の食事補助の充実を図る取組が見られるが、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984年の見直し以降、食料品価格が上昇する中で、40年以上据え置かれている。
・地方において利用率の高いマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額は、2014年の見直し以降、ガソリン価格が上昇する中で、10年以上据え置かれている。

さらに、多岐にわたる公的制度の中には、これら以外にも同様の事例が存在すると考えられることから、上記の事例を踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。

その際、今後、長年にわたって見直しが行われない状況が二度と生じないよう、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。

２．フォローアップ等

（１）フォローアップ

本実行計画を具体的に推進するため、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、設定したKPIに沿って、PDCAサイクルを進めていく。

（２）EBPMの推進

本実行計画を推進していく上で、設定した目標値を基に、現状を評価し、それに応じて的確な対策を講じていくため、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進する。

（３）行政保有データの利用制約の緩和

EBPMを推進するためには、行政保有データを行政機関の外部の大学等の研究者が学術研究のために利用することを円滑化し、その成果が政策立案に活用されることが不可欠である。

このため、税務・関税・レセプトデータを政策の検討のために学術研究に活用する取組も参考としつつ、行政が取得・保有する個人情報の学術研究目的の利用・提供方法のユースケースとして、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備する。

（４）官と民の連携

新しい資本主義は、官と民がそれぞれ自らの役割を果たすことによって、初めて実現する。官はこれまで以上に、民の力を最大限引き出すべく行動し、これまで官の領域とされてきた社会的課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらう。

今後、人口減少が加速する下でも、潜在成長率を引き上げ、成長と分配の好循環を実現していくことは、我が国の長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性を確保し、財政の信認を維持する上で重要な基盤となる。経済あっての財政であり、必要な政策対応を行うことと財政健全化目標に取り組むことを矛盾しないものにしていく。民間の活力を引き出して、経済成長等の成果につながるよう、ワイズ・スペンディングを徹底していく。

＜本実行計画において設定している目標値＞
　本実行計画を具体的に推進するため、個々の分野において下記の目標値を設定している。引き続き、その実行状況についてフォローアップを行う。

- 2029年度までの５年間でおおむね60兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。（Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進）

- 2022 年度から 2026 年度末までに 230 万人のデジタル人材を育成する。（Ⅱ．４．（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング）
  進捗状況：2023年度は51万人を、2024年度上半期は44万人を育成。

- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。（Ⅲ．投資立国の実現）

- 公的皆保険（約45兆円）の持続可能性を確保しつつ、2050年に向けヘルスケア産業を現在の約30兆円から約80兆円規模に向け成長させることにより「100兆円ヘルスケアマーケット創出」を目指す。（Ⅲ．２．（１）ヘルスケア）

- 農林水産物・食品の輸出について、2025 年２兆円、2030 年５兆円とする。（Ⅲ．２．（３）①農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化）
  進捗状況：2024年は１兆5,071億円（前年比3.6%増加）。
  中国及び香港向けが水産物の輸入規制等の影響を受け大きく減少したが、その他の国・地域向けが大きく増加した結果、2024年の輸出実績は対前年比＋3.6%の１兆5,071億円となり、初めて1.5兆円を超えた。牛肉、米、茶など、多くの品目で過去最高を記録した。

- 中山間地域等において、複数の集落機能を補完する農村型地域運営組織等がスマート農機を活用した農用地の保全管理や ICT を活用した買物支援に取り組む事例（「デジ活」中山間地域）を 2027 年度までに 150 地域創出する。（Ⅲ．２．（３）②農林水産業・食品産業を通じた地方の成長）
  進捗状況：「デジ活」中山間地域として2024年度末時点で97地域を登録。

- 日本発コンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円に拡大する。（Ⅲ．２．（４）コンテンツ産業活性化戦略の実行）

- 2025 年より早期にインバウンド消費５兆円、国内旅行消費額 20 兆円を達成する。
  2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円を達成する。（Ⅲ．２．（５）観光）
  進捗状況：2024年のインバウンド消費は約8.1兆円、国内旅行消費額は約25.2兆円となり、2023年に引き続き目標を達成した。2024年の訪日外国人旅行者数は3,687万人と年間の合計で過去最高を記録（これまでの過去最高は2019年3,188万人）。

- 2030年における海外でのインフラシステム受注額45兆円の目標達成に向けて「インフラシステム海外展開戦略2030」を着実に実施する。（Ⅲ．２．（６）対外経済連携・海外ビジネス展開の推進）

- 対日直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とする。（Ⅲ．２．（７）対日直接投資の呼び込みの加速化）

- 2032 年度までの 10 年間で 150 兆円を超えるＧＸ投資を官民協調で実現する。（Ⅲ．３．（１）①2040 年を視野に入れたＧＸ・エネルギー政策の展開）
  進捗状況：官のＧＸ投資としては、令和７年度当初予算までに、５兆円程度の予算事業を計上。国による先行投資支援と規制・制度的措置とを一体的に講じていくことで、「10年間で官民協調で150兆円超のＧＸ投資を実現する」目標に向けて民の投資を引き出していく。また、排出量取引制度の法定化を含む改正ＧＸ推進法・改正資源法が今国会において成立。

- 持続可能な航空燃料（SAF）の 2030 年 10%導入を実現する。（Ⅲ．３．（１）①2040 年を視野に入れたＧＸ・エネルギー政策の展開）
  進捗状況：これまでの海外SAFの輸入に加え、国内で大規模製造設備による供給が開始されたことに伴い、2025年から国産SAFの商用利用開始。2025年２月にＧＸ経済移行債を活用した設備投資支援の対象事業者を採択し、国産SAFの供給拡大を推進している。

- 脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現する。（Ⅲ．３．（１）②ⅲ）地域・くらし、中小・小規模企業を含めたＧＸ推進）

- 家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比で25%削減することを目指す。（Ⅲ．３．（１）③ⅰ）地域の循環資源をいかした豊かな暮らしと地域の実現）
  進捗状況：2024年は50.6万トンで、2020年（51.5万トン）比1.7%減。

- 再資源化事業等高度化法に基づき高度な資源循環事業を３年で 100 件以上認定する。（Ⅲ．３．（１）③ⅱ）国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築）
  進捗状況：再資源化事業等高度化法の今年中の着実な施行に向けて詳細制度を検討中。

- 電子スクラップ（E-scrap）のリサイクルの処理量を 2030 年までに約 50 万トン（2020 年比５割増）に増加させる。（Ⅲ．３．（１）③ⅱ）国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築）
  進捗状況：2023年に約36万トンを処理。

- 2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）の15兆円超え、2030年に国内で先端電子部品を生産する企業の合計売上高の３兆円超えを実現させる。（Ⅲ．３．（２）②半導体投資）

- 2027年度末までに340自治体においてオンライン申請やワンストップ窓口等の改革の取組を実施する。（Ⅲ．３．（２）⑦デジタルガバメントの推進）

- バイオものづくりの官民投資額を 2030 年までに年間３兆円にする。（Ⅲ．４．③バイオ産業）
  進捗状況：バイオものづくりの官民投資額は、2022年度は年間4,389億円（推計）。

- 蓄電池の製造基盤について、2030 年までに国内 150GWh/年、グローバル 600GWh/年を確保する。（Ⅲ．４．④蓄電池）
  進捗状況：約115GWh/年の国内製造基盤を確保する見込み。

- スタートアップへの投資額を 2022 年度から５年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模（10 兆円規模）にする。さらに、将来において、ユニコーンを 100 社創出し、スタートアップを 10 万社創出する。（Ⅳ．「スタートアップ育成５か年計画」の強化）
  進捗状況：スタートアップへの投資額については、2022年以降、ウクライナ侵略による地政学リスクの高まり等により、ベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、市況が低迷する中で、世界的に落ち込んでいるのが現状である。海外の主要国における2024年の投資額（速報値）は、対2021年比で、米国が－47%、中国が－56%、英国が－61%と大きくその額を減少させている。一方で、我が国については、スタートアップ育成５か年計画の実行に着手したことで、起業家・事業会社・国内外のベンチャーキャピタル等の関係者においてスタートアップ創出・投資への機運が高まったことを背景に、対2021年比で－12%の7,793億円と他国に比して、その減少幅は相対的に小さい。また、我が国のスタートアップの数は、2021年の16,100社から2025年４月には25,000社へと約1.5倍に増加しており、その裾野は着実に広がっている。2025年５月時点のユニコーン社数は８社（2022年６社から２社増）。

- メンターによる支援事業において 2027 年度に年間 500 人を支援する。（Ⅳ．１．地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築）
  進捗状況：2022年度に年間74人、2023年度に年間548人、2024年度に年間578人を支援。2023年度、2024年度において、2027年度の目標である「年間500人」の水準に到達。

- 起業を志す若手人材の海外派遣について、2023 年度から 2027 年度までの５年間で 1,000 人規模に拡大する。（Ⅳ．１．③スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化）
  進捗状況：2023年度に400人、2024年度に391人を派遣。「５年間1,000人規模」の目標に向けて順調に拡大。

- 2023 年度から 2027 年度までの５年間で 5,000 件以上の案件について、大学発の研究成果の事業化を支援する。（Ⅳ．１．③スタートアップ・エコシステム拠点都市等の機能強化）
  進捗状況：2023年度においては、1,079件の事業化の支援を実施。

- 国や関係機関が調達する物件、工事、サービスについて、スタートアップからの調達を拡大し、創業 10 年未満の中小企業者からの契約比率を３％以上（3,000 億円規模）に早急に拡大する。（Ⅳ．３．③スタートアップに対する政府調達の拡大）
  進捗状況：創業10年未満の中小企業者との契約比率は、2023年度は1.39%。

- 量子技術による生産額を 2030 年までに 50 兆円規模にする。（Ⅴ．５．（１）量子技術）
  進捗状況：量子技術による生産額は、2023年度は7,000億円（推計）。

- ポストコロナの人材不足の中で、日本企業から人材が奪われつつある危機的状況であることも踏まえ、同じ職務において日本企業と外国企業の間に存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小する。性別、年齢等による賃金格差を解消する。
  転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を継続的に上回る。（Ⅵ．１．三位一体の労働市場改革の加速）

進捗状況：

・職務別内外賃金格差（日本企業の各職種の賃金を100とし、各国の各職種の賃金を日本の数値との比率で示したもの）

注：調査対象企業数の変動が大きいため、過去の数値と単純比較することは適切ではない点に留意が必要。

2025年１月時点

	全職種	経営 / 企画	総務	財務経理	人事	IT	クリエイティブデザイン	データアナリティクス	技術研究	プロジェクトマネジメント	営業 / マーケティング	生産
日本企業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
外資系企業（日本）	120	121	113	115	121	124	128	122	118	122	122	106
シンガポール	168	173	170	162	168	180	177	173	172	176	175	167
ドイツ	151	157	147	148	148	154	134	148	153	150	158	144
米国	150	150	134	136	142	164	148	156	158	152	152	131
韓国	127	125	122	119	126	131	136	141	128	133	129	117
フランス	117	139	126	119	121	124	117	120	112	122	122	108
カナダ	126	123	113	119	123	130	122	123	135	127	126	112
イタリア	115	116	110	110	114	114	105	102	113	117	127	101
英国	110	110	103	109	110	115	104	111	107	111	116	96
中国（北京）	123	135	109	112	123	130	136	140	122	142	127	101

（※）2025年１月時点の世界の職種別総現金報酬水準（専門職シニア7-10年目）について、それぞれ各国の各職種中央値の現地通貨の賃金を2024年の購買力平価ドル（OECD）を用いて実質化。

（出所）マーサー社資料を基に作成。

・性別による賃金格差

令和６年賃金構造基本統計調査では、男性労働者の所定内給与額に対する女性労働者の所定内給与額の割合は、一般労働者及び一般労働者のうち正社員において、それぞれ対前年比で1.0ポイント（74.8%→75.8%）、0.6ポイント（77.5%→78.1%）増加し、男女の賃金の差異は縮小傾向にある。

・年齢等による賃金格差

令和６年賃金構造基本統計調査では、一般労働者（男女計）のうち、60歳以上の年齢階級別の一時間当たり所定内給与に係る年齢階級の差分（５歳ごとの年齢階級別の数値について、１つ若い年齢階級の数値と比較したときの差分）は、60～64歳、65～69歳、70歳以上において、それぞれ対前年比マイナス0.8ポイント（マイナス21.7%→マイナス22.5%）、同マイナス2.3ポイント（マイナス11.0%→マイナス13.3%）、同マイナス1.6ポイント（マイナス4.4%→マイナス6.0%）となり、マイナス幅が拡大した。

また、一般労働者・正社員のうち、60歳以上の年齢階級別の一時間当たり所定内給与に係る年齢階級の差分は、60～64歳、65～69歳、70歳以上において、それぞれ対前年比マイナス2.3ポイント（マイナス17.2%→マイナス19.5%）、同マイナス0.7ポイント（マイナス10.3%→マイナス11.0%）、同マイナス0.9ポイント（マイナス4.2%→マイナス5.1%）となり、マイナス幅が拡大した。

・転職による賃金増加

2023年に、転職後に賃金が上昇した割合（37.2%）が減少した割合（32.4%）を上回った。

● 2033 年までに、日本人の海外留学派遣を年間 50 万人に拡大する。

2033年までに、外国人留学生受入れを年間40万人に拡大し、かつ、国内就職率を６割（国内進学者を除く。）に引き上げる。（Ⅵ. ２. （６）留学モビリティの拡大、教育の国際化）
進捗状況：日本人の海外留学派遣は2022年のOECD「Education at a Glance」等及び2023年度の日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」によれば年間136,048人（前年比38,191人増加）。
外国人留学生受入れは、2024年度は年間336,708人（前年度比57,434人増加）。
外国人の国内就職率は、2023年度51.6%（2022年度は53.3%）。

- 2025 年度までに生活費相当額を支給する博士課程の学生数を従来の３倍（修士課程から進学者の７割に相当）に増加させる。（Ⅵ. ３. ③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進）
進捗状況：2023年度に従来（2018年度に7,500人（推計））の2.5倍（18,400人（推計））、2024年度に従来の2.7倍（20,400人（推計））に増加しており、第６期科学技術・イノベーション基本計画で設定した2025年度の目標に向けて、2025年度からは大学ファンドの運用益も活用して博士課程学生の経済的支援の充実を着実に実施。

- 2027 年末時点の NISA 総口座数を 3,400 万口座、買付額を 56 兆円へ増加させることを目指す。（Ⅶ. ２. 家計の安定的な資産形成）
進捗状況：2025年３月末時点の総口座数は2,647万口座（2023年12月末時点から522万口座、25%増）、買付額は59兆円（同24兆円、68%増）。

- 2028 年度末を目途に金融経済教育を受けたと認識している人の割合を米国並みの 20%とする。（Ⅶ. ２. 家計の安定的な資産形成）
進捗状況：2022年は7.1%。

- 自動運転について、全国 10 か所程度の先行的事業化地域を選定する。（Ⅷ. ３. （２）①100 か所以上での自動運転サービスの導入）

- 2027 年度までに、無人自動運転移動サービスを 100 か所以上で実現する。（Ⅷ. ３. （２）①100 か所以上での自動運転サービスの導入）
進捗状況：無人自動運転移動サービスの実現箇所数について、2025年度中に整理・具体化予定。

- 2027 年度までに、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを行う自治体を 300 自治体認定する。（Ⅷ. ３. （２）⑤「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開）
進捗状況：2025年度末に集計予定。

- 2027 年度までに、地域交通法に基づく地域公共交通特定事業の実施計画を 300 件認定する。（Ⅷ. ３. （２）⑤「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開）
進捗状況：2024年度末までに140件を認定。

- ５Ｇ等の整備について、2030 年度末に、人口カバー率で 99%、高速道路及び国道の道路カバー率で 99%とする。（Ⅷ. ３. （３）光ファイバ・５Ｇ等のデジタルインフラの整備）

進捗状況：人口カバー率は、2023年度末で98.1%（2022年度末96.6%）となり、目標に向け順調に進捗。なお、高速道路及び国道の道路カバー率は、「携帯電話のエリア整備に関する調査」において調査中。

- 光ファイバの整備について、2027 年度末までに世帯カバー率 99.9%とする。（Ⅷ．３．（３）光ファイバ・５Ｇ等のデジタルインフラの整備）
  進捗状況：世帯カバー率は、2022年度末で99.84%（2021年度末99.72%）であり、また、2023年度は補助事業によって未整備地域を抱える15自治体において光ファイバ新規整備を実施済みであり、目標に向け順調に進捗（世帯カバー率の2023年度のデータは７月頃公表予定）。

- スマートフォンの利活用法に関する講習会について、携帯ショップがない市町村（約790団体）も含め、2025年度までに全国における講座開催を実現する。（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 Ⅸ．１．（１）⑤デジタルリテラシーの向上）
  進捗状況：2024年度に約6,500か所で講習会を開催。全市町村（1,741団体）のうち、2024年度末時点で約1,420団体（82%）において講習会を実施。また、全市町村のうち携帯ショップがない市町村においては、465団体（59%）において講習会を実施。

＜注釈一覧＞

[1] 基礎資料P1:春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）
[2] 基礎資料P2:民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標
[3] 基礎資料P3:賃金と民間設備投資の関係
[4] 基礎資料P4～5:中小企業の価格転嫁の状況
業種別の価格転嫁率（2024年９月調査）
[5] 基礎資料P6:公的需要が都道府県GDPに占める割合
[6] 基礎資料P7:低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数
[7] 基礎資料P8:中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性
[8] 基礎資料P9～10:職業別 有効求人倍率の動向
業種別 最低賃金の影響率
[9] 基礎資料P11～12:省力化投資の検討における課題
職場におけるロボット利用の省力化効果
[10] 基礎資料P13:地域経営人材の活躍状況
[11] 基礎資料P14:中小企業・小規模事業者数の経営者年齢の分布
[12] 基礎資料P15:代表者年齢別 事業における新たな取組
[13] 基礎資料P16:金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移
[14] 基礎資料P17:海外の最低賃金における指標
[15] 基礎資料P18:中堅企業等の10年間における設備投資、人材投資、給与総額の伸び
[16] 基礎資料P19:従業員規模別 研究開発投資（対売上高）
[17] 基礎資料P20:中小企業における海外展開の課題
[18] 基礎資料P21:世界の高齢化率（65歳以上人口割合）の推移
[19] 基礎資料P22:世界の自然災害発生件数
[20] 基礎資料P23:海外の日本食レストラン店舗数
[21] 基礎資料P24:訪日外国人の旅行消費（2023年４-12月）
[22] 基礎資料P25:企業誘致に関する地域の課題
[23] 基礎資料P26:地方におけるスタートアップの現状
[24] 基礎資料P27:世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額
[25] 基礎資料P28～29:官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較
重要技術の研究における日本の順位
[26] 基礎資料P30:被引用回数トップ10%の論文数の推移
[27] 基礎資料P31～33:労働移動の円滑度と賃金上昇の関係
生成ＡＩの影響を受ける労働者の割合
生成ＡＩによる自動化対象率と平均年収との関係
[28] 基礎資料P34～35:リ・スキリングによる賃金の変化
国の在職者への学び直し支援策
[29] 基礎資料P36～37:企業が職務給に対して感じているメリット
職務給を採用した企業で働く社員における転職の希望状況
[30] 基礎資料P38:若手・中堅社員におけるキャリア形成の意識

[31] 基礎資料P39:副業・兼業からの学びによる効果
[32] 基礎資料P40:副業・兼業を容認している企業の割合

＜法律名一覧＞
法律名につき、以下の略語等を用いている。

中小受託取引適正化法	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第 41 号）による改正後の下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
官公需法	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）
改正建設業法	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 49 号）による改正後の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）
下請法改正法（中小受託取引適正化法）	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律による改正後の下請代金支払遅延等防止法
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
旅館業法	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）
スマート農業技術活用促進法	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第 63 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
改正食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和６年法律第 44 号）による改正後の食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）
改正森林経営管理法	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和７年法律第 48 号）による改正後の森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）
改正漁業災害補償法	漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和７年法律第 31 号）による改正後の漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）
労働基準法	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
JICA 法	独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）
地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
改正温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 56 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第 53 号）
情報流通プラットフォーム対処法	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）
情報処理の促進に関する法律	情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
官民データ活用推進基本法	官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）

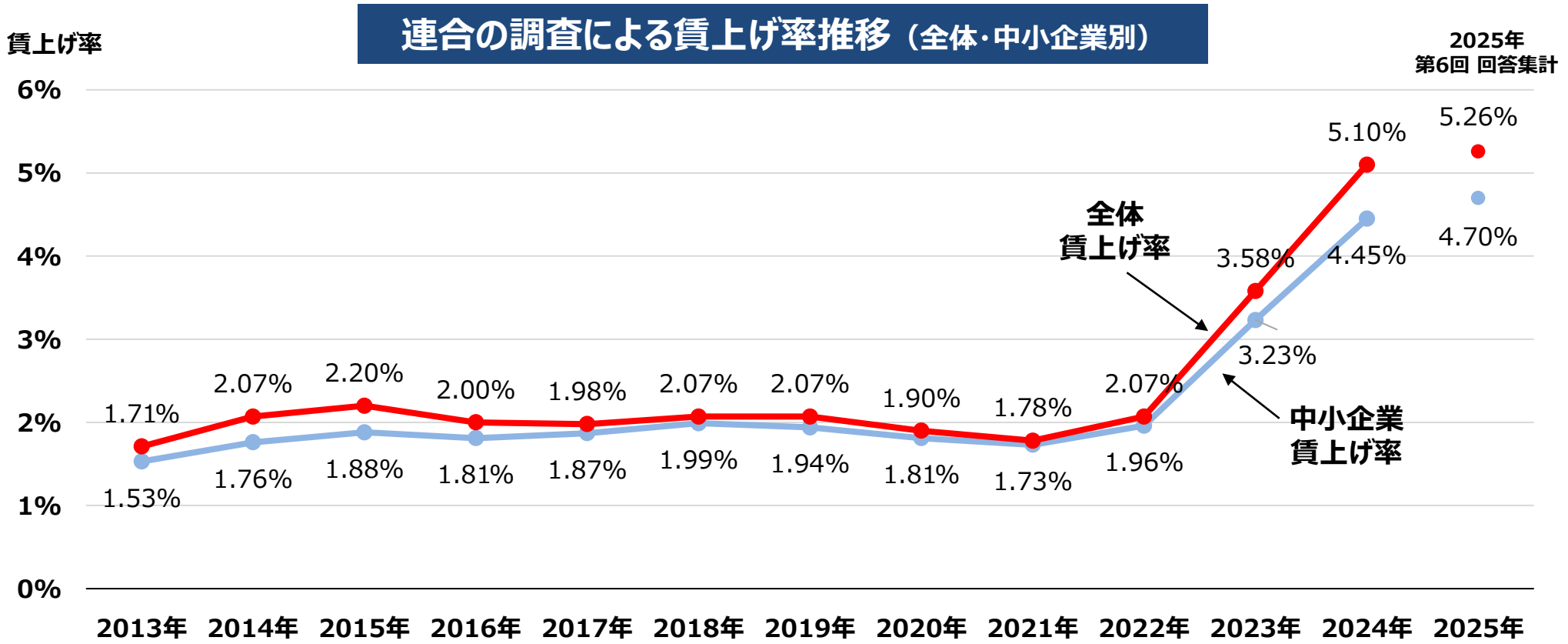
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第 58 号）
経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
臨床研究法	臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第 65 号）
産業競争力強化法	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
働き方改革関連法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）
改正物流法	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和６年法律第 23 号）による改正後の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
改正女性活躍推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 63 号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
利息制限法	利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）
改正ＧＸ推進法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第 52 号）による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第 32 号）
改正資源法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）
再資源化事業等高度化法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和６年法律第 41 号）
地域交通法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2025年改訂版
基礎資料集

令和7年6月13日

春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）

○ 連合の調査によると、2024年の賃上げ率は5.10%、中小企業に限った賃上げ率は4.45%となった。
○ 2025年の賃上げ率は、６月５日に公表された第６回 回答集計（注）では5.26%、中小企業に限った率は4.70%。
（注）春季労使交渉の集計結果は、初回集計（３月）から最終集計（７月）まで、７回に分けて結果が公表される。

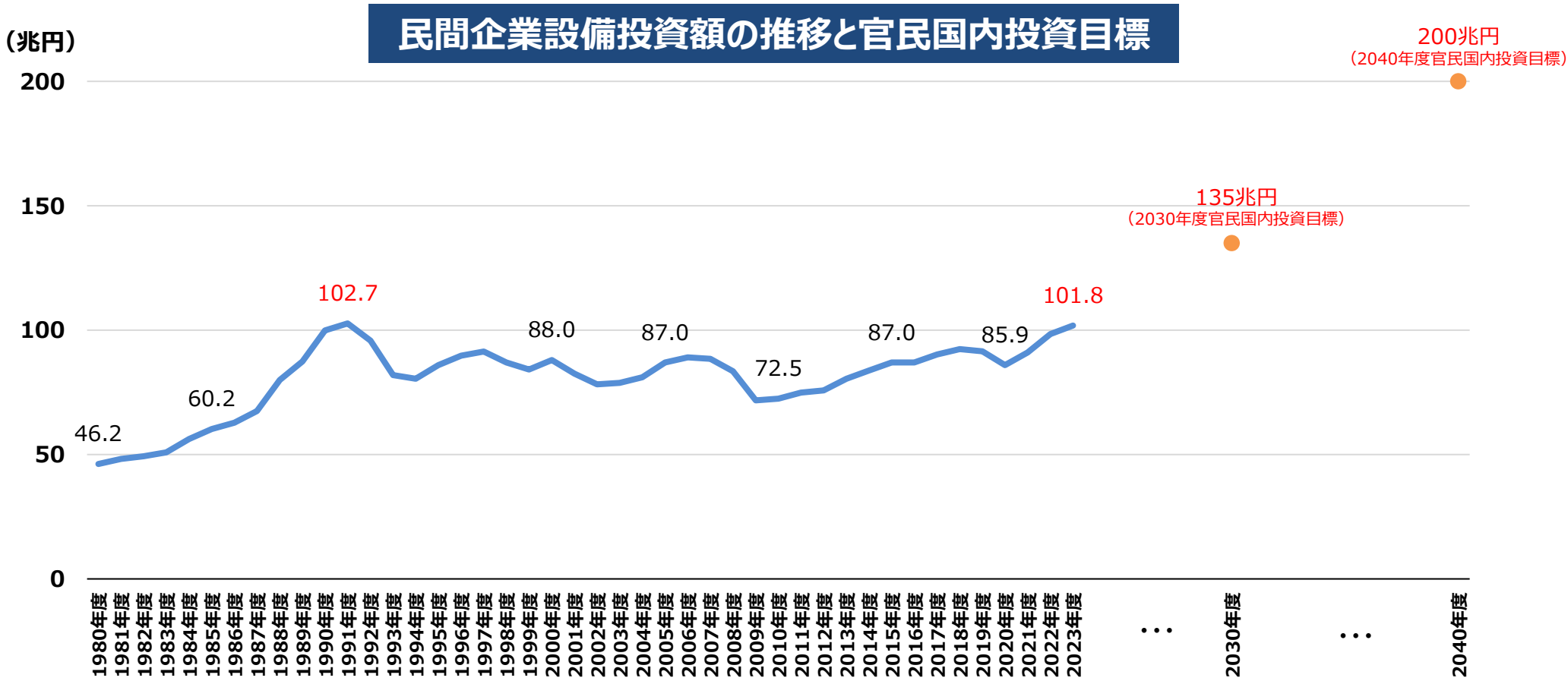


（注１）調査対象は各労働組合のうち、平均賃金方式（労働者１人当たり平均賃金について賃上げ要求を行い、決定され、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式）で回答を引き出した組合。中小企業は組合員数300人未満の企業。2024年は全体が5,284組合、中小企業が3,816組合。
2025年は第６回 回答集計（なお、2024年の第６回 回答集計は、全体賃上げ率5.08%、中小企業賃上げ率4.45%）。
（注２）賃上げ率は、各企業の定昇相当込み賃上げ率について、組合員数による加重平均を行った値を用いている。
（出所）連合「2024春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2024年７月３日公表）、連合「2025春季生活闘争第６回回答集計結果」（2025年６月５日公表）を基に作成。

民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標

○ 近年、日本企業による設備投資額は増加を続けており、2023年度は101.8兆円と、1991年度（102.7兆円）から32年ぶりに100兆円台を回復。

○ 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

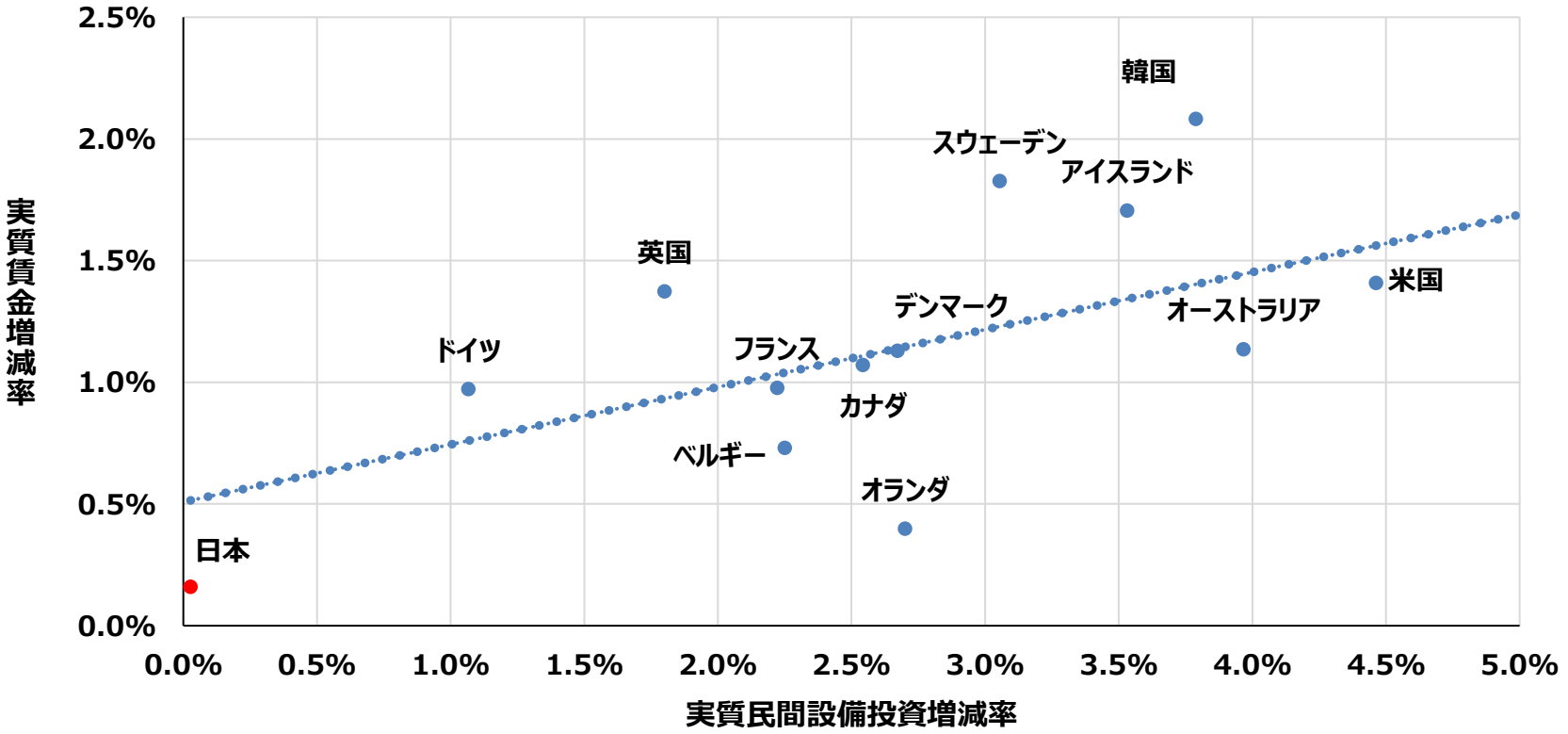


（注） 「民間企業設備」の名目値。1993年度以前の数値は、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易遡及。
（出所）内閣府「国民経済計算」、経団連「国内投資の拡大に向けて」（2025年１月27日 国内投資拡大のための官民連携フォーラム 資料５）を基に作成。

賃金と民間設備投資の関係

○ 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながる。
○ 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

賃金と民間設備投資の関係（1991-2021年の年平均増減率）

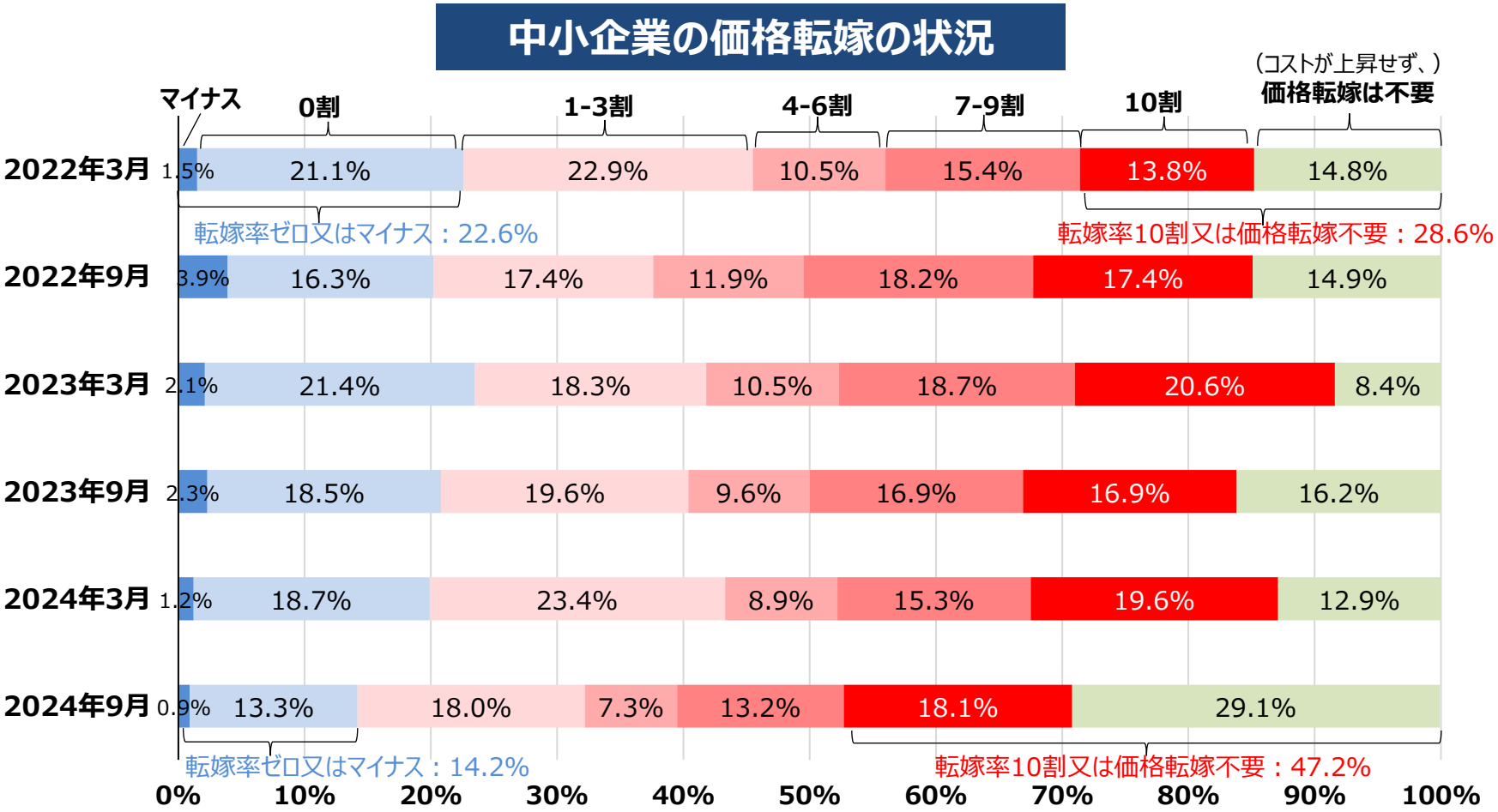


（注） 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。
すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。
（出所）経済産業省資料（元データはOECD Data Explorer）を基に作成。

中小企業の価格転嫁の状況

○ 中小企業庁の調査によると、「価格転嫁率10割（コストを全て価格転嫁できた）」又は「（コストが上昇せず、）価格転嫁は不要」と回答した中小企業の割合は、2022年3月時点で28.6%であったが、2024年9月時点で47.2%に上昇。

○ 他方、「価格転嫁率0割（価格転嫁が全くできない）」と回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（22.6%→14.2%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。



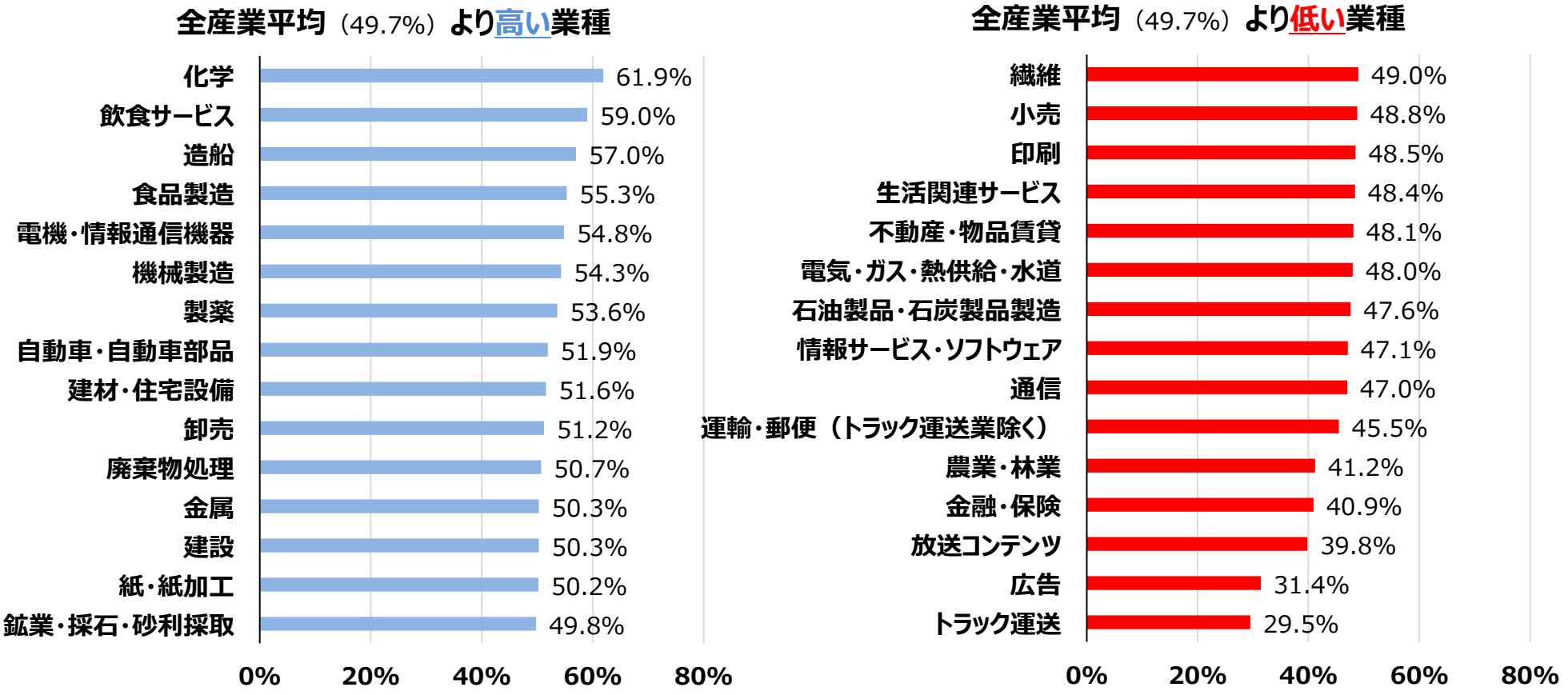
（注）　各年４月から９月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年９月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
（出所）中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

○ 2024年9月調査における業種別の平均的な価格転嫁率は、化学（61.9%）、飲食サービス（59.0%）、造船（57.0%）、食品製造（55.3%）、電機・情報通信機器（54.8%）で高い。

○ 一方、トラック運送（29.5%）、広告（31.4%）、放送コンテンツ（39.8%）、金融・保険（40.9%）、農業・林業（41.2%）などの価格転嫁率が低い業種も存在し、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化など更なる取組が必要。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）



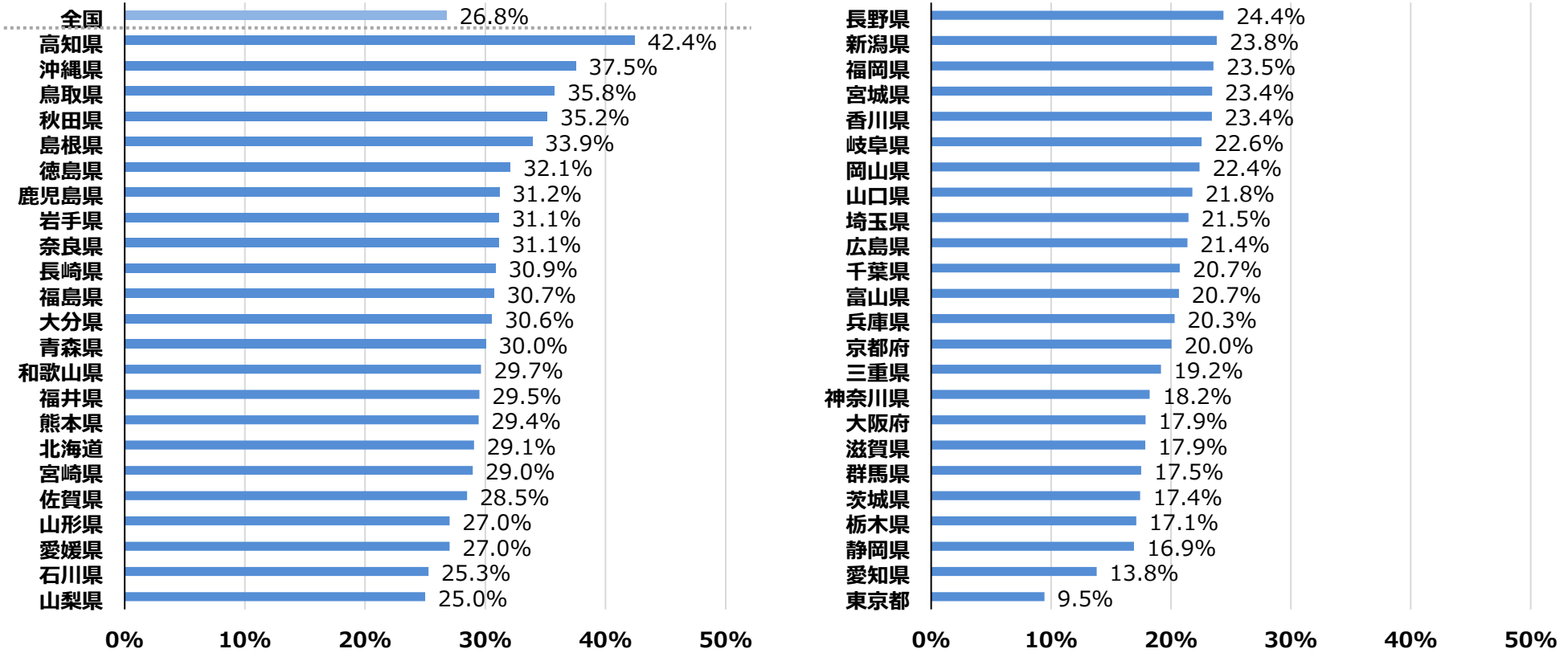
（注） 各年４月から９月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
（出所）中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

公的需要が都道府県GDPに占める割合

○ 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。

○ 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



（注） 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

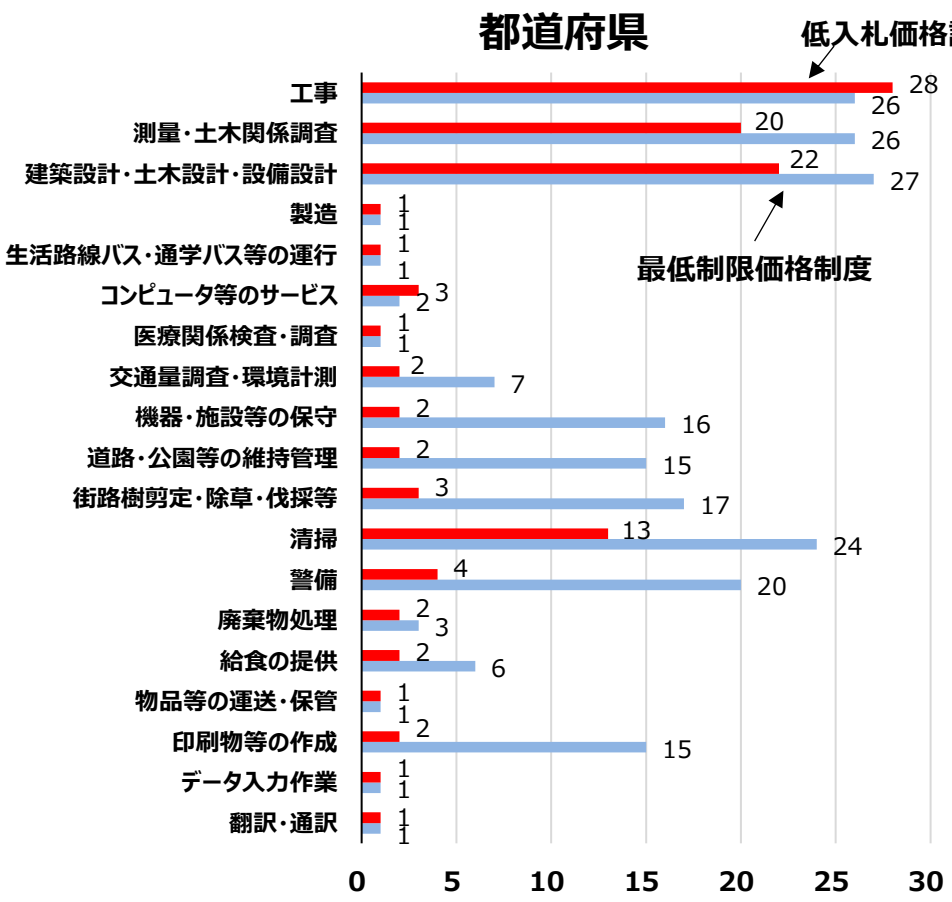
（出所）内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

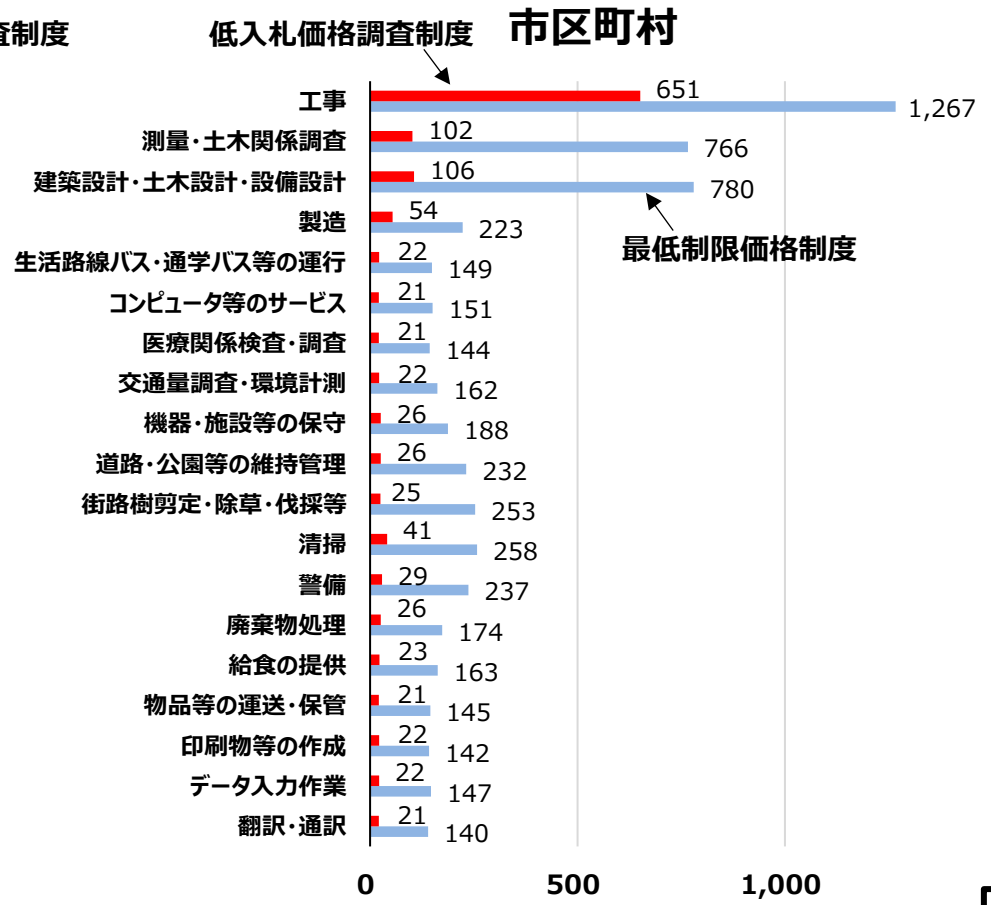
低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数

○ 地方の官公需契約においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度（あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度）の導入が可能。

○ これらの制度について、全ての都道府県及び約95%の市区町村において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が導入されているが、工事契約以外の契約については、特に市区町村において、制度の導入が進んでいない状況。

制度を導入している地方自治体数





（出所）総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査の結果」（2025年１月）を基に作成。

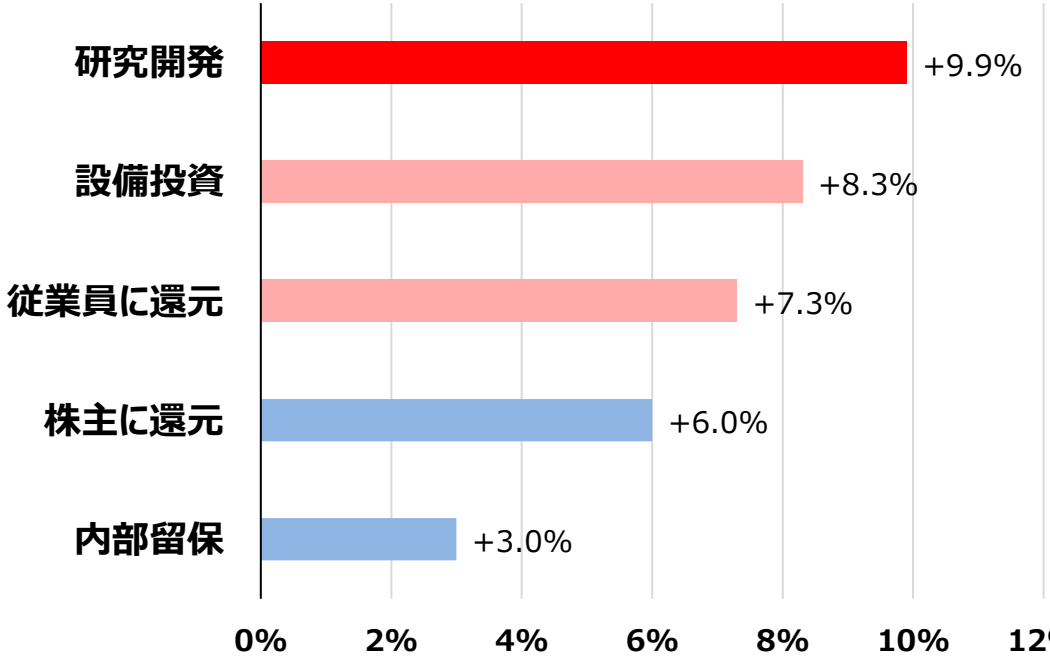
中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性

○ 研究開発投資を「利益の主な使い道」として挙げている中小企業は、「株主に還元」、「内部留保」を挙げた中小企業と比較して、売上高を大きく成長させる傾向にある。

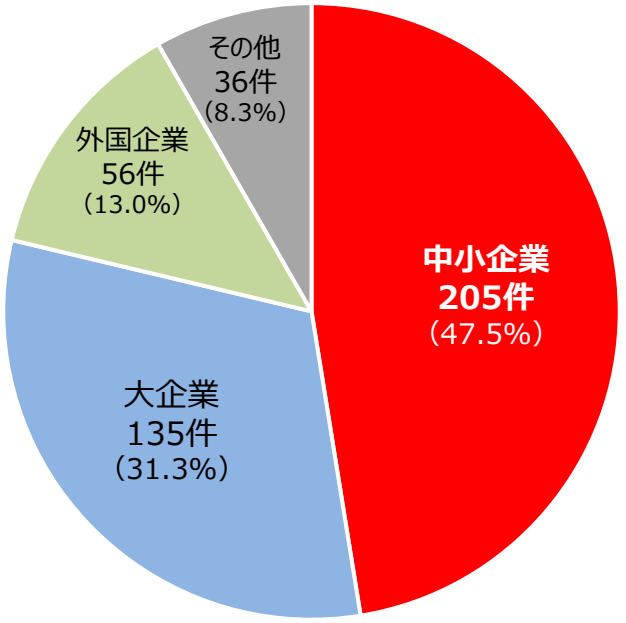
○ 国内の知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）における権利者の47.5%は中小企業。さらに、知的財産の侵害は「侵害されたら訴訟で取り返す」ことが前提となっているが、資金・人材が潤沢でない中小企業は、そもそも提訴を躊躇（ちゅうちょ）し、泣き寝入りしている場合もあるとの声がある。

○ 中小企業の知的財産の活用促進と保護を図る必要。

利益の主な使い道別 中小企業の売上高増加率（中央値）



知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）における権利者の内訳



（注） ここでいう「訴訟件数」とは、裁判所ウェブサイトに掲載された判決（特許権等侵害事件、期間は2009年１月１日-2018年12月31日）に基づいて特許庁が調査した判決の件数を示しており、必ずしも実際の訴訟の件数を表すものではないことに留意。

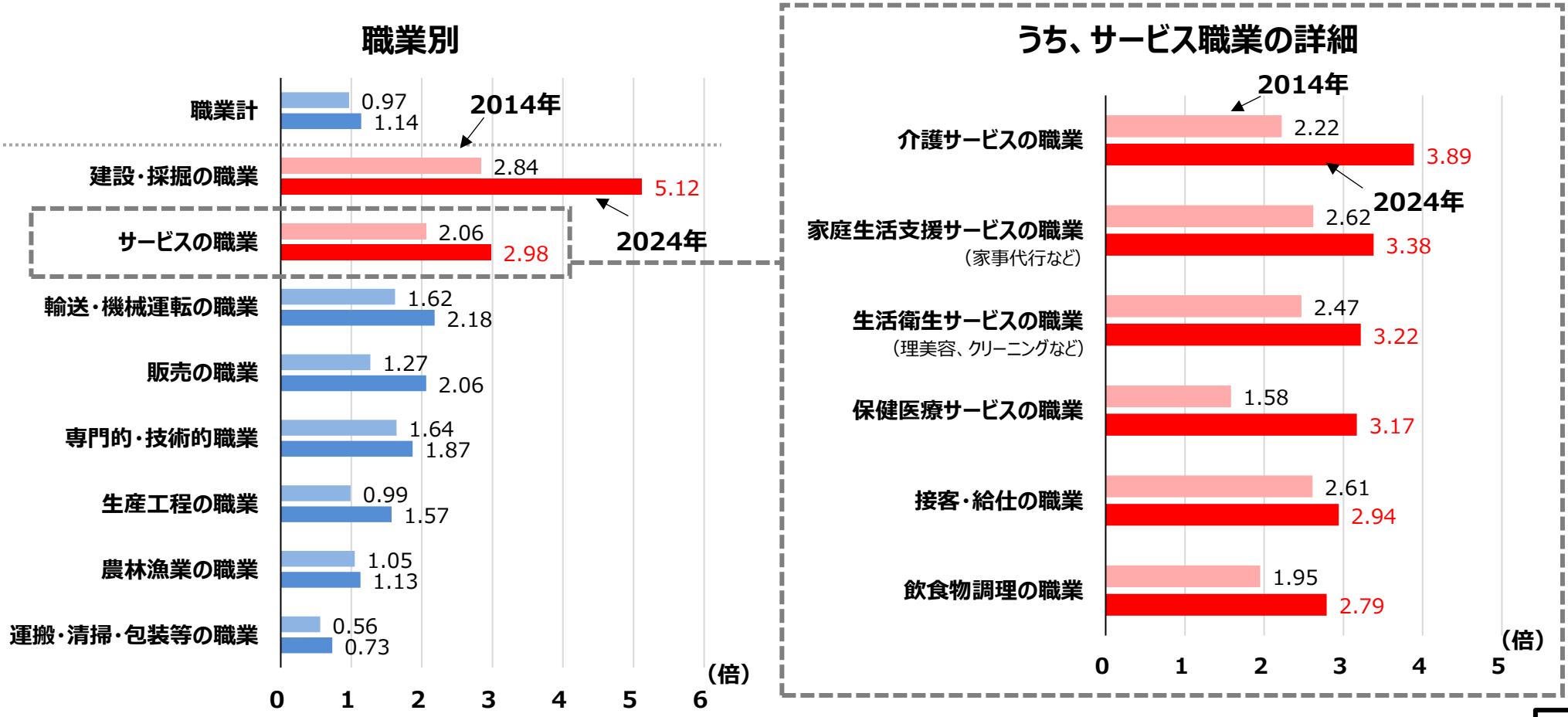
（出所）中小企業庁「2022年版 中小企業白書」、日本商工会議所・東京商工会議所「知的財産政策に関する意見」、特許庁「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」を基に作成。

職業別　有効求人倍率の動向

○ 有効求人倍率（有効求人数を、有効求職者数で割った値）は、2014年の0.97倍から1.14倍に上昇。多様な職種で有効求人倍率が１倍を超えており、人手不足が深刻化しつつある。

○ 特に人手不足が深刻な職種は、建設・採掘（5.12倍）、サービス（2.98倍）など。サービス職の中では、介護（3.89倍）、家庭生活支援（3.38倍）などのサービスで有効求人倍率が高い状況。

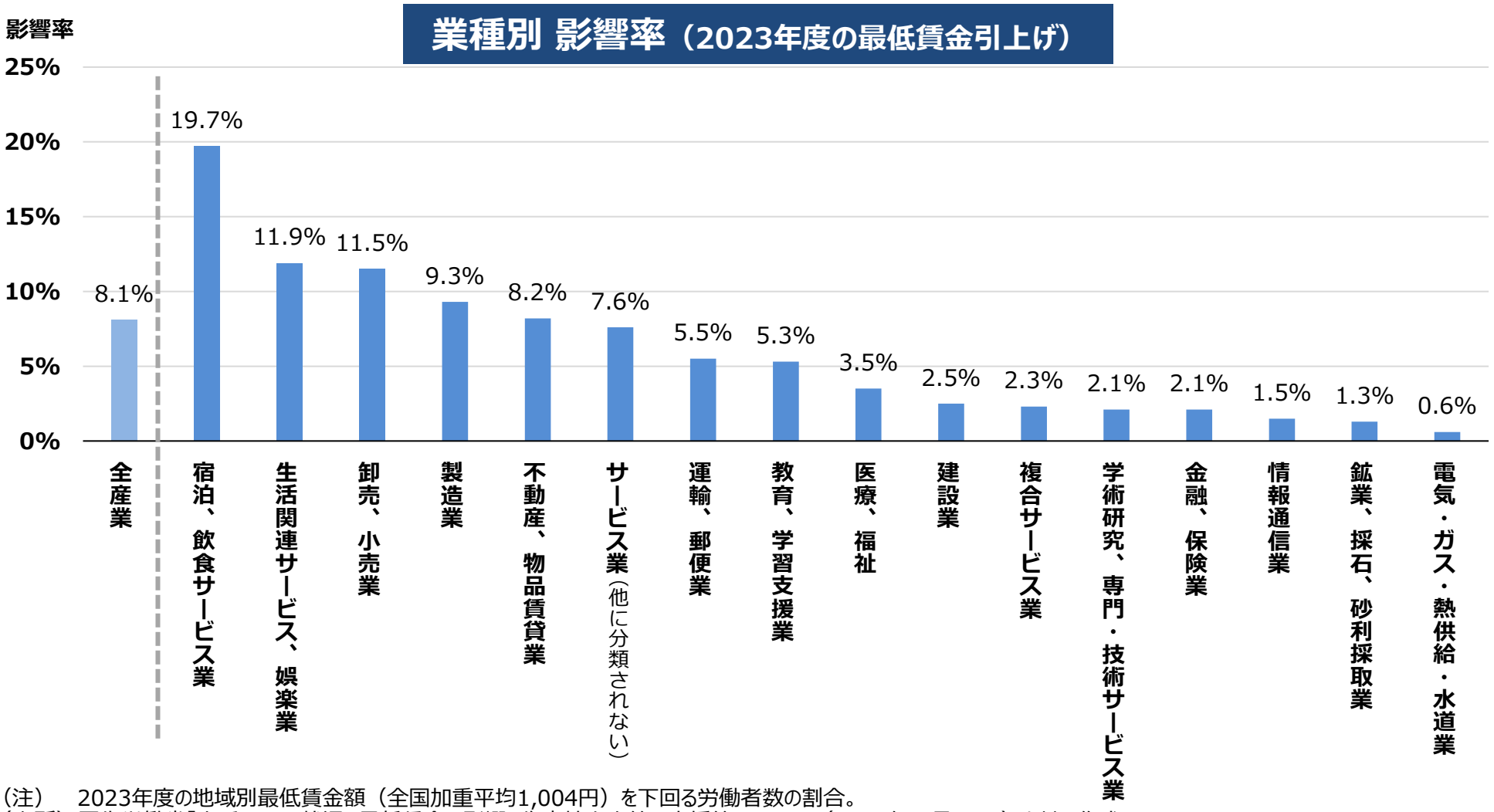
職業別 有効求人倍率の動向



（出所）厚生労働省「職業安定業務統計」を基に作成。

業種別 最低賃金の影響率

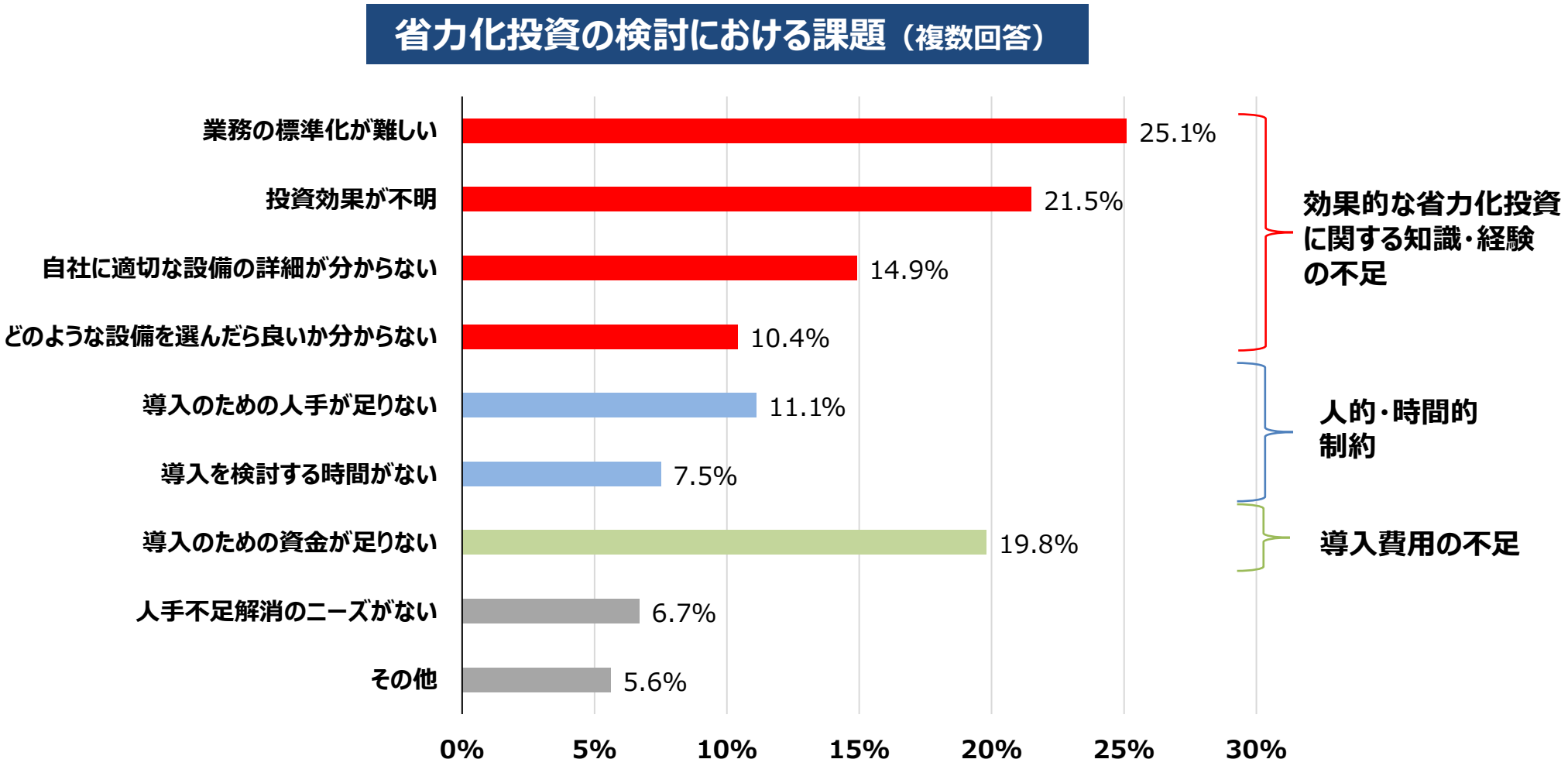
○ 2023年度の最低賃金引上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
○ 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
（出所）厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年１月17日）を基に作成。

省力化投資の検討における課題

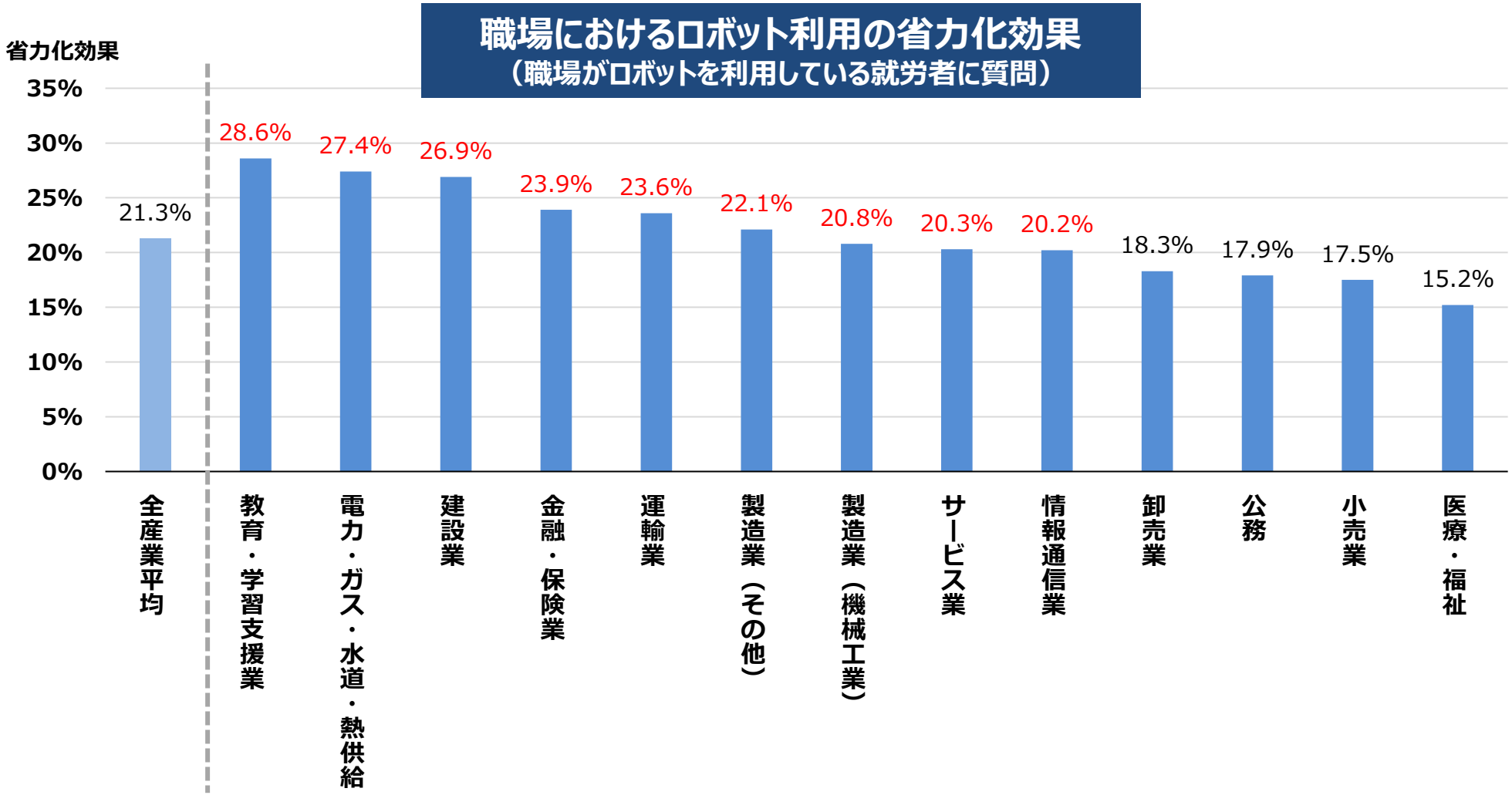
○ 中小企業が省力化投資を検討する際の課題として、「業務の標準化が難しい」、「投資効果が不明」、「導入のための資金が足りない」を挙げる回答が多い。



（注） 「人手不足対応を目的とした設備投資の検討における課題」について質問した回答を集計したもの（回答数は19,887社）。
（出所）中小企業庁「2024年版 中小企業白書」を基に作成。

職場におけるロボット利用の省力化効果

○ 職場がロボット（産業用ロボット、サービスロボット）を使用している就労者に対し、ロボット導入の省力化効果を尋ねたところ、サービス業を含む多くの業種で職場全体の業務の２割程度を削減する効果があると認識されている。



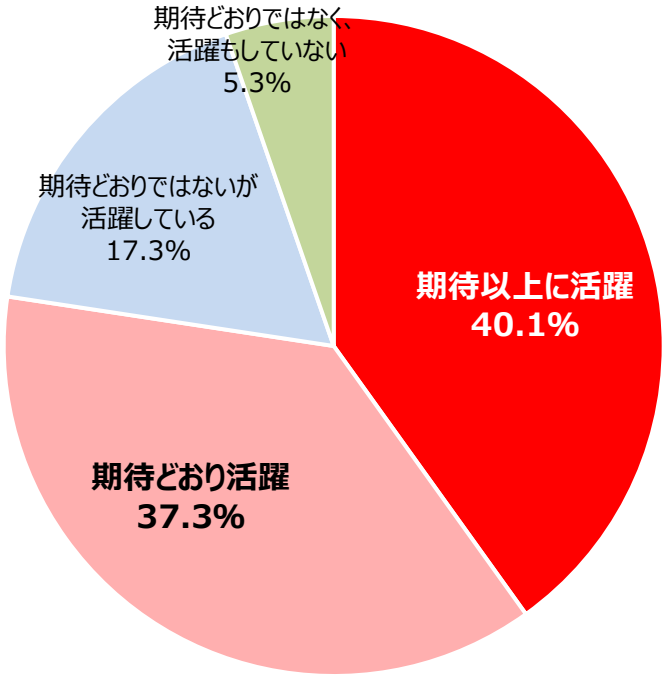
（注） 2024年10月に、20歳以上の就労者12,763人に対し、ロボット利用による省力化効果（ロボットがなかった場合との比較）を尋ねた結果（8,633人が回答）。
ここでのロボットは、産業用ロボット、サービスロボットのいずれかを指す。産業用ロボットのみの場合は22.1%、サービスロボットのみの場合は19.5%の省力化効果があるとの結果となっている。

（出所）森川正之「人工知能・ロボットのマクロ経済効果：サーベイに基づく概算」（RIETI Discussion Paper Series 24-J-033）を基に作成。

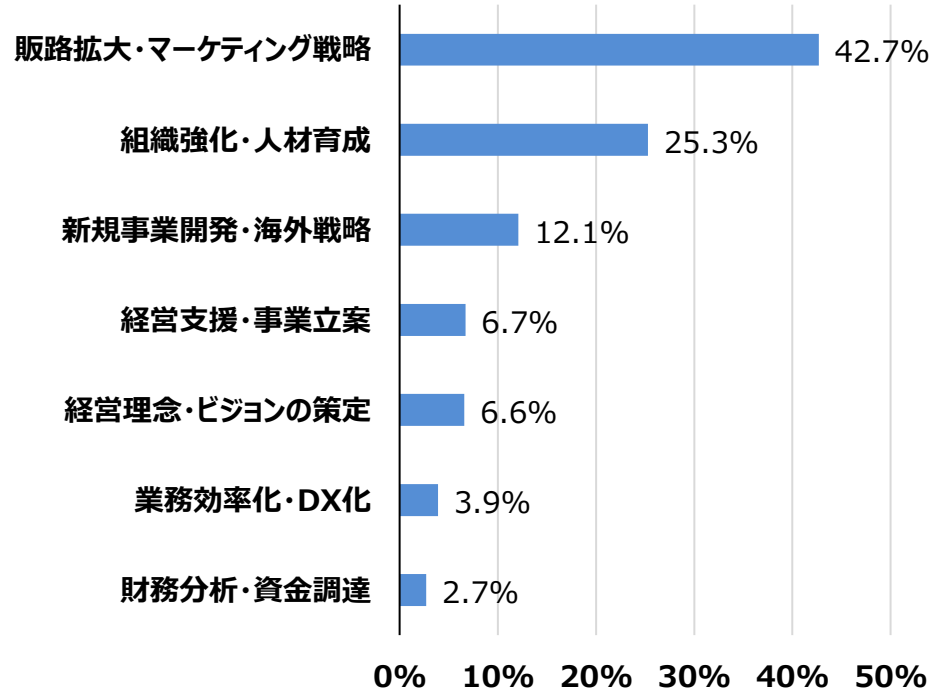
地域経営人材の活躍状況

○ 鳥取県が実施している「とっとり週１副社長プロジェクト」は、県内企業と都市部の人材のマッチングを行い、都市部の人材に副業・兼業の形で、鳥取県企業の「副社長」として、週１回程度、企業経営に携わってもらう仕組み（「プロフェッショナル人材事業」における取組）。
○ 当該プロジェクトにより採用された「週１副社長」について、受入れ企業の８割が「期待以上・期待どおりに活躍している」と高く評価。販路拡大・マーケティングや、組織強化、新規事業開発など、多方面で活躍している。

「週１副社長」の活躍状況
（受入れ企業に対する調査、単数回答）



「週１副社長」の採用時のミッション
（受入れ企業に対する調査、単数回答）

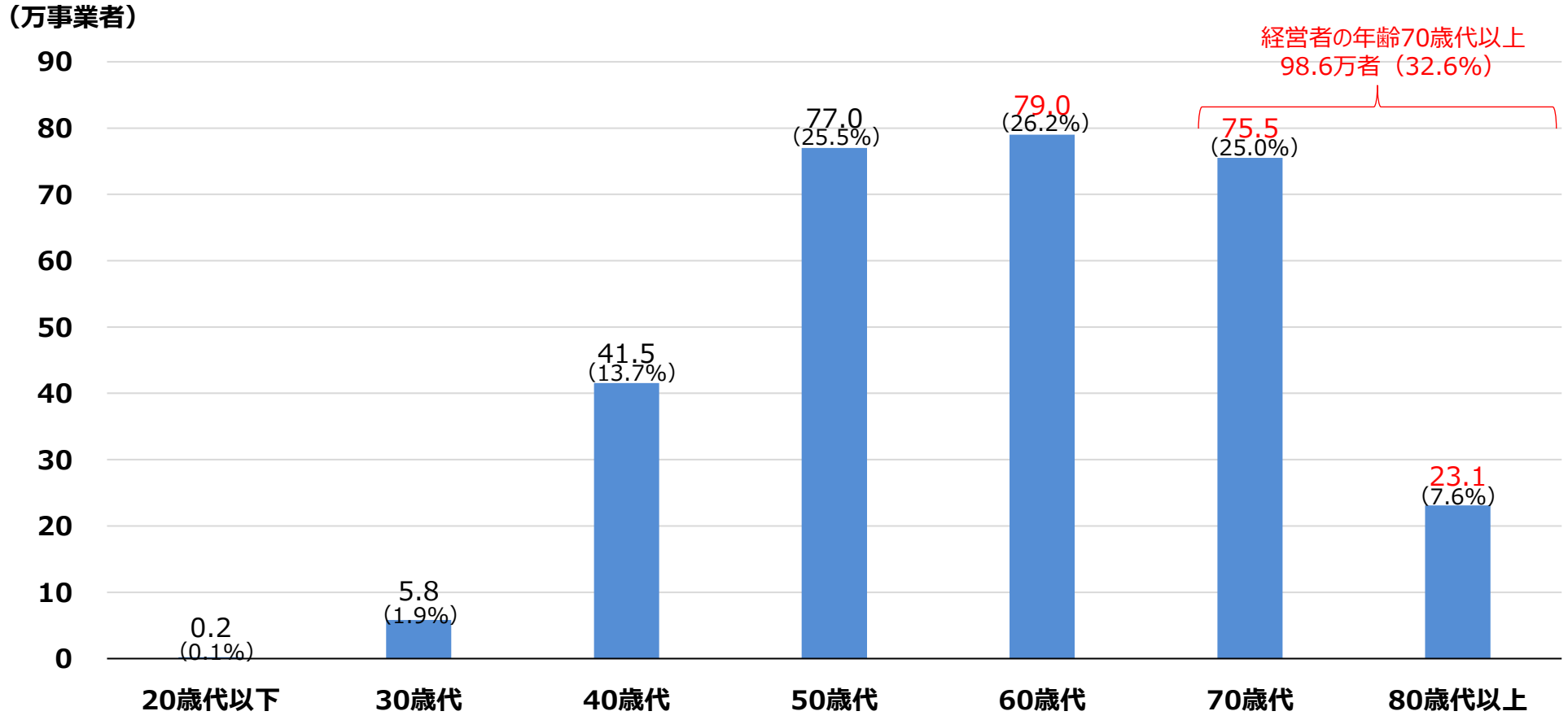


（注）　2023年度までに「週１副社長」を受け入れた鳥取県内企業143社に対するアンケート調査（うち75社が回答）。
（出所）とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点「週１副社長プロジェクト 週１とっとりで副業兼業」を基に作成。

中小企業・小規模事業者数の経営者年齢の分布

○ 中小企業・小規模事業者数は、経営者の年齢が60歳代の事業者が最も多く、79.0万者存在。
○ また、経営者の年齢が70歳以上の事業者数は98.6万者（70歳代75.5万者、80歳代以上23.1万者）であり、事業承継が必要な層が多く存在。

経営者年齢別 中小企業・小規模事業者数の分布（2023年6月現在）

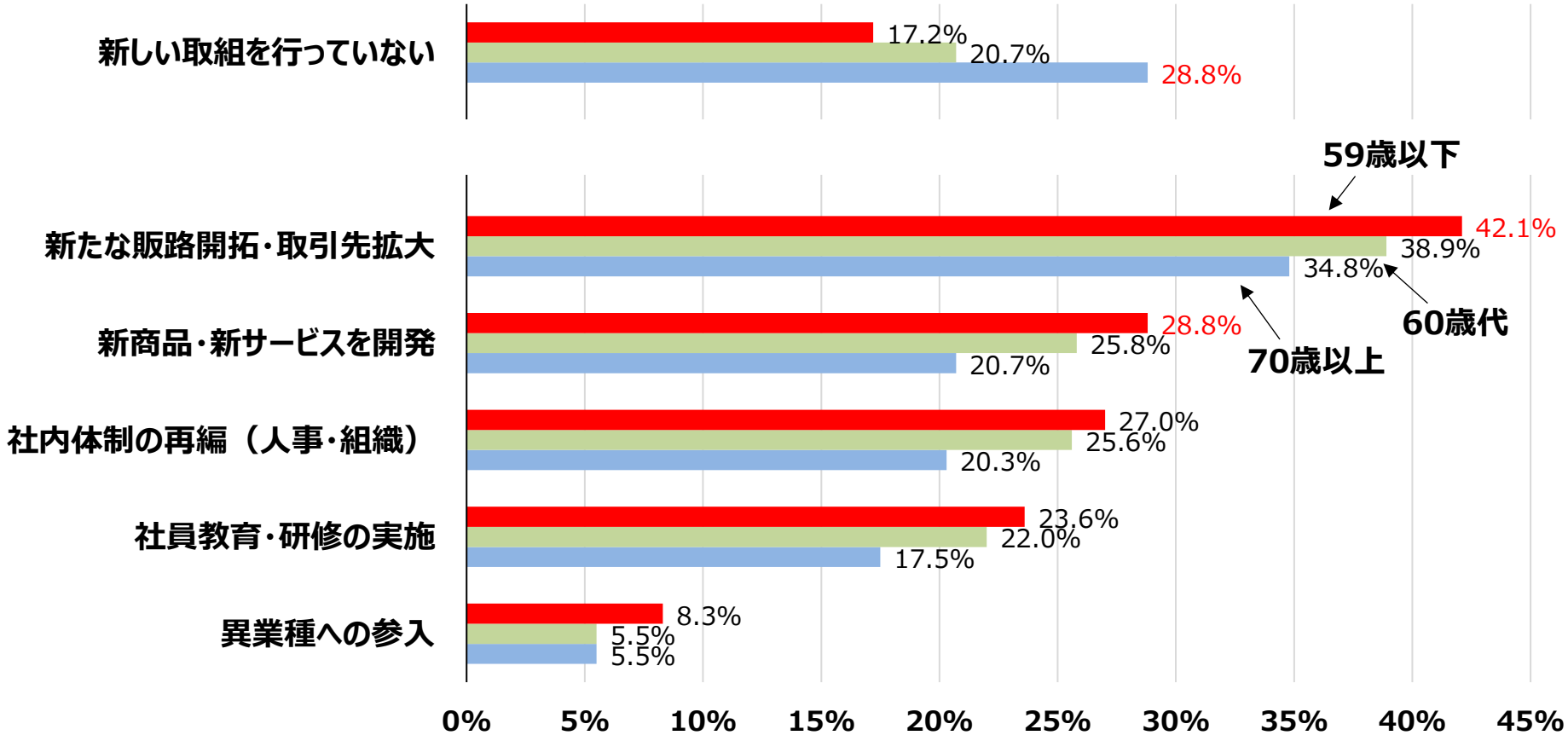


（注） 合計302.2万者。当該調査の対象は、建設業、製造業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、不動産・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）。
（出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査（令和５年確報（令和４年度決算実績））」（2024年７月30日公表）を基に作成。

代表者年齢別 事業における新たな取組

○ 新たな取組を行っていない企業は、70歳以上の経営者の企業が28.8%と最も高い。
○ これに対し、若い経営者の企業ほど、新たな販路開拓・取引先拡大（42.1%）や、新商品・サービスの開発（28.8%）など、新たな取組を行う傾向にある。

代表者年齢別 事業における新たな取組（複数回答）

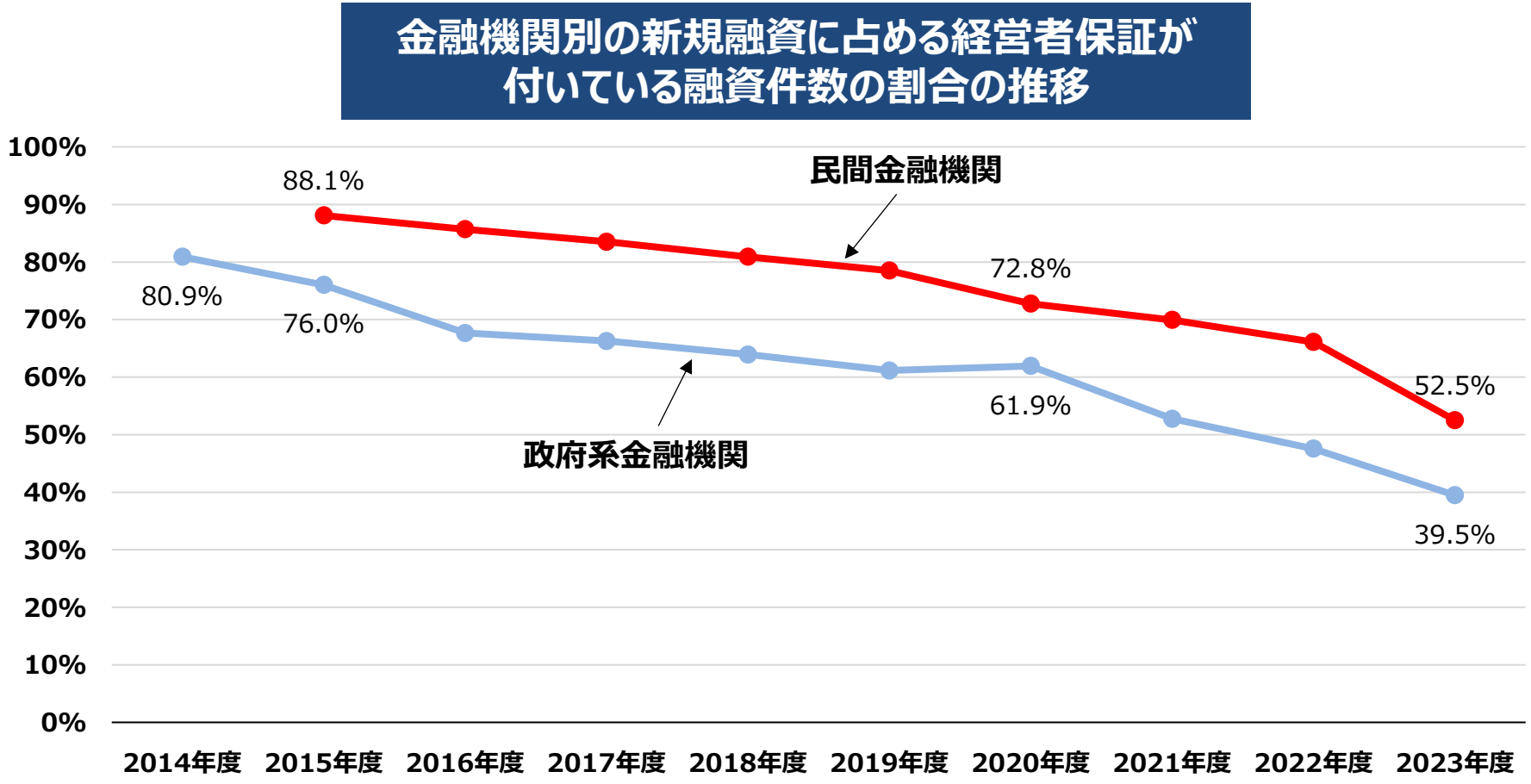


（注） 2023年７月14日-８月10日にかけて、各商工会議所管内の会員企業に対して実施したアンケート調査の結果（4,062社が回答）。
（出所）日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート」（2024年３月22日公表）を基に作成。

金融機関別の新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合の推移

○ 経営者保証ガイドラインにおいては、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討する、と定められている。

○ 経営者保証が付いている融資の割合は徐々に減少しているものの、引き続き、民間の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている。



（出所）中小企業庁「政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績」、金融庁「民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績」を基に作成。

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）　※ 2022年10月制定、同年11月施行。

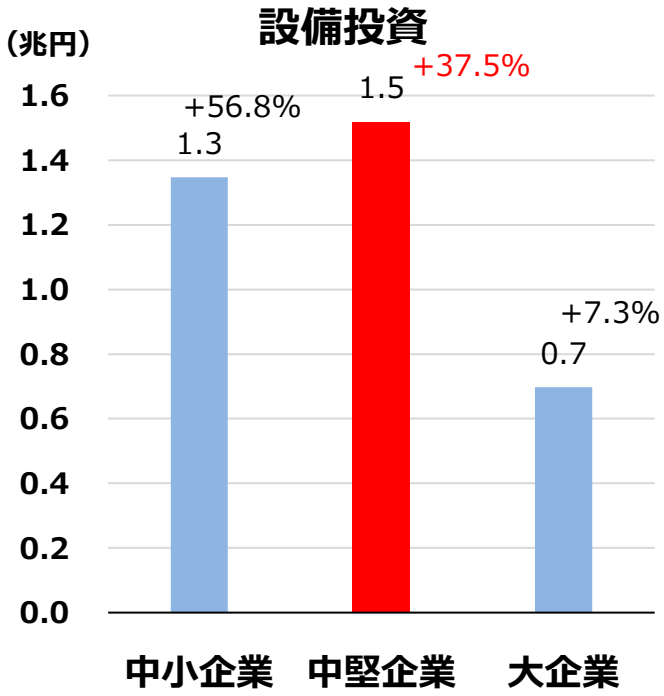
4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.

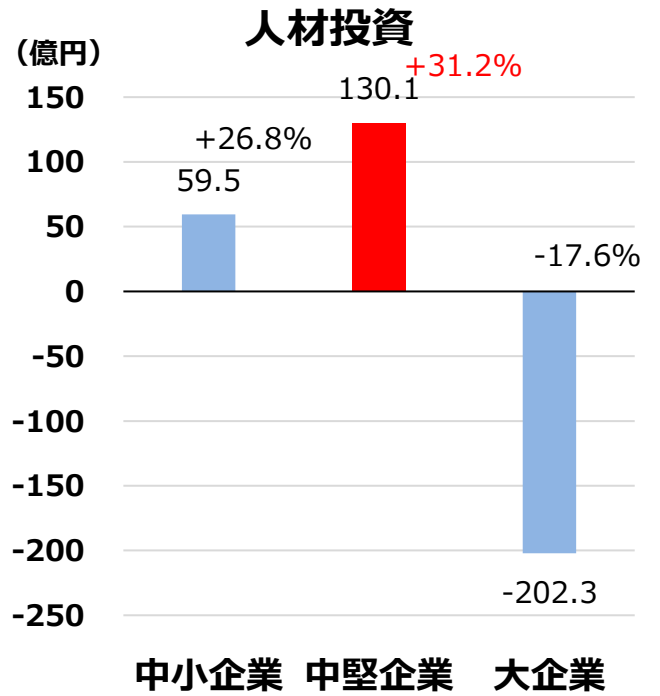
4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

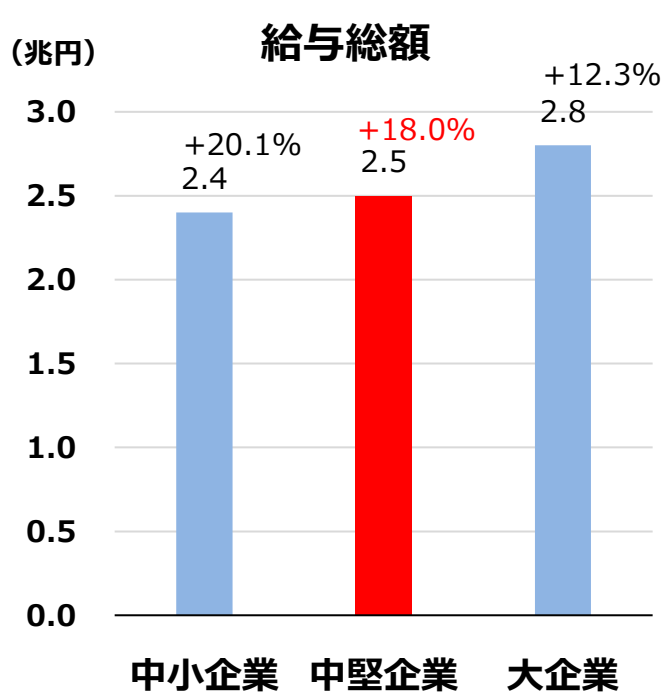
中堅企業等の10年間における設備投資、人材投資、給与総額の伸び

○ 全国で約9,000者存在する中堅企業（①常時使用する従業員数が2,000人以下かつ②中小企業でない企業（例えば製造業なら従業員301人～2,000人の企業等））は、設備投資、人的投資、賃上げを着実に拡大し、国内経済の成長に大きく貢献。

10年間での企業の設備投資、人材投資、給与総額の伸び
（2011－21年度の変化）







【企業数の推計※】：中小企業：約336万者、中堅企業：約9,000者、大企業：約1,300者

※ 経済産業省・総務省「令和３年経済センサス-活動調査」再編加工
会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

（注１） 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者（下記のいずれかを満たす会社・個人（①製造業その他：資本金３億円以下・従業員数300人以下、②卸売業：資本金１億円以下・従業員数100人以下、③サービス業：資本金5千万円以下・従業員数100人以下、④小売業：資本金5千万円以下・従業員数50人以下））、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業を除く。）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業を除く。）

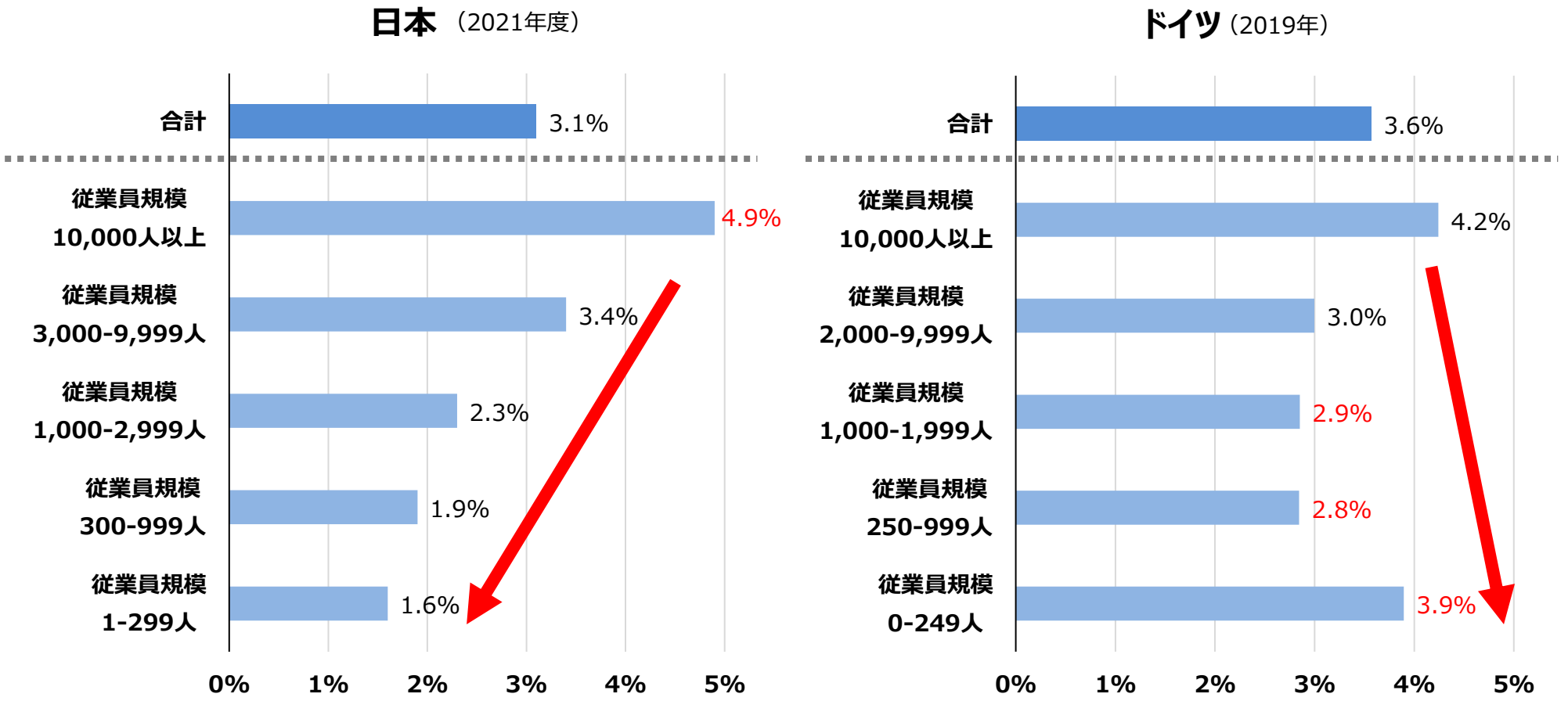
（注２） 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）、給与総額の増減額・率。

（出所）経済産業省資料（元データは経済産業省「企業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工）を基に作成。

従業員規模別 研究開発投資（対売上高）

○ 企業による研究開発投資は、日本では従業員規模10,000人以上の大企業がけん引。
○ これに対し、ドイツでは大企業が最も多いものの、中堅・中小企業による研究開発投資も活発。

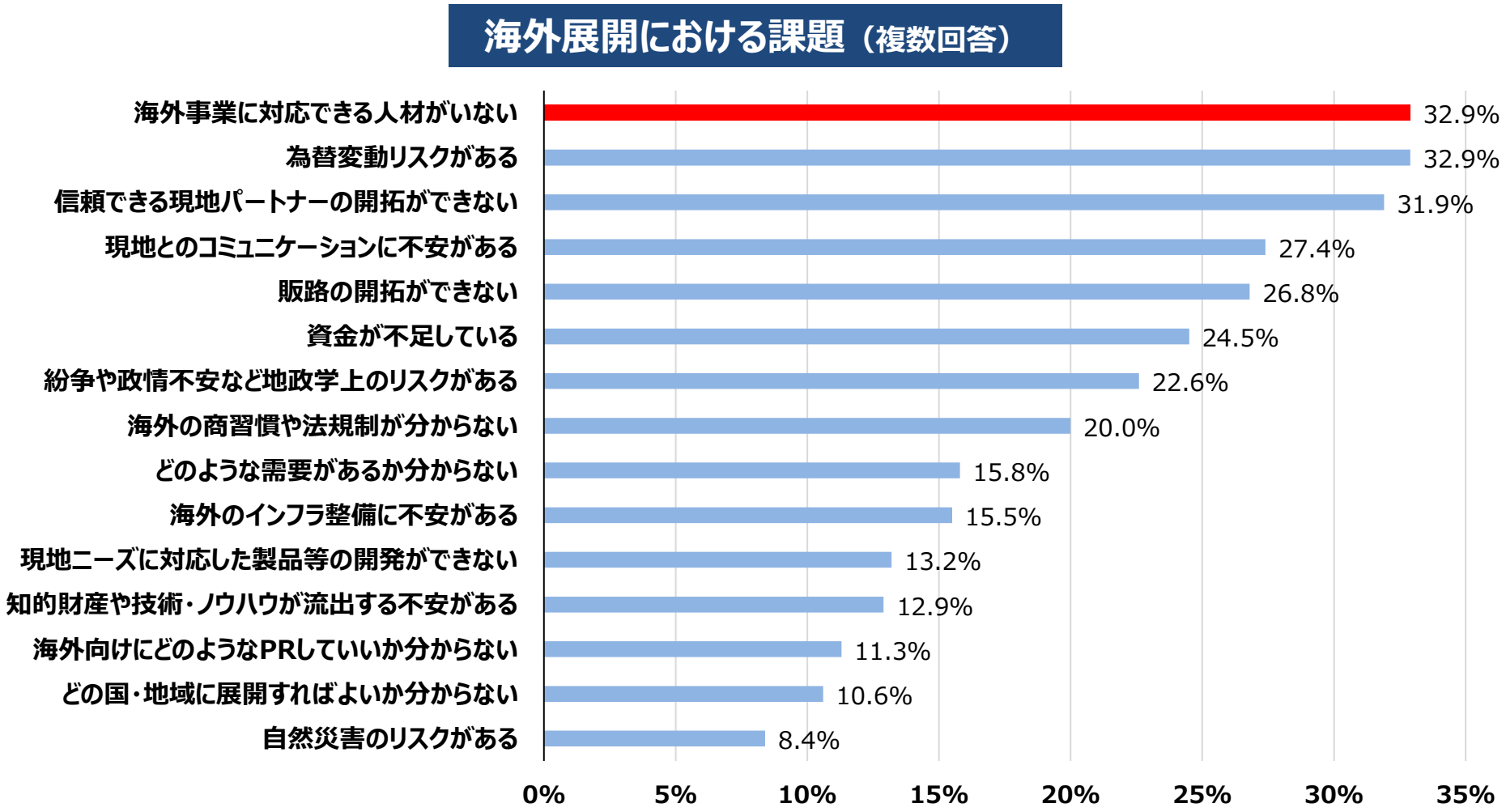
企業規模別 企業による研究開発投資額（対売上高）



（出所）科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」、Stifterverband Wissenschaftsstatistik “arendi-Zahlenwerk”を基に作成。

中小企業における海外展開の課題

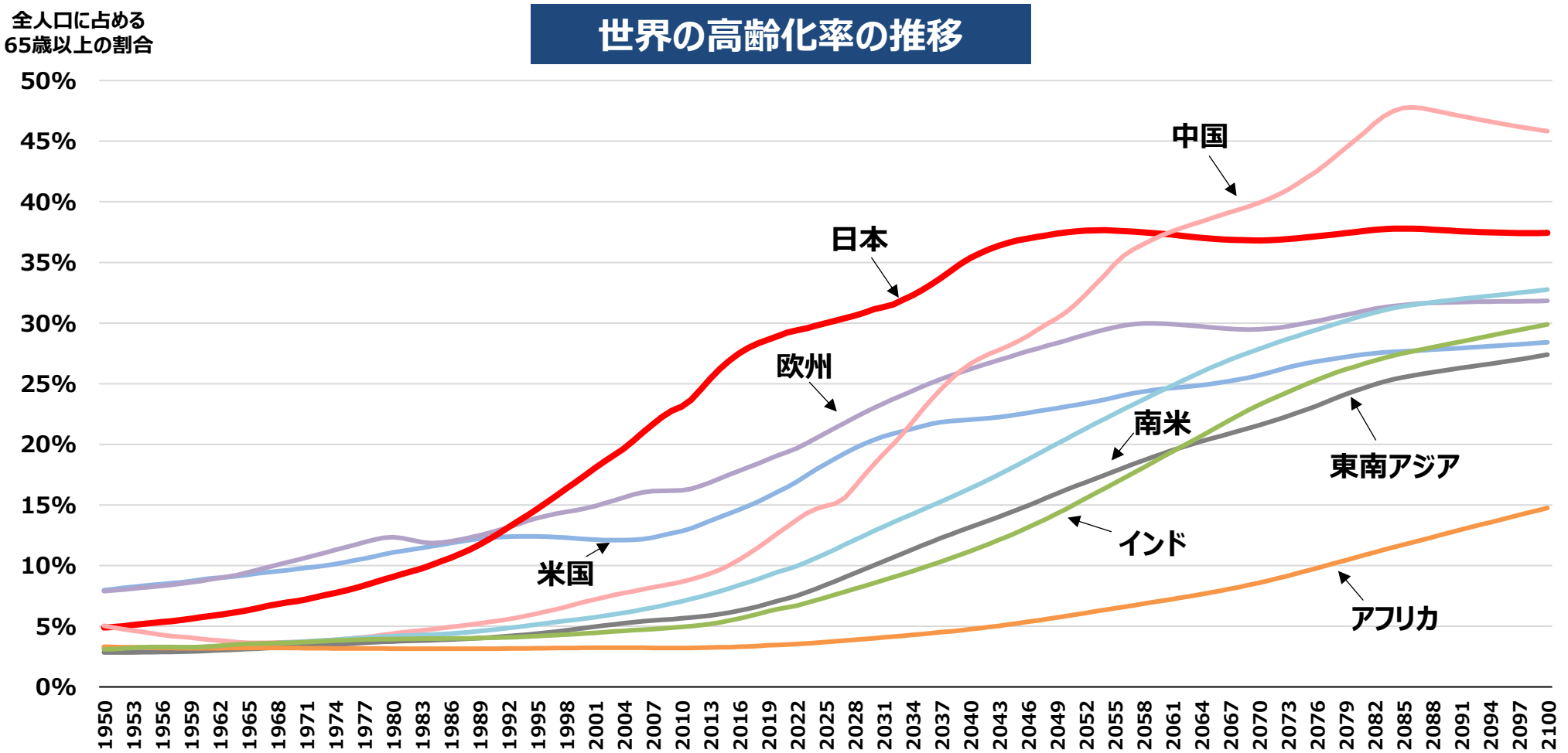
○ 海外展開を行っている、又はその予定・関心がある中小企業に対して、海外展開における課題を尋ねたところ、「海外事業に対応できる人材がいない」との回答が32.9%と最も多い。



（注） 全国の中小企業経営者、経営幹部1,000社を対象に、2024年２月６-７日に実施したアンケート調査の結果（回答数は310社）。
（出所）独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業の海外展開に関する調査（2024年）」を基に作成。

世界の高齢化率（65歳以上人口割合）の推移

○ 現在高齢化率が低い国々も、今後は急速な高齢化が予測されている。
○ 世界共通の社会課題の解決に向けて、ヘルスケア、省力化の取組など、日本の果たす役割が重要。

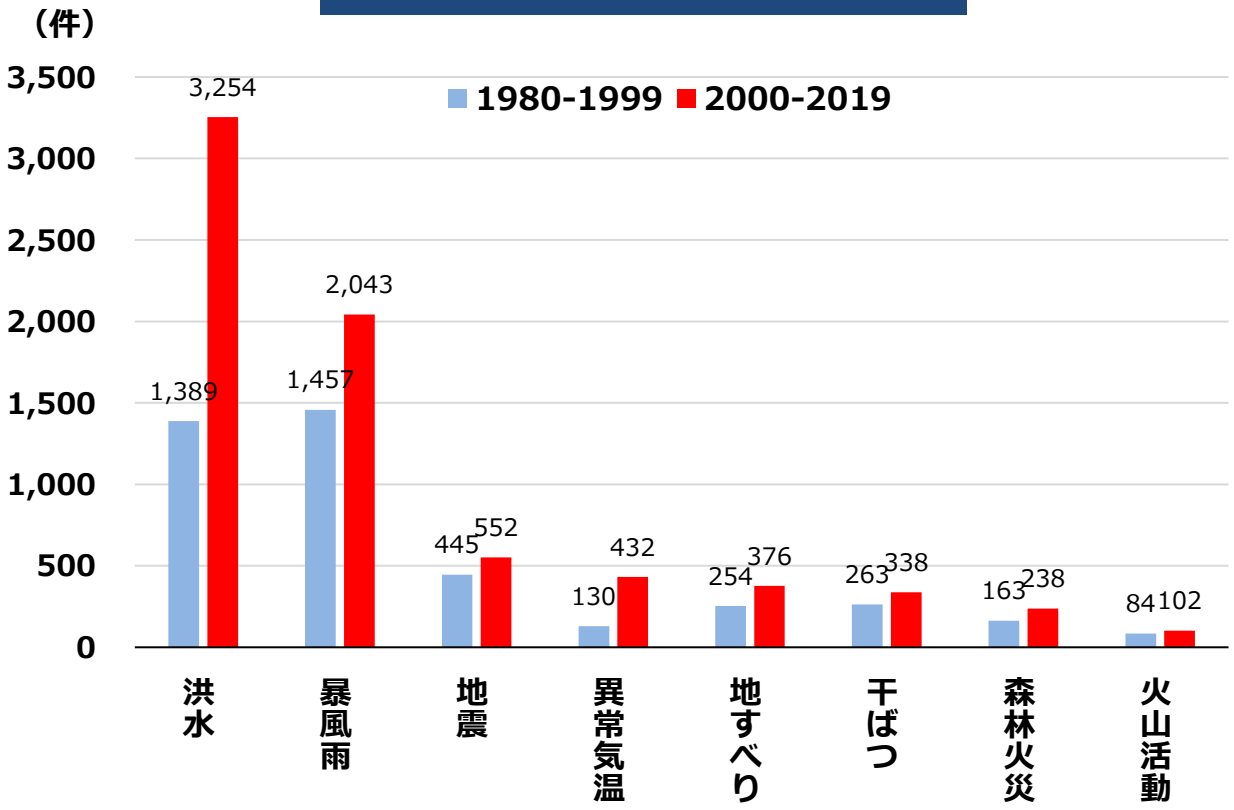


（注）　人口は、2024年以降は国連による中位推計値。65歳以上の人口が全人口に占める割合。
（出所）United Nations「World Population Prospects 2024」を基に作成。

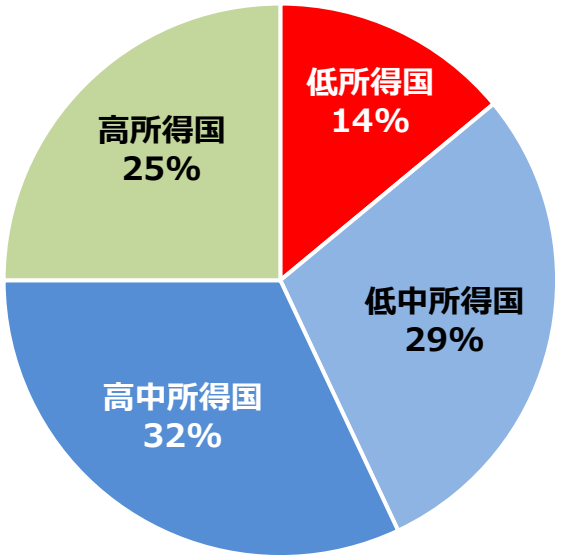
世界の自然災害発生件数

○ 直近20年間（2000-19年）に世界で発生した自然災害は、過去（1980-99年）と比較して、増加傾向。
○ 内訳を見ると、先進国だけでなく、様々な国々で広く発生。

世界の自然災害発生件数



自然災害発生件数の内訳

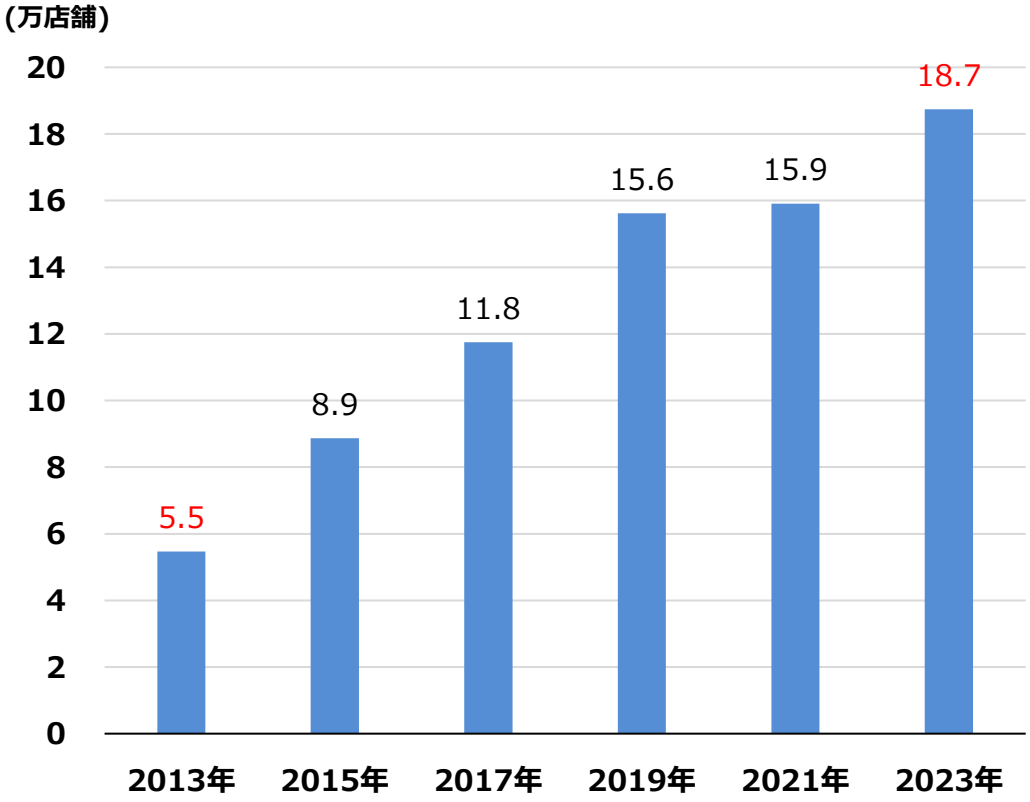


（注） 「低所得国」は１人当たりGNIが1,025ドル以下、「低中所得国」は1,026-3,995ドル、「高中所得国」は3,996-12,375ドル、「高所得国」は12,376ドル以上の国とそれぞれ定義。
（出所）United Nations Office for Disaster Risk Reduction (UNDRR)「The human cost of disasters: an overview of the last 20 years (2000-2019)」を基に作成。

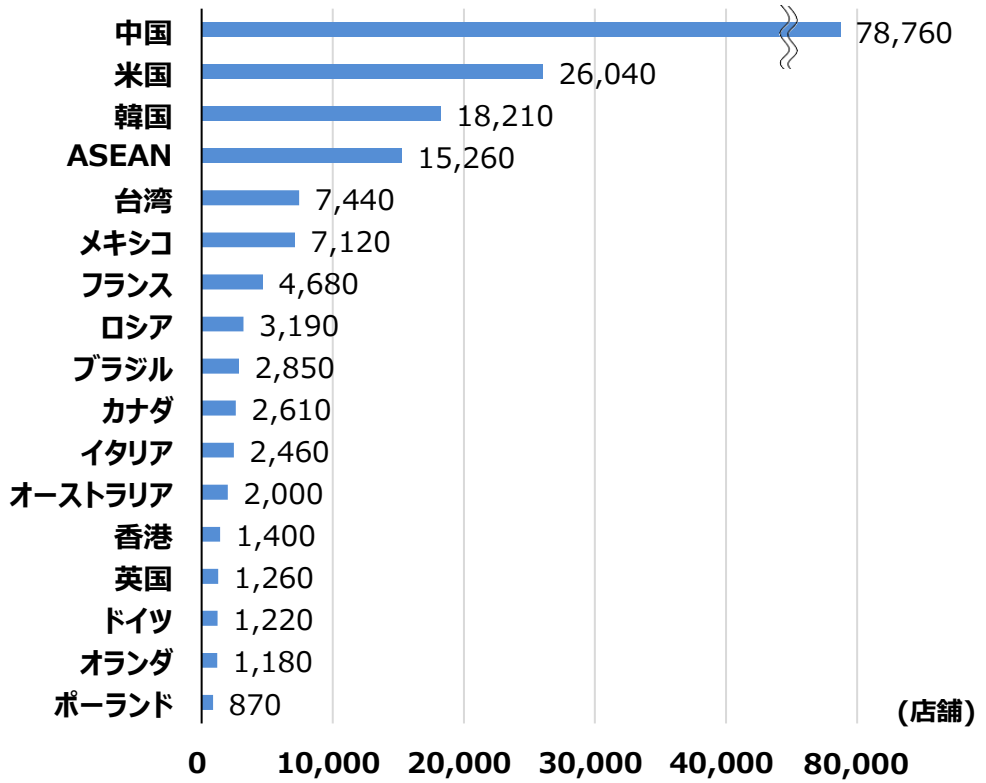
海外の日本食レストラン店舗数

○ 海外における日本食レストランの店舗数は、2013年の5.5万店舗から、2023年には18.7万店舗に増加。

海外における日本食レストランの店舗数の推移



日本食レストランの国・地域別店舗数（2023年）

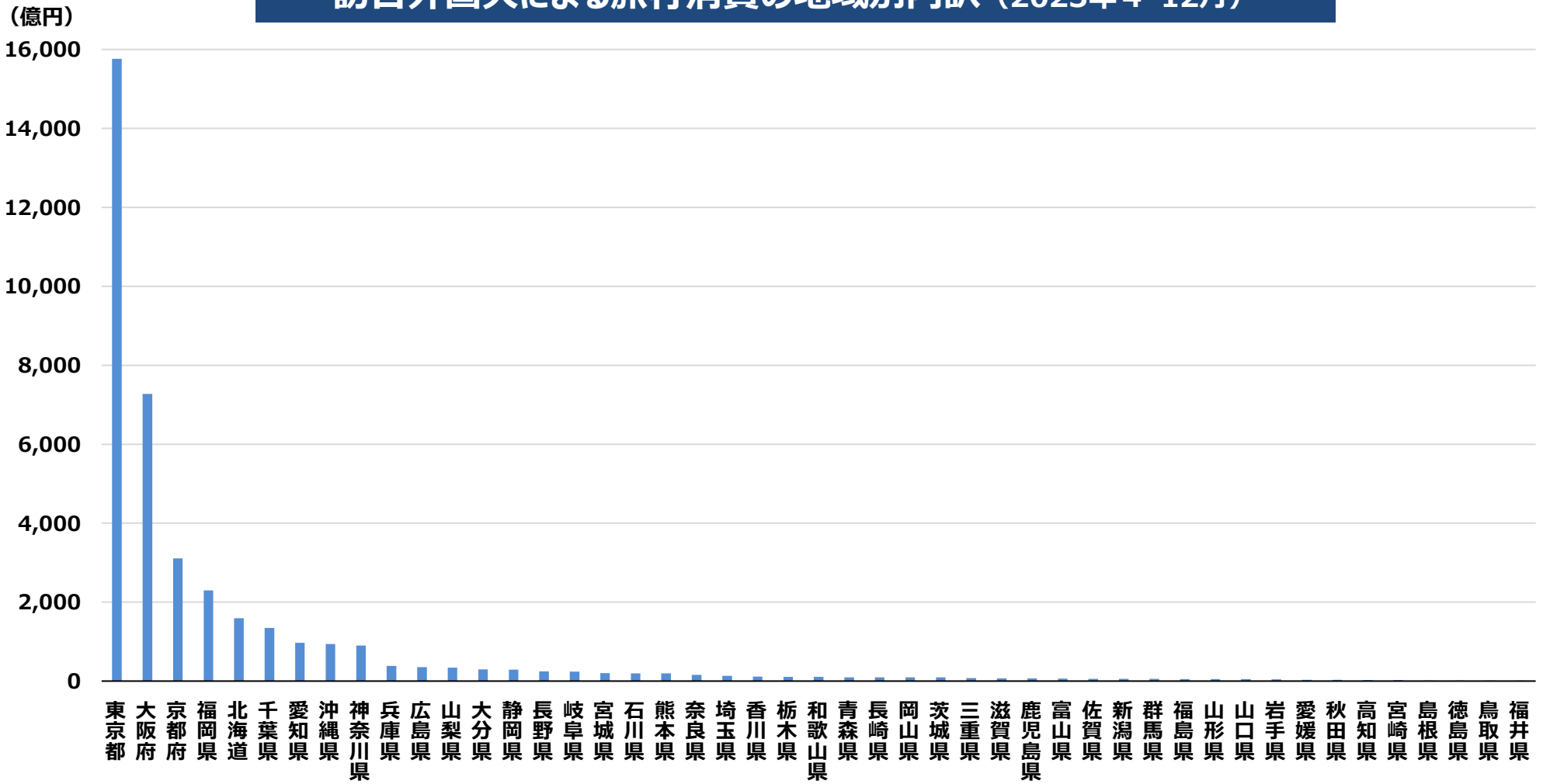


（出所）農林水産省（2023）「海外における日本食レストランの国・地域別概数」を基に作成。

訪日外国人の旅行消費（2023年４-12月）

○ インバウンドによる旅行消費は、東京、大阪、京都など大都市に集中。

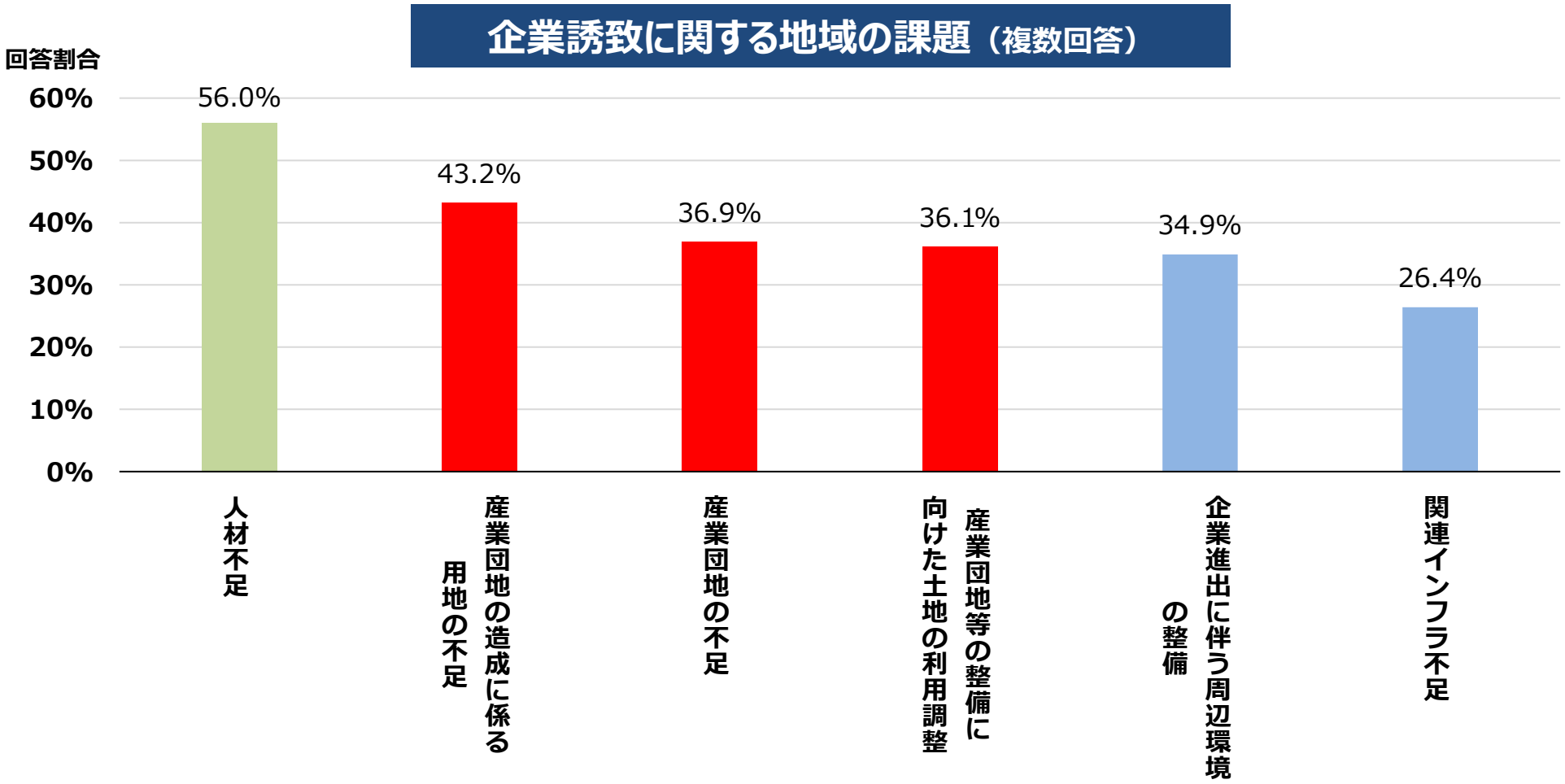
訪日外国人による旅行消費の地域別内訳（2023年４-12月）



（注）　団体・パック旅行参加費、宿泊費、飲食費、交通費、娯楽等サービス費、買物代等の合計。
（出所）観光庁「インバウンド消費動向調査」を基に作成。

企業誘致に関する地域の課題

○ 地域の商工会議所に対するアンケート調査によると、企業誘致に関する地域の課題は、「人材不足」とともに、「産業用地・団地の不足」を挙げる回答が多い。



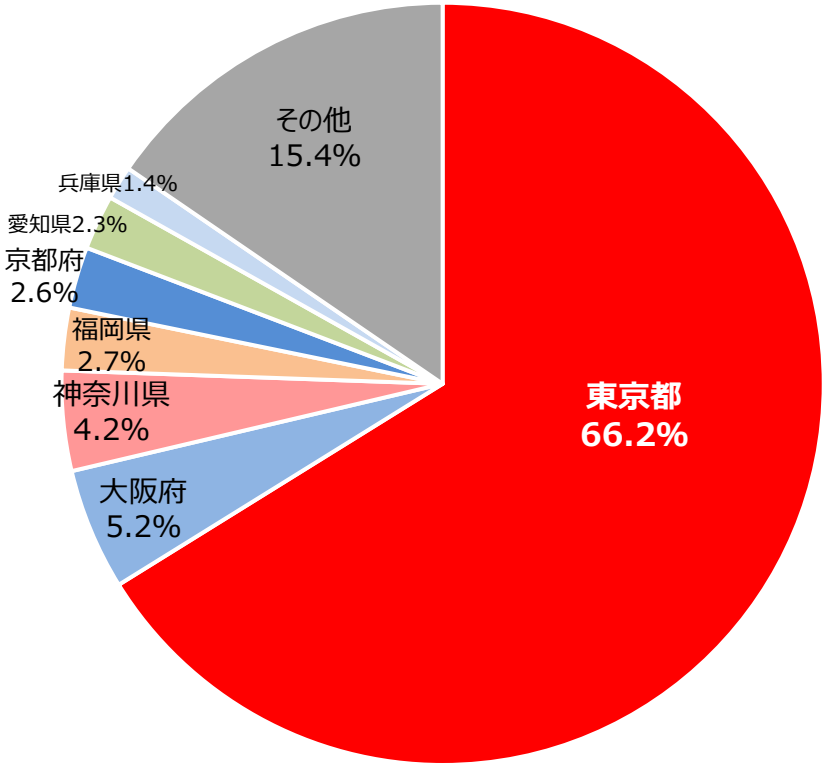
（注）　2024年９月２日-10月４日に商工会議所515か所に対して実施したアンケート調査の結果（回答数353社）。上記は353社が回答。
（出所）日本商工会議所（2024年11月22日）「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果」を基に作成。

地方におけるスタートアップの現状

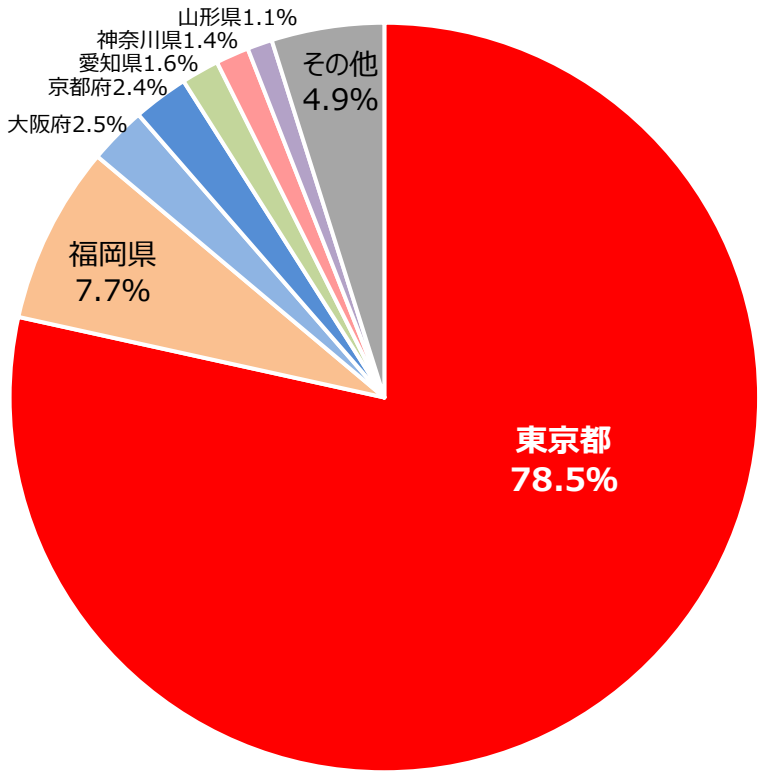
○ 日本のスタートアップの立地の66.2%、資金調達額の78.5%は、ベンチャーキャピタルや大企業が集まる東京都に集中。

地方におけるスタートアップの現状（2022年末時点）

スタートアップ企業数



スタートアップ資金調達額

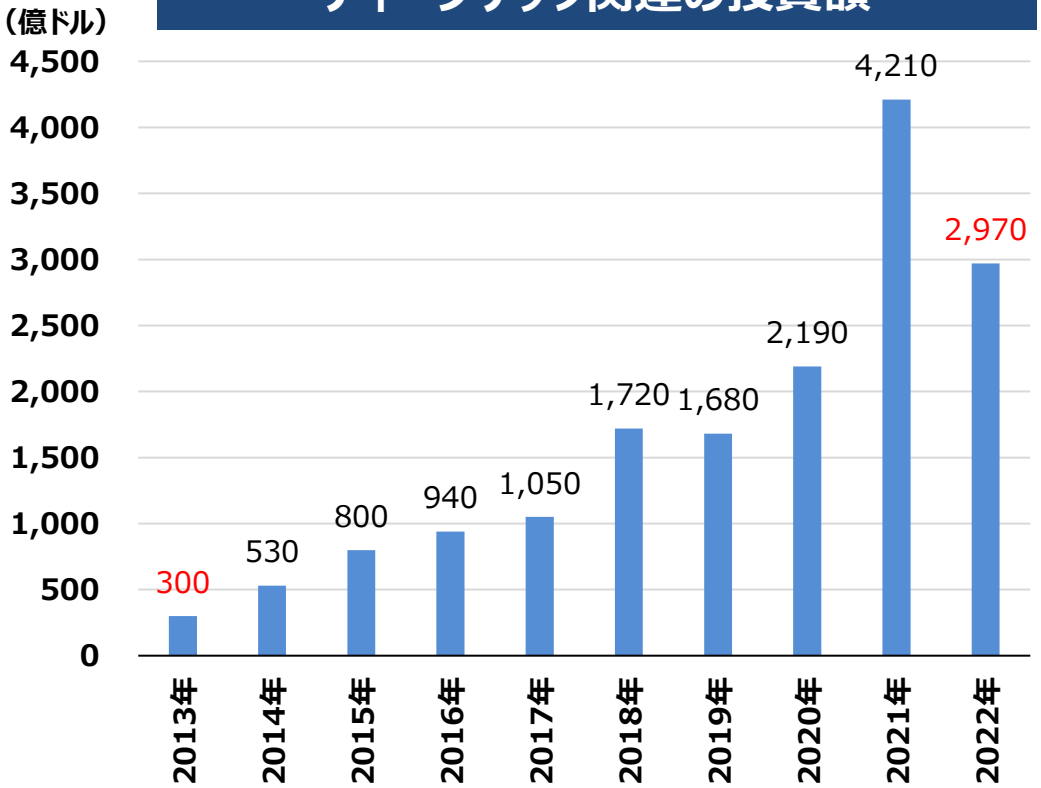


（注）　STARTUP DBに収録されている企業における都道府県別の立地、資金調達状況の分布。
（出所）STARTUPS JOURNALを参考に作成。

世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額

○ 世界におけるディープテック・スタートアップへの投資額は、この10年間で10倍に拡大（2013年：300億ドル→2022年：2,970億ドル）。
○ 一方、ディープテックには研究開発・事業化に長い期間や大きな資金が必要であり、事業化のリスクが高い等の特徴を持つ。本格的な好循環のエコシステムの構築はこれからの課題。

世界のベンチャーキャピタル投資額におけるディープテック関連の投資額



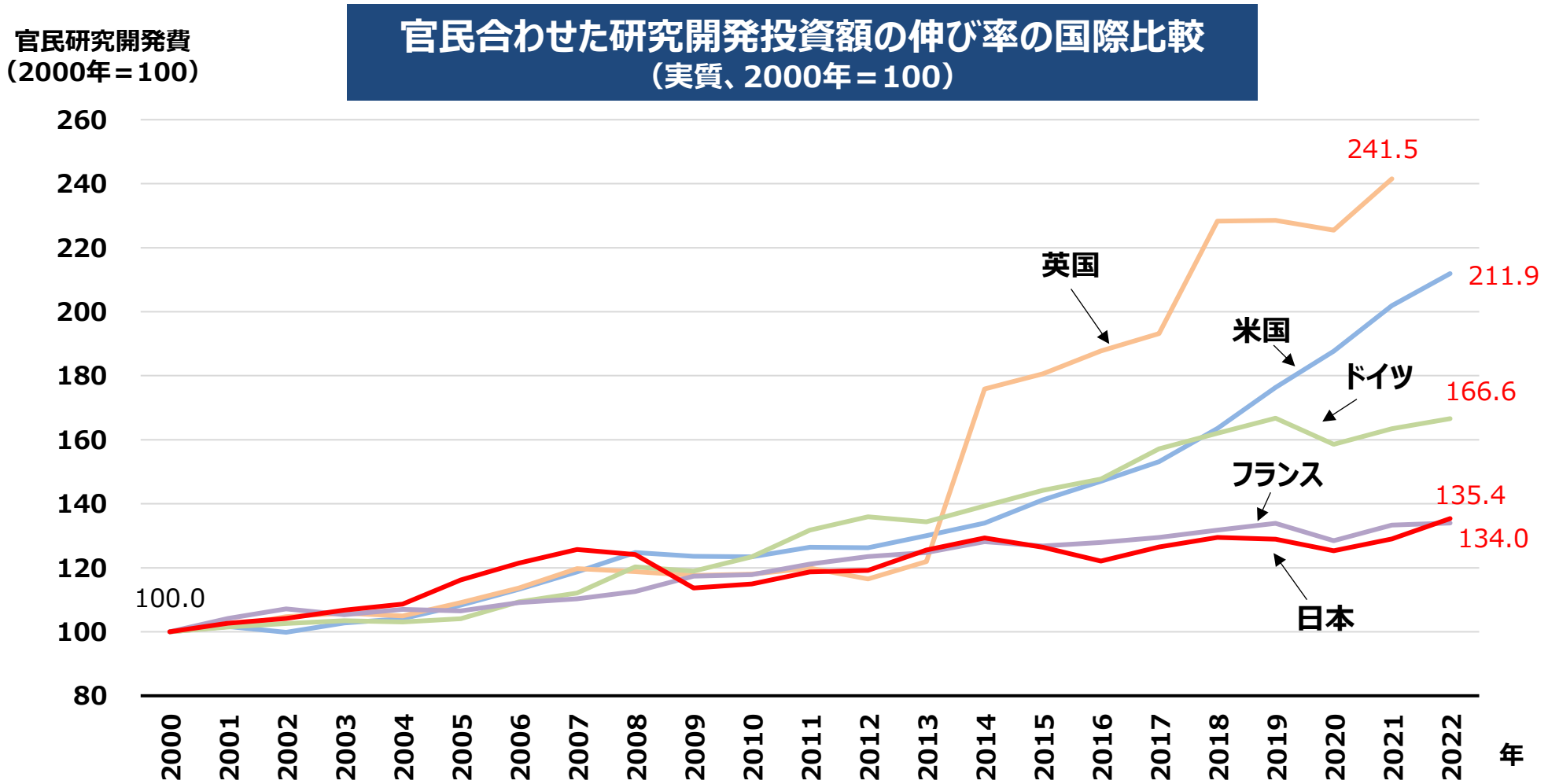
ディープテック・スタートアップの特徴

- 事業化の成功例が限られている
- 共同研究先の探索等が出来る人材が必要
- 一般的にリスクの高い研究開発費が長期かつ多額に必要
- 成功例が少ない、事業化も見通しにくいなど、資金調達が困難
- 適切な資金調達ができる人材が少ない
- 給与水準によっては優秀な人材を採用できない

（注）　ここでの「ディープテック関連」は、公的レポート等でディープテック領域とされる産業・技術分野（AI、コンピュータ、エネルギー・環境、バイオ・医療ヘルスケア、素材・産業、航空・宇宙、食糧農業）に該当する、PitchBook上の各インダストリー・カテゴリを選択したもの（内閣府「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想に関する有識者会議」資料による。）。
（出所）経済産業省資料（元データはPitchBook Data, Inc）を基に作成。

官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較

○ 官民合わせた研究開発投資額は、2000年から2022年にかけて、米国は2.12倍、ドイツは1.67倍に上昇しているのに対して、日本は1.35倍にとどまる。



（注） 2015年米ドル基準、購買力平価ベース。
（出所）OECD Data Explorerを基に作成。

重要技術の研究における日本の順位

○ 重要技術における日本の研究シェアは、2000年代初頭（2003-2007年）には64分野（オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）が選定したAI、バイオ、宇宙、防衛、エネルギー等の技術分野）のうち半数（32分野）で上位５か国入りしていたが、直近（2019-2023年）では８分野のみ。

2000年代初頭に日本が上位5か国入りしていた重要技術分野

カテゴリ	技術分野	順位	日本における主な機関
高度情報通信技術	先進光通信	2 → 7	NTT
	分散型台帳	1 → 26	会津大学
	高性能コンピューティング	3 → 9	東京大学
AI・コンピューティング・通信	AIアルゴリズムとハードウェア・アクセラレーター	2 → 16	-
	自然言語処理	3 → 12	NTT
先端材料・製造	先進磁石・超伝導体	2 → 5	東北大学
	ワイド＆ウルトラワイドバンドギャップ半導体	2 → 3	京都大学
	スマート材料	3 → 18	東北大学
	ナノスケール材料・製造	3 → 15	NIMS
	重要鉱物抽出・加工	3 → 18	NIMS
バイオ・遺伝子工学・ワクチン	合成生物学	5 → 14	-
	遺伝子工学	2 → 5	東京大学
	ゲノム配列決定・解析	4 → 5	東京大学
	新規抗生物質・抗ウイルス薬	5 → 19	東京大学
防衛・宇宙・ロボット・輸送	自律システム運用技術	2 → 11	東京大学
	宇宙打ち上げシステム	2 → 6	JAXA
	ドローン・群ロボット・協働ロボット	5 → 18	-
	先進ロボット工学	2 → 13	東京大学
環境・エネルギー	電池	3 → 10	産総研
	太陽光発電	2 → 12	東京大学
	水素・アンモニア燃料	3 → 9	東京大学
	指向性エネルギー技術	3 → 10	東京大学
	核廃棄物管理とリサイクル	4 → 10	JAEA
	スーパーキャパシタ	4 → 12	NIMS
	原子力エネルギー	4 → 3	JAEA
量子技術	量子センサ	4 → 5	東京大学
	量子コンピューティング	5 → 5	理研
計測・計時・航法	慣性航法システム	5 → 13	東京大学
	レーダー	3 → 9	東京大学
	光センサ	3 → 11	東京大学
	原子時計	4 → 5	東京大学
その他AUKUS関連技術	空気非依存推進力	3 → 12	-

凡例
- シェアを落とし上位５か国から外れた技術分野
- 直近でも上位５か国入りしている技術分野

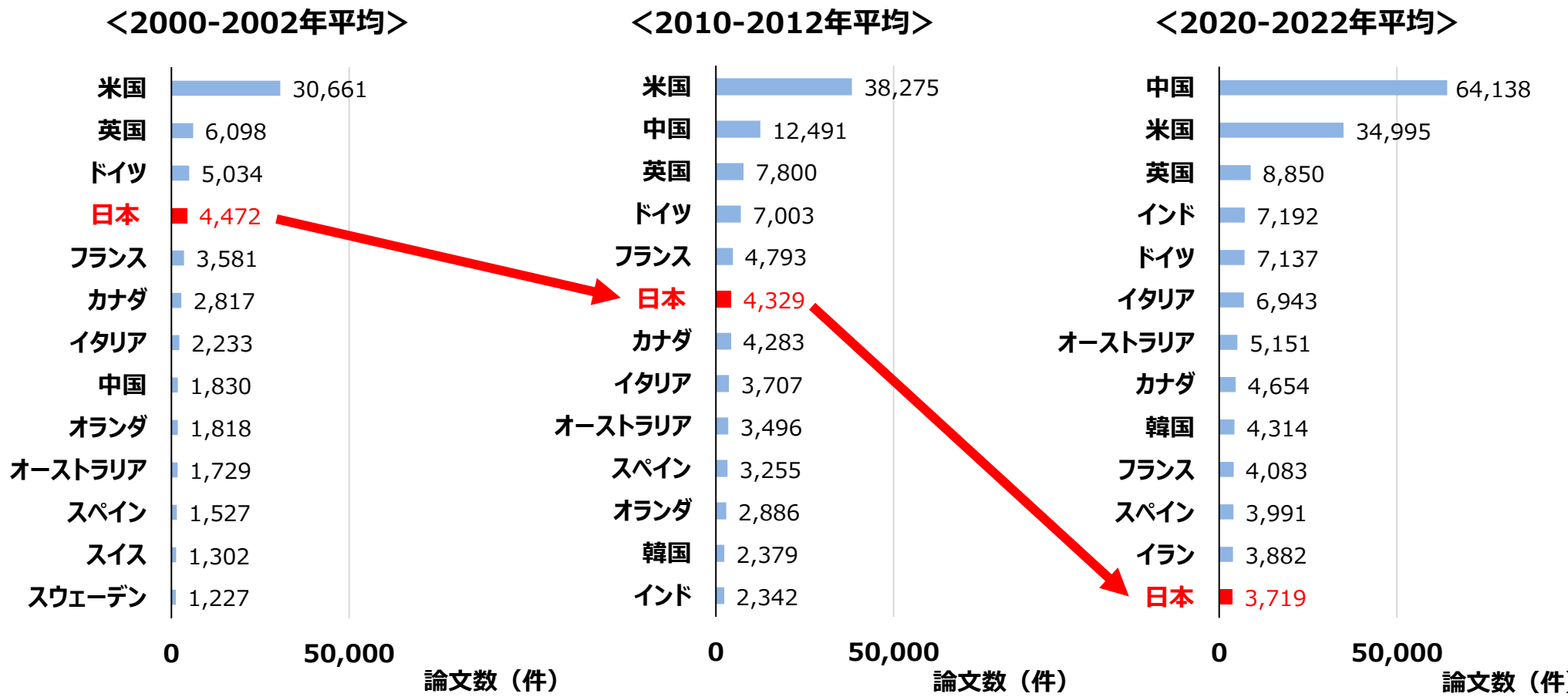
（注） 64分野の重要技術について、オーストラリア戦略政策研究所（ASPI、国家安全保障・防衛・技術に関する独立系シンクタンク）が21年分（2003-2023年）の引用上位10%論文680万件の大規模データセットを用いて算出された論文シェア。「NIMS」は物質・材料研究機構、「JAEA」は日本原子力研究開発機構。なお、64分野全体で見ても、日本が上位５か国入りしている分野は８分野のみ。

（出所）経済産業省資料（元データは、オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）「Critical Technology Tracker」ウェブサイト・ASPI提供情報）を基に作成。

被引用回数トップ10%の論文数の推移

○ 被引用数が上位10%の論文数（所属機関の国別）で見た日本のランキングは低下傾向。

被引用回数トップ10%の論文数の推移（著者の所属する機関の国別）

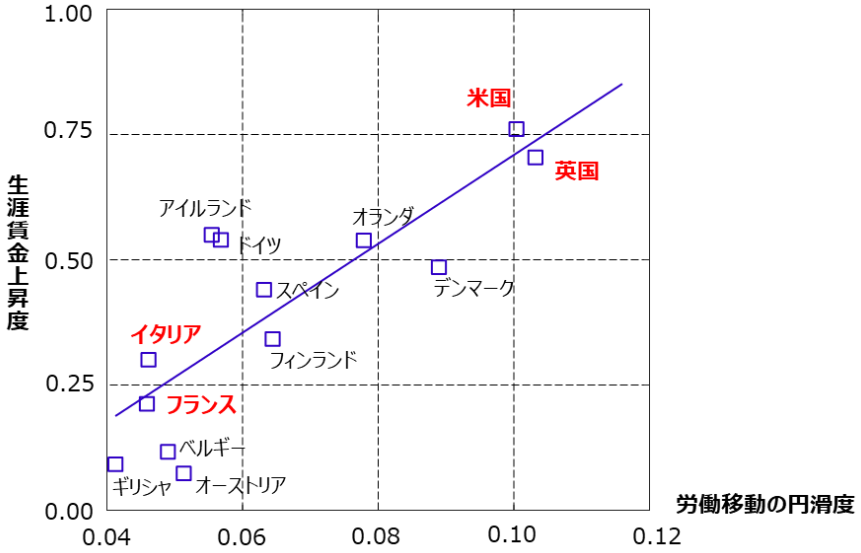


（注） Web of Science: Science Citation Index Expanded（クラリベイト社が提供する査読論文データベース。同社の基準で選定した、科学技術分野で影響力の高い約9,200誌からなる。）により作成。学術領域ごとに被引用回数が多い上位10%の論文について、著者の所属する機関の国別に論文数を集計したもの。
国際共著論文は分数カウント法（各国の貢献度合いに応じて重み付けをして件数を計算する方法）で計算。
（出所）文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」を基に作成。

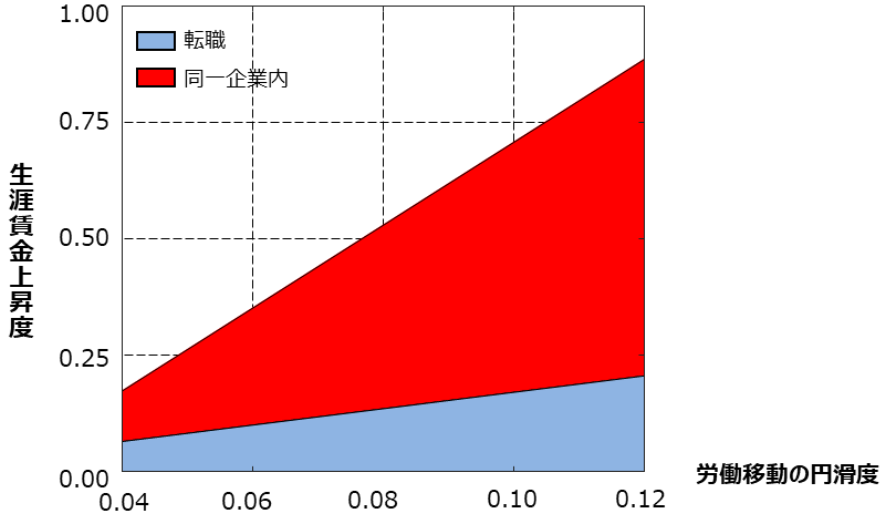
労働移動の円滑度と賃金上昇の関係

○ 労働移動が円滑である国ほど、生涯における賃金上昇率が高い。
○ この生涯賃金上昇度を分解すると、転職に伴う賃金上昇（青色）は４分の１に過ぎず、同一企業内で働く方の賃金上昇（赤色）が４分の３を占める。
○ 労働移動が円滑であれば、企業側も雇用している人材をきちんと評価し、エンゲージメント（従業員の企業に対する愛着心や思い入れ）を高める努力を行うようになり、労働移動をしないで働く人の賃金も上昇。

労働移動の円滑度と生涯賃金上昇度



生涯賃金上昇度に関する転職要因と同一企業内要因の分解



（注） 生涯における賃金上昇度は、25歳から54歳までの男性の実質の時給の変化。労働移動の円滑度は、過去１年間に雇用されていた人のうち、過去11か月以内に現在の雇用者の下で働き始めた人の割合。対象国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、英国、米国。1991年から2015年。
同一企業内による賃金上昇分は、生涯の賃金上昇と転職分との差により計算。労働移動の円滑度は、過去１年間に雇用されていた人のうち、過去11か月以内に現在の雇用者の下で働き始めた人の割合。

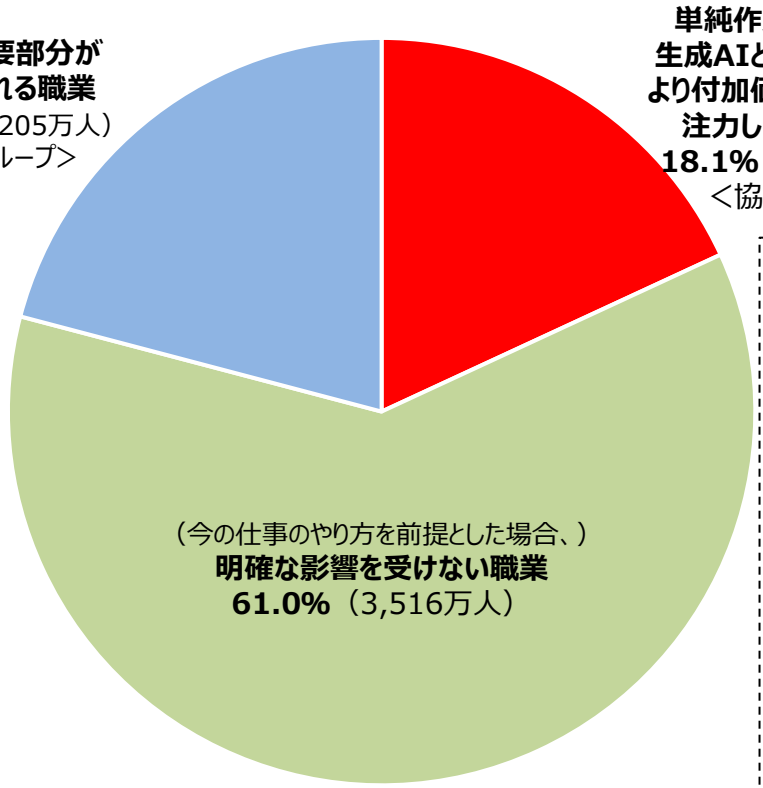
（出所）Niklas Engbom (2022), Labor Market Fluidity and Human Capital Accumulation. NBER Working Paper Series, Working Paper 29698. を基に作成。

生成ＡＩの影響を受ける労働者の割合

○ 生成ＡＩが我が国の雇用に与える影響を分析した研究によれば、生成ＡＩの導入により単純作業を自動化し、生成ＡＩと協働することで、より付加価値の高い業務に注力しやすくなる職業に就く雇用者は、全体の18.1%。

○ 一方、生成ＡＩが仕事の主要部分を自動化し、雇用代替の懸念がある職業に就く雇用者も全体の20.9%存在。

生成ＡＩの影響を受ける労働者の割合
（大和総研による分析）



【推計方法】

1．職業ごとに「自動化対象率」を計算

- 「日本版O-NET」における各職業（456職業）のタスクに関するテキスト文を抽出。これをGPT-4（OpenAI）に読み込ませ、３つの指標（LLMの使用により①「タスク品質が低下する」（E0）、②「タスクを半分の時間で完了できるようになる」（E1）、③「追加ソフトウェアとの組合せにより高品質・効率化する」（E2））をタスクごとに判定させる。各職業全体の指標（E0、E1、E2）の平均値を計算し、「自動化対象率（＝E1+0.5×E2）」と定義。

2．職業ごとにタスクの特徴を抽出（「非定型／定型」、「認識／手仕事」など）

- 上記とは別に各職業に係るタスクの特徴（「非定型・認識」、「非定型・手仕事」、「定型・認識」、「定型・手仕事」、「生成AI苦手（意思決定や身体的動作）」）について「高」、「中」、「低」に分類。

3．生成AIの影響を受ける労働者の判定

●「自動化対象率」と「非定型・認識」、「生成AI苦手」ともに高い職業
→「協働グループ」

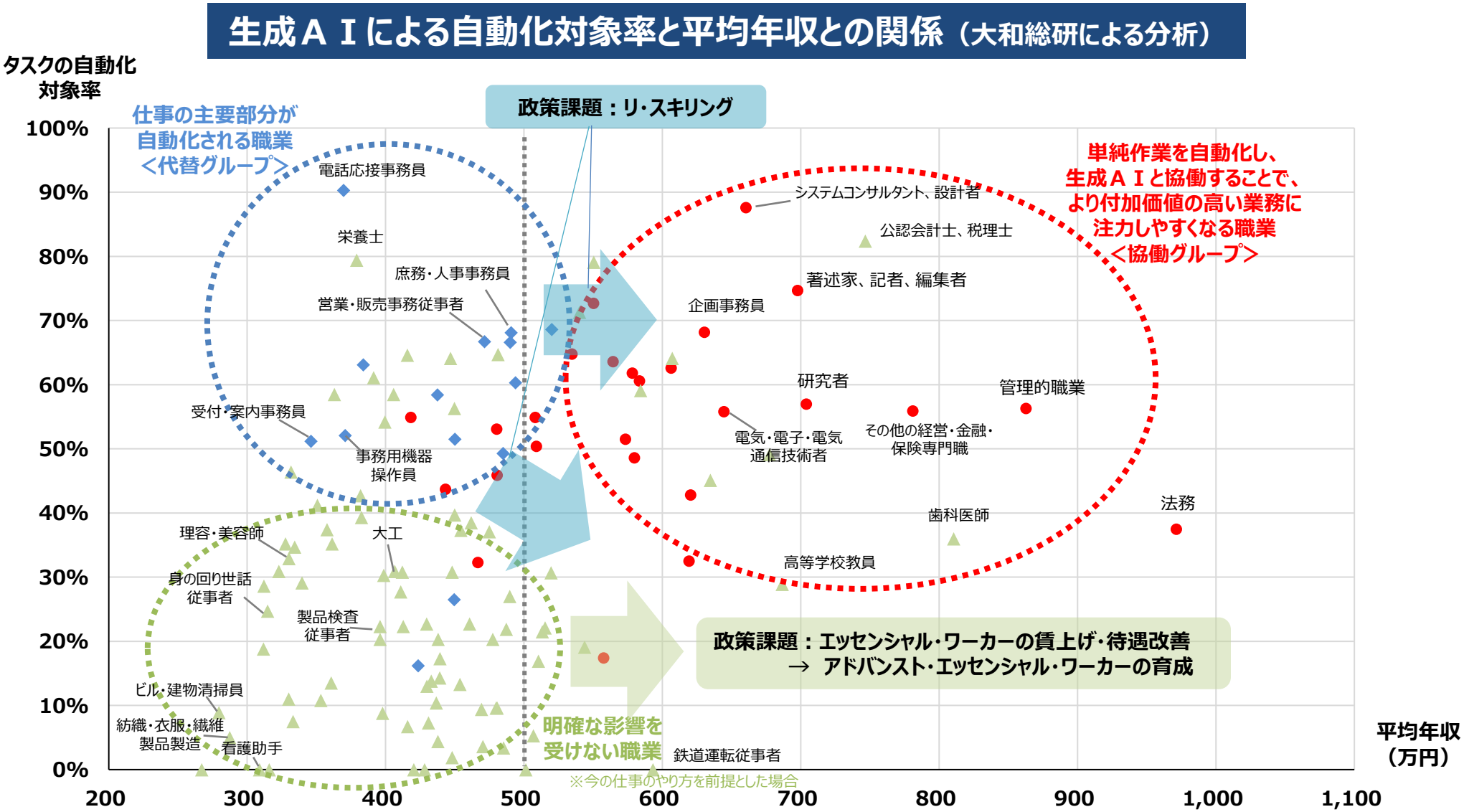
●「自動化対象率」と「定型・認識」が高く、「生成AI苦手」が低い職業
→「代替グループ」

●上記以外 →「明確な影響を受けない職業」

※「非定型・認識」は分析や対人関係などが求められる業務、「定型・認識」は同一作業の反復など

（注） 就業者の割合は、「令和２年国勢調査」の職業別の就業者数を集計したもの。括弧内の就業者数は、就業者割合に「令和２年国勢調査」の就業者数（5,764万人）を乗じたもの。
（出所）新田堯之「生成AIが描く日本の職業の明暗とその対応策」を基に作成。

生成ＡＩによる自動化対象率と平均年収との関係

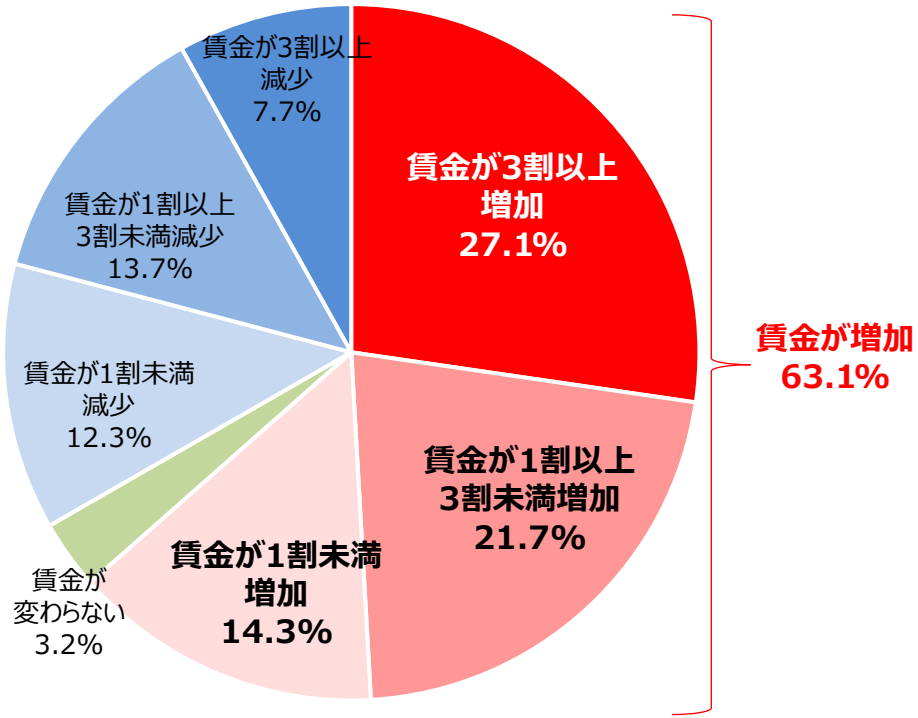


（注）　年収は、厚生労働省「令和４年賃金構造基本統計調査」における「きまって支給する現金給与額×12か月＋年間賞与その他特別給与額」と定義。
（出所）新田堯之「生成ＡＩが描く日本の職業の明暗とその対応策」を基に作成。

リ・スキリングによる賃金の変化

○ 経済産業省「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」は、在職者のキャリア相談から、リ・スキリング、転職までを一体的に支援する制度。当該事業を通じて転職した者に対する調査によると、転職後に賃金が上昇した者は全体の63.1%。
○ 労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、自律的なキャリア形成を行うことは、転職後の賃金上昇につながる可能性。

転職による賃金の変化
（「キャリアアップ支援事業」を受講した転職者）



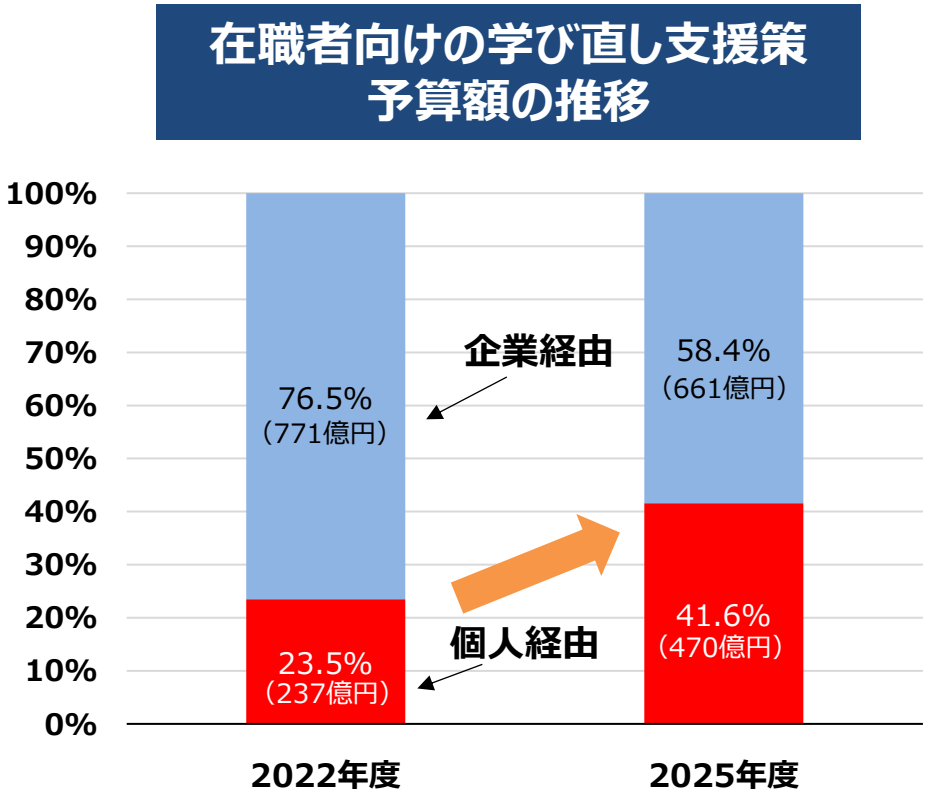
現職での処遇改善につながった事例
（「キャリアアップ支援事業」を受講した者）

分野	概要
CAD	・建築関係でアルバイト勤務をしていた個人がCAD講座を受講し、現職において講座で習得したCADスキルや、学びに対して積極的な姿勢が評価され、**アルバイトから正規雇用に転換**。
介護	・初任者研修資格取得のための講座を受講し、元々パート社員だった個人が初任者研修の資格を取得することで、**正規雇用に転換。**
Webデザイン	・建設の事務職として6-7年間勤務していた個人がWebデザインに関する講座を受講し、現職で学生向けの会社案内の広報素材を作成する業務に従事。作成した広報素材が社長から評価され**主任に昇格**。
英語	・製薬企業で働く個人が英語を学習し、現職での昇格要件（一定の英語力）を満たしたことで**社内での昇格を実現**。

（注） 2025年２月末時点。回答者は2,299人。
（出所）経済産業省資料を基に作成。

国の在職者への学び直し支援策

○ 国の在職者への学び直し支援策は、これまで企業経由が中心となってきたが、直近では企業経由が58.4%、個人経由が41.6%と、個人への直接支援が拡大。
○ 加えて、デジタル・DXのための人材育成支援の拡充や、デジタル関係講座の拡大、現場人材のスキル評価に関する取組などの施策を講じている。



企業経由（企業による人材育成の支援）

- 「人材開発支援助成金」における、高度なデジタル人材育成やDXのための訓練等に対する助成率の引上げ（通常45%（大企業は30%）→75%（大企業は60%））。

個人経由（労働者の主体的な学び直しに対する支援）

- 「教育訓練休暇給付金」（雇用保険の被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合が支給される制度）の創設。
- 「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」（雇用保険の被保険者以外の者が教育訓練を受ける場合に教育訓練費用と生活費用を融資対象とする事業）の創設。
- 「教育訓練給付金」の給付率の引上げ（受講費用の最大70%→80%）。
- 「専門実践教育訓練」におけるデジタル関係講座の拡大（270講座（2024年10月時点）→337講座（2025年４月時点））。

現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

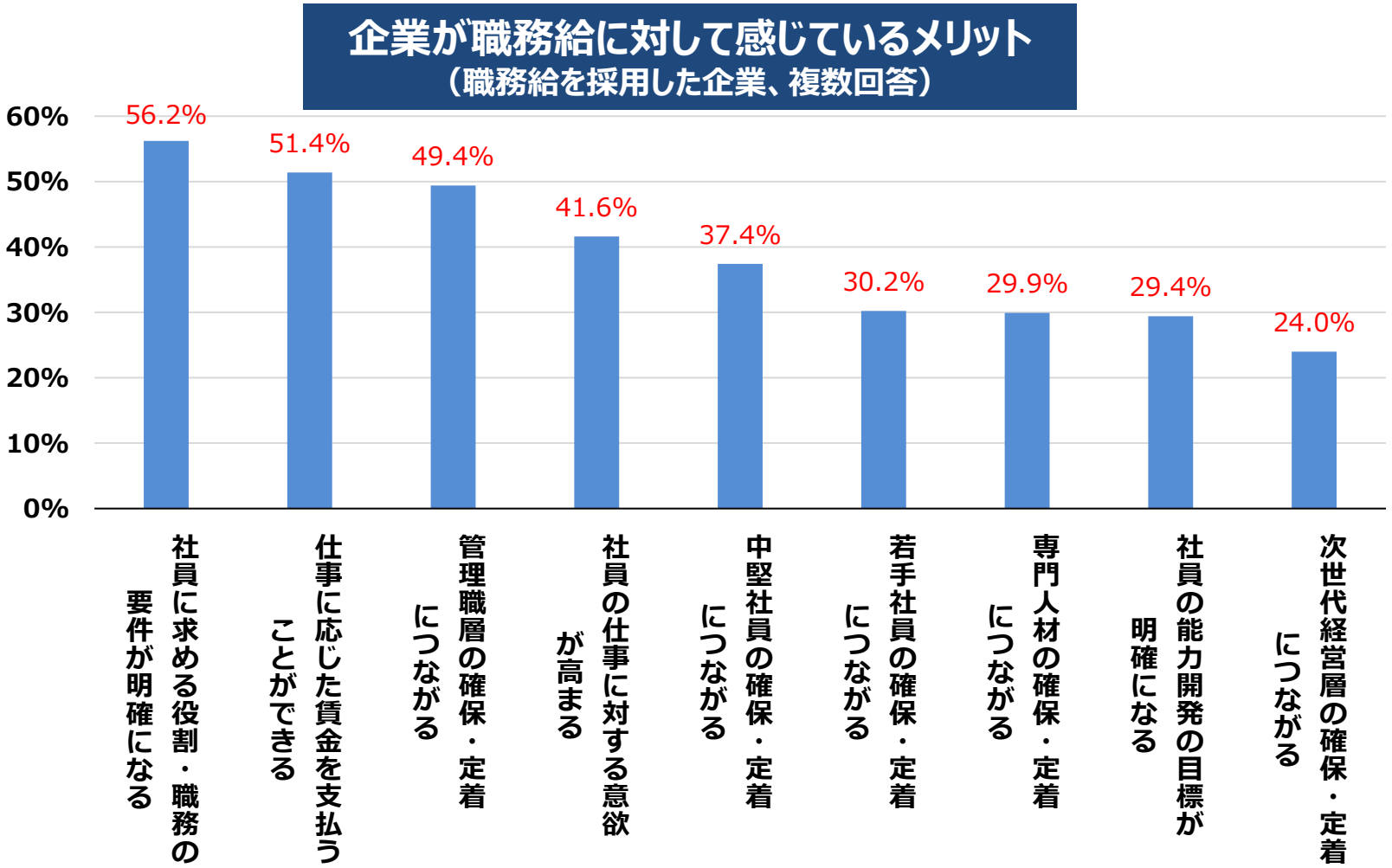
- 2025年３月、３職種の民間検定※１を団体等検定※２として、初めて認定。
- 団体等検定の合格を目指す講座のうち一定の基準を満たすものについて、2025年４月から教育訓練給付金制度の指定対象に追加。

※１　家政士団体検定、陸災防フォークリフト荷役技能検定、日本躯体コンクリート打込み・締固め工団体検定
※２　事業主や事業主団体等が、労働者の持つ職業に必要な知識や技能について、その程度を自ら検定する事業のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの

（注）　左図について、「企業経由」は、人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）及び生産性向上人材育成支援センターに用いる運営費交付金と、都道府県の行う職業訓練への交付金（運営費交付金及び都道府県向けの交付金については、当該年度の直近の決算における実績に基づき、予算額を試算したもの）。「個人経由」は、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金及びリ・スキリング等教育訓練支援融資事業。両者を加え、在職者支援向けの学び直し支援策の全体額とした上で、当該金額に対するそれぞれの割合として算出。
（出所）厚生労働省資料を基に作成。

企業が職務給に対して感じているメリット

○ ジョブ型人事（職務給）を導入した企業は、「社員に求める役割・職務の要件が明確になる」、「仕事に応じた賃金を支払うことができる」、「管理職層の確保・定着につながる」、「社員の仕事に対する意欲が高まる」といったメリットを感じている。

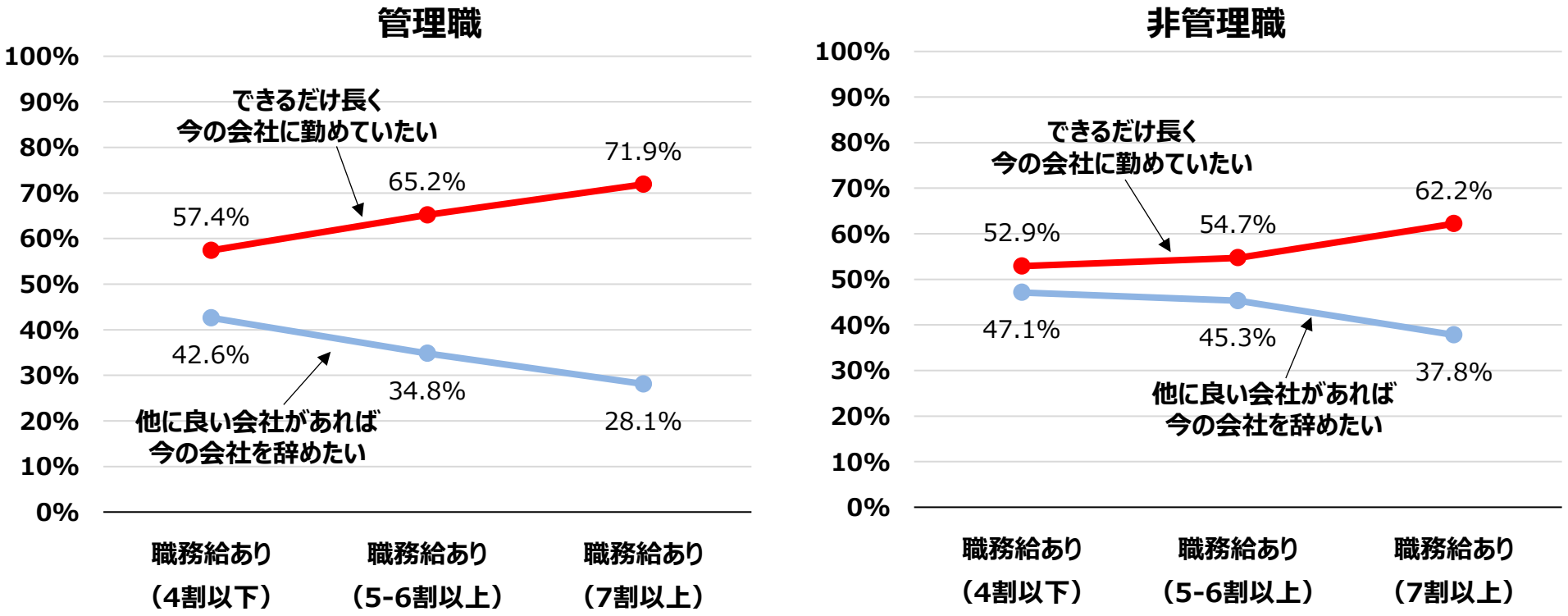


（注）　厚生労働省「民間企業の職務給等に関する調査研究事業」（委託事業）において、PwCが実施したアンケート調査の結果（回答数1,349社）。
（出所）厚生労働省「職務給の導入に向けた手引き」（2025年２月公表）を基に作成。

職務給を採用した企業で働く社員における転職の希望状況

○ ジョブ型人事（職務給）を導入した企業では、管理職・非管理職を問わず、職務給が基本給に占める割合が高い社員ほど、「できるだけ長く今の会社に勤めていたい」と考えている傾向にある。
○ 一方、「他に良い会社があれば今の会社を辞めたい」と考えている社員は、職務給が基本給に占める割合が高いほど少ない。

社員における転職の希望状況（職務給を採用した企業で働く社員）

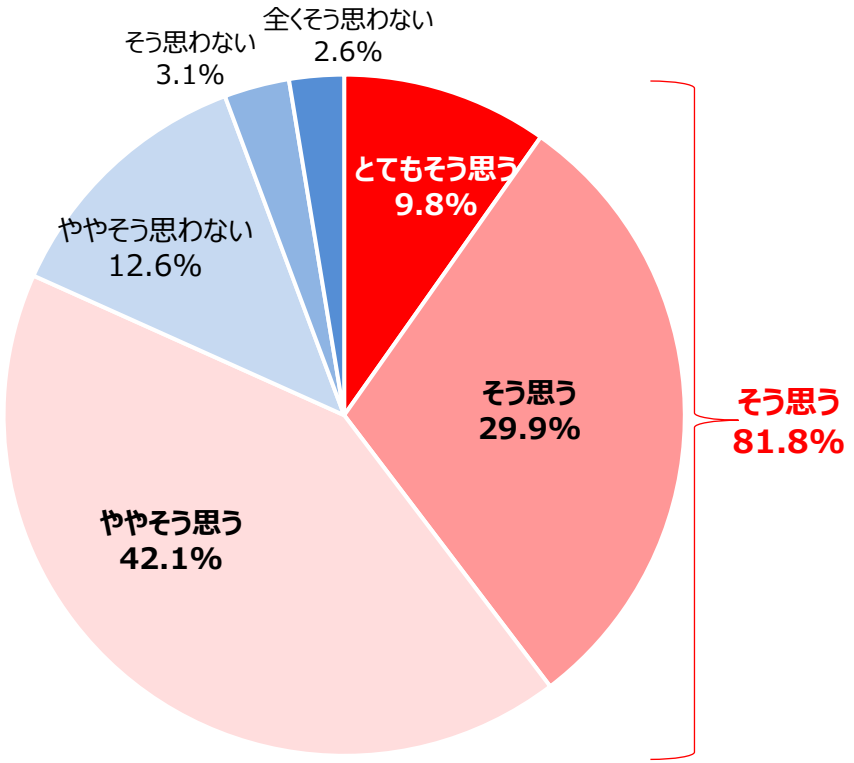


（注）　厚生労働省「民間企業の職務給等に関する調査研究事業」（委託事業）において、PwCが実施したアンケート調査の結果。
（出所）厚生労働省「職務給の導入に向けた手引き」（2025年２月公表）を基に作成。

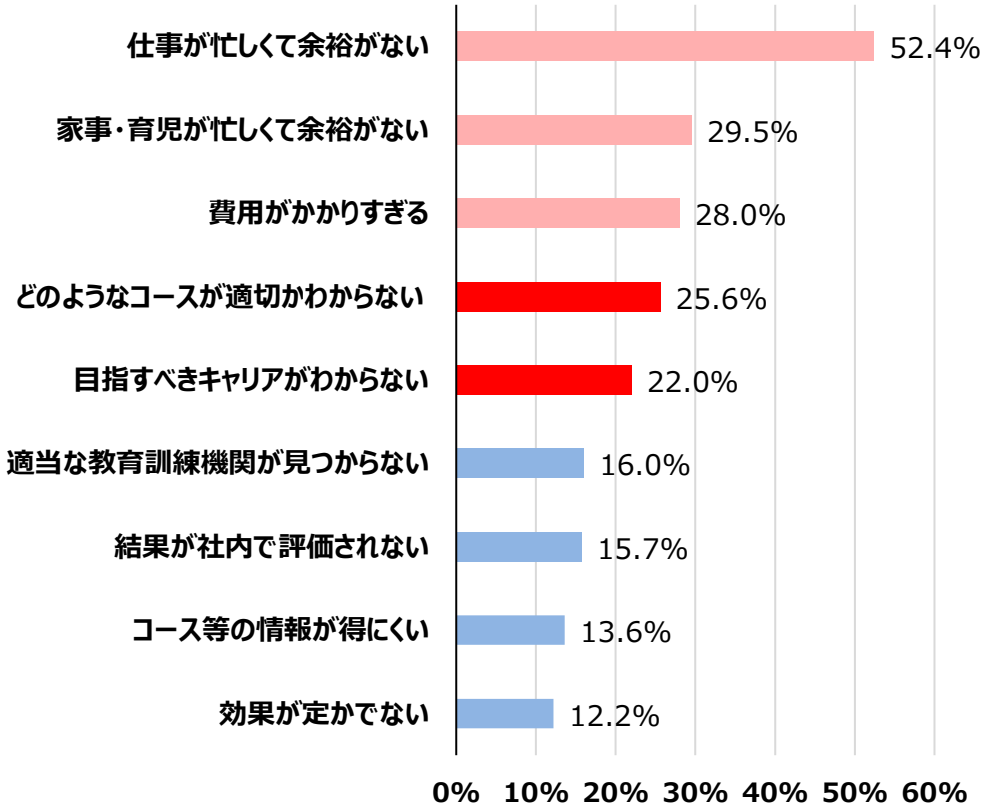
若手・中堅社員におけるキャリア形成の意識

○ 25-44歳の社員の８割以上が「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考えている。
○ 労働者は、リ・スキリングを行う上での問題点として、「仕事・家事・育児で余裕がない」、「費用がかかりすぎる」のほか、「どのようなコースが適切かわからない」、「自分の目指すべきキャリアがわからない」との回答も多い。

「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考える者の割合（若手・中堅社員）



自己啓発を行う上での問題点（複数回答）



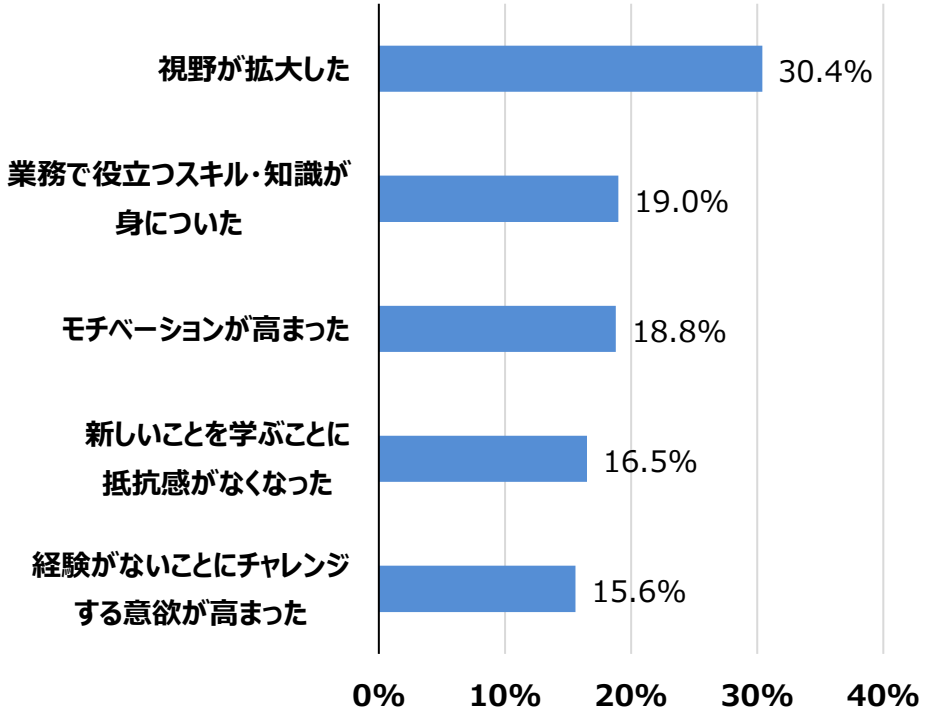
（注） 左図：従業員規模300人以上の会社に勤務する25-44歳の若手・中堅正社員を対象に調査（613人が回答）。
（出所）リクルートマネジメントソリューションズ「若手・中堅社員の自律的・主体的なキャリア形成に関する意識調査（2021年）」、厚生労働省「令和５年度能力開発基本調査（個人調査）」を基に作成。

副業・兼業からの学びによる効果

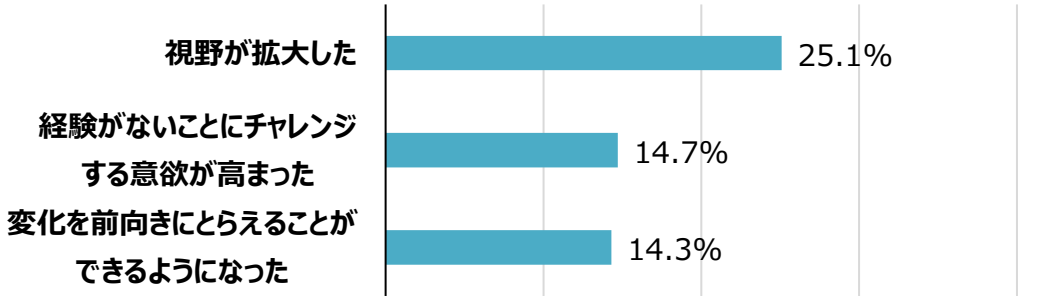
○ 副業・兼業を行っている労働者が、副業・兼業からの学びによって自分自身が感じている効果を尋ねると、「視野が拡大した」、「業務で役立つスキル・知識が身についた」、「モチベーションが高まった」との回答が多い。
○ 加えて、副業・兼業者と一緒に働く労働者にとっても、「視野が拡大した」、「経験のないことにチャレンジする意欲が高まった」、「社内コミュニケーションが活性化した」などの効果を実感している。

副業・兼業からの学びによる効果（複数回答）

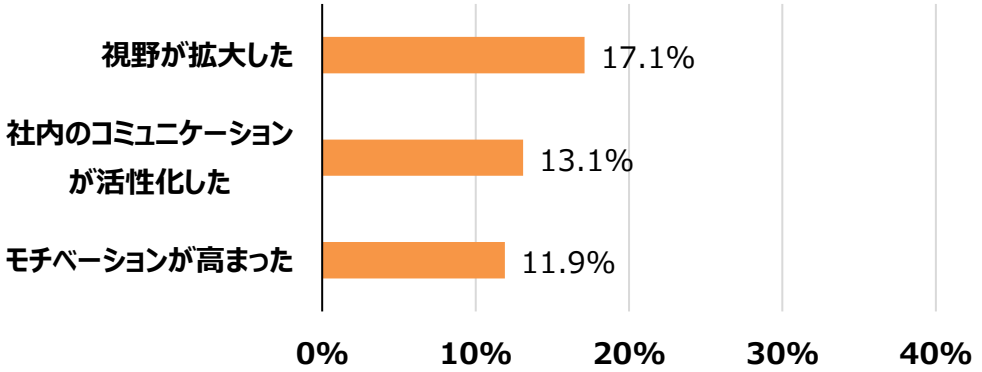
副業・兼業者本人（上位５項目）



副業・兼業者と一緒に働く労働者（本業先、上位３項目）



副業・兼業者と一緒に働く労働者（副業・兼業先、上位３項目）

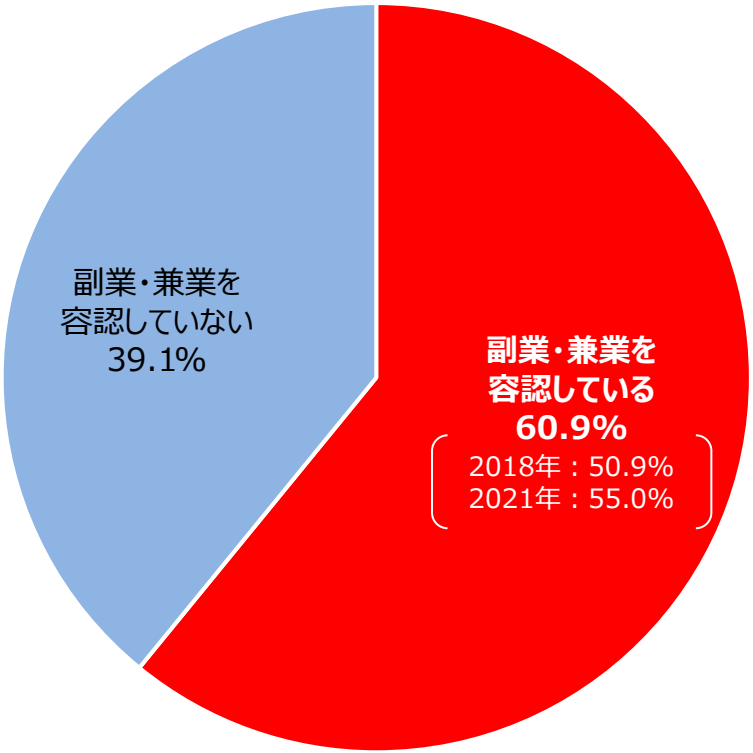


（注） 2023年７月26日-８月１日に従業員数10人以上の企業で働く20-59歳の正社員に対して実施したアンケート調査の結果（副業・兼業者2,000人、本業先1,000人、副業・兼業先1,000人）。上記は、「副業からの学びによる効果があった」と回答した者（副業・兼業者の68.0%、本業先の61.7%、副業・兼業先の65.6%）への設問。
（出所）パーソル総合研究所「第三回 副業の実態・意識に関する定量調査」を基に作成。

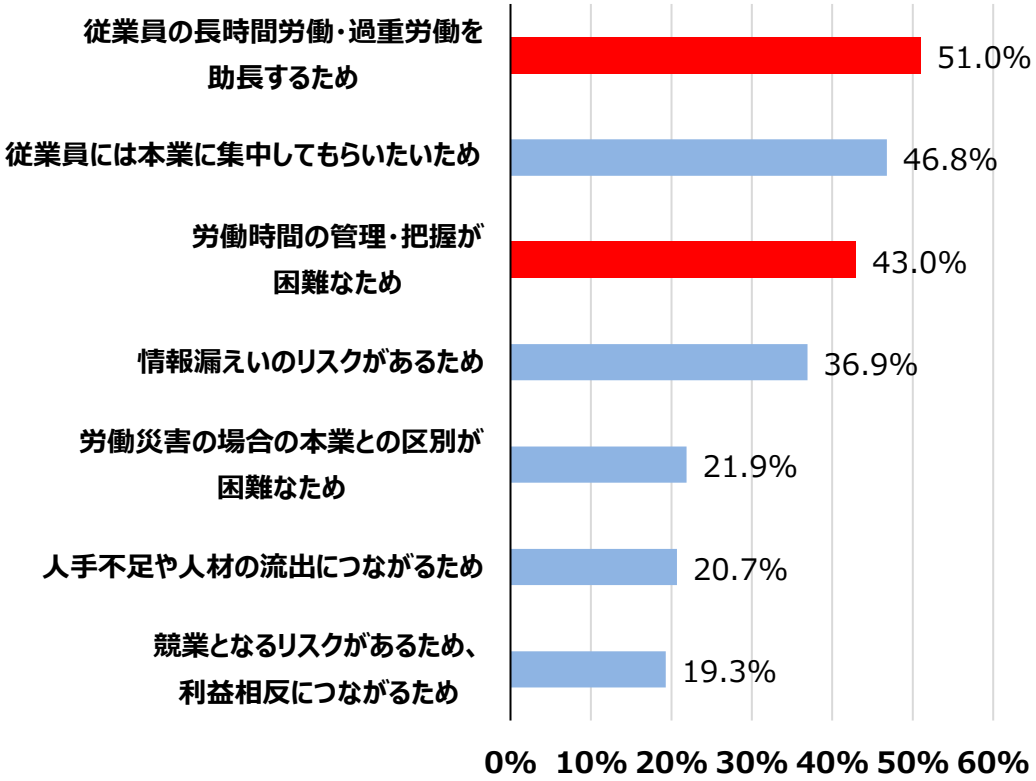
副業・兼業を容認している企業の割合

○ 2023年において、従業員の副業・兼業を容認している企業は全体の60.9%であり、2018年の50.9%から約10%増加。
○ 副業・兼業を認めていない企業にその理由を尋ねたところ、「長時間労働を助長」、「労働時間の管理・把握が困難」といった理由が多い。

企業における従業員の副業・兼業の容認状況（2023年）



従業員の副業・兼業を禁止する理由（副業・兼業を認めていない企業、複数回答）



（注） 左図：2023年７月26日-８月１日に従業員数10人以上の企業の経営層・人事担当者に対して実施したアンケート調査の結果（1,500名が回答）。
右図：2023年１月21日-22日に企業の人事担当者に対して実施したアンケート調査の結果。
（出所）パーソル総合研究所「第三回 副業の実態・意識に関する定量調査」、リクルート「兼業・副業に関する動向調査データ集2022」を基に作成。

経済財政運営と改革の基本方針2025について

（令和７年６月１３日
閣議決定）

経済財政運営と改革の基本方針2025を別紙のとおり定める。

（別紙）

経済財政運営と改革の基本方針 2025

～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和７年６月 13 日

経済財政運営と改革の基本方針 2025
（目次）

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方 ――――――――――――――― *1*

１．日本経済を取り巻く環境と目指す道

２．当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

３．人口減少下における持続可能な経済社会の構築

４．人中心の国づくり

５．不確実性が高まる国際情勢への備え

第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現 ――――――――――― *6*

１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着　～賃上げ支援の政策総動員～

（１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行
（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

２．地方創生２．０の推進及び地域における社会課題への対応

（１） 地方創生２．０の推進　～令和の日本列島改造～
（２） 地域における社会課題への対応
（３） 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
（４） 文化芸術・スポーツの振興

３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（１） ＧＸの推進
（２） ＤＸの推進
（３） フロンティアの開拓
（４） 先端科学技術の推進
（５） スタートアップへの支援
（６） 海外活力の取り込み
（７） 資産運用立国の実現

４．国民の安心・安全の確保

（１） 防災・減災・国土強靱化の推進
（２） 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
（３） 外交・安全保障の強化
（４） 経済安全保障の強化
（５） 外国人との秩序ある共生社会の実現
（６） 「世界一安全な日本」の実現
（７） 「誰一人取り残されない社会」の実現

第３章　中長期的に持続可能な経済社会の実現 ――――――――――――――37

１．「経済・財政新生計画」の推進

２．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（１）全世代型社会保障の構築
（２）少子化対策及びこども・若者政策の推進
（３）公教育の再生・研究活動の活性化
（４）戦略的な社会資本整備の推進
（５）持続可能な地方行財政基盤の強化

３．計画推進のための取組の強化

４．物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

第４章　当面の経済財政運営と令和８年度予算編成に向けた考え方 ――51

１．当面の経済財政運営について

２．令和８年度予算編成に向けた考え方

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方

１．日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靭な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、５％を上回る賃上げが２年連続して実現した[1]。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

２．当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

---

[1] 「2024春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2024年７月３日日本労働組合総連合会公表）及び「2025春季生活闘争第６回回答集計結果」（2025年６月５日日本労働組合総連合会公表）。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和６年度補正予算や令和７年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目ＧＤＰは600兆円を超え、賃金も２年連続で５％を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で１%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・Ｍ＆Ａを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、ＧＸ・ＤＸ、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生２．０」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和６年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、２%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

３．人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、２割以上が減少する[2]。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、中長期的に実質１%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、２%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目ＧＤＰ1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対ＧＤＰ比の上昇基調に対する改革に取り組み、ＰＢの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024[3]で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あっての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあって、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊

[2] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和７年から令和27年の20年間において、生産年齢人口（15～64歳）は約1,478万人減少する見込み。
[3] 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）。

かになる、活力ある経済社会を築いていく。

４．人中心の国づくり

「人材希少社会」に入っている我が国においては、人中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。これらを通じ、国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する。

国民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを実現するため、確実な賃上げの定着とともに、地方における質の高い産業・雇用の場の創出、様々な家計の実態を踏まえた所得再分配機能の強化や格差の是正、就職氷河期世代及びその下の世代が感じている将来への不安の解消に取り組む。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、官民が連携した人づくりや公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。ふるさとへの思いを高めることができるよう、「地方創生２．０」の取組によって、強い経済基盤と豊かな生活基盤を地方に構築する。人や組織のつながりを強化することで新しい価値が生まれる。それがまた新たな人を呼び、地域は更に多様になり、より豊かで強い好循環が生まれ、新たな価値創造の場となる。都市と地方の二項対立を超えて、より融合的な日本を創る。このため、別途定める「地方創生２．０基本構想」[4]に基づき、今後10年間の枠組みを強力に推進する。これらの取組を通じて、「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。

５．不確実性が高まる国際情勢への備え

ロシアによるウクライナ侵略等の地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立、デジタルテクノロジーをめぐる覇権争いなど、我が国を取り巻く国際秩序は変化しつつある。

資本主義は、過去、自由放任主義や修正資本主義・福祉国家に続き、1980年代から新自由主義が台頭するなど、大きく変遷してきた。新自由主義は、グローバル化の進展とあいまって世界経済の成長の原動力となった一方で、経済的格差の拡大や気候変動問題の深刻化、サプライチェーンの脆弱化など、市場原理に基づく解決を期待することが困難な問題を顕在化させたとも言われている。また、一部の権威主義国が、自由貿易体制やデジタル化の恩恵を受けつつ急速な経済成長を成し遂げた結果、グローバル・インバランスの拡大をもたらしたとの指摘もある。こうした中、一部の国において、保護主義や自国中心主義

[4] 令和７年６月13日閣議決定。

の動きが強まり、国際協調の形骸化や国際的分断が進行することが懸念されている。

中国は、ＧＤＰが世界第２位の経済大国となる中、貿易や先端技術の面において、米国との競合関係にある。他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も発生している。一帯一路構想とも連動した人民元決済による取引の拡大は、将来的には、基軸通貨としてのドルの役割に少なからず影響を及ぼすことを危惧する見方もある。

こうした国際情勢の不確実性の高まりは、我が国の経済財政運営にとってのパラダイム・シフトである。経済安全保障の観点から、官民の叡智を結集しつつ、重要物資のサプライチェーン強靱化や先端技術の保全・育成等を通じ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に努めることが必要となる。また、価値や原則を共有する同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画するという戦略・対応策を周到に備えておくことが求められる。

本基本方針に示す政策運営の考え方や方向性については、国民の納得と共感を得ることが重要であり、本方針を含む内閣の重要政策について、内外への機動的・戦略的広報を強化する。

第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現

１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着　～賃上げ支援の政策総動員～

（１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行

2029年度までの５年間で、日本経済全体で年１%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を１%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・Ｍ＆Ａによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」[5]に基づく取組として、低入札価格調査制度[6]及び最低制限価格制度[7]の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」[8]に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保[9]等[10]を進める。中小受託取引適正化法[11]の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」[12]の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法[13]上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク[14]を通じたリテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」[5]に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの５年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」[15]の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・Ｍ＆Ａについては、「事業承継・Ｍ＆Ａに関する新たな施策パッケージ」[5]に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和７年度与党税制改正大綱の記載[16]に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

---

[5] 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定）。
[6] 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としないこととすることができる制度。
[7] 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。
[8] 令和７年４月22日閣議決定。
[9] 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。
[10] 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。
[11] 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。
[12] 令和５年11月29日に、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。
[13] 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。
[14] 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会及び中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み。
[15] 都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に１回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること。
[16] 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー[17]の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、（２）に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」[5]に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・Ｍ＆Ａに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、ＥＵ指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

[17] デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援[18]に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」[19]を周知するとともに、「人的資本可視化指針」[20]の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度[21]、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休３日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者[22]に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法[23]施行後５年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める[24]。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

---

[18] リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。
[19] 令和６年８月28日に、内閣官房、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。
[20] 令和４年８月30日に、非財務情報可視化研究会が策定・公表。
[21] 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。
[22] 生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者。
[23] 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。
[24] この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のＩＴ化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業[25]のロールアップ[26]を促進する。事業者選択型経営者保証非提供制度[27]の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」[28]に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」[29]を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理[30]を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」[31]を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

２．地方創生２．０の推進及び地域における社会課題への対応

（１）地方創生２.０の推進　～令和の日本列島改造～

（地方創生２．０基本構想）

全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていくことができる活力ある地方・国家である「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。その実現には、持続可能な社会として、我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活

[25] 資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがあり、将来の事業継続に問題を抱えているなど、金融支援（条件変更、債務減免等）を必要とする事業者層。
[26] 連続的なM&Aによる集約化・統合。
[27] 信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として、経営者保証を提供しないことを選択できる制度。
[28] 令和７年３月17日に、経済産業省、金融庁及び財務省が策定・公表。
[29] 人口減少地域では、地域社会に不可欠なサービスの供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化、協同化等の生産性向上を図り、サービス供給を維持・発展させることに取り組む協同組合や住民出資会社等を主体とした新たな共助型事業体。
[30] 「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和５年６月22日に、中小企業庁が公表）を踏まえた、経営者が行う人材確保・定着・活用に対する支援。
[31] 令和７年３月25日閣議決定。

環境を更に発展させ、その基盤の上に、地域や人々の多様性、国民の多様な幸せを創り出していくことが重要である。「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けて取り組む。これまでにも増して、人材や労働力が希少となる人材希少社会においては、「人財尊重社会」を築き、教育・人づくりにより一人一人の人生の可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。

施策の推進に当たって持つべき基本姿勢・視点として、少子化対策等により、今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことが重要である。男女共に働き、共に子育てをする「共働き・共育て」が一般化した「若い世代の変化した意識」と、「男は仕事・女は家庭」等の固定的な性別観に関わるアンコンシャス・バイアスが残る「職場を含む地域社会」との間のギャップが、若者や女性の地方からの転出行動につながっている面があるため、若者や女性にも選ばれる地域づくりを行うことが必要である。

ＡＩ・デジタル技術の徹底活用により、地域住民の安全・快適な生活環境を創出するとともに、担い手不足や高齢化といった構造的課題へ対応し、地域固有の自然資源や文化、伝統技術等と新技術を掛け合わせ、高付加価値の商品・サービスを創出することができる。

都市と地方の間で、また地域の内外で、関係人口を中心とした人・モノ・技術の交流・結合、分野を越えた連携・協働の流れを創ることで、都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることができる。

今般、10年後に目指す姿（社会像）として定量的なものを示した基本構想をとりまとめ、以下の政策の５本柱に沿って、政府全体で「地方創生２．０」を「令和の日本列島改造」として力強く進めていく。

先進的な取組の成果を、そのまま他地域に模倣・移植するのではなく、各地域が主体的に考え、産官学金労言士[32]等の多様なステークホルダーを巻き込み、それぞれの地域の特性や資源、課題に応じて柔軟に取り入れ、広く普遍化させる。

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

若者や女性にも選ばれる地方の実現に向け、東京圏から地方への若者の流れを倍増させることを目指す。このため、地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革や地域に愛着を持ち地域で活躍する人材の育成を行い、地方の魅力を高め、地方への転入希望を増やす環境整備を進める。安心して暮らせる地方の実現に向け、買物環境の維持・向上の取組が行われている市町村10割、医療・介護サービスの維持・確保の取組が行われている地方公共団体10割、「交通空白」地区において解消の取組が行われている市町村10割を目指す。このため、将来を見据えた持続可能な地域のサービス拠点づくり、地域医療提供体制の維持・確保、意欲と能力のある「民」の力を活かした官民共創のまちづくり、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版ＣＣＲＣ）２．０、地域交通のリ・デザインの全面展開に取り組む。一人一人が活躍できる社会の実現に向け、希望する職員の副業・兼業が可能な職場環境を整備した事業者数10割を目指す。このため、地方公共団体や地域金融機関、ＪＡ等において、希望する職員の副業・兼業が可能となるよう、許可基準の弾力化や就業

[32] 産は産業界、官は地方公共団体や国の関係機関、学は大学等の教育機関、金は金融機関、労は労働団体等、言は報道機関、士は士業等をそれぞれ指す。

規則の改定を促進することを含め必要な環境整備を進める。地方を守る防災力の強化、地方公共団体における国家資格を持つ等専門分野に従事する者を含め会計年度任用職員の処遇改善や能力実証を経た常勤化など在り方の見直しを進める。

②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

地域資源を活用した高付加価値型の地方経済の実現に向け、東京圏以外の道府県の就業者１人当たり年間付加価値労働生産性を東京圏と同水準にするとともに、地方発の代表的な産品である農林水産物・食品（日本産酒類を含む）の輸出額とインバウンドによる食関連消費額の合計３倍、スタートアップ企業など地域の課題解決や新しい産業の創出を通じて価値創造をしていこうとする企業がある市町村10割を目指す。このため、様々な「新結合」[33]を全国各地で生み出すことにより、地方経済に活力を創出し、我が国の潜在的な成長力を引き出していく「地方イノベーション創生構想」として、地域の食や伝統産業に、文化芸術、スポーツ、コンテンツやスタートアップを組み合わせるなど、関係府省庁が連携した支援により、地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る「施策の新結合」、若者や女性や産官学金労言士など、地域内外の様々な関係者が連携・協働、地域外の新たな人材を呼び込む「人材の新結合」、イノベーションの果実であるＡＩ・デジタル技術等の新しい技術を組み合わせる「技術の新結合」に重点的に取り組む。輸出・海外展開の一体的な支援、観光地の高付加価値化、農林水産業のスマート化、日本産酒類の輸出拡大、地域金融力の強化、スタートアップを生み出すエコシステムやその拠点の形成も行う。

③人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

政府関係機関の地方移転や企業・大学の地方分散に加え、都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進し、地方への新たな人の流れの創出に向け、関係人口の量的拡大・質的向上（実人数1,000万人、延べ人数１億人）を目指し、ふるさと住民登録制度を創設し、関係人口を可視化する。地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者や女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。

④新時代のインフラ整備とＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用

ＧＸ・ＤＸが進展する新時代に、地域経済や地域社会を適応させていくことが重要であり、ＧＸ・ＤＸを進展させ経済成長させる産業立地（ＧＸ産業立地）の推進に向けたインフラ整備として、ワット・ビット連携を推進する。自動運転・ドローン・ＡＩ技術といった新技術の社会実装を地方でこそ加速すべく、デジタルライフラインの全国整備を進め、ＡＩやデジタルなども活用しながら生活環境の維持向上や地方経済の高付加価値化など地域の課題解決に向けた取組が行われている市町村10割を目指す。

⑤広域リージョン連携

地域における経済活動や人々の生活は、都道府県域、市町村域に限定されるものではなく、地域経済の成長につながる施策が面的に展開されていく状態を創出できるよう、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携しながら地方創生２.

[33] 異なる分野や領域に属する要素同士を従来にはなかった形で組み合わせること。

０に取り組む「広域リージョン連携」を推進する。

以上の地方創生２．０の取組は、地域における担い手不足や、より広域的な政策展開の必要性等を踏まえると、産官学金労言士等「みんなで取り組む」ことが必要である。国は、地方創生伴走支援制度等により中小規模の地方公共団体を支援するとともに、地域社会が直面する構造的な問題に対応するため、制度的なアプローチも強化する。こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討する。地方の課題を起点とする大胆な規制改革の実現に向け、モデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等の特区制度について、成果の早急な普遍化、地域のチャレンジの徹底したサポートなど、その運用を抜本的に強化する。基本構想を実施段階に進めるため、ＰＤＣＡサイクルの徹底を前提とした適切なＫＰＩを含んだ総合戦略を2025年中に策定する。１年、３年、５年といった期間ごとの工程表を作成し、政策効果を着実に積み上げていく姿も示す。

（２）地域における社会課題への対応

（持続可能で活力ある国土の形成と交通のリ・デザイン）

持続可能な国土形成に向け、地域生活圏[34]を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する[35]。まちづくりＧＸの取組、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた地域活動[36]、グリーンインフラの活用等[37]を推進する。「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」[38]に基づき、2027年度までの集中対策期間で、公共・日本版ライドシェア等の普及、民間技術等の活用、国の伴走、共同化・協業化や自治体機能を補完・強化する新たな制度的枠組み構築等これまでを上回る国の総合的支援の下、「交通空白」の解消に取り組むとともに、省力化推進、担い手確保、自動運転の普及・拡大等、地域交通のリ・デザインを全面展開する。

ローカル鉄道の再構築、鉄道ネットワークの在り方等の議論の深化、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化に関し、更なる取組を進める。地域の実情に応じた買物環境の確保のため、市町村等を中心とした体制の構築、拠点施設の整備、移動販売車の導入、配送の共同分担や新技術の活用によるラストワンマイル物流の確保を推進する。

我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線[39]、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モーダルコネクトの強化、

[34] 暮らしに必要なサービスが持続的に提供される、日常の生活や経済の実態に即した圏域。
[35] 人中心の居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進を含む。また、公園の利活用、渋滞対策、通学路等の交通安全対策、自転車の活用推進、各種サービス集約拠点としての郵便局の活用等に取り組む。
[36] 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号）に基づく。
[37] 自然資本等に関するデータの整備やその情報発信、国際ルール形成の主導を含む。
[38] 令和７年５月30日国土交通省「交通空白」解消本部決定。
[39] 現在、必要な調査等を進めており、未着工区間の早期整備に向けて取組を進める。北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、現時点の開業見通しには相当程度の不確実性が残るため、トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、改めて全体工程を精査するとともに、工程等にも工夫を凝らし、一日も早い完成・開業を目指す。また、開業の遅れによる影響への対応について、沿線自治体等からの聴取により丁寧に取り組む。

航空ネットワークの維持・活性化[40]を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。

日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、ＧＸ経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の育成・確保等に取り組む。

基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生２．０の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める。リニア中央新幹線については、財政投融資による支援を踏まえ、全線開業に係る現行の想定時期の下[41]、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行う。

2030年度までの「集中改革期間」における物流革新に向け、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モーダルシフト、自動運転、物流ＤＸ・標準化、多重取引構造の是正等の商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容、改正物流法[42]の執行体制の確保を推進する。また、物流・旅客運送業における担い手不足への対応を強化するため、外国人材の一層の活用を推進する。

（持続可能な観光の推進）

2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円を目指し、地方誘客の促進に向けた、我が国固有の温泉・旅館・食・歴史等の観光資源・文化資源の磨き上げ・連携を進めつつ、アドベンチャーツーリズム等の多様な観光コンテンツ造成と収益性改善、ローカルガイドを含む観光人材育成、高付加価値なインバウンド観光地づくり、国立公園・国定公園・国民公園や公的施設の魅力向上[43]、空港[44]・ＣＩＱ・二次交通等の受入環境整備、インバウンドによる地方路線を含む国内航空ネットワークの利用拡大、クルーズの持続的な成長と拠点形成、戦略的なプロモーション、ＭＩＣＥ誘致・開催、厳格なカジノ規制を含むＩＲ整備、デジタルノマドの誘客、アウトバウンドの推進による双方向の交流拡大など、インバウンド拡大に係る取組を進める。

持続可能な観光地域づくりに向け、施設改修、廃屋撤去を含めた観光地の面的な受入環境整備、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）のマネジメント体制強化による広域的な取組等の促進とともに、業務効率化・省力化、人材不足対策、オーバーツーリズムの未然防止・抑制、ユニバーサルツーリズムの促進を含む国内交流市場拡大に係る取組を進める。

これらの観光施策を充実・強化するために、2025年度末までに、新たな観光立国推進基本計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について、具体的検討を行う。

（ワット・ビット連携）

電力と通信の連携（ワット・ビット連携）により、オール光ネットワーク技術の実装[45]を

---

[40] 「国内航空のあり方に関する有識者会議」において、国内線事業の構造改革のための方策について検討する。
[41] 2016年、建設主体の当時の2045年の東京・大阪間の開業想定時期について最大８年間前倒し（最速2037年）を図るため、財政投融資を活用して2016～2017年の２年間で３兆円の長期・固定・低利の貸付けを行った。
[42] 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和６年法律第23号）。
[43] 山小屋・登山道の維持保全やロングトレイルの活用を含む。
[44] 地方空港を含むグランドハンドリング・保安検査等の空港業務における人材確保・育成、処遇改善等の取組の推進を含む。
[45] 通信の低遅延性、大容量、低消費電力のサービスが実現し、デジタルインフラ立地制約の緩和が期待される。

進めつつ、電力インフラから見て望ましい地域（脱炭素電力が豊富な地域を含む）や大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導を含め、光ファイバや５Ｇの全国展開とともに、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、データセンターの地方分散を推進する。

脱炭素電力が豊富な地域やコンビナートを始めとする既存インフラが利用できる地域に対し、内外の投資を集中的に呼び込むため、特区制度等の活用・見直しを含め、事業環境を整備することを検討する。

地方公共団体が行う産業インフラの整備を支援するほか、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正を含めた検討を行う。

（関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり）

人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、産官学金労言士の連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊[46]による人材確保の取組を促進する。関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第２のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上、沖縄科学技術大学院大学による産学連携等の産業振興、基地跡地の先行取得や「GW2050 PROJECTS」[47]の早期実現に向けた取組、北部・離島地域の振興、こどもの貧困対策・Well-being実現に向けた取組等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。「北海道総合開発計画」[48]の着実な推進に向け、食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の振興を更に地域一体で進める取組、官民共創の取組を推進する。ウポポイの充実などアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

（３）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法[49]に基づく初動５年間（令和７～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画[50]に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等[51]を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。

現下の急激に上昇した米価格を落ち着かせ、消費者への米の安定的な供給を確保するた

[46] 地域活性化起業人や特定地域づくり事業協同組合の活用を含む。
[47] 沖縄の経済界や地元自治体による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用を目指す構想。
[48] 令和６年３月12日閣議決定。
[49] 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和６年法律第44号）。
[50] 「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定）。
[51] カントリーエレベーター等の再編・集約化等に関する産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置を含む。

めの政府備蓄米を始めとする米の流通の円滑化や消費者、生産者、流通事業等関係者への丁寧な情報発信を含めた総合的対応を進める。

生産性向上に取り組む農業者が意欲を持って営農でき、食料の安定供給が確保されるよう、水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大、麦・大豆・国産飼料の生産性向上、有機・減農薬減肥料の推進、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化に取り組む。食料自給力の確保に向け、土地改良事業の推進、農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援、経営安定対策の実施、多収品種等の導入、情報通信環境の整備、スタートアップやサービス事業体の育成、動植物検疫の強化等により、農業の成長産業化を進める。海外から稼ぐ力の強化のため、輸出５兆円目標達成や、輸出・海外進出・インバウンドの好循環を目指す。持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成[52]、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、ＧＸを推進する民間活力の取り込みやＧＨＧ排出削減パッケージの海外展開を推進する。国民理解の醸成に向け、大人の食育、農林漁業体験機会の拡大を推進する。中山間地域等の振興のため、実情に合った基盤整備や機械導入の支援、鳥獣被害対策、地域社会の維持に取り組む。農泊を始めとした里業、森業、海業の取組へのインバウンド需要の取り込みを進める。

森林の集約化、デジタル技術を活用した境界明確化、循環利用を担う多様な人材・経営体育成、林道等基盤整備や再造林、スマート林業、ＣＬＴやＪＡＳ構造材による国産材転換・木材利用拡大を進める。

海洋環境の激変を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善、新たな操業形態への転換、経営体・人の確保、漁港漁場の整備等による漁業の強靱化、養殖業の成長産業化、海業の全国展開を進める。

（４）文化芸術・スポーツの振興

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し、人材確保のための環境整備を進めるとともに、国立美術館全体の機能を再編・強化しつつ、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進する。早期開場に向けた国立劇場再整備を国の責任で早急に行うほか、新国立劇場のグローバル展開を含む国立文化施設の機能強化、芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、アート市場の活性化を進める。ＮＥＸＴ日本博（仮称）や持続可能性のある文化財の把握・保存・修理・高付加価値化、日本遺産の活性化を通じた文化観光の推進、伝統行事や伝統芸能、食文化等の生活文化の振興、博物館・美術館等の地域文化施設の機能強化など、文化資源を活用した地域経済活性化や次世代への継承を進める[53]。こどもや障害者の文化芸

[52] サプライチェーン関係者の協議により、原材料費や労務費等の費用を考慮した価格形成に資するコスト指標を作成・公表し、取引に活用する取組を進める。

[53] 「文化財の匠プロジェクト」（令和３年 12 月 24 日文部科学大臣決定、令和４年 12 月 16 日改正）を踏まえた修理技術者等の賃上げを含む人材確保の推進及び国立文化財修理センターの整備、高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備の推進、皇居三の丸尚蔵館の全面開館、収蔵品の地方展開等の文化財の公開・活用等を含む。

術鑑賞・体験機会の充実、方言の保存・継承の推進、文字・活字文化の振興や「書店活性化プラン」[54]の推進、デジタルアーカイブ化に取り組む。北の丸公園の機能強化を通じ、最先端の科学技術や文化芸術の発信拠点としての魅力を向上させる。「昭和100年」関連施策を推進するほか、国立公文書館の新館開館に向けた機能強化・体制整備を進める。

スポーツが持つ力を地域・経済の活性化につなげ、「新しい日本・楽しい日本」を実現する。武道・スポーツツーリズムやスポーツコンプレックス・ホスピタリティの推進、「ｅスポーツ」の活用を含むＤＸの推進や海外展開、他産業との連携による事業創出、地域スポーツコミッションの多角的な事業展開を通じ、地域振興や成長産業化を進める。スポーツを通じたライフパフォーマンス向上、パラスポーツの振興[55]、2025年世界陸上・デフリンピック、2026年アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際大会の意義等を踏まえた各般の開催支援や国際競技力の向上[56]に取り組む。

３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

現在及び将来の賃金・所得を増加させるため、2030年度135兆円、2040年度200兆円という目標の実現に向け、官民一体で国内投資を加速する[57]とともに、家計の現預金が投資に向かい、企業価値の向上が賃金や金融所得・資産の増加をもたらす資金の流れを創出する。

（１）ＧＸの推進

2050年カーボンニュートラルの目標を堅持し、その実現に向けて、「ＧＸ2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」[58]を踏まえ、分野別投資戦略に基づき、官民協調による10年間で150兆円超のＧＸ関連投資を推進する。

省エネについては、工場や家庭における省エネ・非化石転換への支援、省エネ診断の推進、金融機関を始めとする支援体制の強化や専門人材の確保を進める。

再エネについては、主力電源として、地域共生と国民負担の抑制や安全性の確保を前提に、最大限の導入を促す。国産再エネ拡大に向け、大学、国立研究開発法人、スタートアップ等と連携し、国内に強靭なサプライチェーンを構築する。タンデム型[59]を含むペロブスカイト太陽電池の導入の支援、浮体式洋上風力の技術開発・基盤整備及び案件形成並びに人材育成の戦略の策定、次世代型地熱の社会実装に向けた支援を行う。中小水力発電の案件創出や既存水力発電のリプレースを支援する。北海道・本州間海底直流送電を含む地域間連系線の整備に加え、地内系統の整備[60]を計画的に進めるための枠組みを検討する。出力制御の抑制や調整力の確保のため、安全性・持続可能性が確保された蓄電池の導入やＤＲ[61]の活用を進める。蓄電池、部素材及び製造装置の国内生産能力の拡大や次世代電池の技術

---

[54] 令和７年６月10日策定（経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省）。
[55] 日本パラスポーツ協会や全日本ろうあ連盟、スペシャルオリンピックス日本等との連携を含む。
[56] インテグリティ確保等の競技者の環境整備を含む。
[57] 2025年１月27日に開催された「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」において、経団連会長から当該目標が表明され、総理からこの目標実現に向けて官民一体で取り組んでいく旨の発言がなされた。
[58] いずれも令和７年２月18日閣議決定。
[59] 太陽光の吸収波長帯の異なる材料を積層させ、高効率な光電変換を行う太陽電池。
[60] 再生可能エネルギーの導入拡大やデータセンターを始めとする局地的な電力需要の増大を見据えた整備。
[61] ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することによって、電力需給バランスを調整する仕組み。

開発に取り組む。

原子力については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査・検査を踏まえ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。次世代革新炉[62]の開発・設置に取り組み、地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での建て替え等の具体化を進める。研究開発や人材育成、サプライチェーンの維持・強化、核燃料サイクルの推進、着実かつ効率的な廃炉の推進、最終処分の実現に向けた国主導での地方公共団体等への働き掛け、道路整備による避難経路の確保や複合災害時の対応等を含む原子力防災体制の充実に取り組む。

脱炭素電力インフラの円滑な投資に向け、今後の大規模な投資拡大を見据え、投資回収の予見性を高めるための市場・事業環境の制度整備、公的な信用補完の活用に加え、政府の信用力を活用した融資を検討する。

低炭素水素等[63]については、内外におけるサプライチェーンの構築に向けた研究開発、設備投資や拠点・関連インフラ[64]の整備を支援する。ＳＡＦ（持続可能な航空燃料）については、国際競争力のある価格の実現に向け、研究開発や設備投資を促進する。バイオ燃料を含め、需要創出のための制度の検討を行うとともに、電動車の導入を促進する。電化が困難な分野においては、天然ガスへの燃料転換、水素等や人工光合成を含むＣＣＵＳ[65]の活用、ＣＣＳ[66]への支援制度の検討、森林吸収源対策[67]を行う。

サーキュラーエコノミー（循環経済）については、再生材利用拡大と製品の効率的利用を促進する動静脈連携のための制度[68]や太陽光パネルの廃棄・リサイクル制度の検討、プラスチック・アルミ等の金属の再資源化を含め、研究開発や設備投資の支援を行うとともに、国際協力やルール形成を推進する。

「成長志向型カーボンプライシング構想」[69]の実現に向け、個別銘柄の着実な発行を通じたＧＸ経済移行債[70]の活用、制度の本格稼働とＧＸリーグの見直し、ＧＸ推進機構による情報発信の強化に取り組む。トランジション・ファイナンスを始めとするＥＳＧ金融[71]を促進する。

地域・くらしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ[72]・建物・モビリティ[73]関連分野の脱炭素化、建築物におけるＬＣＡ制度[74]の構築、表示ルールの策定による脱炭素型製品・サービスの普及、「デコ活」[75]やリユースの促進に取り組む。燃料供給体制を確保するため、サービスステーション（ＳＳ）のネットワークの維持やＬＰガスの災害対応の強化に向けた支援を行う。

---

[62] 革新軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、フュージョンエネルギー。
[63] 水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン。
[64] 水素ステーションを含む。
[65] Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）の略。
[66] Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素の回収・貯留）の略。
[67] Ｊ－クレジットの活用、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用を含む。
[68] 廃棄物等を海外からも回収・集中処理し、製造業者に高品質な再生材を安定供給する資源循環ネットワークや国内拠点の構築を含む。
[69] ＧＸ経済移行債等とカーボンプライシングによる投資先行インセンティブにより、ＧＸ投資を加速させる考え方。
[70] 通常の国債（建設国債等）と同様に統合発行することに限らず、個別銘柄としても発行。
[71] グリーン・ファイナンス、サステナブル・ファイナンスを含む。
[72] 安定的に水素等の受入れや供給を可能にするカーボンニュートラルポートを含む。
[73] 燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機を含む。
[74] 建設から解体までのライフサイクル全体でのＣＯ２排出量の評価（Life Cycle Assessment）。
[75] 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容・ライフスタイル転換を後押しするための新しい国民運動。

アジア・ゼロエミッション共同体の推進に向け、ＧＨＧ[76]排出量の可視化の推進、トランジション・ファイナンスの促進[77]やＪＣＭ[78]の拡大を始めとするルール形成に加え、アジア・ゼロエミッションセンター等の国際機関を通じた支援、我が国の技術や制度の活用による国際協力を進める。

エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネルギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するとともに、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主体的な取組を含め推進する。戦略的に余剰ＬＮＧを確保する。国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実証に取り組む。

（２）ＤＸの推進

社会全体のＤＸを推進するため、デジタル庁の司令塔機能を強化し、ＡＩ・web3[79]を含むデジタル技術の社会実装及びデータの活用を通じた新たな価値の創出を進め、国民一人一人がその恩恵を実感できる社会をつくる。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」[80]に基づく制度やデータ連携に係る共通基盤の整備を進める。ＤＦＦＴ[81]を推進するため、越境データの流通促進やデータセキュリティの取組を進める。事業者向けポータル（仮称）[82]の整備を進める。インターネット上の偽・誤情報を含む違法・有害情報への対応として、技術開発、官民連携による意識啓発、デジタル広告の適正配信に向けた取組を行う。「ＤＸ・イノベーション加速化プラン2030」[83]に基づき、デジタル基盤の整備及び構成技術・システムの開発を進める。

「デジタルライフライン全国総合整備計画」[84]及び企業・業種横断のデータ基盤・システム連携のプラットフォーム構築（ウラノス・エコシステム）を推進し、ＤＸを通じた社会課題の解決とイノベーションを後押しする。

幅広い分野の生産性向上や新たな経済成長を生み出すために、各分野の新技術を支える共通基盤である地理空間情報（Ｇ空間情報）の充実や利活用を進めるとともに、正確なＧ空間情報をもたらす礎となる電子基準点や電子国土基本図の３次元化などの国土情報基盤の整備・更新を強力に進める。これらの共通基盤の上でＤＸを面的に進める観点から、広域・横断的・総合的に、Ｇ空間情報や国土情報基盤を活用した新技術の社会実装を強力に推進する。

---

[76] 温室効果ガス（GreenHouse Gas）。
[77] アジアや欧米の民間金融機関により2021年９月に立ち上げられたアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ、アジアの金融当局や金融機関の参画を得て2024年10月に設立されたアジアＧＸコンソーシアムにおける取組を含む。
[78] 二国間クレジット制度（ＪＣＭ：Joint Crediting Mechanism）。
[79] ブロックチェーン技術を基盤とするＮＦＴ（Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称）を含む。
[80] 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定）。
[81] Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通）の略称。
[82] 事業者が行政手続を行う際に手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援するポータルサイト。
[83] 令和７年５月23日に、総務省が策定・公表。
[84] 令和６年６月18日デジタル行財政改革会議決定。

（ＡＩ・半導体）

ＡＩ法[85]に基づき、イノベーション促進とリスク対応を両立しつつ、ＡＩの研究開発・活用等を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強化や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進める。社会全体へのＡＩ実装の促進に向け、政府が率先してＡＩを活用する。そのため、内部開発により政府等のＡＩ基盤を構築するとともに、生成ＡＩの調達・利活用ガイドライン[86]に基づき、ガバナンスを確保する。ＡＩの倫理的かつ公平な社会実装に向け、制度設計段階から倫理・多様性の視点を強化し、ジェンダーバイアス防止体制と人材育成を推進する。広島ＡＩプロセスの「報告枠組み」に参加する開発者の拡大及びフレンズグループの発展並びにＡＩＳＩ[87]による安全性評価・ツール開発を通じて、国際的なルール作りを主導する。

次世代半導体の量産に向け出資等を実施する。設備投資の支援やインフラ整備によるサプライチェーンの強靱化、設計開発の支援や高度人材の育成に取り組む。先端半導体の設計・製造から、サーバーの組立て・運用、ソブリンＡＩの開発・利用に至るエコシステムを国内に構築する。ＡＩや先端半導体の実装先となるロボットについて、2025年度中に、実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定する。

関連企業、産業技術総合研究所、大学等が参画する地域コンソーシアムにおいて、将来の市場・技術動向も踏まえ、企業人材等による継続支援を通じて、民間主導で中小企業の半導体サプライチェーンへの参入を促進する。

「知的財産推進計画2025」[88]に沿って、ＤＸの推進やＡＩの普及を視野に入れた産業財産権制度を整備することを検討する。

（デジタル人材）

独立行政法人情報処理推進機構において、2026年度に、デジタル人材育成のためのプラットフォームを構築する。情報処理技術者試験のＡＩ活用等の視点も踏まえた今日的な試験体系への見直し、若手トップ人材の育成に取り組む。地域のデジタル人材の育成のため、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、デジタル人材への教育を推奨すべき取組[89]とし、地方公共団体による同交付金の活用を後押しする。

（デジタル行財政改革）

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」[90]に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとＡＩの好循環を確立するとともに、横断的な法

[85] 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）。
[86] 「行政の進化と革新のための生成ＡＩの調達・利活用に係るガイドライン」（令和７年５月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）。
[87] AI Safety Institute（ＡＩセーフティ・インスティテュート）の略称。
[88] 令和７年６月３日知的財産戦略本部決定。
[89] 当該取組が同交付金の重点配分事業の一つであることを明確化する。
[90] 令和７年６月13日デジタル行財政改革会議決定。

制度について官民データ活用推進基本法[91]の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法[92]の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

（デジタル・ガバメント）

デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画[80]等に基づき、制度・業務・システムを整合的に、かつ、利用者視点に立ち、三位一体で、ＡＩの利活用、web3の推進、デジタル人材の育成を含め行政のデジタル化を推進する。効果の定量的把握など、費用対効果の見える化を進め、需要側・供給側の双方がデジタル化のメリットを実感できるように取り組むとともに、新たにアナログ規制を生まないよう、デジタル法制審査を強化する。データに基づく政策立案を推進するため、我が国の経済・財政と暮らしを見える化する「ジャパンダッシュボード」を整備する。

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、円滑な取得環境の整備やカード機能のスマートフォン搭載、マイナポータルの継続的改善に加え、住民に合わせた公共サービスをプッシュ型で届ける「オンライン市役所サービス」、より質の高い様々なサービスを一枚で受けられる「市民カード化」により、利便性の向上を推進する。国家資格のオンライン・デジタル化、マイナ保険証と医療費助成の受給者証等との一体化、マイナ救急の全国展開、マイナンバーカードと在留カードの一体化、マイナ免許証制度の円滑な運用など、様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。なりすましのないサービス提供など、デジタル認証アプリを用いてマイナンバーカードの民間分野における利活用を加速させ、デジタル公共インフラとして更なる定着を目指す。

地方公共団体の標準準拠システム移行に向けた取組とともに、移行後のシステム運用経費に係る総合的な対策に基づく取組を進める。「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」[93]に基づき、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が選定する業務・システムについて、国と地方が協力して共通化推進方針に沿う取組を順次進める。

準公共分野におけるデータ連携基盤の構築を含め、公共部門のシステムの共通化とモダン化やガバメントクラウド移行を推進し、デジタル・ガバメントの強化に取り組む。

（医療・介護・こどもＤＸ）

医療ＤＸ工程表[94]に基づき、医療・介護ＤＸの技術革新の迅速な実装により、全国で質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築することについて、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて強力に推進する。このため、医療ＤＸの基盤であるマイナ保険証の利用を促進しつつ、2025年12月の経過措置期間後はマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する。全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大、ＰＨＲ[95]情報の利活用を進めるほか、標準型電子カルテの本格運用の具体的内容を2025年度中に示すことも含め必要な支援策の具体化を検討し、その普及を促進するとともに、介護情報基盤の整備、診療報酬改定ＤＸ、薬局が有する情報の標準化とＤＸを進める。ＡＩ創薬、ＡＩホスピタルの実用化を支援する。標準仕様を

[91] 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）。
[92] 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）。
[93] 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月21日閣議決定）。
[94] 「医療ＤＸの推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療ＤＸ推進本部決定）。
[95] Personal Health Record。

策定し、クラウド技術を活用した病院の情報システムの開発・導入に向け、規制的手法や財政的手法など必要なインセンティブ措置の在り方を含め、検討を進める。医薬品や検査の標準コードの在り方の検討を踏まえたマスタの一元管理、予防接種事務のデジタル化、ワクチン副反応疑いの電子報告、予防接種データベースの整備を進める。医療・介護データを最大限有効活用し、イノベーションを進めるため、医療・介護の公的データベースの仮名化情報等の利活用を可能とするためのシステム整備を進めるとともに、社会保険診療報酬支払基金の改組や公費負担医療制度等のオンライン資格確認を円滑に実施する。医療安全の向上に向け、医療機関のサイバーセキュリティ対策[96]、医薬品・医療機器等の物流ＤＸの推進に資する製品データベース構築を進める。これらの取組に加えて、必要に応じて医療ＤＸ工程表の見直しを検討する。

子育て世代の使いやすさに配慮し、保育や母子保健等のこども政策のＤＸを推進する。

（教育ＤＸ）

こどもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するＧＩＧＡスクール構想を中心に、生成ＡＩ活用も含めて教育ＤＸを加速する[97]。共同調達スキームの下での端末更新や次世代校務ＤＸ環境の整備支援の加速、学校におけるネットワーク環境の改善、ＤＸハイスクール事業の継続的な実施等による探究的・文理横断的・実践的な学びの推進、ＩＣＴの活用やこどもたちの情報活用能力の育成に向けた好事例の創出や伴走支援の強化、デジタル教科書の利活用促進など、ハード・ソフト両面から教育環境を充実する。「教育ＤＸロードマップ」[98]に基づき、個人情報保護を徹底しつつ、システム間の連携により教育データの収集・分析・利活用を進めるため、標準化や地方公共団体への伴走支援を行うとともに、主体・データの真正性を確保する認証基盤に関する調査研究・技術実証を進める。

（地域交通ＤＸ・物流ＤＸ）

地域交通の持続可能性、生産性、利便性の向上に向け、ＭａａＳ等による交通サービスの高度化やデータ活用等を進めるとともに、キャッシュレス、配車アプリの推進など地域交通ＤＸを推進する。空飛ぶクルマの社会実装を推進する。自動運転移動サービスの社会実装の加速に向けて「モビリティ・ロードマップ2025」も踏まえ制度整備[99]及び全国における事業化推進や、自動運転技術の開発・実証を促進するとともに、道路インフラからの支援を行う。全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など[100]、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。ドローンの普及促進に向けてドローン航路の実装地域の拡大、制度整備・技術開発に取り組む。

物流危機の解決に資する自動物流道路について、2027年度までの新東名高速道路の建設中区間での実験実施、2030年代半ばまでの第１期区間での運用開始に向け、早期に技術的な検証のための実験を実施し、運用に係る必要な制度整備を行う。物流施設における自動

[96] 医療機器のサイバーセキュリティ対策を含む。
[97] 義務教育段階からの体系的なデジタル教育の推進を含む。
[98] 令和７年６月 13 日に、デジタル庁、総務省、文部科学省及び経済産業省が改定・公表。
[99] 本ロードマップに基づく運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた検討を含む。
[100] 通院・介護、通勤・通学、買物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など。

化を促進する。ＡＩターミナル[101]やサイバーポート[102]を通じて港湾のＤＸを推進する。自動運航船の2030年頃までの実現を目指す。

（防災ＤＸ）

災害情報の全体把握や被災者支援の充実に向け、防災デジタルプラットフォームの早期実現を目指すとともに、その中核を担う新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の更なる機能強化、データ連携基盤、Ｌアラート[103]、Ｄ24Ｈ[104]の構築・連携・活用、統合災害情報システムの改良、地域の防災関係機関間での情報流通促進、被災者支援システムの広域連携のための仕組みの構築を推進する。様々な経済社会活動や災害対応の基盤となる国土情報基盤の整備・高度化を進める。ＡＩ技術を活用し、気象観測・予測等を高度化する。

（観光ＤＸ）

観光地・観光産業における予約・決済データや生成ＡＩ等の活用を進める。顔認証等の新技術を活用した空港での旅客手続の円滑化を含む空港業務ＤＸ、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の早期導入に向けた取組により、厳格で円滑な出入国管理を進める。ＪＥＳＴＡのシステム利用時に外国人から徴収する手数料を、外国人政策のための財源としても活用すること等の検討を進める。

（司法ＤＸ）

司法の利便性と手続の適正迅速化の向上に向け、民事・刑事手続等の司法分野のデジタル化を進めるとともに、司法試験や登記のデジタル化を含め、経済活動、国民の安全・安心の基盤となる法務行政のＤＸを推進する。

（中央銀行デジタル通貨）

中央銀行デジタル通貨（ＣＢＤＣ）[105]について、政府及び日本銀行は、諸外国の動向等も踏まえ、中間整理[106]に基づき検討を深め、制度設計の大枠の整理として、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにする。その後、法制面や発行の可能性の検討を進める。

（３）フロンティアの開拓

（宇宙）

宇宙基本計画[107]及び宇宙技術戦略（令和６年度改訂）[108]に基づき、宇宙開発戦略本部を司令塔とし、宇宙政策を強化する。防災・減災・国土強靱化、安全保障にも資する地球観測や衛星通信の高付加価値化に向け、官民連携の下、衛星コンステレーションの構築、次世代技術の開発・実証、国内スタートアップ等の衛星データの積極調達を推進する。官民の

[101] ＡＩ、ＩｏＴ、自動化技術を組み合わせた荷役機械等による生産性と労働環境を両立するコンテナターミナル化を目指す取組。
[102] 港湾全体の生産性向上及び災害時支援の高度化のための関連手続を電子化するデータプラットフォーム。
[103] 全国の自治体から収集した災害情報等を報道機関等に一斉に配信し、迅速かつ効率的に住民に伝達するためのシステム。
[104] 災害時保健医療福祉活動支援システム。災害時の医療施設や避難所、支援者等の情報を集約し関係者に情報提供する。
[105] Central Bank Digital Currencyの略。
[106] ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議「中間整理」（令和６年４月17日）及び「第２次中間整理」（令和７年５月22日）。
[107] 令和５年６月13日閣議決定。
[108] 令和７年３月25日宇宙政策委員会。

ロケット開発支援、打ち上げ高頻度化に取り組む。アルテミス計画[109]における日本人宇宙飛行士の月面着陸実現に向け、与圧ローバ開発を進める。地球低軌道活動の充実、月や火星以遠への探査の研究開発、準天頂衛星の７機体制の構築及び11機体制に向けた開発を進める。宇宙戦略基金について、速やかに、総額１兆円規模の支援を目指すとともに、中長期の政府調達を進め、スタートアップ等の事業展開を後押しする。民間企業の新たな宇宙輸送を可能とする宇宙活動法[110]改正案の次期通常国会への提出を目指す。宇宙利用の拡大に対応した円滑な審査や準天頂衛星の持続的運用を可能とする体制整備、ＪＡＸＡの技術基盤や人的資源の強化を推進する。

（海洋）

海洋開発等重点戦略[111]に基づき、技術開発の成果を社会実装・産業化に戦略的につなげるため、自律型無人探査機（ＡＵＶ）と周辺技術の利用実証支援、衛星データ・ＡＩ分析技術による海洋状況把握システムの高度化・海外展開に向けた調査、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発、北極域研究船「みらいⅡ」の建造及び就航等を推進する。深海・海溝域の探査・採取プラットフォーム機能を持つ母船の在り方の検討を行う。2026年度末に期限を迎える有人国境離島法[112]に基づく有人国境離島の保全及び地域社会の維持に係る取組を検証しつつ、関連施策を推進する。

（４）先端科学技術の推進

我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるＡＩ、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond ５Ｇ）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。Ｇ７を始め同志国やＡＳＥＡＮ・インドを含むグローバル・サウスとの先端共同研究、研究者・学生交流など戦略的な国際連携を推進する。我が国の研究者に海外の先端研究の経験機会を提供するとともに、昨今の国際情勢の変化も踏まえ、緊急的な措置を含めた取組により、海外研究機関からの優れた研究者を積極的に呼び込み、国際的な頭脳循環を確立する。

イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の創出を始め多様で厚みある研究大学群の形成に向けた取組を、効果検証しつつ進めるとともに、先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を推進する仕組みを構築する。研究データの活用を支える情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。産学官連携の大規模化・グローバル化を促進する。

科学技術人材の育成を強化する。成長分野における大学学部・高専学科の再編及び高専の新設、先端技術に対応した人材育成[113]の高度化・国際化を始め、大学・高専・専門学校の機能を強化する。

---

[109] 火星を視野に月での持続的な活動を目指す、米国提案の国際宇宙探査。我が国は2019年10月に参画を決定。
[110] 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）。
[111] 令和６年４月26日総合海洋政策本部決定。
[112] 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）。
[113] 統計人材の育成を含む。

（量子技術・フュージョンエネルギー・マテリアル）

量子技術については、ユースケース創出・ビジネスモデル構築に取り組むとともに、初期需要の喚起に向けた検討を行うほか、国際標準化活動や拠点連携を推進する。フュージョンエネルギー及びマテリアルについては、新たな国家戦略[114]を踏まえた取組を推進する。

（５）スタートアップへの支援

「スタートアップ育成５か年計画」[115]に基づく取組を推進する。

アントレプレナーシップ教育の充実、起業家の海外派遣・誘致・育成、海外への発信強化に取り組む。拠点都市の第２期選定の拡大[116]を通じ、拠点都市におけるスタートアップ・エコシステムを成長させる。高等専門学校における起業家教育やスタートアップの創出・成長を後押しする。政府及び地方公共団体による公共調達[117]を拡大し、スタートアップの新技術の社会実装を加速する。グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を具体化するため、基本方針に基づく先行的な取組として、国際研究、事業化支援及びフェローシップ事業を実施する。

ディープテック分野の起業から事業化・商用化までの支援を充実する。非上場株式の流通活性化、債務保証の拡大など、レイターステージや上場後を含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。海外の標準的な取組の水準を目指し、ベンチャーキャピタル（ＶＣ）のガバナンスや投資契約実務の向上、公正価値評価の導入等[118]の取組を進める[119]。産業革新投資機構の出資機能の強化とともに、年金積立金管理運用独立行政法人のオルタナティブ投資[120]について、上限に向けて、資産配分の検証[121]や体制の整備等[122]の取組を進める。

出口戦略の多様化に向け、Ｍ＆Ａを活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。のれんの会計処理の在り方に関する関係者の議論を後押しする。

「インパクトコンソーシアム」[123]の議論を踏まえ、インパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整備や寄附の活用促進等の支援策を推進する。

（６）海外活力の取り込み

（経済的連結性の向上）

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、戦後、国際社会が築き上げてきた自由貿易体制を揺るがしかねない。我が国は、米国に対して措置の見直しを強く求

---

114 「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」（令和５年４月14日統合イノベーション戦略推進会議決定、令和７年６月４日改定）、「マテリアル革新力強化戦略 ― 知のバリューチェーンの構築を通じて ―」（令和７年６月４日統合イノベーション戦略推進会議決定）。

115 令和４年11月28日新しい資本主義実現会議決定。

116 拠点都市のグローバル化を加速させるため、2025年１月に公募の上、第２期拠点都市として新たに選定を行うもの。

117 広域で複数の地方公共団体が公共調達を行うことを含む。

118 海外投資の呼び込みに向けた体制構築を含む。

119 外国組合員特例税制（ＰＥ課税特例）についての政策ニーズや課題を踏まえた措置の検討を含む。

120 インフラ、ＶＣを含むプライベートエクイティ（ＰＥ）又は不動産への投資。資産全体の５％が上限。

121 結果としての日本のＰＥファンドやＶＣへの投資のコミットメントの状況を含む。

122 他の投資家との連携を通じた投資手法の高度化、オルタナティブ投資資産の上限に向けた取組状況に対する毎年度の適切な評価を含む。

123 インパクト投資に関わる対話・発信の場として、2023年11月に発足。投資家、金融機関、企業、ＮＰＯ、地方公共団体等が参画。

めるとともに、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に取り組む。ＣＰＴＰＰ拡大・発展の議論の主導、ＥＰＡの拡大、ＲＣＥＰ協定の履行確保及びこれら経済連携の協定を活かす国内対策に加え、ＷＴＯ体制の強化、サプライチェーン強靱化に向けた同志国との協調を進め、各国との経済的連結性を高める。

（貿易・投資の拡大）

貿易プラットフォームの活用・データの標準化、商法[124]改正による船荷証券電子化を含め、貿易ＤＸを推進し、2028年度までに貿易ＰＦを通じてデジタル化された貿易取引の割合を10%へ引き上げることを目指す[125]とともに、ＥＲＩＡ[126]の活動を強化する。

ＡＩを始めとするデジタル関連市場が世界的に拡大する中、いわゆるデジタル赤字の分野に加えて、資金決済等の金融サービスや知財等使用料を含め、我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。

スタートアップを含む日本企業の海外展開を政府一体で支援するため、2030年に45兆円の受注額を目指す「インフラシステム海外展開戦略2030」[127]を推進する。在外公館を活用した官民連携、公的金融の支援機能及び貿易保険のリスク対応能力を強化する。グローバル・サウスとの連携を強化するため、総理・閣僚によるトップセールス、ＧＸ、ＤＸ、健康医療、防災、まちづくり、水循環等の分野におけるプロジェクトの実証支援に取り組む。

ウクライナ復興に向け、日本企業の現地の活動を支援する。

（中小企業の輸出・海外展開）

「新規輸出１万者支援プログラム」に基づく支援を充実する。輸出検討段階では、テストマーケティングを支援するとともに、輸出実施段階では、専門家による伴走支援、海外ＥＣサイトを通じた販路開拓支援を行う。

（コンテンツ産業の海外展開）

クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、クリエイター[128]育成とコンテンツ海外展開の一貫的な支援や体制整備を進める。放送コンテンツについては、多様な知的財産の創出に向け、企画・開発段階における内外の配信・金融事業者とのマッチング、先端技術の活用促進等の支援を行う。レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。コンテンツ産業に関する統計データを整備する。

クリエイターをめぐる取引環境の改善・収益還元を促進するため、公正取引委員会において、2025年秋の結果公表を目指し、映画・アニメ分野の実態調査を行い、その結果を踏まえ、指針を策定する。映画業界における働き方の自主規制ガイドライン遵守やコンテンツ業界における価格転嫁の実現に向けた政府の取組を周知する。

「コンテンツと地方創生の好循環プラン」[129]に基づき、コンテンツ地方創生拠点を選定し、アニメツーリズムやロケ誘致など、地域が一体となった取組を加速する。長期にわたる作品の制作及び海外からのロケ誘致を支援するとともに、ロケ撮影に係る許可の手続を

---

124 明治32年法律第48号。
125 「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン 工程表」（令和６年６月25日貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会とりまとめ）。
126 東アジア・アセアン経済研究センター（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）。
127 令和６年12月24日経協インフラ戦略会議決定。
128 高度専門人材及び中核的専門人材を中心とする。
129 「知的財産推進計画2025」（令和７年６月３日知的財産戦略本部決定）。

円滑化・迅速化する。

（対日直接投資の促進）

2030年に対日直接投資残高を120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを目指す。「対日直接投資促進プログラム2025」[130]に基づき、関係府省庁が一体となって、ＤＸ、ＧＸ、ライフサイエンス等の戦略分野における投資の促進、新しい地方経済・生活環境創生交付金における対日直接投資の誘致を支援する取組の推奨[131]、特区制度の活用・見直し、国・地方・民間の連携による新たな誘致体制の構築、ＪＥＴＲＯの誘致体制の強化等の取組を進める。

（大阪・関西万博）

大阪・関西万博において、社会課題解決につながる技術の実証・発信を行うほか、日本全国の魅力発信、来場者の地方への誘客、国際交流及び対日直接投資にも資するビジネスマッチングの機会の提供に取り組み、それらの成果をレガシーとする。

2027年国際園芸博覧会に向けて、会場建設、参加招請、機運醸成など、着実な準備を進める。

（７）資産運用立国の実現

資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、ＮＩＳＡ制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組むほか、企業型ＤＣ（企業型確定拠出年金）及びｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の運用改善を進めるとともに、令和７年度税制改正の大綱[132]に基づく拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。企業年金加入者のための運用の見える化を行う。家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実する。成長分野への資金供給を強化する観点から、東証グロース市場の機能向上、インパクト投資市場の拡大、データセンターのＲＥＩＴ（不動産投資信託）への組入促進、有価証券報告書の株主総会前の開示の後押しにつながる制度横断的な検討、コーポレートガバナンス改革、銀証ファイアウォール規制[133]の在り方についての検討を行うほか、資産運用の高度化を図る観点から、「金融・資産運用特区」４地域による広報・誘致活動の充実、アセットオーナー・プリンシプル[134]の受入促進に取り組む。

これらの取組を含めて、2025年10月のJapan Weeksや資産運用フォーラムにおいて、内外に発信する。併せて、施策の推進に必要となる金融庁の体制を拡充する。

指名委員会等設置会社の機関設計について、取締役会の指名機能強化の重要性が高まっていることを踏まえ、問題点を解消する改良案の策定及び立法化に向けた検討を早急に進める。

---

[130] 令和７年６月２日対日直接投資推進会議決定。
[131] 当該取組が同交付金の重点配分事業の一つであることを明確化する。
[132] 令和６年12月27日閣議決定。
[133] 金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を顧客の同意を得ることなく共有することや利益相反となる行為を禁止する規制。
[134] アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則。

４．国民の安心・安全の確保

（１）防災・減災・国土強靱化の推進

国難級の大規模災害の発生が懸念される我が国において、国民の生命を守り抜き、国家・社会の機能を維持するため、複合的な災害の発生などにも備えた国家の危機管理体制の強化に取り組む。新技術の徹底活用など、官民の知恵を結集して災害対応力の向上に取り組むとともに、中長期的な視点を持ち、安全な区域での居住など、人口減少も見据え災害に強い国土・地域構造への転換を進める。世界の防災に貢献し、世界をリードする防災大国日本を実現する。

（防災体制の抜本的強化）

人命・人権最優先の防災立国を実現するため、政府の防災施策を俯瞰し、縦割りを排した徹底的な事前防災の推進及び発災時・復旧復興期の対応の司令塔とし、内閣直下で平時から政府全体の防災施策の実施をリードして加速する勧告権等の権限を有する防災庁を2026年度中に設置する。防災庁は、内閣総理大臣を助ける専任の大臣を置き、大規模災害の発生時においても、初動時からの災害の対応と、避難生活環境の改善、福祉支援の強化、地域の防災力強化、官民連携、防災教育・啓発、人材育成・訓練、防災ＤＸ、ＡＩやロボティクスの最先端技術を活用し災害現場で実働し得る救助ロボットなどの防災技術の研究開発・国際展開等の事前防災の推進を並行・継続して実施できる十分な予算、専門人材を含む人員・体制を確保する。地方の防災拠点についても、検討を進める。

（防災・減災・国土強靱化の推進）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

「第１次国土強靱化実施中期計画」[135]に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

「災害外力・耐力の変化」「社会状況の変化」「事業実施環境の変化」という３つの変化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化[136]、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協働防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。経済発展の基

[135] 令和７年６月６日閣議決定。
[136] 海岸の侵食対策、ため池の防災・減災対策及びグリーンインフラの活用推進を含む。

盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、フェーズフリー[137]な仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。道路啓開計画の実効性向上に取り組む。デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、TEC-FORCE等の国の災害支援体制・機能[138]の拡充・強化、消防・防災ＤＸ、防災科学技術の開発・導入等を進める。災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療提供体制の整備[139]、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、制度的対応も含めた災害廃棄物処理体制の充実等に取り組む。地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、学校を始め避難所等の耐災害性の強化や再エネ・蓄電池の導入、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。

国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

（２）東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等

（東日本大震災からの復興・再生）

福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なしとの決意の下、2025年夏に見直す基本方針[140]に基づき、復興・再生に全力を尽くす。第２期復興・創生期間[141]の次の５年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の５年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。

地震・津波被災地域では、心のケア等の中長期的課題に政府全体の施策も活用して対応する。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生に取り組む。福島第一原発の廃炉を安全かつ着実に進める。ＡＬＰＳ処理水処分に係る安全性確保と風評対策・なりわい継続支援に万全を期す。日本産食品の輸入規制の即時撤廃を強く求める。除去土壌の復興再生利用を進めるとともに、県外最終処分に向けて政府一体で取り組む。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは特定帰還居住区域の除染・インフラ整備等を進める。「区域から個人へ」という考え方の下、安全確保を大前提に、帰還困難区域における活動の自由化の検討を進める。避難指示解除地域の生活環境を整備する。手つかずの森林の再生に取り組む。地方創生との連携を強化しつつ、改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」[142]を踏まえ、福島国際研究教育機構や新エネ社会構想の取組、農林水産業を含むなりわいの再建、エネルギー・ロボット・宇宙分野を含む新産業創出等を推進し、帰還・移住・定住を促進するとともに、「ふくしま浜通りサ

---

137 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。
138 地方整備局等、地方運輸局、国土地理院、気象庁、研究機関等の災害対応を行う体制・機能及び職員の活動環境・処遇を含む。
139 「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」（令和７年３月18日閣議決定）に基づく。
140 「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和６年３月19日閣議決定）。
141 令和３年度から令和７年度。
142 令和７年６月６日に、復興庁、経済産業省及び福島県が改定・公表。

イクルルート」等を活用したホープツーリズム[143]や文化芸術も活用して交流・関係人口を拡大する。

（能登半島地震からの復旧・復興及び防災対策の推進等）

令和６年能登半島地震により、石川県を始めとする北陸地方を中心に甚大な被害が発生し、さらに、復興の最中に奥能登豪雨によって二重の被災となったことを踏まえ、引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、インフラ等の復旧、公費解体、復興まちづくり計画に基づく事業、災害公営住宅の整備を推進するとともに、文化芸術も含めた能登の創造的復興を支援する。能登地域の観光復興に向け、復興状況に応じた手厚い旅行需要喚起策に取り組む。

新たな被害想定等を踏まえた南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火への対策、活火山法[144]に基づく火山災害対策や、物質科学分析の推進など火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進するとともに、中枢管理機能のバックアップの観点も踏まえた危機管理体制の強化に取り組む。防災産業の育成、海外展開を推進する。

避難所環境の抜本的改善、衛生の確保に向け、発災時にトイレ、パーティション、簡易ベッド、温かい食事、入浴設備を速やかに提供できるような地方公共団体による資機材の備蓄への支援やプッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄、トレーラーハウス等の活用、洋式の快適トイレの推進、避難所となる学校の空調整備など、事前防災の取組を推進する。保健医療福祉活動チームや学校支援チーム等の体制整備・人材育成に取り組む。

地域における防災力の強化のため、改正災対法[145]も踏まえ、災害ケースマネジメント、ボランティアへの参加促進を含む民間団体・企業との連携による被災者支援の担い手確保、被災者援護協力団体制度等による被災者支援活動の環境整備、災害中間支援組織の設置・機能強化、要配慮者避難対策、広域的な避難の円滑化を推進するとともに、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、地域の活性化や地方創生に資する防災拠点形成、省庁間や地方公共団体との連携による先進的・横断的な事前防災の取組への支援、防災教育、消防団を含む消防防災力の充実強化に取り組む。今般発生した大規模な林野火災を踏まえた予防・消火体制の対策強化を進める。複合災害の発生に備えるために、発災後の変状把握・安全度評価・リスクの周知等の応急対応を強化する。事前防災・事前復興まちづくりを進める。

上下水道の分散型システムの早期実用化、災害用井戸の活用を含めた地下水など、代替水源の確保、路面下空洞調査の実施、液状化対策、道の駅の拠点機能強化、通信・放送ネットワークの強靱化、コンビナートの耐震・耐浪化に取り組む。半島や離島の防災対策・国土強靱化を推進する。

（３）外交・安全保障の強化

[143] 震災・原子力発電所事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。
[144] 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）。
[145] 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第51号）。

（外交）

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた外交を展開[146]することによって、国益を守るとともに、世界の安定と繁栄に向け国際社会をリードするため、外交力を強化する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟は地域の平和と繁栄の礎であるとの認識の下、日米協力を更に高みに引き上げつつ、Ｇ７、ＡＳＥＡＮ、豪、印、韓、ＥＵ、ＮＡＴＯを含む同志国・機関との連携を強化する。グローバル・サウスへの関与の強化[147]を通じ、グローバル・ガバナンスの強化に取り組む。

ウクライナ支援及び対露制裁を継続する。国際協力については、オファー型協力や改正ＪＩＣＡ法[148]で導入された民間資金動員の促進を含む新しい仕組みの実装、海外協力隊の活用、国際機関等との連携強化、パレスチナ支援を始めとする人道危機対応、食料、保健、気候変動及びプラスチック汚染の分野における地球規模課題の解決を進めるため、様々な形でＯＤＡを拡充する。政府安全保障能力強化支援（ＯＳＡ）を戦略的に強化する。

「核兵器のない世界」に向け、ＮＰＴ体制の下での取組を主導する。安全保障理事会改革を含む国連の機能強化、国際機関を通じた規範形成や邦人職員の増強、国際法に基づく紛争解決、女性・平和・安全保障（ＷＰＳ）、人間の安全保障、日系人を含む親日・知日派の育成、歴史認識や領土・主権に係る内外発信、文化外交の充実に取り組む。日朝平壌宣言に基づき、拉致[149]、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を実現する。

外交・領事実施体制の抜本的強化のため、合理化・効率化を図りつつ、人的体制の強化、多様な働き方支援を含む財政基盤の整備、在外公館の強靱化、領事業務の充実、情報セキュリティ基盤の強化に取り組む。

（安全保障）

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中、「国家安全保障戦略」等[150]に基づき、防衛力の抜本的強化を推進する。その際、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力等の７つの分野[151]を重視し、現有装備品を最大限有効に活用するための可動数向上や弾薬・燃料の確保、防衛施設の強靱化を推進する。装備品等の取得に当たっては、一層の効率化・合理化を徹底する。

「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」[152]に基づき、人的基盤を強化するほか、衛生機能の強化にも取り組む。防衛大臣の危機管理に係る負担を軽減し、各種事態への対処に万全を期すため、副大臣２名体制とする。

防衛生産基盤強化法[153]を執行し、力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、防衛産業協力及び防衛装備移転を推進する。次期戦闘機の共同開発を含む研究開発、

---

146 令和７年２月７日の日米首脳会談において、両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認。中国を巡る諸課題について意見交換を行い、東シナ海や南シナ海等におけるあらゆる力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対することを確認し、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調。

147 ＡＳＥＡＮ及び印との連携強化のほか、アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）、太平洋・島サミット（ＰＡＬＭ）及び「中央アジア＋日本」対話の枠組みを主導することを含む。

148 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和７年法律第21号）。

149 令和７年１月24日の内閣総理大臣施政方針演説では、「拉致被害者や御家族が御高齢となる中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題」とされた。

150 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（令和４年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）。

151 スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性。

152 令和６年12月20日自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議決定。

153 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第54号）。

デュアルユースの担い手であるスタートアップを含めた民生の先端技術の活用を進め、革新的な技術を発掘し、育て、成果を社会に還元するエコシステムを構築する。日米同盟の抑止力と対処力を強化するとともに、同志国等との連携を強化する。在日米軍再編及び基地対策等を推進する。

防衛力の抜本的強化等の財源については、「防衛力整備計画」等に沿って、引き続き、機動的・弾力的な対応を含め確保する。所得税に関する税制措置については、令和５年度税制改正の大綱[154]等の基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討する。

総合的な防衛体制の強化に向け、研究開発や公共インフラ整備等の４分野における取組について、関係省庁の体制も整備しつつ更に推進する。エネルギー・食料等国家及び国民生活を支える基盤の戦略的強化の取組を推進する。

南西地域を含む住民の広域的な避難及び受入れに係る検討を行い、特に、先島諸島からの住民避難に係る受入れ基本要領を2026年度中にとりまとめるほか、武力攻撃を想定したシェルターの確保について、地下施設の一層の確保や2025年度中の実施方針の策定に取り組み、国民保護の体制を強化する。

海洋基本計画[155]に基づき、海洋状況把握による総合的な海洋の安全保障等の取組を推進するほか、「海上保安能力強化に関する方針」[156]に基づき、巡視船等の増強・更新、運航費の確保、無操縦者航空機等の新技術の活用推進、警察・自衛隊、外国海上保安機関との連携強化、人材確保・育成、勤務環境の改善や処遇の向上等を進める。

宇宙基本計画に基づき、衛星コンステレーションを構築するなど、安全保障に関する総合的な取組を強化する。

偽情報対策、人的情報を含む情報収集・分析や戦略的コミュニケーションの取組を強化するための体制・能力整備を進める。

（サイバーセキュリティ）

サイバー対処能力強化法等[157]の運用に向け、新たな司令塔組織を中心とする体制を整備する。「サイバー空間を巡る脅威に対応するため喫緊に取り組むべき事項」[158]に基づき、高度な情報収集・分析・共有に係る基盤の構築、政府横断的な監視機能の強化、2025年度中の政府調達におけるＪＣ－ＳＴＡＲ[159]の活用、経済安全保障重要技術育成プログラム等を活用した次世代サイバーセキュリティ技術（次世代暗号・量子耐性技術を含む）に係る研究開発プロジェクトの拡充及び国際標準化も視野に入れた社会実装の検討、中小企業を含むサプライチェーンにおける対策の強化、人材育成、国産技術を核とした対処能力の向上を推進し、国際競争力を強化する。2025年内を目途に、これらを含む新たな「サイバーセキュリティ戦略」を策定する。

（４）経済安全保障の強化

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、同盟国・同志国等との連携、

[154] 令和４年12月23日閣議決定。
[155] 令和５年４月28日閣議決定。
[156] 令和４年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定。
[157] 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和７年法律第42号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和７年法律第43号）。
[158] 令和７年５月29日サイバーセキュリティ戦略本部決定。
[159] 一定のセキュリティ基準によって、ＩｏＴ製品の安全性を認証する制度（2025年３月運用開始）。

地方を含む産官学民との協働・理解の醸成を進めながら、国家安全保障局を司令塔とする政府全体の推進体制を強化し、経済安全保障を確保する。

産業が抱えるリスクについて点検し、経済インテリジェンス能力や総合的なシンクタンク機能[160]を含む対応の強化や重要インフラの強靱化に取り組む。

経済安全保障推進法[161]附則に基づき、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて、早急に検討する。国際的な通信、海底ケーブル、海運等のサービスに不可欠な物資やそれらに付随する不可欠な役務の確保に対応するほか、我が国の戦略的自律性を確実なものとするため、重要物資の安定供給確保の実効性を高める方策を検討する。併せて、人材不足を乗り越えるためのデジタル化、ロボット化、データ連携推進のための方策を検討する。重要技術領域リストを定め、先端重要技術の育成や国際協力を加速する。基幹インフラ制度への社会保険診療報酬支払基金及び医療機関の追加、重要なデータ保有者や保存・処理先に対する規律の確保、ＡＩ・デジタル基盤の強化、港湾・修繕ドックを始めとする同盟国・同志国及びグローバル・サウスとの経済的連結性の維持・強化に資する事業の海外展開の支援について、それぞれ検討を行う。次期航空機開発のための生産技術開発やサプライチェーンの強化に取り組むとともに、ドローンを始めとする無人機の生産基盤を構築する。

「新たな国際標準戦略」[162]に基づき、イノベーションや市場創出に加え、我が国としての自律性確保、国際秩序の維持・強化の観点から、量子、デジタル・ＡＩ等の戦略領域におけるルールメイキングに対する支援、官民ネットワーク構築、国内試験認証基盤の強化、政府調達における国際標準の活用に取り組む。

外為法[163]上の投資審査の実効性確保、先端技術の輸出管理、研究セキュリティ・インテグリティの確保、留学生・外国人研究者の受入審査強化、営業秘密管理を始めとする技術流出対策、経済的威圧への対応、各種制裁や貿易救済措置に取り組む。

（５）外国人との秩序ある共生社会の実現

海外活力の取り込みを進めつつ、国民の安心・安全を確保するため、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議など政府横断的な司令塔体制を更に強化し、実態把握や国・自治体の情報基盤整備を行うとともに、法令遵守の徹底、制度の適正利用、透明性の確保の観点から、国内社会のグローバル化を前提としていない制度・運用全般を見直すなど、総合的・施策横断的取組を進める。

（出入国在留管理の一層の適正化）

入国から出国までの情報の一元的管理の実現のため、2028年度のＪＥＳＴＡの導入を目指す。主要国の水準等を考慮して、査証や入国在留関係手数料の設定・見直しを検討する。デジタル技術を活用するとともに人的・物的体制を整備し、出入国在留関係審査・管理の強化・高度化、在留支援の充実など共生社会に向けた取組、特定在留カードの導入、難民等の迅速かつ確実な保護・支援、不法就労対策及び被仮放免者の動静監視の強化、不法滞

[160] 外交・情報・防衛・経済・技術の観点から総合的に政府に対して経済安全保障分野全般の政策提言を行うシンクタンク機能。
[161] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）。
[162] 令和７年６月３日知的財産戦略本部決定。
[163] 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）。

在者ゼロを理念に摘発・送還を行う。
育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。

（外免切替手続・社会保障制度等の適正化）
外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続（外免切替手続）について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める。外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。児童手当・就学援助の実態に即した適正利用を図る。

（国土の適切な利用及び管理）
外国人による土地等の取得を含む国土の適切な管理・利用について、政府横断的な司令塔体制の下、総合的な検討を行う。外国人を含めた全国の土地等の透明性を高めるため、土地に関連する台帳の所有者等の情報、データベースの充実について対応を検討する。
安全保障に関しては、重要土地等調査法[164]等による対応を進めるとともに、内外の情勢等を見極めつつ、同法の見直しを含めて更なる検討を進める。

（観光・短期滞在者への対応の強化）
外国人観光客等の受入れと住民の生活の質の確保を両立させるため、観光・短期滞在者の犯罪・迷惑行為への対応を強化する。

（６）「世界一安全な日本」の実現

良好な治安を確保するため、ＣＢＲＮＥ[165]、違法なドローン飛行への対処及びローン・オフェンダー[166]対応を含むテロの未然防止、国民保護施策、ＦＡＴＦ[167]第５次対日相互審査を見据えたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策、法執行機関によるドローンの利活用を推進する。
「国民を詐欺から守るための総合対策２．０」[168]に基づき、捜査手法の高度化を含め、詐欺、犯罪実行者募集情報、オンライン賭博や悪質ホストクラブ等への対策を強化し、匿名・流動型犯罪グループの壊滅を目指すとともに、防犯カメラの設置支援を含め、地域防犯力を強化する。
「第二次再犯防止推進計画」[169]に基づき、拘禁刑下の処遇拡充、保護司への支援の充実等[170]を推進する。2025年度内に策定予定の次期犯罪被害者等基本計画[171]に基づき、施策を強化する。内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実、インターネット上の人権侵害へ

[164] 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第84号）。
[165] Ｃ（Chemical：化学）Ｂ（Biological：生物）Ｒ（Radiological：放射性）Ｎ（Nuclear：核）Ｅ（Explosive：爆発性）物質を使用したテロの総称。
[166] 特定のテロ組織等と関わりのないまま過激化した個人。
[167] 金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。
[168] 令和７年４月22日犯罪対策閣僚会議決定。
[169] 令和５年３月17日閣議決定。
[170] 更生保護施設への支援の充実、地方公共団体との連携強化等の施策を含む。
[171] 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定）を含む。

の対策強化、法曹人材の確保等[172]の人的・物的基盤の整備を進める。外交一元化の下で法制度整備支援等の国際協力・司法外交[173]を推進するほか、再犯防止国連準則の活用、国際仲裁の活性化、国際法務人材の育成、法令外国語訳の加速に取り組む。

運輸分野の安全対策、自動車メーカー等の不正防止、高齢運転者等の事故防止や自動車事故被害者の支援に取り組む。

地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す。ＤＸを活用した食品のロス削減や寄附を促進する。2026年度の改正公益通報者保護法[174]施行に向け、ガイドラインを見直す。

改正労働施策総合推進法[175]等に基づき、2026年夏までに、カスタマーハラスメント防止のための指針を策定するなど、職場のハラスメント対策を推進する。

新型コロナウイルス感染症のり患後症状やワクチン副反応の調査・研究を進める。「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」[176]に基づき、国立健康危機管理研究機構と連携しながら、次なる感染症危機への対応に万全を期す。人獣共通感染症対策[177]として、狂犬病予防法関連手続のオンライン化について、2025年度内に結論を得る。「花粉症対策の全体像」[178]に基づく発生源対策等、熱中症特別警戒情報の活用等の熱中症対策、改正鳥獣保護管理法[179]及び「クマ被害対策施策パッケージ」[180]に基づくクマの人身被害対策、外来生物対策を推進する。ＰＦＡＳ[181]対策として、科学的知見の充実や水道事業体への支援を進める。

（７）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組[182]を支援するとともに、ＮＰＯ等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム[183]の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐためのこどもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。生活保護制度が役割を果たし続けるため、制度の理解促進と適切な運用確保、自立に向けた就労・就学支援、デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進や現場の業務負担軽減・体制確保など、必要な施策を推進する。生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。

---

[172] 法教育の推進、公益的活動を担う若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援の検討を含む。
[173] 中央アジア等との連携強化を含む。
[174] 公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和７年法律第62号）。
[175] 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）。
[176] 令和６年７月２日閣議決定。
[177] 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む、ワンヘルス・アプローチに基づき推進するもの。
[178] 令和５年５月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定。
[179] 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第28号）。
[180] 令和６年４月15日に、環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省及び警察庁が公表。
[181] ＰＦＡＳは、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。
[182] 障害や疾病等で援助が必要な家族等に援助を行うケアラーへの地方公共団体による支援等の取組。
[183] 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

旧優生保護法補償金等支給法[184]に基づく補償金等を支給するとともに、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」[185]に沿って、障害の社会モデルの考え方に基づく施策を推進する。「障害者基本計画（第５次）」[186]に基づき、障害者差別の解消、ユニバーサルデザインのまちづくり[187]や心のバリアフリーの取組の推進、就労や地域生活の支援、アクセシビリティ向上を促進する。

「自殺総合対策大綱」[188]に基づく対策を推進するほか、ひきこもり支援について、共同生活による支援を含む自立支援の実態や有効性の検証を踏まえ、取組を推進する。成年後見を含む総合的な権利擁護や無戸籍者の解消を促進する。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、理解増進法[189]に基づく施策を推進する。動物愛護管理を推進する。

過去最多のこどもの自殺や単身世帯の増加を踏まえ、孤独・孤立対策の重点計画[190]に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、ＮＰＯ等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める。

寄附の促進、ＮＰＯの活動を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会課題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む。ＮＰＯ法人の活動促進に向け、手続のオンライン化やテロ資金供与対策等の環境整備を進める。公益法人・公益信託による社会課題解決を促進するため、新制度施行に必要な体制や情報プラットフォームを整備する。休眠預金等活用制度では、民間の創意工夫に基づく事業への支援を通じ民間団体の育成や自立化を促進する。ＳＩＢ[191]を含む成果連動型民間委託契約方式について、官民の理解促進・連携強化に資する環境整備や案件形成、成果評価支援を通じ、一層の拡大に向けて取り組む。

（就職氷河期世代等への支援）

「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した基本的な枠組み[192]に基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の３本柱に沿って、従前からの取組を強化する。

今後、詳細な実態や施策ニーズに関する調査を行うとともに、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」での検討を経て、2025年度内を目途に、ＫＰＩを含む新たな就職氷河期世代等支援プログラムをとりまとめ、その当事者、家族、支援関係者等への広報を強化する。

---

184 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和６年法律第70号）。
185 令和６年12月27日障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部決定。
186 令和５年３月14日閣議決定。
187 駅におけるホームドアの整備等の交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化。
188 令和４年10月14日閣議決定。
189 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第68号）。
190 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和６年６月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和７年５月27日一部改定）。
191 Social Impact Bondの略称。成果連動型民間委託契約方式による事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方公共団体からの支払額等に応じて行うもの。
192 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和７年６月３日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）。

（女性・高齢者の活躍）

全ての意思決定に女性が参画することを基本とし、男女共同参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた政策・事業の計画・実施や男女別のデータ収集・分析の強化を進め、あらゆる分野における意思決定の質を向上させる。

女性版骨太の方針2025[193]に基づき、女性の所得向上・経済的自立に向け、Ｌ字カーブの解消に資するよう、女性の起業支援、改正女性活躍推進法[194]による男女間賃金差異及び女性管理職比率の開示、仕事と育児・介護・女性の健康課題との両立支援、女性デジタル人材の育成、男女間賃金格差の大きい５業界でのアクションプラン策定を推進する。ＡＩ、ＩＴ分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系の女性ロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するなど、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組及び大学上位職への女性登用を促進する。地方在住の女性向けのリ・スキリング支援を強化するとともに、スキルを活かした就労を支援する取組を促進する[195]。

国立女性教育会館を機能強化した、機構法[196]に基づく新機構の創設により、地域の男女共同参画を推進する。女性特有の健康課題[197]及び性差に由来した健康課題[198]への対応の普及に向け、女性の健康総合センターや大学、研究機関における調査研究や全国的なネットワーク体制の構築を進めつつ、中小企業の健康経営の取組への支援やフェムテックの利活用など女性の健康支援に取り組む。女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。男女共同参画の視点に立った防災・復興、ＷＰＳ、多様な被害者への相談支援の充実等[199]の性犯罪・性暴力対策やＤＶ・ストーカー対策、官民協働の支援体制の構築等の若年女性を含む困難な問題を抱える女性の支援に取り組む。

我が国が「超高齢社会」を迎える中、「高齢社会対策大綱」[200]に基づき、全ての世代の人にとって持続可能で、年齢に関わりなく希望に応じ活躍し続けられる社会を構築する。高齢期のニーズに応じたきめ細かなマッチングの推進等により、多様な就業等の機会の提供を官民連携して推進する。「認知症施策推進基本計画」[201]を踏まえ、新しい認知症観に基づく施策を推進[202]するとともに、地方公共団体における計画策定を進める。認知症の人の成年後見制度の利用を促進する。身寄りのない高齢者等への支援や総合的な権利擁護支援について検討するとともに、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの実効性確保など独居高齢者に対する政府横断的な対応を行う。遺言制度の見直しを検討する。

---

193 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」（令和７年６月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

194 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）。

195 時間や働く場の制約などリ・スキリング後も就労できない要因の調査と柔軟に働ける場の創出支援を検討する。

196 独立行政法人男女共同参画機構法案（令和７年３月14日閣議決定）。

197 女性特有のがんや骨粗しょう症、妊娠・出産・産後の不調、月経に由来する貧血等。

198 男性の更年期障害を含む。

199 性犯罪に対処するための「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和５年法律第67号）の周知徹底、被害申告の困難さその他性的な被害の実態に係る調査の着実な実施を含む。

200 令和６年９月13日閣議決定。

201 令和６年12月３日閣議決定。

202 「共生に向けた認知症早期発見・早期介入実証プロジェクト研究」の成果のとりまとめや、認知症や軽度認知障害の早期発見・早期介入の実現に向けた取組を含む。

第３章　中長期的に持続可能な経済社会の実現

１.「経済・財政新生計画」の推進

（経済再生と財政健全化の両立の重要性）

第１章で述べた基本的考え方の下、それに基づく政策を推進するとともに、金利のある世界となる中、大災害や有事に備えた財政余力を確保する観点も踏まえ、中長期の経済財政の姿を展望しつつ、経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく必要がある。

経済あっての財政という考え方は、経済政策の基本的な立場であり、今後もこの方向性を堅持する。経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿であり、それを力強く進める中で財政健全化を実現していく。その際、民間企業の予見可能性を高めるため、重要政策に複数年度で計画的に取り組んでいく観点も踏まえながら、ＥＢＰＭによるワイズスペンディングを徹底し、成長と分配の好循環を拡大させる中で、歳出構造の平時化を図る。

同時に、国債需給の悪化等による長期金利の急上昇を招くことのないよう、国内での国債保有を一層促進するための努力を引き続き行う必要がある。また、頻発する自然災害や安全保障環境の変化の中で、有事に備えた財政余力の確保の重要性は一層増しており、今後も市場で国債を安定的に発行できる環境を整えつつ、財政余力の確保のため、財政健全化に取り組んでいく必要がある。

以上の基本認識を踏まえ、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」[203]の枠組みの下、財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とし、具体的には以下の考え方に沿って、引き続き経済再生と財政健全化の両立に取り組む。

（「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針）

経済あっての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応を行うことと財政健全化目標に取り組むことを矛盾しないものにしていく。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。こうした取組を通じて、金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。

そうした中、金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、ＰＢの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対ＧＤＰ比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

[203] 計画の対象期間は、2025年度から2030年度までの６年間。

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費[204]については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費[205]及び地方財政についても、第３章第４節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことに変わりはないが、ＰＢの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着手していく。

（税制改革）

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討[206]を進める。ＥＢＰＭの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

２．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（１）全世代型社会保障の構築

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

[204] 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。
[205] 令和７年度予算の非社会保障関係費は、近年の物価上昇率の変化を反映した令和６年度予算の増（＋1,600億円程度）と同水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目減りしないよう、相当額（＋1,400億円程度）を上乗せし、＋3,000億円程度とした。
[206] 所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）に基づく。

した必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ[207]の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、ＯＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直し[208]や、地域フォーミュラリの全国展開[209]、新たな地域医療構想に向けた病床削減[210]、医療ＤＸを通じた効率的で質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底[211]、がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について[212]、引き続き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025 年末までの予算編成過程で十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026 年度から実行する。

（中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築）

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程[213]を踏まえ、医療・介護ＤＸやＩＣＴ、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト／シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化[214]を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現するため、各種データ分析・研究を始めＥＢＰＭによるワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制すると

---

[207] 日本労働組合総連合会の集計によれば、現時点（第６回集計）で定期昇給を含む平均賃上げ率は5.26%（うちベースアップ分のみで3.71%）、組合員数300 人未満の組合の平均賃上げ率は4.70%（うちベースアップ分のみで3.51%）となっている。

[208] 医療機関における必要な受診を確保し、こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ、個別品目に関する対応について適正使用の取組の検討や、セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチＯＴＣ化に向けた実効的な方策の検討を含む。

[209] 普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。

[210] 人口減少等により不要となると推定される一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、２年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

[211] 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める。

[212] 詳細については、「自由民主党、公明党、日本維新の会　合意」（令和７年６月11日自由民主党・公明党・日本維新の会）を参照。

[213] 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和５年12月22日閣議決定）。

[214] 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

ともに、全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め国民に分かりやすく情報提供する。

（中長期的な介護提供体制の確保等）

医療・介護ニーズを抱える高齢者や独居高齢者が増加する中、要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中長期的な介護サービス提供体制の確保のための方向性を2025年中にまとめる。具体的には、2040年以降を見据え、人口減少や高齢化の進展によるサービス需要の地域差に応じ、中山間地域での柔軟な対応など各地域で地域包括ケアシステムを深化させるための方策を整理しつつ、地域医療構想を踏まえた医療・介護連携や介護予防の強力な推進、質の高いケアマネジメントの実現[215]を含めた多職種間の連携や相談体制の充実、介護テクノロジーの社会実装に向けた実証・導入・伴走支援による生産性向上、事業者間の連携・協働化や大規模化の経営改善の取組や、ワーキングケアラーへの対応など官民連携による介護保険外サービスの普及、外国人を含む介護人材の確保・定着を支援する。有料老人ホームの運営やサービスの透明性と質を確保する。

介護保険制度について、利用者負担の判断基準の見直し等の給付と負担の見直しに関する課題について、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

（中長期的な医療提供体制の確保等）

2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、コロナ後の受診行動の変化も踏まえ、質が高く効率的な医療提供体制を全国で確保する。このため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めつつ、かかりつけ医機能の発揮される制度整備、医療の機能分化・連携や医療・介護連携、救急医療体制の確保、必要な資機材の更新を含むドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制の確保、大学病院・中核病院に対する支援を通じた医師派遣の充実、臨床実習に専念できる環境の整備、適切なオンライン診療の推進、減少傾向にある外科医師の支援、都道府県のガバナンス強化等を進める。

地域医療構想については、地域での協議を円滑に進めるため、医療機関機能・病床機能の明確化、国・都道府県・市町村の役割分担など、2025年度中に国がガイドラインを策定し、各都道府県での2026年度以降の新たな地域医療構想の策定を支援する。

医師の地域間・診療科間の偏在への対応については、経済的インセンティブや規制的な手法といった地域の医療機関の支え合いの仕組みを含めた総合的な対策のパッケージを順次実施し、その効果を検証する。

こうした医師の適正配置のための支援の在り方について、全国的なマッチング機能やリカレント教育、医学教育を含めた総合的な診療能力を有する医師の育成、医師養成過程の取組と併せて、2025年末までに検討を行う。地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める。また、偏在対策を含む看護職員の確保・養成や訪問看護におけるＩＣＴ活用を含む看護現場におけるＤＸの推進、在宅サービスの多機能化といった在宅医療介護の推進に取り組む。

医療保険制度について、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制[216]を図りつ

[215] 介護支援専門員の更新研修の見直しを含む。
[216] 後期高齢者支援金を含む。

つ、給付と負担の見直し等の総合的な検討を進める。高額療養費制度について、長期療養患者等の関係者の意見を丁寧に聴いた上で、2025年秋までに方針を検討し、決定する。

妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減のため、2026年度を目途に標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進める。妊婦健診における公費負担を促進する。「出産なび」の機能を拡充するほか、小児周産期医療について、地域でこどもを安心して生み育てることができるよう、最先端の医療を含めた小児周産期医療体制の確保を図るため、産科・小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、医療機関の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行う。安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する。

リフィル処方箋の普及・定着や多剤重複投薬や重複検査の適正化を進めるとともに、保険外併用療養費制度の対象範囲の拡大や保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を促す。国民健康保険の都道府県保険料水準の統一に加え、保険者機能や都道府県のガバナンスの強化を進めるための財政支援の在り方について検討[217]を行う。

（働き方に中立的な年金制度の構築）

公的年金については、働き方に中立的な制度を構築する観点から、改正年金法[218]を踏まえ、更なる被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しを進めるとともに、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」[219]の活用を促進する。

（がん、循環器病等の疾患に応じた対策等）

がん対策[220]、循環器病対策[221]、慢性腎臓病対策[222]、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）、慢性疼痛等の疾患に応じた対策、難病対策、移植医療対策[223]、アレルギー対策[224]、依存症対策、難聴対策、栄養対策、受動喫煙対策、科学的根拠等に基づく予防接種の促進を始めとした肺炎等の感染症対策[225]、更年期障害や骨粗しょう症など総合的な女性の健康支援[226]を推進する。運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、健康経営の普及、睡眠関連の市場拡大や企業支援に一層取り組む。

糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携などの多職種連携、歯科衛生士・歯科技工士の離職対策を含む人材確保、歯科技工所の質の担保、歯科領域のＩＣＴ活用、歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適切な配置の検討を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められたデジタル化等の新技術・新材料の保険導入を推進する。また、自立支援・在宅復帰・社会復帰に向けたリハビリテーションの推進に取り組む。

---

[217] 調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の医療扶助の在り方の検討。
[218] 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年６月13日成立）。また、今回の法律で決定した改正内容により、将来の所得代替率は、制度改正を行わない場合と比べて、令和６年財政検証における成長型経済移行・継続ケースで1.3%、過去30年投影ケースで1.4%それぞれ上昇すると見込まれる。
[219] 令和５年９月27日全世代型社会保障構築本部決定。
[220] 「がん対策推進基本計画」（令和５年３月28日閣議決定）に基づく取組。
[221] 「循環器病対策推進基本計画」（令和５年３月28日閣議決定）に基づく取組。基盤整備及び研究推進や、後遺症支援を含む。
[222] 腎不全患者の緩和ケアを含む。
[223] イスタンブール宣言を踏まえた国内の臓器提供、臓器あっせんや移植実施の抜本的な体制整備を含む。
[224] アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎等を含む。）医療の均てん化促進等を含む。
[225] 小児の感染症を含む。
[226] 科学的知見に基づき女性の負担にも配慮した乳がん検診の推進などがん検診の受診率の向上に向けた取組を含む。

（予防・健康づくり、重症化予防）

世界最高水準の健康寿命を誇る我が国の高齢者は、労働参加率や医療費でみても若返っており、こうした前向きな変化を踏まえ、更に健康寿命を延伸し、Well-beingの向上を図り、性別や年齢に関わらず生涯活躍できる社会を実現する。データヘルス計画に基づく保険者と事業主の連携した取組（コラボヘルス）や保険者の保健事業でのＩＣＴを活用したエビデンスに基づくＰＨＲや健康経営と共働した効果的な取組を支援するほか、働き盛り世代の職域でのがん検診を広く普及するため、受診率や精度管理の向上の取組を更に推進する。ＡＭＥＤのプライマリヘルスケア・プラットフォーム等を通じた支援により、エビデンスに基づくヘルスケアサービスを普及する。糖尿病性腎症の重症化予防等の大規模実証事業を踏まえたプログラムの活用を進める。高齢者の社会参加促進や要介護認定率の低下に向け、データを活用したエビデンスに基づく取組として、地域の多様な主体の連携協力や、成果指向型の取組等による効果的な介護予防やリハビリテーションを充実する。

（創薬力の強化とイノベーションの推進）

政府全体の司令塔機能の強化を図りつつ、医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健康・医療戦略」[227]に基づき、創薬エコシステムの発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基盤強化に向け、一体的に政策を実現する。新規ファースト・イン・ヒューマン試験実施施設など、国際水準の治験・臨床試験実施体制を整備する。ＭＥＤＩＳＯ[228]・ＣＡＲＩＳＯ[229]の体制を強化し、ヘルスケアスタートアップを強力に支援するほか、革新的医薬品等実用化支援基金の対象を拡充することを検討し、創薬シーズの実用化を支援する。国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価[230]の実施、承認審査・相談体制の強化、バイオ医薬品を含む医薬品の製造体制の整備や人材育成・確保により、国際水準の研究開発環境を実現し、ドラッグラグ／ロスの解消やプログラム医療機器への対応を進めるほか、ＰＭＤＡの海外拠点を活用し、薬事相談・規制調和を推進する。大学、ナショナルセンターと医療機関が連携して担う実証基盤を整備するなど産業振興拠点機能及び開発後期や海外展開に向けた研究開発支援を強化し、治療機器やプログラム医療機器を始めとした日本発の医療機器の創出を促進する。

医薬品の安定供給に向け、抗菌薬等のサプライチェーンの強靱化や取り巻く環境の変化を踏まえた持続可能な流通の仕組みの検討を図るとともに、感染症の流行による需要の急激な増加といったリスクへの対策を講じ、基礎的な医薬品等[231]の足元の供給不安に対応する。さらに、少量多品目構造解消に向けた後発医薬品業界の再編を推進するほか、バイオシミラーについて、国内生産体制の整備及び製造人材の育成・確保を着実に進め、使用を促進する。当初の医師の診断や処方に基づき症状の安定している患者が定期的に服用する医薬品や、低侵襲性検体である穿刺血を用いる検査薬を含む医薬品・検査薬の更なるスイッチＯＴＣ化など、具体的な工程表を策定した上でセルフケア・セルフメディケーションを推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。全ゲノム解析を推進し、2025年度の事

[227] 令和７年２月18日閣議決定。
[228] 医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDical Innovation Support Office）。
[229] 介護分野におけるＭＥＤＩＳＯと同様の相談窓口（CARe Innovation Support Office）。
[230] 2024・2025年度薬価改定において新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる革新的新薬について薬価を基本的に維持したことを念頭に置いた革新的新薬の特許期間中の対応に関する創薬イノベーション推進の観点からの検討等。
[231] 日本薬局方収載医薬品の一部を含む。

業実施組織の設立、ゲノム情報基盤の整備や解析結果の利活用を進める。ｉＰＳ細胞を活用した創薬や再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発を推進するほか、新規抗菌薬開発に関する市場インセンティブなどにより薬剤耐性菌の治療薬を確実に確保するとともに、ワクチン・診断薬・治療薬など感染症危機対応医薬品等の開発戦略の策定・研究開発を推進する。イノベーションの推進や現役世代の保険料負担への配慮の観点から、費用対効果評価制度について、客観的な検証を踏まえつつ、更なる活用に向け、適切な評価手法、対象範囲や実施体制の検討と併せ、薬価制度上の活用や診療上の活用等の方策を検討する。標準的な薬物治療の確立に向け、休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査研究を進め、診療ガイドラインに反映していく。医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する。小中学生から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保、適正使用を推進する。アクションプラン[232]に基づく医療用等ラジオアイソトープの国産化及び利用促進に必要な体制整備等の取組を進める。

（国際保健の推進）

ＷＨＯや世界銀行と連携し、低・中所得国の保健財政の強化に向け、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）に関する世界的拠点として日本にＵＨＣナレッジハブを設置し、ＵＨＣの実現に向けた取組を加速するなど、インド太平洋地域等での国際保健に戦略的に取り組む。「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（トリプル・アイ）」を通じ日本企業の国際展開後押しと国際貢献を実現する。ＥＲＩＡと連携した外国医療人材育成、医療インバウンドを含む健康・医療・介護関連の国際展開、低所得国を中心にした感染症対策[233]や保健システム強化等の国際保健課題対策に係る貢献を促進する。

（２）少子化対策及びこども・若者政策の推進

2024年の出生数[234]は、過去最少の約68.6万人まで減少するなど少子化の進行は危機的な状況である。また、いじめ、不登校、児童虐待や貧困、こどもの自殺増加など、今を生きるこどもを取り巻く状況も極めて深刻である。今を生きるそして将来生まれる全てのこども・若者の最善の利益を第一に考え、「こども未来戦略」[235]、「こども大綱」[236]及び「こどもまんなか実行計画2025」[237]に基づき、「こどもまんなか社会」を実現し、少子化の流れを変えるとともに、こども・若者のWell-beingを高めていく。施策の実施に当たっては、こどもを取り巻く環境や地域の子育て支援に係る状況、女性の継続就業率や男性の育休取得率等の数値目標を含めた指標を活用し、ＥＢＰＭを確実に実行し、ワイズスペンディングにつなげるとともに、こども・若者や子育て世帯を始めとして国民の共感が得られるよう、丁寧な広報を行う。

[232] 「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」（令和４年５月31日原子力委員会決定）。
[233] ワクチン接種率向上及び薬剤耐性菌感染症対策に係る国際連携を含む。
[234] 「令和６年人口動態統計月報年計（概数）」（令和７年６月４日公表）。
[235] 令和５年12月22日閣議決定。
[236] 令和５年12月22日閣議決定。
[237] 令和７年６月６日こども政策推進会議決定。

（加速化プランの本格実施と効果検証の徹底）

こどもを生み、育てたいという希望が叶う社会、こどもたちが健やかに育まれる社会の実現と少子化トレンドの反転を目指し、政策を総動員することが不可欠である。集中取組期間において、「経済・財政新生計画」や加速化プラン[238]に沿って、経済的支援、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援、共働き・共育ての推進のための施策を本格実施する。具体的には、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開や、放課後児童クラブ等への支援[239]、子育て世帯への住宅支援に取り組むとともに、施策全般について出生率やこどものWell-beingに関する指標等関連指標に与える効果の検証を徹底し、より効果的な施策への重点化など施策の見直しを検討する。このため、改革工程に基づく徹底した歳出改革を進めるなど財源確保を図るとともに、2026年度からの子ども・子育て支援金制度の円滑な導入に向け、国民の共感を得られるよう制度の意義やその使途などの周知の準備を進めるほか、少子化の危機的かつ深刻な状況を踏まえ、官民が連携し、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成する。

（若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進）

全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支えていく。このため、「経済・財政新生計画」やこども大綱に沿って関連施策を進める。こども・若者シェルターなど、虐待等により困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援を強化する。若者が主体となって活動する団体等が抱える資金不足や構成員の維持困難等の課題[240]を踏まえた活動継続を支える施策や、各種審議会等の委員登用を含む、こども・若者の意見反映・社会参画を推進するほか、官民が連携した若者のライフデザイン（将来設計）支援や結婚支援を行う。

「はじめの100か月の育ちビジョン」[241]に基づく幼児期までの育ちの質の向上、「こどもの居場所づくりに関する指針」[242]に基づく支援、保育現場の負担軽減や改正児童福祉法[243]に基づく保育人材の確保等を進める。産後ケア事業、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査や乳幼児健診など母子保健対策や不妊症、不育症の相談支援、流産・死産経験者への相談支援を行う。「プレコンセプションケア推進５か年計画」[244]に基づく取組を進める。卵子凍結の知見収集や知識の普及の環境整備を行う。こども性暴力防止法[245]の施行準備や「生命（いのち）の安全教育」の推進、青少年のインターネットに関する課題への対応、こども視点での防災対策などこどもの安心・安全対策やこどもまんなかまちづくりを進める。こども食堂・こども宅食や、学習支援、体験機会の提供など、こどもの貧困解消や見守り強化を行う。こどもの状況も踏まえたひとり親家庭への養育費確保を含めた多面的で伴走型の支援を強化するとともに、経済社会の動向等も踏まえ、就業支援や経済的支援の在り方を検討する。職員配置などこども家庭センター等の体制強化や訪問による支援、認定資格の取得促進など、児童虐待の予防に取り組む。性被害を受けたこどもに配慮した支援体

238 「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に基づくこども・子育て支援加速化プラン。
239 実施に当たっては、多様な体験活動を推進すること。
240 こども家庭庁「若者が主体となって活動する団体に関する調査研究」報告書。
241 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和５年12月22日閣議決定）。
242 令和５年12月22日閣議決定。
243 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）。
244 令和７年５月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、５か年計画を決定。
245 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）。

制を整備する。パーマネンシー保障[246]の理念と家庭養育優先原則に基づく[247]里親やファミリーホームによる支援、若年妊婦や社会的養護経験者等への支援を行う。改正民法[248]の円滑な施行に向けた周知や、児童養護施設等の養育機能の向上や児童相談所の体制強化を進める。発達障害児や医療的ケア児など障害のあるこどもと家族への支援やインクルージョンの推進、こどもホスピスの全国普及に向けた取組、ヤングケアラーの支援を行う。こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、教育と福祉の連携により、いじめ・不登校や悩みに直面するこどもやその保護者への支援、こども・若者の自殺対策を強力に推進する。学校や家庭以外の多様な居場所づくりを進めるとともに、こどものメンタルヘルスを充実する。予防のためのこどもの死亡検証（ＣＤＲ）を推進する。質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。

（３）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び０～２歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論[249]に基づき具体化を行い、令和８年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。2029年度までを緊急改革期間と位置付け時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標とし、学校・教師の担う業務の適正化やＤＸによる業務効率化、教育委員会ごとの取組状況の見える化、ＰＤＣＡサイクルの強化、指導・運営体制の充実に取り組む。教職調整額の水準を2030年度までに10%に引き上げるとともに、職責や業務負担に応じたメリハリある給与体系への改善など、教師の処遇改善を推進する。2026年通常国会へ義務標準法[250]改正案を提出し、財源確保と併せて、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する。地域枠の活用を含む教員養成大学等の機能強化、養成段階からの教師人材の育成・確保の仕組みの改革、研修の充実、奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討に取り組む。

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充

---

[246] 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。
[247] 遅くとも2029年度までに乳幼児の里親等委託率75%以上を目標としている。
[248] 民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第33号）。
[249] 「自由民主党、公明党、日本維新の会　合意」（令和７年２月 25 日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和７年６月 11 日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和６年 12 月 27 日文部科学省）等。
[250] 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）。

実[251]、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。ＳＣ・ＳＳＷ[252]等に相談できる環境の整備、校内外教育支援センターの機能強化、医療・福祉との連携強化による不登校・重大ないじめ・自殺予防対策、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進[253]等[254]により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上や、豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進するとともに、体力向上や視力低下予防、歯科保健教育や学校給食での地場産物等の活用を含む食育を推進する。ＡＩの活用や地域の魅力発信等を通じ、英語教育を推進する。我が国の発展を支える専門人材育成のため、産業界等からの人材派遣[255]等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。

急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。日本人海外留学者年間50万人・外国人留学生受入れ年間40万人目標[256]の実現に向け、官民一体での支援策の戦略的活用に取り組む。

（研究の質を高める仕組みの構築）

研究時間の確保や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のＥＢＰＭを強化しつつ、教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する。科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。官民連携による、先端大型研究施設[257]の戦略的な整備・共用・高度化の推進[258]や、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の安定ポスト確保による処遇向上、産学官の共創の場の形成[259]、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保により、我が国の研究力を維持・強化する。長期的ビジョンを持った国家戦略として次期「科学技術・イノベーション基本計画」を2025年度内に策定した上で、指標を用いた進捗状況の把握・評価を実施し、その成果を活かしつつ科学技術・イノベーション政策を推進する。

日本学術会議が、新法[260]に基づき、学術の向上発達と社会課題の解決への寄与に向けて機能強化を進めることを支援する。

---

[251] 福祉との連携のための個別の支援計画の情報共有を含む。
[252] ＳＣ：スクールカウンセラー、ＳＳＷ：スクールソーシャルワーカー。
[253] スクールガード・リーダーの推進やスクールバスの活用などによる通学時の安全対策を含む。
[254] 学校施設の防災機能強化と一体的な老朽化対策の実施を含む。
[255] 教師等の人材が不足している分野における人材派遣の仕組みの構築を含む。
[256] 目標の実現に当たっては、外国人留学生の出身国・地域の多様性に留意する。
[257] 大型放射光施設 SPring-8、NanoTerasu、スーパーコンピュータ「富岳」等。
[258] 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった、世界の学術フロンティアなどを先導する国際的なものを含む。
[259] 寄付等の多様な財源の活用も含めたキャンパスの共創拠点の更なる整備も含む。
[260] 日本学術会議法（令和７年６月 11 日成立）。

（４）戦略的な社会資本整備の推進

（持続可能なインフラマネジメントとまちづくりの高度化）

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進める。広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・データの活用、事業者間や官民の連携促進により、予防保全型への本格転換や維持管理の高度化・効率化、地域の将来像を踏まえた集約・再編や公的ストックの適正化を推進するとともに、老朽化対策の効果の見える化を進める。受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策について検討を行う。

立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて広域的な都市圏のコンパクト化を進める。エリア価値向上に向けた地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントを進める。不動産ＩＤへの位置情報の付与や３Ｄモデル（建築ＢＩＭ[261]、PLATEAU）の連携の取組を進め、建築・都市のＤＸを進展させ、まちづくり・防災の高度化や新ビジネス創出を進める。

（公共投資の効率化・重点化）

引き続きi-Construction 2.0を推進し、建設現場の自動化・省人化を進めるとともに、女性・外国人を始め多様な人材の活躍を推進し、建設業の担い手の確保・育成に取り組む。インフラデータの分野横断的な整備・オープン化[262]を進め、インフラＤＸを加速する。

災害の激甚化・頻発化、インフラ老朽化の更なる進行の中で、社会資本が将来にわたって機能を発揮するとともに、民間事業者が安心して設備投資[263]や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保しつつ、実効性のあるＰＤＣＡサイクルを回しながら社会資本整備を着実に進める。

（ＰＰＰ／ＰＦＩの推進）

公共サービスを効率的・効果的に提供するＰＰＰ／ＰＦＩについて、改定アクションプラン[264]に掲げる目標を着実に達成することを目指し、ウォーターＰＰＰ等の重点分野における伴走支援体制の構築や、検討手続の効率化・検討期間の短縮化を推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築、分野横断型・広域型の案件形成の促進、空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション、地域プラットフォームを活用した官民の連携強化に取り組む。

（持続可能な土地及び水資源の利用・管理）

持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換に取り組む。地方公共団体への後押しを含め、防災性向上や地方創生に資する空き家対策について、改修・流通促進などの総合的な取組と、相続・住所氏名変更登記義務化の周知・体

[261] Building Information Modelingの略称。関係者のデータ共有等により建設生産・管理システム全体を効率化。
[262] 国土交通データプラットフォームや、データ整備・利活用によりＥＢＰＭ・ビジネス創出に取り組むProject LINKS等。
[263] 資機材としての作業船の確保を含む。
[264] 「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和７年改定版）」（令和７年６月４日民間資金等活用事業推進会議決定）。

制強化や地籍調査・法務局地図作成を含む所有者不明土地等対策[265]とを一体的・総合的に推進する。公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保に取り組む。マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。住宅ローンに関し、固定金利型の利用円滑化に取り組むなど、金融環境の変化に対して総合的に対応する。

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進めるとともに、流域治水に加え、発電等の水利用や流域環境の保全・創出に関係者が協働して取り組む流域総合水管理を推進する。生物多様性や景観など多面的な観点で良好な水環境の創出を推進する[266]。

（５）持続可能な地方行財政基盤の強化

急速な人口減少や東京一極集中により深刻化する地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用といった取組を推進し、地方公共団体における事務執行上の課題に対応するため、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含めた課題解決に向けた議論を促進する。また、地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組や複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化や共同利用を進めるための取組を推進する。

東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して[267]、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

持続可能な地方行財政に向け、地方における生産性向上を推進するとともに、計画策定の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化を進め、地方分権改革に取り組む。

自治体ＤＸについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付へのeL-QRの活用を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組む。システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能の確保を推進する。地方公共団体のサイバーセキュリティ確保のための方針策定の推進、セキュリティ基盤の強化など更なる安全性確保の取組強化とともに、国・地方共通相談チャットボットの利用者目線での改善を進める。

---

[265] 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和７年６月６日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に基づく。

[266] 併せて、人口減少等の地域の状況を踏まえつつ、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用に取り組む。

[267] 骨太方針2024においては、2025年度から2027年度までの３年間について、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている（第３章第１節（「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針）も参照）。

３．計画推進のための取組の強化

（経済・財政一体改革の点検・評価）

「経済・財政新生計画」の推進においては、経済、社会、環境や技術の変化に適切に対応した予算編成や制度改正に資するよう、人口減少下の持続可能な国・地方の行財政、人々のやりがいやWell-being（幸福度）、デジタル・新技術の導入による生産性向上に着目しつつ、プロセス管理を行う。経済財政諮問会議において、「ＥＢＰＭアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改革の進捗管理・点検・評価を行い、進捗や政策効果を確認し、更なる政策の企画・立案に結び付ける。

（政府全体のＥＢＰＭの強化）

「経済・財政新生計画」の推進においては、限られたリソースから高い政策効果を生み出すことが重要である。このため、関係府省庁において「ＥＢＰＭアクションプラン」に基づき、政府全体のＥＢＰＭの取組を本格化する。年末に同プランの見直し・強化を行うとともに、その成果を翌年度以降の骨太方針へ反映するなどＥＢＰＭを強化する。

ＥＢＰＭ強化や分野横断的な施策の深化のため、行政記録情報を含めたデータの整備や「見える化」について関係府省庁間の連携を強化する。行政事業レビューとの連携を通じて、データ収集や分析・評価を一体的かつ効率的に進める。その際、行政事業レビューシステムの機能強化とＡＩ技術を活用したデータの利活用を推進する。ビッグデータを用いた分析や指標の実用化を進める。

基金について、資金の有効活用の観点から、ＥＢＰＭの手法を用いた効果検証やＰＤＣＡの取組を推進し、基金の点検・見直しの横断的な方針[268]も踏まえ、必要性や成果の達成状況、管理費を含む執行見込み、設置法人の適格性について、不断に点検・検証を行う。

公的部門が保有する資産について、その保有目的等も踏まえつつ、運用改善や有効活用の有用性を検討する。

（Well-being（幸福度）の視点からの施策の深化）

Well-beingの高い社会の実現に向け、働く、学ぶ、健康、子育て、地域の生活に関連する基本計画や大綱において、生活のWell-being改善につながる実効的なＫＰＩの設定を進めるとともに、Well-beingの把握を継続・強化する。次世代の社会生活や価値観の変化を反映する経済指標を検討し、将来的なＳＮＡ国際基準への反映も見据えた取組を推進する。

４．物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

賃上げや投資が増加し、コストカット型経済からの脱却が見えてきた今、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、以下の３つの取組を総合的に実行する。その際には、労働の価値、平素からの備えの価値を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据えて取組を進める。

物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横

[268] 「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和５年12月20日行政改革推進会議決定）。

断的・網羅的に点検し、見直しを進める[269]。その際、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。

同時に、本基本方針第２章及び第３章に記載している、

・公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ

・働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底

を省庁横断的に推進する。

[269] 長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として、交通遺児育成給付金、子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）、食事支給に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。

第４章　当面の経済財政運営と令和８年度予算編成に向けた考え方

１．当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・Ｍ＆Ａを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」[270]及び令和６年度補正予算並びに令和７年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、２%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

２．令和８年度予算編成に向けた考え方

① 当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。

② 令和８年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

③ 地方創生２．０の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。

④ ＥＢＰＭ・ＰＤＣＡを推進し、ワイズスペンディングを徹底する。「経済・財政新生計画」における重要課題への対応など、中長期視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

[270] 令和６年11月22日閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和７年６月13日 閣議決定

※内閣府作成

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方（短期・国際）

（当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現）

- ◆ 米国に対して関税措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。
- ◆ 関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。
- ◆ 足元の物価高については、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和６年度補正予算や令和７年度予算に盛り込んだ施策に加え、あらゆる政策を総動員。
- ◆ 減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。そのために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現。

（不確実性が高まる国際情勢への備え）

- ◆ 地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立など、国際秩序は変化しつつある中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画。

第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現

１.物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行

- 2029年度までに年１%の実質賃金上昇を定着
- 官公需における価格転嫁のための施策パッケージ、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知広報
- 生産性向上支援（省力化投資促進プラン、地域における「週一副社長」の普及と副業・兼業の促進、事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ）
- アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成、公定価格の引上げ等による処遇改善
- 最低賃金引上げ：2020年代に全国平均1,500円

（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

- リ・スキリング支援（デジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座の拡大等）
- ジョブ型人事（人的資本に関する情報開示の充実等）
- 労働移動円滑化（職業情報提供サイトの機能強化、ハローワークの体制強化等）
- 「年収130万円の壁」、労働基準法制の見直し
- 建設・運送・警備・医療・介護・障害福祉分野の賃上げ
- 中堅・中小企業の研究開発・設備投資を支援、資金調達環境整備による中堅・中小企業による賃上げの後押し

２.地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（１）地方創生2.0の推進～令和の日本列島改造～

- 地方創生2.0基本構想
  ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～、③人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～、④新時代のインフラ整備とＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用、⑤広域リージョン連携

（２）地域における社会課題への対応

- 地域交通のリ・デザイン、交通空白の解消、整備新幹線、造船業再生、物流の機能強化
- 持続可能な観光地域づくり
- ワット・ビット連携（データセンターの地方分散の推進等）
- 関係人口の拡大、二地域居住の促進

（３）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

- 新たな基本計画に基づく生産基盤の強化（農地大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発・実装、輸出産地育成等）
- 米価対策（政府備蓄米を始めとする米の流通円滑化、消費者等への丁寧な情報発信）、水田政策見直し、土地改良、新規就農・法人参入支援
- 国産材転換・木材利用拡大、漁業の強靱化

（４）文化芸術・スポーツの振興

- コンテンツ分野人材確保の環境整備
- 文化資源を活用した地域経済活性化
- 武道・スポーツツーリズム、パラスポーツの振興、大規模国際大会の開催支援

３.「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（１）ＧＸの推進

- 官民協調で10年間150兆円超のＧＸ関連投資
- 地元の理解を得た原子炉の再稼動
- サーキュラーエコノミー

（２）ＤＸの推進

- デジタル技術の社会実装
- ＡＩの研究開発・活用
- 次世代半導体の量産、デジタル人材育成
- デジタル行財政改革、デジタルガバメント
- 医療・介護・教育・物流・防災等のＤＸ

（３）フロンティアの開拓(宇宙・海洋)

- 宇宙戦略基金による支援
- ＡＵＶ(自律型無人探査機）等の技術開発支援

（４）先端科学技術の推進

- 量子、フュージョンエネルギー、マテリアル等の研究開発の推進
- 国際的な頭脳循環の確立、科学技術人材の育成の強化

（５）スタートアップへの支援

- スタートアップ育成5か年計画の推進

（６）海外活力の取り込み

- 貿易・投資の拡大、対日直接投資の推進
- 中小企業の輸出・海外展開支援、新規輸出１万者支援プログラム
- クリエイター支援基金によるコンテンツ産業の海外展開
- 大阪・関西万博

（７）資産運用立国の実現

- ＮＩＳＡ制度の一層の充実、企業型ＤＣ・iDeCoの運用改善、コーポレートガバナンス改革

４.国民の安心・安全の確保

（１）防災・減災・国土強靱化の推進

- 防災体制の抜本的強化（防災庁設置、避難生活環境の改善、地域の防災力強化等）
- 国土強靱化実施中期計画の推進

（２）東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等

- 東日本大震災からの復興・再生
- 能登半島地震からの復旧・復興

（３）外交・安全保障の強化

- 外交力の強化、防衛力の抜本的強化
- サイバー対処能力強化法等の運用

（４）経済安全保障の強化

- 経済安全保障推進法の見直しの検討
  （重要物資の安定供給確保、港湾・修繕ドック等の同盟国・同志国との経済的連結性の維持・強化に資する事業の海外展開支援等）

（５）外国人との秩序ある共生社会の実現

- ＪＥＳＴＡの導入、不法滞在者の効果的・効率的な摘発と送還の迅速化
- 外免切替手続・社会保障制度等の適正な利用、重要土地法等による対応

（６）「世界一安全な日本」の実現

- 捜査手法の高度化、匿名・流動型犯罪グループの壊滅
- 運輸分野の安全対策

（７）「誰一人取り残されない社会」の実現

- 共生・共助、就職氷河期世代等への支援、女性・高齢者の活躍

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方（中長期）

（人口減少下における持続可能な経済社会の構築）

◆ 経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、中長期的に実質１％を安定的に上回る成長を確保。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済において、２％の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目ＧＤＰ1,000兆円程度の経済が視野に入る。

◆ 「経済・財政新生計画」に基づき、経済あっての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続。

（人中心の国づくり）

◆ 人材希少社会において、国民の不安を取り除き、公教育の充実、自己実現を可能とする環境の整備、地方創生等により、人中心の国づくりを進め、人財尊重社会を築く。

◆ 国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築。

第３章　中長期的に持続可能な経済社会の実現

１．「経済・財政新生計画」の推進

- 経済あっての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。
- 2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、ＰＢの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対ＧＤＰ比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。
- 2027年度までの間、歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。
- ＰＢの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても、検討に着手。

２．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（１）全世代型社会保障の構築

- 医療・介護・障害福祉分野の処遇改善・業務負担軽減等
  持続可能な社会保障制度のための改革実行、現役世代の保険料負担を含む国民負担軽減を実現
- 中長期的な介護提供体制の確保：医療・介護連携、多職種間の連携、介護テクノロジーの社会実装、事業者間の連携・協働化や大規模化、介護人材の確保・定着
- 中長期的な医療提供体制の確保：かかりつけ医機能、適切なオンライン診療の推進、新たな地域医療構想、医師偏在への対応、妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減、小児周産期医療、リフィル処方箋
- 働き方に中立的な年金制度の構築：更なる被用者保険の適用拡大、「年収の壁」への対応
- 疾患に応じた対策等：がん対策、循環器病対策、慢性腎臓病対策等、女性の健康支援、睡眠対策、いわゆる国民皆歯科健診、リハビリテーションによる自立支援・在宅復帰・社会復帰
- 予防・健康づくり、重症化予防：データヘルス計画に基づくコラボヘルス、エビデンスに基づくＰＨＲや健康経営、職域でのがん検診の普及、糖尿病性腎症の重症化予防
- 創薬力強化とイノベーション推進：国際水準の治験・臨床試験実施体制、医薬品安定供給

（２）少子化対策及びこども・若者政策の推進

- 「こどもまんなか社会」、少子化の流れを変えるとともに、こども・若者のWell-beingを高める
- 加速化プランの本格実施と効果検証の徹底：保育士等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開、放課後児童クラブ、子ども・子育て支援金制度の円滑な導入
- こども大綱の推進：困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援（こども・若者シェルターなど）、プレコンセプションケア、こどもの貧困解消、ひとり親家庭支援、児童虐待の予防、ヤングケアラーの支援、こども・若者の自殺対策

（３）公教育の再生・研究活動の活性化

- 質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す
- 公教育の再生：学習指導要領の改訂、教師の働き方改革の更なる加速化・処遇改善、中学校35人学級実現に向けた定数改善、外国人児童生徒への支援体制の強化、大学の連携、再編・統合による機能強化、留学生支援策の戦略的活用
- 研究の質を高める仕組みの構築：官民連携による、先端大型研究施設の戦略的な整備・共用・高度化の推進、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の処遇向上

（４）戦略的な社会資本整備の推進

- 進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進めるとともに対策の効果の見える化を進める
- 持続可能なインフラマネジメント：新技術・データの活用、予防保全型への本格転換
- 公共投資の効率化・重点化：建設現場の自動化・省人化、建設業の担い手の確保・育成
- ＰＰＰ／ＰＦＩの推進
- 持続可能な土地及び水資源の利用・管理：空き家・所有者不明土地等対策

（５）持続可能な地方行財政基盤の強化

- 地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含め、地方公共団体の事務執行上の課題解決に向けた議論を促進
- 地方の一般財源の総額を確保（2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保）
- 自治体ＤＸ（フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的取組）

３．計画推進のための取組の強化

- 「ＥＢＰＭアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改革の進捗管理・点検・評価

４．物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

- 予算、税制における長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検・見直し

第４章　当面の経済財政運営と令和８年度予算編成に向けた考え方

◆ 米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。令和６年度補正予算並びに令和７年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

◆ 令和８年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。

審議会資料№１２

２０２５年５月２８日

地方最低賃金審議会　　御中

新潟県弁護士会
会長　今　井　慶　貴
（公印省略）

会長談話の送付について

当会は、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正及び中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明」を発表しましたので、ご送付申し上げます。

受付
-7.5.30
賃金室

最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正及び
中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明

新潟地方最低賃金審議会は、近いうちに、中央最低賃金審議会の厚生労働大臣への答申を踏まえ、本県の最低賃金改定額を新潟労働局長に答申する。

最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図ることにあるから、最低賃金の額は、労働者が人間らしく、健康で文化的な生活を自ら維持していくに足りるものでなければならない。

現在、新潟県の最低賃金は時給９８５円である。しかし、時給９８５円という水準は、１日８時間、週４０時間働いたとしても、月収約１７万円、年収約２０４万円にしかならず、この金額では、到底、健康で文化的な生活を営むのは困難である。昨今、食料品や光熱費など生活関連品の価格が上昇を続け、実質賃金は低下しており、このような状況に鑑みても、労働者の生活を守るためには、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

また、わが国においては最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題である。２０２４年１０月に改定された最低賃金は、最も高い東京都で時給１１６３円であるのに対し、最も低い秋田県は時給９５１円であり、２１２円の開きがある。新潟県の最低賃金も、東京都に比べて１７８円低く、全国加重平均（１０５５円）と比べても７０円低くなっている。最低賃金の地域間格差は、地方から都市部への人材流出の一因ともなっており、働く世代の減少で深刻化している地方の人手不足に追い打ちをかけるなど、切実な課題である。地域経済の維持、活性化のためには、最低賃金の地域間格差を解消することが急務である。

他方で、最低賃金の大幅な引上げは、特に体力の乏しい中小零細企業の経営に影響を与えることとなる以上、今後、更に最低賃金を引き上げていくに当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）をこれまで以上に積極的に運用し、中小零細企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小零細企業への実効的支援策を実現することが不可欠である。

当会は、国に対して、最低賃金の地域間格差の是正及び中小企業・小規模零細事業者に対するさらなる実効的な支援策等の実施を求めるとともに、新潟地方最低賃金審議会に対して、新潟県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを求める。

２０２５年(令和７年)５月２８日

新潟県弁護士会

会長　今　井　慶　貴　[redacted]

審議会資料№13

令和７年度
労働組合要請書

1　えちごユニオン（新潟労働局長あて「労働者の雇用の安定と拡大及び労働条件改善の要請」　令和７年１月 15 日受理）

2　新潟県国民春闘共闘会議・新潟県労働組合連合会（新潟労働局長あて「最低賃金再改定のため、最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書」　令和７年３月 14 日受理）

3　レインボーユニオン（新潟労働局長・新潟地方最低賃金審議会長あて「実地視察の改善に関する要望書」　令和７年４月４日受理）

4　新潟県労働組合連合会（新潟労働局長あて要望書　令和７年６月 24 日受理）

審議会資料№１３

2025年4月4日

新潟労働局長 様

新潟地方最低賃金審議会長 様

実地視察の改善に関する要望書

レインボーユニオン

代表　山崎　武央

政府は、地域別最低賃金を2020年代に加重平均1,500円とすることを目標としていますが、地域間格差はどうするか、引き上げのスピード感をどうするか、中小零細企業対策はどうするか、そもそも目標金額をいくらにするかなど、その考え方については、多様な意見があります。最低賃金の調査審議にあたり、それらの多数の意見をできるだけ多く取り上げることは重要です。

新潟県最低賃金を決定する材料の一つとして、2024年度より実地視察が行われていますが、2025年度の実施に関して下記のとおり要望します。

記

1　複数の事業場を視察すること。対象となる産業や地域が持ち回りとなるように今後を見据えて立案すること。

2　労使双方の意見を聴取すること。ただし、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されていることに留意すること。

3　視察結果の概要は、本審で資料を配布し、報告すること。

以　上



岩手地方最低賃金審議会委員実地視察 R05.06.16

時　間	行　　程	備　　考
8:30～	岩手労働局（盛岡第２合同庁舎）1F 駐車場集合、出発 配車①パッソ（ワイン）－室長境澤、小林委員、原委員《先導》 ②プリウス（ホワイト）－部長市川、植村委員、五十嵐補佐 ※細田、藤田、熊谷、瀬川、松川各委員現地集合	視察資料配付 視察予定説明 注意事項説明
～10:40 (2h10)	経路　手代森 IC → 宮古中央 JCT → 岩泉龍泉洞 IC → 国道 455 号線を西進 10:40 道の駅いわいずみ到着　トイレ休憩	 トイレ休憩 5 分
10:50～ ～11:55 (1h05)	視察先到着 [redacted] ※細田、藤田、熊谷、瀬川、松川各委員現地集合 第二工場視察の後、徒歩で本社会議室へ移動	挨拶 5 分 作業内容、施設等視察 15 分 事業概要説明 15 分 意見交換 30 分
12:00～ (1h)	昼食　道の駅いわいずみ（0193-32-3070）	岩泉ハンバーグ定食 1,400 円（税込） 領収書手配済み
13:00～	道の駅いわいずみ出発　　配車は変更なし	
13:15～ ～14:20 (1h05)	視察先到着 [redacted] 2 階会議室で説明、1 階工場等視察	挨拶 5 分 事業概要説明 15 分 作業内容、施設等視察 15 分 意見交換 30 分
14:20～	[redacted]出発　　配車は変更なし	

	※細田、藤田、熊谷、瀬川、松川各委員現地解散 経路　岩泉龍泉洞 IC → 田老真崎 IC → 国道 45 号線を南進 → 14:35 道の駅たろう到着　トイレ休憩 国道 45 号線を南進 → 田老南 IC → 宮古中央 JCT → 手代森 IC	トイレ休憩 5 分
～16:40 (2h20)	岩手労働局（盛岡第２合同庁舎）到着	

R5.6.16

岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表

事業場の名称 [redacted]
事業場の所在地 [redacted]
設立・創立 [redacted]
資本金 [redacted]
労働者数 [redacted]名（正社員）
代表者役職・氏名 [redacted]
事業内容 [redacted]
※以上、会社年鑑から転記

実地調査項目	
1 経営事情	・一般的景況（地域的状況、同業種状況） 半導体不足の影響も、2023年に入り少しずつ回復兆候にあり、昨年度は総合的には生産量の大きな落ち込みは無し。 ・当該事業場の操業状況 [redacted] ・経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項を含む） [redacted]
2 労働者に関する事項	・労働力の需給状況 [redacted] ・労働者の構成（性別、年齢別、職種別、基幹的労働者と非基幹的労働者別、常用と臨時・パート・見習別等） ①性別 男性[redacted]名、女性[redacted]名

	②年齢別 ２０代[redacted]名、３０代[redacted]名、４０代[redacted]名、 ５０代[redacted]名、６０代[redacted]名 ③職種別 事務職[redacted]名、製造職[redacted]名 ④社員[redacted]名のうちパート[redacted]名（男性[redacted]名、女性[redacted]名） ・労働者の就業動機等 職場環境に恵まれている 地元が好きだから
3 賃金に関する事項	・賃金形態、賃金の額等（上記２の労働者の区分に応じた） 正社員 月給制（最低額 [redacted]円） パート 日給制（最低額 [redacted]円） １日の所定労働時間[redacted]時間（@[redacted]円） ・賃金改定（ベースアップ等状況） 実施の有無：[redacted] 令和５年４月１日定期昇給の状況 額 最高 [redacted]円 [redacted]% 最低 [redacted]円 [redacted]% 平均 [redacted]円 [redacted]% ・初任給（[redacted]） [redacted]円 所定労働時間[redacted]時間、月の所定労働日数[redacted]日（@[redacted]円）
4 作業実態の観察	

5 その他視察に当たって経営者又は労働者から寄せられた要望	

R5.6.16

岩手地方最低賃金審議会実地視察調査表

事業場の名称 [redacted]
事業場の所在地 [redacted]
設立・創立 [redacted]
資本金 [redacted]
労働者数 正社員[redacted]名（男[redacted]名、女[redacted]名）、パート、アルバイト[redacted]名
代表者役職・氏名 [redacted]
事業内容 [redacted]

※以上、会社年鑑から転記

乳業事業部

実地調査項目	
1 経営事情	・一般的景況（地域的状況、同業種状況） 世界的な穀物需要の拡大、コロナ禍からの世界経済の回復、さらには国際物流の混乱などを背景として、元々、穀物の国際価格や原油価格に加え海上運賃も高騰しつつあったところに、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行も重なって、エネルギーコストや飼料穀物をはじめとした輸入原材料価格が高騰している。電気・ガス料金の値上げや多くの食品価格の値上げが相次いでいる。 [redacted] ・経営状態（企業収益、人件費率、付加価値に関する事項を含む） [redacted]
2 労働者に関する事項	・労働力の需給状況 町内外から年間[redacted]名～[redacted]名入社 ・労働者の構成 [redacted]全体で、 正社員 [redacted]名 非正社員 [redacted]名 ※ほとんどがフルタイム アルバイト [redacted]名 計[redacted]名（令和５年５月現在）

	年代別内訳 10代 ■名（内 女性■名） 20代 ■名（内 女性■名） 30代 ■名（内 女性■名） 40代 ■名（内 女性■名） 50代 ■名（内 女性■名） 60代 ■名（内 女性■名） 70代 ■名（内 女性■名） 乳業事業部は■名、うちパート■名 ・労働者の就業動機等 当社の商品を深く知りたいと思った 県内外から注目される商品に魅力を感じ、一から学びたいと思った 地元で長く勤務できる企業だと思った
3 賃金に関する事項	・賃金形態、賃金の額等 正社員：■ パート：■（最低額 ■円） ・賃金改定（ベースアップ等状況） ■ 改定状況 （基本給ベース） 額 最高 ■円 ■% 最低 ■円 ■% 平均 ■円 ■% 改定に当たっての主な考慮事項 ■ ・初任給（■） ■円 所定労働時間■時間、月の所定労働日数■日（@■円）
4 作業実態の観察	

5 その他視察に当たって経営者又は労働者から寄せられた要望	

非公開
資料No.1

令和５年６月16日

令和５年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要

令和５年６月16日、岩手地方最低賃金審議会委員が、岩手地方最低賃金審議会の審議に先駆けて、岩泉町の[redacted]及び[redacted]を実施視察したこと概要は下記のとおりである。

記

1　実地視察概要

日　　時　令和５年６月１６日(金)
視察者数　岩手地方最低賃金審議会委員　８名
　　岩手労働局職員　３名
視察先　[redacted]

2　[redacted]

(1)会社概要

事業場の名称　[redacted]
事業場の所在地　[redacted]
設立・創立　[redacted]
資本金　[redacted]
労働者数　[redacted]名（正社員）（男[redacted]名、女[redacted]名）
代表者役職・氏名　[redacted]
事業内容　[redacted]

(2)事業内容の説明

[redacted]から別添資料により、次のような説明があった。

世界的な穀物需要の拡大、コロナ禍からの世界経済の回復、さらには国際物流の混乱などを背景として、元々、穀物の国際価格や原油価格に加え海上運賃も高騰しつつあったところに、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行も重なって、エネルギーコストや飼料穀物をはじめとした輸入原材料価格が高騰している。電気・ガス料金の値上げや多くの食品価格の値上げが相次いでいる。

[redacted]

(3)施設の視察

非公開
資料No.1

[redacted]の案内で、[redacted]を視察した。

(4)意見交換

【使用者】

Q. 使用者委員
　コストアップへの対応はどのように。
A. 社長
　[redacted]

Q. 使用者委員
　グループ全体で[redacted]名の労働者がいるとのことであるが、人手不足感はないか。
A. 社長
　労働者が辞めたり新事業を立ち上げて、人手が足りない場合には、ハローワークを通じて求人を行うが、[redacted]

Q. 労働者委員
　平成28年台風10号の被害が甚大だったが、辞めてしまう労働者は多くなかったか。
A. 社長
　平成23年の東日本大震災の状況をみて感じたことは、労働力は手放したら戻ってこないということだったため、[redacted]

Q. 使用者委員
　雇用の維持のために心がけていることは。
A. 社長
　[redacted]

Q. 使用者委員
　価格転嫁はどうすればうまくいくか。
A. 社長
　[redacted]

Q. 使用者委員
　自己資本比率はどれくらいか。
A. 社長
　５月末で[redacted]%。

Q. 使用者委員
　他社製品との価格バランスは考えるか。
A. 社長
[redacted]
【労働者】
[redacted]男性　[redacted]女性
Q. 公益委員
　労働組合はあるか。
A. 労働者（課長）
[redacted]
Q. 公益委員
　働いている方の岩泉町在住の割合は。
A. 労働者（課長）
　全労働者の7割が岩泉町在住。他は田野畑村や宮古市などの近隣からの通勤者。
Q. 公益委員
　新卒はいるか。
A. 労働者（課長）
　例年新卒は[redacted]名くらい。中途採用が多い。
Q. 労働者委員
　入社のきっかけは。
A. 労働者
　男性：会社のことは入社前からよく知っていて、興味があった。
　女性：商品の人気が高く、働き甲斐のある職場だと思った。今は楽しく働いている。
Q. 労働者委員
[redacted]
A. 労働者
[redacted]
Q. 使用者委員
　休暇は取れるか。超過勤務は多いか。会社に対して要望はあるか。
A. 労働者
　女性：シフト制で勤務表があるが、休暇は取れる。超過勤務はほとんどない。会社に対しての希望はない。
　男性：休暇は希望どおり消化できている。超過勤務はあまりない。[redacted]仕事と家庭の両立ができていて、妻も会社に感謝している。会社に対して要望はない。
Q. 使用者委員

　高校生の新卒採用が[redacted]名というのは少なくないか。
A. 労働者（課長）
　岩泉町に高校は1校しかなく卒業生は40名くらいで、ほとんどの生徒が県外を希望し、卒業と同時に岩泉町を出ていく。家庭事情などで辞める労働者がいれば、ハローワークを通じて求人を行っているので、中途採用者が多い。
Q. 使用者委員
　離職率はどのような感じか。
A. 労働者（課長）
　とても低いと思う。辞める理由は家庭の事情ということのみといってよい。
Q. 使用者委員
　65歳以上の労働者は何人くらい。
A. 労働者（課長）
　[redacted]名。

3 [redacted]
(1) 会社概要

事業場の名称	[redacted]
事業場の所在地	[redacted]
設立・創立	[redacted]
資本金	[redacted]
労働者数	[redacted]名（正社員）
代表者役職・氏名	[redacted]
事業内容	[redacted]

(2) 事業内容の説明
　[redacted]及び[redacted]から別添資料により、次のような説明があった。
[redacted]

非公開
資料No.1

(3) 施設の視察

[redacted]の案内で、工場を視察した。

(4) 意見交換

【使用者】

Q. 使用者側委員

電気代や物価の値上げに対する価格転嫁はうまくいっているか。

A. 社長

[redacted]

Q. 使用者側委員

[redacted]

A. 社長

[redacted]

Q. 使用者側委員

[redacted]

A. 社長

[redacted]

Q. 使用者側委員

今期、賃金をどれくらい上げる予定か。

A. 社長

[redacted]

Q. 労働者側委員

中途採用はどのくらいいるか。

A. 社長

[redacted]

非公開
資料No.1

Q. 使用者側委員

資料で初任給が[redacted]円となっているが、そうなのか。

A. 課長

[redacted]

Q. 使用者側委員

初任給は地域の状況をみて決めているのか。

A. 課長

[redacted]

Q. 使用者側委員

環境問題に取り組んでいるときいているが、どのような状況か。

A. 社長

[redacted]

Q. 労働者側委員

工場の熱源は電気だけか。

A. 社長

[redacted]

【労働者】

男性[redacted]歳、入社[redacted]年目、[redacted]、[redacted]在住

女性[redacted]歳、入社[redacted]年目、[redacted]、[redacted]在住

Q. 公益委員

労働組合はあるか。

A. 労働者（課長）

[redacted]

Q. 労働者委員

入社の経緯は。

A. 労働者

男性：[redacted]地元に戻り、製造業を経験したいと思って入社した。

女性：[redacted]経理の募集があったので、経理のスキルアップを考えて入社した。

Q. 公益委員

会社の待遇はどうか。特に賃金についてどうか。

A. 労働者

男性：前の職場で賃金は高くなかった。現在は昇給もあるので、不満はない。

女性：去年、最賃が上がった時に[redacted]があった。[redacted]ももらっているし、

非公開
資料No.1

不満はない。

Q. 使用者委員
超過勤務の状況は。

A. 労働者
女性：超過勤務は多くない。[redacted]残業が多かった。
男性：現在は総務の仕事なので、時間内に終わらせるようにしている。[redacted]夜勤もあるし土日も休めなかった。今は決まった時間に帰れるし土日も休めるので、自分の時間は取れている。

Q. 使用者委員
仕事をしていて楽しいか。年休は取りやすいか。

A. 労働者
男性：満足感はある。年休は気軽に取れるし、年間で何日かは必ず取るようになっている。
女性：年休は自由に取れる。前職に比べたら、とてもいい。

Q. 公益委員
賃上げ、給料はどうやって決めているか。[redacted]

A. 労働者
男性：[redacted]

Q. 使用者委員
人事考課制度はあるか。

A. 労働者
男性：[redacted]

～以上～

労働局長	基準部長	賃金室長	室長補佐	指導官	専門官
△					

令和５年６月19日

埼玉労働局長　殿

復命者職氏名
労働基準部 賃金室
室長　生木谷忠司
補佐　大村　玲

復命書

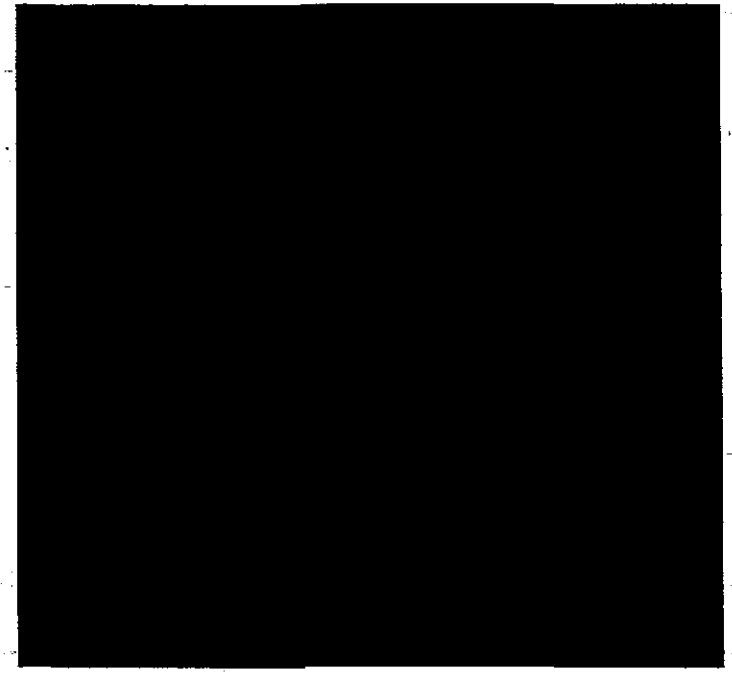
下記のとおり実施しましたので復命いたします。

1　日　　時
令和５年６月19日（火）14時00分～15時30分

2　場　　所　　等
株式会社イサミコーポレーション
説明者 [redacted]（行田市向町）　、労働者（[redacted]）
審議会委員13名

3　用務
「埼玉地方最低賃金審議会　企業実地視察」

4　意見交換内容
[redacted]



（意見交換終了後、工場視察）

以上

令和５年度埼玉地方最低賃金審議会委員による

事業場実地視察の実施について

1　目的

令和５年度の埼玉県最低賃金の改正審議に当たり、審議会委員が県内事業場の実態等を直接把握すること。

2　日時

令和５年６月19日（月）午後２時00分～３時30分

3　視察先

株式会社イサミコーポレーション

〒361-0075　埼玉県行田市向町2-6

電話 048-556-1335

業種：縫製業

4　視察予定者

埼玉県最低賃金審議会委員(15名)及び事務局

5　スケジュール

１３：５０　現地集合

１４：００　事業概要説明

工場視察

意見交換及び労働者ヒアリング

１５：３０　現地解散

意見交換

1　経営者様

（1）事業場の概要

（事業内容、縫製業界の現状、経営の状況（売上高等）、労働者の状況（内訳、正規・非正規別、男女別、年齢の状況、勤続年数等）、御社の賃金制度、コロナ禍・ウクライナ情勢による影響等

（2）その他

・賃金額の決定に当たり考慮しておられること

・人材の確保・定着のための取組み

・埼玉県の企業をめぐる環境等について、県南・県北の状況の違いについてのご意見

・埼玉県最低賃金に対するご意見

・足袋製造業最低工賃の改定に伴う会社及び労働者への影響　　など

2　労働者様

（1）担当業務

（2）主な労働条件等

（3）その他

・製造業の働き甲斐について

・最近の物価上昇における生活の実感

・行田市を勤務地に選んでいる理由

復命書

決裁	局長	部長	課長	主任	補佐	
	△					

復命者職氏名	労働基準部長　樋口　雄一　印 賃金課長　井手　泰津乗　印 主任賃金指導官　堀田　雄市　印 賃金指導官　林　義晶　印 賃金指導官　中島　寛幸　印 最低賃金係長　上地　勝平　印 賃金主任　森　真由美　印 専門監督官　福井　宏尚　印	復命年月日	令和５年６月２３日
		出張年月日	令和５年６月２３日
復命業務	令和５年度大阪地方最低賃金審議会実地視察		
出張先	[redacted] （オンラインでの実施のため大阪合同庁舎第２号館速報審理室から接続）		

復　命　事　項

（出席者）

公益委員：表田充生、岸本佳浩、北川亘太、衣笠葉子、村上礼子、森時恵

労働者委員：浪谷将之、清水隆生、鈴木充、土井沙織

使用者委員：北嶌いずみ、柴田昌幸、土井玲子、平岡潤二、丸山新二

事業所：[redacted]

（内容）

1　開会　衣笠会長、樋口労働基準部長、[redacted]　各挨拶

2　事業所からの概要説明（20分程度）

オンラインでの実施のため、事業概要をスライド形式で説明

3　質疑応答・意見交換

問　コロナ禍において、事業活動や従業員の雇用維持などで、問題になったこと、また、問題に対してどのような対応をされたのか、対応にあたってご苦労されたことについて

答　[redacted]

問　昨今の原材料の値上げの影響について経営上どのようにご対応されたか

答　[redacted]

問　ここ数年は最低賃金が大幅に改定されているが、それに対応していくために実施されてきた経営上の工夫、最低賃金が上がっていくことで表れた職場・労働者の変化や改善されたことについて

答　[redacted]

問　これから人の移動が増えると、[redacted]の需要が増える思うが、貴社において従業員（とくにパート・アルバイト）を募集・採用しようとするときに予想される困難について

答　[redacted]

4　閉会　衣笠会長　挨拶

（審議会限）

事 業 所 概 要

事業所名

[redacted]

適用する最低賃金

塗料製造業

兵庫地方最低賃金審議会（令和5年度）

1 事業所に関する事項

①名称	[redacted]
②所在地	
③代表者職・氏名	
④事業の概要	塗料製造・販売
⑤労働者数	男 161名 女 50名
（うちパート）	（ 3名） （ 2名）
（計）	211名
（企業全体）	401名
⑥資本金	[redacted] 万円
⑦年間売上額	円
⑧設立年月日	

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間	年間1867時間/1日7時間45分
②所定休日	年間124日/土日祝等
③賃金の支払い形態について（月給者、日給者、時間給者の割合等）	月給者95%・時給者5%

④事業場内で賃金の最も低い者について（令和5年6月を想定）

（主な業務内容）	庶務作業
（金額）	1010
（人数）	5
（年齢・性別）	40～50代（男性・女性）

⑤初任給の推移

	金額	年齢
令和3年	210000	22
令和4年	210000	22
令和5年	210000	22

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

定期昇給のみ実施

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等	10月1日付
改定率	
改定額	

③本年度の賃金改定（予定）の有無について

定期昇給のみ実施

④賃金改定を(・行った　・行う予定)の内容について

実施時期、回数等	4月1日付
改定率	
改定額	

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

塗料業界の主要各社の業績動向は悪くないと聞いている

②自社の現況と今後の見通しについて

当社は原料高に伴う価格改定が出遅れて収益を圧迫しており、二期連続赤字である。
今年度も非常に厳しい

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

パート、契約社員単価の設定に影響している

②法定最低賃金の改定による影響について

当社のコストアップ要因となる

6 その他参考事項

（審議会限）

事 業 所 概 要

事業所名 [redacted]

適用する最低賃金

兵庫県最低賃金

兵庫地方最低賃金審議会（令和5年度）

1 事業所に関する事項

①名称	[redacted]
②所在地	
③代表者職・氏名	
④事業の概要	輸送用精密機械部品製造加工

⑤労働者数	男	111名	女 35名
（うちパート）		（ 名）	（ 1名）
（計）		146	名
（企業全体）		217	名
⑥資本金		[redacted]	万円
⑦年間売上額			億円
⑧設立年月日			

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間	年間2,016時間/1日8時間
②所定休日	年間114日/土日祝 等
③賃金の支払い形態について	月給者89% 時給者11%
（月給者、日給者、時間給者の割合等）	

④事業場内で賃金の最も低い者について（令和5年6月を想定）

（主な業務内容）	館内清掃
（金額）	時給1,000円
（人数）	1人
（年齢・性別）	42歳・女性

⑤初任給の推移

	金額	年齢
令和3年	200,000	20
令和4年	200,000	20
令和5年	200,000	20

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

あり

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等	令和4年4月1日
改定率	100%
改定額	12～100円

③本年度の賃金改定（予定）の有無について

あり

④賃金改定を（・行った ・行う予定）の内容について

実施時期、回数等	令和5年4月1日
改定率	100.00%
改定額	15～120円

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

民間航空業界については、新型コロナの影響で航空機の運用が減少し受注数が激減していたが、2023年現在で中小型航空機の運用はコロナ前に戻り、大型航空機も2025年までには回復する見込み。その後も順調に需要の増加が見込める。

②自社の現況と今後の見通しについて

弊社においても、2023年より民間航空機のEG部品の加工依頼が増加しており、今後も業務量の増加が見込まれる。
また、弊社のもう一つの主力製品である、産業用のガスタービン発電装置の部品においても、データセンターの非常用発電装置が堅調で今後も安定的な受注が見込まれる。
一方、受注増に見合う作業者の確保が困難な状況が続いている。

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

正規従業員は、最低賃金はクリアしているが、パート社員、技能実習生の賃金について法定最低賃金と照らして決めている。

②法定最低賃金の改定による影響について

法定最低金額の増加幅によるが、パート社員、技能実習生の人件費増に繋がる。

6 その他参考事項

弊社では、人材確保のため65歳以上についても意欲のある人については雇用を続けている。
一方年齢とともに生産性が落ちてくるのも事実。その方たちの賃金のあり方について労使間での調整のみで賃金を決められる制度を希望。

（審議会限）

事 業 所 概 要

事業所名 [redacted]

適用する最低賃金

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

兵庫地方最低賃金審議会（令和5年度）

1 事業所に関する事項

①名称	[redacted]
②所在地	
③代表者職・氏名	
④事業の概要	流量計の製造及び販売
⑤労働者数	男 24名 女 8名
（うちパート）	（ 4名） （ 6名）
（計）	32 名
（企業全体）	32 名
⑥資本金	[redacted] 万円
⑦年間売上額	万円
⑧設立年月日	

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間	年間1984時間 / 1日8時間
②所定休日	年間118日 / 土日祝日 等
③賃金の支払い形態について（月給者、日給者、時間給者の割合等）	月給者65%、時給者32%

④事業場内で賃金の最も低い者について（令和5年6月を想定）

（主な業務内容）	営業事務職（パート）
（金額）	時間給965円
（人数）	1名
（年齢・性別）	女性52歳

⑤初任給の推移

	金額	年齢
令和3年	169,000円/月給	26
令和4年	169,000円/月給	26
令和5年	169,000円/月給	26

※弊社は、新卒採用は行っておらず、欠員補充での中途採用を行っています。

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

あり

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等	令和4年10月1日
改定率	15% ※事業場内での賃金改定を行った者の割合
改定額	25円～30円※事務職パート（シニア除く）のみに実施

③本年度の賃金改定（予定）の有無について

あり

④賃金改定を(・行った・行う予定)の内容について

実施時期、回数等	令和5年度初めに1回実施済み
改定率	85%　※事業場内での賃金改定を行った者の割合
改定額	30円アップ(事務職パート)/月給社員は6,000+定昇

※月給職及び事務職パート(シニア除く)のみに実施

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

国内市場においては、プラント業界、製鉄業界、電機関連業界、造船関連業界ともに、コロナ少し前から案件の減少が続いている。特に、プラント関連及び造船関連業界の減少が顕著である。

②自社の現況と今後の見通しについて

材料の高騰が続いていることもあり、販売価格を少し上げさせてもらい対応している。

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

物価上昇の指標や市場での労働者の必要性を見る指標としている。また、新たに雇用する社員の賃金額決定の指標となっている。

②法定最低賃金の改定による影響について

パート職員が全従業員の3割を占め、当然人件費の増加は予想されるが、年間での増額は約10万円程度であり大きな影響はないと考えている。

6 その他参考事項

法定賃金上昇は、特に時給職であるパート職が気にかけているのが実態と思う。実際、弊社において直近入社のパート職以外の既存パート職にも法定賃金以上の時給契約をしているが、モチベーション維持の為、法定賃金改正時期に合わせて若干の上昇も行っている。

令和５年度　兵庫地方最低賃金審議会実地視察報告書

(　　宿　　泊　　業　　)

実施日時：令和５年７月４日（火）　15時30分～17時00分

視察事業所：[redacted]

視察委員：桜間裕章　委員　　檀上亜都子　委員　　松岡　直哉　委員

1．事業所の概要

別添「事業所概要」1記載のとおり。

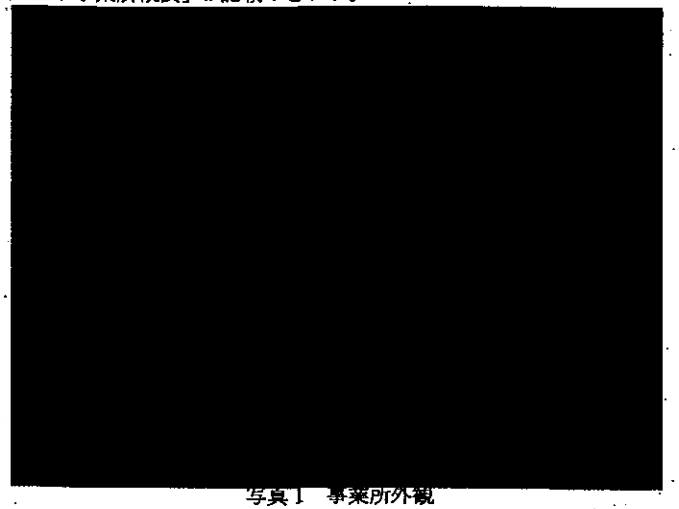


写真1　事業所外観

2．事業所見学

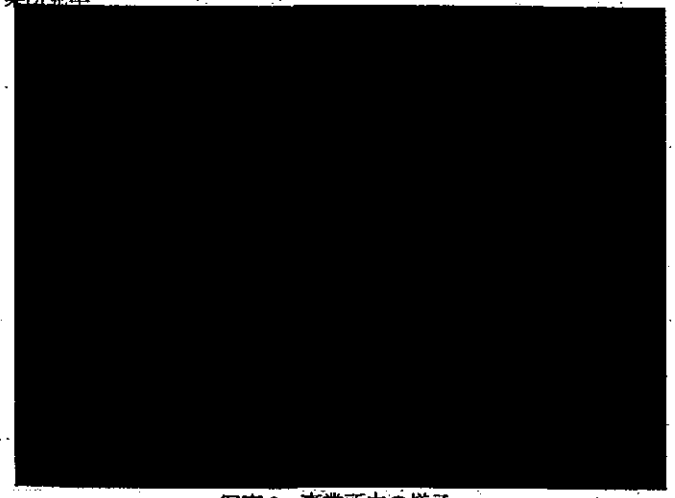


写真2　事業所内の様子

3．使用者からの意見聴取

（1）　労働条件に関する事項

別添「事業所概要」2記載のとおり。

（2）　賃金の改定状況について

別添「事業所概要」3記載のとおり。

（3）　事業経営の環境について

別添「事業所概要」4の記載内容に基づき意見聴取を行った。

①　業界の現況と今後の見通しについて

・ゴールデンウィークの売上は昨年度から回復していたが、今年度については、兵庫県の旅行支援が切れていたため、思ったより伸び悩んだ状況。

・外国人観光客についても、神戸は大阪京都よりも少ないため、インバウンドによる収益増加も限界がある。

②　自社の現況と今後の見通しについて

・コロナ禍はパートタイム労働者の雇用維持のために雇用調整助成金を活用していたが、利用客のうち9割は日本人の家族客であるため、コロナ禍で外国人観光客が減った際も同業他社よりは影響が少なかったと感じている。

・厨房では機械化して収益アップを図っている。

（4）　最低賃金について

別添「事業所概要」5の記載内容に基づき意見聴取を行った。

・最賃額が上がることは、従業員にとっても良いことであると感じているが、人件費の占める割合が多くなるため、雇用継続できるよう、環境整備してほしい。

・パートタイム労働者で扶養範囲内の勤務を望む方が多いため、就業時間調整のために年末年始の繁忙期に人手不足となってしまう。

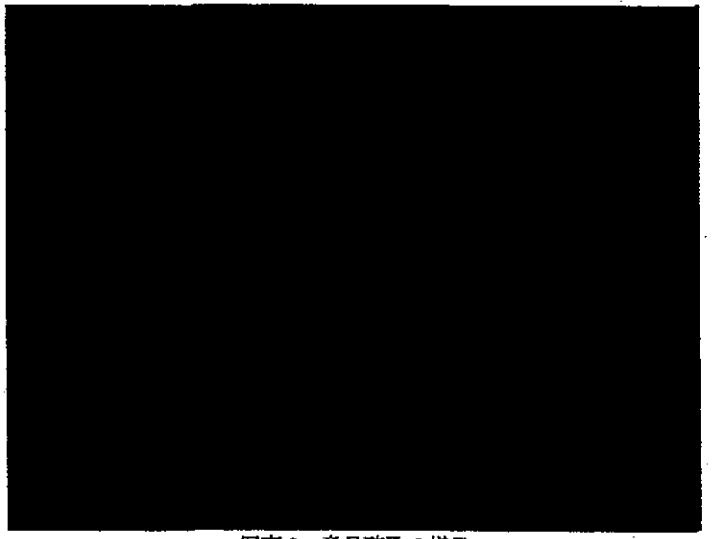


写真3　意見聴取の様子

4．労働者からの意見聴取

（1） Aさん

・勤続13年目のパートタイム労働者。ホテルフロントにてレセプション業務、ホテル、レストランの予約受付業務を担当している。

・令和4年12月までは扶養の範囲内で勤務しており、週3日勤務であったが、今年1月からは扶養を外れ週4～5日、1日8時間勤務している。

・扶養の範囲内で働いていたときは時給1000円程度であったが、現在はそこから300円程度上げてもらった。

・扶養の範囲内ではないので、賃金が上がればうれしい。

（2） Bさん

・勤続4年目のパートタイム労働者。ホテル向かいのブティックにて接客、オンラインショップの注文受け、発送業務に従事。

・扶養の範囲内で週3～4日、1日6時間勤務している。時給は1000円程度。

・平日は平均2.5人、土日は平均3～4人で店舗を回している。コロナ禍で客足は減ったが、直近のGWは少し回復した。

・時給が低ければその分責任が少ない印象があるので、賃金は上げてほしい反面、現状維持でも構わないと思っている。

（審議会限）

事 業 所 概 要

事業所名

[redacted]

適用する最低賃金

兵庫県最低賃金

兵庫地方最低賃金審議会（令和5年度）

1 事業所に関する事項

①名称	[redacted]
②所在地	
③代表者職・氏名	
④事業の概要	ホテル運営受託　（室数:30室） 飲食店経営　（ホテル内レストランのほか天王寺、西宮北口にてレストラン経営）

⑤労働者数	男	55名	女	115名
（うちパート）	（	22名）	（	102名）
（計）		170		名
（企業全体）		170		名
⑥資本金	[redacted]			万円
⑦年間売上額				万円
⑧設立年月日				

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間	年間2083時間
②所定休日	103日
③賃金の支払い形態について（月給者、日給者、時間給者の割合等）	月給者26%、時給者74%

④事業場内で賃金の最も低い者について（令和5年6月を想定）

（主な業務内容）	清掃
（金額）	時間給960円
（人数）	1
（年齢・性別）	女性・47歳

⑤初任給の推移

	金額	年齢
令和3年	981	20
令和4年	981	20
令和5年	968	18

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

有

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等	令和4年6月1日
改定率	1.44%
改定額	2500円

③本年度の賃金改定（予定）の有無について

有

④賃金改定を（・行った・行う予定）の内容について

実施時期、回数等	令和5年6月1日
改定率	1.44%
改定額	2500円

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

・物価高騰の影響により原材料費や人件費の占める割合が大きくなっている。
・新型コロナウイルスが「5類」に移行したことにより、海外からのお客様が増えている。大阪・関西万博までは訪日客は増加傾向になる。

②自社の現況と今後の見通しについて

・物価高騰の影響により原材料費や人件費の占める割合が大きくなっている。
・新型コロナウイルスが「5類」に移行したことにより、海外からのお客様が増えている。大阪・関西万博までは訪日客は増加傾向になる。

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

新たに雇用する従業員だけではなく、既存従業員(特に新卒など若い世代)の賃金額決定の指標となっている。

②法定最低賃金の改定による影響について

・パート・アルバイトが多いため、人件費の増加が予想される。
・若手社員の給与改定を行う事により全体の給与テーブルの見直しが必要な場合があり、人件費の大きな増加が予想される。

6 その他参考事項

特になし

令和５年度　兵庫地方最低賃金審議会実地視察報告書

（　　小　　売　　業　　）

実施日時：令和５年７月６日（木）　15時00分～16時15分

視察事業所：[redacted]

視察委員：坂本知可　委員　　森田直樹　委員　　吉川和宏　委員

１．事業所の概要

別添「事業所概要」１記載のとおり。

[redacted]

写真１　事業所外観

２．事業所見学

[redacted]

写真２　（事業所内の様子）

３．使用者からの意見聴取

（１）労働条件に関する事項

別添「事業所概要」２記載のとおり。

・新卒者採用について、景況感をみて、久々に近隣の製菓専門学校生を採用した。

（2） 賃金の改定状況について
別添「事業所概要」3記載のとおり。

（3） 事業経営の環境について
別添「事業所概要」4の記載内容に基づき意見聴取を行った。

①業界の現況と今後の見通しについて
・最近、バター不足も問題化している。コロナ禍に学校給食が減った影響で、乳牛が減ったこと、コロナ明けに人流が復活したことにより手土産としての洋菓子需要が高まったことが原因である。

②自社の現況と今後の見通しについて
・15年間製品価格を上げずに経営してきたが、今回商品価格値上げに踏み切った。
・売上の約60%が企業のロゴ入り瓦せんべい等のノベルティ商品となっているため、コロナ禍は企業活動の減少に伴い売り上げが減少した。直近の売り上げはコロナ前に戻ったが、コロナ禍の負債もありコロナ前と同等というわけにはいかない状況。

（4） 最低賃金について
別添「事業所概要」5の記載内容に基づき意見聴取を行った。
・賃金を上げたい気持ちはあるが、その他のコスト増により難しい状況である。

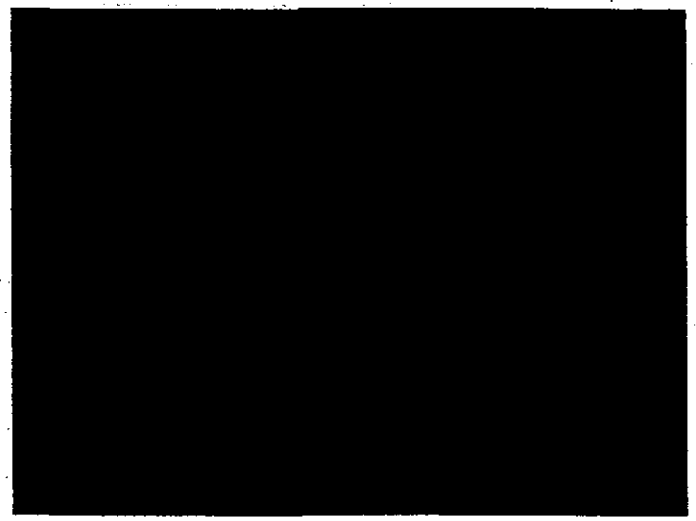


写真3（意見聴取の様子）

4．労働者からの意見聴取
（1） Aさん
・勤続4年目のパートタイム労働者。箱詰め、梱包出荷作業を担当。
・時給990円、勤務時間は9～18時。採用当初は時給980円であった。
・正社員に言えばすぐに問題に対処してくれるので、職場の人間関係には満足している。
・妹と2人暮らしのため今のところ大丈夫だが、物価等の高騰が生活に影響している。
・扶養には入っていないので、賃金が上がればうれしい。理想を言えば時給1200円ぐらいあると嬉しいと感じている。

（2） Bさん
・勤続2年目のパートタイム労働者。経理事務（買掛担当）、仕入れ事務を担当。
・時給1100円、週4日9～18時勤務。繁忙期は決算時期。
・経理業務は2人で担当しており、休みの調整などしやすい環境である。
・自身は扶養外であるが、職場内に扶養内で勤務している人は一定数おり、閑散期にシフトを少なくし、繁忙期に働けるよう調整はしているようである。
・賃金は物価に連動して上がれば助かるが、それよりも仕事に対する評価の表れとして10円でも上げてもらえたほうが嬉しい。

（審議会限）

事 業 所 概 要

事業所名

[redacted]

適用する最低賃金

兵庫県最低賃金

兵庫地方最低賃金審議会（令和5年度）

1　事業所に関する事項

①名称	[redacted]	
②所在地		
③代表者職・氏名		
④事業の概要	菓子製造業 直営店3店舗を経営。百貨店への卸しや企業ノベルティの作成も行う。	
⑤労働者数	男 15名	女 33名
（うちパート）	（ 1名）	（ 27名）
（計）	48	名
（企業全体）	48	名
⑥資本金	[redacted]	万円
⑦年間売上額		万円
⑧設立年月日		

2　労働条件に関する事項

①所定労働時間	8時間
②所定休日	会社カレンダー　年休105日
③賃金の支払い形態について（月給者、日給者、時間給者の割合等）	月給者：40%　時間給者：60%

④事業場内で賃金の最も低い者について（令和5年6月を想定）

（主な業務内容）	包装作業
（金額）	990
（人数）	20
（年齢・性別）	40代・女性

⑤初任給の推移

	金額	年齢
令和3年	採用なし	
令和4年	採用なし	
令和5年	185,000	19

3　賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

有

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等	2023年
改定率	
改定額	一律30円

③本年度の賃金改定（予定）の有無について

業況による

※行う場合、8月ごろを予定しているとのこと。

④賃金改定を(・行った ・行う予定)の内容について

実施時期、回数等	未定
改定率	未定
改定額	未定

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

コロナ禍・国際情勢の影響を受け、生産コストが増大した結果、業況は減少している。以下生産コストの昨年対比を列挙する。
・小麦粉108%増
・卵183%増
・砂糖115%増
・物流コスト177%増

②自社の現況と今後の見通しについて

・生産コストが上昇し、経常利益を圧迫している。
・価格改定をしたが、原料価格が追いついている
・物流費用は自社負担が業界の通例となっており、負担増の見込み

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

兵庫県最低賃金を基準に+30円

②法定最低賃金の改定による影響について

人件費の増大により経常利益を圧迫している。

6 その他参考事項

令和５年度　兵庫地方最低賃金審議会実地視察報告書

（　生　活　関　連　サ　ー　ビ　ス　業　）

実施日時：令和５年６月28日（水）　10時00分～11時30分

視察事業所：[redacted]

視察委員：山口隆英　委員　　小西啓介　委員　　瀬川里志　委員

（審議会限）

事 業 所 概 要

事業所名

[redacted]

適用する最低賃金

兵庫県最低賃金

兵庫地方最低賃金審議会（令和5年度）

1 事業所に関する事項

①名称	[redacted]	
②所在地		
③代表者職・氏名		
④事業の概要	クリーニング業 店舗数：78店舗、工場数：4工場	
⑤労働者数	男 21名	女 48名
（うちパート）	（ 18名）	（ 45名）
（計）	69	名
（企業全体）	328	名
⑥資本金	[redacted]	万円
⑦年間売上額		万円
⑧設立年月日		

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間	月173時間（社員） 1日5時間（9～15時）（パート）
②所定休日	火曜・木曜、年末年始、夏季休暇 年間111日
③賃金の支払い形態について（月給者、日給者、時間給者の割合等）	月給者10%、時給者90%

④事業場内で賃金の最も低い者について（令和5年6月を想定）

（主な業務内容）	衣類クリーニング工程における軽作業
（金額）	960円
（人数）	4人（技能実習生）
（年齢・性別）	21～25歳 女性

⑤初任給の推移

	金額	年齢
令和3年	930円	
令和4年	950円	
令和5年	1000円	

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

あり

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等	2022年1月 1回
改定率	約90%
改定額	10円～60円

③本年度の賃金改定（予定）の有無について

最低賃金の金額により改定の可能性あり

④賃金改定を(・行った ・行う予定)の内容について

実施時期、回数等	2023年1月　年間1回
改定率	約90%
改定額	10円～60円

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

コロナ禍で外出制限やテレワークの推進などによる生活環境の変化により、クリーニングの需要は激減しましたが、5類に引き下げになり、一時より売上は戻ってきておりますが、コロナ前の売上に戻ることはないと見込まれます。
また、原油高騰により溶剤などクリーニング資材、電気、ガス、ボイラー代の値上がりや最低賃金の引き上げによる人件費の増加も経営状態の改善のネックとなっております。

②自社の現況と今後の見通しについて

上記の状態に加えて、弊社は近々社会保険の適用拡大対象事業所になるため、社会保険会社負担分の増額も見込まれます。

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

時間給の最低額設定の指標となっています。

②法定最低賃金の改定による影響について

人件費の増額はもちろん、主婦パートが多いので、扶養内に収入を抑えようとし勤務時間を減らしてくると思われるので、人員不足を回避することが課題となると予想されます。

6 その他参考事項

復　命　書

機密性2

局　長	部　長	課・室長	合　議	令和5年6月21日 復命者 室長補佐　市村英二

出張日	令和5年6月16日
出張者職氏名	基準部長　高橋行紀　　賃金室長　片山竜次 室長補佐　市村英二
用　務	令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察
用務先	(名　称) [redacted] (所在地) [redacted]

復　命　(　用　務　)　事　項

令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察を実施した。
当日の日程、参加者名簿、視察状況については別添資料のとおり。
なお、事業場視察終了後は鳥取労働局に移動し、4階大会議室において意見交換を行った。

出張時間	出庁	9:40	移動手段	官用車　局長車、ノート（銀）
	帰庁	11:10		

令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について(メモ)

1 事業場視察先等

日　時　令和5年6月16日(金)

視察企業 [redacted]

視察先 [redacted]

視察者　公益委員　：佐藤委員
労働者代表委員　：河村委員
使用者代表委員　：西本委員
事務局　：労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐

2 実地視察の概要

(1) 事業概要について

[redacted]

[redacted]

(2) [redacted]の視察概要[redacted]の説明)

①

②

③

④

⑤

⑥

(3) 意見交換(以下、委員の発言を○、[redacted]の発言を●とする。)

○ 副店長は何名か。

● [redacted]

○ 昨年電気料金が[redacted]とのことだが、最低賃金も33円アップしており、最低賃金の引き上げによる影響はどうか。

● [redacted]

○ 最賃が30～40円上がることで[redacted]要し、電気料金と合わせると[redacted]になるが、今年度の見込みは。

●[redacted]

○ 令和4年度最低賃金の引上げに当たり、いわゆる年収の壁について、労働者はどのような反応があったか。

●[redacted]

○ 労働者の採用について、希望通りの採用となったか。

●[redacted]

○ 製造業も交替勤務があるところは嫌がられる。勤務形態がカレンダーどおりがいい。

●[redacted]

○ 離職率はどうか

●[redacted]

○ 土日が休めないとして辞める、交替勤務を嫌がる、夜間勤務も嫌がる。難しい時代になった。

○ 「地域貢献」や[redacted]について、今後の鳥取県の形と思った。地域に根差した企業は必要と考えている。一方、大手の県内進出に当たり、どのようなところがネックになるか。例えば、「物流」「商品の差別化」などが考えられるがどうか。

●[redacted]

○ 店舗が地域に根差しており、簡単に撤退ということにはならず、行政としても動く必要がある。最近のある企業の複数店舗の閉店では行政も動いたが、その店のみでなく、全体として考えるべきである。行政に対する要望があれば助言が可能であるので言ってほしい。

○ 厚生労働省による賃金引上げの支援策として、業務改善助成金などがあるが、最低賃金の引上げに当たり業務改善助成金の活用について検討を行ったか。また、業務改善助成金に対する要望があるか。

●[redacted]

○ アルバイトの賃金は最低賃金としているか。

●[redacted]

○ アルバイトの賃上げは、年1回だけか。

●[redacted]

○ 最低賃金の引上げに影響される者はどれくらいいたか。

●[redacted]

○ 賃金額の設定は50円刻みか。

●[redacted]

○ 学生の採用時期について、早く内定しているか。

●[redacted]

○ 最近は、(大学3年生時の)12月には内定しているようである。

令和５年度鳥取地方最低賃金審議会事業場視察 次第

1　鳥取地方最低賃金審議会委員代表あいさつ　　１０：００～１０：０５

2　会社概要の説明　　１０：０５～１０：１５

3　店舗内見学　　１０：１５～１０：３５

4　意見交換　　１０：３５～１０：５５

（鳥取労働局へ移動）

5　意見交換　　１１：１５～１１：４５

6　終了

参加者名簿

鳥取地方最低賃金審議会

所　属	氏　名
公益委員	佐藤　匡
労働者代表委員	河村　正之
使用者代表委員	西本　行克
事務局	労働基準部長 髙橋　行紀
	賃金室長 片山　竜次
	賃金室長補佐 市村　英二



（メモ）

令和5年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について（概要）

1 事業場視察先等

日　時　令和5年6月 16 日（金）

視察企業 [redacted]

視察先 [redacted]

視察者　公益委員　：佐藤委員
労働者代表委員　：河村委員
使用者代表委員　：西本委員
事務局　：労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐

2 実地視察の概要

(1) 事業概要について

[redacted]

[redacted]

(2) [redacted]の視察概要([redacted]の説明)

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

④[redacted]

⑤[redacted]

⑥[redacted]

(3) 意見交換

○ 最低賃金について

[redacted]

[redacted]

○ 生産性向上にかかる助成金等について

[redacted]

○ 人材確保について

[redacted]

○ その他

[redacted]

[redacted]

事業場視察時の状況

[redacted]

[redacted]

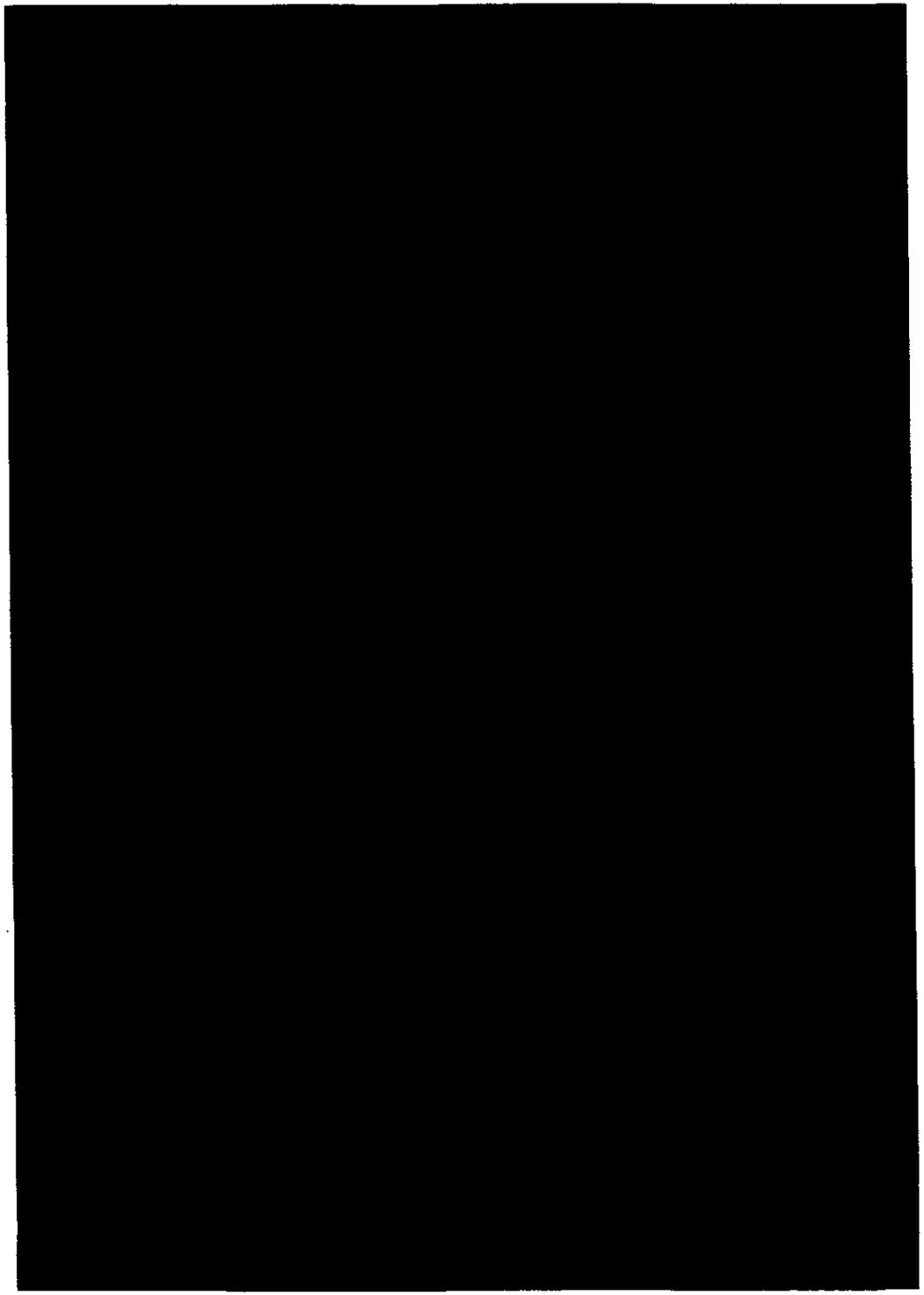
とっとりSDGs企業認証

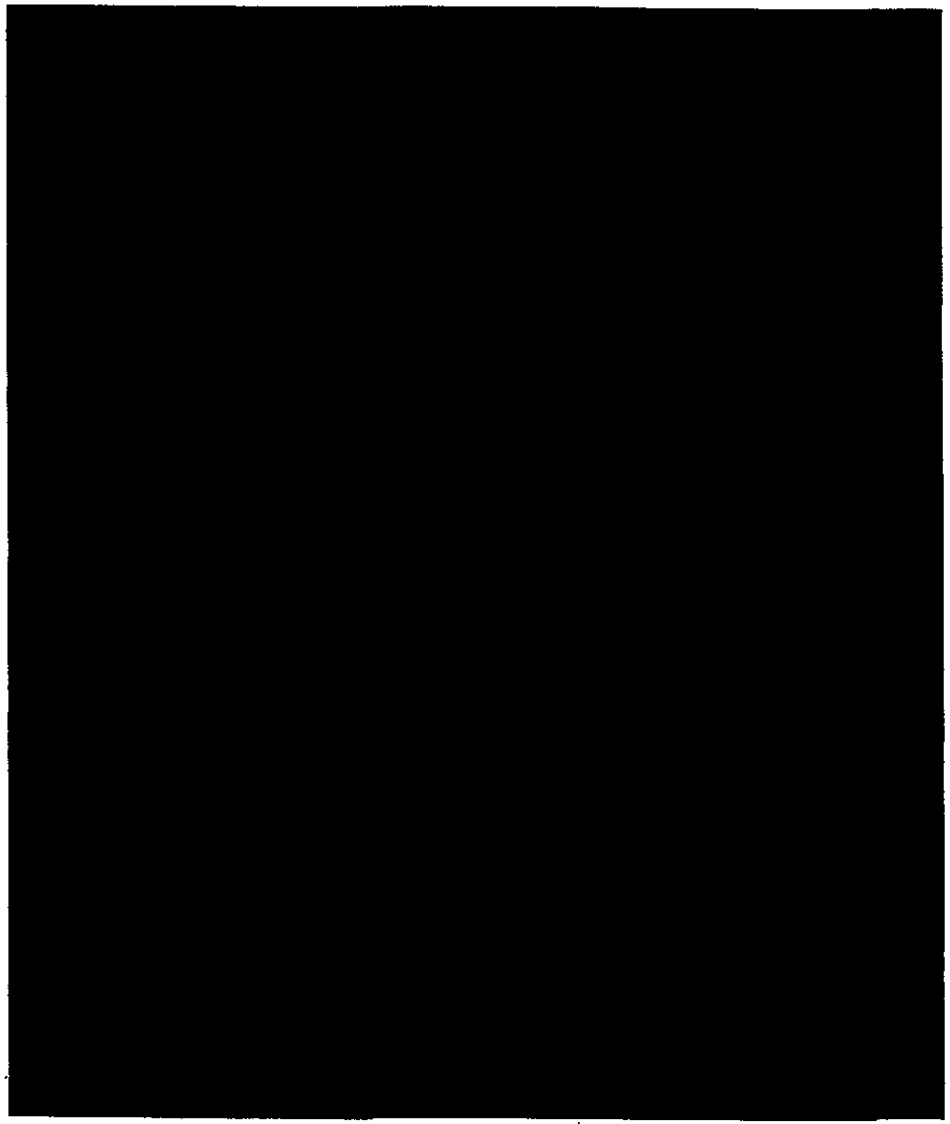
SDGs取組事例集

第1回認証企業 27社

令和4年12月

鳥取県





令和5年6月16日(金)
鳥取労働局労働基準部賃金室

令和5年度 鳥取地方最低賃金審議会 事業場視察終了後の意見交換会

【資料】

資料1　鳥取地方最低賃金審議会(委員名簿)

資料2　令和5年度 中央最低賃金審議会及び鳥取地方最低賃金審議会の日程(予定)

資料3　経済財政運営と改革の基本方針2023(仮称)抜粋(原案)

鳥取地方最低賃金審議会(委員名簿)

(資料1)

第56期鳥取地方最低賃金審議会委員

区分	氏　名	現　職	備考
公益代表	石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 副学長補佐	
	植木 洋	鳥取短期大学生活学科 准教授	
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授	会長
	道前 緑	鳥取短期大学生活学科 教授	
	中野 聡	特定社会保険労務士	会長代理
労働者代表	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	
	寺田 真理	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	
	北畑 仁史	UAゼンセン鳥取県支部 支部長	
	森　由香里	フード連合山陰地区協議会 事務局長	
	山崎 睦	全日本運輸産業労働組合鳥取県連合会 執行委員長	
使用者代表	北村 一行	鳥取県商工会連合会 副会長	
	徳田 和子	鳥取商工会議所女性会 副会長	
	西本 行克	(一社)鳥取県経営者協会 専務理事	
	花原 秀明	元三洋製紙㈱ 総務部 参与	
	米原 正明	鳥取県中小企業団体中央会 副会長	

第57期鳥取地方最低賃金審議会委員(6月17日時点)

区分	氏　名	現　職	備考
公益代表	石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 副学長補佐	
	植木 洋	鳥取短期大学生活学科 准教授	
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授	
	道前 緑	鳥取短期大学生活学科 教授	
	中野 聡	特定社会保険労務士	
労働者代表	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	
	寺田 真理	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長	
	北畑 仁史	UAゼンセン鳥取県支部 支部長	
	森　由香里	フード連合山陰地区協議会 事務局長	
	山崎 睦	全日本運輸産業労働組合鳥取県連合会 執行委員長	
使用者代表	北村 一行	鳥取県商工会連合会 副会長	
	西本 行克	(一社)鳥取県経営者協会 専務理事	
	花原 秀明	一般社団法人H&C 代表理事	
	[redacted]		
	米原 正明	鳥取県中小企業団体中央会 副会長	

＊令和5年度からの委員については緑色セル

令和5年度　中央最低賃金審議会及び鳥取地方最低賃金審議会の日程（予定）

（資料2）

委員限り

令和４年度		令和５年度（予定）	
中央最低賃金審議会	鳥取地方最低賃金審議会	中央最低賃金審議会	鳥取地方最低賃金審議会
	6月17日 事業場視察		6月16日 事業場視察
6月28日 第63回中賃本審（諮問）		6月30日 第66回中賃本審（諮問）	
6月28日 第1回目安小委員会		6月30日 第1回目安小委員会	
	7月4日 第532回本審（諮問）		7月7日 第538回本審（諮問）
7月12日 第2回目安小委員会		7月12日 第2回目安小委員会	
7月19日 第3回目安小委員会		7月20日 第3回目安小委員会	
7月25日 第4回目安小委員会		7月26日 第4回目安小委員会	
	7月29日 第533回本審	7月28日 第5回目安小委員会 第67回中賃本審（答申）	
	7月29日 第1回専門部会	7月31日 予備日	7月31日 第539回本審（目安伝達） 第1回専門部会
8月1日 第5回目安小委員会			8月2日 第2回専門部会（17:00）
8月2日 第64回中賃本審（答申）			8月4日 第3回専門部会
	8月3日 第2回専門部会（目安伝達）		8月7日 第4回専門部会 第539回本審（答申）
	8月5日 第3回専門部会		8月8日 予備日
	8月8日 第4回専門部会		8月9日 予備日
	8月9日 第5回専門部会		8月10日 予備日
	8月10日 第6回専門部会		
	8月10日 第534回本審（答申）		8月22日 第540回本審（異議審）（8/7答申）
	8月26日 第535回本審（異議審）		～ 8月25日 第540回本審（異議審）（8/10答申）

（資料3）

令和5年6月7日
第8回経済財政諮問会議資料

経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）　抜粋

（原案）

第2章　新しい資本主義の加速

1　三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

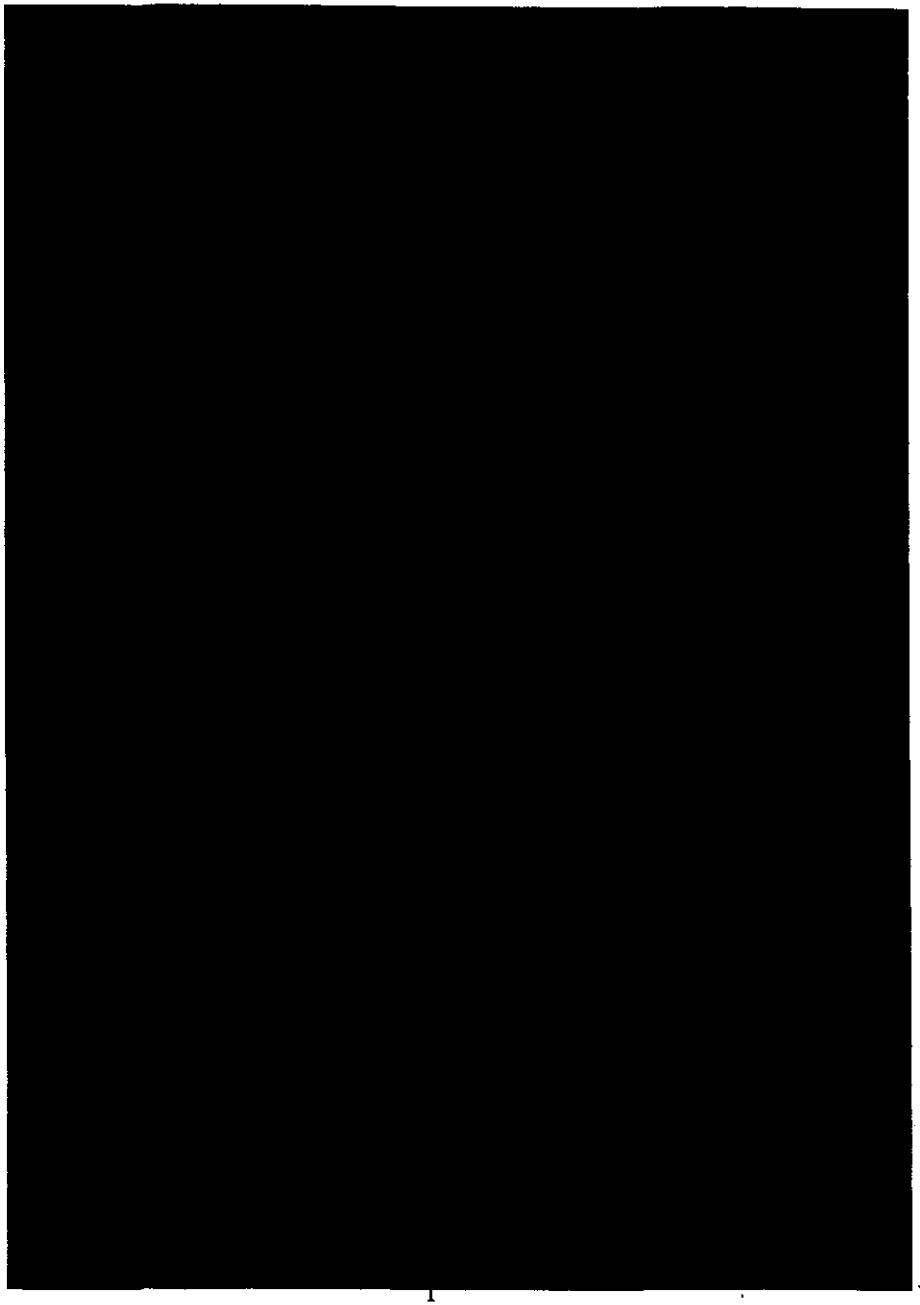
（家計所得の増大と部厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の約7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

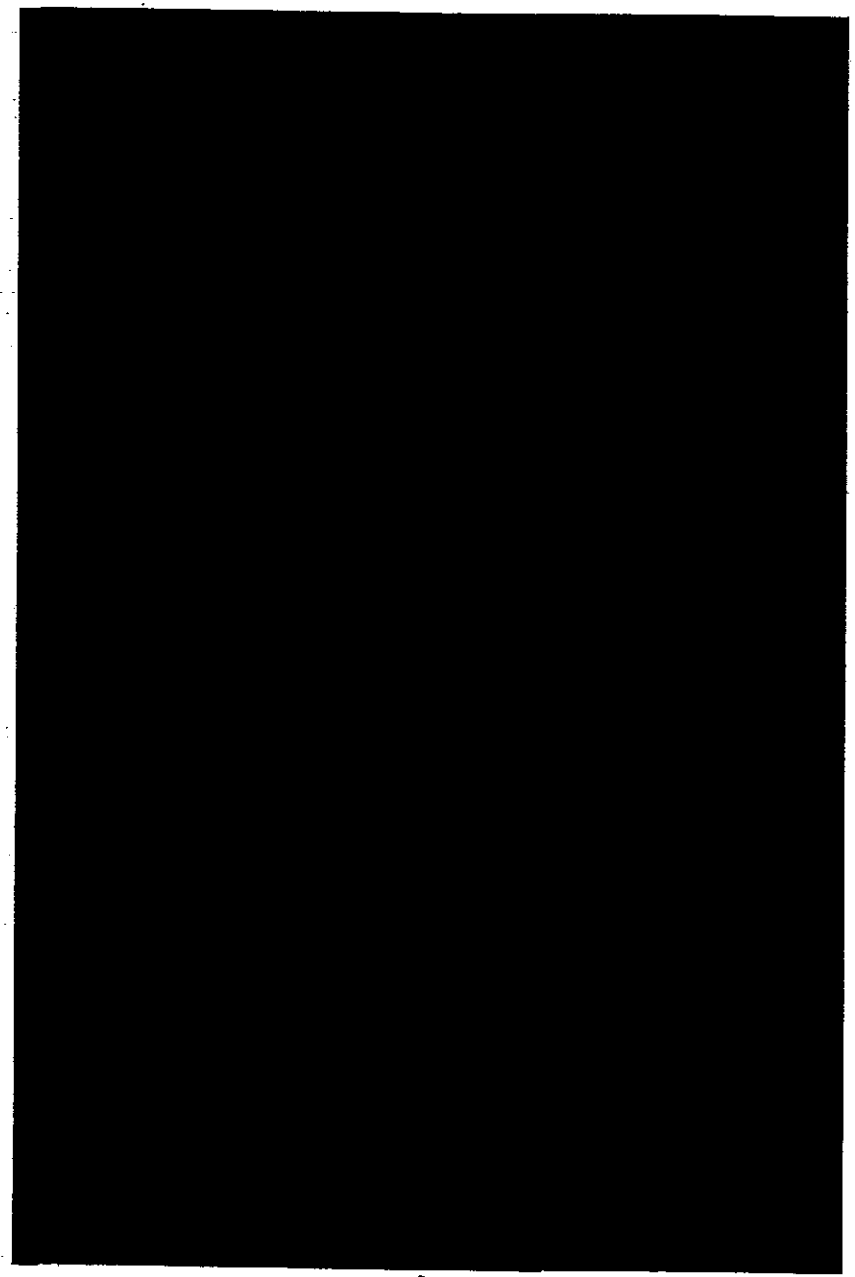
中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、引き続き、その是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

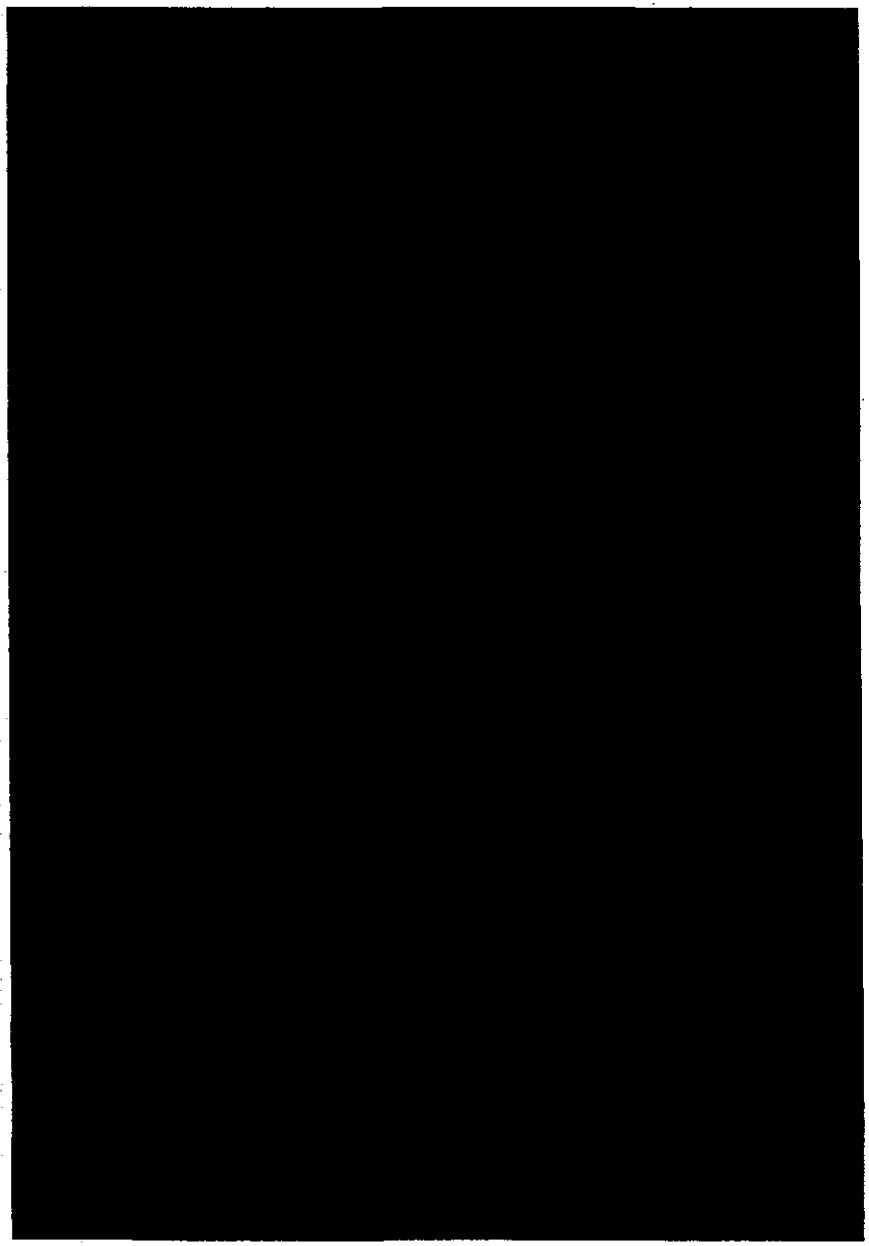
（以下省略）

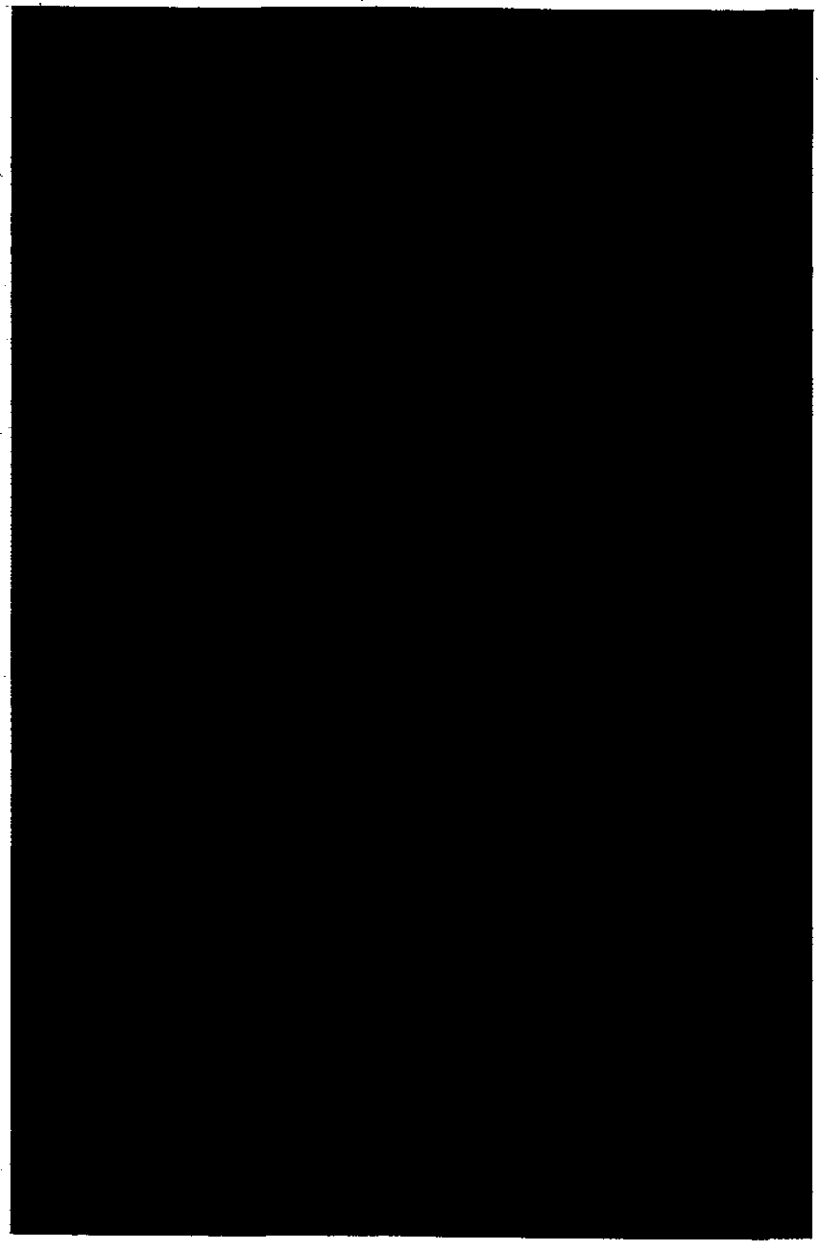


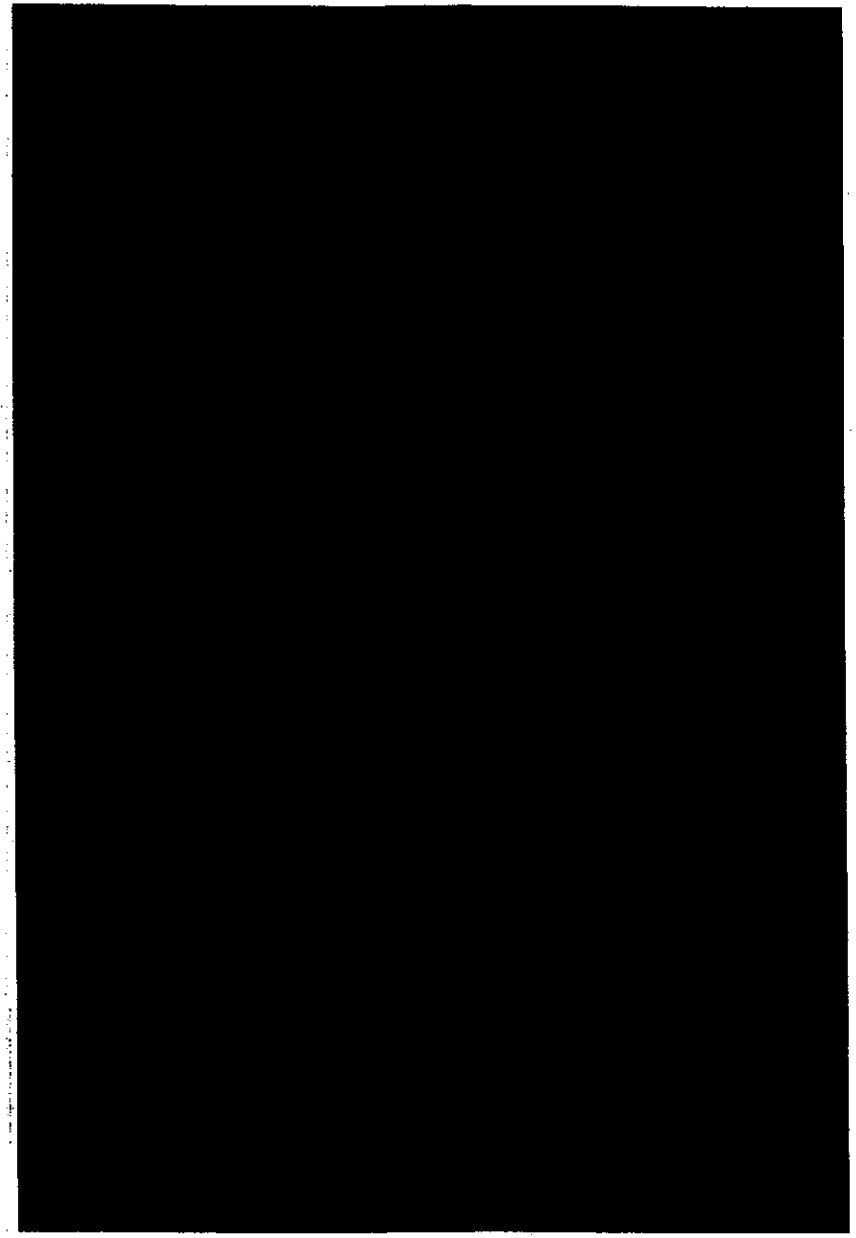
1



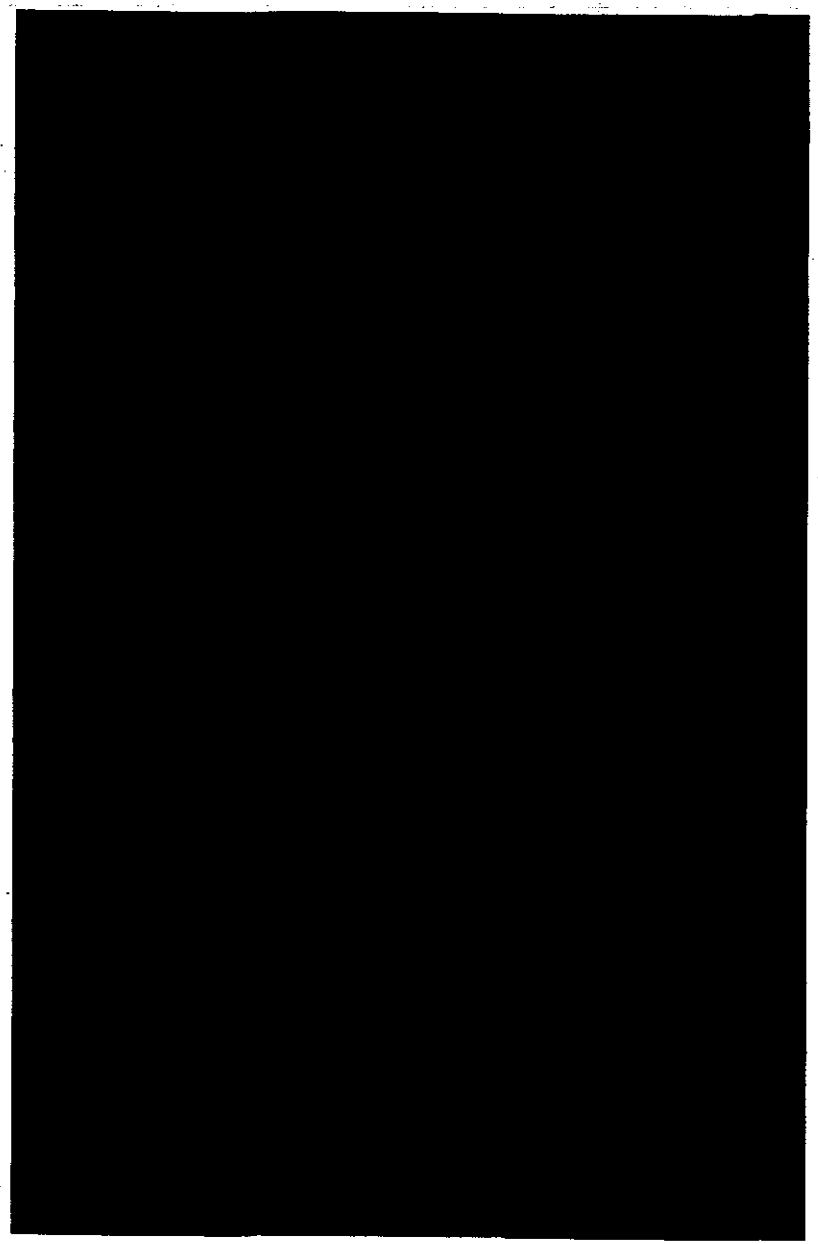
2



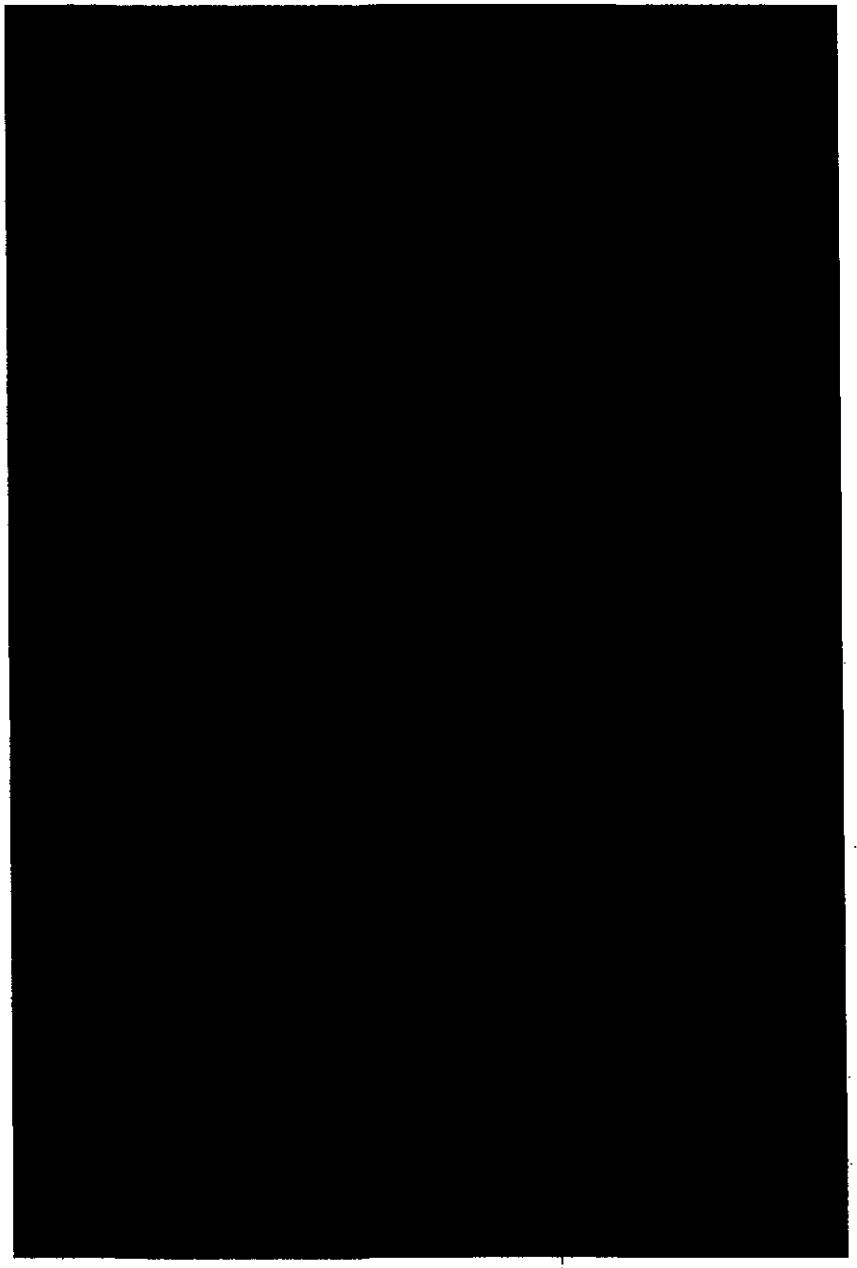


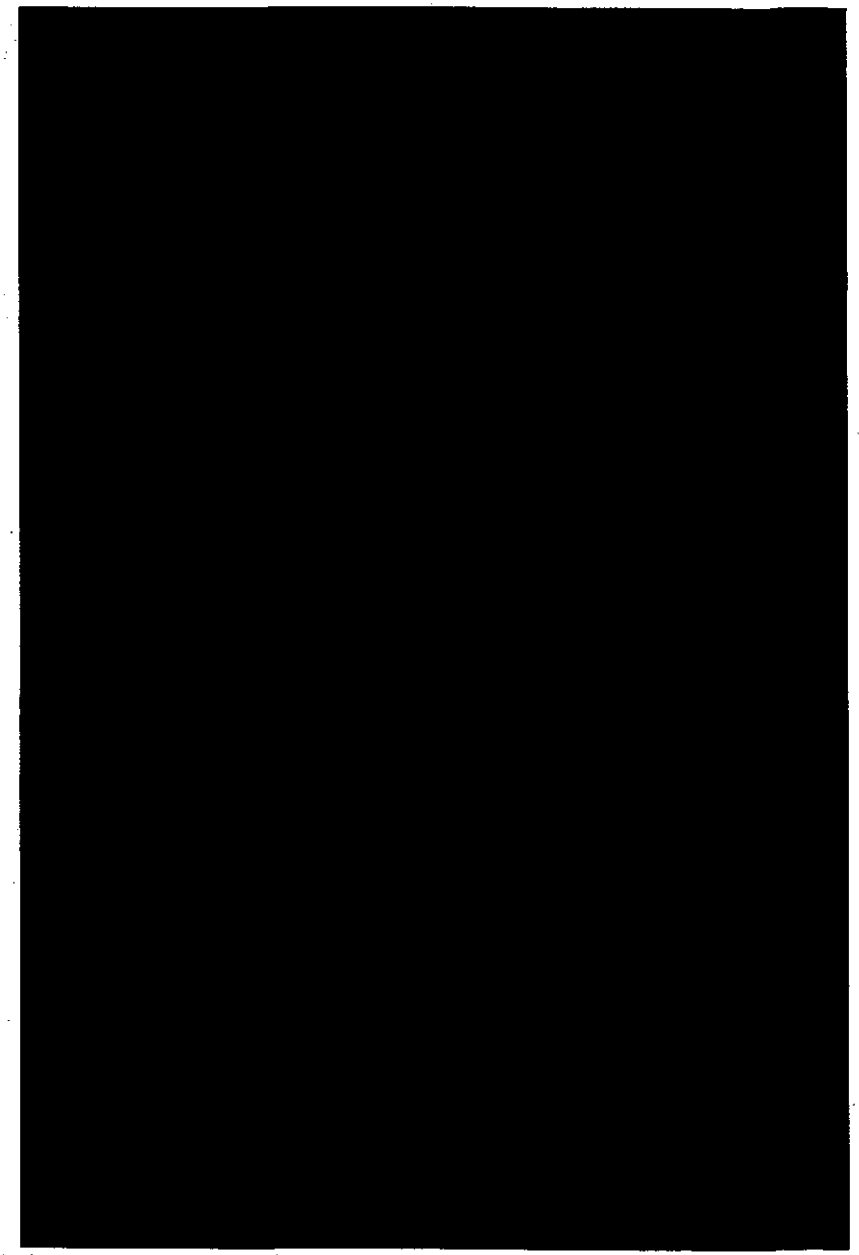


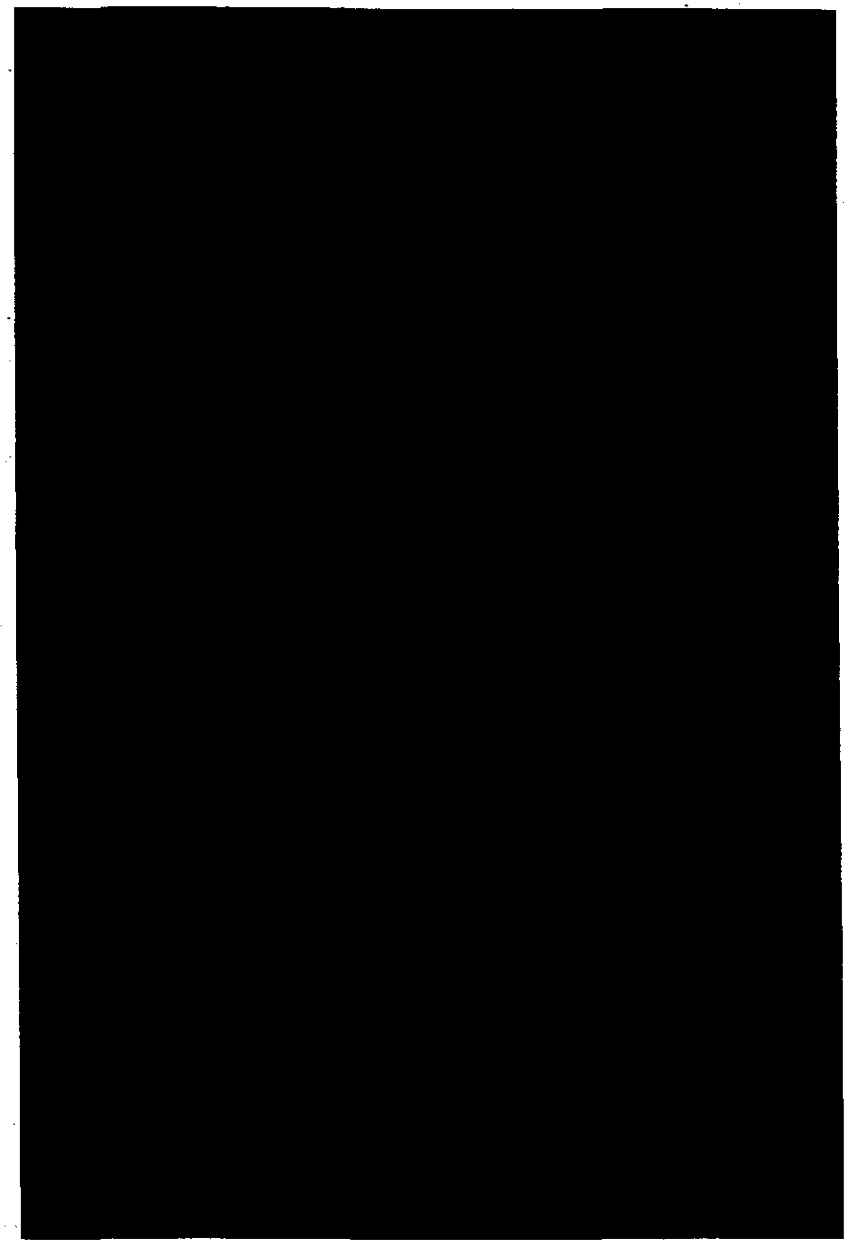
5

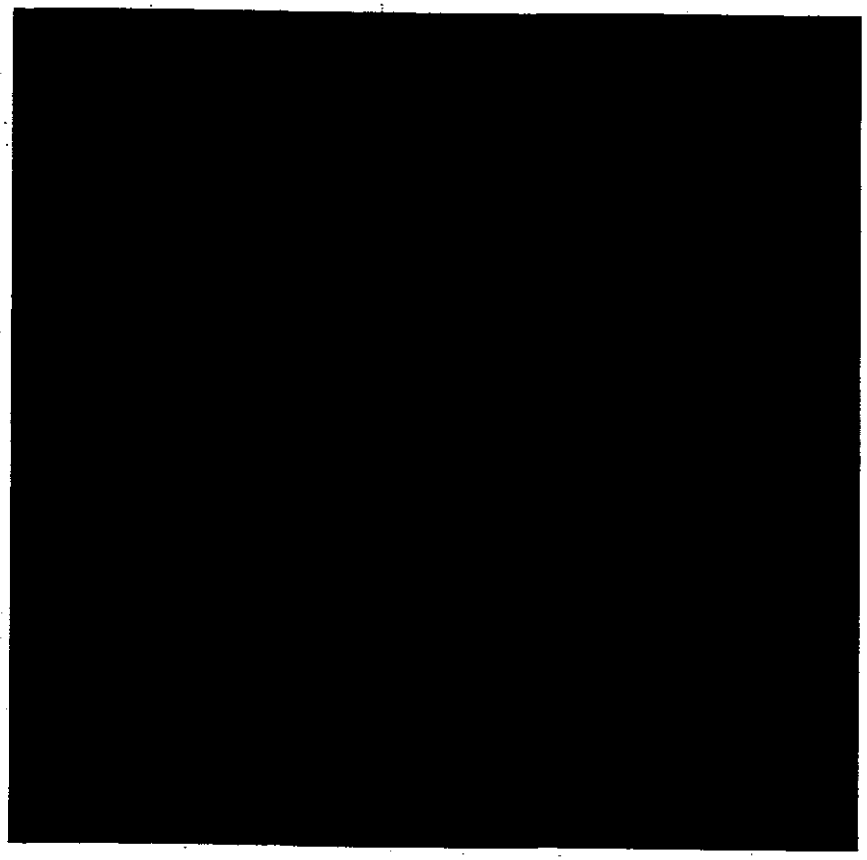


6









局　長	部　長	室　長	補　佐	係

復　命　書

令和５年７月10日

労働基準部長　　三上達也

賃金室長　　鎌田　勝

賃金指導官　　吉岡　厚

令和５年７月６日、島根地方最低賃金審議会による事業場視察　を行いましたので、その状況を下記のとおり復命します。

記

1　日　時
令和５年７月６日（木）13時30分～15時30分
2　視察先事業場
樋野電機工業有限会社
松江市東出雲町揖屋2801-1
3　視察参加委員
公益４名、労側４名、使側４名　合計12名
（事務局：労働基準部長、賃金室長、指導官）
4　視察の概要
別添のとおり、現地視察及び意見交換等を実施した。

島根地方最低賃金審議会による事業場視察の概要

1　労働基準部長あいさつ

三上労働基準部長よりあいさつ。

2　島根地方最低賃金審議会委員の紹介

席次表配布。

3　会社概要等の説明

[redacted]より説明

(1) 事業の概要

創立は[redacted]

[redacted]地元取引先としては[redacted]

[redacted]様や[redacted]様の[redacted]させてもらっている。

また、[redacted]

[redacted]なども行っている。

(2) 経営事情

[redacted]となっている。

昨今新聞等では、車関係の不足は多少戻ってきており生産数も増えているとの情報があるが、[redacted]まだ戻ってきていない。

[redacted]

[redacted]状況にあり、この状況は[redacted]と見込んでいる。

[redacted]あるが、[redacted]ものもある。

(3) 労働者に関する事項

労働者は、正社員が[redacted]名、パートが[redacted]名、計[redacted]名が所属している。そのうち女性が[redacted]名。

２０代は男性・女性[redacted]名。３０代は男性[redacted]名。４０代は男性[redacted]名、女性[redacted]名、５０代は男性[redacted]名、女性[redacted]名、６０台が男性・女性[redacted]名。

定年は、[redacted]歳で[redacted]歳まで[redacted]あり。[redacted]歳以上でも[redacted]対応している。現在[redacted]歳が最高年齢で雇用中。

(4) 賃金に関する事項

賃金は、[redacted]と[redacted]と[redacted]の[redacted]つから[redacted]されている。

基本給は[redacted]万円。[redacted]によって、[redacted]だんだん上がってくる。

手当については、[redacted]を支給。

[redacted]のベースアップでは、[redacted]。

初任給は[redacted]した。

(5) 質疑・応答

・景山委員

Q 先ほどベースアップの話しがあったが、[redacted]はどういう設定となっているか
A[redacted]

・ 賃金室長
Q 出荷調整の話があったが、価格の転化の対応はどうか
A 当社の場合は、[redacted]
[redacted]している
ただ、電気代が上がったりという経費の問題は生じている

・藤本委員
Q 労働者の裁量というのか、人手不足の状況については厳しい状況が続いているがどういった対策をしているのか
A[redacted]

・松浦委員
Q 生産性向上や業務改善といった助成金の制度があるが活用しているのか
A 最低賃金に関する助成金の活用は[redacted]

4 工場内見学
[redacted]より工場内の案内、作業や機器類の説明をしてもらった。

5 意見交換
(1) 労働者側(製造部２名、技術部１名)

・西尾委員
Q ボーナスの決定は上司の方との面談で決まっているのか
査定はあるのか
A[redacted]

・松浦委員
Q 女性の割合が多いが、賃金平等とか家庭や出産の対応などの労働環境について、会社がしっかり対応しているのか、働きやすい環境であるか
A[redacted]

・渡邊委員
Q 自己紹介の時に[redacted]と聞いたがその理由は
A[redacted]

(2) 使用者側(松坂社長)

・森脇委員
Q 材料不足、資金繰り、融資、返済など金銭の問題の対応策は
A[redacted]
Q パートナーシップはどうされているのか
A[redacted]している

・景山委員
Q 直近の初任給が[redacted]円と聞いたが、最近の変化を知ってのことなのか
どこも若手が採用したい中、どういう考えがあるのか
A[redacted]
Q 現在人は足りているのか
A[redacted]

・山本委員
Q 初任給[redacted]円としたことで若い社員の方の賃金との間に
逆転現象は生じてこないか
A[redacted]

・森脇委員
Q [redacted]を雇用しているようだが
A[redacted]

・藤本委員
Q 今、支援としてどういう支援があればありがたいか
A[redacted]

[redacted]

・賃金室長

Q 最低賃金は一昨年は３２円、去年３３円ということで今年については千円を達成するには3･9円ぐらいの目安になると考えられ、年々大幅に改正されているが使用者側としてどのような感想を持たれているのか

・A [redacted]

6　最賃審議会会長あいさつ

局長	部長	室長	室長補佐	賃金指導官	最賃監督官

復　命　書

令和5年6月20日

岡山労働局長　殿

官職氏名　賃金室長　三村典代

賃金指導官　宮川晋太郎

記

1. 出張月日	自　6月 19日･至　6月 19日　出発時刻 9:45　帰庁時刻 16:20
2. 出張先	[redacted]
3. 用務	岡山地方最低賃金審議に係る実地視察について
4. 用務処置の顛末	今年度の最低賃金の審議にあたり、事業場の経営状況等の把握のため、上記事業場にかかる実地視察を行いました。 参加者は、公益委員4名、労側委員1名、使側委員1名、事務局2名 で、詳細は別添「岡山県最低賃金審議会実地視察結果（まとめ）」のとおりです。
5. 上記に対する意見	

岡山県最低賃金審議会実地視察結果(まとめ)

視察日時　令和５年６月19日(月)

視察事業場　[redacted]

参加者　公益委員４名、労側委員１名、使側委員１名、事務局２名　計８名
(別添参加者名簿のとおり)

実地視察帰庁後の意見交換

- 最低賃金額が、事業場に与える影響は大きいと感じた。
  特に中小企業は厳しい状況にあると認識した。
- 雇用確保も大事にしながら、生産性もアップさせる必要がある。
- 最低賃金額は、上げていくべきと思うが、単純ではない。
- 価格転嫁の難しさを認識した。昨年よりもさらに難しくなっている様に感じた。
- 一次下請は、価格転嫁をやっていると思う。
  [redacted]はやっているし、[redacted]もやっていると聞いている。

令和5年6月19日(月)実地視察参加委員名簿

[redacted]　11:00～12:00
15:00～16:00

区分	氏名	現職
公益代表	岡山　一郎	(株)山陽新聞社 論説委員会主幹
	井山　裕之	弁護士
	益田　佐和子	岡山家庭裁判所 家事調停委員
	横山　純子	弁護士
	米山　毅一郎	岡山大学学術研究院法務学域 教授
労働者代表	小橋　政次	自動車総連岡山地方協議会 事務局長
使用者代表	西谷　浩朗	岡山県経営者協会 専務理事
事務局	三村　典代	岡山労働局労働基準部賃金室 賃金室長
	宮川　晋太郎	岡山労働局労働基準部賃金室 賃金指導官

(注)五十音順

岡山地方最低賃金審議会企業視察日程表

実施日時　令和５年６月１９日（月）　９：３０～１６：４５
参加者　岡山地方最低賃金審議会委員６名（公益側４名、労使側各１名）
事務局２名（室長・指導官）　合計８名

日　程

時　間	行　程　内　容
9:30	岡山労働局（第２合同庁舎）集合　ジャンボタクシー配車
9:45	岡山労働局出発
11:00	[redacted]到着
11：00～11：10	挨拶、名刺交換後、作業場移動
11：10～11：40	作業場視察（ヘルメット着用）
11：40～12：00	事業場より経営状況及び要望等聴取　その後質疑等
12:00	現地出発
13:15	岡山労働局（第２合同庁舎）到着
13：15～14：30	昼食等（一旦解散）
14:40	岡山労働局出発
15:00	[redacted]到着
15：00～15：10	挨拶、名刺交換
15：10～16：00	事業場より経営状況及び要望等聴取　その後質疑等
16:00	現地出発
16：15～16：45	岡山地方合同庁舎到着　3階会議室において意見交換

＊時間は多少前後することがあります。

[redacted]

令和５年度

長崎地方最低賃金審議会

実地視察等結果

資料番号No.１（使用者側調査票とりまとめ資料）・・・・・・・・・・・・・・・２
資料番号No.２（労働者側調査票とりまとめ資料）・・・・・・・・・・・・・・・７
資料番号No.３（令和５年７月１８日事業場実地視察結果概要）・・・・・・・・９

資料番号No.1

（使用者側調査票とりまとめ資料）

1　貴社の景況について

事業場（業種）	（1）現況 良い　不変　悪い その理由	（2）今後の見通し 良い　不変　悪い その理由
実地視察事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]

2　業界全体の景況について

事業場（業種）	（1）現況 良い　不変　悪い その理由	（2）今後の見通し 良い　不変　悪い その理由
実地視察事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]

3　労働時間・休日について

（1）所定労働時間等

事業場（業種）	1日の労働時間	週の労働時間	週休日	年間休日日数
実地視察事業場 （食料品製造業）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	
書面ヒアリング事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

（2）時間外労働

事業場（業種）	時間外労働数	うち正社員	うち正社員以外
実地視察事業場 （[redacted]）	20	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]	[redacted]

4　労働者について（年齢別・雇用形態別）

事業場（業種）	人数別内訳 17歳以下	18歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
実地視察事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 （[redacted]）	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

事業場（業種）	規模内訳（人） （うちパート・アルバイト） 30人未満	30人以上
実地視察事業場 （[redacted]）		[redacted] (17)
書面ヒアリング事業場 （飲食サービス業）		[redacted]

5　新規学卒者の採用状況

事業場（業種）	本年度の新規採用の有無
実地視察事業場（食料品製造業）	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]

6　賃金が低位の労働者の状況

（1）実地視察事業場（[redacted]）

労働者	職種	性別	賃金形態	賃金額	年齢	勤続年数	雇用形態
1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	55	[redacted]	[redacted]
2	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
3	事務	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
5	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

（2）書面ヒアリング事業場（[redacted]）

労働者	職種	性別	賃金形態	賃金額	年齢	勤続年数	雇用形態
1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
2	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	16年	[redacted]
3	[redacted]	男	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
5	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	72	[redacted]	[redacted]

7　今年の定期昇給及びベースアップの状況

事業場（業種）	定期昇給・ベースアップ	
	定期昇給	ベースアップ
実地視察事業場（[redacted]）	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]

8　事業場の賃金水準

事業場（業種）	（1）地域のほかの産業と比較して	（2）地域の同業他社と比較して
実地視察事業場（[redacted]）	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	低い	[redacted]

9　生産性向上の取組状況

（1）生産性向上（利益率ＵＰ）の取組状況

実地視察事業場（[redacted]）	[redacted]
	行っている場合、その内容及びその成果について
	[redacted]
書面ヒアリング事業場（[redacted]）	[redacted]
	行っている場合、その内容及びその成果について
	[redacted]

（2）価格転嫁の状況や原材料高騰等に対する企業努力の対策

実地視察事業場（食料品製造業）	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]

１０　長崎県最低賃金に関する意見

（1）長崎県最低賃金（現行時間額８５３円）についてどう思いますか

実地視察事業場（[redacted]）	[redacted]
書面ヒアリング事業場（[redacted]）	[redacted]

（2）最低賃金はいくら位が適当と思いますか

事業場（業種）	時間額	その理由
実地視察事業場（食料品製造業）		[redacted]
書面ヒアリング事業場（[redacted]）	[redacted]	[redacted]

（３）現行最低賃金の改定に関する意見

実地視察事業場（食料品製造業）	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]

（４）最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。

事業場（業種）	有無	その理由
実地視察事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]	労働者を確保するために、最低賃金より高く時給を維持することが必要となるため事業所での給与水準が上がることにつながる。

１１　その他意見・要望

実地視察事業場 [redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]

資料番号No.２

１　労働者側の目から見た、自社の経営状況について

実地視察事業場 [redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	人件費も最小限でおさえていると思うので状況は悪くないと感じています。

２　労働者側の目から見た、同種業界の景況について

実地視察事業場 [redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]

３　今年の定期昇給とベースアップについて

事業場（業種）	定期昇給	ベースアップ
実地視察事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]

４　長崎県最低賃金（現行時間額８５３円）についてどう思いますか

事業場（業種）	高い　妥当　低い	その理由
実地視察事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場（飲食サービス業）	[redacted]	物価高に追いついていない

５　最低賃金はいくら位が適当と思いますか

事業場（業種）	時間額	その理由
実地視察事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]

6　最低賃金の改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか

事業場（業種）	有無	その理由
実地視察事業場 [redacted]	[redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]	大きく改良があれば賃金上昇も見込まれると思います。

7　最低賃金に関する意見・要望等について

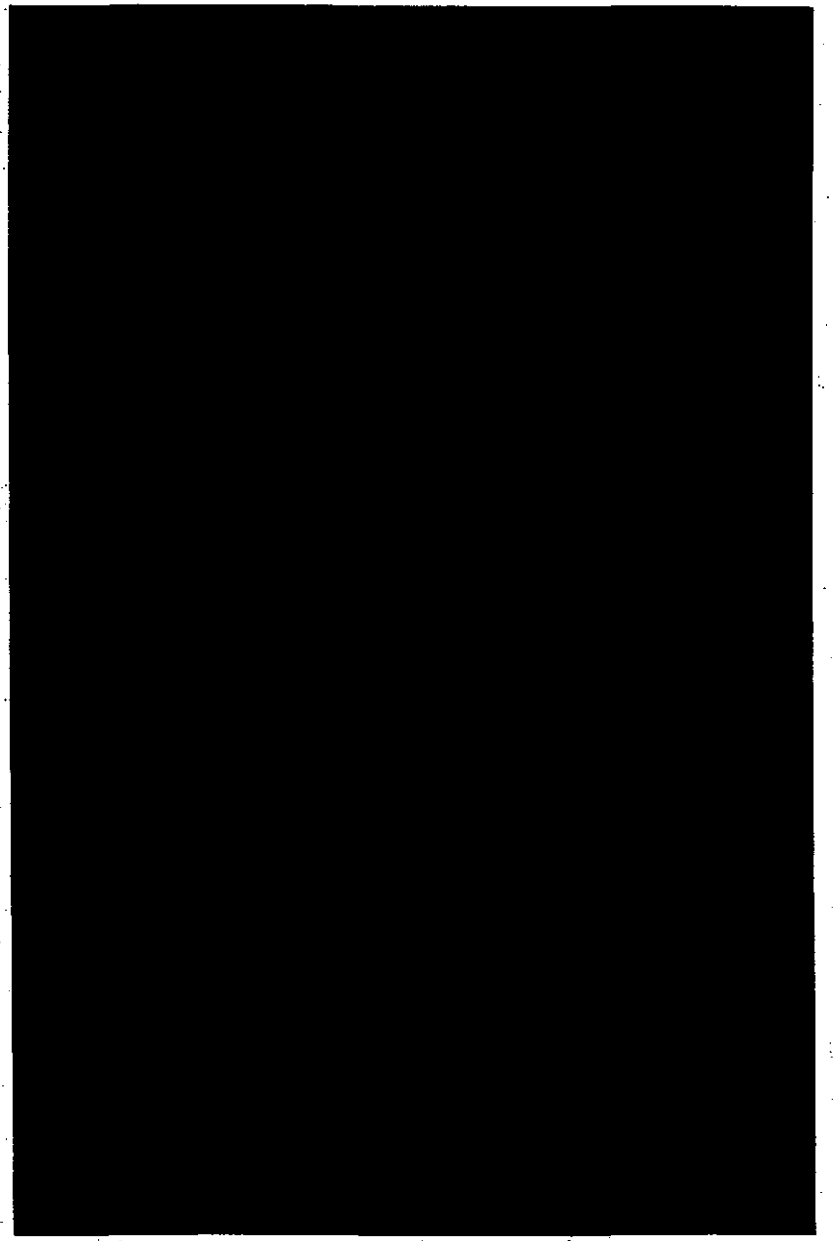
実地視察事業場 [redacted]	[redacted]
書面ヒアリング事業場 [redacted]	[redacted]

資料番号No.３

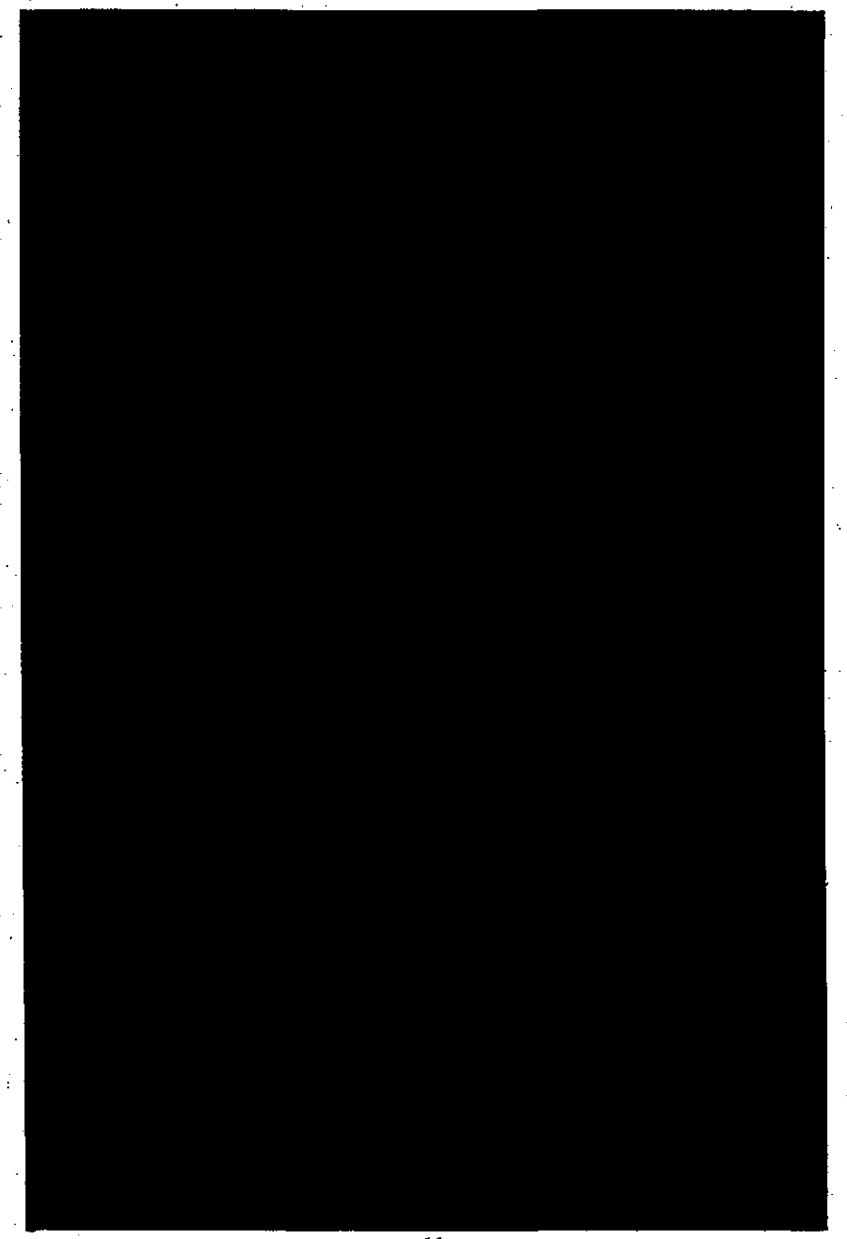
（令和５年７月１８日事業場実地視察結果概要）

事業主と委員との質疑内容の要旨

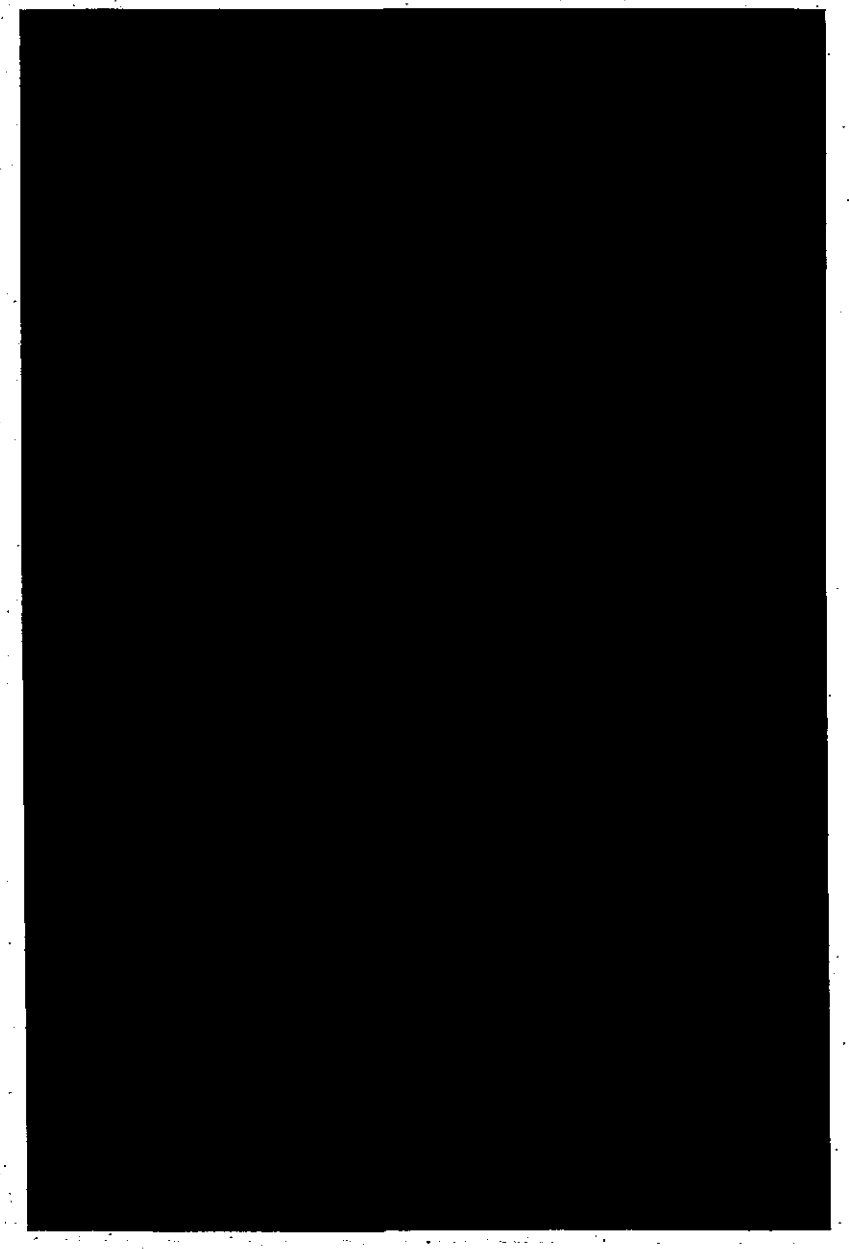
[redacted]

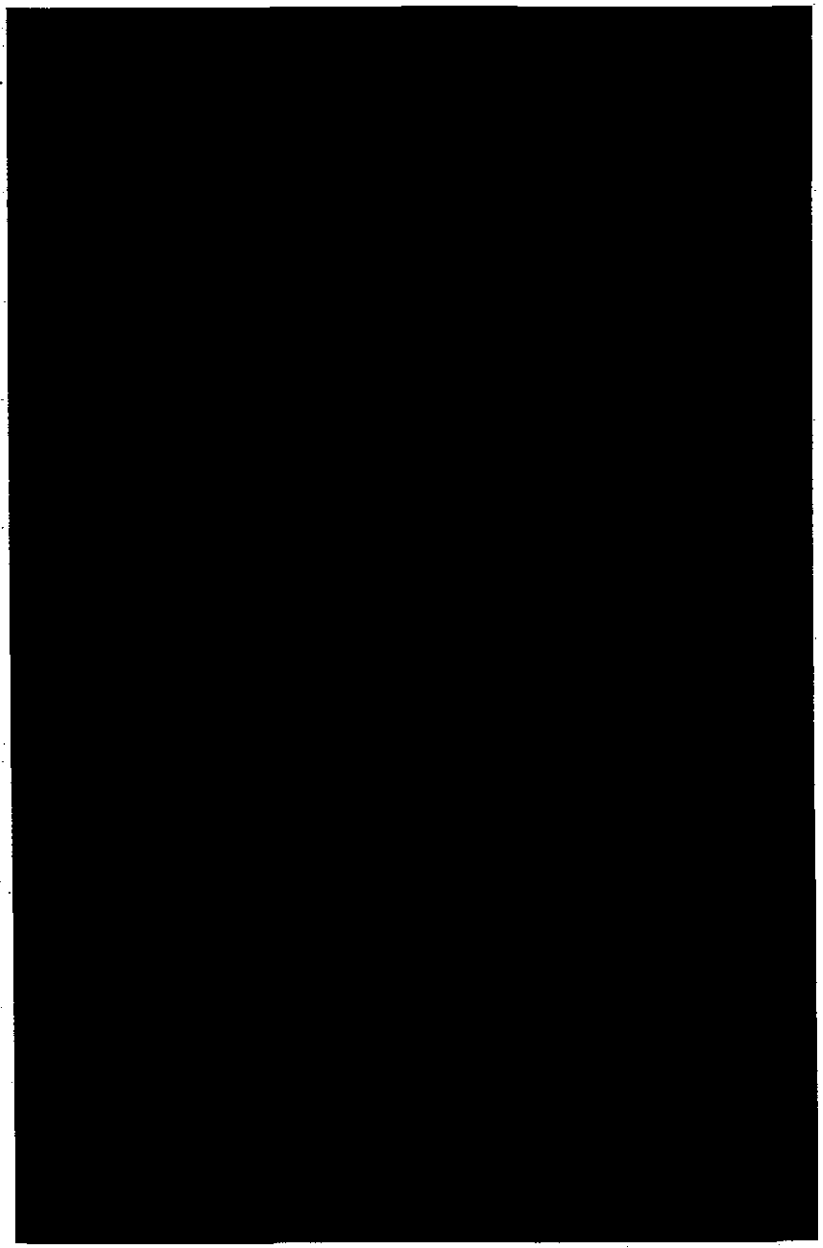


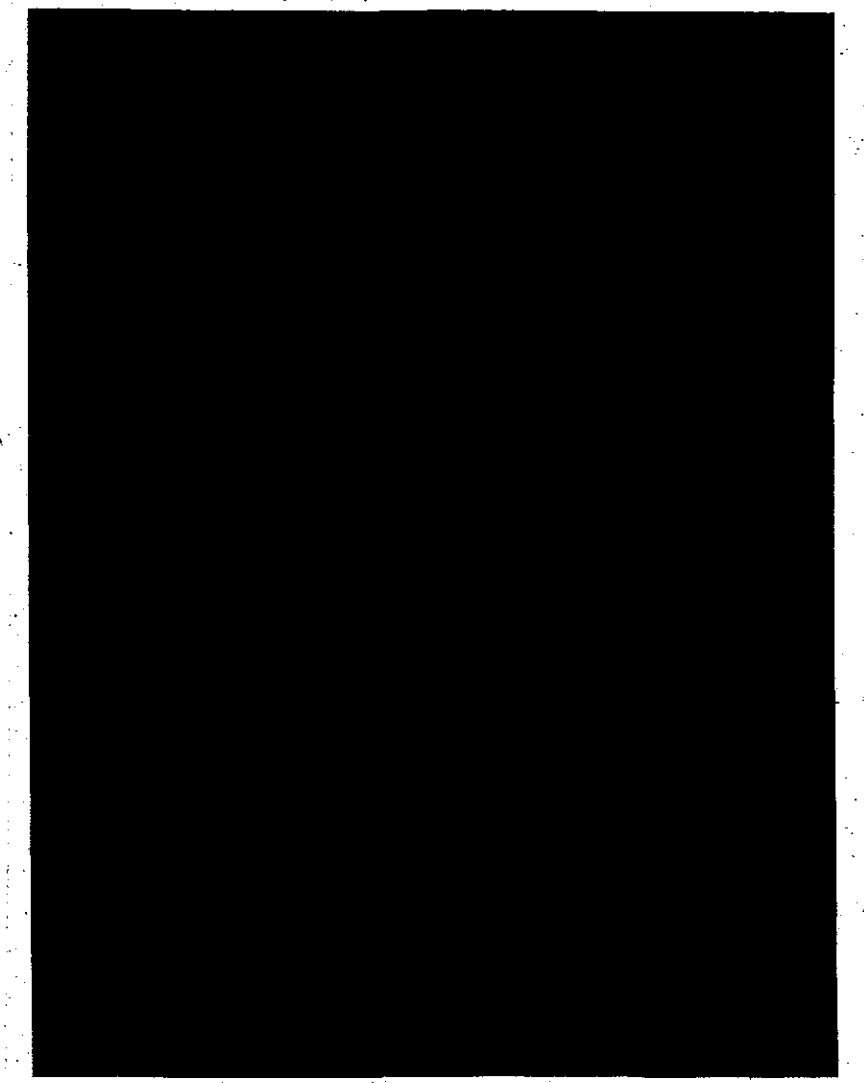
10



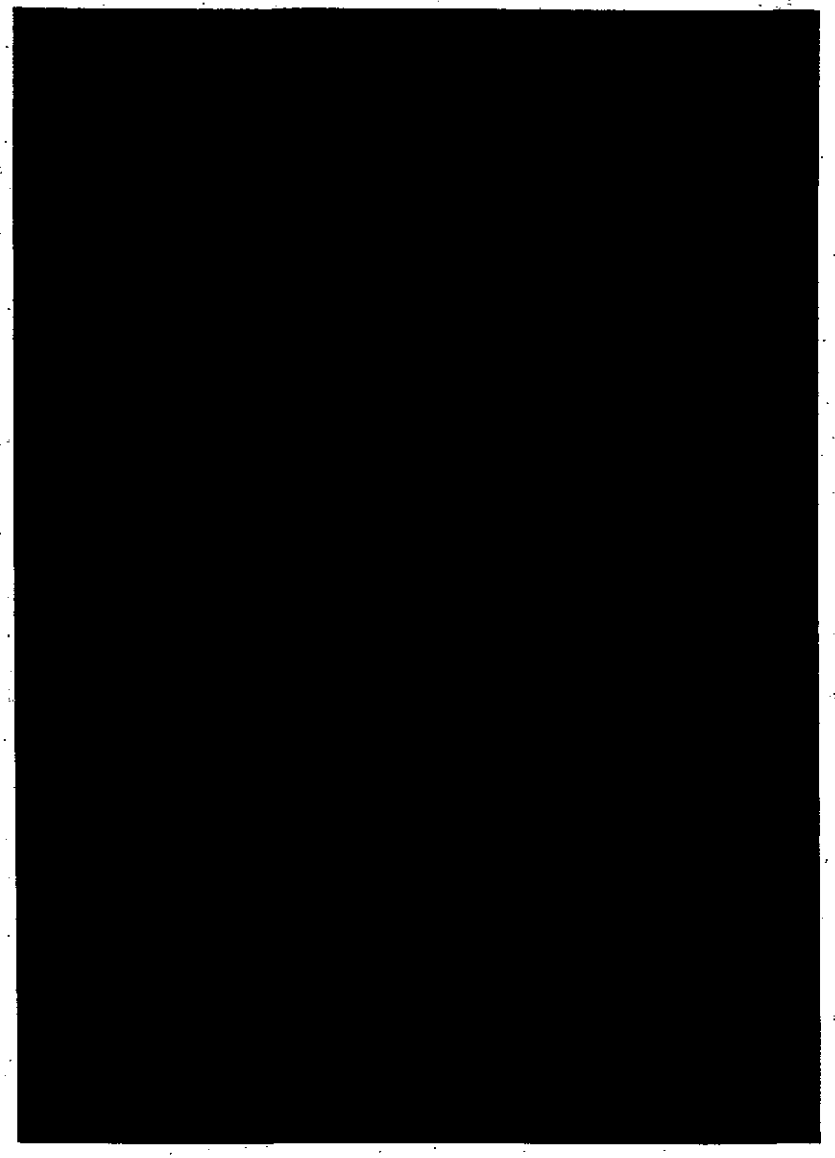
11

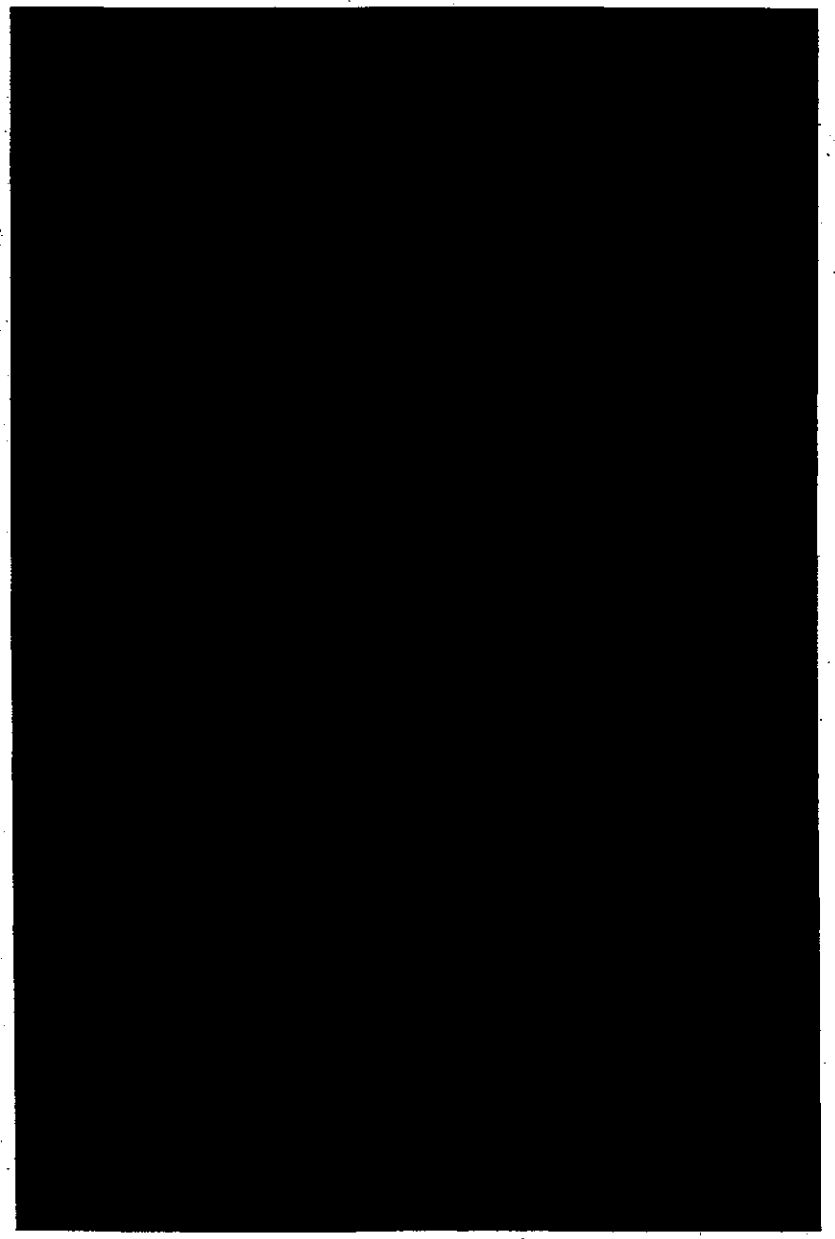






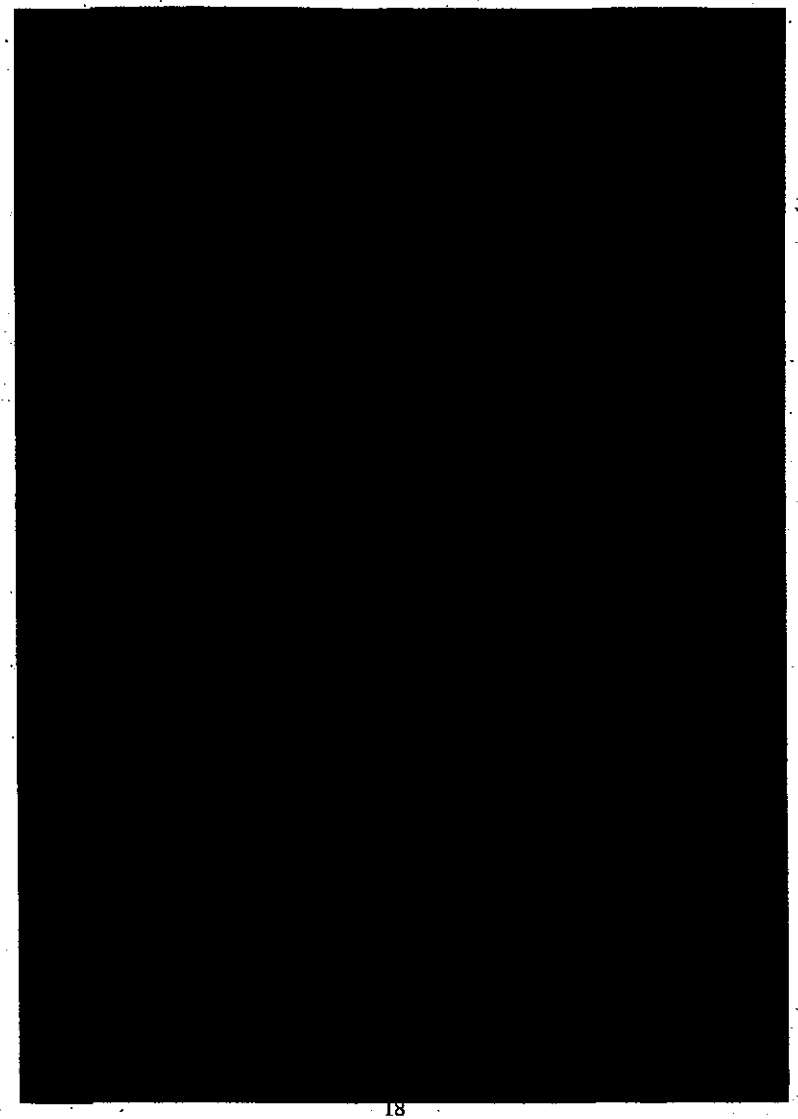
労働者代表と委員との質疑内容の要旨

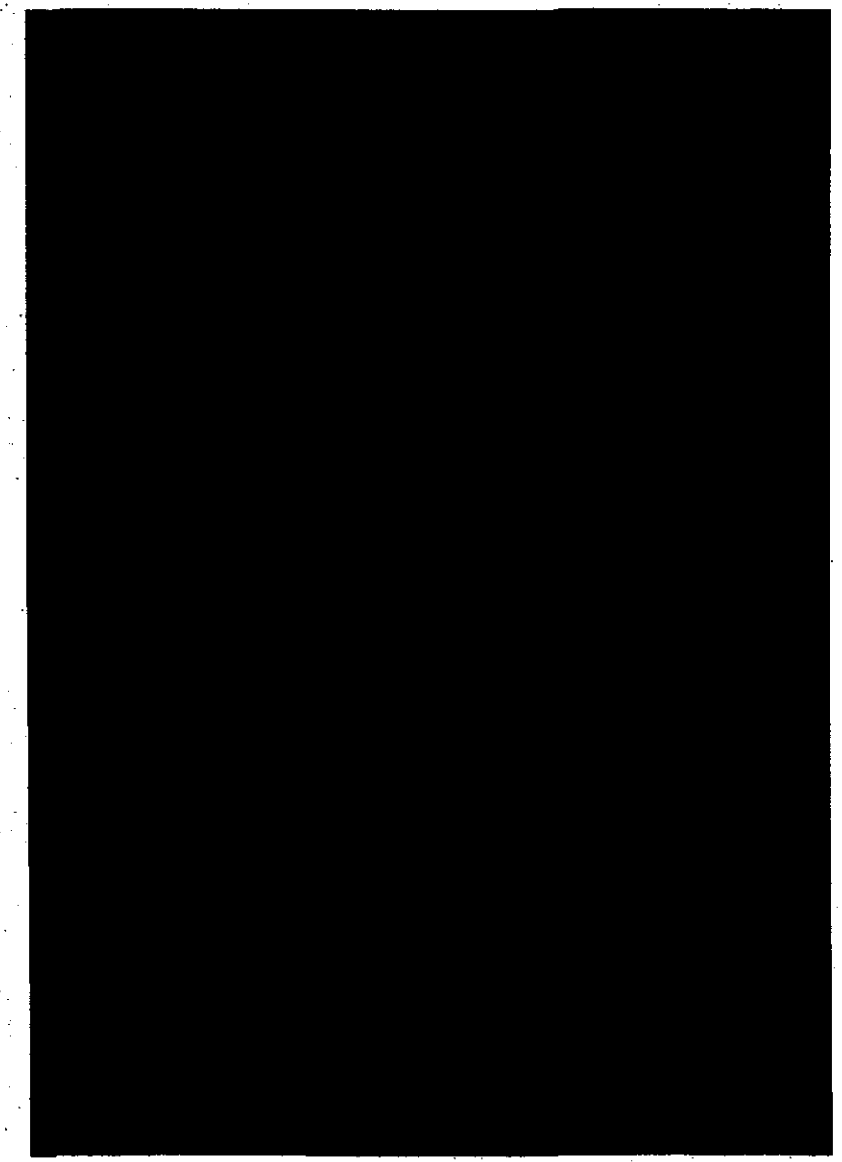


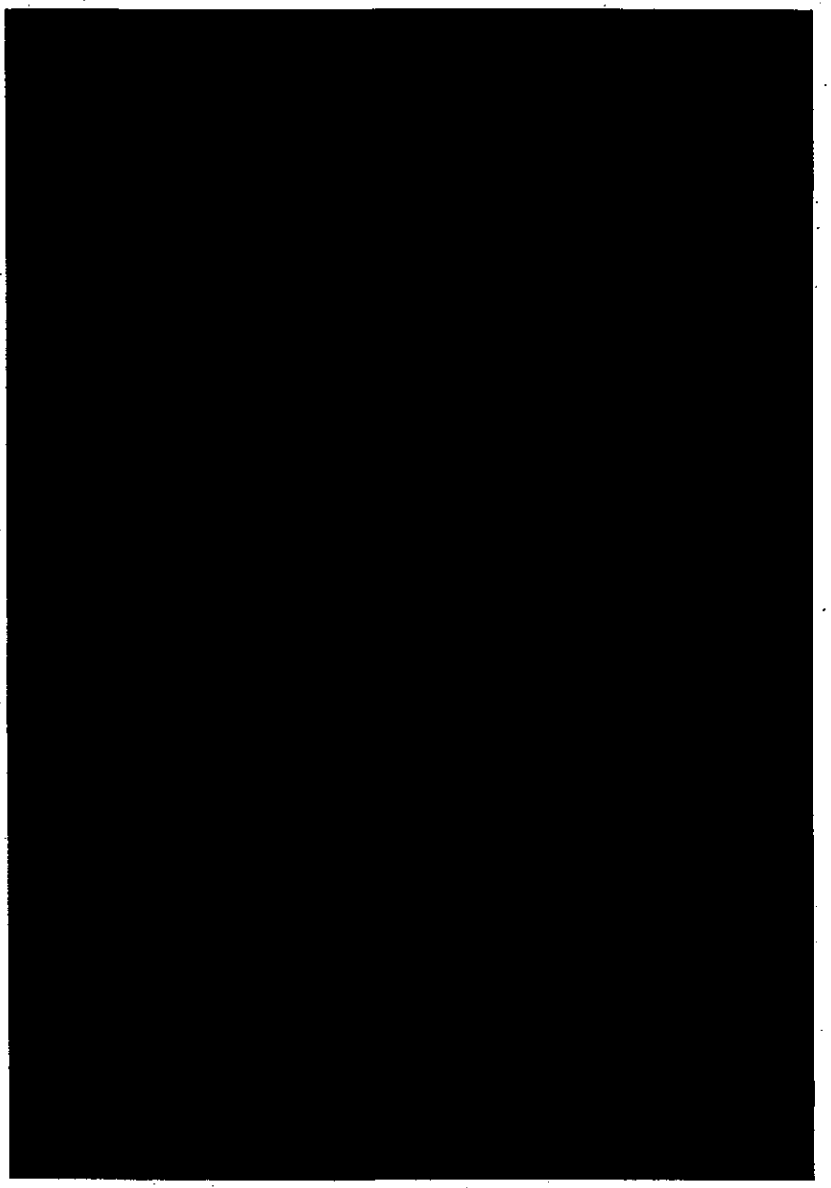




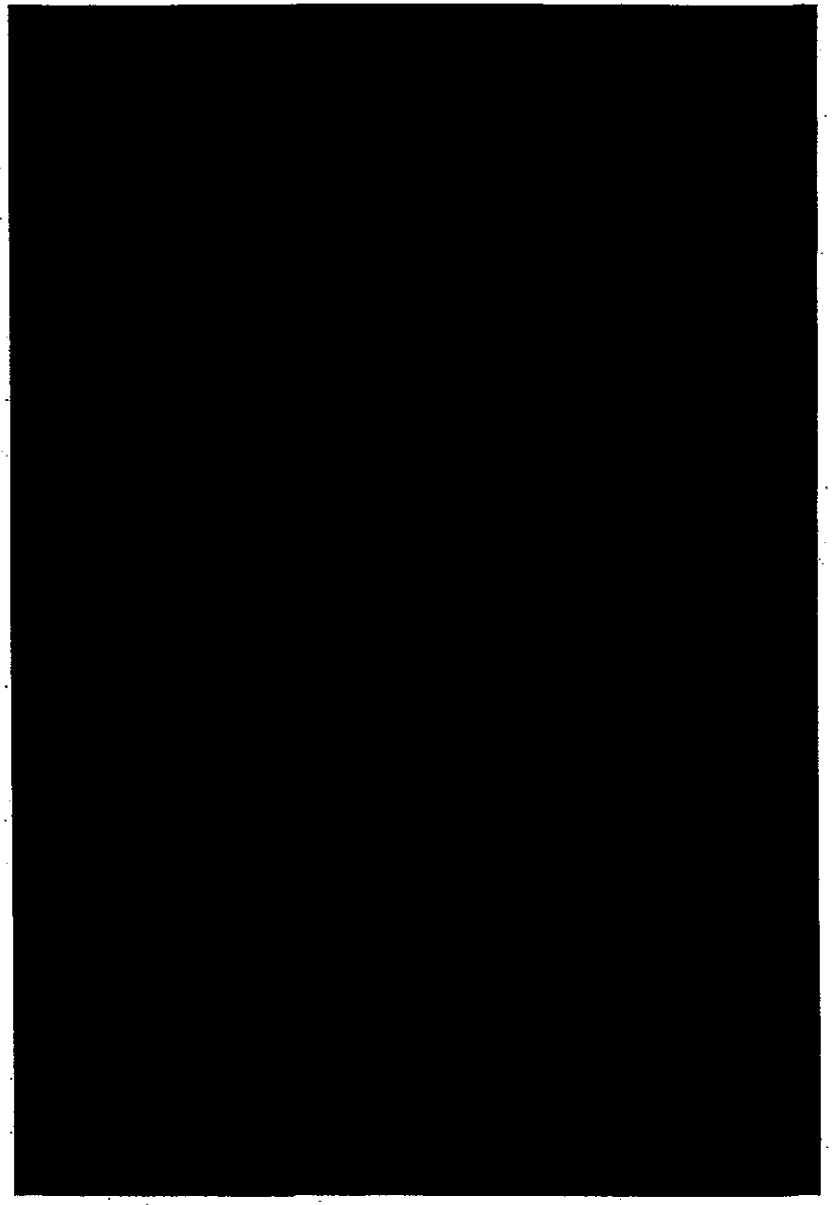
視察状況



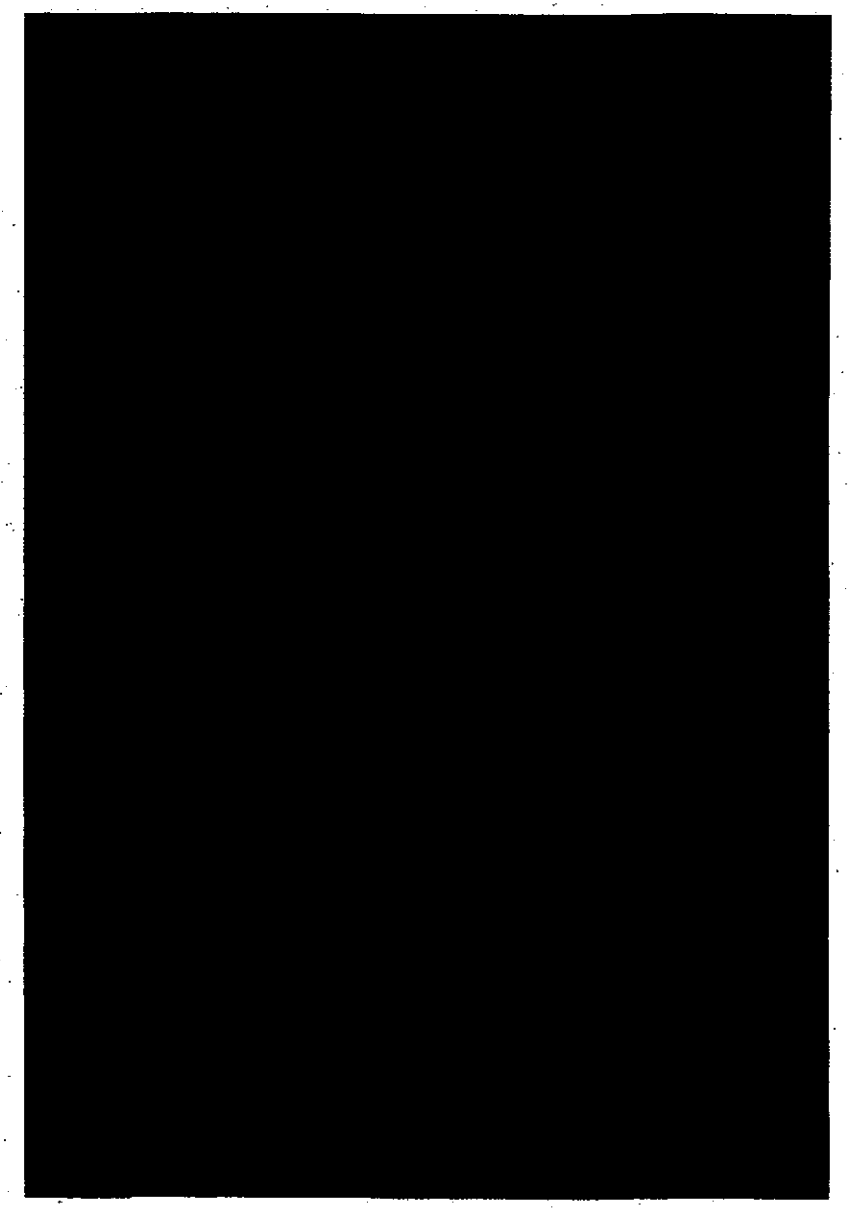




20



21



審議会資料No.14

令和７年度
市町村要望（要請）書

１　聖篭町　新潟労働局長あて令和７年６月２日受付「全国一律最低賃金制への法改正を求める要請書」

２　三条市　新潟労働局長あて令和７年６月９日受付「新潟県の最低賃金の引上げ等に関する要望書」

３　佐渡市　新潟労働局長・新潟地方最低賃金審議会会長あて令和７年６月１６日受付「新潟県最低賃金引上げに関する要請書」

佐地産第 303 号
令和７年６月 12 日

新潟労働局長　様
新潟地方最低賃金審議会　会長　様

佐渡市長　渡辺　竜[redacted]

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。
さて、新潟県の最低賃金決定にあたっては、以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

１．令和７年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、物価上昇分を考慮したうえで、最低生活の可能な賃金水準への上積みをはかること。

２．最低賃金の引き上げにあたっては、首都圏や全国平均との金額差を可能な限り是正・縮小した水準とすること。

３．最低賃金改定後は、改定金額の周知を徹底するとともに、最低賃金法違反摘発や再発防止などの監督体制を強化すること。また、最低賃金の引き上げにあたっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業規模や地域を問わずすべての企業へさらに浸透させ、適正な取引きができる環境の整備をはかること。

以上

受付
-7.6.16
賃金室

新潟地方最低賃金審議会運営規程

第１条　この規程は、新潟地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、新潟労働局長、５人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。なお、会長選出までの間は新潟労働局長が招集する。

２　前項の規定により新潟労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、原則として少なくとも当該期日の１０日前までに、会長に通知するものとする。

３　会長は、会議を招集するときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも１週間前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、新潟労働局長に通知するものとする。

第３条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会又は専門部会等を設けることができる。

第４条　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

２　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第５条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第７条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとする。

４　前３項規定は、小委員会又は専門部会等について準用する。

第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度新潟労働局長に送付するものとする。

第９条　この規程に定めるもののほか、小委員会又は専門部会等の議事運営に関し必要な事項は、それぞれの長が小委員会又は当該専門部会等に諮って定める。

第10条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則
この規程は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和２年７月８日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年７月４日から施行する。

審議会資料№16

新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会運営規程

第１条　新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、新潟労働局長又は３分の１以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

２　前項の規定により新潟労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望日を少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、新潟労働局長に通知するものとする。

第３条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

２ 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第４条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

３　専門部会は、部会長が必要であると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第５条　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第６条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第７条　部会長は、専門部会が議決を行ったときは、新潟地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第８条　この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第９条　第２条から第６条までの規定は、部会長選出までの間は、「部会長」を「新潟地方最低賃金審議会会長」と読み替えるものとする。

第10条　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附　則

第１条　この規程は、平成２１年７月２３日から施行とする。

附　則

第１条　この規程は、令和４年８月１日から施行とする。

審議会資料№17

令和７年度　新潟地方最低賃金審議会日程（案）

月 日	曜日	本　　審		会　場	専門部会		会　場
7月2日	水	第1回	14:00～	４Ｆ 共用会議室A			
7月30日	水	第2回	13:30～	２Ｆ 労働局会議室	第1回	15:30～	２Ｆ 労働局会議室
8月1日	金				第2回	9:30～	２Ｆ 労働局会議室
8月4日	月				第3回	13:30～	２Ｆ 労働局会議室
8月5日	火	第3回	13:30～	４Ｆ 共用会議室A	予 備	9:30～	４F共用会議室A
8月21日	木	第4回	10:00～	２Ｆ 労働局会議室			